

平成 22 年度

外務省政策評価書

(平成 21 年度に実施した施策に係る評価書)

施策レベル評価版

平成 22 年 8 月

外 務 省

目 次 [施策レベル評価版]

[総括・概要]	
平成 22 年度の政策評価の概観と評価の改善点	3
評価結果一覧	10
[実施計画に基づく事後評価（施策の評価）]	
政策評価シートの記載内容	17
基本目標Ⅰ 地域別外交	
Ⅰ—1 アジア大洋州地域外交	23
Ⅰ—2 北米地域外交	73
Ⅰ—3 中南米地域外交	97
Ⅰ—4 欧州地域外交	115
Ⅰ—5 中東地域外交	143
Ⅰ—6 アフリカ地域外交	159
基本目標Ⅱ 分野別外交	
Ⅱ—1 国際の平和と安定に対する取組	175
Ⅱ—2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組	217
Ⅱ—3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	227
Ⅱ—4 国際経済に関する取組	241
Ⅱ—5 国際法の形成・発展に向けた取組	285
Ⅱ—6 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	305
基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策	
Ⅲ—1 海外広報、文化交流	311
Ⅲ—2 報道対策、国内広報、IT 広報	331
基本目標Ⅳ 領事政策	353
基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化	373
基本目標Ⅵ 経済協力	
Ⅵ—1 経済協力	383
Ⅵ—2 地球規模の諸問題への取組	391
基本目標Ⅶ 分担金・拠出金	409
政府開発援助に係る未着手・未了案件	
(1) 未着手案件	423
(2) 未了案件	431
[事前評価]	
(1) 無償資金協力	455
(2) 有償資金協力	457

[総括・概要]

平成 22 年度の政策評価の概観と評価の改善点

1 はじめに

外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに、主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務とする（外務省設置法第3条）。

外務省は、平成 21 年度においても、限られた投入資源（予算、定員）を効果的・効率的に活用し、与えられた任務を全うすべく政策を企画・実施した。本書は、その政策評価を行ったものであるが、これを PDCA サイクルの中で予算・定員・機構要求へ反映し、また、後年における政策の展開に活用することを念頭に置いている。

外交政策は、必ずしも政策効果の定量的な把握になじむものでなく、評価手法の確立に困難さがともなうが、可能なものについては定量的な把握を試みた。また、たとえば、国民へのサービス向上に向けた領事サービスの強化等の業務の改善について、「IV-1 領事サービスの充実」において最新のアンケート調査の成果も含めた評価を行うなど、より分かりやすい評価に努めた。平成 22 年度の外務省による政策評価については、下記 2 において概要を説明しており、平成 22 年度政策評価における改善点は 3 及び 4 を参照いただきたい。今回は、冒頭の施策の概要の記載項目として「小目標」を明示的に示し、平成 21 年度施策の進捗状況をより具体的に示すようにした。また、事務事業評価において「予算の効果的・効率的活用」の項目を設けるとともに、施策レベルでも「無駄削減（経費節約のための取組）」をできるだけ記述するように努め、予算の効率的な活用の取組についても説明することとした。

政策評価については不断の見直しが行われており、「政策達成目標明示制度」（平成 23 年度から本格的に導入予定）や事業仕分けにおいて「抜本的な機能強化」とされた行政評価機能などはその顕著な例と言える。外務省としても、今後ともこのような流れに沿いながら、当省において実際に評価を実施していく過程の中で、外交政策に関するより適切な評価が行えるよう、引き続き改善を図っていく。

2 外務省の政策評価

(1) 政策評価制度の導入

我が国の政策評価の制度は、平成9年12月の行政改革会議の最終報告で、行政機関が行う政策が効果を上げているかどうかを評価し、その結果を将来の政策の企画立案に結びつける仕組みを強化すべきだとの提言があったことをきっかけとして検討され、平成13(2001)年1月、中央省庁等改革の大きな柱の一つとして、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として導入された。同年6月、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下、政策評価法)が制定され、平成14年4月1日から施行された。この法律によって、すべての府省が、自らの行った政策について評価を行うことが義務づけられた。

(2) 政策評価に関する基本的方針(基本計画・実施計画)

外務省は、政策評価法の制定・施行を受け、平成14年度から政策評価を実施している。外務省は、政策評価法及び関連の閣議決定に基づいて、「外務省における政策評価の基本計画」(現行の計画期間は平成20年度から平成24年度まで。以下「基本計画」。)及び「平成22年度(平成21年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」(平成21年4月1日から22年3月31日までに実施した施策を対象。以下「実施計画」。)を定めている。政策評価はこれらの計画に基づいて実施されている。

基本計画は、外務省における政策評価の基本的事項を定めている。この基本計画は、5年間の期間中、外務省が行う政策評価の目的、実施に当たっての基本的考え方、実施体制、政策への反映、情報の公開などの基本的事項等を定めている。毎年作成する実施計画は、政策評価の実施上の具体的項目、例えば対象となる施策、施策の目標、事務事業等を定めている。

(3) 外務省の政策評価の実施体制

外務省が行う政策評価は、一次評価を個別の施策を所管する各局・部の課室(以下「施策所管局課」)が担当し、その二次評価を評価総括組織(考査・政策評価官、官房総務課、会計課、及び総合外交政策局総務課、政策企画室)が担当することになっている。

ア 施策所管局課

各施策所管局課は、毎年度の実施計画に基づき、それぞれの局課が担当する外交政策について、年度末の時点で1年を振り返って自己評価を行う。施策所管局課は、主に過去1年間の取組実績やその成果を施策の目標(小目標)

と照らし合わせ、目標に向けた進捗状況を中心に分析、評価する。

イ 評価総括組織（考査・政策評価官，官房総務課，会計課，総合外交政策局総務課，政策企画室）

評価シートについては各施策所管局課が作成している段階から考査・政策評価官室が助言・意見交換を行うとともに、とりまとめ作業を行う。とりまとめ後に考査・政策評価官は、官房総務課や会計課，総合外交政策局とともに、施策所管局課の評価結果に対する総合的な審査を行う。

ウ 第三者の知見の活用

政策評価法では、各府省の自己評価が原則となっているが、評価の客観性を確保するために、第三者の知見を活用することが求められている。外務省でも、平成15年度から、政策評価法第3条第2項の規定に基づき、政策評価の厳格かつ客観的な推進のために、学識経験を有する者からの意見聴取の仕組みとして、政策評価及び外交に関する有識者からなる「外務省政策評価アドバイザー・グループ」（下記3（4）参照）を設置している。アドバイザー・グループに対しては、外務省の評価方法の適正性や、基本的な方針などの策定・改訂について意見を求めるほか、評価結果についても意見を聴取している。

また、施策所管局課が自己評価に基づき政策評価を行った際にも、当該評価または評価対象施策について外部有識者よりの意見聴取を行い（評価シートにおける「第三者の所見」参照）、客観性の確保に努めている。

3 平成22年度政策評価書における評価の枠組みと改善点

（1）基本計画

今回の政策評価は、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間とする「基本計画」（平成21年9月改訂が最新のもの）に基づき実施されている。この「基本計画」は、前の「基本計画」の内容を概ね踏襲しながらも、計画期間の3年から5年への延長、規制の事前評価及び政策評価と予算・決算との連携等、政策評価を巡る最近の動向も取り入れたものとなっている。

（2）平成22年度（平成21年度を対象とした）外務省政策評価実施計画の概要

外務省は、平成21年3月、「平成22年度（平成21年度を対象とした）政策

評価実施計画」を公表した。今回の政策評価は、この実施計画に基づいて行われている。実施計画は、前回に引き続き、政策評価と予算との連携^(注)を念頭に作成した。

(注) 予算の PDCA サイクルを確立し、政策評価の結果を予算編成に反映できるよう組み立てており、外務省の政策評価においては、政策評価の体系(基本目標-施策)と予算書・決算書の表示科目(項-事項)を合致させることとなっている。

(3) 政府開発援助 (ODA) に関する政策評価

政府開発援助 (ODA) に関しては、政策評価法が施行される以前より、国際的に確立した評価の手法も取り入れて評価が行われている。

我が国の ODA に関する評価は、①我が国の ODA の基本政策 (国別援助計画、重点課題別政策等) を対象とする政策レベル評価、②共通の目的を持った複数のプロジェクト等の集合体を対象としたプログラム・レベル評価、③個々のプロジェクトを対象としたプロジェクト評価がある。

一方、政策評価書では、政策評価と予算との連携を踏まえ、ODA 全体についての評価を行った (施策 VI-1)。また、従来同様、政策評価法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロにより事後評価が義務づけられている ODA に係る未着手・未了案件についても、当該案件の貸付を引き続き実施するか、貸付を中止するかを明らかにする形の評価を行った。

外務省以外にも、実施機関である JICA (独立行政法人国際協力機構) や ODA 関係省庁が ODA に関する評価を実施している。

(参考：外務省及び JICA のホームページ・アドレス)

外務省 (ODA) → http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka05.html

JICA → <http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>

(4) 外務省政策評価アドバイザー・グループの開催

平成 22 年 3 月 12 日、秋月謙吾・京都大学大学院教授、中西寛・京都大学大学院教授、廣瀬克哉・法政大学教授、福田耕治・早稲田大学教授、山田治徳・早稲田大学大学院教授の 5 名のメンバーが参加し、第 13 回会合が開催された。この会合では、平成 21 年度を対象とする政策評価の実施等を議題として意見交換が行われた。メンバーからの意見について、今回の政策評価書作成に際し活用した。

4 評価書の構成・評価シートの改善点

平成 22 年度外務省政策評価書（平成 21 年度に実施した施策に係る政策評価）においては、前回の政策評価書に対する外部有識者や総務省からの指摘への対応、読みやすさの向上といった課題に対応すべく、評価書の構成や評価シートを以下のとおりとし、必要な改善を行った。

（１）評価書の構成

前回と同様に、2分冊（「施策レベル評価版」と「事務事業評価版」）とし、個別の施策の評価を見やすいものとした。また、「評価要旨版」も作成することとしている。

（２）[施策レベル評価] の評価シート

ア 施策レベルの評価の実施

評価は、課室単位（具体的施策）を基本として行っているが、概ね局単位でまとまっている施策については、各施策を構成する具体的施策の評価を基に施策レベルの評価も行っている。

なお、施策Ⅱ－2，Ⅱ－6，Ⅳ－1～3，Ⅴ－1～2，Ⅵ－1及びⅦ－1～3については、課室単位での評価がそのまま施策レベルの評価となっている。

イ 評価シートの内容面での改訂

「施策の概要」、「施策の評価」、「評価結果の政策への反映」の三部構成は維持しながら、記載項目について次のような点を改訂した。

（ア）「小目標」の追加：外交政策は定量的な分析が困難なこともあり、政策評価にはなじみにくい性質を持っているが、前回の政策評価から、「小目標」を記載し、平成 21 年度（評価対象年度）に実施した外務省の施策がどのような成果（効果）に結びついたのかについて、できる限り具体的に記述するよう努めている。

今回、評価シートに「小目標」の記載欄を明示的に設け、実施計画における「施策の目標」とともに、平成 21 年度の具体的な目標は何であったのかについて、具体的に記述することとした。

（イ）「無駄削減（経費節約のための取組）」の追加：「施策の効率性」に関連し、施策の目標達成に向け効率的な取組を行った場合には、その内容を具体的に記述することとした。

（ウ）「次年度の予算要求・定員・機構要求」の選択肢の修正：予算要求については、これまでの「増額要求の予定あり：◎，予定あり：○，予定なし：

一」に加え、「無駄の削減の観点から次年度の予算要求額を見直す（事務事業経費の一部を減額要求する）：△」の選択肢を追加し、政策評価の結果をより実態に合わせて政策に反映するとの意向を示すことができるようにした。

（３）[事務事業評価版] の評価シート

昨年と同様、一般用と成果重視事業（５事業）用の評価シートを使用した。

また、事務事業の実施に際して予算を効果的・効率的に活用した場合には、その具体的な方法を明記する記載欄を新たに設けた。

５ 評価の結果

施策所管局課による自己評価の結果は以下のとおりであった。今回の政策評価では、前回に引き続き、平成 21 年度（評価対象年度）の具体的な目標（小目標）を設定することにより、施策の進展状況がより具体的で分かりやすいものとなるよう工夫した。また、限られた予算を最大限活用する様々な工夫について記載することを通じ、読み手だけでなく、評価者（省員）自身も外交政策の効果的で効率的な実施をより認識できるよう努めた。

政策の効果測定に際しては、数値による分析は困難であるが、要人往来や国際会議の際に得られた具体的な成果を記述したり、国民各層に対する取組の積み重ねを通じ、外交との距離感が少なくなるような事業の成果を記述する等、具体的な事例に沿って目標の達成状況を分析する努力が見られ、適切な評価が実施されたと考えられる。

（施策の評価）

施策数	「達成」	「相当な進展」	「進展」	「一定の進展」	「殆ど進展見られず」
57	—	19	37	1	—

（事務事業の扱い）

事務事業数	「拡充強化」	「内容の見直し・改善」	「今のまま継続」	「縮小」	「終了・中止・廃止」
208	67	34	102	3	2

6 今後の改善点

「1 はじめに」でも言及したが、政策評価をこれまで以上に活用しようとする傾向が見られる。例えば、「予算編成の在り方の改革について」（平成21年10月23日閣議決定）で言及された「政策達成目標明示制度」は、今後、政策評価と相互に関連し、補完しあうような形で導入が進められていくと思われる。また、平成21年秋の事業仕分けで、「抜本的な機能強化」とされた行政評価機能（総務省行政評価局が主管し、政策評価も含まれる）の強化との関連では、租税特別措置に係る政策評価の実施等、具体的方策が示されている。外務省としても、これらの動きに沿った取組ができるよう、省内の施策所管局課への周知及び緊密な連携作業に努めていく。

外交政策は定量的な評価になじみにくいものではあるが、政策評価が有する意義（国民への説明責任（アカウンタビリティー）や業務の自己改革のための一助）について、省員各自の認識が深まり、より質の高い政策評価が実施されるよう、引き続き省員の意識を高めていくこととしている。

【評価結果】一覧

「目標を達成した。」	★★★★★
「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★☆☆
「目標の達成に向けて一定の進展があった。」	★★☆☆☆
「目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった。」	★☆☆☆☆

基本目標Ⅰ、Ⅱ（うち、Ⅱ－１、Ⅱ－３～Ⅱ－５）、Ⅲ、Ⅵ（うち、Ⅵ－２）の施策の評価結果は、個別の具体的施策の評価結果の平均値（小数点以下四捨五入）である。

基本目標Ⅰ：地域別外交

施策Ⅰ－１	アジア大洋州地域外交	★★★☆☆
Ⅰ－１－１	東アジアにおける地域協力の強化	★★★★☆
Ⅰ－１－２	朝鮮半島の安定に向けた努力	★★☆☆☆
Ⅰ－１－３	未来志向の日韓関係の推進	★★★☆☆
Ⅰ－１－４	未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等	★★★☆☆
Ⅰ－１－５	タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化	★★★★☆
Ⅰ－１－６	インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化	★★★★☆
Ⅰ－１－７	南西アジア諸国との友好関係の強化	★★★★☆
Ⅰ－１－８	大洋州地域諸国との友好関係の強化	★★★☆☆

施策Ⅰ－２	北米地域外交	★★★☆☆
Ⅰ－２－１	北米諸国との政治分野での協力推進	★★★☆☆
Ⅰ－２－２	北米諸国との経済分野での協力推進	★★★☆☆
Ⅰ－２－３	米国との安全保障分野での協力推進	★★★☆☆

施策Ⅰ－３	中南米地域外交	★★★★☆
Ⅰ－３－１	中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化	★★★★☆
Ⅰ－３－２	南米諸国との協力及び交流強化	★★★★☆

施策Ⅰ—４	欧州地域外交	★★★★☆
Ⅰ—４—１	欧州地域との総合的な関係強化	★★★★☆
Ⅰ—４—２	西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進	★★★★☆
Ⅰ—４—３	ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展	★★★★☆
Ⅰ—４—４	中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化	★★★★☆

施策Ⅰ—５	中東地域外交	★★★★☆
Ⅰ—５—１	中東地域安定化に向けた働きかけ	★★★★☆
Ⅰ—５—２	中東諸国との二国間関係の強化	★★★★☆

施策Ⅰ—６	アフリカ地域外交	★★★★☆
Ⅰ—６—１	TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進	★★★★☆
Ⅰ—６—２	日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進	★★★★☆

基本目標Ⅱ：分野別外交

施策Ⅱ—１	国際の平和と安定に対する取組	★★★★☆
Ⅱ—１—１	中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信	★★★★☆
Ⅱ—１—２	日本の安全保障に係る基本的な外交政策	★★★★☆
Ⅱ—１—３	国際平和協力の拡充，体制の整備	★★★★☆
Ⅱ—１—４	国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組	★★★★☆
Ⅱ—１—５	国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上，望ましい国連の実現	★★★★☆
Ⅱ—１—６	国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進	★★★★☆

施策Ⅱ—２	軍備管理・軍縮・不拡散への取組	★★★★☆
-------	-----------------	-------

施策Ⅱ—３	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	★★★★☆
Ⅱ—３—１	原子力の平和的利用のための国際協力の推進	★★★★☆
Ⅱ—３—２	科学技術に係る国際協力の推進	★★★★☆

施策Ⅱ—4	国際経済に関する取組	★★★★☆
Ⅱ—4—1	多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進	★★★★☆
Ⅱ—4—2	グローバル化の進展に対応する国際的な取組	★★★★☆
Ⅱ—4—3	重層的な経済関係の強化	★★★★☆
Ⅱ—4—4	経済安全保障の強化	★★★★☆
Ⅱ—4—5	海外の日本企業支援と対日投資の促進	★★★★☆
Ⅱ—4—6	アジア太平洋経済協力 (APEC) を通じた経済関係の発展	★★★★☆

施策Ⅱ—5	国際法の形成・発展に向けた取組	★★★★☆
Ⅱ—5—1	国際法規の形成への寄与と外交実務への活用	★★★★☆
Ⅱ—5—2	政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施	★★★★☆
Ⅱ—5—3	経済及び社会分野における国際約束の締結・実施	★★★★☆

施策Ⅱ—6	的確な情報収集及び分析, 並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	★★★★☆
-------	------------------------------------	-------

基本目標Ⅲ：広報，文化交流及び報道対策

施策Ⅲ—1	海外広報，文化交流	★★★★☆
Ⅲ—1—1	海外広報	★★★★☆
Ⅲ—1—2	国際文化交流の促進	★★★★☆
Ⅲ—1—3	文化の分野における国際協力	★★★★☆

施策Ⅲ—2	報道対策，国内広報，IT 広報	★★★★☆
Ⅲ—2—1	適切な報道機関対策・国内広報の実施	★★★★☆
Ⅲ—2—2	効果的な IT 広報の実施	★★★★☆
Ⅲ—2—3	効果的な外国報道機関対策の実施	★★★★☆

基本目標Ⅳ：領事政策

施策Ⅳ—1	領事サービスの充実	★★★★☆☆
施策Ⅳ—2	海外邦人の安全確保に向けた取組	★★★★☆☆
施策Ⅳ—3	外国人問題への対応強化	★★★★☆☆

基本目標Ⅴ：外交実施体制の整備・強化

施策Ⅴ—1	外交実施体制の整備・強化	★★★★☆☆
施策Ⅴ—2	外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革	★★★★☆☆

基本目標Ⅵ：経済協力

施策Ⅵ—1	経済協力	★★★★☆☆
施策Ⅵ—2	地球規模の諸問題への取組	★★★★☆☆
Ⅵ—2—1	人間の安全保障の推進と我が国の貢献	★★★★☆☆
Ⅵ—2—2	環境問題を含む地球規模問題への取組	★★★★☆☆

基本目標Ⅶ：分担金・拠出金

施策Ⅶ—1	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	★★★★☆☆
施策Ⅶ—2	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	★★★★☆☆
施策Ⅶ—3	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	★★★★☆☆

[実施計画に基づく事後評価（施策の評価）]

評価シートの記事内容

(具体的) 施策レベル評価
シート

〇-〇- (〇) (施策名)

(施策所管課名) (課室長名)

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	【小目標】 1. 2.
施策の位置付け	
施策の概要	

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて……………」

(理由)

課題

施策の必要性

施策の有効性

施策の効率性

無駄削減 (経費節約のための取組)

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度

単位：人（本省職員）

外部要因**目標の達成状況**

評価の切り口 1：

評価の切り口 2：

第三者の所見**評価結果の政策への反映****今後の方針****事務事業の扱い**（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- ① →
- ② →
- ③ →

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

[(具体的) 施策レベル評価シート] における【評価結果】の記載

評価対象となる施策の目標として掲げたことが達成されたかどうかについて、下記の5つの表現を使い類型化して記述する。

- | | | |
|---|--------------------------|---|
| A | 目標を達成した。 | |
| B | 目標の達成に向けて | { (1) 相当な進展
(2) (普通の) 進展 があった。
(3) 一定の進展 |
| C | 目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった。 | |

A 目標を達成した。

→この場合、今後の施策の目標を新たに設定する必要がある。今後の施策の方向性などについて要記述。

- | | | |
|---|-----------|---|
| B | 目標の達成に向けて | { (1) 相当な進展
(2) (普通の) 進展 があった。
(3) 一定の進展 |
|---|-----------|---|

(1) 相当な進展

事前に想定していたよりも、大きな進展があった場合

→外交努力により、想定以上の成果が得られた。

例 [想定していた以上に交渉が進み] 条約締結に至った

国際的な問題に対する具体的な取組開始 (+我が国もその実現に向け大きく貢献した)

人的交流の倍増・大幅な増加

(2) (普通の) 進展

事前に想定していた通りの進展があった場合

→外交努力により、予想していた成果が得られた。

例 [順調に交渉が進み] 予定されていた条約を締結

国際的な問題に対する具体的な取組開始 (+我が国もその実現に向け大きく貢献した)

人的交流事業の円滑な実施

予定していた我が国提出の国連決議の採択

* 上記取組に対する各国要人の積極的な評価が見られたことへの言及も可

(3) 一定の進展

事前に想定していたよりも少ない進展しかなかった場合

→例 成果を上げるべく、・・・のような外交努力を行ったが、先方の国内事情（外部要因）などにより、条約の締結にまでは至らなかった。したがって、今後、・・・のような取組を強化するなど政策を見直していく方針。

C 目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった。

事前に想定していたよりもはるかに少ない進展しかなかった場合

→例 成果を上げるべく、・・・のような外交努力を行ったが、先方の国内事情（外部要因）など、極めて困難な事情により、条約の交渉がほとんど進まなかった。（以下、今後の取組方針の見直しなど、改善を要する点について記述する。）

[(具体的) 施策レベル評価シート]における投入資源の記載

(1) 予算

予算	平成 21 年度	平成 22 年度

単位：百万円

外務省予算のうち、当該評価対象施策を実施するために計上されている当初予算（平成 21 年度予算額及び平成 22 年度予算額）のうち、共通経費を除く予算額を百万円単位で記載する。在外分予算（除く、共通経費）は含む。

特に予算を計上していない場合は「－」と記載する。

(2) 人的投入資源

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度

単位：人（本省職員）

人的投入資源に含まれるもの

人的投入資源とは、各施策を実施するために投入された各施策所管課（室）の人的資源（定員ベース）を合計したもの（各施策所管課（室）全体の業務に占める割合も踏まえ記載）。本省の局幹部以上は含まれない。また、在外公館の定員も含まない。

なお、外務省においては施策所管課（室）に加え、他部局の協力・連携の下で実施する性格の施策が多いが、全体についての算出が困難なことから、施策所管課（室）の人数に限定する。

事務事業評価シート
[事務事業評価版]に掲載

〇-〇- (〇) (施策名)

(施策レベル評価版: 〇頁)

事務事業名 ①

事務事業の概要

有効性 (具体的成果)

予算の効果的・効率的活用

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

評価をするにあたり使用した資料

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標 I 地域別外交

施策 I — 1	アジア大洋州地域外交	25
----------	------------	----

具体的施策

I-1-1	東アジアにおける地域協力の強化	36
I-1-2	朝鮮半島の安定に向けた努力	40
I-1-3	未来志向の日韓関係の推進	44
I-1-4	未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等	49
I-1-5	タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化	54
I-1-6	インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化	58
I-1-7	南西アジア諸国との友好関係の強化	63
I-1-8	大洋州地域諸国との友好関係の強化	68

I - 1 アジア大洋州地域外交

評価担当課室名	業務内容
アジア大洋州局 地域政策課	アジア地域における総合的な外交政策
北東アジア課	韓国, 北朝鮮に関する外交政策
中国・モンゴル課	中国, モンゴルに関する外交政策
南部アジア部 南東アジア第一課	ベトナム, カンボジア, タイ, ミャンマー, ラオスに関する外交政策
南東アジア第二課	インドネシア, シンガポール, 東ティモール, フィリピン, ブルネイ, マレーシアに関する外交政策
南西アジア課	インド, スリランカ, ネパール, パキスタン, バングラデシュ, ブータン, モルディブに関する外交政策
アジア大洋州局 大洋州課	バヌアツ, オーストラリア, キリバス, サモア, ソロモン諸島, ツバル, トンガ, ナウル, ニュージーランド, パプアニューギニア, パラオ, フィジー, マーシャル, ミクロネシアに関する外交政策

I—1 アジア大洋州地域外交

具体的施策

- I—1—1 東アジアにおける地域協力の強化
- I—1—2 朝鮮半島の安定に向けた努力
- I—1—3 未来志向の日韓関係の推進
- I—1—4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等
- I—1—5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化
- I—1—6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化
- I—1—7 南西アジア諸国との友好関係の強化
- I—1—8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

評価の結果

施策 I—1	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
I—1—1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I—1—2	「目標の達成に向けて一定の進展があった。」	★★☆☆☆
I—1—3	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
I—1—4	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
I—1—5	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I—1—6	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I—1—7	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I—1—8	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆

施策の必要性

1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について

アジアは「世界の成長センター」として世界経済の牽引役を果たしており、アジアの活力を日本の成長につなげていくことが重要である。アジアは実体経済のレベルで域内統合が進んでいるものの、域内の一体化に向けた障壁や成長の障害も多い。その軽減・解消に貢献していくことが日本にとっても必要である。また、環境・気候変動、自然災害、新型インフルエンザなどの地域共通の課題が顕在化している。朝鮮半島情勢を始めとする地域の安全保障環境も依然として予断を許さず、長期的な予見可能性が欠如している。このような状況下で、地域の協力枠組みにおいて共通の脅威や課題に取り組み、地域の安定と繁栄の確保に努めていくことが引き続き必要である。

2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

北朝鮮の核問題及びミサイル問題は我が国の平和と安全に対する直接の脅威であるのみならず、国際的な不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、一刻も早い解決が必要である。また、拉致問題は、我が国の主権にかかわる重大な問題であるとともに、国民の生命と安全に関わる重大な人道上の問題であり、一刻も早い解決が必要である。拉致、核、ミサイルといった諸懸案を外交的手段を通じて包括的に解決した上で、日朝国交正常化を実現することは、日朝双方のみならず、地域の平和と安定にも大きく寄与するものである。

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

日韓両国は、基本的価値を共有する最も大切な隣国関係であり、「シャトル首脳外交」等を通じ、引き続き未来志向の関係を構築していくために協力していくこと、さらには、北朝鮮問題、環境協力、開発協力、海賊対策、テロ対策といった国際社会における共通の課題に向かって緊密に連携して取り組んでいくことは、日韓両国のみならず、北東アジア地域、更には国際社会全体の安定と繁栄にとって極めて重要である。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

日中間においては、人的交流や経済関係がこれまでになく拡大・深化し、両国が互いになくなくてはならない存在になっている。日中関係は最も重要な二国間関係の一つとの共通認識の下、地域及び世界に貢献しながら両国の共通利益を拡大する「戦略的互惠関係」の内容の更なる充実、具体化を進展させることが重要である。一方で、日中間には引き続き様々な懸案が存在しており、これらを緊密な対話を通じて解決し、未来志向の日中関係を構築していくことが、日中関係のみならず地域の平和と繁栄にとっても極めて重要である。

モンゴルは、中露の間という地政学的位置による戦略的重要性に加え、石炭、銅、ウラン及びレアメタルを豊富に有する資源外交の新たな相手国として、また国際場裡におけるパートナー国として、我が国にとっての重要性がより一層増している。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

メコン地域は 90 年代初頭に至るまで戦争、貧困、難民の源であり、アジア地域の一大不安定要因であった。この時代の経験にかんがみれば、本地域を含む ASEAN の安定と均衡のとれた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発による ASEAN 新規加盟国に対する支援やこの地域への我が国からの貿易投資促進を通じて、ASEAN 域内の格差を是正し、ASEAN の統合を促進していく必要がある。また、これらの国々は伝統的対日友好国であり、この友好関係を強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で重要な意味を有する。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

東南アジア島嶼部各国（インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア）は、我が国と自由や民主主義といった普遍的価値を共有し、政治・安全保障面における国際的・地域的諸課題に対応していく上で重要なパートナーである。

また、経済面で成長著しい東南アジア島嶼部各国は、東アジア地域統合プロセスの中心であるのみならず、最重要生産拠点・市場の一つとして、貿易・投資面において我が国と密接な関係を有することから、当該地域のビジネス環境整備は、我が国企業の競争力強化の観点から死活的な重要性を有する。また、インドネシア、東ティモール、ブルネイ及びマレーシアは主要なエネルギー資源供給国でもある上、当該地域はマラッカ海峡を始め我が国にとって重要なシーレーンを有し、エネルギー安全保障上も極めて重要である。

一方、東ティモールのような国づくりの途上にある国家や、情勢が不安定なミンダナオ地域が存在するとともに、安全保障面での脆弱性、防災体制の整備、民主主義の定着、地域統合の推進等の多様な課題を有している。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

(1) 南西アジアは、世界最大の民主主義国家であるインドを始め、高い経済成長を実現してきており、国際社会での存在感を高めている。同時に、戦争による負の遺産もなく伝統的に親日的であり、各国と

は二国間及び国際場裏において友好協力関係を構築してきており、この外交資産を維持・強化し、活用していくことが必要である。特にインドは、世界的不況の影響を脱し、依然高い経済成長を維持しており、対外的にも米国との安全保障面を含む関係強化、東アジア地域との経済連携強化等を通じて、急速に国際舞台での発言力を高めている。また、インドは 10 億の人口を擁する世界最大の民主主義国家として、民主主義、市場経済、法の支配という我が国と共通の価値観を有しており、我が国にとって、アジア地域ひいては国際社会の平和と繁栄のために協力すべきパートナーとして、更なる関係強化が求められる。

(2) 一方、南西アジアでは依然として貧困、民主化の遅延、テロ、不安定な内政等の課題を抱えており、我が国として南西アジアの民主化・民主主義の定着や平和構築の流れを支援していくことは、南西アジア地域の安定と繁栄にとり、また、南西アジア諸国が我が国と中東諸国とのシーレーン（海上輸送路）上に位置するとの地政学的観点からも極めて重要である。特に、パキスタンにおけるテロ掃討作戦及び経済改革に対する支援、内戦終結後のスリランカにおける国民和解、国内避難民再定住等の問題解決に向けた働きかけ及び復興支援は喫緊の課題である。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

豪州、ニュージーランドとの幅広い分野での友好及び協力関係を推進し、二国間関係を更に強化することは、アジア大洋州地域の平和と安定や資源・食料の安定確保に資する。また、太平洋島嶼国との外交関係を強化することは、国連（安保理）改革等について、国際場裡において我が国の考えに対し有力な支持母体を得るために極めて重要である。

施策の有効性

1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について

東アジアでは ASEAN、日中韓に加え、豪州、NZ、インド、さらには米国等が各種地域協力の重要な役割を果たしており、また、同地域は政治体制、経済の発展段階、文化、宗教を始め多様性に富んでいる。そのため、東アジアにおける地域協力の推進にあたっては、長期的ビジョンとしての「東アジア共同体」構想の下、開放性と透明性を確保し、幅広いパートナーとの緊密な協力を確保するとともに、分野毎での機能的協力を促進していくことが有効である。また、同地域では ASEAN をハブとする地域協力が重層的に展開されており、経済連携についても ASEAN を中心として自由貿易協定 (FTA) 網の形成が進みつつある。結束した ASEAN がハブとなることが日本と ASEAN、さらには東アジア全体の安定と繁栄にとって重要であるとの考えの下、引き続き ASEAN を重要視しながら地域協力を進めていくことが、同地域における地域協力の推進にあたり有効である。

2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

拉致、核、ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案に対し、①六者会合や日朝協議等における北朝鮮との対話を通じて北朝鮮に具体的な対応を直接求めるアプローチ、②国際連合、G 8 首脳会合等の場を活用し、国際社会のメッセージとして、北朝鮮に具体的な対応を求めるアプローチ、③必要に応じて独自の又は国連安保理決議に基づく対北朝鮮措置を実施し、圧力をかけていくアプローチがあるが、それぞれを相互補完的に用いつつ、諸懸案の包括的解決を目指すことは、北朝鮮に正しいメッセージを伝達し、北朝鮮が賢明な判断を下し、具体的な対応をとるよう促すとの観点から有効である。

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

政治分野の対話の促進、人的交流の拡大、経済緊密化のための各種協議の推進は、日韓関係を未来に向けて前進させるため必要な施策である。一方、日韓間の過去に起因する諸問題への取組、日韓間の懸案への対応は、日韓関係が悪化する事態を防止し、両国民の視点を過去から未来に向けさせるための施

策である。これらを同時並行的に進めることは、日韓関係を更に高い次元に発展させていく上で極めて有効であり、かつ、必要なことである。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

未来志向の日中関係を推進するには、日中「戦略的互惠関係」の構築に向けた協力、様々なレベル・分野での交流の推進の発展・強化、緊密な対話を通じた日中間に存在する諸懸案の解決が必要不可欠であり、このために、要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける頻繁かつタイムリーな対話の実施、新日中友好 21 世紀委員会、日中歴史共同研究の実施等、民間有識者を含む重層的な交流、各種招聘事業の重層的実施等を通じて、相互理解と相互信頼の増進に努めていくことが有効である。

日モンゴル関係のより一層の強化のためには、招聘・派遣事業や対話の枠組み（両国外務省間政策対話、両国地域情勢対話等）の継続的实施を通じた相互理解の促進や具体的目標の設定が有効である。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

両国政府の要人往来、各種国際会議に際しての二国間会談の機会を積極的に活用して両国間のハイレベルな対話を継続的に実施することは、メコン地域諸国との伝統的な友好関係を更に強化することにつながる。また、様々な二国間経済協定を通じたこれらの国々との間のビジネス環境の整備は、我が国との間の貿易投資活動を促進し、経済面での関係強化に基づいた安定的な友好関係の実現に有効である。我が国のメコン地域開発に対する支援を通じた ASEAN 統合の促進は、各国より高い評価を与えられており、二国間のみならずアジア大洋州地域の重要なプレーヤーである ASEAN 全体と我が国の関係の強化につながっている。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

東南アジア島嶼国と国際的・地域的課題への対応で連携しつつ、経済面での連携強化や地域の安定に向けた協力を実施する上で、①要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進、②各国との EPA の協定・実施等経済分野での関係緊密化、③平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力、を実施することが有効である。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与するためには、要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話の継続・促進を通じて我が国との信頼醸成を図るとともに、次官級協定等事務レベル協定を継続し、具体的施策を推進していくことや、重層的な招へい案件の実施により、対日理解を促進していくことが有効である。特に、我が国の発展にとりインドを含む新興国との関係強化や経済的活力を取り込むことが不可欠であり、日印間の戦略的グローバル・パートナーシップの下、多分野に亘る協力関係を進展させることが、民間経済部門を含む二国間関係強化に資するものである。また、民主化・平和構築や過激派組織掃討作戦等の不安定要因を抱える南西アジア地域の平和と繁栄を実現するために、民主化支援や復興支援、各種招へい等の多角的な支援を行うとともに、多国間協力の枠組みとして SAARC を通じた支援を継続していくことが有効である。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

日豪及び日ニュージーランド間で積極的に対話を続けていくことは、より緊密な協力関係を実現し、アジア太平洋地域の平和と繁栄に資するために有効である。第 5 回太平洋・島サミットを適切にフォローアップすることは、我が国のこの地域に対するコミットメントを示すために重要であり、島嶼国の我が国に対する積極的な支持を引き出すために有効である。更に、各国との草の根レベルでの交流事業の実施及び青年招聘は、我が国に対する理解を深め、長期的な対日協力姿勢を確保するために有効である。

施策の効率性

1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、上記の枠組みにおいて各種共同声明が発出されるなど相当な進展が見られ、またこれらの枠組みに基づく協力案件も着実に実施された。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

日朝間の対話を通じて北朝鮮へ直接の働きかけを行うアプローチは、平成 20 年 8 月の日朝合意等からも明らかなおとおり、北朝鮮からの具体的な行動を引き出すための効率的な手段と考えられる。

六者会合、国際連合、G 8 首脳会合等、更には関係国との首脳・外相会談等を通じ、我が国の立場に対する国際社会の支持と協力を得た。また、我が国の外交努力により、北朝鮮人権状況決議や G 8 首脳会合等における議長声明等を通じ、北朝鮮に国際社会のメッセージを明確に発出することができた。加えて、北朝鮮のミサイル発射、核実験実施発表に対する国連安保理決議及び我が国独自の対北朝鮮措置を実施したことは、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示し、北朝鮮に対して国際社会の声に反することのコストを認識させるのみならず、国際社会に対して北朝鮮問題の重要性を示す上でも役立った。これらは、今後、我が国が拉致、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けて取り組んでいく際に、大いに役立つものと考えられ、効率的な手段と考えられる。

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日韓関係における以下の諸分野で施策がそれぞれ進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) 政治分野の対話の促進

首脳・外相会談を含む政治レベル・政府間の緊密な対話を重ねたことは、実務的な観点から両政府間の連携・協力関係の増進に資するのみならず、そのような緊密な対話を実現することを両国民に示すことで、両国間の未来志向的な雰囲気醸成にも資することとなった。

(2) 人的交流の拡大

近年、日韓両国政府が両国民の交流環境の整備のための施策を講じたこと、また各種の多様な文化交流事業を適切に実施したことにより、折からの韓国大衆文化ブーム（いわゆる「韓流」）とも相俟って、国民レベルでの相互理解の促進をより効果的に進めることができた。「日韓交流おまつり」における交流や、「21 世紀東アジア青少年大交流計画」の下での、1400 人を超える韓国の中高校生、大学生、教員等の訪日（平成 21 年）に加え、平成 21 年 10 月の日韓首脳会談では、平成 11（1999）年に設置された日韓文化交流会議の第 3 期を早期に立ち上げることで一致した。

(3) 日韓間の過去に起因する諸問題への取組

韓国国民の過去に対する心情を重く受け止め、人道的観点から、朝鮮半島出身者の遺骨調査・返還、在サハリン「韓国人」支援、在韓被爆者支援等に誠実に対応したこと、また、第二期日韓歴史共同研究が報告書を公表するなど、未来志向の日韓関係の基盤構築の一助ともなっている。

(4) 日韓間の懸案への対応

EEZ 境界画定については、平成 21 年 3 月に第 10 回交渉を実施し、現在も交渉が継続中である。また、EEZ 境界画定には一定の時間がかかることから、喫緊の課題として、海洋の科学的調査に係る暫定的な協力の枠組み交渉も併せて行なっている。また、日韓間には竹島をめぐる領有権の問題があるが、竹島についての日本政府の立場は一貫しており、パンフレットの作成などにより対外的に周知するとともに、韓国側に対しても累次にわたり申し入れている。いずれにせよ、日本政府と

しては、この問題の平和的解決のため、粘り強い外交努力を行っていくという方針である。

(5) 経済緊密化のための各種協議等の推進

日韓経済連携協定（EPA）交渉については、平成 20（2008）年から、交渉再開に向けた検討及び環境醸成のための実務者協議を開催してきたが、平成 21（2009）年 2 月の日韓外相会談において、実務者協議のレベルを格上げすることで一致した。この合意を受けて、7 月及び 12 月、審議官級を代表とした実務者協議が開催され、日韓 EPA の重要性についての認識が共有された。また、4 月に日韓経済局長協議が立ち上げられた（12 月に第 2 回開催）。また、10 月には、第 8 回日韓ハイレベル経済協議が開催されるなど、政府レベルでの対話・協議が活発に行われた。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

平成 21 年度は、限られた予算（平成 20 年度から 8,800 万円減）や人的投入資源（人員増なし）を効率的に活用し、首脳、外相を含むハイレベルの意思疎通を活発に展開し、その他にも日中戦略対話（次官級）、日中安保対話（次官級）、日中人権対話（局長級）、日中漁業共同委員会（局長級）、日中外報官協議（局長級）等、幅広い分野で事務レベル協議を実施した。さらには、民間有識者を含む重層的な交流、青少年の相互理解の促進事業、各種招聘事業等を通じて、各層・各分野における日中間の交流を積極的に図った。「戦略的互惠関係」の構築に向けたこのような対話の積み重ねを通じて、施策の目標について投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。

また、日・モンゴル間においても、首脳会談や外相会談、両国外務省間政策対話、招聘・派遣事業等、様々なレベルでの意思疎通や交流を重ねた。とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

本件施策の実施に当たっては、各事業における各案件一つ一つについて、必要性を適切に判断するとともに、可能な限り予算の効率的執行に努めている。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、メコン地域全 5 か国首相の訪日を含む活発な要人往来、日ベトナム経済連携協定の発効等二国間経済協議の進展、初の日本・メコン地域諸国首脳会議の開催、日メコン交流年を記念した幅広い分野での行事の実施等の具体的成果があり、施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

会議への出張者の人数を限定することにより旅費を節減し、また事業を行う際の経費につき複数の見積もりをとる等、予算の効果的・効率的活用に努めた。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

限られた予算（3400 万円）や人的投入資源を効率的に活用し、関係省庁・各課や民間等と密接に協力するなど効率的に事業（要人往来、EPA 実施、条約交渉等）を行い、政治、経済、安全保障、文化の各分野で関係国と友好・協力関係を推進し、二国間関係の更なる発展につなげることができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

限られた予算規模や人的資源の中、総理のインド訪問、ザルダリ・パキスタン大統領の訪日、外務大臣のパキスタン訪問、クリシュナ・印外務大臣の訪日等のハイレベルの要人往来を成功裏に実現するとともに、首脳会談 7 回（電話会談含む）、外相会談 3 回、その他表敬等 5 回の他、次官級等各種協議を開催した他、パキスタン・フレンズ閣僚会合及びパキスタン支援国会合等の主要外交行事を成功裏に実

施できた。また、14件の招へいや JENESYS プログラムによって計 107 名の高校生や大学・大学院生等の招へいを実施し、重層的な招へい事業を実施することができた。以上の取組の結果、日印グローバル・パートナーシップは新たな段階に入るとともに、各国との二国間関係は維持・強化され、南西アジア地域の安定と繁栄に大きく寄与することができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

電話会談を有効活用するとともに、招へい事業においてはエスコートの時間数を極力減らすなど経費削減に努めた。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) 豪州とは、安全保障分野では、自衛隊と豪州軍の相互支援に関する国際約束の締結に向けた政府間協議を開始するなど安全保障協力が強化され、経済分野では、2回の日豪 EPA 交渉を通じ、幅広い分野で有益な議論を行ったことにより、交渉が進展した。

(2) ニュージーランドとは、キー NZ 首相訪日の際の首相会談の他、幅広い対話を実施した。また、科学技術分野では、日本・ニュージーランド科学技術協力協定の署名を行い、経済分野では、経済関係を強化するための事務レベルグループ会合を開催し、二国間関係強化のための協力の枠組み作りが進展した。

(3) 太平洋島嶼国・地域とは、第 5 回太平洋・島サミットでは、今後 3 年間で 500 億円規模の支援を採択し、さらに要人往来を通じ、太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を進化させた結果、国際場裡において我が国の立場を積極的に支援するなど対日協力姿勢の強化が見られた。

施策目標の達成状況

1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について

東アジアの地域協力枠組みのそれぞれにおいて、地域共通の課題に対する具体的協力を引き続き実質的に進展させ、地域の共通課題の解決に向けて貢献することができた。特に、9月に総理が表明して以降は、「東アジア共同体」構想が多く注目を集め、東アジアにおける地域協力への取組が一段と加速した。ASEAN を含む地域協力については、平成 21 年 4 月に「アジア経済倍増へ向けた成長構想」を発表した。また、10 月には、2 年振りに ASEAN 関連首脳会議が開催された。ASEAN+3 首脳会議では食料安全保障及びバイオ・エネルギー開発に関する声明、東アジア首脳会議 (EAS) では防災に関する共同声明が採択され、ASEAN+3 の枠組みでの東アジア自由貿易圏 (EAFTA) 構想、ASEAN+6 の枠組みでの東アジア包括的経済連携 (CEPEA) 構想の両広域経済連携について政府間検討の開始を決定する等、各種具体的な協力が進展した。日中韓三か国の枠組みにおいても、第 2 回日中韓サミットが 10 月に開催され、「日中韓協力 10 周年を記念する共同声明」及び「持続可能な開発に関する共同声明」を採択・発表する等、三国際協力の一層の発展が見られた。また、「東アジア共同体」構想についても、11 月に総理がシンガポールでアジア政策講演を行い、構想に関する基本的な考え方と今後具体的な協力を進めるべき分野を示した。また、平成 22 年 3 月に、国際的に著名な有識者を集め、東アジア共同体をテーマとしたシンポジウムが外務省後援で開催される等、長期的ビジョンとしての同構想の実現に向け、取組を開始している。

2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

(1) 核、ミサイル等の安全保障上の問題については、平成 21 年 4 月、北朝鮮は、我が国を含む関係各国が自制を求めたにもかかわらず、ミサイル発射を強行し、更に、5 月には核実験を強行した。これ

らの北朝鮮の行動は、決して容認できるものではない。この核実験を受け、国連安保理では武器禁輸、貨物検査、金融面での措置などを含む決議第 1874 号が全会一致で採択された。我が国が、関係国と連携し、毅然とした対応をとったことは、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示すのみならず、国際社会に対して北朝鮮問題の重要性を示す上でも役立った。

(2) 日朝関係については、平成 20 年 8 月の日朝実務者協議で合意された拉致問題に関する全面的な調査を開始するよう繰り返し要求しているものの、いまだ北朝鮮側は具体的な行動を開始していない。

(3) ①国連総会において、拉致問題を含めた北朝鮮の人権状況を非難する北朝鮮人権状況決議の採択を実現したことや、②G 8 首脳会合や米国・中国等との首脳・外相会談等を通じ、拉致問題解決に向けた国際的な連携を強化できたこと、特に 7 月の G 8 ラクイラ・サミットでは、北朝鮮問題についての日本の主張を参加国が支持した結果、拉致問題が明示的に言及されるなど、北朝鮮に対して強いメッセージが発せられ、一定の成果があった。

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

平成 21 年 6 月に李明博大統領が訪日し、また、平成 21 年 10 月には、鳩山総理大臣が訪韓して、両首脳が形式張らずに頻りに往来する「シャトル首脳外交」を実施し、首脳・閣僚間の会談を頻りに行い、日韓関係を更に強化していくこと、また未来志向の関係を構築していくために様々な分野で緊密に協力していくことで一致した。平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月の間に 5 回の日韓首脳会談を行った。加えて、6 回の外相会談を始めとする様々な分野での重層的かつ緊密な政府間対話や民間レベルの交流が進展した。「シャトル首脳外交」を通じた未来志向の日韓関係の強化に向けて、着実な進展があったものと評価できる。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

中国との間では、平成 21 年度は 7 回も首脳会談を実施するなど、国際会議の場を含めて頻りに首脳間の意思疎通を図った。両国首脳は、地域や国際社会の諸課題に取り組み、「戦略的互惠関係」の内容を一層充実、具体化していくことで一致した。各種招聘事業や青少年交流、教員交流等、幅広い層での交流事業を実施するとともに、日中歴史共同研究については、12 月に最終会合を開催後、平成 22 年 1 月に報告書を発表した。新日中友好 21 世紀委員会については、新メンバーの下で平成 22 年 1 月に揚州において第 1 回会合を開催するなど、交流分野において着実な進展があった。また、日中領事協定が、平成 22 年 1 月に批准書を交換した後、同年 2 月に発効し、同月、日・マカオ航空協定が署名されている。

モンゴルとの間では、平成 21 年 7 月に首脳会談、4 月と 12 月の 2 度にわたり外相会談を実施した他、外務省間政策対話・地域情勢対話の開催、招聘・派遣事業の実施等、様々なレベルでの対話や交流を通じて意思疎通を図った。また、平成 22 年 1 月に日・モンゴル経済連携協定 (EPA) にかかる政府間実務レベル協議を開催する等、両国間の経済関係の促進に向けて着実な進展があった。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

メコン地域 5 か国すべての首相が訪日するなど、要人による二国間訪問が活発に行われた。経済協議については、日ベトナム経済連携協定が発効し、また日カンボジア投資協定の第 1 回合同委員会が開催された。メコン地域開発については、初の日本・メコン地域諸国首脳会議 (以下、「日メコン首脳会議」とする) が開催され、今後の日メコン関係の方向性が形作られた。また、平成 21 (2009) 年は日メコン交流年として、政治、経済、文化その他幅広い分野において様々な交流行事を実施し、各国との対話・交流が促進された。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

(1) ①シンガポール大統領及び首相、フィリピン大統領（「戦略的パートナーシップを育むための日比共同声明」を公表）、東ティモール大統領、マレーシア副首相、ブルネイ外務貿易大臣、インドネシア外務大臣及びフィリピン外務大臣（アジア中南米協力フォーラム（FEALAC）外相会合出席）を含む多数の閣僚級要人の訪日、②鳩山総理大臣のインドネシア訪問（バリ民主主義フォーラム出席）、鳩山総理大臣及び岡田外務大臣のシンガポール訪問（アジア太平洋経済協力（APEC）関連会議出席）、岡田外務大臣のインドネシア訪問（含む西スマトラ州パダン沖地震被災地視察）を含む閣僚級要人の東南アジア島嶼部諸国訪問、③国連総会、G20、ASEAN 関連首脳会議、APEC 首脳会議、FEALAC 外相会合等の機会を利用した二国間首脳会談・外相会談の実施、④インドネシア、シンガポール及びマレーシアとの次官級協議や日・BIMP-EAGA（ビンプ・東 ASEAN 成長地域）高級実務者会合の開催、⑤日・ブルネイ外交関係開設 25 周年事業の実施、⑥種々の招へい案件の実施等により、様々なレベルでの対話・交流が促進され、質・量共に優れた具体的成果を挙げることができた。

(2) インドネシア、フィリピン及びマレーシアと EPA の下の分野別の小委員会を着実に実施し、自然人の移動、協力、ビジネス環境の整備等に関する議論を通じてこれら各国との経済関係を強化できた。また、日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づき受け入れた看護師候補者のうち、3名が国家試験に合格した（平成 20 年度は合格者なし）。

(3) 日・ブルネイ租税協定の発効、日・シンガポール租税協定改正議定書及び日・マレーシア租税協定改正議定書の署名等、法的枠組みの整備を通じた二国間関係の強化を実現した。

(4) 鳩山総理大臣のシンガポール訪問の機会に ASEAN における日本の情報文化発信拠点として「ジャパン・クリエイティブ・センター（JCC）」を開所させ、多くの文化交流事業を実施し、文化面でもシンガポール、ひいては ASEAN 全体との関係を強化できた。

(5) 東ティモールの国づくりへの継続的な支援やミンダナオ和平プロセスへの積極的関与等により、地域の平和と安定に向けた貢献ができた。特にミンダナオについては、国際コンタクト・グループ（ICG）及び再開された国際監視団（IMT）への参加、同地域への集中的な支援案件の実施（J-BIRD）等を通じ、再開された和平交渉のモメンタム促進に寄与した。また、バリ民主主義フォーラムへの参加（鳩山総理大臣がユドヨノ・インドネシア大統領と共に共同議長を務めた）等を通じ、民主主義の普及・定着に貢献した。インドネシア・西スマトラ州パダン沖地震（平成 21 年 9 月）に際しては、速やかに国際緊急援助隊（含む自衛隊部隊）を派遣し、救助・医療活動を行うとともに、緊急援助物資を供与した。更に、フィリピンでの台風被害に対する緊急支援も迅速に実施するなど、積極的に人道支援を展開した。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

平成 21 年には、鳩山総理のインド訪問、岡田外務大臣のパキスタン訪問、ザルダリ・パキスタン大統領、クリシュナ・インド外務大臣の訪日を始めとするハイレベルの要人往来が実現した。また、南西アジア各国との首脳会談、外相会談等の政治レベルでの対話に加え、次官級協議、局長級対話等の各種事務レベルでの対話が実現した。特にインドとの関係では、鳩山総理の訪印の際に、政治・安全保障、経済、文化・学術交流等の幅広い分野で協力を強化する「戦略的グローバル・パートナーシップの新たな段階」と題する共同声明が発出されるとともに、平成 20 年に発出された日印間の「安全保障協力に関する共同宣言」に基づく安全保障協力を促進するための「行動計画」が策定される等、日印戦略的グローバル・パートナーシップは一層強化された。また、パキスタン支援に関し、アフガニスタンの安定化に向けたパキスタン支援に対する国際的な関心の高まりを受け、平成 20 年 4 月に東京で開催したパキスタン・フレンズ閣僚会合及びパキスタン支援国会合において、国際社会より総額 50 億ドル以上の

支援を引き出すとともに、我が国が表明した2年間で最大10億ドルの支援を着実に実行に移してきた。また、ネパールの和平プロセス及び民主化定着を支援すべく国連ネパール政治ミッション（UNMIN）に自衛官6名を引き続き派遣した。スリランカ和平においては、内戦終結に至る過程でスリランカ政府への働きかけや国際社会との累次に亘る協議を行うとともに、内戦終了後、国民和解や国内避難民再定住を進展させるべくスリランカ政府に働きかけを行ってきている。このように、我が国は南西アジア地域の平和と繁栄に向けた協力を積極的に実施した。これらの点において、日印間の戦略的グローバル・パートナーシップの強化を中心とする南西アジア地域全体の安定と繁栄という目標に向けて、当初の想定以上の大きな成果があげられた。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

（豪州との関係）ハイレベルの二国間会談（4回の外相会談（うち2回は我が国外務大臣訪豪）、3回の首脳会談（うち1回はラッド首相訪日）、日豪経済連携協定（EPA）交渉（2回）及び安全保障面での対話等を通じ日豪関係の強化を推進し、12月のラッド首相訪日時には、包括的な戦略関係を更に強化することにつき合意した。

（NZとの関係）平成21年10月、キー首相が公式実務訪問賓客として訪日し、基本的価値観を共有し、伝統的な友好国として更に二国間関係を強化することで合意した。また、外相会談では、日NZ科学技術協力協定の署名を行い、科学技術の分野における協力のための枠組みを一層強化していくことで合意した。事務レベルグループ会合及び日NZ高級事務レベル経済協議を通じ、経済面を中心に対話を推進した。

（島嶼国との関係）平成21年5月に我が国において開催した第5回太平洋・島サミットには、太平洋諸島フォーラムから16か国・地域首脳（NZは外相、豪州は政務次官、フィジーは在京大使。他はすべて大統領乃至首相）が参加した。（また、8か国の国・地域からは夫人も参加した。）サミットでは、今後3年間で500億円の支援を行う「北海道アイランダーズ宣言」を採択した。その他、ハイレベルの要人往来では、トリビオン・パラオ大統領の訪日、トメイン・マーシャル大統領（当時）の訪日、ソマレ・パプアニューギニア（PNG）首相の訪日（平成22年3月、実務訪問賓客）等島嶼国首脳の来訪等を通じ島嶼国との友好協力関係の深化に努めた。こうした取組を通じ、島嶼国の自助努力に対する支援について我が国のイニシアティブを印象づけ、大洋州島嶼国からは、安保理改革等について国際場裡での支持を確保した。

今後の方針

1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について

各枠組みにおいて地域協力を着実に進展させ、長期的ビジョンとしての東アジア共同体構想の実現に向け、これら既存の枠組みを重層的かつ柔軟に活用させながら、開放的で透明性の高い地域協力を推進していく。

2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、日朝平壤宣言に基づき不幸な過去を清算して、国交正常化を図る方針である。六者会合の早期再開と北朝鮮の核放棄に向けて関係国と緊密に連携しつつ、同時に国連安全保障理事会決議に基づく措置や日本独自の措置を着実に実施していく。

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

大局的な観点からの未来志向の日韓関係の更なる発展と、北東アジア地域の安定と繁栄へ向けた連携・協力の強化を併せて進展させる。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

日中「戦略的互惠関係」のさらなる具体化，充実に向け，引き続き幅広い分野における協力の具体的な進展をはかるとともに，両国間の個別の懸案を解決すべく，各種対話や交流を一層強化・拡充していく。日モンゴル間では，政府関係者の招聘や我が国有識者の派遣を通じた相互理解の促進に一層努めていく。

5. 「タイ，ベトナム，カンボジア，ラオス，ミャンマーとの友好関係の強化」について

今後ともメコン河流域5か国との友好関係の強化，経済関係の緊密化に取り組むとともに，これらの国々の発展を支援することを通じて，ASEANの統合を支援し，地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

6. 「インドネシア，シンガポール，東ティモール，フィリピン，ブルネイ，マレーシアとの友好関係の強化」について

各国との関係強化のため，要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力，各国とのEPAに基づく各種小委員会等やEPAの円滑な実施のための協議等の二国間経済協議，平和構築を始めとする地域及び国際的課題に関する協力については，適正な予算措置及び人的体制の拡充を図っていく。

平成22年度においては，前年度の成果及び課題を踏まえ，バリ民主主義フォーラムのフォローアップ，外国人看護師・介護福祉士候補者実態調査費等の新規予算を計上した。

既に両国間で署名された日・シンガポール租税協定改正議定書及び日・マレーシア租税協定改正議定書については，第174回国会に提出した。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

南西アジア諸国，特にインドの重要性が益々高まる中，要人往来，各種政策協議，経済協力を通じ，引き続き日印戦略的グローバル・パートナーシップの着実な強化を図るとともに，南西アジアの安定と繁栄に向け民主化・平和構築等の支援に向け具体的施策を継続していく。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

今後も目標達成に向けて，取組をさらに強化していく。また，我が国として，豪州，ニュージーランド及び島嶼国との協力関係をより強化していくと同時に，特に第6回太平洋・島サミット開催に向けて我が国とこれらの国との協力の重要性を国内でアピールしていく。

I-1-1 東アジアにおける地域協力の強化

アジア大洋州局地域政策課長 伊藤康一

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化すること 【小目標】 1. 長期的ビジョンとしての東アジア共同体構想の実現に向け、開放的で透明性の高い地域協力を推進させていくこと。
施策の位置付け	第 64 回国連総会における一般討論演説に言及あり 第 173 回国会所信表明演説に言及あり 第 174 回国会施政方針演説に言及あり 第 174 回国会外交演説に言及あり
施策の概要	日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である、豊かで安定し開かれた東アジアの実現のため、二国間関係に加え、多国間の様々な地域協力枠組みを通じ、地域共通の課題に取り組んでいくことが必要。日本は「東アジア共同体」構想を長期的ビジョンとして掲げ、東アジア首脳会議（EAS）や ASEAN+3 等既存の枠組みを重層的かつ柔軟に活用して、開放的で透明性の高い地域協力を推進していく。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

東アジアの地域協力枠組みのそれぞれにおいて、地域共通の課題に対する具体的協力を引き続き実質的に進展させ、地域の共通課題の解決に向けて貢献することができた。特に、9月に総理が表明して以降は、「東アジア共同体」構想が多くの注目を集め、東アジアにおける地域協力への取組が一段と加速した。ASEANを含む地域協力については、平成 21 年 4 月に「アジア経済倍増へ向けた成長構想」を発表した。また、10月には、2年振りに ASEAN 関連首脳会議が開催された。ASEAN+3 首脳会議では食料安全保障及びバイオ・エネルギー開発に関する声明、東アジア首脳会議（EAS）では防災に関する共同声明が採択され、ASEAN+3 の枠組みでの東アジア自由貿易圏（EAFTA）構想、ASEAN+6 の枠組みでの東アジア包括的経済連携（CEPEA）構想の両広域経済連携について政府間検討の開始を決定する等、各種具体的な協力が進展した。日中韓三か国の枠組みにおいても、第 2 回日中韓サミットが 10 月に開催され、「日中韓協力 10 周年を記念する共同声明」及び「持続可能な開発に関する共同声明」を採択・発表する等、三国間協力の一層の発展が見られた。また、「東アジア共同体」構想についても、11 月に総理がシンガポールでアジア政策講演を行い、構想に関する基本的な考え方と今後具体的な協力を進めるべき分野を示した。また、平成

22年3月に、国際的に著名な有識者を集め、東アジア共同体をテーマとしたシンポジウムが外務省後援で開催される等、長期的ビジョンとしての同構想の実現に向け、取組を開始している。

課題

(1) 長期的ビジョンとしての「東アジア共同体」構想の実現に向け、幅広い分野における具体的な取組を推進していく。

(2) 2015年までの「ASEAN共同体」の実現を目指し統合努力を進めているASEANに対し、域内格差是正や「連結性」強化といった取組を、引き続き積極的に支援していく。

(3) 今後10年間のASEAN+3協力の大局的方向性を示す「東アジア協力に関する第二共同声明」に沿って、広範な分野でASEAN+3協力を引き続き推進する。

(4) EASについては、エネルギー安全保障、環境・気候変動、青少年交流といった分野における我が国が打ち出した協力イニシアティブを引き続き着実にフォローアップするとともに、地域共通の課題に対して首脳主導の具体的協力を推進するためのイニシアティブを積極的に発揮していく。

(5) 独立した日中韓サミットの開催など、一層発展している日中韓三国間協力のフォローアップを着実に実施し、協力の機運を引き続き継続していく。

(6) 重要な域外国との貴重な対話の場であるアジア協力対話(ACD)を活用し、我が国が重視する環境への取組を積極的に発信する。

施策の必要性

アジアは「世界の成長センター」として世界経済の牽引役を果たしており、アジアの活力を日本の成長につなげていくことが重要である。アジアは実体経済のレベルで域内統合が進んでいるものの、域内の一体化に向けた障壁や成長の障害も多い。その軽減・解消に貢献していくことが日本にとっても必要である。また、環境・気候変動、自然災害、新型インフルエンザなどの地域共通の課題が顕在化している。朝鮮半島情勢を始めとする地域の安全保障環境も依然として予断を許さず、長期的な予見可能性が欠如している。このような状況下で、地域の協力枠組みにおいて共通の脅威や課題に取り組み、地域の安定と繁栄の確保に努めていくことが引き続き必要である。

施策の有効性

東アジアではASEAN、日中韓に加え、豪州、NZ、インド、さらには米国等が各種地域協力を重要な役割を果たしており、また、同地域は政治体制、経済の発展段階、文化、宗教を始め多様性に富んでいる。そのため、東アジアにおける地域協力の推進にあたっては、長期的ビジョンとしての「東アジア共同体」構想の下、開放性と透明性を確保し、幅広いパートナーとの緊密な協力を確保するとともに、分野毎での機能的協力を促進していくことが有効である。また、同地域ではASEANをハブとする地域協力が重層的に展開されており、経済連携についてもASEANを中心として自由貿易協定(FTA)網の形成が進みつつある。結束したASEANがハブとなることが日本とASEAN、さらには東アジア全体の安定と繁栄にとって重要であるとの考えの下、引き続きASEANを重要視しながら地域協力を進めていくことが、同地域における地域協力の推進にあたり有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、上記の枠組みにおいて各種共同声明が発出されるな

ど相当な進展が見られ、またこれらの枠組みに基づく協力案件も着実に実施された。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	86	84

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	24	24

単位：人（本省職員）

外部要因

東アジア地域協力の動向は、その時々政治、経済、安全保障情勢に大きく影響される。

目標の達成状況

評価の切り口 1：ASEAN を中心とする各種地域協力の進展

一年を通じて継続的に、日・ASEAN、ASEAN+3、EAS の各枠組みにおいて、地域協力が具体的に進展し、またその中で日本の立場も明確に表明された。その最大の成果としては、10月にタイで開催された ASEAN 関連首脳会議への日本の参加が挙げられる。ASEAN の重視、開放的で透明性の高い地域協力、長期的ビジョンとしての東アジア共同体構想、といった日本の東アジア地域協力に対する考え方が改めて表明され、各議長声明にも反映された。また、ASEAN+3 首脳会議では「食料安全保障及びバイオ・エネルギー開発に関する ASEAN+3 協力に関する声明」、東アジア首脳会議では「防災に関する共同声明」が採択され、各分野での地域協力の一層の深化が表明された。詳細は、事務事業①「日・ASEAN 協力」、事務事業②「ASEAN+3 協力」、事務事業③「東アジア首脳会議 (EAS)」を参照。

評価の切り口 2：日中韓三か国協力の進展

日中韓の三国間協力についても、13 の分野で閣僚級会合が進展するなど、一年を通じて継続的に地域協力が進展した。初めて独立して開催された前年 (平成 20 年) に引き続き、10 月には中国で第 2 回日中韓サミットが開催された。10 周年を迎えた日中韓協力のこれまでの進捗状況を確認し、未来志向の三国間協力を定着させていくことが確認され、「日中韓協力 10 周年を記念する共同声明」及び「持続可能な開発に関する共同声明」が採択・発表された。詳細は、事務事業④「日中韓協力」を参照。

評価の切り口 3：地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展

アジア協力対話 (ACD) では、第 8 回外相会合がスリランカ・コロンボにて開催され、会合内では ACD の将来に加え、経済や環境についても議論が及び、コロンボ宣言が採択された。また、平成 21 年 6 月には長野県長野市で ACD 第 6 回環境教育推進対話が開催され、生物多様性に関する教育のあり方について有意義な意見交換を行い、平成 22 年 2 月には東京において ACD 第 2 回法制度整備ワークショップが開催され、法制度整備の重要性に関するアジア諸国の共通認識が増進されるなど、地域協力の枠組みが具体的に進展した。詳細は、事務事業⑤「地域の安定と繁栄を目指したその他の協力」を参照。

第三者の所見

大庭 三枝 東京理科大学准教授

東アジアにおける国際関係において、近年顕著な流れになってきているのは、様々な地域枠組みの形成・発展とそれらにおける地域協力の深化である。我が国を取り巻く国際環境の安定化のためにも、日本は従来の二国間外交に加え、地域の多国間の取り組みに積極的に関与・貢献していくべきである。その場合、二つのレベルでのイニシアティブを取る必要がある。一つは、首脳・閣僚レベルでのイニシアティブの発揮である。2009年9月に誕生した鳩山民主党政権は、その政策の柱の一つとして、「東アジア共同体」を掲げ、このレベルにおける日本の積極姿勢をアピールすることに成功したといえる。しかしながら、このレベルでのイニシアティブに実質的な裏付けを与えるのは、もう一つのレベルでのイニシアティブの発揮、すなわち担当省庁を中心とした、機能的協力の実質的な進展への貢献を継続的かつ実効的に行い、地道な協力を積み重ねていくことである。

その観点からすれば、外務省アジア大洋州局地域政策課が、日ASEAN協力、ASEAN+3、EAS、日中韓協力、ACDにおける様々な分野における機能的協力を深化するのに積極的な貢献をしたことは評価できる。今後、さらに首脳・閣僚レベルでのイニシアティブの発揮を促し、またそれをサポートする形で、機能的協力の充実へむけた協力強化が求められる。そのためには、この分野の諸事業を担当するマンパワーをさらに強化すべきである。その上で、東アジアにおける地域枠組み形成と連動した新たな秩序形成の動きにおいて、日本にとってもまた地域全体にとってもより望ましい環境整備に努める必要があろう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

各枠組みにおいて地域協力を着実に進展させ、長期的ビジョンとしての東アジア共同体構想の実現に向け、これら既存の枠組みを重層的かつ柔軟に活用させながら、開放的で透明性の高い地域協力を推進していく。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください)

- | | |
|-----------------------|----------|
| ① 日・ASEAN 協力 | → 拡充強化 |
| ② ASEAN+3 協力 | → 今のまま継続 |
| ③ 東アジア首脳会議(EAS) | → 今のまま継続 |
| ④ 日中韓協力 | → 拡充強化 |
| ⑤ 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力 | → 今のまま継続 |

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

I - 1 - 2 朝鮮半島の安定に向けた努力

北東アジア課長 島田順二

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	日朝間の諸懸案を包括的に解決すること。その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形での日朝国交正常化を実現すること。 【小目標】 1. 朝鮮半島の非核化に向けた取組を推進すること 2. 拉致、核、ミサイルといった日朝間の諸懸案の解決に向けた動きを前進させること
施策の位置付け	第 173 回国会所信表明演説、第 174 回国会施政方針演説に言及あり。 民主党の政権政策 Manifesto2009 に言及あり。
施策の概要	①核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けた取組 ②拉致問題といった諸懸案の解決を通じた日朝関係の改善に向けた取組

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて一定の進展があった。」

(理由)

(1) 核、ミサイル等の安全保障上の問題については、平成 21 年 4 月、北朝鮮は、我が国を含む関係各国が自制を求めたにもかかわらず、ミサイル発射を強行し、更には、5 月には核実験を強行した。これらの北朝鮮の行動は、決して容認できるものではない。この核実験を受け、国連安保理では武器禁輸、貨物検査、金融面での措置などを含む決議第 1874 号が全会一致で採択された。我が国が、関係国と連携し、毅然とした対応をとったことは、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示すのみならず、国際社会に対して北朝鮮問題の重要性を示す上でも役立った。

(2) 日朝関係については、平成 20 年 8 月の日朝実務者協議で合意された拉致問題に関する全面的な調査を開始するよう繰り返し要求しているものの、いまだ北朝鮮側は具体的な行動を開始していない。

(3) ①国連総会において、拉致問題を含めた北朝鮮の人権状況を非難する北朝鮮人権状況決議の採択を実現したことや、②G 8 首脳会合や米国・中国等との首脳・外相会談等を通じ、拉致問題解決に向けた国際的な連携を強化できたこと、特に 7 月の G 8 ラクイラ・サミットでは、北朝鮮問題についての日本の主張を参加国が支持した結果、拉致問題が明示的に言及されるなど、北朝鮮に対して強いメッセージが発せられ、一定の成果があった。

課題

拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、日朝平壤宣言に基づき不幸な過去を清算して、国交正常化を図る方針である。六者会合の早期再開と北朝鮮の核放棄に向けて関係国と

緊密に連携しつつ、同時に国連安全保障理事会決議に基づく措置や日本独自の措置を着実に実施していく。

施策の必要性

北朝鮮の核問題及びミサイル問題は我が国の平和と安全に対する直接の脅威であるのみならず、国際的な不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、一刻も早い解決が必要である。また、拉致問題は、我が国の主権にかかわる重大な問題であるとともに、国民の生命と安全に関わる重大な人道上の問題であり、一刻も早い解決が必要である。拉致、核、ミサイルといった諸懸案を外交的手段を通じて包括的に解決した上で、日朝国交正常化を実現することは、日朝双方のみならず、地域の平和と安定にも大きく寄与するものである。

施策の有効性

拉致、核、ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案に対し、①六者会合や日朝協議等における北朝鮮との対話を通じて北朝鮮に具体的な対応を直接求めるアプローチ、②国際連合、G8首脳会合等の場を活用し、国際社会のメッセージとして、北朝鮮に具体的な対応を求めるアプローチ、③必要に応じて独自の又は国連安保理決議に基づく対北朝鮮措置を実施し、圧力をかけていくアプローチがあるが、それぞれを相互補完的に用いつつ、諸懸案の包括的解決を目指すことは、北朝鮮に正しいメッセージを伝達し、北朝鮮が賢明な判断を下し、具体的な対応をとるように促すとの観点から有効である。

施策の効率性

日朝間の対話を通じて北朝鮮へ直接の働きかけを行うアプローチは、平成20年8月の日朝合意等からも明らかなおおりに、北朝鮮からの具体的な行動を引き出すための効率的な手段と考えられる。

六者会合、国際連合、G8首脳会合等、更には関係国との首脳・外相会談等を通じ、我が国の立場に対する国際社会の支持と協力を得た。また、我が国の外交努力により、北朝鮮人権状況決議やG8首脳会合等における議長声明等を通じ、北朝鮮に国際社会のメッセージを明確に発出することができた。加えて、北朝鮮のミサイル発射、核実験実施発表に対する国連安保理決議及び我が国独自の対北朝鮮措置を実施したことは、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示し、北朝鮮に対して国際社会の声に反することのコストを認識させるのみならず、国際社会に対して北朝鮮問題の重要性を示す上でも役立った。これらは、今後、我が国が拉致、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けて取り組んでいく際に、大いに役立つものと考えられ、効率的な手段と考えられる。

投入資源

予算	平成21年度	平成22年度
	81	70

単位：百万円

人的投入資源	平成21年度	平成22年度
	20	20

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 核、ミサイル問題に関しては、米、中、韓、露といった六者会合関係国の外交政策、及び安保理決議等への国際社会の対応が問題解決へ向けた進展に影響を及ぼし得る。
- (2) 拉致問題については、国連等の場でも取り上げられており、国際社会の関心、連携強化の態様が問題解決へ向けた進展に影響を及ぼし得る。
- (3) 北朝鮮の内政、経済における動向が我が国の要求に対する北朝鮮側の対応に影響を及ぼし得る。

目標の達成状況

評価の切り口1：核・ミサイル問題解決に向けた進展

核、ミサイル問題については、平成21年4月、北朝鮮は、我が国を含む関係各国が自制を求めたにもかかわらず、ミサイル発射を強行し、更に、5月には核実験を強行した。これらの北朝鮮の行動は、決して容認できるものではない。この核実験を受け、国連安保理では武器禁輸、貨物検査、金融面での措置などを含む決議第1874号が全会一致で採択された。

北朝鮮は核、ミサイル等の安全保障上の問題の解決に向けた具体的な行動をとっておらず、今後とも粘り強く取り組む必要がある。詳細は、事務事業①「核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けた取組」を参照。

評価の切り口2：拉致問題解決に向けた進展

平成20年6月の日朝実務者協議において、北朝鮮側は「拉致問題は解決済み」との立場を改め、拉致問題に関する調査のやり直し等を表明し、また、同年8月の日朝実務者協議においては、拉致問題に関する全面的な調査の具体的な態様等につき合意した。しかしながら、同年9月に北朝鮮から調査開始を見合わせる旨の連絡があつて以降、いまだ北朝鮮側は具体的な行動を開始していない。今後とも粘り強く取り組む必要がある。

他方、拉致問題解決に向けては、国際社会からの支持と協力を得ることが重要との認識の下、外交上の機会を捉え、拉致問題を提起し、国際的な連携を強化できたことは一定の成果であった。我が国の積極的な外交努力により、平成21年12月の国連総会では、拉致問題を国際的懸念事項とする北朝鮮人権状況決議が採択され、また、平成21年7月のG8ラクイラ・サミットでは、北朝鮮問題についての日本の主張を参加国が支持した結果、拉致問題が明示的に言及されるなど、北朝鮮に対して強いメッセージが発せられ、一定の成果があった。

詳細は、事務事業②「拉致問題の解決や日朝関係の改善に向けた取組」を参照。

第三者の所見

西野 純也 慶應義塾大学法学部政治学科准教授

「朝鮮半島の安定に向けた努力」という施策は、我が国の安全保障上、最も重要度の高い政策のひとつである。しかし、北朝鮮という国を相手にして、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的に解決し、国交正常化を実現することが容易でないことは言うまでもない。しかも、北朝鮮によるミサイル発射（平成21年4月）および核実験（5月）の強行は、日朝関係の進展を目指す我が国の努力を踏みにじり、国際社会の安全保障を脅かすものであった。このような困難な状況の中で、我が国は、日朝平壤宣言（2002年9月）履行のための努力を絶え間なく続け、かつ地域の平和と安定を取り戻すための外交を平成21年度も積極的に展開した。したがって、施策に対する自己評価は妥当なものである。平成21年度の成果として紙幅の関係から次の3点を指摘しておくこととする。

第 1 に、北朝鮮のミサイル発射および核実験を受けて、対北朝鮮制裁措置を含む国連安保理決議の採択のために韓国や米国などと協力して決議第 1874 号の採択に貢献した。挑発への毅然とした行動、措置は、北朝鮮に対する国際社会からのメッセージであり、圧力でもある。我が国は、この決議に沿った制裁措置をとりながら、拉致、核、ミサイルなど諸懸案の解決に向けた北朝鮮の誠意ある対応を求めている。

第 2 に、国連総会における北朝鮮人権状況決議採択や、G8 首脳会議などを含む国際会議の場で、拉致問題解決のための国際的世論の喚起および国際協調の形成に引き続き努力を傾けた。こうした努力は、北朝鮮の不誠実な行動により拉致問題解決が依然困難な中、我が国があらゆる形で解決のための外交を展開している証左であり、北朝鮮に具体的行動を求めるアプローチの一環でもある。

第 3 に、年度末の 3 月 26 日に起こった韓国海軍哨戒艦沈没事件では、日本は一貫して韓国の努力を全面的に支持し、地域の平和と安定のための日韓および日米韓協力関係がゆるぎないものであることを確認した。通常兵力および核の脅威に対する日韓、日米韓の一致した対応が、北朝鮮問題への取り組みの基盤であることは間違いない。今後も、日米韓協調を土台としつつ、朝鮮半島の安定に向けた努力を続けることが期待できる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、日朝平壤宣言に基づき不幸な過去を清算して、国交正常化を図る方針である。六者会合の早期再開と北朝鮮の核放棄に向けて関係国と緊密に連携しつつ、同時に国連安全保障理事会決議に基づく措置や日本独自の措置を着実に実施していく。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください)

- ①核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けた取組 → 拡充強化
- ②拉致問題の解決や日朝関係の改善に向けた取組 → 拡充強化

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	—

I - 1 - 3 未来志向の日韓関係の推進

北東アジア課長 島田順二
平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	良好な日韓関係を更に高い次元に発展させること、また、これを通じての地域の平和と繁栄に寄与すること。 【小目標】 1. 「シャトル首脳外交」等を通じ、未来志向の日韓関係を一層強化すること
施策の位置付け	第 173 回国会所信表明演説、第 174 回国会施政方針演説に言及あり。 民主党の政権政策 Manifesto2009 に言及あり。
施策の概要	(1) 政治分野の対話の促進 (2) 人的交流の拡大 (3) 日韓間の過去に起因する諸問題への取組 (4) 日韓間の懸案への対応（竹島問題、排他的経済水域（EEZ）境界画定等） (5) 経済緊密化のための各種協議等の推進（日韓経済連携協定（EPA）に関する協議を含む）

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

平成 21 年 6 月に李明博大統領が訪日し、また、平成 21 年 10 月には、鳩山総理大臣が訪韓して、両首脳が形式張らずに頻繁に往来する「シャトル首脳外交」を実施し、首脳・閣僚間の会談を頻繁に行い、日韓関係を更に強化していくこと、また未来志向の関係を構築していくために様々な分野で緊密に協力していくことで一致した。平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月の間に 5 回の日韓首脳会談を行った。加えて、6 回の外相会談を始めとする様々な分野での重層的かつ緊密な政府間対話や民間レベルの交流が進展した。「シャトル首脳外交」を通じた未来志向の日韓関係の強化に向けて、着実な進展があったものと評価できる。

課題

- (1) 竹島問題等日韓間の懸案については、我が国の立場を主張し、粘り強い努力を継続するとともに、各種交流事業の拡充に一層努めながら、大局的な観点からの未来志向の日韓関係の強化を図る。
- (2) 北朝鮮の拉致問題や核問題における日韓間の連携・協力の強化を更に進める。
- (3) 日韓経済連携協定（EPA）交渉の早期再開に向け、引き続き努力していく。

施策の必要性

日韓両国は、基本的価値を共有する最も大切な隣国関係であり、「シャトル首脳外交」等を通じ、引き続き未来志向の関係を構築していくために協力していくこと、さらには、北朝鮮問題、環境協力、開発協力、海賊対策、テロ対策といった国際社会における共通の課題に向かって緊密に連携して取り組んでいくことは、日韓両国のみならず、北東アジア地域、更には国際社会全体の安定と繁栄にとって極めて重要である。

施策の有効性

政治分野の対話の促進、人的交流の拡大、経済緊密化のための各種協議の推進は、日韓関係を未来に向けて前進させるため必要な施策である。一方、日韓間の過去に起因する諸問題への取組、日韓間の懸案への対応は、日韓関係が悪化する事態を防止し、両国民の視点を過去から未来に向けさせるための施策である。これらを同時並行的に進めることは、日韓関係を更に高い次元に発展させていく上で極めて有効であり、かつ、必要なことである。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日韓関係における以下の諸分野で施策がそれぞれ進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) 政治分野の対話の促進

首脳・外相会談を含む政治レベル・政府間の緊密な対話を重ねたことは、実務的な観点から両政府間の連携・協力関係の増進に資するのみならず、そのような緊密な対話を実現することを両国民に示すことで、両国間の未来志向的な雰囲気醸成にも資することとなった。

(2) 人的交流の拡大

近年、日韓両国政府が両国民の交流環境の整備のための施策を講じたこと、また各種の多様な文化交流事業を適切に実施したことにより、折からの韓国大衆文化ブーム（いわゆる「韓流」）とも相俟って、国民レベルでの相互理解の促進をより効果的に進めることができた。「日韓交流おまつり」における交流や、「21世紀東アジア青少年大交流計画」の下での、1400人を超える韓国の中高生、大学生、教員等の訪日（平成21年）に加え、平成21年10月の日韓首脳会談では、平成11（1999）年に設置された日韓文化交流会議の第3期を早期に立ち上げることで一致した。

(3) 日韓間の過去に起因する諸問題への取組

韓国国民の過去に対する心情を重く受け止め、人道的観点から、朝鮮半島出身者の遺骨調査・返還、在サハリン「韓国人」支援、在韓被爆者支援等に誠実に対応したこと、また、第二期日韓歴史共同研究が報告書を公表するなど、未来志向の日韓関係の基盤構築の一助ともなっている。

(4) 日韓間の懸案への対応

EEZ境界画定については、平成21年3月に第10回交渉を実施し、現在も交渉が継続中である。また、EEZ境界画定には一定の時間がかかることから、喫緊の課題として、海洋の科学的調査に係る暫定的な協力の枠組み交渉も併せて行なっている。また、日韓間には竹島をめぐる領有権の問題があるが、竹島についての日本政府の立場は一貫しており、パンフレットの作成などにより対外的に周知するとともに、韓国側に対しても累次にわたり申し入れている。いずれにせよ、日本政府としては、この問題の平和的解決のため、粘り強い外交努力を行っていくという方針である。

(5) 経済緊密化のための各種協議等の推進

日韓経済連携協定（EPA）交渉については、平成 20（2008）年から、交渉再開に向けた検討及び環境醸成のための実務者協議を開催してきたが、平成 21（2009）年 2 月の日韓外相会談において、実務者協議のレベルを格上げすることで一致した。この合意を受けて、7 月及び 12 月、審議官級を代表とした実務者協議が開催され、日韓 EPA の重要性についての認識が共有された。また、4 月に日韓経済局長協議が立ち上げられた（12 月に第 2 回開催）。また、10 月には、第 8 回日韓ハイレベル経済協議が開催されるなど、政府レベルでの対話・協議が活発に行われた。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	76	82

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	19	19

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 日韓関係は韓国国内におけるマスコミ論調や対日世論の影響を受けやすく、歴史問題や竹島問題等の懸案が両国民の相互に対する感情を悪化させる可能性を常にはらんでいる。
- (2) 上記に関連し、韓国の現政権の過去・歴史認識に関する政策姿勢（とりわけ日本の植民地支配に対する評価及び具体的対応）は、日韓関係の具体的あり方を大きく左右する。
- (3) 朝鮮半島における情勢は、拉致問題、核問題といった北朝鮮をめぐる諸懸案に対する日韓の連携・協力に影響を及ぼし得る。

目標の達成状況

評価の切り口 1：更に高い次元での日韓関係の構築

韓国は、地理的に最も近いだけでなく、自由と民主主義、基本的人権等の基本的な価値を日本と共有し、共に米国との同盟関係にあり、政治、経済、文化といったあらゆる面で極めて密接な関係にある重要な隣国である。一層強固な未来志向の友好協力関係を発展させることが、日韓両国のみならず北東アジア地域の安定と繁栄にとって極めて重要である。平成 21 年 6 月に李明博大統領が訪日し、これに応じて平成 21 年 10 月に、鳩山総理大臣が就任後初の二国間での外国訪問として訪韓し、「シャトル首脳外交」を実施した。平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月の間に 5 回の日韓首脳会談を行った。加えて、6 回の外相会談を始めとする様々な分野での重層的かつ緊密な政府間対話や民間レベルの交流が進展した。未来志向の日韓関係の構築・強化や「シャトル首脳外交」の定着に向けて、着実な進展があったものと評価できる。詳細は、事務事業①「政治分野の対話の促進」、事務事業②「人的交流の拡大」、事務事業③「日韓間の過去に起因する諸問題への取組」、事務事業④「日韓間の懸案への対応（竹島問題、EEZ 境界画定等）」、事務事業⑤「経済緊密化のための各種協議等の推進（日韓 EPA に関する協議を含む）」を参照。

評価の切り口 2：日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与

平成 21 年 6 月に李明博大統領が訪日した際に、両首脳は、日韓関係を更に強化するとともに、また未来志向の関係を構築していくために様々な分野で緊密に協力していくことで一致した。このように、二国間関係のみならず、国際社会に共に貢献する日韓関係が構築されてきており、日韓新時代共同研究プロジェクト、開発分野での協力（アフガニスタン、パキスタン）、ソマリア海賊問題での協力、北朝鮮問題における協力等が実施されてきている。詳細は、事務事業①「政治分野の対話の促進」、事務事業②「人的交流の拡大」、事務事業③「日韓間の過去に起因する諸問題への取組」、事務事業④「日韓間の懸案への対応（竹島問題、EEZ 境界画定等）」、事務事業⑤「経済緊密化のための各種協議等の推進（日韓 EPA に関する協議を含む）」を参照。

第三者の所見

西野 純也 慶應義塾大学法学部政治学科准教授

日韓両国は、自由民主主義、市場経済、米国との同盟関係といった政治・経済・安全保障体制を同じくする隣国であり、最も重要な二国間関係のひとつである。日韓関係は、1965 年の国交正常化以来、友好関係を発展させ今日に至っているが、かつての植民地支配に起因する諸問題が依然として存在することも事実である。したがって、日本の対韓外交は、従来からの友好関係をさらに発展させながら、同時に過去に起因する諸問題に粘り強く取り組んでいくことが必要とされている。そのような観点から見たとき、平成 21 年度の「未来志向の日韓関係の推進」という施策に対する自己評価は妥当なものである。紙幅の都合上、主に次の 3 つの領域での実りある成果を挙げておくこととする。

第 1 に、従来からの友好・信頼関係の促進である。政治レベルから国民レベルに至るまで多様な交流と対話が行われた結果、日韓間では多層的な信頼構築がさらに進んだ。例えば、我が国では平成 21 年 9 月に与野党間の政権交代という内政の大変動があったが、鳩山総理が就任後初の二国間での外国訪問として訪韓（10 月）したことは、日本の新政権に対する韓国民の好意的態度を形成するのに大きく寄与した。また、9 月に東京とソウルで同時開催された「日韓おまつり」には、両国で合わせて 25 万名が足を運び、国民レベルの交流に寄与した。そのほか、経済連携協定締結のための実務者協議の格上げを図るなど、経済関係のより一層の緊密化への努力が続いている。

第 2 に、過去に起因する諸問題への取り組みでも着実に成果を生み出した。いわゆる「歴史認識」問題では、第 2 期日韓歴史共同研究の報告書が公開され、「歴史認識についての共通認識を明らかにし、相違点を把握」（報告書冒頭より）できたし、女性や文化という側面から日韓の歴史を検討したことは、両国関係の多様な側面を理解するうえで意味ある研究作業であった。遺骨返還やサハリン問題といった諸懸案でも韓国側の要請に誠実に対応してきている。過去への対応だけでなく、「日韓新時代共同研究プロジェクト」への支援を続けるなど未来へ向けた取り組みにも積極的である。

第 3 に、「国際社会に共に貢献する日韓関係」の構築である。アフガニスタン復興に向けた日韓共同支援、環境分野での協力など、今日ますます重要度が増している非伝統的安全保障における韓国との協調関係形成は、地域および国際社会の平和と安定に貢献していることは間違いない。

評価結果の政策への反映

今後の方針

大局的な観点からの未来志向の日韓関係の更なる発展と、北東アジア地域の安定と繁栄へ向けた連携・協力の強化を併せて進展させる。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- ①政治分野の対話の促進 → 拡充強化
- ②人的交流の拡大 → 拡充強化
- ③日韓間の過去に起因する諸問題への取組 → 今のまま継続
- ④日韓間の懸案への対応（竹島問題, EEZ 境界画定等） → 拡充強化
- ⑤経済緊密化のための各種協議等の推進（日韓 EPA に関する協議を含む） → 拡充強化

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	—

I - 1 - 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等

中国・モンゴル課長 垂 秀夫

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	日中「戦略的互惠関係」の構築に向けた協力と交流の推進の発展・強化及び日中間に存在する諸懸案を緊密な対話を通じ解決すること、日モンゴル関係を強化すること等 【小目標】 1. 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける頻繁かつタイムリーな対話の実施 2. 新日中友好 21 世紀委員会、日中歴史共同研究の実施等、民間有識者を含む重層的な交流の推進 3. 日中ハイレベル経済対話をはじめとする各種経済協議の実施 4. 各種招聘事業の重層的实施による対日理解強化 5. 日本・モンゴルパートナーシップ推進事業による閣僚レベルの招聘及び有識者の派遣等を通じた「総合的パートナーシップ」の確立に向けた取組 6. 日台間の非政府間の実務関係の推進
施策の位置付け	第 173 回及び第 174 回国会における施政方針演説、第 174 回国会における外交演説に言及あり。
施策の概要	日中間においては、幅広い層で対話と交流を積み重ね、懸案にも適切に対処しつつ、「戦略的互惠関係」の構築を通じ、地域及び国際社会全体の平和、安定、繁栄に共に貢献していく。 日モンゴル間においては、極めて良好な政治的関係を維持・発展させるとともに、経済通商関係の強化に向けて、双方による取組を行っていく。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

中国との間では、平成 21 年度は 7 回も首脳会談を実施するなど、国際会議の場を含めて頻繁に首脳間の意思疎通を図った。両国首脳は、地域や国際社会の諸課題に取り組み、「戦略的互惠関係」の内容を一層充実、具体化していくことで一致した。各種招聘事業や青少年交流、教員交流等、幅広い層での交流事業を実施するとともに、日中歴史共同研究については、12 月に最終会合を開催後、平成 22 年 1 月に報告書を発表した。新日中友好 21 世紀委員会については、新メンバーの下で平成 22 年 1 月に揚州において第 1 回会合を開催するなど、交流分野において着実な進展があった。また、日中領事協定が、平成 22 年 1 月に批准書を交換した後、同年 2 月に発効し、同月、日・マカオ航空協定が署名されている。

モンゴルとの間では、平成 21 年 7 月に首脳会談、4 月と 12 月の 2 度にわたり外相会談を実施した他、外務省間政策対話・地域情勢対話の開催、招聘・派遣事業の実施等、様々なレベルでの対話や交流を通じて意思疎通を図った。また、平成 22 年 1 月に日・モンゴル経済連携協定 (EPA) にかかる政府間実務レベル協議を開催する等、両国間の経済関係の促進に向けて着実な進展があった。

課題

日中間では、今後とも幅広い層で対話と交流を積み重ね、個別の懸案にも適切に対処しつつ、「戦略的互惠関係」の内容の充実、具体化を通じ、地域及び国際社会全体の平和、安定、繁栄に共に貢献していく必要がある。

日・モンゴル間では、各種事業を活用しつつ良好な政治的関係の維持・発展を図るとともに、日・モンゴル経済連携協定（EPA）のプロセス等を通じた両国間の経済関係の強化に努める。

施策の必要性

日中間においては、人的交流や経済関係がこれまでになく拡大・深化し、両国が互いになくなくてはならない存在になっている。日中関係は最も重要な二国間関係の一つとの共通認識の下、地域及び世界に貢献しながら両国の共通利益を拡大する「戦略的互惠関係」の内容の更なる充実、具体化を進展させることが重要である。一方で、日中間には引き続き様々な懸案が存在しており、これらを緊密な対話を通じて解決し、未来志向の日中関係を構築していくことが、日中関係のみならず地域の平和と繁栄にとっても極めて重要である。

モンゴルは、中露の間という地政学的位置による戦略的重要性に加え、石炭、銅、ウラン及びレアメタルを豊富に有する資源外交の新たな相手国として、また国際場裡におけるパートナー国として、我が国にとっての重要性がより一層増している。

施策の有効性

未来志向の日中関係を推進するには、日中「戦略的互惠関係」の構築に向けた協力、様々なレベル・分野での交流の推進の発展・強化、緊密な対話を通じた日中間に存在する諸懸案の解決が必要不可欠であり、このために、要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける頻繁かつタイムリーな対話の実施、新日中友好 21 世紀委員会、日中歴史共同研究の実施等、民間有識者を含む重層的な交流、各種招聘事業の重層的实施等を通じて、相互理解と相互信頼の増進に努めていくことが有効である。

日モンゴル関係のより一層の強化のためには、招聘・派遣事業や対話の枠組み（両国外務省間政策対話、両国地域情勢対話等）の継続的实施を通じた相互理解の促進や具体的目標の設定が有効である。

施策の効率性

平成 21 年度は、限られた予算（平成 20 年度から 8,800 万円減）や人的投入資源（人員増なし）を効率的に活用し、首脳、外相を含むハイレベルの意思疎通を活発に展開し、その他にも日中戦略対話（次官級）、日中安保対話（次官級）、日中人権対話（局長級）、日中漁業共同委員会（局長級）、日中外報官協議（局長級）等、幅広い分野で事務レベル協議を実施した。さらには、民間有識者を含む重層的な交流、青少年の相互理解の促進事業、各種招聘事業等を通じて、各層・各分野における日中間の交流を積極的に図った。「戦略的互惠関係」の構築に向けたこのような対話の積み重ねを通じて、施策の目標について投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。

また、日・モンゴル間においても、首脳会談や外相会談、両国外務省間政策対話、招聘・派遣事業等、様々なレベルでの意思疎通や交流を重ねた。とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。

無駄削減（経費節約のための取組）

本件施策の実施に当たっては、各事業における各案件一つ一つについて、必要性を適切に判断するとともに、可能な限り予算の効率的執行に努めている。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	1,962	1,875

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	40	40

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 日中両国間の関係は外交と内政が緊密にリンクしており、双方における様々な動きによって政治的に大きな影響を受ける。
- (2) 日中関係があらゆる分野において緊密化している今日においては、外務省のみで日中関係に取り組むことは困難であり、関係各省庁との密接な連携・調整が重要である。例えば、海洋をめぐる問題については、内閣官房をはじめ、経済産業省、海上保安庁、防衛省等との調整が必要不可欠である。また日中間の経済問題については、分野が多岐にわたるため、極めて多くの省庁が関わっている。
- (3) 日中間の国民感情の問題にかんがみ、青少年をはじめとする国民交流の促進など各種取組については、民間の既存の取組とも有機的に連携させながら継続的かつ地道な施策を実施していくことが必要である。
- (4) 日モンゴル関係の重層的な発展に際しては、両国の経済、教育及び環境等の関連省庁や地方自治体、民間諸団体等との密接な連携が必要である。

目標の達成状況

評価の切り口 1：「共通の戦略的利益」の拡大の度合い

日中首脳間で、「戦略的互惠関係」の内容を一層充実、具体化していくことで一致した。平成 21 年 10 月の首脳会談において、鳩山総理大臣より、食品の安全性を確保するための新たなハイレベルの協力枠組みとして、担当閣僚級による定期協議を含む「日中食品安全推進イニシアティブ」を提唱し、温家宝国務院総理もこれに賛意を表明した。日中歴史共同研究について、12 月に最終会合を開催後、平成 22 年 1 月に報告書の自国語論文を発表した他、新日中友好 21 世紀委員会が新メンバーの下で 2 月に中国・揚州において第 1 回会合を開催するなど、民間有識者を含む重層的な交流において着実な進展があった。また、日中領事協定が、平成 22 年 1 月の批准書交換の後、同年 2 月に発効し、同月、日・マカオ航空協定が署名された。以上のように、様々な分野における協力の推進を通じて、「共通の戦略的利益」が順調に拡大した。詳細は、事務事業①「要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける頻繁かつタイムリーな対話の実施」、事務事業②「新日中友好 21 世紀委員会、日中歴史共同研究の実施等、民間有識者を含む重層的な交流の推進」を参照。

評価の切り口 2：あらゆるレベルでの「対話」の実施及び対話を通じた懸案の解決への動き

日中間では、平成 21 年度は 4 月に麻生総理大臣(当時)、10 月に鳩山総理大臣がそれぞれ訪中した他、国際会議の場での会談を合わせ計 7 回の首脳会談が行われ、「戦略的互惠関係」の具体化、充実に向け、首脳間での緊密な対話が重ねられた。また、平成 21 年 6 月の日中ハイレベル経済対話をはじめとする各種経済協議や民間有識者間の交流、青少年の相互理解の促進事業、各種招聘事業も積極的に行われ、各層・各分野において日中間の交流が深まった。詳細は、事務事業①「要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける頻繁かつタイムリーな対話の実施」、事務事業②「新日中友好 21 世紀委員会、日中歴史共同研究の実施等、民間有識者を含む重層的な交流の推進」、事務事業③「日中ハイレベル経済対話をはじめとする各種経済協議」、事務事業④「各種招聘事業の重層的实施による対日理解強化」を参照。

日・モンゴル関係について、両国の経済関係の拡大が課題となっている現況を踏まえ、平成 21 年度は首脳会談、外相会談、外務省間政策対話、日・モンゴル経済連携協定(EPA)にかかる政府間実務レベル協議及び招聘・派遣事業等、様々なレベルでの対話や交流を通じて相互理解が深まった。詳細は、事務事業⑤「日本・モンゴルパートナーシップ推進事業による閣僚レベルの招聘及び有識者の派遣等を通じた「総合的パートナーシップ」の確立に向けた取組」を参照。

第三者の所見

天児 慧 早稲田大学国際学術院アジア太平洋研究科教授

日中関係に関しては「戦略的互惠関係」の内実化、発展が基本的な枠組みとなり、日モンゴル関係では「総合的パートナーシップ」の確立が目標となって、本施策事業が推進されている。全体的な枠組みの設定は戦略的に外交を考える上で重要である。具体的な課題設定としては、①要人往来や首脳・外相会談など様々なレベルでの対話の実施、②新日中友好 21 世紀委員会、日中歴史共同研究の実施等、民間有識者を含む重層的な交流の推進、③日中ハイレベル経済対話など各種経済協議、④各種招聘事業の重層的实施による対日理解強化であった。これらについて見ていくと、①はとりわけ首脳往来が顕著であったこと、②極めて困難な課題である歴史問題が大事な第一歩に踏み込めたこと、③は一層拡充、④は地方・メディア・青少年交流など様々なレベルで交流が進んでいる。総じて「戦略的互惠関係」発展のために効果的な成果が出ている。⑤はモンゴルの経済的・地政学的重要性が指摘されているが、一層の発展を期待したい。また⑥の日台関係では経済・文化など非政治領域での関係は一層緊密になっている。財団法人交流協会・亜東関係協会を通じての交流の発展は大前提であるが、今後両組織の傘に入らないダイレクトの交流を考えるべきかが問われるかもしれない。全体としては、日中関係は経済、政治、文化、人的交流など様々な分野で顕著な発展がみられ、同時に「食品安全」「東シナ海海底資源」など微妙な問題においても相互抑止のメカニズムが機能している。日モンゴル関係、日台関係も着実な進展がみられる。また予算節約も様々な工夫がなされている。自己評価は妥当であると判断できる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

日中「戦略的互惠関係」のさらなる具体化、充実に向け、引き続き幅広い分野における協力の具体的な進展をはかるとともに、両国間の個別の懸案を解決すべく、各種対話や交流を一層強化・拡充していく。日モンゴル間では、政府関係者の招聘や我が国有識者の派遣を通じた相互理解の促進に一層努めて

いく。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- ① 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける頻繁かつタイムリーな対話の実施 → 今のまま継続
- ② 新日中友好 21 世紀委員会、日中歴史共同研究の実施等、民間有識者を含む重層的な交流の推進 → 今のまま継続
- ③ 日中ハイレベル経済対話をはじめとする各種経済協議 → 拡充強化
- ④ 各種招聘事業の重層的实施による対日理解強化 → 内容の見直し・改善
- ⑤ 日本・モンゴルパートナーシップ推進事業による閣僚レベルの招聘及び有識者の派遣等を通じた「総合的パートナーシップ」の確立に向けた取組 → 内容の見直し・改善
- ⑥ 日台間の非政府間の実務関係の推進 → 今のまま継続

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	○	○

I-1-5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの 友好関係の強化

南東アジア第一課長 小野啓一

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの二国間関係を更に強化すること、及びメコン地域諸国の開発に貢献すること 【小目標】 1. 要人往来を通じた二国間関係の強化 2. 経済協議の実施と貿易投資環境の整備 3. メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進
施策の位置付け	第 174 回国会外交演説に言及あり。
施策の概要	我が国はメコン河流域 5 か国（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）との間において、両国政府の要人往来をはじめとする対話・交流、経済連携協定（EPA）交渉や投資協定交渉を含む二国間経済協議の実施、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの施策を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図ってきた。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

メコン地域 5 か国すべての首相が訪日するなど、要人による二国間訪問が活発に行われた。経済協議については、日ベトナム経済連携協定が発効し、また日カンボジア投資協定の第 1 回合同委員会が開催された。メコン地域開発については、初の日本・メコン地域諸国首脳会議（以下、「日メコン首脳会議」とする）が開催され、今後の日メコン関係の方向性が形作られた。また、平成 21（2009）年は日メコン交流年として、政治、経済、文化その他幅広い分野において様々な交流行事を実施し、各国との対話・交流が促進された。

課題

日メコン首脳会議で発出された「第 1 回日本・メコン地域諸国首脳会議東京宣言」及び「日メコン行動計画 63」を着実にフォローし、今後のメコン地域協力のあり方を検討する。日タイ・日越経済連携協定及び日カンボジア・日ラオス投資協定の着実な運用や経済協力と貿易投資促進の連携により、この地域の発展を支援する。

施策の必要性

メコン地域は 90 年代初頭に至るまで戦争、貧困、難民の源であり、アジア地域の一大不安定要因であった。この時代の経験にかんがみれば、本地域を含む ASEAN の安定と均衡のとれた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発による ASEAN 新規加盟国に対する支援やこの地域への我が国からの貿易投資促進を通じて、ASEAN 域内の格差を是正し、ASEAN の統合を促進していく必要がある。また、これらの国々は伝統的対日友好国であり、この友好関係を強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で重要な意味を有する。

施策の有効性

両国政府の要人往来、各種国際会議に際しての二国間会談の機会を積極的に活用して両国間のハイレベルな対話を継続的に実施することは、メコン地域諸国との伝統的な友好関係を更に強化することにつながる。また、様々な二国間経済協議を通じたこれらの国々との間のビジネス環境の整備は、我が国との間の貿易投資活動を促進し、経済面での関係強化に基づいた安定的な友好関係の実現に有効である。我が国のメコン地域開発に対する支援を通じた ASEAN 統合の促進は、各国より高い評価を与えられており、二国間のみならずアジア大洋州地域の重要なプレーヤーである ASEAN 全体と我が国の関係の強化につながっている。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、メコン地域全 5 か国首相の訪日を含む活発な要人往来、日ベトナム経済連携協定の発効等二国間経済協議の進展、初の日本・メコン地域諸国首脳会議の開催、日メコン交流年を記念した幅広い分野での行事の実施等の具体的成果があり、施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

会議への出張者の人数を限定することにより旅費を節減し、また事業を行う際の経費につき複数の見積もりをとる等、予算の効果的・効率的活用に努めた。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	40	38

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	23	23

単位：人（本省職員）

外部要因

1. メコン 5 か国における政権交代等を踏まえた政治対話、経済協議その他における政策の修正等
2. 民間セクターによるメコン 5 か国への貿易・投資状況の変化

目標の達成状況

評価の切り口1：要人往来を通じた二国間関係の強化

相互訪問や二国間会談の実施を通じた政府首脳レベルの相互信頼関係の醸成は、二国間関係の重要な基盤となりうるものである。この関連で、日本・メコン地域諸国首脳会議の機会にメコン地域5か国（カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー及びラオス）全ての首相が訪日し、鳩山総理と個別に首脳会談を実施した他、要人による二国間訪問が活発に行われたのは大きな成果である。詳細は、事務事業①「要人往来を通じた二国間関係の強化」を参照。

評価の切り口2：経済協議の実施と貿易投資環境の整備

日ベトナム経済連携協定の発効など、二国間経済協議が進展し、投資拡大、日本企業の進出のための基盤整備の進展等の具体的な成果があった。詳細は、事務事業②「経済協議の実施と貿易投資環境の整備」を参照。

評価の切り口3：メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進

平成21年11月に初めて日本・メコン地域諸国首脳会議を開催し、成果文書を発出した。また、平成21（2009）年は日メコン交流年として、各種交流行事を実施し、日本とメコン地域諸国のみならず、メコン地域諸国間の交流・信頼醸成にも取り組んだ。詳細は、事務事業③「メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進」を参照。

第三者の所見

末廣 昭 東京大学社会科学研究所所長・教授

（1）日本の対メコン河流域諸国への協力は、従来のアジア開発銀行を通じた「大メコン圏（GMS）」への迂回的支援だけではなく、日本・メコン地域諸国首脳会議の開催や日メコン交流年の実施、さらにはCLV 諸国との貿易投資協定の推進など、より直接的な協力の面でも大きな進展をみた。いうまでもなく、メコン河流域開発の成否を支える条件のひとつは、ASEAN からの協力である。したがって、日・ASEAN 首脳会議と日本・メコン地域諸国首脳会議との役割の分担をどうするか、日本側での検討が今後ますます重要になると考える。

（2）日本は現在、ベトナム、ラオス、カンボジアの3か国が協力して推進している「開発の三角地帯構想」に対しても、積極的に支援を行っている。この構想は3か国の対等な地位と相互協力を前提としているが、2010年1月に評者がこの地帯を視察した結果から言うと、イニシアチブはベトナムにあり、ラオス、カンボジアはやや消極的であるとの印象を受けた。日本の「開発の三角地帯構想」への支援が、ベトナム政府による自国国境地帯（もしくは中部ベトナム）の国内開発への支援に転化しないように、注意深く見守る必要があると考える。

（3）メコン河流域開発の柱のひとつが、東西経済回廊、南北経済回廊、南部経済回廊などの、国境を跨ぐ道路網と物流システムの整備である。これらの経済回廊については、日本でも日本貿易振興機構（ジェトロ）をはじめ、多くの機関や研究者が調査を実施しているが、調査の内容は「物流」や「国境貿易」に偏っているきらいがある。経済回廊の建設によって、地域住民の生活と社会にどのような影響があるのか、もう少し幅広い視点からの経済社会調査（メコン河流域諸国との共同調査）を望みたい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

今後ともメコン河流域5か国との友好関係の強化，経済関係の緊密化に取り組むとともに，これらの国々の発展を支援することを通じて，ASEANの統合を支援し，地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

事務事業の扱い

（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- ①要人往来を通じた二国間関係の強化 → 今のまま継続
- ②経済協議の実施と貿易投資環境の整備 → 今のまま継続
- ③メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進 → 今のまま継続

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	○

I-1-6 インドネシア，シンガポール，東ティモール，フィリピン，ブルネイ，マレーシアとの友好関係の強化

南東アジア第二課長 片江 学巳
平成 22 年 5 月

施策の概要

施策の目標	各国との二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開すること 【小目標】 1. 首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化 2. 次官級協議等事務レベル協議の実施による具体的協力案件の推進 3. インドネシア，シンガポール，フィリピン，ブルネイ及びマレーシアとの経済連携協定（EPA）の着実な実施 4. 法的枠組みの整備を通じた二国間関係の強化 5. 東ティモールの国づくり支援 6. フィリピン・ミンダナオ和平プロセスへの支援 7. 外交関係開設 25 周年を踏まえた日・ブルネイ関係の強化 8. 地域・国際的課題への対応のための協力・支援
施策の位置付け	ASEAN 諸国との関係強化について，第 174 回国会外交演説に言及あり。東アジア共同体の構築について，第 174 回国会総理施政方針演説及び平成 21 年 11 月のシンガポールでの鳩山総理のアジア政策講演に言及あり。
施策の概要	以下の事業を通じインドネシア，シンガポール，東ティモール，フィリピン，ブルネイ，マレーシアとの関係を強化する。 ① 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進 ② 各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化 ③ 平和構築等，地域及び国際的課題に対する協力

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

- (1) ①シンガポール大統領及び首相，フィリピン大統領（「戦略的パートナーシップを育むための日比共同声明」を発表），東ティモール大統領，マレーシア副首相，ブルネイ外務貿易大臣，インドネシア外務大臣及びフィリピン外務大臣（アジア中南米協力フォーラム（FEALAC）外相会合出席）を含む多数の閣僚級要人の訪日，②鳩山総理大臣のインドネシア訪問（バリ民主主義フォーラム出席），鳩山総理大臣及び岡田外務大臣のシンガポール訪問（アジア太平洋経済協力（APEC）関連会議出席），岡田外務大臣のインドネシア訪問（含む西スマトラ州パダン沖地震被災地視察）を含む閣僚級要人の東南アジア島嶼部諸国

訪問, ③国連総会, G20, ASEAN 関連首脳会議, APEC 首脳会議, FEALAC 外相会合等の機会を利用した二国間首脳会談・外相会談の実施, ④インドネシア, シンガポール及びマレーシアとの次官級協議や日・BIMP-EAGA (ビンブ・東 ASEAN 成長地域) 高級実務者会合の開催, ⑤日・ブルネイ外交関係開設 25 周年事業の実施, ⑤種々の招へい案件の実施等により, 様々なレベルでの対話・交流が促進され, 質・量共に優れた具体的成果を挙げることができた。

- (2) インドネシア, フィリピン及びマレーシアと EPA の下の分野別の小委員会を着実に実施し, 自然人の移動, 協力, ビジネス環境の整備等に関する議論を通じてこれら各国との経済関係を強化できた。また, 日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づき受け入れた看護師候補者のうち, 3 名が国家試験に合格した (平成 20 年度は合格者なし)。
- (3) 日・ブルネイ租税協定の発効, 日・シンガポール租税協定改正議定書及び日・マレーシア租税協定改正議定書の署名等, 法的枠組みの整備を通じた二国間関係の強化を実現した。
- (4) 鳩山総理大臣のシンガポール訪問の機会に ASEAN における日本の情報文化発信拠点として「ジャパン・クリエイティブ・センター (JCC)」を開所させ, 多くの文化交流事業を実施し, 文化面でもシンガポール, ひいては ASEAN 全体との関係を強化できた。
- (5) 東ティモールの国づくりへの継続的な支援やミンダナオ和平プロセスへの積極的関与等により, 地域の平和と安定に向けた貢献ができた。特にミンダナオについては, 国際コンタクト・グループ (ICG) 及び再開された国際監視団 (IMT) への参加, 同地域への集中的な支援案件の実施 (J-BIRD) 等を通じ, 再開された和平交渉のモメンタム促進に寄与した。また, バリ民主主義フォーラムへの参加 (鳩山総理大臣がユドヨノ・インドネシア大統領と共に共同議長を務めた) 等を通じ, 民主主義の普及・定着に貢献した。インドネシア・西スマトラ州パダン沖地震 (平成 21 年 9 月) に際しては, 速やかに国際緊急援助隊 (含む自衛隊部隊) を派遣し, 救助・医療活動を行うとともに, 緊急援助物資を供与した。更に, フィリピンでの台風被害に対する緊急支援も迅速に実施するなど, 積極的に人道支援を展開した。

課題

- (1) 要人往来については, 該当国からの要人訪日は多数実現したものの, 我が国から相手国への要人の訪問はこれに比較すると必ずしも多いとは言えない。一層の対話・交流の強化を目指し, その実現に向けて努力する必要がある。
- (2) 経済面では, 発効した EPA が真に国民の経済活動に資する枠組みとして有効に機能するよう, 国内の制度整備・予算獲得 (特に看護師・介護福祉士候補者受入れ), 相手国内での適切な運用を確保するための協議, 協定に規定されている合同委員会や小委員会 (計 80 以上) 等を引き続き適切に実施していく必要がある。また, 日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づき受け入れた看護師・介護福祉士候補者について, 国家試験合格率を高めるよう, 日本語研修を含む諸施策を実施する必要がある。
- (3) 地域の安定や我が国の安全保障を確固たるものとするべく, いまだ不安定な諸国・地域への支援を維持・強化し, 安全保障面でも各国との協力・連携を強化する必要がある。また, 同様の観点から, 自然災害への対応, 経済・金融危機への対応, バリ民主主義フォーラムのフォローアップ, 地域統合の推進等, 国際的・地域的課題に対応するための協力・連携を引き続き強化していく必要がある。

施策の必要性

東南アジア島嶼部各国（インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア）は、我が国と自由や民主主義といった普遍的価値を共有し、政治・安全保障面における国際的・地域的諸課題に対応していく上で重要なパートナーである。

また、経済面で成長著しい東南アジア島嶼部各国は、東アジア地域統合プロセスの中心であるのみならず、最重要生産拠点・市場の一つとして、貿易・投資面において我が国と密接な関係を有することから、当該地域のビジネス環境整備は、我が国企業の競争力強化の観点から死活的な重要性を有する。また、インドネシア、東ティモール、ブルネイ及びマレーシアは主要なエネルギー資源供給国でもある上、当該地域はマラッカ海峡を始め我が国にとって重要なシーレーンを有し、エネルギー安全保障上も極めて重要である。

一方、東ティモールのような国づくりの途上にある国家や、情勢が不安定なミンダナオ地域が存在するとともに、安全保障面での脆弱性、防災体制の整備、民主主義の定着、地域統合の推進等の多様な課題を有している。

施策の有効性

東南アジア島嶼国と国際的・地域的課題への対応で連携しつつ、経済面での連携強化や地域の安定に向けた協力を実施する上で、①要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進、②各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化、③平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力、を実施することが有効である。

施策の効率性

限られた予算（3400万円）や人的投入資源を効率的に活用し、関係省庁・各課や民間等と密接に協力するなど効率的に事業（要人往来、EPA 実施、条約交渉等）を行い、政治、経済、安全保障、文化の各分野で関係国と友好・協力関係を推進し、二国間関係の更なる発展につなげることができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	34	32

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	21	22

単位：人（本省職員）

外部要因

- （１） 両国要人の会談、各種協議、招へい等の実現のためには、国会日程を始めとする我が国要人の都合に加えて、先方の外交日程や国内事情等様々な要因を考慮する必要がある。
- （２） 経済面の関係強化については、世界的な経済情勢や、これに影響を受けた各国国内の経済事情

等の要因を考慮する必要がある。

- (3) 平和構築や安全保障面での協力、民主主義の普及・定着等、地域的・国際的課題での協力については、我が国及び相手国の法制度・慣行を十分考慮する必要がある。

目標の達成状況

評価の切り口1：要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進

①シンガポール大統領及び首相、フィリピン大統領（「戦略的パートナーシップを育むための日比共同声明」を発表）、東ティモール大統領、マレーシア副首相、ブルネイ外務貿易大臣、インドネシア外務大臣及びフィリピン外務大臣（FEALAC 外相会合出席）を含む多数の閣僚級要人の訪日、②鳩山総理大臣のインドネシア訪問（バリ民主主義フォーラム出席）、鳩山総理大臣及び岡田外務大臣のシンガポール訪問（APEC 関連会議出席）、岡田外務大臣のインドネシア訪問（含む西スマトラ州パダン沖地震被災地視察）を含む閣僚級要人の東南アジア島嶼部諸国訪問、③国連総会、G20、ASEAN 関連首脳会議、APEC 首脳会議、FEALAC 外相会合等の機会を利用した二国間首脳会談・外相会談の実施、④インドネシア、シンガポール及びマレーシアとの次官級協議や日・BIMP-EAGA 高級実務者会合の開催、⑤日・ブルネイ外交関係開設 25 周年事業の実施、⑤種々の招へい案件の実施等により、様々なレベルでの対話・交流が促進され、質・量共に優れた具体的成果を挙げることができた。詳細は、事務事業①「要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進」を参照。

評価の切り口2：各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化

インドネシア、フィリピン及びマレーシアと EPA の下の分野別の小委員会を着実に実施し、自然人の移動、協力、ビジネス環境の整備等に関する議論を通じてこれら各国との経済関係を強化できた。

また、日・ブルネイ租税協定の発効、日・シンガポール租税協定改正議定書及び日・マレーシア租税協定改正議定書の署名等、法的枠組みの整備を通じて二国間経済関係の強化を実現した。また、日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づき受け入れた看護師候補者のうち、3名が国家試験に合格した（平成 20 年度は合格者なし）。

詳細は、事務事業②「各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化」を参照。

評価の切り口3：平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力

東ティモールの国づくりへの継続的な支援やミンダナオ和平プロセスへの積極的関与等により、地域の平和と安定に向けた貢献ができた。特にミンダナオについては、ICG 及び再開された IMT への参加、同地域への集中的な支援案件の実施（J-BIRD）等を通じ、再開された和平交渉のモメンタム促進に寄与した。また、バリ民主主義フォーラムへの参加（鳩山総理大臣がユドヨノ・インドネシア大統領と共に共同議長を務めた）等を通じ、民主主義の普及・定着に貢献した。インドネシア・西スマトラ州パダン沖地震に際しては、速やかに国際緊急援助隊（含む自衛隊部隊）を派遣し、救助・医療活動を行うとともに、緊急援助物資を供与した。更に、フィリピンでの台風被害に対する迅速な緊急援助物資の供与を始めとする各種支援も実施するなど、積極的な人道支援を展開した。詳細は、事務事業③「平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力」を参照。

第三者の所見

川中 豪 アジア経済研究所主任研究員

東アジア共同体の構築という大きな政策枠組みが与えられた中で、この共同体の中核を構成する上記

6カ国との友好関係強化はその重要性を増している。このマクロレベルでの政策強化に対応する個々の政策で、実質的かつ具体的な取り組み・政策効果があった点が特に評価されると考えられる。

上記6カ国との関係強化のための（１）対話、交流、協力の継続、促進、（２）EPA 推進を通じた経済関係緊密化、（３）平和構築・その他の課題に対する協力強化、という三つの柱は、妥当な政策設計と考えられる。これに沿って、（１）東アジア共同体構想を通じ関係強化のメッセージが明確に提示され、（２）分野別小委員会を通じて EPA の整備が推進され、受入面で看護師国家試験合格者という具体的な成果があり、（３）ミンダナオ紛争への具体的なコミット、バリ民主主義フォーラムを通じた民主主義定着への協力表明、自然災害等における協力など、具体的な取り組みがあったことは意義深い。その意味で、評価結果を「目標の達成にむけて相当な進展があった」としているのは適切といえよう。

課題としては、恒常的な課題と思われるわが国要人の相手国への訪問の推進に加え、EPA の受入側面の整備推進、そして平和構築・民主主義定着協力の効果的な実施が注目される。看護師国家試験合格者が生まれたのは大きな進展であるが、関係緊密化の前提となる相手国からの信頼獲得には受入面でのさらなる実績向上が必要であろう。また、平和構築・民主主義定着協力では相手国政府との関係をどのように取るかが微妙で難しい側面を持っている。こうした点においてより踏み込んだ方策が期待される。

評価結果の政策への反映

今後の方針

各国との関係強化のため、要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力、各国との EPA に基づく各種小委員会等や EPA の円滑な実施のための協議等の二国間経済協議、平和構築を始めとする地域及び国際的課題に関する協力については、適正な予算措置及び人的体制の拡充を図っていく。

平成 22 年度においては、前年度の成果及び課題を踏まえ、バリ民主主義フォーラムのフォローアップ、外国人看護師・介護福祉士候補者実態調査費等の新規予算を計上した。

既に両国間で署名された日・シンガポール租税協定改正議定書及び日・マレーシア租税協定改正議定書については、第 174 回国会に提出した。

事務事業の扱い （詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- | | |
|------------------------------------|----------|
| ① 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進 | → 今のまま継続 |
| ② 各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化 | → 拡充強化 |
| ③ 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力 | → 拡充強化 |

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	—	—

I-1-7 南西アジア諸国との友好関係の強化

南西アジア課長 進藤雄介

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与すること、特に潜在力の大きなインドとの間で戦略的グローバル・パートナーシップの構築に向けて連携を強化すること。 ----- 【小目標】 1. 首脳級を含む要人往来による所管国との関係強化 2. 次官級協議等事務レベル協議の開催による具体的協力案件の推進 3. 各種招へい事業の重層的实施による対日理解強化 4. インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化に向けた各種協議・事業の着実な推進 5. パキスタン、バングラデシュ、ネパール、モルディブ、ブータンに対する平和構築・民主化支援 6. スリランカ等における復興支援 7. 南アジア地域協力連合（SAARC）の域内協力支援及び青少年交流
施策の位置付け	第 173 回国会所信表明演説、第 174 回国会所信表明演説及び外交演説、第 64 回国連総会における総理一般討論演説、総理アジア政策講演に言及あり。
施策の概要	インドとの戦略的グローバル・パートナーシップを強化するため、政治・安全保障、経済、文化・学術交流等の幅広い分野での協力を促進する。 また、要人往来や首相・外相会談を含む様々なレベルでの対話の継続・促進を通じて、所管7か国（インド、パキスタン、スリランカ、バングラデシュ、ネパール、ブータン、モルディブ）との二国間関係を強化する。 また、民主化支援、復興支援や SAARC の域内協力支援、21 世紀青少年大交流計画（JENESYS）による青少年交流等、南西アジア地域の平和と繁栄に向け積極的に協力する。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

平成 21 年には、鳩山総理のインド訪問、岡田外務大臣のパキスタン訪問、ザルダリ・パキスタン大統領、クリシュナ・インド外務大臣の訪日を始めとするハイレベルの要人往来が実現した。また、南西アジア各国との首脳会談、外相会談等の政治レベルでの対話に加え、次官級協議、局長級対話等の各種事務レベルでの対話を実現した。特にインドとの関係では、鳩山総理の訪印の際に、政治・安全保障、経済、文化・学術交流等の幅広い分野で協力を強化する「戦略的グローバル・パートナーシップの新たな段階」と題する共同声明が発出されるとともに、平成 20 年に発

出された日印間の「安全保障協力に関する共同宣言」に基づく安全保障協力を促進するための「行動計画」が策定される等、日印戦略的グローバル・パートナーシップは一層強化された。また、パキスタン支援に関し、アフガニスタンの安定化に向けたパキスタン支援に対する国際的な関心の高まりを受け、平成 20 年 4 月に東京で開催したパキスタン・フレンズ閣僚会合及びパキスタン支援国会合において、国際社会より総額 50 億ドル以上の支援を引き出すとともに、我が国が表明した 2 年間で最大 10 億ドルの支援を着実に実行に移してきた。また、ネパールの和平プロセス及び民主化定着を支援すべく国連ネパール政治ミッション (UNMIN) に自衛官 6 名を引き続き派遣した。スリランカ和平においては、内戦終結に至る過程でスリランカ政府への働きかけや国際社会との累次に亘る協議を行うとともに、内戦終了後、国民和解や国内避難民再定住を進展させるべくスリランカ政府に働きかけを行ってきている。このように、我が国は南西アジア地域の平和と繁栄に向けた協力を積極的に実施した。これらの点において、日印間の戦略的グローバル・パートナーシップの強化を中心とする南西アジア地域全体の安定と繁栄という目標に向けて、当初の想定以上の大きな成果があげられた。

課題

- ・所管国との間で要人往来や各種レベルにおける協議を継続し、良好な二国間関係を引き続き維持するとともに、政治、経済、文化等多分野における協力関係を更に深化させる。
- ・インドに関しては、要人往来や各種協議等を通じて、共同声明において確認・表明した施策、協力を中心に、日印関係を更に促進させる。
- ・パキスタンに関しては、パキスタン支援国会合において表明した 2 年間で最大 10 億ドルの支援を迅速に実施していく。
- ・要人往来や各種レベルにおける協議を活用し、スリランカ、ネパール、バングラデシュ、モルディブ、ブータンにおける民主化・民主主義の定着や復興支援の流れを支援していく。特に、スリランカに関しては、国民和解や国内避難民再定住等の問題が進展するよう、スリランカ政府に対する働きかけを継続していく。

施策の必要性

- (1) 南西アジアは、世界最大の民主主義国家であるインドを始め、高い経済成長を実現してきており、国際社会での存在感を高めている。同時に、戦争による負の遺産もなく伝統的に親日的であり、各国とは二国間及び国際場裏において友好協力関係を構築してきており、この外交資産を維持・強化し、活用していくことが必要である。特にインドは、世界的不況の影響を脱し、依然高い経済成長を維持しており、対外的にも米国との安全保障面を含む関係強化、東アジア地域との経済連携強化等を通じて、急速に国際舞台での発言力を高めている。また、インドは 10 億の人口を擁する世界最大の民主主義国家として、民主主義、市場経済、法の支配という我が国と共通の価値観を有しており、我が国にとって、アジア地域ひいては国際社会の平和と繁栄のために協力すべきパートナーとして、更なる関係強化が求められる。
- (2) 一方、南西アジアでは依然として貧困、民主化の遅延、テロ、不安定な内政等の課題を抱えており、我が国として南西アジアの民主化・民主主義の定着や平和構築の流れを支援していくことは、南西アジア地域の安定と繁栄にとり、また、南西アジア諸国が我が国と中東諸国とのシーレーン（海上輸送路）上に位置するとの地政学的観点からも極めて重要である。特に、パキスタンにおけるテロ掃討作戦及び経済改革に対する支援、内戦終結後のスリランカにおける国民和解、国内

避難民再定住等の問題解決に向けた働きかけ及び復興支援は喫緊の課題である。

施策の有効性

南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与するためには、要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話の継続・促進を通じて我が国との信頼醸成を図るとともに、次官級協議等事務レベル協議を継続し、具体的施策を推進していくことや、重層的な招へい案件の実施により、対日理解を促進していくことが有効である。特に、我が国の発展にとりインドを含む新興国との関係強化や経済的活力を取り込むことが不可欠であり、日印間の戦略的グローバル・パートナーシップの下、多分野に亘る協力関係を進展させることが、民間経済部門を含む二国間関係強化に資するものである。また、民主化・平和構築や過激派組織掃討作戦等の不安定要因を抱える南西アジア地域の平和と繁栄を実現するために、民主化支援や復興支援、各種招へい等の多角的な支援を行うとともに、多国間協力の枠組みとして SAARC を通じた支援を継続していくことが有効である。

施策の効率性

限られた予算規模や人的資源の中、総理のインド訪問、ザルダリ・パキスタン大統領の訪日、外務大臣のパキスタン訪問、クリシュナ・印外務大臣の訪日等のハイレベルの要人往来を成功裏に実現するとともに、首脳会談7回（電話会談含む）、外相会談3回、その他表敬等5回の他、次官級等各種協議を開催した他、パキスタン・フレンズ閣僚会合及びパキスタン支援国会合等の主要外交行事を成功裏に実施できた。また、14件の招へいや JENESYS プログラムによって計 107 名の高校生や大学・大学院生等の招へいを実施し、重層的な招へい事業を実施することができた。以上の取組の結果、日印グローバル・パートナーシップは新たな段階に入るとともに、各国との二国間関係は維持・強化され、南西アジア地域の安定と繁栄に大きく寄与することができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

電話会談を有効活用するとともに、招へい事業においてはエスコートの時間数を極力減らすなど経費削減に努めた。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	71	69

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	18	19

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 南西アジア諸国との経済関係に関し、世界経済の動向や治安状況が、政府・企業・投資家・消費者等の経済活動に影響を及ぼしうる。
- (2) インド・パキスタン関係、ネパールにおける和平プロセス・民主化の動向、スリランカの内政状況（大統領選挙、総選挙）、テロを含む各国の内政・治安状況は、大使館の活動、日本企業

の動向、観光客数の増減等に影響を与えうる。

目標の達成状況

評価の切り口 1：日印戦略的グローバル・パートナーシップの強化に向けた各種協議・事業の実施

総理のインド訪問、継続的な首脳会談の実施、外相間戦略対話の実施、その他各種協議を着実に実施した。平成 21 年 12 月の総理訪印を含む 4 回の日印首脳会談及び 1 回の日印電話首脳会談、同 7 月の日印外相間戦略対話の実施、同 4 月及び 12 月の外務次官対話、同 12 月の外務次官級政務協議、同 11 月の経済戦略会議の実施等、要人往来、各種会談・協議を着実に実施し、日印戦略的グローバル・パートナーシップが深化した。詳細は、事務事業①「インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化」を参照。

評価の切り口 2：要人往来及び各種協議の実績

継続的な要人往来、各種協議の実施を目標とし、平成 21 年度の南西アジア課所管の 7 か国との要人往来件数（閣僚級以上）は 22 件に上った。鳩山総理のインド訪問、ザルダリ・パキスタン大統領の訪日、岡田外務大臣のパキスタン訪問、クリシュナ・インド外務大臣の訪日等、当初の予想を上回る多くの首脳、閣僚レベルの往来が実現した。また、日印外務次官対話、日パ次官級政務協議を始めとする南西アジア諸国との各種二国間協議を着実に実施した。詳細は、事務事業②「要人往来や首相・外相会談を含む様々なレベルでの対話の継続・促進」を参照。

評価の切り口 3：地域の平和と繁栄に向けた我が国の貢献の実績

民主化支援、平和構築支援等を引き続き実施した。平成 21 年度は、モルディブへの選挙監視団派遣等の民主化支援、スリランカ等における平和構築支援、エネルギーや防災に関する日・SAARC シンポジウムの実施等による SAARC の域内協力に資する協力等、南西アジア地域の平和と繁栄に向けた協力を積極的に実施した。詳細は、事務事業③「南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援の実施」を参照。

第三者の所見

広瀬 崇子 専修大学法学部教授

南西アジアの重要性は年を追って高まっている。ただし、その意味合いは国によって異なる。インドは多少の治安問題はあるものの、民主政治が安定し、経済成長も目覚ましく、また戦略的にも重要度を増してきている。急速に台頭するインドとの関係を強化することは日本の政治、経済、安全保障の全ての面において重要である。一方、インド以外の諸国では紛争、テロ、民主政治の不安定さといった問題を抱えている。これらの国の治安のさらなる悪化はグローバルな影響を及ぼすことから、日本としても適切に対応する必要がある。また、紛争後の平和構築において日本は大きな役割を果たすことができる。

インドとの関係では、2009 年度は鳩山首相の訪印や、印外相、国防相をはじめとする要人の訪問により対話が一段と強化され、日印協力の深化が図られた。経済関係は着実に進展してはいるものの、一層の加速が望まれる。エネルギー分野での対話の継続が確認されたことは歓迎すべきで、地球温暖化対策でも協力が可能である。

パキスタンの民主化とテロ対策への国際的支援に日本は積極的役割を果たした。にもかかわらずパキスタン情勢は予断を許さない。さらにきめ細かい支援の内容を検討する必要があるだろう。スリランカに対しては、これまでの日本の努力に鑑み、紛争後の平和構築にさらなる日本の貢献が期待される。

この地域のすべての国に対し、日本は極めて良好な関係を維持・発展させてきている。今後、インドとのグローバル・パートナーシップを軸として、グローバルな観点からこの地域の平和と発展にさらに寄与することが日本に課せられた任務である。

評価結果の政策への反映

今後の方針

南西アジア諸国、特にインドの重要性が益々高まる中、要人往来、各種政策協議、経済協力を通じ、引き続き日印戦略的グローバル・パートナーシップの着実な強化を図るとともに、南西アジアの安定と繁栄に向け民主化・平和構築等の支援に向け具体的施策を継続していく。

事務事業の扱い （詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- ①インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化 → 拡充強化
- ②要人往来や首相・外相会談を含む様々なレベルでの対話の継続・促進 → 今のまま継続
- ③南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援の実施 → 拡充強化

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	○	○

I - 1 - 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

大洋州課長 市川恵一

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	豪州、ニュージーランドとの二国間関係を更に強化すること、及び太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保すること。 ----- 【小目標】 1. ハイレベルでの要人往来や各種協議を通じた所管国との関係強化 2. 国際場裡での我が国に対する支持確保 3. 第5回日・PIF（太平洋諸島フォーラム）首脳会議（太平洋・島サミット）の枠組みを通じた対島嶼国外交におけるイニシアティブの発揮
施策の位置付け	第 173 回国会施政方針演説に言及あり。
施策の概要	アジア大洋州地域の平和と安定に資するよう豪州及びニュージーランド（NZ）との様々なレベルでの対話を実施する。また、島嶼国の対日友好関係の深化と我が国の国際場裡における取組に対する支持と信頼を得るため、招聘等による人的交流を拡大し対話を行うとともに、平成 21 年 5 月に行われた第 5 回太平洋・島サミットのフォローアップを行う。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

（豪州との関係）ハイレベルの二国間会談（4 回の外相会談（うち 2 回は我が国外務大臣訪豪）、3 回の首脳会談（うち 1 回はラッド首相訪日）、日豪経済連携協定（EPA）交渉（2 回）及び安全保障面での対話等を通じ日豪関係の強化を推進し、12 月のラッド首相訪日時には、包括的な戦略関係を更に強化することにつき合意した。

（NZ との関係）平成 21 年 10 月、キー首相が公式実務訪問賓客として訪日し、基本的価値観を共有し、伝統的な友好国として更に二国間関係を強化することで合意した。また、外相会談では、日 NZ 科学技術協力協定の署名を行い、科学技術の分野における協力のための枠組みを一層強化していくことで合意した。事務レベルグループ会合及び日 NZ 高級事務レベル経済協議を通じ、経済面を中心に対話を推進した。

（島嶼国との関係）平成 21 年 5 月に我が国において開催した第 5 回太平洋・島サミットには、太平洋諸島フォーラムから 16 か国・地域（NZ は外相、豪州は政務次官、フィジーは在京大使。他はすべて大統領乃至首相）が参加した。（また、8 か国の国・地域からは夫人も参加した。）サミットでは、今後 3 年間で 500 億円の支援を行う「北海道アイランダーズ宣言」を採択した。その他、ハイレベルの要人往来では、トリビオン・パラオ大統領の訪日、トメイン・マーシャル

大統領（当時）の訪日、ソマレ・パプアニューギニア（PNG）首相の訪日（平成 22 年 3 月、実務訪問賓客）等島嶼国首脳の来訪等を通じ島嶼国との友好協力関係の深化に努めた。こうした取組を通じ、島嶼国の自助努力に対する支援について我が国のイニシアティブを印象づけ、大洋州島嶼国からは、安保理改革等について国際場裡での支持を確保した。

課題

豪州及びニュージーランドとは、これまでの対話の結果を着実に実施し、協力分野を拡充することにより、二国間関係のより一層の強化に努める。

太平洋島嶼国との関係では、第 5 回太平洋・島サミットの着実なフォローアップを始めとする太平洋島嶼国地域の安定と発展に向けた貢献を通じ、友好協力関係を深化させ、国際社会における我が国の取組への支持を確保する。また、引き続きハイレベルでの要人往来の強化を通じ協力強化を目指す。

施策の必要性

豪州、ニュージーランドとの幅広い分野での友好及び協力関係を推進し、二国間関係を更に強化することは、アジア大洋州地域の平和と安定や資源・食料の安定確保に資する。また、太平洋島嶼国との外交関係を強化することは、国連（安保理）改革等について、国際場裡において我が国の考えに対し有力な支持母体を得るために極めて重要である。

施策の有効性

日豪及び日ニュージーランド間で積極的に対話を続けていくことは、より緊密な協力関係を実現し、アジア太平洋地域の平和と繁栄に資するために有効である。第 5 回太平洋・島サミットを適切にフォローアップすることは、我が国のこの地域に対するコミットメントを示すために重要であり、島嶼国の我が国に対する積極的な支持を引き出すために有効である。更に、各国との草の根レベルでの交流事業の実施及び青年招聘は、我が国に対する理解を深め、長期的な対日協力姿勢を確保するために有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

（1）豪州とは、安全保障分野では、自衛隊と豪州軍の相互支援に関する国際約束の締結に向けた政府間協議を開始するなど安全保障協力が強化され、経済分野では、2 回の日豪 EPA 交渉を通じ、幅広い分野で有益な議論を行ったことにより、交渉が進展した。

（2）ニュージーランドとは、キー NZ 首相訪日の際の首相会談の他、幅広い対話を実施した。また、科学技術分野では、日本・ニュージーランド科学技術協力協定の署名を行い、経済分野では、経済関係を強化するための事務レベルグループ会合を開催し、二国間関係強化のための協力の枠組み作りが進展した。

（3）太平洋島嶼国・地域とは、第 5 回太平洋・島サミットでは、今後 3 年間で 500 億円規模の支援を採択し、さらに要人往来を通じ、太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を進化させた結果、国際場裡において我が国の立場を積極的に支援するなど対日協力姿勢の強化が見られた。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	115	98

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	17	17

単位：人（本省職員）

外部要因

豪州は、我が国同様、安全保障条約を通じて米国と同盟関係にある。

太平洋島嶼国に内在する諸課題として、ガバンスの問題、不十分な経済発達、部族対立に起因する紛争等がある。また、グローバル化への対応に起因するアイデンティティ危機、伝統文化の衰退、環境問題や感染症さらに国際組織犯罪の脅威等に直面している。こうした不安定要因が我が国の対島嶼国外交における外部要因となっている。

目標の達成状況

評価の切り口：大洋州地域各国との友好協力関係の深化

平成 21 年度には様々なレベルでの対話を実施し、大洋州地域各国との友好協力関係が一層深まった。豪州との間では、ラッド首相の訪日の他、2 回に及ぶ日豪 EPA 交渉を実施し、また第 6 回日豪会議において両国政府及び民間の有識者が日豪関係強化に向けた様々な施策について意見交換を行う等、両国の友好協力関係が進展した。また、ニュージーランドの間ではキー首相の訪日、日 NZ 高級事務レベル経済協議及び事務レベルグループ会合の開催等を通じて、友好関係を強化した。さらに、平成 21 年の第 5 回太平洋・島サミットにおいて、前回太平洋・島サミットで採択された総額 450 億円規模の支援を確実に実施したことを報告するとともに、今後の支援策の基となる「北海道アイランダーズ宣言」を採択した。詳細は、事務事業①「様々なレベルでの日豪及び日ニュージーランドの対話の実施」、事務事業②「第 5 回日・PIF（太平洋諸島フォーラム）首脳会議の開催及びフォローアップ」を参照。

第三者の所見

東 裕 苫小牧駒澤大学国際文化学部教授

大洋州地域諸国は、我が国の安全保障、漁業・農産物・鉱物等の資源確保、および国際場裡での我が国に対する支持の確保にとって重要な地域である。同地域との友好関係の強化という目標達成のために掲げられた施策目標および概要は適切なものであり、その評価結果も妥当である。大洋州地域諸国には豪州、ニュージーランドの他に 12 の独立国・2 地域からなる島嶼国を含み、これら諸国が広大な海域に散在するという地域特性の中で、1.15 億円の予算と 17 人の人的投入資源によって施策が実施されている。この点を考慮するならば、目標達成度および効率性は大いに評価できよう。第 5 回太平洋島・サミットの開催、前回太平洋・島サミットで採択された 450 億円規模の支援の確実な実施報告により、島嶼諸国との関係が強化されたことは疑いなく、「北海道アイランダーズ宣言」で今後の継続的な支援策を表明したことは更なる関係強化にとって有効であろう。また、豪州、ニュージーランドの間では、ハイレベルの会談が実施され、我が国と豪州・ニュージーランドとの各二国間関係の強化に進展がみられたことが確認できる。ただし、捕鯨問題およびフィジーの軍事政権と民主化という、我が国と豪州、

ニュージーランドとの二国間関係並びに島嶼諸国との関係における困難な課題を抱えていることを指摘しておきたい。いずれの問題も根底に文化の相違に由来する見解の対立を含んでいるため、地道な対話と交流を通じた相互理解の進展による解決が望まれる。困難な問題であるが、大洋州地域諸国との友好関係強化にあたって避けて通れない問題であり、今後の施策のなかでの有効な政策立案を期待したい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

今後も目標達成に向けて、取組をさらに強化していく。また、我が国として、豪州、ニュージーランド及び島嶼国との協力関係をより強化していくと同時に、特に第6回太平洋・島サミット開催に向けて我が国とこれらの国との協力の重要性を国内でアピールしていく。

事務事業の扱い

（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- ①様々なレベルでの日豪及び日ニュージーランドの対話の実施 → 拡充強化
- ②第5回日・PIF（太平洋諸島フォーラム）首脳会議の開催及びフォローアップ → 拡充強化

平成23年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	○	○

施策 I—2	北米地域外交	75
--------	--------	----

具体的施策

I-2-1	北米諸国との政治分野での協力推進	80
I-2-2	北米諸国との経済分野での協力推進	86
I-2-3	米国との安全保障分野での協力推進	92

I - 2 北米地域外交

評価担当課室名	業務内容
北米局 北米第一課	アメリカ、カナダに関する総合的な外交政策
北米第二課	アメリカ、カナダの経済に関する外交政策
日米安全保障条約課	日米安全保障条約などに関する外交政策
日米地位協定室	日本に駐留する米軍などの取り扱いに関する事務

I—2 北米地域外交

具体的施策

- I—2—1 北米諸国との政治分野での協力推進
- I—2—2 北米諸国との経済分野での協力推進
- I—2—3 米国との安全保障分野での協力推進

評価の結果

施策 I—2	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
1—2—1	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
1—2—2	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
1—2—3	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆

施策の必要性

1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

(1) 米国について

以下にかんがみ、我が国と米国が直面する諸課題について、緊密な連携を一層強化することは必要不可欠である。

(ア) 日米同盟は、我が国外交・安全保障の基軸であり、米国は、我が国と基本的価値と戦略的利益を共有する唯一の同盟国である。

(イ) アジア太平洋地域には依然として不安定・不確実な要素が存在している。こうした中、日米安保体制を中核とした日米同盟は、日本及びアジア太平洋地域の平和と安定にとり不可欠な役割を担っている。

(2) カナダについて

(ア) 我が国とカナダは、基本的人権の尊重、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二国間関係を有しているが、更なる発展の潜在力があり、二国間関係を一層強化する必要がある。

(イ) 世界が直面する諸課題について、G8・太平洋国家である日加両国がより効果的に対処することができるよう、二国間のパートナーシップを更に拡大及び深化させることは重要である。

(ウ) 我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の下、我が国は、国際社会が直面する課題の解決に向けて、国際協調を進めつつ、積極的に取り組んできているが、そのためにも我が国と基本的価値観を共有し、国連をはじめとする国際機関等において積極的に活動するカナダとの関係を維持・強化することは重要である。

2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

(1) 米国

(ア) 日米間の安定的・協調的な経済関係の維持・強化は、我が国外交の基軸である日米同盟の深化のために不可欠な要素の一つである。BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）等の新興経済諸国が影響力を増している中で、日米両国が、世界をリードする先進技術等を活かしつつ、世界経済の早期回復に向けて経済面での協力のあるべき姿を世界に示すことは、世界経済全体の安定と繁栄のためにも不可欠である。

(イ) 日米間の貿易・投資を促進することは、対日投資の拡大と、米国における日本企業の経済活動を

一層促進させる上で不可欠である。

(ウ) 多岐にわたる分野で緊密化している日米経済関係は、外務省が、総合的な外交政策の視点から、バランスよく円滑な関係を運営していくことが日米同盟の深化の観点から不可欠である。

(2) カナダ

(ア) カナダは、我が国にとって特に農産品の安定的な輸入先となっている。さらに、最近ではエネルギー資源確保の観点からもその重要性が高まっており、良好な経済関係の維持は不可欠である。

(イ) 我が国とカナダとはこれまで友好的な関係を維持してきたが、経済関係については、その潜在力が十分に引き出されていないとの認識があり、日加経済関係の更なる進化・活性化の実現が望まれている。この目標に向け、「日加経済枠組み」文書に基づき、両国首脳レベルのイニシアティブにより実施された共同研究の成果である日加共同研究報告書が、平成 19 年 10 月、両国首脳に提出された。今後は、同報告書が提示する具体的な諸施策及び平成 20 年 10 月に改正された「協力の優先分野」の実施・推進に関し、次官級経済協議・貿易投資対話等を引き続き活用し、カナダ側と具体的な案件について協力関係を深めていく必要がある。

3. 「米国との安全保障分野での協力推進」について

北朝鮮による弾道ミサイル及び核問題が示すとおり、アジア太平洋地域には、冷戦終結後も朝鮮半島や台湾海峡をめぐる情勢など、不安定・不確実な要素が依然存在している。我が国は、自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安保条約を引き続き堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で我が国の安全を確保することが必要である。このような観点から、同盟国たる米国と日米安保体制を中核とする日米同盟を深化させていくことが重要である。

施策の有効性

1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国の緊密な連携を一層強化するためには、政府間での緊密な協議・政策調整を実施するとともに、両国間の良好な二国間関係の基礎をなす、あらゆるレベル(政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等)における両国間の交流を重層的に強化することが有効である。

2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

(1) 米国

(ア) オバマ新政権との間でも、首脳・閣僚級の対話を通じて、経済面での日米協力は着実に進展した。例えば、11月の日米首脳会談においては、「日米クリーン・エネルギー技術協力に関するファクトシート」や「気候変動交渉に関する日米共同メッセージ」を発出するとともに、APECの成功とアジア太平洋における新たなビジョン作りに向けて日米間で連携していくことで一致するなど、首脳・外相レベルで二国間経済関係や地域・国際的な経済課題について協議を行い、大きな成果を得た。

(イ) 日米間の各種対話を通じて、両国間の経済関係は一層強化された。例えば、日米規制改革イニシアティブの下での対米要望のとりまとめの過程においては、民間部門から聴取した具体的な要望を米国政府へ伝達し、日本企業の利益になる形で米国における貿易・投資環境に一定の改善が見られた。

(ウ) 日米二国間における個別経済問題は、深刻な貿易摩擦を招き、政治問題化する可能性もあり得る。個別通商問題への対処は、経済問題が政治問題化することを未然に防ぎ、両国が安定的な経済関係を推進していく上で極めて有効であった。

(2) カナダ

平成 20 年 10 月、「日加経済枠組み」における「協力の優先分野」が改訂され、平成 21 年度までに 2 回の日加貿易投資対話が開催された。同対話は、日加間の経済分野での包括的な政府間定期協議の枠組みである日加次官級経済協議とあわせ、日加経済関係の協力推進、貿易・投資の拡大・促進に資するものとして極めて有意義であった。

3. 「米国との安全保障分野での協力推進」について

日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、(1) 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議、(2) 在日米軍再編等の着実な実施、及び(3) 日米地位協定についての取組を行うことが重要である。

また、在日米軍の施設・区域を抱える地元の負担軽減を図ることは、ひいては日米安保体制をめぐる政治的状況の安定とそれによる日米安保体制を中核とする日米同盟の深化につながる。

施策の効率性

1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日米・日加両国ともに、首脳会談、外相会談の実施及び電話会談の実施を通じ、両国政府間の緊密な連携が一層強化されたこと、また、様々なレベルにおける二国間の交流事業を時宜に合わせて実施したこと、といった点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

各招聘事業での一般競争入札、入札業者への経費削減の指導等を積極的に実施した。結果、日米・日加両国の間では例年通りに首脳・外相会談及びあらゆるレベルにおける二国間の交流事業を実施することができ、両国の緊密な連携を一層強化するに至った。

2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、個別通商問題の政治問題化の回避や日米・日加各種経済対話の実施を通じて、米国・カナダとの経済関係をより一層強固なものとし、日米・日加経済関係を円滑にマネージすることができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

これまでの対面での交渉等により相手国担当者と構築した信頼関係に基づいて、可能な範囲でテレビ会議を活用した協議を実施する等により、緊密な対話を継続しつつ、出張旅費や協議会場設営等の経費を大幅に節約することができた。

3. 「米国との安全保障分野での協力推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の安定的な駐留の確保に向けた一定の効果をj得ることができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

施策目標の達成状況

1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

(1) 米国について

首脳、外相レベルで累次の機会に米側と意見交換を実施し、また事務レベルにおいても次官による日米戦略対話を始め随時協議を実施した。平成 21 年 11 月には、オバマ大統領が初めてのアジア歴訪の最

初の訪問地として日本を訪問し、二国間関係はもとより、アジア太平洋地域やグローバルな課題における日米協力を強化するとともに、平成 22 年の現行日米安全保障条約締結 50 周年に向けて、同盟深化のための協議プロセスを開始することで一致した。平成 22 年 1 月にハワイにおいて行われた日米外相会談において、両大臣は、日米間には協力して対応すべき重要な課題が他にも数多くあり、日米安保条約改定 50 周年に当たる平成 22 (2010) 年、これから 30 年、50 年持続可能となるよう、同盟深化のための協議プロセスを開始した。さらに平成 22 年 1 月の現行日米安保条約署名 50 周年の機会には、鳩山総理とオバマ大統領がそれぞれ談話を発出するとともに、「2+2」の共同発表を発出し、日米安保体制を中核とする日米同盟を 21 世紀にふさわしい形で深化させることにつき確認した。同時に、民間有識者等様々なレベルでの対話・交流についても、諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物を招聘した。このように、米国との緊密な連携を一層強化するという目標の達成に向けて進展があった。

(2) カナダについて

平成 21 年 5 月に外務省賓客としてキャノン外相が訪日し、日加外相会談において人道支援・災害救援活動分野における協力が確認され、二国間協力の幅を広げた。また、7 月、G8 サミットの際に日加首脳会談が行われ、続く 9 月及び 11 月にも日加首脳は短時間ながら国際社会における諸課題について意見交換を行った。また、平成 22 年 3 月には、G8 外相会合の機会に日加外相会談が行われ、国際社会の幅広い課題について共通の見解を有する日加間のさらなる協力・関係深化を確認した。さらに、民間有識者を含む重層的な対話・交流を実施し、諸政策への決定に直接参画または影響力を有する人物を招聘した。このように、カナダとの緊密な連携を一層強化するという目標の達成に向けて進展があった。

2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

米国については、施策を実施した結果、平成 21 年度において、日米クリーン・エネルギー技術協力を始めとする二国間の協力や、アジア太平洋地域・世界経済の諸課題に向けた日米連携を一層強化することができた。また、日米間の各種経済対話を通じて、民間部門の意見を踏まえつつ、我が国の要望を伝達するなど緊密な対話を行った結果、米国の規制及び国内制度に一定の改善が見られる等、我が国の成長に寄与しうる具体的な進展が得られた。

カナダについては、平成 21 年 4 月のデイ・カナダ国際貿易大臣（当時）の訪日を契機とし、日加間の更なる貿易・投資の自由化等につき検討が行われた。「日加共同研究」の報告書（平成 19 年 10 月）において両国が提案した貿易投資対話の第 2 回会合を開催し、日加間の貿易・投資促進に向け分野横断的な検討を行った。さらに平成 21 年 12 月には第 23 回日加次官級経済協議を開催し、事務レベルで情報交換を行い、日加経済関係強化の方途を協議するなど、両国の経済関係の強化に向け着実な進展があった。

3. 「米国との安全保障分野での協力推進」について

以下の理由にかんがみ、平成 21 年度においては米国との安全保障分野での協力が一層推進され、施策の目標達成に向けて進展があったと考える。

(1) 平成 21 年 11 月の日米首脳会談において、日米同盟深化のための協議プロセスを開始し、拡大抑止、情報保全、ミサイル防衛、宇宙等、従来の協力分野のみならず、新しい課題も含む協力の強化を進めていくことで一致した。そして平成 22 (2010) 年 1 月の日米外相会談をもって、同協議プロセスが開始された。また、日米安保条約署名 50 周年に当たる 1 月 19 日、鳩山総理とオバマ米国大統領がそれぞれ談話を発出すると共に、日米安全保障協議委員会（「2+2」）による共同発表を発出し、日米安保体制を中核とする日米同盟を 21 世紀にふさわしい形で深化させることにつき確認している。弾道ミサイル防衛（BMD）分野では、米側の協力の下、イージス艦「みょうこう」による発射試験に成功し（平成

21年10月)、また日米合同演習(キーン・エッジ)を成功裏に実施するなど(平成22年1月)、日米間の防衛協力の進展があった。

(2) 在日米軍の再編については、在沖縄海兵隊(第三海兵機動展開部隊)の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転に必要となる資金拠出を始めとする日米双方の行動の確保等を定めた協定が国会の承認を得て発効した(平成21年5月)。普天間飛行場の代替施設に関しては、二国間の緊密な議論を継続した(平成21年11月、12月)。

(3) 日米地位協定については、岡田外務大臣が第174回国会における外交演説において、普天間飛行場の移設問題を解決した上で取り組んでいくことを表明した(平成22年1月29日)。

今後の方針

1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

引き続き、日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携、及び民間有識者を含む様々なレベルでの日米・日加間での対話・交流を一層強化していく。

2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

米国に関し、今後、日米両国の経済情勢の変化や国際経済での新たな展開を念頭に、日米間の各種の経済対話等を活用しつつ、我が国の「新成長戦略」などを踏まえ、二国間経済関係を更に深化させるとともに、地域や世界の経済的課題に関する協力を強化する方策を探っていく。

カナダに関し、日加経済枠組みの下、平成19(2007)年10月まで実施した日加共同研究の結果を踏まえ、更なる施策の企画・立案を行うことによりその推進を図り、個別の協力を強化していく。

3. 「米国との安全保障分野での協力推進」について

今後も、我が国及び国民の安全と繁栄を確保するとの目標に向け、日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のための施策を継続的に検討・実施する。

I-2-1 北米諸国との政治分野での協力推進

北米第一課長 吉田 朋之

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	日・北米諸国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化すること 【小目標】 1. 要人往来を通じた米国及びカナダとの関係強化 2. 戦略対話等協議を通じた政府間の日米・日加間での政策調整の強化 3. 民間有識者や各界有力者を含む様々なレベルでの日米・日加間での対話・交流の強化
施策の位置付け	米国については、第 173 回国会所信表明演説、第 174 回国会施政方針演説及び第 174 回国会外交演説に言及あり。
施策の概要	1. 政府間（首脳・外相レベルを含む）で、共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施。 2. 民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の実施、及び米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘。 3. 平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話の実施及びカナダの諸政策への決定に影響力を有する各界の人物の招聘。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

1 米国について

首脳、外相レベルで累次の機会に米側と意見交換を実施し、また事務レベルにおいても次官による日米戦略対話を始め随時協議を実施した。平成 21 年 11 月には、オバマ大統領が初めてのアジア歴訪の最初の訪問地として日本を訪問し、二国間関係はもとより、アジア太平洋地域やグローバルな課題における日米協力を強化するとともに、平成 22 年の現行日米安全保障条約締結 50 周年に向けて、同盟深化のための協議プロセスを開始することで一致した。平成 22 年 1 月にハワイにおいて行われた日米外相会談において、両大臣は、日米間には協力して対応すべき重要な課題が他にも数多くあり、日米安保条約改定 50 周年に当たる平成 22（2010）年、これから 30 年、50 年持続可能となるよう、同盟深化のための協議プロセスを開始した。さらに平成 22 年 1 月の現行日米安保条約署名 50 周年の機会には、鳩山総理とオバマ大統領がそれぞれ談話を発出するとともに、「2+2」の共同発表を発出し、日米安保体制を中核とする日米同盟を 21 世紀にふさわしい形で深化させることにつき確認した。同時に、民間有識者等様々なレベルでの対話・交流についても、諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物を招聘した。このように、

米国との緊密な連携を一層強化するという目標の達成に向けて進展があった。

2 カナダについて

平成 21 年 5 月に外務省賓客としてキャノン外相が訪日し、日加外相会談において人道支援・災害救援活動分野における協力が確認され、二国間協力の幅を広げた。また、7 月、G8 サミットの際に日加首脳会談が行われ、続く 9 月及び 11 月にも日加首脳は短時間ながら国際社会における諸課題について意見交換を行った。また、平成 22 年 3 月には、G8 外相会合の機会に日加外相会談が行われ、国際社会の幅広い課題について共通の見解を有する日加間のさらなる協力・関係深化を確認した。さらに、民間有識者を含む重層的な対話・交流を実施し、諸政策への決定に直接参画または影響力を有する人物を招聘した。このように、カナダとの緊密な連携を一層強化するという目標の達成に向けて進展があった。

課題

1. 米国について

首脳レベルで日米同盟を 21 世紀にふさわしい形で一層深化させていくことを確認しており、その実現に向けて、引き続き、日米間で緊密に協力していく必要がある。

2. カナダについて

我が国の国益に合致した成果を得るためには、引き続き、普遍的価値を共有するアジア太平洋地域のパートナー及び G8 のメンバーである加との協力を推進する必要がある。

施策の必要性

1. 米国について

以下にかんがみ、我が国と米国が直面する諸課題について、緊密な連携を一層強化することは必要不可欠である。

(1) 日米同盟は、我が国外交・安全保障の基軸であり、米国は、我が国と基本的価値と戦略的利益を共有する唯一の同盟国である。

(2) アジア太平洋地域には依然として不安定・不確実な要素が存在している。こうした中、日米安保体制を中核とした日米同盟は、日本及びアジア太平洋地域の平和と安定にとり不可欠な役割を担っている。

2. カナダについて

(1) 我が国とカナダは、基本的人権の尊重、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二国間関係を有しているが、更なる発展の潜在力があり、二国間関係を一層強化する必要がある。

(2) 世界が直面する諸課題について、G8・太平洋国家である日加両国がより効果的に対処することができるよう、二国間のパートナーシップを更に拡大及び深化させることは重要である。

(3) 我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の下、我が国は、国際社会が直面する課題の解決に向けて、国際協調を進めつつ、積極的に取り組んできているが、そのためにも我が国と基本的価値観を共有し、国連をはじめとする国際機関等において積極的に活動するカナダとの関係を維持・強化することは重要である。

施策の有効性

日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国の緊密な連携を一層強化するためには、政府間での緊密な協議・政策調整を実施するとともに、両国間の良好な二国間関係の基礎をなす、あらゆるレベル（政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等）における両国間の交流を重層的に強化することが有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日米・日加両国ともに、首脳会談、外相会談の実施及び電話会談の実施を通じ、両国政府間の緊密な連携が一層強化されたこと、また、様々なレベルにおける二国間の交流事業を時宜に合わせて実施したこと、といった点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

各招聘事業での一般競争入札、入札業者への経費削減の指導等を積極的に実施した。結果、日米・日加両国の間では例年通りに首脳・外相会談及びあらゆるレベルにおける二国間の交流事業を実施することができ、両国の緊密な連携を一層強化するに至った。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	125	115

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	29	29

単位：人（本省職員）

外部要因

- （１）日米・日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携の一層の強化のためには、幅広い政策課題にわたる分野横断的な協力が必要であり、省庁横断的な施策が必要となる場合もある。
- （２）また、日米・日加連携の強化の成果は、当該政策の対象となる国・地域・事項等を巡る国際情勢の影響を受け、日米・日加連携が強化されたことにより、必ずしも、その成果が対象となる国・地域・事項等に即時かつ直接的に表れる訳ではない。

目標の達成状況

評価の切り口 1：政府間（首脳、外相レベルを含む）での、共通の諸課題における協議・政策調整の実施

（１）米国について

首脳・外相レベルでは、平成21年11月のオバマ大統領の訪日をはじめ、日米首脳会談、外相会談を累次の機会に実施したほか、電話会談も実施し、アジア太平洋地域情勢や、気候変動や核軍縮・不拡散といったグローバルな課題について協力を進めている。

(2) カナダについて

外務省賓客としてのカナダ外相の訪日、及び我が国外相の訪加の機会にそれぞれ日加外相会談を、また、種々の国際会議の機会をとらえ、日加首脳会談を実施し、人道支援・災害救援分野を含む日加両国に共通する諸課題について具体的協力を策定するとともに、さらなる連携が確認された。

詳細は、事務事業①「政府間（首脳、外相レベルを含む）での、共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施」を参照。

評価の切り口 2：民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の実施及び米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘

(1) 在米日系人との交流

在米日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、国際交流基金との共同事業として在米日系人リーダー13名を招聘し、また、在米日系人リーダーと在米公館長との会合を実施。さらに、日系人と非日系人双方の祖先を持つ子女、日本人米国永住者（いわゆる新1世）を親に持つ子女といったいわゆる「新たな種類の日系人」の若い世代（学生）5名を招聘し、日本人としてのアイデンティティ意識の増進及び対日理解の促進に寄与した。

(2) 米国議会スタッフの招聘

米国連邦議会関係者8名（民主・共和両党の有力議員直属スタッフ等）を招聘。

(3) マンスフィールド研修計画

平成20年度から継続して、米国行政官が日本の官公庁や民間で一年間勤務するマンスフィールド研修計画を実施し、平成21年度は第14期生5名が研修を開始。

(4) 米国若手指導者ネットワーク・プログラム

日本の有識者、専門家とのネットワークを形成するため、米国における有力な若手有識者5名を招聘し、国会議員、政府、大学・研究機関、財界（関西地方を含む）、メディア等の関係者と意見交換を実施。

詳細は、事務事業②「民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の実施及び米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘」を参照。

評価の切り口 3：平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話及びカナダの諸政策への決定に影響力を有する各界の人物の招聘

(1) 第7回「平和と安全保障に関する日加協力シンポジウム」をオタワで開催。

(2) 加日友好議員連盟共同議長（カナダ側）が日本を訪問し、日本・カナダ議員連盟との間で会合を実施。

(3) 在加日系人指導者5名を招聘し、我が国への理解を促進。

(4) 日加修好80周年の機会をとらえた相互理解、交流の促進。

詳細は、事務事業③「平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話の実施及びカナダの諸政策への決定に影響力を有する各界の人物の招聘」を参照。

第三者の所見

神谷 万丈 防衛大学校教授

米国は日本の唯一の同盟国であり、対米関係は日本外交の根幹をなす。また、カナダは、国力規模からみれば中級国家にとどまるが、G8のメンバーであり、しかもわが国とは自由、民主主義、人権、

核不拡散などの基本的価値・理念を幅広く共有しているため、同国との連携は、我が国が国際社会において自らの政策を実現していこうとする上できわめて重要な要素となる。この観点から、「日・北米諸国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化すること」を目標に掲げたことは、きわめて適切であり、前年度の目標との継続性も十分に確保されていたと評価できる。

特に、平成 21 年度は、①前年に起った米国発の金融危機に端を発した世界経済の動揺が継続したこと、②オバマ米大統領が 4 月のプラハでの演説で「核兵器のない世界」を目指す新政策を打ち出したことで、日本が伝統的に主導しようとしてきた核軍縮が、グローバルに進展する機運が高まったこと、③しかし、わが国周辺では北朝鮮がテポドン 2 号発射と核実験を実施し、核の脅威を含めた安全保障環境がむしろ悪化したこと、④イラクの秩序回復の問題に改善がみられた一方、アフガニスタン情勢は混迷を深めたこと、といったさまざまな観点から、世界の平和と繁栄のための日米の政治的協力、連携が特に求められた年であった。そうした中で、対米外交において、自民党から民主党への政権交代の以前も以後も、首脳・大臣レベルの会談や電話会談が繰り返し行われ、気候変動問題、核軍縮・不拡散問題といったグローバルな諸課題や、アジア太平洋の地域的課題に関する協力の促進につながったことは、上記の目的に沿ったものであり、大いに適切であった。また、平成 21 年 11 月には、オバマ米大統領が初のアジア歴訪の最初の訪問地として日本を訪れ、鳩山首相と首脳会談を行って、日米協力の強化と、日米安全保障条約改定 50 周年に向けて同盟深化のための協議プロセスの開始することで一致した。また、平成 22 年 1 月には、50 周年の機会に両首脳がそれぞれ談話を発表するとともに、「2+2」の閣僚による共同発表により、日米同盟を 21 世紀にふさわしい形で深化させることが確認された。これらは、政権交代により日本の国内政治が激動し、米国との緊密な提携の強化という目標の実現が容易とはいえない時期に、外交当局の努力が実を結んだ証左と評価できる。

普天間飛行場移設問題については、民主党政権が「政治主導」を掲げた結果、外交当局の役割は従来よりも限定された。だが、政権の与えた役割については、当局者は高い専門性を十分に活用して誠実に業務を遂行し、米国との提携の維持・強化に貢献した。同問題をめぐって日米関係にみられた紆余曲折は、外交当局者の責任によるものではない。

カナダとの外交は、対米外交に比べて地味な性格のものではあるが、いわゆるハードパワーの剥き出しの行使が困難性を増し、ソフトパワーや多国間協調の重要性が高まっていると言われる現代の世界においては、価値・理念を同じくする諸国との友好関係を普段から強化しておく努力が、わが国の外交力の重要な基盤となる。特に、カナダは、近年国際社会で重要性を増している平和構築や人道支援に多年にわたり熱心に取り組んできており、わが国としては、そうした分野での協調の促進を模索することが望ましい。こうした観点から、平成 21 年 5 月のカナダ外務大臣訪日時の日加外相会談に加え、両国の首相ないしは外相が同席したさまざまな機会を逃さず二国間の首脳・大臣レベルの接触（平成 21 年 7 月の日加首脳会談、同 9 月及び 11 月の日加首脳立ち話、平成 22 年 3 月の日加外相会談）を実現したことは、限られた外交資源を最大限有効に活用し、カナダとの連携の進展を図ったものとして評価したい。

米加両国との間で、民間レベルでの対話・交流や先方の各界有力人物の日本への招聘などが行われたことも、長期的にみた日本のソフトパワーの増進といった観点からきわめて重要である。在米日系人リーダーの招聘、米国議会関係者の招聘、マンズフィールド研修計画の継続実施、若手米国有識者の招聘、在加日系人招聘プログラムの実施、「平和と安全保障に関する日加協力シンポジウム」の実施等は、この観点からいずれも適切であり、今後とも、予算等の制約を乗り越え、こうした事業を拡大していくことが望まれる。

以上の施策が、利用可能な予算資源の減少の中で実施されたことも大いに評価してよく、全体として、

「目標の達成に向けて進展があった」との自己評価は妥当なものである。

次年度以降は、北朝鮮の核・ミサイル開発に対処するためにも、日米同盟の緊密化がいつそう求められる。また、金融・経済危機からの世界経済の速やかな回復を図るための日米関係（経済・政治）の強化、アフガニスタンでの平和構築等への日本の貢献を模索するための加米両国との連携などを一層進展させることが望まれる。日米関係では、普天間飛行場移設に関する日米合意を速やかに実施することに加え、在日米軍の再編、在沖海兵隊のグアム移転、ミサイル防衛に関する協力などを含め、これまでに合意された共通の戦略目標の実現のための具体的施策をどこまでとっていけるかが、関係強化の鍵となろう。日加関係では、今後国際的要求が強まることが予想されるアフガニスタンでの平和構築への我が国の貢献増大に関し、これまでのカナダの経験に学ぶための交流等も考えられよう。

さらに、米国およびカナダの各界の有力人物や有望な若手の日本への招聘を拡大するとともに、「平和と安全保障に関する日加協力シンポジウム」のような、わが国の専門家と米国あるいはカナダの専門家との二国間対話の機会を増やすことが、強く求められる。

このように、米加両国との関係を今後一層強化することは、日本の国益全体の観点から特に重要性が高い。出張者の旅費節約など、予算を効果的・効率的に活用する努力も既に十分に行われているので、「平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針」において、予算要求、機構要求、定員要求をいずれも行うとされていることには、高い必要性を認めることができる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

引き続き、日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携、及び民間有識者を含む様々なレベルでの日米・日加間での対話・交流を一層強化していく。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- | | |
|---|-------------|
| ①政府間（首脳、外相レベルを含む）での、共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施 | → 今のまま継続 |
| ②民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の実施及び米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘 | → 内容の見直し・改善 |
| ③平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話の実施及びカナダの諸政策への決定に影響力を有する各界の人物の招聘 | → 内容の見直し・改善 |

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

I-2-2 北米諸国との経済分野での協力推進

北米第二課長 細野真一

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	日本と北米諸国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進すること
	【小目標】 (米国) 1 日米首脳会談・外相会談等の機会を捉えた具体的成果の積み上げ 2 日米間の各種経済対話の実施 (カナダ) 1 第 2 回貿易投資対話(TID)の実施 2 第 23 回日加次官級経済協議(JEC)の実施
施策の位置付け	第 173 回国会所信表明演説及び第 174 回国会施政方針演説に言及あり
施策の概要	(1) 米国 ア 日米首脳会談・外相会談等を通じた日米経済関係の強化 イ 日米間の各種経済対話を通じた貿易・投資の促進に向けた取組 ウ 個別通商問題への対処 (2) カナダ 日加経済枠組みに基づき、日加両国の協力を推進するとともに、日加経済関係の潜在力を最大限に引き出すための具体的な諸施策を進めていく。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

米国については、施策を実施した結果、平成 21 年度において、日米クリーン・エネルギー技術協力を始めとする二国間の協力や、アジア太平洋地域・世界経済の諸課題に向けた日米連携を一層強化することができた。また、日米間の各種経済対話を通じて、民間部門の意見を踏まえつつ、我が国の要望を伝達するなど緊密な対話を行った結果、米国の規制及び国内制度に一定の改善が見られる等、我が国の成長に寄与しうる具体的な進展が得られた。

カナダについては、平成 21 年 4 月のデイ・カナダ国際貿易大臣（当時）の訪日を契機とし、日加間の更なる貿易・投資の自由化等につき検討が行われた。「日加共同研究」の報告書（平成 19 年 10 月）において両国が提案した貿易投資対話の第 2 回会合を開催し、日加間の貿易・投資促進に向け分野横断的な検討を行った。さらに平成 21 年 12 月には第 23 回日加次官級経済協議を開催し、事務レベルで情報交換を行い、日加経済関係強化の方途を協議するなど、両国の経済関係の強化に向け着実な進展があった。

課題

金融・世界経済危機の余波及び新興経済諸国の台頭により、我が国及び米国・カナダをとりまく国際経済環境は転機を迎えている。これを踏まえ、日米・日加それぞれの取組が我が国の経済成長、ひいては世界経済の成長につながるよう対北米地域経済政策を強化していく必要がある。

経済面において日米関係を強化・発展させることは日米同盟の深化の観点からも極めて重要である。日米両国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進するという目標は、長期的に評価を行い、その達成の度合いを検証する必要があるため、引き続き同様の目標を維持していくことが適当である。

カナダについては、我が国にとって農産品の安定的な供給源であり、また、エネルギー資源の確保の観点からも重要性が高まっている。そのような中、貿易投資対話や次官級経済協議の実施を通じ、日加経済枠組みに基づく個別の協力を促進することにより、二国間経済関係の更なる活性化と深化を図る必要がある。

施策の必要性

(1) 米国

(ア) 日米間の安定的・協調的な経済関係の維持・強化は、我が国外交の基軸である日米同盟の深化のために不可欠な要素の一つである。BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）等の新興経済諸国が影響力を増している中で、日米両国が、世界をリードする先進技術等を活かしつつ、世界経済の早期回復に向けて経済面での協力のあるべき姿を世界に示すことは、世界経済全体の安定と繁栄のためにも不可欠である。

(イ) 日米間の貿易・投資を促進することは、対日投資の拡大と、米国における日本企業の経済活動を一層促進させる上で不可欠である。

(ウ) 多岐にわたる分野で緊密化している日米経済関係は、外務省が、総合的な外交政策の視点から、バランスよく円滑な関係を運営していくことが日米同盟の深化の観点から不可欠である。

(2) カナダ

(ア) カナダは、我が国にとって特に農産品の安定的な輸入先となっている。さらに、最近ではエネルギー資源確保の観点からもその重要性が高まっており、良好な経済関係の維持は不可欠である。

(イ) 我が国とカナダとはこれまで友好的な関係を維持してきたが、経済関係については、その潜在力が十分に引き出されていないとの認識があり、日加経済関係の更なる進化・活性化の実現が望まれている。この目標に向け、「日加経済枠組み」文書に基づき、両国首脳レベルのイニシアティブにより実施された共同研究の成果である日加共同研究報告書が、平成 19 年 10 月、両国首脳に提出された。今後は、同報告書が提示する具体的な諸施策及び平成 20 年 10 月に改正された「協力の優先分野」の実施・推進に関し、次官級経済協議・貿易投資対話等を引き続き活用し、カナダ側と具体的な案件について協力関係を深めていく必要がある。

施策の有効性

(1) 米国

(ア) オバマ新政権との間でも、首脳・閣僚級の対話を通じて、経済面での日米協力は着実に進展した。例えば、11月の日米首脳会談においては、「日米クリーン・エネルギー技術協力に関するファクトシート」や「気候変動交渉に関する日米共同メッセージ」を発出するとともに、APECの

成功とアジア太平洋における新たなビジョン作りに向けて日米間で連携していくことで一致するなど、首脳・外相レベルで二国間経済関係や地域・国際的な経済課題について協議を行い、大きな成果を得た。

(イ) 日米間の各種対話を通じて、両国間の経済関係は一層強化された。例えば、日米規制改革イニシアティブの下での対米要望のとりまとめの過程においては、民間部門から聴取した具体的な要望を米国政府へ伝達し、日本企業の利益になる形で米国における貿易・投資環境に一定の改善が見られた。

(ウ) 日米二国間における個別経済問題は、深刻な貿易摩擦を招き、政治問題化する可能性もあり得る。個別通商問題への対処は、経済問題が政治問題化することを未然に防ぎ、両国が安定的な経済関係を推進していく上で極めて有効であった。

(2) カナダ

平成 20 年 10 月、「日加経済枠組み」における「協力の優先分野」が改訂され、平成 21 年度までに 2 回の日加貿易投資対話が開催された。同対話は、日加間の経済分野での包括的な政府間定期協議の枠組みである日加次官級経済協議とあわせ、日加経済関係の協力推進、貿易・投資の拡大・促進に資するものとして極めて有意義であった。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、個別通商問題の政治問題化の回避や日米・日加各種経済対話の実施を通じて、米国・カナダとの経済関係をより一層強固なものとし、日米・日加経済関係を円滑にマネージすることができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

これまでの対面での交渉等により相手国担当者と構築した信頼関係に基づいて、可能な範囲でテレビ会議を活用した協議を実施する等により、緊密な対話を継続しつつ、出張旅費や協議会場設営等の経費を大幅に節約することができた。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	14	21

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	22	23

単位：人（本省職員）

外部要因

(1) 経済分野における二国間の協力の推進や個別の経済問題への対処に当たっては、関連する規制等を所管する国内関係省庁と緊密に連携し、省庁横断的に対応する必要がある場合が多い。

(2) 日米・日加間の経済関係強化の成果は、当該政策の対象となる国や世界経済の動向（景気・為替

等)の影響を受け、政府が取組を強化したことによる成果が必ずしも即時かつ直接的に数値として表れるとは限らない。

目標の達成状況

評価の切り口1：米国との経済分野での協調の深化

(1) 施策を実施した結果、平成21年度において、日米両国の経済分野での協調は深化しており、具体的には以下のような成果が得られた。

(ア) 平成21年11月の首脳会談において、「日米クリーン・エネルギー技術協力に関するファクトシート」を発出し、この分野で具体的な協力を進めていくことに合意した。

(イ) 平成21年11月の首脳会談において、アジア太平洋地域経済については、日米が平成22(2010)年及び平成23(2011)年のアジア太平洋経済協力(APEC)議長として連携して進めることを確認した。

詳細は、事務事業①「日米経済関係強化に向けた取組」を参照。

(2) 日米規制改革イニシアティブの実施により、以下のような成果が得られた。

(ア) 保険の州別規制

平成21(2009)年6月、オバマ大統領が金融規制改革案を発表し、全米保険局の設置を提案した。

(イ) 輸出関連規制(電気通信)

商用通信衛星に係る輸出許可について、米側は、大統領令に基づき、商用通信衛星の輸出許可等の手続きの遅れの最小化、透明性の最大化の努力を継続することとした。

(ウ) コンテナ貨物100%検査(税関・流通)

米側は日本政府の懸念に対し、港湾運営や物流への影響が最小限になるような現実的な方策を追求することとした(航空貨物についても同様。)

(エ) 「10+2」ルール(税関・流通)

「10+2」ルールの導入が検討されているのに対し、リードタイムの長期化や物流効率の低下、遵守のためのコストの増加をもたらしかねないとして適切な方策をとるよう求めてきたところ、日本国政府の懸念に留意し、パブリックコメントの締切以降も外国政府及び産業界との間で対話を継続した。

詳細は、事務事業②「米国との経済対話枠組みの下での協議・政策調整の実施」を参照。

(3) 個別通商問題への対応により、以下のような成果が見られた。

(ア) 米国産牛肉輸入問題については、米国から、我が国の輸入条件の国際獣疫事務局(OIE)基準への整合等について累次の要請があるが、我が方は関係省庁と連携しつつ、科学的知見に基づき食の安全を確保することが重要であるとの基本的立場を説明の上、協議を行ってきている。

(イ) エコカー補助金問題については、平成22年1月の日米外相会談で提起されるなど一時外交案件にもなったが、その後の制度の一部見直しなども経て、日米間の円滑な意思疎通を図り、適切なマネージに努めている。

詳細は、事業事務③「個別通商問題への対処」を参照。

評価の切り口2：カナダとの経済分野での協調の深化

施策を実施した結果、平成 21 年度において、日加両国の経済分野での協調は、引き続き深化しており、具体的には以下のような成果が得られた。

- (1) 4月のデイ・カナダ国際貿易大臣（当時）の訪日を契機とし、平成 20 年に第 1 回を開催した貿易投資対話の下で課長級対話を実施し、両国間の貿易・投資の拡大・促進に向け具体的かつ詳細な議論を行い、我が国から要請しているカナダの自動車排ガスにかかる州別規制の統一化につき、一定の成果を得た。平成 21 年 10 月には、第 2 回貿易投資対話を開催し、科学技術協力や規制協力についての議論を行うとともに、我が国から、オンタリオ州で実施されているローカル・コンテンツ措置についての申し入れを行った。
- (2) 平成 22 年 3 月にはこれまでも定期的に開催されてきた日加次官級経済協議を開催し、日加経済関係の深化・活性化を目的として検討を行い、事務レベルでの情報交換を通じて、日加経済関係強化の方途を協議していくこととした。

詳細は、事務事業④『日加経済枠組み』に基づく日加経済関係の強化」を参照。

第三者の所見

金原 主幸 日本経済団体連合会国際第一本部長

（米国）

首脳および外相会談等の機会を捉えての具体的成果の積み上げや、各種経済対話の実施を通じての、日米両国の持続可能な経済成長に資する各種政策協調の推進との目標は、わが国経済の金融危機からの早期回復と持続的成長、わが国ビジネスの活性化にも資するものである。

2009 年 11 月の日米首脳会談において、スマートグリッド分野での情報共有・標準開発などが共同取組分野として特定された点、また、同月の外相会談において、本年わが国が議長国を務める A P E C の将来の方向性等について来年議長国となる米国との協議と連携を進めることで一致した点は、上記の政策協調における具体的な成果と言える。また、2009 年までの日米規制改革イニシアチブを通じ、経済界の問題意識を反映した取り組みが進められ、米国側措置に一定の進展がみられたことも評価できる。

以上により、「目標の達成に向けて進展があった」との自己評価は概ね妥当である。

他方、米国におけるビジネス環境改善の観点からは、税関・流通、領事事項、州別規制の統一など、経済界にとって必ずしも実質的な成果を実感できる段階にない課題も残されている。また、上記イニシアチブに次ぐ対話の枠組みは未だ構築されていない。新たな対話の枠組みが早期に開始され、ビジネス環境の実質的な改善が進むことを期待する。

なお、その際には、両国における改革の推進力を高める観点から、民間部門との一層の連携を図るとともに、在米日系企業・日本本社からの意見聴取のプロセスおよび結果における透明性を強化することが必要である。

さらに、日米間のハイレベルの対話を通じて具体的成果を挙げていくことにより、日米両政府が日米 E P A をより積極的に追求するとともに、米国が推進する T P P（環太平洋経済連携協定）にわが国も参加することを期待する。併せて、各種政策分野における日米の協調を通じ、わが国政府が主導して環太平洋経済連携ならびにグローバルな課題への取り組みが加速されることを望む。

（カナダ）

1. 食料や資源・エネルギーの安定的供給国として、わが国にとって重要な貿易相手国であるカナダとの経済関係の強化は、極めて重要である。

その意味で、2009 年 6 月に開催された課長級対話や、同年 10 月の第 2 回貿易投資対話、2010 年 3

月の第 23 回日加次官級経済協議において、日加経済関係の深化・活性化を目的とした検討が行われたことは評価できる。

他方、民間からの要望が強い日加租税条約の改正については、昨年同様、成果が見られなかったことは残念である。今後は、より具体的な成果が上がることを期待する。

2. これまでの友好的日加関係を維持しつつ、経済関係については「日加経済枠組み」文書に基づき今後とも両国の潜在力を最大限に引き出すための具体的施策を進めていただきたい。また、アジア太平洋地域における戦略的パートナーとして、将来のアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現を含め、同地域全体における経済連携枠組みの在り方について具体的な議論を深めていただきたい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

米国に関し、今後、日米両国の経済情勢の変化や国際経済での新たな展開を念頭に、日米間の各種の経済対話等を活用しつつ、我が国の「新成長戦略」などを踏まえ、二国間経済関係を更に深化させるとともに、地域や世界の経済的課題に関する協力を強化する方策を探っていく。

カナダに関し、日加経済枠組みの下、平成 19(2007)年 10 月まで実施した日加共同研究の結果を踏まえ、更なる施策の企画・立案を行うことによりその推進を図り、個別の協力を強化していく。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください)

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| ① 日米経済関係強化に向けた取組 | → 拡充強化 |
| ② 米国との経済対話枠組みの下での協議・政策調整の実施 | → 内容の見直し・改善 |
| ③ 個別通商問題への対処 | → 今のまま継続 |
| ④ 「日加経済枠組み」に基づく日加経済関係の強化 | → 今のまま継続 |

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	○	○

I - 2 - 3 米国との安全保障分野での協力推進

日米安全保障条約課長 船越健裕

日米地位協定室長 鯨 博行

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	日米安保体制の信頼性を向上すること。在日米軍の円滑な駐留を確保すること。
	【小目標】 1. 安全保障分野での日米協力の推進 2. 在日米軍再編等の着実な実施 3. 日米地位協定についての取組
施策の位置付け	第 174 回国会施政方針演説及び外交演説において言及あり。
施策の概要	上記目標を達成するにあたっては、(1) 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議、(2) 在日米軍再編等の着実な実施の推進、及び(3) 日米地位協定についての取組を行うことが必要かつ重要である。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

以下の理由にかんがみ、平成 21 年度においては米国との安全保障分野での協力が一層推進され、施策の目標達成に向けて進展があったと考える。

(1) 平成 21 年 11 月の日米首脳会談において、日米同盟深化のための協議プロセスを開始し、拡大抑止、情報保全、ミサイル防衛、宇宙等、従来の協力分野のみならず、新しい課題も含む協力の強化を進めていくことで一致した。そして平成 22 (2010) 年 1 月の日米外相会談をもって、同協議プロセスが開始された。また、日米安保条約署名 50 周年に当たる 1 月 19 日、鳩山総理とオバマ米国大統領がそれぞれ談話を発出すると共に、日米安全保障協議委員会(「2+2」)による共同発表を発出し、日米安保体制を中核とする日米同盟を 21 世紀にふさわしい形で深化させることにつき確認している。弾道ミサイル防衛(BMD)分野では、米側の協力の下、イージス艦「みょうこう」による発射試験に成功し(平成 21 年 10 月)、また日米合同演習(キーン・エッジ)を成功裏に実施するなど(平成 22 年 1 月)、日米間の防衛協力の進展があった。

(2) 在日米軍の再編については、在沖縄海兵隊(第三海兵機動展開部隊)の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転に必要な資金拠出を始めとする日米双方の行動の確保等を定めた協定が国会の承認を得て発効した(平成 21 年 5 月)。普天間飛行場の代替施設に関しては、二国間の緊密な議論を継続した(平成 21 年 11 月、12 月)。

(3) 日米地位協定については、岡田外務大臣が第 174 回国会における外交演説において、普天間飛行場の移設問題を解決した上で取り組んでいくことを表明した(平成 22 年 1 月 29 日)。

課題

引き続き日米安全保障条約に基づく日米安保体制の信頼性を一層高めつつ、在日米軍の活動が施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、在日米軍の安定的な駐留を確保していく必要がある。

施策の必要性

北朝鮮による弾道ミサイル及び核問題が示すとおり、アジア太平洋地域には、冷戦終結後も朝鮮半島や台湾海峡をめぐる情勢など、不安定・不確実な要素が依然存在している。我が国は、自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安保条約を引き続き堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で我が国の安全を確保することが必要である。このような観点から、同盟国たる米国と日米安保体制を中核とする日米同盟を深化させていくことが重要である。

施策の有効性

日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、（１）安全保障分野に関する日米間の緊密な協議、（２）在日米軍再編等の着実な実施、及び（３）日米地位協定についての取組を行うことが重要である。

また、在日米軍の施設・区域を抱える地元の負担軽減を図ることは、ひいては日米安保体制をめぐる政治的状況の安定とそれによる日米安保体制を中核とする日米同盟の深化につながる。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の安定的な駐留の確保に向けた一定の効果を得ることができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	91	95

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	39	40

単位：人（本省職員）

外部要因

日米安保体制の円滑な運用にあたっては、相手国である米国の行政府や議会の政策の影響を大きく受ける。

また、在日米軍の安定的駐留のためには、在日米軍の施設・区域を抱える地元自治体と周辺住民の理解と支持を得ていくことが重要であり、負担の軽減を図るとともに、適時適切に説明責任を果たしていくことが必要である。

目標の達成状況

評価の切り口1：日米安保体制の信頼性の向上のための施策の進展

弾道ミサイル防衛（BMD）分野について米側の協力の下、イージス艦「みょうこう」による発射試験に成功するなど、日米協力が具体的な進展が見られた。さらに、在沖縄海兵隊のグアムへの移転に係る協定が国会の承認を得て発効した。

詳細は、事務事業①「安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議の継続」を参照。

評価の切り口2：在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展

米軍機の訓練移転の実施、嘉手納ラプコンの日本側への移管等、進展が図られた。

詳細は、事務事業②「在日米軍再編等の着実な実施の推進」、及び事務事業③「日米地位協定についての取組」を参照。

第三者の所見

川上 高司 拓殖大学教授

我が国の国家安全保障の基盤は、日米安全保障体制（以下、日米安保体制）である。その役割は、極東からアジア太平洋のみならず中東湾岸地域まで広がりこれら地域の平和、安全および繁栄に大きく寄与するものである。一方、北朝鮮の度重なる弾道ミサイル発射、核実験やその体制の不安定性、さらには、中国の軍事力増強などアジア太平洋地域には依然として不安定要因が存在する。そういった状況下で我が国の平和と安全を維持するためには、日米安保体制を円滑に運営し強化していくことが最重要課題となる。

これについて日米安全保障条約課は多大な努力を払い多くの成果をあげている。日米安保体制の強化のためには、日米安保体制の信頼性の向上、在日米軍の円滑な駐留確保、日米地位協定の運用改善が必要である。

日米安保体制の信頼性の向上については、日米間の緊密な協議が必要なことは言うまでもない。この件に関しては、昨年の中議院選挙で政権与党となった民主党は日米同盟を日本外交の基軸として重視する旨を表明した。さらに、平成21年11月に訪日したオバマ大統領は鳩山総理と、日米同盟深化のため拡大抑止、情報保全、ミサイル防衛、宇宙に加え、新たな分野も含む協議プロセス開始を合意し、平成22年1月の日米外相会談からスタートした。さらに、1月19日の日米安保条約署名50周年の日には両首脳による談話の発表とともに、日米安全保障協議委員会（「2+2」）の共同声明で、21世紀における日米同盟の深化を確認した。また、日米防衛協力につき、平成21年10月にイージス艦「みょうこう」の弾道ミサイル防衛（BMD）の発射実験に成功し、平成22年10月には日米合同演習「キーン・エッジ」を行った。

在日米軍の円滑な駐留確保に関しては在日米軍再編の着実な実施が必要となるが、この件につき、「在沖縄海兵隊（第三海兵機動展開部隊）の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転に必要な資金拠出を始めとする日米双方の行動の確保等を定めた協定」が国会で平成21年5月に承認され発効した。さらに、普天間飛行場代替施設に関して日米間での緊密な協議が継続して開催された。

日米地位協定に関しては、平成22年1月に岡田外務大臣が国会の外交演説で積極的に取り組むことを表明した。

このように、日米安全保障条約課の担当する日米安保体制に係る平成21年度の業務は、日米安保体制を強化するために大きな実績があった。その成果は、内外に高い評価を受けており、特に米国政府における信頼も厚いものとなっている。

今後とも日米安保体制は、世界経済の悪化やアジア太平洋地域での戦略環境の変化に伴い、大きな試練と挑戦を受けることが予測される。我が国ばかりではなく日本とアメリカ両国の礎となる日米安保体制を健全かつ、信頼性あるものにし続けるよう実績をあげてきた日米安全保障条約課の不断の努力が今後ますます期待される。

評価結果の政策への反映

今後の方針

今後も、我が国及び国民の安全と繁栄を確保するとの目標に向け、日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のための施策を継続的に検討・実施する。

事務事業の扱い （詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- ①安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議の継続 → 今のまま継続
- ②在日米軍再編等の着実な実施の推進 → 今のまま継続
- ③日米地位協定についての取組 → 今のまま継続

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

施策 I—3 中南米地域外交 99

具体的施策

I-3-1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化 103

I-3-2 南米諸国との協力及び交流強化 109

I - 3 中南米地域外交

評価担当課室名	業務内容
中南米局 中米カリブ課	エルサルバドル, キューバ, グアテマラ, コスタリカ, ドミニカ共和国, ニカラグア, パナマ, ホンジュラス, メキシコ及びカリブ共同体(カリコム) 諸国に関する外交政策。局内事務の総合調整及び企画。
南米課	アルゼンチン, ウルグアイ, エクアドル, コロンビア, チリ, パラグアイ, ブラジル, ベネズエラ, ペルー, ポリビアに関する外交政策。

I—3 中南米地域外交

具体的施策

I—3—1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化

I—3—2 南米諸国との協力及び交流強化

評価の結果

施策 I—3	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I—3—1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I—3—2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆

施策の必要性

1. 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について

(1) 近年、中南米地域は年平均5%近い経済成長を達成してきた。平成20年の後半に発生した世界経済・金融危機は中南米経済に大きな影響を及ぼしたが、比較的早期に危機の影響から脱し、5.6億人超の人口、豊富な資源・エネルギーを背景に、高い経済的潜在力を有する新興市場として注目されている。また、メキシコ・ブラジル等新興の地域大国は、近年、先進国首脳会議に招待されるなど、国際場裡における発言力・存在感も高めつつあり、こうした中南米地域との協力関係を強化することは、我が国外交の展開にとって極めて重要である。

(2) メキシコは中南米における我が国最大の貿易相手国であり、欧州及び米州地域の諸国とは自由貿易協定(FTA)を通じ、広範なネットワークを有する。我が国企業にとっては米州市場等へのゲートウェイとしても戦略的重要性を有する。また中南米地域の大国として、気候変動問題等国际社会の諸課題に対する関与を拡大し、発言力を高めており、メキシコとの協力関係強化は、我が国の国際場裡における影響力の増大のため戦略的重要性を有する。また、メキシコは「日墨交流計画」の実績に代表されるように、従来より、我が国と中南米諸国の人的交流の中核国であり、新時代の両国関係のニーズに合わせつつ、幅広い分野での人的交流を活性化させることが、日本メキシコ間の戦略的パートナーシップ、さらに中南米諸国との協力関係を発展させる上で極めて重要である。

(3) 中米やカリブ地域は共同市場として域外とのFTA/EPA交渉を一体となって行うなど経済面での統合を進めている。また、中米地域はSICAとして、カリブ地域はカリブ共同体として、域内で政策協調を進めており、国連等における投票等を通じ国際社会における一定の影響力を有するようになっている。

2. 「南米諸国との協力及び交流強化」について

南米は、世界最大の日系人社会を有し、民主主義、人権尊重、法の支配等の基本的価値観を我が国と共有する地域であり、同地域の各国とは二国間及び国際場裡において伝統的に友好協力関係を構築してきたおり、この外交資産を維持・強化し、かつ、積極的に活かしていくことが必要である。また、我が国は、エネルギー・鉱物・食料資源が豊かな南米諸国と経済的補完関係にあり、これらの国々との経済関係の強化は極めて重要である。さらに、南米諸国出身の在日外国人は40万人近くにのぼり、地域社会との共存に向けて積極的に取り組むことが急務となっている。

施策の有効性

1. 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について

(1) 日メキシコEPAは日メキシコ間の貿易・投資の実質的な拡大に繋がり、経済関係の活性化に有効

である。

(2) 首脳・外相などハイレベルの交流の強化は、二国間の政治経済関係の強化と信頼関係の醸成、気候変動問題等国際的課題の対処や、国際機関等の選挙における我が国候補に対する支持取り付け等に非常に有効である。また、この観点から地域ブロックとして発言力を増してきている SICA やカリブ共同体等地域国際機関との協力の強化も有効である。

(3) 有力な実務家、有識者の招聘等の人物交流及び文化交流を進めることは、我が国政策に対する相手国の理解を高め、本国の政策が親日的な基盤の上に決定されることが期待されるため、効果的である。

(4) FEALAC におけるアジア側調整国としての積極的参加、我が国における外相会合の開催及び関連するアジア・中南米の協力強化に係る取組は、中南米と東アジアの関係強化における我が国イニシアティブを印象づけるのに非常に効果的である。

2. 「南米諸国との協力及び交流強化」について

(1) 法的枠組みの整備や対話等を通じた経済関係強化の取組が経済関係の再活性化には不可欠。

(2) 気候変動等の国際社会の課題に係る我が国の取組等への支持・協力を得ることが国際場裡での協力強化と同義。

(3) ペルー移住 110 周年、ボリビア移住 110 周年等の周年事業は、両国間の交流の気運が高まる好機であり、相互理解を促進する上で極めて効果的。

(4) 南米諸国出身の在日外国人を巡る問題への対応は、我が国と南米諸国との経済関係の強化や相互理解の促進を側面から促進。

(5) 南米諸国が重視するメルコスール等の地域国際機関との対話・協力の強化は、我が国と南米諸国との経済関係の強化や国際場裡での協力強化を側面から促進。

施策の効率性

1. 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、中南米地域・中米・カリブ諸国との関係における以下の諸分野で施策がそれぞれ進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段が適切かつ効率的であった。

(1) 中南米諸国との関係強化に関しては、FEALAC、SICA、カリコム等の枠組みを活用し適切かつ効率的に効果の高い施策を講じた（外相会合・招聘プログラム等）。

(2) メキシコとの間では、EPA を通じて企業活動の活発化が外交関係の強化に活かせるため、効率的に関係強化が図られている。経済・交流等については、アジア太平洋経済協力（APEC）会合や、その他の国際会議の機会に首脳会議等ハイレベルの協議を行った上、公式実務訪問賓客でのカルデロン大統領の訪日を実現したことで、他の大臣及び官民ミッションの訪日も実現し、適切かつ効率的に各種案件につき意見交換の進展を図ることができた。

(3) 中米・カリブ諸国等との間では、我が国の環境に係る外交政策（鳩山イニシアティブ等）について、FEALAC 外相会合等複数国の閣僚が集まる様々な会合、招へいプログラム、在外公館の所管国への出張の機会を利用し支持を求める等適切かつ効率的に国際場裡における協力案件につき意見交換の進展を図ることができた。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

マルチの会合開催の機にサブリージョナルな会議、バイ会談を同時に開催した。

テレビ会議の活用により出張経費を節減した。

地方自治体等と連携し、式典開催予算を節約した（日墨 400 周年記念式典）。

2. 「南米諸国との協力及び交流強化」について

限られた予算や人的資源を効率的に活用し、EPA や投資協定等の法的枠組みの構築・運用や政府間等の対話を通じた経済関係の強化に加え、ハイレベルの要人往来、各種二国間政策協議、法的枠組み構築・運用、在日外国人問題対策等において施策が進展し、成果があった。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

国際会議などマルチ会合開催の機に、二国間会談を同時に開催した。

テレビ会議の活用に加え、EPA 交渉、日伯社会保障協定及び日メルコスール作業部会等を同一の出張者に対応させることにより出張経費を削減した。

施策目標の達成状況

1. 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について

以下に詳述するように、平成 21 年度には、当該年度における本件施策の目標（小目標）の達成に向けて相当な進展があった。今後も更なる関係の強化、交流の促進に向け取組を拡充、改善していく。

日メキシコ関係については、2 回の首脳会合及び外相会合が実現した。特に、平成 22（2010）年 2 月にはカルデロン大統領が訪日し、ハイレベルの関係強化が実現した。大統領訪日の際に、日墨両国が地球規模の課題に一層連携して取り組むべく、「日墨戦略的グローバルパートナーシップ行動計画」を策定し、気候変動分野等における協力が確認される等具体的な進展が見られた。さらに、日本メキシコ交流 400 周年（平成 21～22 年）の記念事業開催を通じて両国の交流が強化された。中米諸国との関係においては、FEALAC 外相会合の機会の 1 月 17 日、日・中米外相会合を開催し、その際に、我が国の中米統合機構（SICA）域外オブザーバーの正式加盟が実現した。3 月には日本・中米経済交流促進ワーキングチームの第 1 回会合を東京で開催し、対中米貿易、投資促進にあたっての課題や協力について有意義な意見交換を行った。また、中米・カリブ地域の各国との関係においては、FEALAC 外相会合及びその他の時期に二国間会合を実施し、二国間関係の強化及び国際場裡における協力関係の強化について確認された。また、気候変動分野に関して我が国のイニシアティブに対する首脳レベルでの賛意表明が得られた。多国間フォーラムにおいては、FEALAC の外相会合を平成 22 年 1 月に東京で開催し、議長国として同フォーラムにおけるリーダーシップを発揮した。特に環境分野においては、岡田外務大臣のイニシアティブを発表し、3 月には、FEALAC 加盟国のうち 9 か国から、環境ビジネスに関するハイレベル政策担当者を集めた会合を開催し、アジアと中南米の関係強化に向けたリーダーシップを発揮した。

2. 「南米諸国との協力及び交流強化」について

（1）日ペルー投資協定発効、日コロンビア投資協定交渉、日ペルーEPA 交渉、日チリ EPA 第 2 回ビジネス環境整備小委員会等の開催、エネルギー・鉱物資源の安定的確保に向けた対話の推進、ブラジルにおける高速鉄道及び南米諸国における地上デジタルテレビについて日本の技術の方式採用に向けた働きかけ等を通じ、経済関係強化に向けた取組に大きな進展が見られた。

（2）チャベス・ベネズエラ大統領、ガルシア・ペルー大統領、バスケス・ウルグアイ大統領をはじめとするハイレベルの要人往来や各種の二国間対話の実施等を通じ、国際場裡における協力が進んだ。

（3）平成 21 年は日本人のペルー、ボリビア移住 110 周年に当たり、常陸宮同妃両殿下ご臨席の下、両国において記念式典が開催されたほか、多くの記念事業が実施された。また同年は、ブラジルにおいてアマゾン地域への日本人移住 80 周年を迎え、同地域各地で記念式典が開催された。

（4）在日ブラジル人を巡る諸問題の解決に向けて迅速かつ精力的に取り組んだ結果、各種作業部会において協議が進展した。特に、両国間の社会保障協定の締結について、平成 21 年 6 月の当局間協議を

経て、平成 22 年 1 月に政府間交渉を行い、大きな進展が見られた。

(5) 第 7 回日メルコスール高級事務レベル協議にて合意された日メルコスール第 1 回作業部会が、平成 21 年 6 月にパラグアイで開催された。

今後の方針

1. 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について

メキシコとの関係では、平成 22 (2010) 年 2 月のカルデロン大統領の訪日の際に日墨首脳間で発表された両国の戦略的グローバルパートナーシップの強化を謳った共同声明の内容をフォローアップすべく、引き続きハイレベルでの緊密な対話を維持する。また、日メキシコ EPA を通じた経済関係の強化、気候変動問題等国際的課題への対処における協力関係の深化・拡大、交流事業の活性化による幅広い友好関係の強化に努める。中米諸国等との関係では、平成 7 (1995) 年以來実施している政策対話の場である日・中米「対話と協力」フォーラムや日本・中米経済交流促進ワーキングチームを通じた中米全体を対象にしたビジネス関係強化のための施策の検討と事業の実施、カリブ共同体諸国との関係では第 2 回日・カリコム外相会議の東京開催等を通じてより一層の関係強化に努める。また、引き続き、招聘、二国間会談の実施等、ハイレベルの交流・対話の継続に努め、二国間関係のみならず、気候変動問題等国際的な課題への対処における協力関係を発展させる。また、FEALAC においては、外相会合で提示した我が国のイニシアティブを確実に実行し、アジア・中南米協力の架け橋となることを目指す。

2. 「南米諸国との協力及び交流強化」について

南米地域における政治・経済潮流を踏まえ、経済関係の再活性化の加速、国際場裡での更なる関係強化、相互理解の一層の促進を目指す。

I - 3 - 1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化

中米カリブ課長 本清耕造

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	メキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバ及びカリブ共同体（カリコム）諸国との経済関係を強化すること、国際社会の諸課題に関する協力関係を強化すること、及び相互理解を促進すること並びに多国間フォーラムを通じた中南米地域との関係を強化すること ----- 【小目標】 1. 経済連携協定（EPA）に基づく取組、様々なレベルの対話等を含む経済関係強化の取組 2. 環境問題を始めとする国際社会の諸課題に関する協力関係の強化 3. 要人往来その他人物・文化交流事業を通じた相互理解促進 4. 中米統合機構、カリブ共同体等の地域国際機関との対話の促進と協力強化 5. FEALAC（アジア中南米協力フォーラム）や ECLAC（国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会）、OAS（米州機構）等の多国間フォーラム・機関を通じた中南米地域との総合的な関係強化
施策の位置付け	第 174 回国会における外交演説に言及あり 第 174 回国会における総理施政方針演説に言及あり
施策の概要	（1）メキシコ及び中米諸国等との経済関係強化 （2）国際場裡における連携・協力関係強化 （3）周年事業の活用を含む人物・文化交流事業への取組を通じた相互理解の促進強化 （4）多国間フォーラムを通じた中南米地域との関係の強化

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

以下に詳述するように、平成 21 年度には、当該年度における本件施策の目標（小目標）の達成に向けて相当な進展があった。今後も更なる関係の強化、交流の促進に向け取組を拡充、改善していく。

日メキシコ関係については、2 回の首脳会合及び外相会合が実現した。特に、平成 22（2010）年 2 月にはカルデロン大統領が訪日し、ハイレベルの関係強化が実現した。大統領訪日の際に、日墨両国が地球規模の課題に一層連携して取り組むべく、「日墨戦略的グローバルパートナーシップ行動計画」を策定し、気候変動分野等における協力が確認される等具体的な進展が見られた。さらに、日本メキシコ交流 400 周年（平成 21～22 年）の記念事業開催を通じて両国の交流が強化された。中米諸国との関係においては、FEALAC 外相会合の機会の 1 月 17 日、日・中米外相会合

を開催し、その際に、我が国の中米統合機構（SIGA）域外オブザーバーの正式加盟が実現した。3月には日本・中米経済交流促進ワーキングチームの第1回会合を東京で開催し、対中米貿易、投資促進にあたっての課題や協力について有意義な意見交換を行った。また、中米・カリブ地域の各国との関係においては、FEALAC 外相会合及びその他の時期に二国間会合を実施し、二国間関係の強化及び国際場裡における協力関係の強化について確認された。また、気候変動分野に関して我が国のイニシアティブに対する首脳レベルでの賛意表明が得られた。多国間フォーラムにおいては、FEALAC の外相会合を平成 22 年 1 月に東京で開催し、議長国として同フォーラムにおけるリーダーシップを発揮した。特に環境分野においては、岡田外務大臣のイニシアティブを発表し、3月には、FEALAC 加盟国のうち 9 か国から、環境ビジネスに関するハイレベル政策担当者を集めた会合を開催し、アジアと中南米の関係強化に向けたリーダーシップを発揮した。

課題

首脳レベルを含むあらゆるレベルでの要人往来を実現し、二国間の対話・交流を深め、一層の関係強化を図る。中米・メキシコ等における我が国企業の活動の活性化につながる経済関係強化の方策を更に模索し、実現する。中米については、平成 22（2010）年 1 月に立ち上げたワーキングチームによる作業を通じ、経済交流促進に向けた提言をとりまとめる。気候変動等のグローバルな課題について、我が国の考え方に対する支持を得るべく働きかけを継続するため、多国間フォーラムにおいて主導的役割を果たす等国際場裡における協力を進める。

施策の必要性

- (1) 近年、中南米地域は年平均 5% 近い経済成長を達成してきた。平成 20 年の後半に発生した世界経済・金融危機は中南米経済に大きな影響を及ぼしたが、比較的早期に危機の影響から脱し、5.6 億人超の人口、豊富な資源・エネルギーを背景に、高い経済的潜在力を有する新興市場として注目されている。また、メキシコ・ブラジル等新興の地域大国は、近年、先進国首脳会議に招待されるなど、国際場裡における発言力・存在感も高めつつあり、こうした中南米地域との協力関係を強化することは、我が国外交の展開にとって極めて重要である。
- (2) メキシコは中南米における我が国最大の貿易相手国であり、欧州及び米州地域の諸国とは自由貿易協定（FTA）を通じ、広範なネットワークを有する。我が国企業にとっては米州市場等へのゲートウェイとしても戦略的重要性を有する。また中南米地域の大国として、気候変動問題等国際社会の諸課題に対する関与を拡大し、発言力を高めており、メキシコとの協力関係強化は、我が国の国際場裡における影響力の増大のため戦略的重要性を有する。また、メキシコは「日墨交流計画」の実績に代表されるように、従来より、我が国と中南米諸国の人的交流の中核国であり、新時代の両国関係のニーズに合わせつつ、幅広い分野での人的交流を活性化させることが、日本メキシコ間の戦略的パートナーシップ、さらに中南米諸国との協力関係を発展させる上で極めて重要である。
- (3) 中米やカリブ地域は共同市場として域外との FTA/EPA 交渉を一体となっていくなど経済面での統合を進めている。また、中米地域は SIGA として、カリブ地域はカリブ共同体として、域内で政策協調を進めており、国連等における投票等を通じ国際社会における一定の影響力を有するようになっている。

施策の有効性

- (1) 日メキシコ EPA は日メキシコ間の貿易・投資の実質的な拡大に繋がり、経済関係の活性化に有効である。
- (2) 首脳・外相などハイレベルの交流の強化は、二国間の政治経済関係の強化と信頼関係の醸成、気候変動問題等国際的課題の対処や、国際機関等の選挙における我が国候補に対する支持取り付け等に非常に有効である。また、この観点から地域ブロックとして発言力を増してきている SICA やカリブ共同体等地域国際機関との協力の強化も有効である。
- (3) 有力な実務家、有識者の招聘等の人物交流及び文化交流を進めることは、我が国政策に対する相手国の理解を高め、本国の政策が親日的な基盤の上に決定されることが期待されるため、効果的である。
- (4) FEALAC におけるアジア側調整国としての積極的参加、我が国における外相会合の開催及び関連するアジア・中南米の協力強化に係る取組は、中南米と東アジアの関係強化における我が国イニシアティブを印象づけるのに非常に効果的である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、中南米地域・中米・カリブ諸国との関係における以下の諸分野で施策がそれぞれ進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段が適切かつ効率的であった。

- (1) 中南米諸国との関係強化に関しては、FEALAC, SICA, カリコム等の枠組みを活用し適切かつ効率的に効果の高い施策を講じた（外相会合・招聘プログラム等）。
- (2) メキシコとの間では、EPA を通じて企業活動の活発化が外交関係の強化に活かせるため、効率的に関係強化が図られている。経済・交流等については、アジア太平洋経済協力（APEC）会合や、その他の国際会議の機会に首脳会議等ハイレベルの協議を行った上、公式実務訪問賓客でのカルデロン大統領の訪日を実現したことで、他の大臣及び官民ミッションの訪日も実現し、適切かつ効率的に各種案件につき意見交換の進展を図ることができた。
- (3) 中米・カリブ諸国等との間では、我が国の環境に係る外交政策（鳩山イニシアティブ等）について、FEALAC 外相会合等複数国の閣僚が集まる様々な会合、招へいプログラム、在外公館の所管国への出張の機会を利用し支持を求める等適切かつ効率的に国際場裡における協力案件につき意見交換の進展を図ることができた。

無駄削減（経費節約のための取組）

マルチの会合開催の機にサブリージョナルな会議、バイ会談を同時に開催した。

テレビ会議の活用により出張経費を節減した。

地方自治体等と連携し、式典開催予算を節約した（日墨 400 周年記念式典）。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	81	63

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	23	23

単位：人（本省職員）

外部要因

世界経済・金融危機の発生はメキシコや中米・カリブ諸国等の経済に大きな打撃を与えており、外交関係にも様々な形で影響を及ぼしている。

また、新型インフルエンザの流行やハイチでの地震の発生も、地域全体に大きな影響を及ぼした。

目標の達成状況

評価の切り口 1：貿易・投資の増大等に見られる経済関係の強化

日本メキシコ経済関係においては、EPA 発効前と比較して貿易額が 80%以上増加するなど具体的な成果が見られた。

詳細は、事務事業①「経済連携協定（EPA）に基づく取組、様々なレベルの対話等を含む経済関係強化の取組」を参照。

評価の切り口 2：環境問題を始めとする国際社会の諸課題に関する協力関係の強化

気候変動分野において、メキシコとの間ではハイレベルでの政策対話の実施、中米・カリブ諸国等との間では我が国の環境イニシアティブに対し首脳レベルから賛意が得られるなど具体的進展が見られた。

また、平成 22（2010）年 1月に FEALAC 外相会合を東京で主催し、環境及び経済・社会分野でのイニシアティブを発表し、国際社会の諸課題に関するアジア中南米間の協力関係を強化した。

新型インフルエンザの流行やハイチでの地震の発生などの緊急事態への協力を早急に行い、国際社会へ貢献した。

詳細は、事務事業②「環境問題をはじめとする国際社会の諸課題に関する協力関係の強化」及び事務事業④「中米統合機構、カリブ共同体等の地域国際機関との対話の促進と協力の強化」を参照。

評価の切り口 3：要人往来の実績と成果、交流関係の具体的な進展

メキシコとの関係では 2度の首脳会談、カルデロン大統領、エスピノサ外相の訪日、伊藤外務副大臣（当時）の訪問が実現し、気候変動問題、周年の機会を活用した交流強化等の分野において、協力関係の具体的な進展を得ることができた。

中米・カリブ諸国との関係では、FEALAC 外相会合において、中米各国の外相・次官が訪日したほか、パナマ、ハイチ、グアテマラ、ニカラグア、エルサルバドル、ドミニカ共和国及びキューバとの間でハイレベルの訪日・訪問が実現し、我が国政策への理解の促進と親日感情の醸成に目に見える成果をあげた。

詳細は、事務事業③「要人往来その他人物・文化交流事業を通じた相互理解促進」を参照。

評価の切り口 4：多国間フォーラムにおける我が国イニシアティブの実行

我が国はアジア側調整国として第 4回 FEALAC 外相会合を東京にて開催し、アジアと中南米の協力の架け橋としての役割を果たした。その後、フォローアップとしてアジア・中南米 9 か国よりハイレベルの政策担当者を招聘して環境ビジネスに関する会合を実施し、外相会合後も引き続きリーダーシップを

発揮している。また、SICA との間で経済交流促進ワーキングチームを発足させ、地域機関との協力を推進している。

詳細は、事務事業⑤「FEALAC や ECLAC（国連ラテンアメリカカリブ経済委員会）、OAS（米州機構）等の多国間フォーラム・機関を通じた中南米地域との総合的な関係強化」を参照。

第三者の所見

田中 高 中部大学国際関係学部教授

わが国の対中南米外交において、メキシコ、中米諸国、キューバとカリブ共同体諸国は、独立国数では 23 カ国に上り、数の上で断然大きな存在である。このことはわが国が環境・気候変動、国連改革、核軍縮、北朝鮮核開発・拉致問題などの諸課題について、国際社会の理解を得るための、発言力強化に大きな意味を持つ。その見地から、施策の目標として多国間フォーラムを通じた関係強化を強調している点は、十分に評価できる。さらにメキシコの存在は政治経済的に見て、比重も大きく、カルデロン大統領の訪日、日墨行動計画の策定、日本メキシコ交流 400 周年の各種記念事業など、大きな成果があった。またキューバ外相の外務省賓客での訪日も、意義があったと思われる。

中米諸国との関係強化については、SICA へのオブザーバー参加、経済交流促進の作業部会の設立などの成果があった。今後の課題は、貿易、投資などに関して目に見える（数値化された）実績、あるいは成果をどのような形で達成するかであろう。同じことはカリブ共同体諸国との関係でも指摘できよう。

「今後の強化協力の方策を検討していく」ためにも、民間、学界関係者などとの一層の対話の促進を期待したい。

平成 22 年 1 月に開催された FEALAC 第 4 回外相会合の開催は、わが国がアジアと中南米との「架け橋」の役割を果たす上でも重要な成果であった。他方 FEALAC の一般人への認知度はまだまだ不十分と思われる、広報の一層の工夫も必要ではないだろうか。

ハイチの大地震については、復興支援、自衛隊の PKO 派遣、岡田外相の現地訪問など、十分な対応がなされたと評価できる。このような自然災害への機敏な取り組みが、わが国外交への対外的な評価に大きな影響を与えることは言うまでもない。同国への継続した復興協力を期待したい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

メキシコとの関係では、平成 22（2010）年 2 月のカルデロン大統領の訪日の際に日墨首脳間で発表された両国の戦略的グローバルパートナーシップの強化を謳った共同声明の内容をフォローアップすべく、引き続きハイレベルでの緊密な対話を維持する。また、日メキシコ EPA を通じた経済関係の強化、気候変動問題等国際的課題への対処における協力関係の深化・拡大、交流事業の活性化による幅広い友好関係の強化に努める。中米諸国等との関係では、平成 7（1995）年以来実施している政策対話の場である日・中米「対話と協力」フォーラムや日本・中米経済交流促進ワーキングチームを通じた中米全体を対象にしたビジネス関係強化のための施策の検討と事業の実施、カリブ共同体諸国との関係では第 2 回日・カリコム外相会議の東京開催等を通じてより一層の関係強化に努める。また、引き続き、招聘、二国間会談の実施等、ハイレベルの交流・対話の継続に努め、二国間関係のみならず、気候変動問題等国際的な課題への対処における協力関係を発展させる。また、FEALAC においては、外相会合で提示した我が国のイニシアティブを確実に実行し、アジア・中南米協力の架け橋となることを目指す。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- ①経済連携協定（EPA）に基づく取組，様々なレベルの対話等を含む
経済関係強化の取組 → 拡充強化
- ②環境問題をはじめとする国際社会の諸課題に関する協力関係の強化 → 今のまま継続
- ③要人往来その他人物・文化交流事業を通じた相互理解促進 → 拡充強化
- ④中米統合機構，カリブ共同体等の地域国際機関との対話の促進と協力の強化 → 拡充強化
- ⑤FEALAC や ECLAC（国連ラテンアメリカカリブ経済委員会），OAS（米州機構）等の多国間フォーラム・機関を通じた中南米地域との総合的な関係強化 → 内容の見直し・改善

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

I-3-2 南米諸国との協力及び交流強化

南米課長 高杉優弘

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	南米諸国との経済関係を再活性化すること，国際場裡における協力関係を強化すること，相互理解を促進すること ----- 【小目標】 1. 経済連携協定（EPA）や投資協定等の法的枠組みの構築・運用や政府間等の対話を通じた経済関係の強化 2. 気候変動等国際社会の課題に係る取組や国際機関等の選挙における我が国に対する南米諸国の支持獲得・協力推進 3. 日ペルー移住 110 周年，日ボリビア移住 110 年等周年事業を活用した相互理解の促進 4. 南米諸国出身の在日外国人の社会保障問題，子弟の教育問題，逃亡犯罪人問題に対する取組の推進 5. メルコスール（南米南部共同市場）等地域内統合・協力の動きが進んでいる南米の地域国際機関との対話の促進と協力の強化
施策の位置付け	第 173 回国会における所信表明演説に言及あり 第 174 回国会における外交演説に言及あり 第 174 回国会における施政方針演説に言及あり
施策の概要	(1) 南米諸国との経済関係強化のための取組 (2) 南米諸国との国際場裡における協力の強化 (3) 周年事業の活用を通じた相互理解の促進 (4) 南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組 (5) メルコスール等の地域国際機関との対話の促進と協力の強化

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

- (1) 日ペルー投資協定発効，日コロンビア投資協定交渉，日ペルーEPA 交渉，日チリ EPA 第 2 回ビジネス環境整備小委員会等の開催，エネルギー・鉱物資源の安定的確保に向けた対話の推進，ブラジルにおける高速鉄道及び南米諸国における地上デジタルテレビについて日本の技術の方式採用に向けた働きかけ等を通じ，経済関係強化に向けた取組に大きな進展が見られた。
- (2) チャベス・ベネズエラ大統領，ガルシア・ペルー大統領，バスケス・ウルグアイ大統領をはじめとするハイレベルの要人往来や各種の二国間対話の実施等を通じ，国際場裡における協力が進んだ。

- (3) 平成 21 年は日本人のペルー、ボリビア移住 110 周年に当たり、常陸宮同妃両殿下ご臨席の下、両国において記念式典が開催されたほか、多くの記念事業が実施された。また同年は、ブラジルにおいてアマゾン地域への日本人移住 80 周年を迎え、同地域各地で記念式典が開催された。
- (4) 在日ブラジル人を巡る諸問題の解決に向けて迅速かつ精力的に取り組んだ結果、各種作業部会において協議が進展した。特に、両国間の社会保障協定の締結について、平成 21 年 6 月の当局間協議を経て、平成 22 年 1 月に政府間交渉を行い、大きな進展が見られた。
- (5) 第 7 回日メルコスール高級事務レベル協議にて合意された日メルコスール第 1 回作業部会が、平成 21 年 6 月にパラグアイで開催された。

課題

南米統合に向けた動きの拡大・深化、左派政権の台頭に伴う対米関係の緊張や国家による資源管理の強化、中国やロシア等の中南米での活動活発化、さらには世界金融・経済危機の影響等を踏まえつつ、一層効果的・効率的な施策を立案・実施していくことが必要である。

施策の必要性

南米は、世界最大の日系人社会を有し、民主主義、人権尊重、法の支配等の基本的価値観を我が国と共有する地域であり、同地域の各国とは二国間及び国際場裡において伝統的に友好協力関係を構築してきており、この外交資産を維持・強化し、かつ、積極的に活かしていくことが必要である。また、我が国は、エネルギー・鉱物・食料資源が豊かな南米諸国と経済的補完関係にあり、これらの国々との経済関係の強化は極めて重要である。さらに、南米諸国出身の在日外国人は 40 万人近くにのぼり、地域社会との共存に向けて積極的に取り組むことが急務となっている。

施策の有効性

- (1) 法的枠組みの整備や対話等を通じた経済関係強化の取組が経済関係の再活性化には不可欠。
- (2) 気候変動等の国際社会の課題に係る我が国の取組等への支持・協力を得ることが国際場裡での協力強化と同義。
- (3) ペルー移住 110 周年、ボリビア移住 110 周年等の周年事業は、両国間の交流の気運が高まる好機であり、相互理解を促進する上で極めて効果的。
- (4) 南米諸国出身の在日外国人を巡る問題への対応は、我が国と南米諸国との経済関係の強化や相互理解の促進を側面から促進。
- (5) 南米諸国が重視するメルコスール等の地域国際機関との対話・協力の強化は、我が国と南米諸国との経済関係の強化や国際場裡での協力強化を側面から促進。

施策の効率性

限られた予算や人的資源を効率的に活用し、EPA や投資協定等の法的枠組みの構築・運用や政府間等の対話を通じた経済関係の強化に加え、ハイレベルの要人往来、各種二国間政策協議、法的枠組み構築・運用、在日外国人問題対策等において施策が進展し、成果があった。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

国際会議などマルチ会合開催の機に、二国間会談を同時に開催した。

テレビ会議の活用に加え、EPA 交渉、日伯社会保障協定及び日メルコスール作業部会等を同一の出張者に対応させることにより出張経費を削減した。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	26	40

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	16	17

単位：人（本省職員）

外部要因

世界経済・金融危機により、南米諸国は大きな影響を受けており、外交関係にも様々な形で影響を及ぼしている。

目標の達成状況

評価の切り口 1：南米諸国との経済関係強化の進展

日ペルー投資協定の発効、日コロンビア投資協定締結交渉、日ペルーEPA 締結交渉、日チリ EPA 第 2 回ビジネス環境整備小委員会及び物品小委員会の開催等を通じ、南米諸国との経済関係強化のための法的枠組みが一層整備されつつある。また、ブラジル的高速鉄道計画における我が国新幹線技術の導入に向けた働きかけや南米諸国におけるデジタルテレビ日本方式採用に向けた働きかけ等を実施した。その結果、特にデジタルテレビについては、平成 21 年度にはペルー、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、エクアドルが日本方式を採用した。詳細は、事務事業①「南米諸国との経済関係強化のための取組」を参照。

評価の切り口 2：南米諸国との国際場裡における協力の強化

チャベス・ベネズエラ大統領、ガルシア・ペルー大統領、バスケス・ウルグアイ大統領訪日をはじめとし、ペルー外務大臣、アルゼンチン外務大臣、パラグアイ外務大臣、コロンビア外務大臣の訪日等各種対話の機会を捉え、様々なレベルで、環境・気候変動、国連・安保理改革、北朝鮮問題等についての協力に向けた働きかけを行い、協力関係が強化された。詳細は、事務事業②「南米諸国との国際場裡における協力の強化」を参照。

評価の切り口 3：周年事業の活用を通じた相互理解の促進

平成 21 年は日本人のペルー、ボリビア移住 110 周年に当たり、両国において記念式典事業が実施された。また同年は、ブラジルにおいてアマゾン地域への日本人移住 80 周年を迎え、同地域各地で記念式典・行事が実施された。これらの周年事業の機会を我が国として積極的に活用して、各国との間で様々なレベルでの相互理解の促進を図った。詳細は、事務事業③「周年事業の活用を通じた相互理解の促進」を参照。

評価の切り口 4 : 南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組の進展

逃亡犯罪人問題、我が国での就労や子弟の教育をめぐる問題、社会保障問題等の課題に対し、国内関係省庁、地方自治体、関係国政府等との連携を深めつつ取り組んだ。逃亡犯罪人については、引き続き、「不処罰は許さない」との観点から、ブラジル政府に対し国外犯処罰規定の適用要請を行っているほか、第5回日ブラジル教育協議、二国間の社会保障協定締結に向けた当局間協議及び政府間交渉を関係省庁とも連携の上実施した。詳細は、事務事業④「南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組」を参照。

評価の切り口 5 : メルコスール等の地域国際機関との対話の促進と協力の強化

メルコスール（南米南部共同市場）第7回高級事務レベル協議において設置が合意された日メルコスール作業部会を平成21年6月にパラグアイで開催した。詳細は、事務事業⑤「メルコスール等の地域国際機関との対話の促進と協力の強化」を参照。

第三者の所見

新木 秀和 神奈川大学外国語学部准教授

対南米外交においては、限られた投入資源のもとで、政府が提唱する構想に基づく諸施策が堅実かつ着実に実行され、全般的・個別的にも相当の成果が上がっていることがうかがわれる。

経済関係の再活性化としては、EPAや投資協定等の法的枠組みの構築と運用、それに関わる政府間交渉が、前年に続いて進展した。ただし、単年では評価しがたい事業については、数年間の通年的な評価が必要となろう。また、協定の締結や日本の技術の採用といった明確な結果は成果として列挙しやすいが、それらが実際にいかなる効果をもたらすのかの見通しをもつことも必要である。

単年では、南米側からの要人來訪に比して、日本側からの要人訪問が少ない点が目立つ。定量化がしやすい人的交流については、その質的内容を評価する視点が不可欠である。伝統的な友好関係として言及される移民関連事業に関しては、記念行事等の有無によって年毎に比重が変わるのは仕方がないとしても、それら以外の関連事業の実行などを検討してもよいであろう。また、在日南米人に関する問題や事業については、地域社会との共存に向けて積極的に取り組むと述べているように、説明責任という点で広報活動に一層の工夫が求められよう。

総じて言えば、対象国ごと・事業ごとにある程度対象を絞りながら、投入資源を重点的・効果的に執行し、実効性のある諸政策を継続的に実施することが、今後とも求められる。そのためには、南米地域における左派政権の動向、世界同時不況の影響からの脱却、大国ブラジルの台頭、域内外の協力関係の増進など、変動する地域情勢に対応した柔軟な政策調整が必要となる。例えば、南米の大規模な資源開発に伴う関係緊密化に向けて官民協力への戦略的対応を一層進めること、対米関係のみに依存しない日本独自の南米外交を模索すること等の視点を、政策面に組み込んでいくことが望まれよう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

南米地域における政治・経済潮流を踏まえ、経済関係の再活性化の加速、国際場裡での更なる関係強化、相互理解の一層の促進を目指す。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- ① 南米諸国との経済関係強化のための取組 → 拡充強化
- ② 南米諸国との国際場裡における協力の強化 → 拡充強化
- ③ 周年事業の活用を通じた相互理解の促進 → 終了・中止・廃止
- ④ 南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組 → 拡充強化
- ⑤ メルコスール等の地域国際機関との対話の促進と協力の強化 → 内容の見直し・改善

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	○

施策 I—4 欧州地域外交 117

具体的施策

I-4-1 欧州地域との総合的な関係強化 123

I-4-2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の
推進 128

I-4-3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関
係の進展 132

I-4-4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化 138

I - 4 欧州地域外交

評価担当課室名	業務内容
欧州局 政策課	欧州局所掌事務に関する総合調整 欧州地域に関する総合的な外交政策 欧州連合に関する外交政策 欧州諸国及び欧州連合、国際機関等に関する政務
西欧課	仏、モナコ、アンドラ、ベルギー、蘭、伊、ルクセンブルク、バチカン、サンマリノ、マルタ、英、アイルランド、アイスランド、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、西、ポルトガル、エストニア、リトアニア、ラトビアに関する外交政策
中・東欧課	独、奥、スイス、リヒテンシュタイン、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、アルバニア、マケドニア、スロベニア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ギリシャ、キプロス、セルビア、モンテネグロ、コソボ、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバに関する外交政策
ロシア課	ロシアに関する外交政策
中央アジア・コーカサス室	アゼルバイジャン、グルジア、アルメニア、カザフスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタンに関する外交政策

I — 4 欧州地域外交

具体的施策

- I — 4 — 1 欧州地域との総合的な関係強化
- I — 4 — 2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進
- I — 4 — 3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展
- I — 4 — 4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

評価の結果

施策 I — 4	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I — 4 — 1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I — 4 — 2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I — 4 — 3	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★☆☆
I — 4 — 4	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★☆☆

施策の必要性

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

我が国と欧州地域とは、自由、民主主義、人権、法の支配、市場経済といった基本的価値と国際社会における責任を共有しており、軍縮・不拡散や気候変動等、共通の課題に直面している。このような一か国で対応することが困難な国際的課題の解決のために、欧州（各国及び主要機関）と様々なレベルでの幅広い分野における重層的な対話や交流により共通の認識を醸成していくとともに、緊密な協力関係、法的枠組み、人的ネットワークの構築に向け、総合的な関係強化を図ることが不可欠である。

2. 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

P 5（国連安保理常任理事国の5か国）、G 8のメンバーである英国、フランス、G 8のメンバーであるドイツ、イタリアは、国際社会に対する大きな影響力を背景に国際的課題の解決に向けて積極的な外交を展開している。また、その他のEU諸国も、EUの一員として、国際社会に一定の影響力を有している。さらに、EU加盟国をはじめとする欧州諸国は、我が国にとって基本的価値及び国際社会における責任を広く共有するパートナーである。我が国が、国際社会の平和と繁栄、またグローバルな課題の解決に貢献するためには、これらの諸国と緊密な二国間関係を構築し、国際場裡においてさらなる協力をを行うことが不可欠である。

3. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

日露関係は、平成15年1月の小泉総理（当時）の訪露の際に採択された「日露行動計画」に沿って貿易経済分野、国際舞台における協力等の幅広い分野で着実に進展してきているものの、その潜在力に比べ未だ十分な水準に達しているとは言えず、また、北方領土問題についても未だ解決に至っていない。戦後65年が経過し、いまだ未解決のままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結し、真の信頼関係に立った日露関係を構築することは、日露関係を飛躍的に発展させるために不可欠であるだけでなく、アジア太平洋地域全体の安定と繁栄のためにも極めて重要である。

政治と経済を車の両輪として平和条約交渉を精力的に進めると同時に、ロシアをアジア太平洋地域のパートナーとして協力関係を強化していくことが日露双方の利益に合致する。

4. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

中央アジア・コーカサス地域は、アジアと欧州、中東の結節点にあり、またロシア、中国、イラン、

アフガニスタンなどの重要諸国と隣接するなど、東西南北の交通の要衝として地政学上大変重要な位置を占めている。また豊富なエネルギー資源を擁していることから、この地域における安定と繁栄は、我が国のみならず国際社会にとっての関心事項である。したがって、我が国としてもこの地域の民主化、市場経済化などの努力を引き続き支援することが必要である。また、地域一体としての安定と繁栄のためには、中央アジア地域内の協力を促進し、我が国の資源外交を促進するためにも、この地域各国との良好な関係は不可欠である。

施策の有効性

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

(1) 欧州地域との政治面での対話を継続・促進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や共通の認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。

(2) 安全保障分野における欧州との具体的な協力を継続・促進することは、国際社会における責任を共有する欧州との連携を強化し、我が国の優先課題を国際社会において実現する上で高い意義を有する。

(3) 租税条約、社会保障協定及び税関相互支援協定は、日欧間の投資交流を促進し、我が国の繁栄をもたらす上で重要である。刑事共助条約は、国際社会の中での犯罪対策を強化する上で重要である。

(4) 欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識者間で人的ネットワークを構築し、様々な分野での共通の認識を醸成するために有効であり、将来の日欧関係発展のために不可欠である。

(5) 欧州青年招聘と高校生交流等を通じて欧州地域との草の根交流を実施することは、草の根レベルでの相互理解の深化、共通認識の醸成が期待されるとともに、将来を担う若者との人的ネットワーク構築に資する。

2. 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

欧州諸国との間で二国間関係を一層強化し、共通の課題に対する協力関係の継続・促進のためには、要人往来をはじめとする様々なレベルにおける対話を継続・促進するとともに、国際社会の共通課題に関する協議・政策調整を行い、また、政府に留まらず、有識者、経済人、一般国民の草の根レベルも含め、人的、知的交流、民間交流の維持・促進を行うことが有効である。

3. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

日露関係を進展させるためには、北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に平和条約交渉を行っていくとともに、日露関係を高い次元に引き上げるべく、幅広い分野で日露関係を発展させていくことが重要である。

このためには、「日露行動計画」の6つの重要な柱である、1. 政治対話の深化、2. 平和条約交渉、3. 国際舞台での協力、4. 貿易経済分野における協力、5. 防衛・治安分野における協力、6. 文化・国民間交流の進展、の各分野で着実に協力を進めることが有効である。

4. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

(1) 中央アジア・コーカサス諸国との関係を一層強化し、国際社会における問題や地球規模の諸課題に対する連携を強化するためには、首脳レベルを含めた様々なレベルの政治対話を継続・促進するとともに、経済界とのビジネス交流、学術界との知的対話などの人的交流を活発に展開し、官民一体となった関係強化に努めることが有効である。

(2) 我が国と中央アジア地域全体との関係強化のためには、中央アジア地域協力促進が不可欠であり、その際「中央アジア+日本」対話「行動計画」に謳われたテロ・麻薬対策、貧困削減、インフラ整備などの重点項目における地域内協力を進め、同時に同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話の実施

とともにビジネス振興，知的対話，文化・人的交流等を着実に実施することが効果的である。

施策の効率性

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し，下記「施策目標の達成状況」1.（1）～（4）のとおり，欧州地域との多方面にわたる協力，協議，交流を順調に進め，目標の達成に相当な進展があった。したがって，とられた手段は適切かつ効率的であったといえることができる。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

不要不急の出張を取り止めるとともに，現地出張に代えてのテレビ会議の活用，他の用務と日程を調整した上での出張を行うことにより旅費の節約に努めた。また，欧州側に会議開催経費負担を要請することも行っている。更に，企画競争を実施することにより，同額の予算内でより質の高い事業を実施した。加えて，草の根交流については，平成 21 年度の招聘に係る予算が全体として削減される中において，航空賃やレセプション費用等の招聘にかかる経費の節約により，前年度と同様の人数を招聘できるよう努力した。

2. 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し，また，省内の関係各課や関係団体（周年事業や要人等訪日時）との密接な協力を通じ効率的に事業を行い，関係国との関係強化及び共通課題に関する協力関係の維持・促進が進められ，施策が進展した。このように，投入資源量に見合った成果が得られたことから，とられた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

厳しい外部要因，限られた予算・人的投入資源等の種々の制約の中で，幅広い分野での日露関係の進展を更に進めることができた。

特に，平和条約問題については，下記のとおり厳しい外部要因にもかかわらず，4 回の首脳級会談，2 回の外相会談実施等を含め，時宜を捉えた活発な政治対話を行った結果，両首脳は，アジア太平洋地域において新たな日露関係を切り拓く意思を確認するとともに，政治と経済を車の両輪として進めていく方針を確認するに至った。

また，領土問題解決に向けた環境整備については，限られた予算及び人的資源の中で，北方領土返還要求運動団体や地方公共団体等と密接に協力・連携し，多くの事業を成功裡に実施した。

さらに，貿易経済分野における協力の推進に関しても，限られた人的投入資源の中で，平成 21 年 5 月のプーチン首相訪日の際に多くの成果文書を作成し，また，他省庁，地方公共団体，民間企業等の積極的な参加を得ながら種々の事業を実施し，ロシア政府への働きかけを行い，世界経済・金融危機の中であるにもかかわらず，新たな日本企業の進出を達成している。このように，多くの成果が得られたことから，とられた手段は適切かつ効率的であったと言える。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

（1）（社）千島舞踊諸島居住者連盟や（独）北方領土問題対策協会といった，北方領土返還要求運動団体が主催する各種行事に当省職員が積極的に参加することで，限られた予算の中で効果的な啓発活動を行った。

（2）事業の見直しを行い，あまり効果が上がっていないと考えられる「北方領土の日」（2月7日）の啓発事業（ポケット・ティッシュ，ボールペン，カイロの配布）をとりやめた。

（3）渡航経路や航空会社の選定にあたり，より安価なものを選定し予算の節約に努めた。

（4）一回のロシア出張の際に，多くの業務を併せて実施できるよう予め相手側と十分に調整を行うこ

とにより、出張回数の削減及び旅費節減に努めた。

4. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用するのに加え、省内関係各課、他省庁、関係機関、民間企業、有識者などとも連携しながら中央アジア・コーカサス諸国との関係強化をはかり、要人の訪日や知的対話など種々の事業を実施することができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

出張や招聘の際の航空券をできる限り安価なもの入手するよう努めた。

施策目標の達成状況

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

以下のとおり、小目標 1. ～ 4. の達成に向けて相当な進展があった。

(1) 日・EU 関係においては、第 18 回定期首脳協議で、日・EU が共同でリーダーシップを発揮し、グローバルな課題及び日・EU 関係の促進のために協力することを確認した。また、日・EU トロイカ外相協議等様々なレベルでの政治対話に加え、将来の日・EU 関係について検討する有識者委員会を立ち上げ、幅広い分野の専門家との間で日・EU の具体的協力について議論を行ったことにより、官民双方における EU との関係強化に寄与した。

(2) 安全保障分野においては、NATO 新戦略概念に関する政策対話を強化し、アフガニスタンにおける NATO・PRT（地方復興チーム）との連携やアフガニスタン国軍の医療施設や医療に関する活動支援を実施するとともに、OSCE との共催会議の開催や外相理事会への参加、OSCE 選挙監視ミッションへの人的貢献等を通じて、NATO、OSCE との間で平和構築分野における具体的な協力を推進した。

(3) 法的枠組みに関しては、アイルランドとの社会保障協定に署名した。租税条約については、ベルギー及びブルクセンブルクとの改正議定書並びにバミュータとの租税協定に署名、スイスとの改正議定書及びオランダとの租税条約に関する基本合意に達した。また、EU との刑事共助協定に署名した。更に、税関相互支援協定については、イタリアとの協定に署名、オランダの間では協定発効のための公文を交換し、同協定を発効させた。

(4) 知的交流・草の根交流は、将来の日・EU 関係をテーマとしたシンポジウムや東アジアの安全保障に関するセミナーを欧州で開催したことに加え、118 名の欧州青少年、高校生の訪日交流を実施したことにより促進された。

2. 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

以下に示すとおり、本件施策の目標（小目標）の達成に向けて相当な進展があった。

(1) 総理、外相をはじめとする活発な要人往来、国際会議の際の首脳・外相間等ハイレベルの二国会談や事務レベルでの政務協議・経済協議、その他政府関係者・有識者等の往来により、二国間関係を強化し、気候変動、軍縮・核不拡散、世界経済・金融危機への対応といった共通の諸課題に関する我が国の立場に理解と支持を得ることができた。

(2) 欧州諸国との二国間関係強化に加えて、V4（ヴィシエグラード4か国：チェコ、ポーランド、ハンガリー、スロバキア）、GUAM（グルジア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバ4か国で構成される民主化・市場経済化を進める地域機構）、BSEC（黒海経済協力機構：黒海沿岸及びその近隣諸国12か国で構成）といった地域的な枠組みとの対話を積極的に実施し、欧州諸国との重層的な関係構築に努めた。

(3) 日蘭通商 400 周年、オーストリア・ハンガリー・ルーマニア・ブルガリアとの間での「日本・ド

ナウ交流年 2009」関連事業や多様な枠組みを利用した知的交流の推進等を通じて、政・官・民・学様々なレベルでの交流が促進された。特にスイスとの間では、日・スイス間往復貿易額 99%以上の関税撤廃を 10 年以内を実現することになる関税措置や、より高い水準の知的財産権保護、投資・サービス貿易の高い水準の自由化等について定めた日・スイス経済連携協定（EPA）が発効し、日・スイス間の経済交流促進に向けた基盤が強化された。

3. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

4 回首脳級会談、2 回の外相会談など政治対話を進めた他、外務省の次官間の日露戦略対話を実施する等、様々な機会・レベルを通じて精力的に交渉を行った。特に、平成 21 年 9 月の鳩山政権発足後は、両国首脳間で、アジア太平洋地域における新たな日露関係を切り拓く意思を確認し、同地域で日露がパートナーとして行動すべきことで認識が一致している。

平和条約交渉については、首脳レベルで率直な議論が重ねて行われてきている。鳩山政権発足後、ロシア側は日露関係の前進に強い意欲を示した。国連総会の際の日露首脳会談（9 月）では、鳩山総理とメドヴェージェフ大統領がアジア太平洋地域において新たな日露関係を切り拓く意思を確認するとともに、同大統領は、領土問題を含め日露関係に新たな道筋を付けるよう努力したいとの立場を表明した。これに対し日本側は、ロシアをアジア太平洋地域におけるパートナーと位置付けるとともに、政治と経済を車の両輪として進めていく方針を明確にした。アジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議の際の首脳会談（11 月、於：シンガポール）では、メドヴェージェフ大統領から、鳩山政権との間で領土問題を是非前進させたいと心から思っている旨の発言がなされた。

また、経済面では、世界経済・金融危機の影響もあり平成 21 年における日露間の貿易高は 121 億ドルと平成 20 年に比べ大きく減少したものの、平成 21 年 4 月には日本企業も参加したサハリンⅡプロジェクトにより生産された液化天然ガスの日本への輸入が開始されるなど、極東・東シベリア地域を中心とする両国間の互恵的協力に進展が見られた。平成 21 年 5 月のプーチン首相の訪日の際に、原子力の平和的利用における協力のための協定等、3 つの国際約束となる文書を始めとして、11 種類の協定・覚書等が署名された他、平成 21 年 12 月末の岡田外務大臣の訪露の際には「貿易経済に関する日露政府間委員会」の共同議長間会合を行い、同委員会の下に、新たに次官級の貿易投資分科会を立ち上げることで一致した。その後、平成 22 年 3 月に、初の次官級の貿易投資分科会が行われた。

その他、国際舞台における日露協力として、様々な分野で両国外務省間の協議が実施されたことに加え、防衛・治安分野における協力や、人的・文化的交流も着実に進展した。

4. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

トルクメニスタンから初めてとなる大統領の訪日やコーカサス 3 か国全ての外相訪日、またカザフスタンから国務長官兼外務大臣の訪日を実現した他、各国外務省との政策協議が着実に実施され、我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解が促進し、また、これらの諸国との国際場裡における協力にも一定の成果が得られている。

また、「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける第 4 回東京対話では、「中央アジアにおけるインフラ整備」をテーマに中央アジア 5 か国よりの専門家と日本の専門家との間で活発な議論が行われ、有益な提言が得られるなど、中央アジアの地域内協力にも貢献した。

今後の方針

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

欧州地域との政治面での対話と具体的な協力を継続し、進展させる。法的枠組みに関する条約・協定交渉を継続実施する。知的交流を見直し・改善する。青少年招聘、高校生交流による草の根交流は拡充

強化する。

2. 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

引き続き、我が国と西欧及び中・東欧諸国が直面する共通の諸課題について、二国間関係及び国際場裡における緊密な連携を一層強化すべく努める。

3. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

引き続き、政治と経済を「車の両輪」のように進めつつ、北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に交渉を継続していくとともに、ロシアをアジア太平洋地域におけるパートナーと位置付け、「日露行動計画」の着実な実施等を通じた幅広い分野での協力関係の強化を図る。

4. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

双方向の要人往来を含めた、様々なレベルでの政治対話を引き続き実現させるとともに、様々な機会を捉えて人的交流を促進し、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係の強化を図る。また、「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける「行動計画」等を着実に実施することで、中央アジア地域との協力関係をより強固なものとする。

I - 4 - 1 欧州地域との総合的な関係強化

欧州局政策課長 川村博司

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との総合的な関係を強化すること 【小目標】 1. 第 18 回日・EU 定期首脳協議の開催のほか、欧州連合(EU)との間での幅広い分野における政治対話を通じた関係強化 2. 安全保障分野における、北大西洋条約機構(NATO)、欧州安全保障協力機構(OSCE)との具体的協力の推進 3. 欧州各国との社会保障協定、租税条約、刑事共助条約及び税関相互支援協定の締結・改正作業の促進、並びに署名済みの協定の早期発効 4. 知的交流、草の根交流を通じた日欧関係の基盤強化
施策の位置付け	第 174 回国会施政方針演説に言及あり 第 174 回国会外交演説に言及あり
施策の概要	①欧州地域（各国、欧州連合(EU)、北大西洋条約機構(NATO)、欧州安全保障協力機構(OSCE)、欧州評議会(CE)）との政治対話の継続・促進、②安全保障分野における欧州地域との具体的協力の継続・促進、③欧州各国との社会保障協定、租税条約、刑事共助条約及び税関相互支援協定の締結・改正協議の継続、④欧州への日本の専門家の派遣等による知的交流の促進、⑤欧州からの青少年招聘、高校生交流等による草の根交流の促進。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

以下のとおり、小目標 1. ～ 4. の達成に向けて相当な進展があった。

(1) 日・EU 関係においては、第 18 回定期首脳協議で、日・EU が共同でリーダーシップを発揮し、グローバルな課題及び日・EU 関係の促進のために協力することを確認した。また、日・EU トロイカ外相協議等様々なレベルでの政治対話に加え、将来の日・EU 関係について検討する有識者委員会を立ち上げ、幅広い分野の専門家との間で日・EU の具体的協力について議論を行ったことにより、官民双方における EU との関係強化に寄与した。

(2) 安全保障分野においては、NATO 新戦略概念に関する政策対話を強化し、アフガニスタンにおける NATO・PRT (地方復興チーム) との連携やアフガニスタン国軍の医療施設や医療に関する活動支援を実施するとともに、OSCE との共催会議の開催や外相理事会への参加、OSCE 選挙監視ミッションへの人的貢献等を通じて、NATO、OSCE との間で平和構築分野における具体的な協力を推進した。

(3) 法的枠組みに関しては、アイルランドとの社会保障協定に署名した。租税条約については、

ベルギー及びルクセンブルクとの改正議定書並びにバミューダとの租税協定に署名、スイスとの改正議定書及びオランダとの租税条約に関する基本合意に達した。また、EUとの刑事共助協定に署名した。更に、税関相互支援協定については、イタリアとの協定に署名、オランダとの間では協定発効のための公文を交換し、同協定を発効させた。

(4) 知的交流・草の根交流は、将来の日・EU関係をテーマとしたシンポジウムや東アジアの安全保障に関するセミナーを欧州で開催したことに加え、118名の欧州青少年、高校生の訪日交流を実施したことにより促進された。

課題

リスボン条約発効後、新体制の発足により存在感を増すEUと、特に軍縮・不拡散、気候変動といった国際社会の喫緊の課題への対応において協力を一層促進する。また、NATO、OSCE等との安全保障面での政策対話を促進し、平和構築分野における具体的協力を推進する。日欧間の協力関係の基盤を強化すべく、法的枠組みの整備、知的交流を着実に進め、特に若い世代による人的交流を拡充する。

施策の必要性

我が国と欧州地域とは、自由、民主主義、人権、法の支配、市場経済といった基本的価値と国際社会における責任を共有しており、軍縮・不拡散や気候変動等、共通の課題に直面している。このような一か国で対応することが困難な国際的課題の解決のために、欧州（各国及び主要機関）と様々なレベルでの幅広い分野における重層的な対話や交流により共通の認識を醸成していくとともに、緊密な協力関係、法的枠組み、人的ネットワークの構築に向け、総合的な関係強化を図ることが不可欠である。

施策の有効性

(1) 欧州地域との政治面での対話を継続・促進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や共通の認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。

(2) 安全保障分野における欧州との具体的な協力を継続・促進することは、国際社会における責任を共有する欧州との連携を強化し、我が国の優先課題を国際社会において実現する上で高い意義を有する。

(3) 租税条約、社会保障協定及び税関相互支援協定は、日欧間の投資交流を促進し、我が国の繁栄をもたらす上で重要である。刑事共助条約は、国際社会の中での犯罪対策を強化する上で重要である。

(4) 欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識者間で人的ネットワークを構築し、様々な分野での共通の認識を醸成するために有効であり、将来の日欧関係発展のために不可欠である。

(5) 欧州青年招聘と高校生交流等を通じて欧州地域との草の根交流を実施することは、草の根レベルでの相互理解の深化、共通認識の醸成が期待されるとともに、将来を担う若者との人的ネットワーク構築に資する。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、上記(1)～(4)のとおり、欧州地域との多方面にわたる協力、協議、交流を順調に進め、目標の達成に相当な進展があった。したがって、とられた手段は適切かつ効率的であったといえることができる。

無駄削減（経費節約のための取組）

不要不急の出張を取り止めるとともに、現地出張に代えてのテレビ会議の活用、他の用務と日程を調整した上での出張を行うことにより旅費の節約に努めた。また、欧州側に会議開催経費負担を要請することも行っている。更に、企画競争を実施することにより、同額の予算内でより質の高い事業を実施した。加えて、草の根交流については、平成 21 年度の招聘に係る予算が全体として削減される中において、航空賃やレセプション費用等の招聘にかかる経費の節約により、前年度と同様の人数を招聘できるよう努力した。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	96	110

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	23	23

単位：人（本省職員）

外部要因

日欧間で協議されている議題は、グローバルな課題にしても、主要な地域情勢にしても、常に変化しているものであり、各種対話等の頻度や内容は変化しうる。

条約・協定等の交渉の進展は相手国の交渉時の国内政治状況等に左右される。

目標の達成状況

評価の切り口 1：欧州地域との総合的な対話・協力の進展

以下のとおり、欧州地域との対話・協力が強化され、目標の達成に向けて寄与した。

(1) EU との関係では、平成 21 年 5 月の第 18 回日・EU 定期首脳協議で、共同でリーダーシップを発揮する方針を確認し、世界経済、気候変動等のグローバルな課題や、北朝鮮、アフガニスタン、海賊対策等の平和と安定の促進のために協力することを確認した。また、経済関係の強化に向け、翌年の首脳会合迄にレビューを実施することで合意した。この他、日・EU トロイカ外相協議、日・EU トロイカ政務局長級協議、日・EU 行動計画運営グループ会合、各種日・EU 政策担当者協議など、様々なレベルと広範な分野で、着実に政治対話を実施した。平成 23 年には現行の日・EU 行動計画が終了することから、有識者委員会を立ち上げ、幅広い分野の専門家との間で今後の日・EU 関係につき議論を行った。

(2) NATO との関係では、平成 21 年 5 月のエルドマン NATO 事務総長補訪日時に高級事務レベル協議を開催したほか、NATO の新戦略概念の策定に向けたプロセスに我が国からも積極的に関与し、NATO 事務局と同時に NATO 加盟国に対して我が国の関心事項について説明を行うなど、NATO との対話を強化した。具体的な協力の面では、アフガニスタンにおける PRT と連携した経済協力が着実に進展しており、加えて、NATO の基金を通じて、アフガニスタン国軍の医療施設や医療に関する活動への支援を実施した。また、NATO・PfP（平和のためのパートナーシップ）信託基金を通じたタジキスタンにおける武器弾薬管理プロジェクトの立ち上げに向け、フィージビリティ・スタディ実施への協力等を行った。

(3) OSCE との関係では、平成 21 年 6 月に東京で日・OSCE 共催会議を開催し、欧州とアジアの安全保障に関する知識と経験の共有を深めた。訪日したド・ブリジャンポー OSCE 事務総長は中曽根外務大臣(当

時)を表敬し、日・OSCE関係の強化を確認した。また、12月の外相理事会をはじめとしてOSCEの各種会合に我が国も積極的に関与し、我が国の外交方針を発信するとともに、経済・環境分野における具体的協力につき議論を行った。更に、キルギス、ウクライナ等へのOSCE選挙監視団へ我が国より要員を派遣し、選挙支援を実施した。

(4) CEとの関係では、ドウ・プーチ欧州評議会議員会議議長を招き、日欧関係の強化につき意見交換を行ったほか、政治研究スクール欧州会議に対する支援や民主主義大学への西村六善内閣官房参与の参加などにより、南東欧地域の民主化支援を行った。

詳細は、事務事業①「欧州地域(各国, EU, NATO, OSCE, CE)との政治対話と具体的協力」を参照。

評価の切り口2：欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展

以下のとおり、欧州各国との法的枠組み構築に関する協議が進展し、目標の達成に向けて寄与した。

(1) 社会保障協定については、平成21年10月にアイルランドとの間で協定の署名を行った。また、スイス(平成21年7月)及びハンガリー(平成21年11月及び平成22年3月)との間で締結交渉を行った。さらに、平成21年12月にルクセンブルクとの間で将来的な協定締結交渉を視野に入れた意見交換等を行った。

(2) 租税条約については、ベルギー及びルクセンブルクとの改正議定書に平成22年1月に署名した。また、バミューダとの租税協定に平成22年2月に署名した。さらにスイスとの改正議定書については平成21年6月、オランダとの租税条約については平成21年12月に基本合意に達した。

(3) 刑事共助条約(協定)については、EUとの刑事共助協定について平成21年4月から4回の正式交渉を行い、11月に実質的な合意に達した後、12月15日に署名を完了した。また、スイスとの刑事共助条約については、平成22年3月に第2回予備協議を行った。

(4) 税関相互支援協定については、平成21年12月にイタリアとの間で協定の署名を行った。また、平成22年1月にオランダとの間で協定発効のための両国の国内手続を了した旨の公文を交換し、同協定は3月1日に発効した。

詳細は、事務事業②「欧州地域との法的枠組みに関する協議の実施」を参照。

評価の切り口3：人的ネットワーク構築の進展

以下の取組を通して、人的ネットワークの構築が進展し、目標の達成に向けて寄与した。

(1) 平成22年2月にブリュッセルで将来の日・EU関係をテーマとする日・EU共同シンポジウムを開催した。

(2) 「東アジア地域の安全保障環境～日欧間の認識共有に向けて」をテーマに、欧州地域に安全保障分野の専門家を派遣し、研究者間の人脈を構築するとともに、我が国を含む東アジアの安全保障環境について広く発信を行った。

(3) 欧州地域から青少年、高校生合わせて118名を招聘し、ホームステイ等を通じて我が国への多面的な理解を促進することができた。

詳細は、事務事業③「欧州各国への日本の専門家の派遣等による知的交流」及び事務事業④「欧州各国からの青少年招聘、高校生交流による草の根交流」を参照。

第三者の所見

神保 謙 慶應義塾大学准教授

(以下の所見は、I-4-1及びI-4-2で共通)

欧州地域では、平成21年12月にリスボン条約の発効によりEUの外交実施体制がより強化され、また本年11月のNATO首脳会議では「新戦略概念」の策定が予定されるなかで、欧州の政治・安全保障の統合の深化を踏まえた効果的な政策が期待されている。また平成21年後半から、ギリシア財政危機に端を発した欧州ソブリン危機は、経済統合と相互依存が地域的な脆弱性へと転化するリスクを高めており、欧州統合の試練のときに日本外交が果たすべき役割も高い。

こうした背景のなか、日・EU関係においては第18回定期首脳協議でグローバルな課題に対する共同行動を確認し、北東アジアの安全保障問題への理解を惹起したことは重要な施策である。またNATO関係者の招聘と政策対話の推進は、新戦略概念の策定を控えたNATOの域外国とのパートナーシップ（将来の実効的な日・NATO関係）の知的土台を形成する不可欠の施策である。他方で、欧州地域ではメドベージェフ露大統領の提唱する「地域安全保障アーキテクチャ」や、集団安全保障機構(CSTO)・上海協力機構(SCO)の動きも活発で、既存のNATO/EU/OSCEの重層的機構といかなる関係を構築するかが問われている。外務省は欧州全域の外交・安全保障のアーキテクチャの基本ビジョンを欧州諸国（及び米国）と共有し、NATO/EU/OSCEとの実効的協力（グローバルな課題及び北東アジアの課題）を増大させつつ、その他の枠組みへの関与も同時に模索すべき時期に入ったのではないだろうか。

西欧及び中・東欧間での二国間協力は、ハイレベル・事務レベルの政務協議・経済協議が活発に展開され、今後も交流の質・量の維持・発展を図ることが望ましい。なかでも日本の政権交代により国会議員（スタッフ含む）の対外交流（議員連盟）の立て直しが必要である。二国間およびEUとの議員交流が積極的に企画されることが望ましい。また中東欧諸国・V4/GUAMなど、比較的交流の薄い地域において、政府にとどまらず、有識者、経済人、草の根レベルの人的・知的交流の促進がさらに図られるべきである。またこうした国々と法的枠組み（社会保障協定及び租税条約の締結・改訂）を整備することにより、日本企業が進出しやすい環境を早期に整備することが重要である。

評価結果の政策への反映

今後の方針

欧州地域との政治面での対話と具体的な協力を継続し、進展させる。法的枠組みに関する条約・協定交渉を継続実施する。知的交流を見直し・改善する。青少年招聘、高校生交流による草の根交流は拡充強化する。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- | | |
|--|-------------|
| ① 欧州地域（各国、EU、NATO、OSCE、CE）との政治対話と具体的協力 | → 今のまま継続 |
| ② 欧州地域との法的枠組みに関する協議の実施 | → 今のまま継続 |
| ③ 欧州各国への日本の専門家の派遣等による知的交流 | → 内容の見直し・改善 |
| ④ 欧州各国からの青少年招聘、高校生交流による草の根交流 | → 内容の見直し・改善 |

平成23年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	—	○

I-4-2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進

西欧課長 齋藤 純
中・東欧課長 海部 篤
平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	西欧及び中・東欧諸国との二国間関係及び国際場裡における友好な関係を継続・促進すること，並びに共通の課題に関する協力関係を継続・促進すること
	【小目標】 1. ハイレベルの要人往来や事務レベルの政務協議・経済協議を通じた欧州諸国との関係強化 2. 地域的枠組みとの対話・協力促進 3. 国際社会の共通の諸課題に関する政策調整の進展 4. 人的，知的交流，民間交流の維持・促進
施策の位置付け	第 174 回国会外交演説に言及あり
施策の概要	(1) 西欧及び中・東欧諸国との対話の継続・促進 (2) 共通課題に関する協議・政策調整 (3) 人的，知的交流，民間交流の維持・促進

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

以下に示すとおり，本件施策の目標（小目標）の達成に向けて相当な進展があった。

- (1) 総理，外相をはじめとする活発な要人往来，国際会議の際の首脳・外相間等ハイレベルの二国間会談や事務レベルでの政務協議・経済協議，その他政府関係者・有識者等の往来により，二国間関係を強化し，気候変動，軍縮・核不拡散，世界経済・金融危機への対応といった共通の諸課題に関する我が国の立場に理解と支持を得ることができた。
- (2) 欧州諸国との二国間関係強化に加えて，V4（ヴィシエグラード4か国：チェコ，ポーランド，ハンガリー，スロバキア），GUAM（グルジア，ウクライナ，アゼルバイジャン，モルドバ4か国で構成される民主化・市場経済化を進める地域機構），BSEC（黒海経済協力機構：黒海沿岸及びその近隣諸国 12 か国で構成）といった地域的な枠組みとの対話を積極的に実施し，欧州諸国との重層的な関係構築に努めた。
- (3) 日蘭通商 400 周年，オーストリア・ハンガリー・ルーマニア・ブルガリアとの間での「日本・ドナウ交流年 2009」関連事業や多様な枠組みを利用した知的交流の推進等を通じて，政・官・民・学様々なレベルでの交流が促進された。特にスイスとの間では，日・スイス間往復貿易額 99%以上の関税撤廃を 10 年以内を実現することになる関税措置や，より高い

水準の知的財産権保護、投資・サービス貿易の高い水準の自由化等について定めた日・スイス経済連携協定（EPA）が発効し、日・スイス間の経済交流促進に向けた基盤が強化された。

課題

既存の友好関係を当然視することなく、双方向の要人往来及び事務レベルの協議を活性化させ、二国間関係や地域的枠組みとの更なる緊密化を図る。また、政府レベルに留まらず、人的・知的交流等、民間交流の推進を図る。また、G8主要国、更にはG20のメンバー国と、ラクイラサミットやピッツバーグサミットのフォローアップを進め、国際社会の共通の諸課題への対応のため協力を進める。

施策の必要性

P5（国連安保理常任理事国の5か国）、G8のメンバーである英国、フランス、G8のメンバーであるドイツ、イタリアは、国際社会に対する大きな影響力を背景に国際的課題の解決に向けて積極的な外交を展開している。また、その他のEU諸国も、EUの一員として、国際社会に一定の影響力を有している。さらに、EU加盟国をはじめとする欧州諸国は、我が国にとって基本的価値及び国際社会における責任を広く共有するパートナーである。我が国が、国際社会の平和と繁栄、またグローバルな課題の解決に貢献するためには、これらの諸国と緊密な二国間関係を構築し、国際場裡においてさらなる協力をを行うことが不可欠である。

施策の有効性

欧州諸国との間で二国間関係を一層強化し、共通の課題に対する協力関係の継続・促進のためには、要人往来をはじめとする様々なレベルにおける対話を継続・促進するとともに、国際社会の共通課題に関する協議・政策調整を行い、また、政府に留まらず、有識者、経済人、一般国民の草の根レベルも含め、人的、知的交流、民間交流の維持・促進を行うことが有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、また、省内の関係各課や関係団体（周年事業や要人等訪日時）との密接な協力を通じ効率的に事業を行い、関係国との関係強化及び共通課題に関する協力関係の維持・促進が進められ、施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	153	153

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	44	45

単位：人（本省職員）

外部要因

EU 加盟国との関係においては、EU 内における政策決定等に左右される面を有している。また、旧ソ連欧州地域や西バルカン地域との関係では、当該地域の国内政治・治安・経済情勢及び当該地域諸国と EU や NATO 等との関係（EU や NATO への加盟の展望等）の影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口 1：総合的な対話の進展

総理のチェコ及びドイツ訪問（平成 21 年 5 月）、デンマーク訪問（平成 21 年 10 月、12 月）や外国要人の訪日（首脳 7 件、外相 5 件）といった要人往来や、国際会議等における二国間会談や、政府関係者による政務協議、有識者等の往来等、様々なレベルでの対話を重層的に行った。また、第 3 回「V4＋日本」外相会合（平成 21 年 5 月）や「V4＋日本」環境・気候変動ワークショップ（平成 21 年 10 月）、「GUAM＋日本」観光振興ワークショップ（平成 21 年 11 月）等、地域的枠組みとの対話・協力を積極的に実施し、欧州諸国との間で重層的な協議・政策調整を進めることができた。詳細は、事務事業①「西欧及び中・東欧諸国との対話の継続・促進」を参照。

評価の切り口 2：共通の諸課題に関する協議・政策調整の進展

首脳・外相会談（計 18 か国との間で実施）や事務レベルの政務・経済協議（計 20 か国との間で実施）の機会を捉え、世界的な経済・金融危機への対応、気候変動問題への取組、軍縮・核不拡散、アフガニスタン支援といった国際社会が直面している共通の諸課題や、日 EU 間の経済連携協定締結の可能性について協議を行い、多くの国と政策のすり合わせを行い、あるいは我が国の立場に対する支持を得ることができた。特に気候変動問題に関しては、EU 諸国を中心に、COP15 及び COP16 に向けて、すべての主要国による公平かつ実効的な国際枠組みの構想及び意欲的な目標の合意に向けて緊密に協力した。詳細は、事務事業②「共通の諸課題に関する協議・政策調整」を参照。

評価の切り口 3：人的、知的交流、民間交流の維持・促進

様々な招聘枠組みを利用し、各国において影響力のある人物等を個別及びグループで訪日招待し、対日理解推進を目的としたプログラムの実施を通じて、将来の親日家育成を目指した。また、南東欧地域の日本研究振興を目的とした南東欧地域日本研究機関ネットワーク・セミナーや環境・ハイテク分野の独若手専門家招聘等を実施したほか、日英 21 世紀委員会、日スペイン・シンポジウム、日バルト・セミナー、日墺 21 世紀委員会、日独フォーラム等を通じた知的交流の促進に積極的に取り組むとともに、仏国際問題研究所主催の世界政策会議といった世界的に知名度のある会合に、我が国政府関係者を派遣し、我が国の立場の発信に努めた。さらに、日蘭通商 400 周年、オーストリア・ハンガリー・ルーマニア・ブルガリアとの間での「日本・ドナウ交流年 2009」関連事業等を通じて、政・官・民・学様々なレベルでの交流が推進された。また各種ビジネスフォーラムの側面支援など、経済分野の民間交流に向けた側面支援を行った。詳細は、事務事業③「人的、知的交流、民間交流の維持・促進」を参照。

第三者の所見

神保 謙 慶應義塾大学准教授

（以下の所見は、I-4-1 及び I-4-2 で共通）

欧州地域では、平成 21 年 12 月にリスボン条約の発効により EU の外交実施体制がより強化され、また本年 11 月の NATO 首脳会議では「新戦略概念」の策定が予定されるなかで、欧州の政治・安全

保障の統合の深化を踏まえた効果的な政策が期待されている。また平成21年後半から、ギリシア財政危機に端を発した欧州ソブリン危機は、経済統合と相互依存が地域的な脆弱性へと転化するリスクを高めており、欧州統合の試練のときに日本外交が果たすべき役割も高い。

こうした背景のなか、日・EU関係においては第18回定期首脳協議でグローバルな課題に対する共同行動を確認し、北東アジアの安全保障問題への理解を惹起したことは重要な施策である。またNATO関係者の招聘と政策対話の推進は、新戦略概念の策定を控えたNATOの域外国とのパートナーシップ（将来の実効的な日・NATO関係）の知的土台を形成する不可欠の施策である。他方で、欧州地域ではメドベージェフ露大統領の提唱する「地域安全保障アーキテクチャ」や、集団安全保障機構(CSTO)・上海協力機構(SCO)の動きも活発で、既存のNATO/EU/OSCEの重層的機構といかなる関係を構築するかが問われている。外務省は欧州全域の外交・安全保障のアーキテクチャの基本ビジョンを欧州諸国（及び米国）と共有し、NATO/EU/OSCEとの実効的協力（グローバルな課題及び北東アジアの課題）を増大させつつ、その他の枠組みへの関与も同時に模索すべき時期に入ったのではないだろうか。

西欧及び中・東欧間での二国間協力は、ハイレベル・事務レベルの政務協議・経済協議が活発に展開され、今後も交流の質・量の維持・発展を図ることが望ましい。なかでも日本の政権交代により国会議員（スタッフ含む）の対外交流（議員連盟）の立て直しが必要である。二国間およびEUとの議員交流が積極的に企画されることが望ましい。また中東欧諸国・V4/GUAMなど、比較的交流の薄い地域において、政府にとどまらず、有識者、経済人、草の根レベルの人的・知的交流の促進がさらに図られるべきである。またこうした国々と法的枠組み（社会保障協定及び租税条約の締結・改訂）を整備することにより、日本企業が進出しやすい環境を早期に整備することが重要である。

評価結果の政策への反映

今後の方針

引き続き、我が国と西欧及び中・東欧諸国が直面する共通の諸課題について、二国間関係及び国際場裡における緊密な連携を一層強化すべく努める。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- | | |
|-----------------------|----------|
| ①西欧及び中・東欧諸国との対話の継続・促進 | → 今のまま継続 |
| ②共通の諸課題に関する協議・政策調整 | → 今のまま継続 |
| ③人的、知己交流、民間交流の維持・促進 | → 今のまま継続 |

平成23年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

I-4-3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

欧州局ロシア課長 武藤 顕
平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させること ----- 【小目標】 1. 平和条約締結に向けた交渉の具体的進展 2. 領土問題解決に向けた環境整備のための事業の円滑な実施 3. 首脳レベルでの政治対話の加速 4. 極東・東シベリア地域における日露間協力の着実な進展 5. 地球規模の問題の解決等における協力・対話の積極的推進 6. 防衛・治安分野における協力、人的・文化的交流の推進
施策の位置付け	第 171 回、第 173 回、第 174 回国会施政方針又は所信表明演説に言及あり。 第 171 回、第 174 回国会外交演説に言及あり。
施策の概要	①平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備 平和条約締結交渉の推進、四島交流、四島住民支援事業等の実施。 ②政治対話の積極的な実施 首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話の積極的な推進。日露戦略対話の頻繁な開催。 ③貿易経済分野における協力の推進 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組の実施。特に、極東・東シベリア地域における協力の着実な進展。 ④国際舞台における協力の推進 地球規模の問題の解決等における協力・対話の実施。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議の実施。 ⑤防衛・治安分野における協力 防衛当局間のハイレベル交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議の実施。治安当局間による交流の実施。 ⑥人的交流・文化交流の推進 各種招聘事業、交流事業等の実施。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

4 回为首脳級会談、2 回の外相会談など政治対話を進めた他、外務省の次官間の日露戦略対話を実施する等、様々な機会・レベルを通じて精力的に交渉を行った。特に、平成 21 年 9 月の鳩山

政権発足後は、両国首脳間で、アジア太平洋地域における新たな日露関係を切り拓く意思を確認し、同地域で日露がパートナーとして行動すべきことで認識が一致している。

平和条約交渉については、首脳レベルで率直な議論が重ねて行われてきている。鳩山政権発足後、ロシア側は日露関係の前進に強い意欲を示した。国連総会の際の日露首脳会談（9月）では、鳩山総理とメドヴェージェフ大統領がアジア太平洋地域において新たな日露関係を切り拓く意思を確認するとともに、同大統領は、領土問題を含め日露関係に新たな道筋を付けるよう努力したいとの立場を表明した。これに対し日本側は、ロシアをアジア太平洋地域におけるパートナーと位置付けるとともに、政治と経済を車の両輪として進めていく方針を明確にした。アジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議の際の首脳会談（11月、於：シンガポール）では、メドヴェージェフ大統領から、鳩山政権との間で領土問題を是非前進させたいと心から思っている旨の発言がなされた。

また、経済面では、世界経済・金融危機の影響もあり平成21年における日露間の貿易高は121億ドルと平成20年に比べ大きく減少したものの、平成21年4月には日本企業も参加したサハリンIIプロジェクトにより生産された液化天然ガスの日本への輸入が開始されるなど、極東・東シベリア地域を中心とする両国間の互恵的協力に進展が見られた。平成21年5月のプーチン首相の訪日の際に、原子力の平和的利用における協力のための協定等、3つの国際約束となる文書を始めとして、11種類の協定・覚書等が署名された他、平成21年12月末の岡田外務大臣の訪露の際には「貿易経済に関する日露政府間委員会」の共同議長間会合を行い、同委員会の下に、新たに次官級の貿易投資分科会を立ち上げることで一致した。その後、平成22年3月に、初の次官級の貿易投資分科会が行われた。

その他、国際舞台における日露協力として、様々な分野で両国外務省間の協議が実施されたことに加え、防衛・治安分野における協力や、人的・文化的交流も着実に進展した。

課題

領土問題の最終的解決に向けた平和条約交渉を強い意思をもって継続する。領土問題解決に向けた環境整備を一層推進する。

アジア太平洋地域における新たな日露関係の構築に向けて様々な分野で協力関係を強化する。

施策の必要性

日露関係は、平成15年1月の小泉総理（当時）の訪露の際に採択された「日露行動計画」に沿って貿易経済分野、国際舞台における協力等の幅広い分野で着実に進展してきているものの、その潜在力に比べ未だ十分な水準に達しているとは言えず、また、北方領土問題についても未だ解決に至っていない。戦後65年が経過し、いまだ未解決のままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結し、真の信頼関係に立った日露関係を構築することは、日露関係を飛躍的に発展させるために不可欠であるだけでなく、アジア太平洋地域全体の安定と繁栄のためにも極めて重要である。

政治と経済を車の両輪として平和条約交渉を精力的に進めると同時に、ロシアをアジア太平洋地域のパートナーとして協力関係を強化していくことが日露双方の利益に合致する。

施策の有効性

日露関係を進展させるためには、北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に平和条約交渉を行っていくとともに、日露関係を高い次元に引き上げるべ

く、幅広い分野で日露関係を発展させていくことが重要である。

このためには、「日露行動計画」の6つの重要な柱である、1. 政治対話の深化、2. 平和条約交渉、3. 国際舞台での協力、4. 貿易経済分野における協力、5. 防衛・治安分野における協力、6. 文化・国民間交流の進展、の各分野で着実に協力を進めることが有効である。

施策の効率性

厳しい外部要因、限られた予算・人的投入資源等の種々の制約の中で、幅広い分野での日露関係の進展を更に進めることができた。

特に、平和条約問題については、下記のとおり厳しい外部要因にもかかわらず、4回の首脳級会談、2回の外相会談実施等を含め、時宜を捉えた活発な政治対話を行った結果、両首脳は、アジア太平洋地域において新たな日露関係を切り拓く意思を確認するとともに、政治と経済を車の両輪として進めていく方針を確認するに至った。

また、領土問題解決に向けた環境整備については、限られた予算及び人的資源の中で、北方領土返還要求運動団体や地方公共団体等と密接に協力・連携し、多くの事業を成功裡に実施した。

さらに、貿易経済分野における協力の推進に関しても、限られた人的投入資源の中で、平成21年5月のプーチン首相訪日の際に多くの成果文書を作成し、また、他省庁、地方公共団体、民間企業等の積極的な参加を得ながら種々の事業を実施し、ロシア政府への働きかけを行い、世界経済・金融危機の中であるにもかかわらず、新たな日本企業の進出を達成している。このように、多くの成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であったと言える。

無駄削減（経費節約のための取組）

- (1) (社)千島歯舞諸島居住者連盟や(独)北方領土問題対策協会といった、北方領土返還要求運動団体が主催する各種行事に当省職員が積極的に参加することで、限られた予算の中で効果的な啓発活動を行った。
- (2) 事業の見直しを行い、あまり効果が上がっていないと考えられる「北方領土の日」（2月7日）の啓発事業（ポケット・ティッシュ、ボールペン、カイロの配布）をとりやめた。
- (3) 渡航経路や航空会社の選定にあたり、より安価なものを選定し予算の節約に努めた。
- (4) 一回のロシア出張の際に、多くの業務を併せて実施できるよう予め相手側と十分に調整を行うことにより、出張回数の削減及び旅費節減に努めた。

投入資源

予算	平成21年度	平成22年度
	1,136	1,095

単位：百万円

人的投入資源	平成21年度	平成22年度
	33	33

単位：人（本省職員）

外部要因

我が国は、平成21年7月に北特法（北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律）

の改正を行い、改正法前文において、北方四島が日本固有の領土であることを明記した。これは、従前からの日本政府の公式な立場であるにもかかわらず、ロシア側は強く反発し、態度を硬化させた。

また、ロシア経済は、GDP 成長率が平成 21 年第 2 四半期に過去 15 年で最大の落ち込みを記録するなど、世界経済・金融危機の影響を大きく受けた。同様に日露貿易も影響を受け、貿易総額は前年の 297 億ドルから 121 億ドルへと大きく減少した。また、自動車輸入関税引き上げなどの保護主義的措置も見られた。

目標の達成状況

評価の切り口 1：平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備

平成21年度は、首脳会談において領土問題について突っ込んだ話し合いが行われた他、12月にはロシアで日露外相会談が行われた。岡田外務大臣からは、日露行動計画に基づき日露関係が進む一方、領土の帰属の問題について目に見える進展がないことが問題であることを強調し、この問題についてのロシア側の積極的な対応を求めた。これに対し、ラヴロフ外相は、ロシアにとって日本との外交は優先事項である、ロシア側首脳には日露双方に受入可能な解決策を模索する政治的意思があるなどと述べるに留まった。

また、(社)北方領土復帰期成同盟を実施団体とする「北方領土相互理解促進対話交流使節団」のモスクワ及びウラジオストク・ハバロフスクへの派遣や、(社)千島歯舞諸島居住者連盟の主催によるユジノサハリンスクにおける「元島民による北方領土を語る会」の実施等、精力的にロシア国内の世論啓発事業を行った他、四島交流、自由訪問、北方墓参や四島住民支援事業を通じ、四島のロシア人住民との相互理解が促進され、領土問題解決に向けた環境整備を進めてきている。また、四島を含む日露の隣接地域における防災協力が進められている他、生態系保全の分野でも具体的な協力の進展を図った。詳細は、事務事業①「平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備」を参照。

評価の切り口 2：政治対話の積極的な実施

平成 21 年度においては、首脳級会談を計 4 回、外相会談を計 2 回行った他、ナルィシュキン大統領府長官が 2 回訪日する等、活発な政治対話が行われた。また、日露外務次官間の戦略対話を、平成 21 年 6 月及び 11 月に行い、日露双方が戦略的関心を有する喫緊の国際問題及び二国間関係について意見交換を行った。

議会間、議員間交流の分野においては、平成 21 年度の 1 年間で日露双方あわせて延べ 23 名の国会議員・連邦議会議員が相互に訪問した。その結果、議会議長レベルの接触等、重層的な対話が行われたことで日露両国の相互理解が促進された。詳細は、事務事業②「政治対話の積極的な実施」を参照。

評価の切り口 3：貿易経済分野における協力の推進

日露経済関係について、平成 21 年における日露間の貿易高は世界経済・金融危機の影響により平成 20 年に比べ大きく減少したものの、平成 21 年 4 月には日本企業も参加したサハリン II プロジェクトにより生産された液化天然ガスの日本への輸入が開始されるなど、極東・東シベリア地域を中心とする両国間の互恵的協力の進展が見られた。また、平成 21 年 12 月の岡田外務大臣訪露の際に、政府間委員会共同議長間会合を実施し、貿易投資分科会を次官級に格上げすることで一致した。これにより、プーチン首相が来日(平成 21 年 5 月)した際に言及した極東・東シベリア地域における大規模プロジェクトを中心に、日露協力を議論するための枠組みが整備された。平成 22 年 3 月末に開催された同会合の初会合においては、官民一体となって取り組むことの重要性が確認され、協力プロジェクトを進捗させる上で政

府レベルでとるべき具体的方策について議論が行われた。その他、エネルギー、運輸、情報通信等の分野においても進展があった。

また、日露間の貿易・投資を促進するため、日露両国間で設置された貿易投資促進機構の活動を通じ、両国の企業の活動を支援した。詳細は、事務事業③「貿易経済分野における協力の推進」を参照。

評価の切り口 4：国際舞台における協力の推進

軍縮・不拡散問題に関して、首脳会談を始めとして、外相会談や戦略対話等様々なレベルにおいて意見交換を行った他、海洋環境の保全の観点から、平成 21 年 6 月に北西太平洋地域行動計画（NOWPAP）の枠組みに基づく会合が開催される等、環境分野における日露間の協力が進んだ。また、北朝鮮の拉致、核及びミサイル問題、イランの核問題等の重要な諸問題につき、首脳レベルを含め様々なレベルで種々の機会に精力的に協議を行った他、アフガニスタンの問題については、平成 21 年 12 月の日露外相会談において、同国の平和と安定に向けた対話を日露間で開始することで一致した。詳細は、事務事業④「国際舞台における協力の推進」を参照。

評価の切り口 5：防衛・治安分野における協力

引き続き、部隊間交流や各種会議・シンポジウムが実施される等、防衛分野での交流が行われた他、日米露の有識者がアジア太平洋地域における安全保障について議論する会合を立ち上げ、平成 22 年 3 月に第 1 回会合を実施した。また、治安当局間においても、海上保安庁とロシア国境警備隊との間で活発な交流が行われた。詳細は、事務事業⑤「防衛・治安分野における協力の推進」を参照。

評価の切り口 6：人的交流・文化交流の推進

お互いをよく知る人材の育成は将来の日露関係発展の基礎として重要であり、人的、文化的交流はその糧となる。特に、青年交流については、日露両首脳の間で平成 20 年より抜本的に拡大することで意見の一致をみた。平成 21 年度には、日露学生フォーラムや日本語教師のロシア高等教育機関への派遣、日本人写真家、日本料理の講師のロシアへの派遣等の人的交流・文化交流を通じ、両国間の相互理解が進んだ。詳細は、事務事業⑥「人的交流・文化交流の推進」を参照。

第三者の所見

上野 俊彦 上智大学教授

「領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させること」という施策の目標について、「目標の達成に向けて進展があった」との自己評価は妥当である。しかし、6つの小目標の達成の水準には若干のばらつきが見られる。とくに、「1. 平和条約締結に向けた交渉の具体的進展」については、岡田外務大臣が「領土の帰属の問題について目に見える進展がない」としてロシア側の積極的な対応を求めたが、ラヴロフ外相は、「日本との外交は優先事項である、ロシア側首脳には日露双方に受入可能な解決策を模索する政治的意思がある」と述べるに留まったとされており、「交渉の具体的進展」は見られなかったと言える。しかし、その要因は日露双方にあり、日本の外務省およびロシア課の努力が不十分であったわけではない。むしろ、ロシア課は限られた予算・人的投入資源の制約の中でよく努力していると言える。それにもかかわらず、「具体的進展」が十分でないとすれば、この小目標の達成に向けてさらなる努力を期待するとともに、この小目標の達成のために重点的に予算・人的資源を振り向けることも必要ではないかと思われる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

引き続き、政治と経済を「車の両輪」のように進めつつ、北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に交渉を継続していくとともに、ロシアをアジア太平洋地域におけるパートナーと位置付け、「日露行動計画」の着実な実施等を通じた幅広い分野での協力関係の強化を図る。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください)

- ①平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備 → 拡充強化
- ②政治対話の積極的な実施 → 今のまま継続
- ③貿易経済分野における協力の推進 → 拡充強化
- ④国際舞台における協力の推進 → 今のまま継続
- ⑤防衛・治安分野における協力の推進 → 今のまま継続
- ⑥人的交流・文化交流の推進 → 拡充強化

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	—	○

I-4-4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

中央アジア・コーカサス室長 北川克郎

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化すること、中央アジア地域内協力を促進すること ----- 【小目標】 1. 要人往来、政務協議、人的交流等を通じた所管国との関係強化 2. 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける地域内協力の促進 3. 各国との対話の継続・促進、経済協力等を通じた各国の民主化・市場経済化支援
施策の位置付け	特になし
施策の概要	①中央アジア・コーカサス各国との政治対話等の継続・促進 ②「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等の着実な実施 ③様々なスキームの活用等による人的交流の維持・促進

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

トルクメニスタンから初めてとなる大統領の訪日やコーカサス3か国全ての外相訪日、またカザフスタンから国務長官兼外務大臣の訪日を実現した他、各国外務省との政策協議が着実に実施され、我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解が促進し、また、これらの諸国との国際場裡における協力にも一定の成果が得られている。

また、「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける第4回東京対話では、「中央アジアにおけるインフラ整備」をテーマに中央アジア5か国よりの専門家と日本の専門家との間で活発な議論が行われ、有益な提言が得られるなど、中央アジアの地域内協力にも貢献した。

課題

引き続き、各国との協力関係の強化に務め、また双方向の要人往来を活性化するなど、更なる緊密化を目指す。また、「中央アジア+日本」対話の外相会合の実現を含め、関係国との協力関係をさらに推進する。

施策の必要性

中央アジア・コーカサス地域は、アジアと欧州、中東の結節点にあり、またロシア、中国、イラン、アフガニスタンなどの重要諸国と隣接するなど、東西南北の交通の要衝として地政学上大変重要な位置を占めている。また豊富なエネルギー資源を擁していることから、この地域における安定と繁栄は、我

が国のみならず国際社会にとっての関心事項である。したがって、我が国としてもこの地域の民主化、市場経済化などの努力を引き続き支援することが必要である。また、地域一体としての安定と繁栄のためには、中央アジア地域内の協力を促進し、我が国の資源外交を促進するためにも、この地域各国との良好な関係は不可欠である。

施策の有効性

(1) 中央アジア・コーカサス諸国との関係を一層強化し、国際社会における問題や地球規模の諸課題に対する連携を強化するためには、首脳レベルを含めた様々なレベルの政治対話を継続・促進するとともに、経済界とのビジネス交流、学術界との知的対話などの人的交流を活発に展開し、官民一体となった関係強化に努めることが有効である。

(2) 我が国と中央アジア地域全体との関係強化のためには、中央アジア地域協力促進が不可欠であり、その際「中央アジア+日本」対話「行動計画」に謳われたテロ・麻薬対策、貧困削減、インフラ整備などの重点項目における地域内協力を進め、同時に同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話の実施とともにビジネス振興、知的対話、文化・人的交流等を着実に実施することが効果的である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用するのに加え、省内関係各課、他省庁、関係機関、民間企業、有識者などとも連携しながら中央アジア・コーカサス諸国との関係強化をはかり、要人の訪日や知的対話など種々の事業を実施することができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

出張や招聘の際の航空券をできる限り安価なもの入手するよう努めた。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	30	27

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	10	9

単位：人（本省職員）

外部要因

平成 20 年 8 月にはグルジアにおいて複雑な民族紛争を背景に、南オセチアを巡りロシアとの間で武力衝突が生じたが、引き続きコーカサス地域における民族問題に解決の糸口は見つかっておらず、不安定化するおそれは否定できない。また、中央アジア地域においても度々資源・環境等を巡り域内における軋轢が生じるなど、各国同士の関係や、ロシアや中国等の外国の関与に影響を受ける面がある。

目標の達成状況

評価の切り口1：各国との対話・交流等の進展

国家元首等の訪日（トルクメニスタン大統領、アゼルバイジャン外相、アルメニア外相、グルジア外相、カザフスタン外相）、様々な政治対話、人的交流等を通じ、我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解が深まり、協力関係が強化された。詳細は、事務事業①「中央アジア・コーカサス各国との政治面での対話の継続・促進」及び事務事業③「様々なスキームの活用等による人的交流の維持・促進」を参照。

評価の切り口2：「中央アジア+日本」対話の進展

「中央アジア+日本」対話の知的対話にあたる第4回「東京対話」が開催され、「中央アジア地域における今後の物流インフラ整備」に関して、我が国と中央アジア諸国の有識者による活発な意見交換を基に提言がまとめられた。詳細は、事務事業②「「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等の着実な実施」を参照。

第三者の所見

坂井 弘紀 和光大学表現学部准教授

トルクメニスタン大統領の初来日やコーカサス3か国の外相訪日、カザフスタンから国務長官兼外務大臣の訪日の実現したことは高く評価ができる。とくに、トルクメニスタンから大統領が初めて訪日したことは、日本とトルクメニスタンとの外交関係において、きわめて重要な一歩となったであろう。また、2004年から継続的に行われている「中央アジア+日本」対話に基づく、「中央アジアにおけるインフラ整備」をテーマとした会合が第4回東京対話として開催されたこともまた高く評価できよう。

中央アジア・コーカサス各国の政府高官の来日と「中央アジア+日本」対話の会合といった二つの軸がここ数年続いているが、この方針に基づいて今後もこうした施策が行われていくことは妥当な方向性であると思われる。しかしながら、「中央アジア+日本」対話においては、昨年度の「第三者の所見」でも指摘されていたように、2006年以来、外相会合が行われていないことが残念である。二年に一度のペースで行われていた外相会合が4年も行われていないことは、「中央アジア+日本」対話の位置づけとその意義を小さくしかねない。第三回外相会合の早い開催が強く望まれるものである。

また、中央アジア・コーカサス諸国との政治・文化交流が日本国内においてあまり大きく取り上げられず、国民への認知度も高いとはいえないことも残念なことである。たとえば、トルクメニスタン大統領来日のニュースは、日本ではほとんど報道されなかったように記憶している。中央アジア・コーカサス地域とわが国との交流について、今後さらに国民に広く広報する必要性を指摘したい。さらに若い学生や研究者、文化人の来日や訪問などを推し進めるとともに、将来の関係発展につながる人材育成に関する施策も要望したい。政府高官から「草の根」にまでいたる幅広い交流が、日本の中央アジア・コーカサス地域でのプレゼンスを強める原動力になるであろう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

双方向の要人往来を含めた、様々なレベルでの政治対話を引き続き実現させるとともに、様々な機会を捉えて人的交流を促進し、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係の強化を図る。また、「中央

アジア+日本」対話の枠組みにおける「行動計画」等を着実に実施することで、中央アジア地域との協力関係をより強固なものとする。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- ①中央アジア・コーカサス各国との政治面での対話の継続・促進 → 今のまま継続
- ②「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等の着実な実施 → 拡充強化
- ③様々なスキームの活用等による人的交流の維持・促進 → 今のまま継続

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

施策 I — 5 中東地域外交 145

具体的施策

I -5-1 中東地域安定化に向けた働きかけ 149

I -5-2 中東諸国との二国間関係の強化 154

I - 5 中東地域外交

評価担当課室名	業務内容
<p>中東アフリカ局 中東第一課</p>	<p>(1) 中東諸国 21 カ国中 11 カ国（アルジェリア、イスラエル、エジプト、ヨルダン、シリア、チュニジア、トルコ、モロッコ、リビア、レバノン）及びパレスチナ暫定自治政府に対する外交政策の企画立案及びその実施。</p> <p>(2) これらの諸国及びアラブ連盟、西サハラ、パレスチナ解放機構（PLO）に関する情報収集・分析。</p> <p>(3) 中東和平及び対パレスチナ支援に関わる、情報収集・分析及び、外交政策の企画立案及びその実施。</p> <p>(4) 中東諸国との対話の強化といった地域全般にかかる事柄に関する外交政策の企画立案及びその実施。</p> <p>(5) 域内在外公館に対する指揮・監督</p> <p>(6) 中東アフリカ局の右翼課としての局内事務の総合調整及び企画。</p>
<p>中東第二課</p>	<p>(1) アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、及びバーレーンに関する政務の処理、これに必要な情勢の調査・分析及び各国に関する外交政策の企画・立案並びにその実施の統制。</p> <p>(イ) 各国の内政及び対外政策に係わる情報収集・調査・分析。</p> <p>(ロ) 各国に対する我が国外交政策（二国間政務事項、経済協力を含む経済連携強化に関する方針、国連における対処方針等）の企画・立案・実施の統制。</p> <p>(ハ) 各国との外交政策に関する主要国との協議・調整。</p> <p>(2) 安全保障問題、宗教問題、民族問題等、湾岸地域共通の不安定要因に関する調査・分析及び、これらに係わる外交政策の企画・立案並びにその実施の統制。</p> <p>(3) 湾岸地域における平和と安定の確保、発展、及び環境保全等に係わる我が国の協力等の企画。</p>

I—5 中東地域外交

具体的施策

I—5—1 中東地域安定化に向けた働きかけ

I—5—2 中東諸国との二国間関係の強化

評価の結果

施策 I—5	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
I—5—1	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
I—5—2	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆

施策の必要性

1. 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

テロの脅威をはじめ、国際社会の平和と安定に大きく影響する問題を抱える中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも多大な影響を及ぼす問題である。とりわけ、原油輸入の9割を中東地域に依存する我が国にとって、この地域の平和と安定は我が国の平和と繁栄に直結する。中東和平問題、イラク及びアフガニスタンは、中東地域、ひいては世界全体の平和と安定の鍵ともいべき問題であり、我が国としても国際的な影響力を強化し、和平実現に向け積極的な役割を果たす必要がある。

2. 「中東諸国との二国間関係の強化」について

中東和平問題やイラク復興等、我が国が中東の諸問題に積極的に関与するに際し、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠である。こうした政策上の要請から、中東諸国との積極的な対話を行うことが、我が国とこれら諸国との友好関係の維持・発展に資するのみならず、我が国の対中東政策に対するこれら諸国の理解を得ることにつながるという点で必要である。

エネルギーの確保は我が国にとって将来にわたる課題であり、この分野における中東諸国の重要性は当面減じることはないことから、中東・イスラム諸国との関係を中長期的視点で考える必要がある。我が国の産業育成・教育・科学技術等の面での協力に対する中東諸国の期待は高い。

施策の有効性

1. 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

(1) 中東においてアラブ・イスラエル双方より信頼されているという特長を活かし、中東和平の実現に向け、①イスラエル・パレスチナ両当事者への政治的働きかけ、②自立したパレスチナ国家を建設するための実施、③信頼醸成の三つの措置を組み合わせた取組を行うことが有効である。

(2) イラクの状況は進展しているが、政治プロセス及び、復興の進展は、イラク一国のみの力では不可能であり、国際社会の支援が不可欠である。我が国は、国際社会と協力し、我が国に相応しい方法で効果の高い支援を行ってきている。

(3) アフガニスタンにおいては、治安、開発、ガバナンス等の課題が山積しており、それぞれの分野において、アフガン政府及び軍事・民生支援を実施している国際社会と連携し、アフガン政府の能力強化を図っていくことが有効である。

2. 「中東諸国との二国間関係の強化」について

(1) 相互理解の促進のためには、我が国自身が中東・イスラム諸国について深く理解すると同時に、中東・イスラム諸国側にも我が国の中東・イスラム諸国における取組を理解させる努力が必要である。

様々な分野での派遣・招聘事業やセミナー・フォーラムの開催は、我が国と中東の人々との間で相互理解の拡大・深化を促し、それを人々の間に根づかせていく上で有効である。

(2) 中東諸国との関係強化のためには、経済関係条約等の枠組み構築に並び、法的枠組みにとどまらない幅広い関係構築、特に先方が我が国に対して高い期待を有している教育、人造りの分野で具体的な協力を進めることが重要である。今後も要人往来や各種ミッションの派遣・受入等を通じ、協力を強化することが重要である。

施策の効率性

1. 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

(1) 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、要人往訪の際に各種の会談や講演会を組み合わせることにより、スケジュールの合理化に努めた。また、現地において情勢に変化があった場合には、当事者に冷静な対処を呼びかける等、効率的に談話を発出した。さらに、招聘事業に際して報道関係者を招聘し、帰国後に我が国の広報に努めてもらう等の工夫を行った。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(2) 我が国は、イラクのニーズに応じて、他の支援国や国際機関と協調しつつ、厳しい財政及び人的資源の状況の中でも施策の目標（特に小目標）の達成に向け進展があり、最大限効率的な支援を行っている。ODAによる支援については、「イラク復興支援のための二国間無償資金協力に関する実施要領」等に基づき、プロセスの公平性・透明性の確保に努めるとともに、効率的で無駄のない支援を行うための手段を講じている。

(3) アフガニスタンについては、厳しい治安情勢の中、支援を実施することは容易ではないが、重要性が特に高い施策に資源を投入するように努めた。具体的には、平成 21 年度当初予算において 78.45 億円を実施済みであり、また平成 21 年度第二次補正予算において①アフガニスタン自身の治安能力の向上、②再統合支援、③持続的・自立的発展のための支援を柱として、約 499 億円を拠出した。

2. 「中東諸国との二国間関係の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、既存の事業の見直し（具体的には下記のとおり。）の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

- ・イスラエル・パレスチナ合同青年招聘の招聘人数を 10 人から 8 人に削減
- ・日アラブ女性交流開催頻度の低減（派遣・招聘事業を同一年度内に開催していたところ、各年で派遣と招聘を交互に実施）
- ・イスラム文明世界との文明間対話セミナーを従来型事業としては平成 21 年度限りとし、また、日アラブ対話フォーラムも平成 20 年度限りとして見直し

施策目標の達成状況

1. 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

(1) 平成 22 年 2 月、アッバース・パレスチナ自治政府大統領を日本に招待し、鳩山総理から直接、イスラエル・パレスチナ間の間接交渉開始に向けた働きかけ等を行った。こうした我が国を含む国際社会の後押しもあり、同年 3 月の間接交渉開始の発表へとつながった。また、対パレスチナ支援としての「平和と繁栄の回廊」構想では、平成 21 年 9 月に周辺インフラの修復工事が着工された他、同年 10 月に農産業団地の土地造成を決定する等の進展があった。さらに、平成 22 年 3 月には、イスラエル、パ

レスチナ自治政府、ヨルダン、日本の4者で高級事務レベル会合をテルアビブにて開催し、構想の具体化に向けた4者の協力が重要な旨確認する等、両者の信頼醸成に貢献した。

(2) イラク政府は種々の困難に直面しながらも、我が国を始めとする支援国の協調の下、復興の達成に向け着実に進展を見せている。

政治面では、平成21年1月、イラク憲法制定後初の地方議会選挙がキルクーク県及びクルディスタン地域3県を除くイラク14県で概ね平穏に実施され、また、7月にはクルディスタン地域大統領選挙及び議会選挙が実施された。さらに、平成22年3月には、平成15年以降初の本格政権であるイラクの現政権(平成18年5月成立)にとって初の国政選挙が、大きな混乱もなく、60%を超える投票率のもと実施された。いずれの選挙においても、我が国は、イラクの政治プロセスを支援する観点から、国際社会と協力する形で選挙監視団を派遣した。

また、我が国は、現在、円借款や技術協力を通じてイラクの復興に取り組むとともに、経済・ビジネス関係の強化を含む幅広い二国間関係の構築を図っている。

なお、治安情勢は平成19年夏以降大幅に改善している。平成21年1月1日、米軍駐留に関する協定が発効し、これに基づき、6月30日、米軍戦闘部隊がイラク都市部より撤収し、イラク18県すべてで治安権限が多国籍軍からイラク側に移譲済である。

(3) 平成21年9月、国連総会の機会に行われた日アフガニスタン外相会談、同年10月の岡田外務大臣によるアフガニスタン訪問等を通じ、アフガン政府側に対し、国造りへの真摯な取組を働きかけた。これを受け、同年11月、アフガニスタンに対し、早急に必要とされる約800億円の支援を行うとともに、これまでに約束した総額約20億ドル程度の支援に替えて、今後のアフガニスタンの情勢に応じて、平成21年から概ね5年間で、最大約50億ドル程度までの規模の支援を行うとの新たな支援策を発表した。平成21年度当初予算で約109億円の支援を実施するとともに、同年度第二次補正予算に、約499億円のアフガニスタン関連支援経費を盛り込む等、同支援策を着実に実施に移している。また、平成21年8月に実施された大統領選挙には、我が国を含む関係国が選挙監視団を派遣した。更に、平成21年5月からは、地方への支援を強化するために、チャグチャラン地方復興チーム(PRT)に文民支援チーム4名を派遣している。

2. 「中東諸国との二国間関係の強化」について

(1) 日本側からは中曽根外務大臣(当時)のイラン、エジプト訪問と岡田外務大臣のアフガニスタン、トルコ訪問等、また、アラブ側からはヨルダン国王、パレスチナ自治政府大統領、カタール皇太子、アラブ連盟事務総長をはじめとする多数の要人の訪日を実現できた。また、平成21年12月にアラブ各国から13閣僚を招いて第1回日アラブ経済フォーラムを開催したほか(日アラブ双方から総勢1200人の政府・民間企業関係者が参加した)、日イラク経済フォーラム、イスラム世界との文明間対話セミナー、日アラブ女性交流、中東若手外交官等招聘、中東有識者招聘等の交流事業を活発に行い、対外広報とともに、相互理解の深化と関係者間のネットワークの拡大を図ることができた。

(2) 平成22年2月、クウェートとの租税条約に署名する等、経済関係条約交渉に進展が見られたほか、対GCC諸国の教育・人づくり支援についての協力も着実に実施した。

今後の方針

1. 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

(1) 中東和平の進展にはイスラエル・パレスチナ双方による和平努力が不可欠である。現在の両当事者の交渉の状況を注視しつつ、政治的働きかけや双方間の信頼醸成などを柱として和平推進を引き続き積極的に働きかける考え。また、パレスチナ自治政府の国家建設に向けた努力を支えるために、支援を

継続する。

(2) イラクにおけるニーズを絶えず把握し、状況の変化を見極めて効果的な支援を実施し、二国間の経済・ビジネス関係を強化していく。その際に、治安情勢の変化や政治情勢に留意する。

(3) アフガニスタンの安定と復興のため、平成 21 年 11 月に発表した対アフガニスタン支援策に基づき、支援を実施していく。

2. 「中東諸国との二国間関係の強化」について

(1) 対話を通じた相互理解については、重層的関係の構築に資するという中長期的な観点から、事業のあり方を見直す必要がある。

(2) 経済関係条約は早期の締結に努めるとともに、合同委員会等の枠組みを活用した経済関係強化の支援や人造り協力は、中長期的に成果を積み上げるべきものとして、引き続き着実に実施していく。

I - 5 - 1 中東地域安定化に向けた働きかけ

中東第一課長 森野泰成

中東第二課長 中川 勉

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	中東和平の実現、イラク及びアフガニスタンの復興へ貢献すること
	【小目標】 1. 中東和平担当特使の派遣、要人招聘、「平和と繁栄の回廊」構想の着実な進展等を通じた中東和平努力の促進 2. イラクに対する円借款・技術協力を通じた復興支援によるイラクの安定への貢献、及び、経済・ビジネス関係の強化 3. 対アフガニスタン支援の着実な実施による同国の安定への貢献
施策の位置付け	(1) 第 173 回国会所信表明演説に言及あり (2) 第 174 回国会施政方針演説に言及あり (3) 第 174 回国会外交演説に言及あり
施策の概要	(1) イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、対パレスチナ支援、信頼醸成措置 (2) イラクの安定・復興への貢献 (3) アフガニスタンの安定・復興への貢献

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

(1) 平成 22 年 2 月、アッバース・パレスチナ自治政府大統領を日本に招待し、鳩山総理から直接、イスラエル・パレスチナ間の間接交渉開始に向けた働きかけ等を行った。こうした我が国を含む国際社会の後押しもあり、同年 3 月の間接交渉開始の発表へとつながった。また、対パレスチナ支援としての「平和と繁栄の回廊」構想では、平成 21 年 9 月に周辺インフラの修復工事が着工された他、同年 10 月に農産業団地の土地造成を決定する等の進展があった。さらに、平成 22 年 3 月には、イスラエル、パレスチナ自治政府、ヨルダン、日本の 4 者で高級事務レベル会合をテルアビブにて開催し、構想の具体化に向けた 4 者の協力が重要な旨確認する等、両者の信頼醸成に貢献した。

(2) イラク政府は種々の困難に直面しながらも、我が国を始めとする支援国の協調の下、復興の達成に向け着実に進展を見せている。

政治面では、平成 21 年 1 月、イラク憲法制定後初の地方議会選挙がキルクーク県及びクルディスタン地域 3 県を除くイラク 14 県で概ね平穩に実施され、また、7 月にはクルディスタン地域大統領選挙及び議会選挙が実施された。さらに、平成 22 年 3 月には、平成 15 年以降初の本格政権

であるイラクの現政権（平成 18 年 5 月成立）にとって初の国政選挙が、大きな混乱もなく、60%を超える投票率のもと実施された。いずれの選挙においても、我が国は、イラクの政治プロセスを支援する観点から、国際社会と協力する形で選挙監視団を派遣した。

また、我が国は、現在、円借款や技術協力を通じてイラクの復興に取り組むとともに、経済・ビジネス関係の強化を含む幅広い二国間関係の構築を図っている。

なお、治安情勢は平成 19 年夏以降大幅に改善している。平成 21 年 1 月 1 日、米軍駐留に関する協定が発効し、これに基づき、6 月 30 日、米軍戦闘部隊がイラク都市部より撤収し、イラク 18 県すべてで治安権限が多国籍軍からイラク側に移譲済である。

（3）平成 21 年 9 月、国連総会の機会に行われた日アフガニスタン外相会談、同年 10 月の岡田外務大臣によるアフガニスタン訪問等を通じ、アフガン政府側に対し、国造りへの真摯な取組を働きかけた。これを受け、同年 11 月、アフガニスタンに対し、早急に必要とされる約 800 億円の支援を行うとともに、これまでに約束した総額約 20 億ドル程度の支援に替えて、今後のアフガニスタンの情勢に応じて、平成 21 年から概ね 5 年間で、最大約 50 億ドル程度までの規模の支援を行うとの新たな支援策を発表した。平成 21 年度当初予算で約 109 億円の支援を実施するとともに、同年度第二次補正予算に、約 499 億円のアフガニスタン関連支援経費を盛り込む等、同支援策を着実に実施に移している。また、平成 21 年 8 月に実施された大統領選挙には、我が国を含む関係国が選挙監視団を派遣した。更に、平成 21 年 5 月からは、地方への支援を強化するために、チャグチャラン地方復興チーム（PRT）に文民支援チーム 4 名を派遣している。

課題

（1）間接交渉開始の発表直後に、イスラエルが入植地における新規住宅建設を発表するなど、和平プロセスの阻害要因が引き続き大きい。我が国も、国際社会と協力して、和平実現の環境作りに引き続き貢献していく必要がある。

（2）イラクの治安情勢は、大幅に改善しつつあるものの、平成 21 年 8 月以降の大規模連続爆発テロの発生等、依然予断を許さない情勢が続いている。米軍の撤収後は、イラク自身で安定を確保することが重要である。また、新政権が発足した後も、イラクの復興支援や経済・ビジネス関係の強化の面で、我が国が役割を果たしていく必要がある。

（3）アフガニスタンの復興は着実に進展しているが、今なお膨大な復興支援需要がある。また、治安は不安定の度合いを増しており、我が国を含む国際社会による支援が引き続き必要である。

施策の必要性

テロの脅威をはじめ、国際社会の平和と安定に大きく影響する問題を抱える中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも多大な影響を及ぼす問題である。とりわけ、原油輸入の 9 割を中東地域に依存する我が国にとって、この地域の平和と安定は我が国の平和と繁栄に直結する。中東和平問題、イラク及びアフガニスタンは、中東地域、ひいては世界全体の平和と安定の鍵ともいべき問題であり、我が国としても国際的な影響力を強化し、和平実現に向け積極的な役割を果たす必要がある。

施策の有効性

（1）中東においてアラブ・イスラエル双方より信頼されているという特長を活かし、中東和平の実現に向け、①イスラエル・パレスチナ両当事者への政治的働きかけ、②自立したパレスチナ国家を建設するための実施、③信頼醸成の三つの措置を組み合わせた取組を行うことが有効である。

(2) イラクの状況は進展しているが、政治プロセス及び、復興の進展は、イラク一国のみの力では不可能であり、国際社会の支援が不可欠である。我が国は、国際社会と協力し、我が国に相応しい方法で効果の高い支援を行ってきた。

(3) アフガニスタンにおいては、治安、開発、ガバナンス等の課題が山積しており、それぞれの分野において、アフガン政府及び軍事・民生支援を実施している国際社会と連携し、アフガン政府の能力強化を図っていくことが有効である。

施策の効率性

(1) 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、要人往訪の際に各種の会談や講演会を組み合わせることにより、スケジュールの合理化に努めた。また、現地において情勢に変化があった場合には、当事者に冷静な対処を呼びかける等、効率的に談話を発出した。さらに、招聘事業に際して報道関係者を招聘し、帰国後に我が国の広報に努めてもらう等の工夫を行った。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(2) 我が国は、イラクのニーズに応じて、他の支援国や国際機関と協調しつつ、厳しい財政及び人的資源の状況の中でも施策の目標（特に小目標）の達成に向け進展があり、最大限効率的な支援を行っている。ODAによる支援については、「イラク復興支援のための二国間無償資金協力に関する実施要領」等に基づき、プロセスの公平性・透明性の確保に努めるとともに、効率的で無駄のない支援を行うための手段を講じている。

(3) アフガニスタンについては、厳しい治安情勢の中、支援を実施することは容易ではないが、重要性が特に高い施策に資源を投入するように努めた。具体的には、平成 21 年度当初予算において 78.45 億円を実施済みであり、また平成 21 年度第二次補正予算において①アフガニスタン自身の治安能力の向上、②再統合支援、③持続的・自立的発展のための支援を柱として、約 499 億円を拠出した。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	77	67

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	18.3	14

単位：人（本省職員）

外部要因

(1) 中東和平の実現にあたっては、①暴力の発生・激化、②イスラエル・パレスチナ間の立場・見解の相異、③イスラエル・パレスチナの内政状況、④アラブ諸国・米等国際社会の動向が挙げられる。

(2) イラクに関しては、武装勢力による反政府テロ活動が、イラク政府の活動を阻害し、各国からのイラクに対する支援の効果を減じさせている。具体的には、治安悪化による事業現場へのアクセスの制約やセキュリティ・コストの高騰等の事態が発生している。

(3) アフガニスタンについては、①治安情勢の悪化、②国際社会の動向が挙げられる。

目標の達成状況

評価の切り口 1：中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果

平成 22 年 2 月にアッバース・パレスチナ自治政府大統領の訪日を実現させ、首脳会談において「日パレスチナ合同プレス・リリース」を発出、地域の安定とパレスチナ国家建設に向けた支援に関する我が国の決意を表明した。我が国要人の往訪面では、平成 21 年 12 月、武正外務副大臣がイスラエル・パレスチナの隣国ヨルダンを訪問し、発足直後のヨルダン新内閣メンバーと中東和平を含む意見交換を行ったほか、飯村政府代表（中東和平担当特使）を頻繁に現地に派遣し、政府としてハイレベルでの働きかけを行った。

対パレスチナ支援としては、「平和と繁栄の回廊」構想において、平成 21 年 9 月に、周辺インフラとして「農産業団地予定地－ジェリコ市内新野菜市場間道路」の修復工事が着工された他、同年 10 月に農産業団地の土地造成を決定した。また、パレスチナ自治政府の財政支援の観点から、同年 12 月、15 億円のノンプロジェクト型無償資金協力を実施した。詳細は、事務事業①「イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、対パレスチナ支援、信頼醸成措置」を参照。

評価の切り口 2：イラクの復興に向けた我が国の貢献

（1）政治プロセス、治安、復興における我が国の貢献

我が国は、50 億ドルの ODA、67 億ドルの債務救済、国民融和促進（セミナー開催）、監視団の派遣をはじめとする選挙支援、経済・ビジネス関係の強化（第 2 回日イラク経済フォーラム開催）等、積極的な取組を着実に実施してきた。

（2）二国間関係の強化の状況

ズィーバーリー外相、シャハリストーニ石油大臣、ハリーリ産業鉱物資源大臣、シビービ・イラク中央銀行総裁が訪日し、我が国からは武正外務副大臣、松下経済産業副大臣が訪問する等、二国間関係の強化に向け積極的に取り組んだ。詳細は、事務事業②「イラク及びアフガニスタンの安定・復興への貢献」を参照。

評価の切り口 3：アフガニスタンの復興に向けた我が国の貢献

平成 21 年 11 月、アフガニスタンに対し、早急に必要とされる約 800 億円の支援を行うとともに、これまでに約束した総額約 20 億ドル程度の支援に替えて、今後のアフガニスタンの情勢に応じて、平成 21 年から概ね 5 年間で、最大約 50 億ドル程度までの規模の支援を行うとの新たな支援策を発表した。平成 21 年度当初予算で、約 109 億円の支援を実施するとともに同年度第二次補正予算に、約 499 億円のアフガニスタン関連支援経費を盛り込む等、同支援策を着実に実施に移している。また、平成 21 年 8 月に実施された大統領選挙には、我が国を含む関係国が選挙監視団を派遣した。詳細は、事務事業②「イラク及びアフガニスタンの安定・復興への貢献」を参照。

第三者の所見

田中 浩一郎 日本エネルギー経済研究所 中東研究センター長

総じて、地理的な遠近に囚われることなく、限られた資産とツールの中で、重要な政策を実施・維持してきている。いずれも外部要因が強く作用する領域であることから、早期の進展や進捗は期待できない点を踏まえ、多角的な施策の効率運用とともに、中長期的なコミットメントが求められており、この分野で応分の役割を担う必要があることは自己評価のとおり。

個別に見れば、当該事務事業がODAを中心に動かされている傾向を認め、その分、純粋な政治的働きかけの役割が低下している状況が気がかりである。特に、ガザ攻撃以降のイスラエルに対するハイレベルな働きかけの不在、アフガニスタンにおけるDIAG推進に際しての政治と支援の連携強化の必要性を指摘する。

なお、当該事務事業の中には、和平の促進という政治的要素が強いものと、復興への貢献としてODAが主体となる支援策が並存している。そのため、施策の評価を行うにあたり、目標到達に向かうプロセス進展への寄与と、目的に則した成果の発現とを分別する必要がある。事務事業①については中東和平に通じるプロセス進展への関与が認められるとしても、その成果を直ちに期待することはできない。一方、事務事業②は、両国への選挙監視団の派遣を除けば、専ら復興支援の拠出・供与が中心となっており、その実施を以て政治プロセスへの寄与を測ることは難しい状況にあることを附言する。

評価結果の政策への反映

今後の方針

(1) 中東和平の進展にはイスラエル・パレスチナ双方による和平努力が不可欠である。現在の両当事者の交渉の状況を注視しつつ、政治的働きかけや双方間の信頼醸成などを柱として和平推進を引き続き積極的に働きかける考え。また、パレスチナ自治政府の国家建設に向けた努力を支えるために、支援を継続する。

(2) イラクにおけるニーズを絶えず把握し、状況の変化を見極めて効果的な支援を実施し、二国間の経済・ビジネス関係を強化していく。その際に、治安情勢の変化や政治情勢に留意する。

(3) アフガニスタンの安定と復興のため、平成21年11月に発表した対アフガニスタン支援策に基づき、支援を実施していく。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください)

①イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び

関係諸国への政治的働きかけ、対パレスチナ支援、信頼醸成措置

→ 今のまま継続

②イラク及びアフガニスタンの安定・復興への貢献

→ 拡充強化

平成23年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

I - 5 - 2 中東諸国との二国間関係の強化

中東第一課長 森野泰成

中東第二課長 中川 勉

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	中東各国との対話を通じた相互理解と石油を超えた重層的関係を促進するとともに、中東地域産油国（特に湾岸協力理事会（GCC））との経済関係を強化すること ----- 【小目標】 1. 対話を通じた相互理解の深化と関係者間のネットワークの拡大 2. 我が国の対中東政策の対外広報 3. 協定等の枠組みや教育・人造り支援の協力等を通じた重層的関係の構築
施策の位置付け	特に言及なし。
施策の概要	（１）中東諸国・イスラム世界との交流・対話の深化・拡大 （２）自由貿易協定、租税条約、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化の支援 （３）GCC 諸国側の要望に応える形での人造り協力

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

（１）日本側からは中曽根外務大臣（当時）のイラン、エジプト訪問と岡田外務大臣のアフガニスタン、トルコ訪問等、また、アラブ側からはヨルダン国王、パレスチナ自治政府大統領、カタール皇太子、アラブ連盟事務総長をはじめとする多数の要人の訪日を実現できた。また、平成 21 年 12 月にアラブ各国から 13 閣僚を招いて第 1 回日アラブ経済フォーラムを開催したほか（日アラブ双方から総勢 1200 人の政府・民間企業関係者が参加した）、日イラク経済フォーラム、イスラム世界との文明間対話セミナー、日アラブ女性交流、中東若手外交官等招聘、中東有識者招聘等の交流事業を活発に行い、対外広報とともに、相互理解の深化と関係者間のネットワークの拡大を図ることができた。

（２）平成 22 年 2 月、クウェートとの租税条約に署名する等、経済関係条約交渉に進展が見られたほか、対 GCC 諸国の教育・人造り支援についての協力も着実に実施した。

課題

（１）我が国にとって、エネルギー供給地としての中東の重要性は変わらず、中東各国との経済・教育・科学技術・文化等に関する重層的な関係を構築し、相互の利益を増進していくことが課題

である。

(2) 湾岸のエネルギー産出国は、既に ODA を卒業しているか、近い将来 ODA を卒業する予定であり、ODA 以外の方法による協力のあり方を、模索することが課題である。

施策の必要性

中東和平問題やイラク復興等、我が国が中東の諸問題に積極的に関与するに際し、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠である。こうした政策上の要請から、中東諸国との積極的な対話を行うことが、我が国とこれら諸国との友好関係の維持・発展に資するのみならず、我が国の対中東政策に対するこれら諸国の理解を得ることにつながるという点で必要である。

エネルギーの確保は我が国にとって将来にわたる課題であり、この分野における中東諸国の重要性は当面減じることはないことから、中東・イスラム諸国との関係を中長期的視点で考える必要がある。我が国の産業育成・教育・科学技術等の面での協力に対する中東諸国の期待は高い。

施策の有効性

(1) 相互理解の促進のためには、我が国自身が中東・イスラム諸国について深く理解すると同時に、中東・イスラム諸国側にも我が国の中東・イスラム諸国における取組を理解させる努力が必要である。様々な分野での派遣・招聘事業やセミナー・フォーラムの開催は、我が国と中東の人々との間で相互理解の拡大・深化を促し、それを人々の間に根づかせていく上で有効である。

(2) 中東諸国との関係強化のためには、経済関係条約等の枠組み構築に並び、法的枠組みにとどまらない幅広い関係構築、特に先方が我が国に対して高い期待を有している教育、人造りの分野で具体的な協力を進めることが重要である。今後も要人往来や各種ミッションの派遣・受入等を通じ、協力を強化することが重要である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、既存の事業の見直し（具体的には下記のとおり。）の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

- ・イスラエル・パレスチナ合同青年招聘の招聘人数を 10 人から 8 人に削減
- ・日アラブ女性交流開催頻度の低減（派遣・招聘事業を同一年度内に開催していたところ、各年で派遣と招聘を交互に実施）
- ・イスラム文明世界との文明間対話セミナーを従来型事業としては平成 21 年度限りとし、また、日アラブ対話フォーラムも平成 20 年度限りとして見直し

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	62	58

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	12	12

外部要因

（１）対話の深化にあたっては、予算措置、地域情勢、メンバーの入れ替わり、国際社会の対中東外交等に左右される面がある。

（２）経済関係条約に関しては、先方政府側が行う検討作業の進捗が遅い場合、条約締結までに要する時間が長くなることがある。

目標の達成状況

評価の切り口１：中東・イスラム諸国との交流・対話の深化

平成 21 年 10 月にイスラエル・パレスチナ合同青年招聘、11 月に日アラブ女性交流（派遣）、12 月に第 2 回日イラク経済フォーラム、平成 22 年 2 月にイスラム世界との文明間対話セミナー及び中東若手外交官等招聘、3 月に中東有識者招聘をそれぞれ実施した。また、平成 21 年 12 月に経済産業省と共催で日アラブ経済フォーラムを実施した。これらの取組を通じ、我が国と中東・イスラム諸国との交流や対話を深めることができた。詳細は、事務事業①「中東諸国・イスラム世界との交流・対話の深化」を参照。

評価の切り口２：中東情勢に関する我が国の立場に関する広報

中東情勢に関する大臣談話等を適時に発出するとともに、その内容をホームページ等を通じ積極的に発信し、我が国のメッセージを積極的に伝えた。また、中東アフリカ局長による記者懇談や、記者ブリーフ等により、我が国の中東政策に関して説明を行った。詳細は、事務事業①「中東諸国・イスラム世界との交流・対話の深化」を参照。

評価の切り口３：中東地域産油国（特に GCC）との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施

（１）平成 22 年 2 月にクウェートとの間で租税条約に署名した他、平成 21 年 6 月、サウジアラビアとの間の租税条約に関して基本合意に達する等、経済条約交渉に一定の進展が見られた。また、平成 21 年 11 月に、日・カタール合同経済委員会を東京で開催する等、投資・エネルギー分野における、中東諸国との関係強化を進めることができた。

（２）初等教育分野での協力（アラブ首長国連邦（UAE）及びカタールの日本人学校への現地人子弟受入）、GCC 各国の教育関係者の本邦招聘・研修、留学生受入（サウジアラビア及びカタール）、青年交流（サウジアラビア）等を実施し、中東各国との関係強化に役立てた。詳細は、事務事業②「自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の促進、閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化の支援」、事務事業③「GCC 諸国側の要望に応える形での人造り協力」を参照。

第三者の所見

畑中 美樹 一般財団法人国際開発センター エネルギー・研究室研究顧問

（１）交流・対話の深化・拡大

平成 21 年度も、高円宮妃殿下のエジプト御訪問、福田総理特使のサウジアラビア、バーレーン訪問、中曽根大臣（当時）のイラン、エジプト訪問、岡田大臣のアフガニスタン、トルコ訪問、ヨルダン国王、パレスチナ自治政府大統領、アラブ連盟事務総長、カタール副首相兼エネルギー工業相、クウェート第

一副首相兼国防相らの訪日など活発な要人往来が行われた。また、経済産業省との共催による「日アラブ経済フォーラム」第1回会合が平成21年12月に、「イラク経済フォーラム」第2回会合が同月にバグダッドで、「イスラム世界との文明間対話セミナー」第8回会合が平成22年2月にそれぞれ開催されるなど、中東諸国・イスラム世界の各界の有力者、有識者との交流事業が更に活発化され、対話を深化させることができた。

(2) 経済関係強化の支援及び人造り協力

平成22年2月にクウェートと租税条約に署名した他、平成21年6月にサウジアラビアとの間で租税条約に関して基本合意する等、経済条約交渉等に一定の進展が見られた。また、平成21年11月に日カタル合同経済委員会が開催され中東諸国とのエネルギー・投資関係の強化も進んだほか、UAE及びカタルでの初等教育分野での協力やGCC各国の教育関係者の本邦招聘・研修等、教育・人造り支援についての協力も着実に進展した。

評価結果の政策への反映

今後の方針

(1) 対話を通じた相互理解については、重層的関係の構築に資するという中長期的な観点から、事業のあり方を見直す必要がある。

(2) 経済関係条約は早期の締結に努めるとともに、合同委員会等の枠組みを活用した経済関係強化の支援や人造り協力は、中長期的に成果を積み上げるべきものとして、引き続き着実に実施していく。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください)

- | | |
|--|-------------|
| ①中東諸国・イスラム世界との交流・対話の深化 | → 内容の見直し・改善 |
| ②自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、
閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー
分野における経済関係強化の支援 | → 今のまま継続 |
| ③GCC 諸国側の要望に応える形での人造り協力 | → 今のまま継続 |

平成23年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	○

施策 I—6 アフリカ地域外交 161

具体的施策

I-6-1 TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進 165

I-6-2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策
に関する広報の推進 171

I-6 アフリカ地域外交

評価担当課室名	業務内容
中東アフリカ局 アフリカ第一課	ガーナ, カーボヴェルデ, ガボン, カメルーン, ガンビア, ギニア, ギニアビサウ, コモロ, コンゴ共和国, コンゴ民主共和国, サントメ・プリンシペ, シエラレオネ, ジブチ, スーダン, 赤道ギニア, セネガル, コートジボワール, チャド, 中央アフリカ, トーゴ, ナイジェリア, ニジェール, ブルキナファソ, ブルンジ, ベナン, マダガスカル, マリ, モーリシャス, モーリタニア, リベリア, ルワンダに関する外交政策, アフリカ連合(AU)に関する事務
アフリカ第二課	アンゴラ, ウガンダ, エチオピア, エリトリア, ケニア, ザンビア, ジンバブエ, スワジランド, セーシェル, ソマリア, タンザニア, ナミビア, ボツワナ, マラウイ, 南アフリカ, モザンビーク, レソトに関する外交政策, アフリカ開発会議(TICAD)に関する事務

I—6 アフリカ地域外交

具体的施策

I—6—1 TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進

I—6—2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進

評価の結果

施策 I—6	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I—6—1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I—6—2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆

施策の必要性

1. 「TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進」について

(1) アフリカにおける貧困削減や経済社会開発、平和と安定等は国際社会全体の課題であり、我が国も国際社会の責任ある一員としてアフリカ開発を支援していく必要がある。一方、これらアフリカの課題に包括的かつ効果的に取り組む上では、我が国自身の取組に加え、様々な援助主体間の一致した努力が不可欠である。我が国は主要援助国の一つとして、TICAD プロセスを通じた独自の役割を果たすと共に、アフリカ問題を取り扱う主要なフォーラムであるG8プロセスや国連等への積極的な参加及び各国との協議を通じて、国際社会の協調的取組を主導し、促進する立場にある。

(2) 約10億人の人口を擁するアフリカは、豊富な天然資源を背景に、近年好調な経済成長を達成するなど、潜在的成長可能性が高い地域である。平成21年度は、世界金融・経済危機の影響による成長の減速、MDGsの達成が益々困難となることが懸念されたが、こうした中でも、我が国がアフリカの成長を後押しし、貿易・投資を拡大していくことは、我が国自身の経済発展にも資する。

(3) アフリカは国連加盟国の4分の1以上を占める53か国を擁する。我が国が、TICADプロセスを基軸とした対アフリカ開発支援を実施し、アフリカ諸国との関係を強化し、信頼と支持を得ることは、我が国が国際社会においてより積極的な役割を果たしていく上で極めて重要である。

2. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

(1) アフリカには国連加盟国の4分の1以上を占める53の国が存在しており、国際場裏においてアフリカ諸国の支持・協力を得ることは非常に重要である。しかしながら、地理的な距離もあり日・アフリカ間の交流は未だ限定的なレベルに留まっている。アフリカとの協力関係を維持・深化させていくためには、我が国の対アフリカ外交についてはもちろん、歴史や文化、社会についてもアフリカ側の対日理解を深め、我が国に対する好感と信頼を培っていく必要がある。

(2) 我が国が適切な対アフリカ政策を推し進めていくためには、我が国国民による政策への支持が不可欠である。従って、日本国内においてアフリカの現状に関する正確な理解を促しつつ、アフリカへの関心をより高い水準に引き上げ、維持していくことが必要である。

施策の有効性

1. 「TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進」について

(1) アフリカ諸国が抱える課題及び必要とする支援は膨大かつ多岐にわたる一方、我が国単独で山積する諸課題を解決すること及び膨大な支援ニーズを満たすことは困難であるところ、特に世界金融・経済危機の影響が依然尾を引く中、他の援助主体との協調・協力は我が国の支援をより効果的なものとする

る上で不可欠である。

(2) アフリカ開発に携わる関係者は、53 のアフリカ諸国をはじめ、多数の開発パートナー（我が国を含むドナー国及びアジア諸国、地域・国際機関等）及び NGO 等、多岐にわたっている。TICAD プロセスは、これら関係者を包含し、各関係者間で緊密に連携を図りつつ、包括的なアフリカ開発支援策を打ち出すプロセスである。

(3) アフリカの開発及び平和・安定は累次の G 8 サミットや国連等で重要な議題の一つとなっている。我が国の見解を国際社会の取組に反映させていく上で、G 8 プロセスや国連等の多国間の枠組みを活用することが効果的である。

(4) 新興援助国が国際的な援助ルールに則らずにアフリカ支援を行うことは、上記の援助主体間の協調の効果を大きく減殺する。新興援助国と協議を重ね、これら諸国が援助の国際的枠組みに参加するよう強く働きかけていくことは、上記協調の枠組みを維持していく上で効果的である。

2. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

(1) 地理的に遠く、民間レベルでの往来が相対的に少ないアフリカとの交流を進める上では、公的な各種招へい・交流事業の果たす役割は引き続き大きい。

(2) 我が国から政治レベルの要人及び民間企業関係者等がアフリカを訪問する際には、先方において首脳・閣僚級の対応を受けることも多く、要人往訪による働きかけの効果は極めて大きい。また、TICAD IV フォローアップの過程で、引き続き我が国要人や民間企業関係者がアフリカ諸国を訪問することによって、アフリカにおける我が国の存在感を維持することができる。

(3) アフリカを巡る内外の状況は大きく変化しつつある一方、我が国国民がアフリカに関する正確な情報に触れる機会は乏しく、またアフリカに対する関心も相対的に低い状態にとどまっている。アフリカに対する理解・関心を高めるためには、一般国民向けのパンフレット作成や各種メディア等を通じてアフリカの現状と我が国の取組について正確な情報を積極的に広報し、様々な切り口から我が国国民の関心を広く喚起していくことが有効である。

施策の効率性

1. 「TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下のとおり施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) アフリカ開発に携わる関係者は、53 のアフリカ諸国をはじめ、多数の開発パートナー（我が国を含むドナー国、地域・国際機関等）及び NGO 等、多岐にわたっている。こうした多数の関係者を包含する TICAD プロセスを通じ、効率的にアフリカ開発にかかる議論を行い、支援策を維持・強化することができた。

(2) また、TICAD フォローアップの過程におけるアフリカ側との各種調整について、定期的に在京アフリカ外交団及び共催者との協議の場を設けることにより、進捗状況や課題の共有が可能となり、アフリカの声、パートナーの声を効果的かつ効率的に反映することができた。

(3) 平成 21 年 3 月のボツワナにおける第 1 回閣僚級フォローアップ会合では、世界・金融経済危機に関するアフリカの声を集約し、4 月にロンドンで行われた G 20 サミットにその意見を反映させた。また、我が国からの積極的な働きかけもあり、7 月の G 8 ラクイラ・サミットでは、G 8 首脳は、首脳宣言の中で、アフリカに関する金融・経済危機が与える影響を認識しつつ、引き続きアフリカ開発への取組へのコミットメントを確認するとともに、アフリカの平和と安全のための能力強化に向けた取組の促進を強調し、MDGs 達成のために平成 22 (2010) 年に国際的な評価を求めることで同意した。このよう

に、我が国は、我が国の主張を国際社会のアフリカの平和・安定、経済社会開発促進に向けた取組に反映することができた。

(4) 平成 21 年 12 月、中国、韓国との間で対アフリカ政策に関する三国間政策協議の第 2 回協議を北京で行った。この第 2 回協議では、各国の支援状況の紹介が中心だった第 1 回協議から内容を深化させ、各国が抱える課題を共有し、アジア・アフリカ協力の方向性につき議論を深めた。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

アフリカ諸国等からの各種会議・式典への招待については、外交上必要性の高いものに限定して出席すると共に、出張については、事前の調整をはかり、複数国の訪問や日程の縮減に取り組んだ。我が国における会議やシンポジウム等については、共催化など運営方法の工夫や外務省施設の積極的な利用を通じて、経費節減に努めた。

2. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、各種招へいや交流事業を組み合わせることで重点的にアフリカからの人物交流を行ったことにより、充実した訪日プログラムが実現でき、日本国内でのアフリカ広報、アフリカ諸国内での日本に関する広報を効率的に実施することができた。

また、TICADIV フォローアップの一環として行った南部アフリカ官民連携実務者スタディ・ツアー（平成 22（2010）年 1－2 月）では、訪問国の中央・地方政府の首脳との会談を複数回持つなど、我が国の積極的な姿勢をアフリカ側に示すとともに、先方の高い関心を得ることができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

我が国要人がアフリカ諸国を訪問する際には、内外の注目が高い会議や大統領就任式などの機会に合わせ、一度に複数国を訪れる等、効率的な渡航に努めている。また、例えば福山外務副大臣の第 16 回アフリカ連合（AU）閣僚執行理事会への出席（平成 22（2010）年 1 月、アジスアベバ）時には、一日弱の滞在期間中に少数国ランチの開催に加え、アフリカ 5 か国の外相と二国間会談を行った。アフリカ諸国等からの各種会議・式典への招待については、外交上必要性の高いものに限定して出席すると共に、出張については、事前の調整をはかり、複数国の訪問や日程の縮減に取り組んだ。我が国における会議やシンポジウム等については、共催化など運営方法の工夫や外務省施設の積極的な利用を通じて、経費節減に努めた。

施策目標の達成状況

1. 「TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進」について

(1) 「横浜行動計画」については、いずれの分野においても、かなりの進捗がみられた。同計画の目標の内、平成 24 年までの対アフリカ ODA の倍増については平成 20（2008）年、平成 21（2009）年の実績は目標の 18 億ドルにせまる平均 17 億ドルを達成、対アフリカの民間投資の倍増支援については、数値的には平成 20（2008）年末までの 5 か年平均は目標の 34 億ドルに対し 33 億ドルを達成した。

(2) G 8 プロセス（ラクイラ・サミット、APR、APF 等）を始めとする様々な国際的フォーラムに積極的に参画し、アフリカの開発や平和・安定に向けた国際社会の取組を促した。また、我が国自身も積極的な貢献を行った。さらに、G 8 各国等の主要先進国との協議に加え、新興援助国として存在感を増しつつある中国及び韓国との三国間政策協議を開催し、対アフリカ協力の方向性について議論した。

(3) 世界的な金融・経済危機に対処するため、アフリカ向けの緊急支援を迅速に実施した。自然災害への対応や民主化プロセス促進のためのアフリカ諸国からの緊急支援ニーズに対しても迅速に対応するなど、適時・適切な支援を実施した。

2. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

(1) TICADIVフォローアップ・プロセスに加え、我が国の新設公館開設等の機会を捉え、要人往来を活発化させることができた。

(2) 要人訪日に合わせたシンポジウムの開催や、日アフリカ関係に関するパンフレット作成等を通じ、活発な広報活動を展開した。

今後の方針

1. 「TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進」について

TICAD フォローアップ・メカニズムを効果的に運用し、その時どきのアフリカを取り巻く環境に留意しつつ、一層積極的にアフリカ開発支援を推進していく。

TICADIV及びG8サミット等において表明した我が国の対アフリカ支援の方向性を着実に具体化しつつ、我が国の対アフリカ支援の方向性を今後の多国間枠組みでの取組に浸透させるべく、G8プロセス等を通じて然るべくフォローアップを行う。同時に、新興援助国との対話を引き続き実施していく。

2. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

国民各層のアフリカに対する理解や関心を維持ないし更に増進するため、広報のタイミング、ツール等に更に意を用いた活動を実施していく。同様に日・アフリカ間の頻繁な要人往来に裏付けられた良好な関係の維持・増進に努めると共に、国際会議の場及び外国メディア等を利用した対外広報を積極的に推進していく。

I-6-1 TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じた アフリカ開発の推進

アフリカ第一課長 樋口義広

アフリカ第二課長 岡井朝子

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	1. TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じ、アフリカ諸国の開発を推進すること、及び平和と安定の実現のための支援を推進すること 2. アフリカへの協力に関する関係各国等との関係を維持・強化すること 【小目標】 1. TICAD フォローアッププロセスを通じて、TICADIVで打ち出したアフリカの開発・成長及び平和と安定を推進する支援策を着実に実施 2. G8 プロセス（G8 サミット、アフリカ問題首脳個人代表（APR）会合、及びアフリカ・パートナーシップ・フォーラム（APF）等を含む）や国連等の多国間枠組みでのアフリカ開発に向けた議論と取組への積極的協力 3. 対アフリカ支援に関する主要国との協力を促進し、G8 各国他の主要国との対アフリカ支援に関する協議の実施
施策の位置付け	第 64 回国連総会一般討論演説、第 174 回国会施政方針演説並びに外交演説に言及あり。
施策の概要	（1）TICADIVで打ち出した「横浜行動計画」（成長の加速化、MDGs 達成、平和の定着・グッドガバナンス、環境・気候変動問題への対処等）の実施と「フォローアップ・メカニズム」を活用した進捗状況のモニター （2）G8 プロセスをはじめとする多国間枠組みにおけるアフリカ問題への取組に対する積極的参画 （3）その時々のアフリカの状況に応じた適時・適切な支援の実施

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

- 「横浜行動計画」については、いずれの分野においても、かなりの進捗がみられた。同計画の目標の内、平成 24 年までの対アフリカ ODA の倍増については平成 20（2008）年、平成 21（2009）年の実績は目標の 18 億ドルにせまる平均 17 億ドルを達成、対アフリカの民間投資の倍増支援については、数値的には平成 20（2008）年末までの 5 か年平均は目標の 34 億ドルに対し 33 億ドルを達成した。
- G8 プロセス（ラクイラ・サミット、APR、APF 等）を始めとする様々な国際的フォーラムに積極的に参画し、アフリカの開発や平和・安定に向けた国際社会の取組を促した。また、我が国

自身も積極的な貢献を行った。さらに、G8各国等の主要先進国との協議に加え、新興援助国として存在感を増しつつある中国及び韓国との三国間政策協議を開催し、対アフリカ協力の方向性について議論した。

3. 世界的な金融・経済危機に対処するため、アフリカ向けの緊急支援を迅速に実施した。自然災害への対応や民主化プロセス促進のためのアフリカ諸国からの緊急支援ニーズに対しても迅速に対応するなど、適時・適切な支援を実施した。

課題

1. 包括的で、分かりやすい形での履行状況モニタリング作業は、報告書・ウェブページの内容・形式等において相当程度進捗した。今後は、検索機能強化、他の共催機関との連携(他機関のホームページとのタイアップ等)等更に工夫していく。

2. 多国間枠組みにおける議論と取組に引き続き積極的に参画し、MDGs 達成へ向けた国際社会による対応を促すべく、具体的な取組を一層進めていく。

3. これまでの進捗成果に基づき、新たな状況への対応や、一層の進捗が必要な分野への対応という観点から、下記の分野等につき、一層の取組を進める。

(1) 「横浜行動計画」策定時には想定し得なかった世界的金融・経済危機の影響以前の記録的な成長軌道に戻すための支援。

(2) MDGs の達成に向けた一層の努力。

(3) 気候変動に関連し、鳩山イニシアティブに基づくアフリカ支援の強化、気候変動次期枠組みの構築に向けたアフリカとの協働推進。

施策の必要性

1. アフリカにおける貧困削減や経済社会開発、平和と安定等は国際社会全体の課題であり、我が国も国際社会の責任ある一員としてアフリカ開発を支援していく必要がある。一方、これらアフリカの課題に包括的かつ効果的に取り組む上では、我が国自身の取組に加え、様々な援助主体間の一致した努力が不可欠である。我が国は主要援助国の一つとして、TICAD プロセスを通じた独自の役割を果たすと共に、アフリカ問題を取り扱う主要なフォーラムであるG8プロセスや国連等への積極的な参加及び各国との協議を通じて、国際社会の協調的取組を主導し、促進する立場にある。

2. 約 10 億人の人口を擁するアフリカは、豊富な天然資源を背景に、近年好調な経済成長を達成するなど、潜在的成長可能性が高い地域である。平成 21 年度は、世界金融・経済危機の影響による成長の減速、MDGs の達成が益々困難となることが懸念されたが、こうした中でも、我が国がアフリカの成長を後押しし、貿易・投資を拡大していくことは、我が国自身の経済発展にも資する。

3. アフリカは国連加盟国の 4 分の 1 以上を占める 53 か国を擁する。我が国が、TICAD プロセスを基軸とした対アフリカ開発支援を実施し、アフリカ諸国との関係を強化し、信頼と支持を得ることは、我が国が国際社会においてより積極的な役割を果たしていく上で極めて重要である。

施策の有効性

1. アフリカ諸国が抱える課題及び必要とする支援は膨大かつ多岐にわたる一方、我が国単独で山積する諸課題を解決すること及び膨大な支援ニーズを満たすことは困難であるところ、特に世界金融・経済危機の影響が依然尾を引く中、他の援助主体との協調・協力は我が国の支援をより効果的なものとする上で不可欠である。

2. アフリカ開発に携わる関係者は、53のアフリカ諸国をはじめ、多数の開発パートナー（我が国を含むドナー国及びアジア諸国、地域・国際機関等）及び NGO 等、多岐にわたっている。TICAD プロセスは、これら関係者を包含し、各関係者間で緊密に連携を図りつつ、包括的なアフリカ開発支援策を打ち出すプロセスである。
3. アフリカの開発及び平和・安定は累次の G 8 サミットや国連等で重要な議題の一つとなっている。我が国の見解を国際社会の取組に反映させていく上で、G 8 プロセスや国連等の多国間の枠組みを活用することが効果的である。
4. 新興援助国が国際的な援助ルールに則らずにアフリカ支援を行うことは、上記の援助主体間の協調の効果を大きく減殺する。新興援助国と協議を重ね、これら諸国が援助の国際的枠組みに参加するよう強く働きかけていくことは、上記協調の枠組みを維持していく上で効果的である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下のとおり施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

1. アフリカ開発に携わる関係者は、53のアフリカ諸国をはじめ、多数の開発パートナー（我が国を含むドナー国、地域・国際機関等）及び NGO 等、多岐にわたっている。こうした多数の関係者を包含する TICAD プロセスを通じ、効率的にアフリカ開発にかかる議論を行い、支援策を維持・強化することができた。
2. また、TICAD フォローアップの過程におけるアフリカ側との各種調整について、定期的に在京アフリカ外交団及び共催者との協議の場を設けることにより、進捗状況や課題の共有が可能となり、アフリカの声、パートナーの声を効果的かつ効率的に反映することができた。
3. 平成 21 年 3 月のボツワナにおける第 1 回閣僚級フォローアップ会合では、世界・金融経済危機に関するアフリカの声を集約し、4月にロンドンで行われた G 20 サミットにその意見を反映させた。また、我が国からの積極的な働きかけもあり、7月の G 8 ラクイラ・サミットでは、G 8 首脳は、首脳宣言の中で、アフリカに関する金融・経済危機が与える影響を認識しつつ、引き続きアフリカ開発への取組へのコミットメントを確認するとともに、アフリカの平和と安全のための能力強化に向けた取組の促進を強調し、MDGs 達成のために平成 22（2010）年に国際的な評価を求めることで同意した。このように、我が国は、我が国の主張を国際社会のアフリカの平和・安定、経済社会開発促進に向けた取組に反映することができた。
4. 平成 21 年 12 月、中国、韓国との間で対アフリカ政策に関する三国間政策協議の第 2 回協議を北京で行った。この第 2 回協議では、各国の支援状況の紹介が中心だった第 1 回協議から内容を深化させ、各国が抱える課題を共有し、アジア・アフリカ協力の方向性につき議論を深めた。

無駄削減（経費節約のための取組）

アフリカ諸国等からの各種会議・式典への招待については、外交上必要性の高いものに限定して出席すると共に、出張については、事前の調整をはかり、複数国の訪問や日程の縮減に取り組んだ。我が国における会議やシンポジウム等については、共催化など運営方法の工夫や外務省施設の積極的な利用を通じて、経費節減に努めた。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	50	46

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	34	35

単位：人（本省職員）

外部要因

アフリカは、国連加盟国の4分の1以上の国、2割以上の面積、約15%の人口を占める一方、未だ貧困や飢餓、感染症等の課題が多く残っている。そのため、開発に向けた支援により短期間で顕著な効果が現れると想定することは困難である。さらに、アフリカの平和と安定や経済社会開発の進展は、一義的にはアフリカ自身の取組によるものであるが、近隣諸国の政治・治安情勢や世界的な金融・経済危機、資源価格の変動、干ばつ等の天候や、一次製品の国際市況など外的な要因にも影響を受けやすい。

目標の達成状況

評価の切り口1：「横浜行動計画」の実施状況、「TICAD フォローアップ・メカニズム」の運営状況

「横浜行動計画」については、平成21（2009）年年次進捗報告書の通り、フォローアップ2年目として期待以上の進捗がみられた。同計画の目標の内、平成24年までの対アフリカ ODA の倍増についても順調に進捗しており、対アフリカの民間投資の倍増支援については、ほぼ達成した。また、在京アフリカ外交団（ADC）との間で2か月に1回程度の TAC（東京アフリカン・クラブ）会合を開き、平成22年3月には共催者運営委員会を開催し、TICAD の進捗状況について報告するとともに、アフリカ各国や共催者等からの意見等を聴取し、5月の第2回閣僚級フォローアップ会合に向けた準備を着実に進めた。詳細は、事務事業①「TICADIVで打ち出した「横浜行動計画」（成長の加速化、MDGs 達成、平和の定着・グッドガバナンス、環境・気候変動問題への対処）の実施と「フォローアップ・メカニズム」を活用した進捗状況のモニター」を参照。

評価の切り口2：対アフリカ協力における他の諸国との協調の状況

世界・金融経済危機に関するアフリカの声を集約し、主要国に働きかけることで、G20 ロンドン・サミットやG8 ラクイラ・サミットにおいて、各国が引き続きアフリカ開発や、平和と安全のための取組を強化し、MDGs 達成のために平成22（2010）年に国際的な評価を求めることで同意した。また、世界的な食料価格高騰を背景に、アフリカ諸国の食糧問題に対する危機意識が高まる中、我が国がラクイラ・サミットで提案した「責任ある国際農業投資イニシアティブ」に基づき、9月に国連機関と共催で高級実務者会合を開くなど、アフリカ側の声を国際社会に伝える役割を果たした。詳細は、事務事業②「G8 プロセスをはじめとする多国間枠組みにおけるアフリカ問題への取組に対する積極的参画」を参照。

評価の切り口3：その時々状況に応じた支援の実施

平成21（2009）年3月にボツワナで開催した第1回フォローアップ会合において打ち出した種々の「危機対応支援」策について迅速に実施した。また、PKO（国連平和維持活動）訓練センター支援などアフ

リカの平和と安定に対する貢献に加え、アフリカ各国からの緊急支援ニーズに対して適時・適切な支援を実施した。詳細は、事務事業③「その時々のアフリカの状況に応じた適時・適切な支援の実施」を参照。

第三者の所見

遠藤 貢 東京大学教授

厳しい財政状況にあるなかで、履行状況をモニターするための「フォローアップ・メカニズム」が適切に行われていること自体は評価できる。そのための TICAD フォローアップ事務局の活動も、基本的に適切であり、こうした取組自体の重要性を示すものとなっている。平成 24 (2012) 年までの対アフリカ ODA の倍増や、対アフリカの民間投資の倍増支援についても、目標に迫る「額」を達成していることに関しては、実施されたこと自体は評価されるべきものであり、緊急支援の実施も的確であったといえる。ただし、その後の援助の「効果」に関する何らかの評価を併せて検討しないと日本の支援（「額」の達成）がアフリカにおける開発（特に国際公約としての MDGs 達成）において具体的にどのような成果を上げているのかを総合的には評価しにくい政策環境が生まれ始めていることに、今後は十分配慮する必要がある。「履行状況のモニター」は、TICADIV の公約を適切に実施することが、アフリカにおける開発に資しているかの的確な評価を含む作業という意味づけが求められ始めていることを示しているとも考えられる。これは多国間枠組みでの取組における公約実現においても、今後さらに考慮されるべきポイントと思量される。

無論、開発目標の実現のみに開発支援の施策があるわけではないことも確かである。特に、中国、韓国との間での対アフリカ政策に関する三国間政策協議などにも見られるような新興ドナーとの対アフリカ政策への取組をめぐる東アジアにおける関係構築といった、アフリカ政策を梃子とした新たな東アジアにおける国際協力の推進など、日本がおかれている国際情勢の中で、どのようにこれら諸国との関係を作り上げていくのかといった外交関係の視座からも、アフリカへの開発政策は考慮されるべき段階に至っているのである。その意味で、複眼的な視野に立ちアフリカ開発を展開する柔軟性が求められているともいえる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

TICAD フォローアップ・メカニズムを効果的に運用し、その時どきのアフリカを取り巻く環境に留意しつつ、一層積極的にアフリカ開発支援を推進していく。

TICADIV 及び G8 サミット等において表明した我が国の対アフリカ支援の方向性を着実に具体化しつつ、我が国の対アフリカ支援の方向性を今後の多国間枠組みでの取組に浸透させるべく、G8 プロセス等を通じて然るべくフォローアップを行う。同時に、新興援助国との対話を引き続き実施していく。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- ① TICADIV で打ち出した「横浜行動計画」（成長の加速化、MDGs 達成、平和の定着・グッドガバナンス、環境・気候変動問題への対処等）の実施と「フォローアップ・メカニズム」を活用した進捗状況のモニター → 内容の見直し・改善

- ② G8プロセスをはじめとする多国間枠組みにおけるアフリカ問題への取組に対する積極的参画
- ③ その時々のアフリカの状況に応じた適時・適切な支援の実施

→ 内容の見直し・改善
→ 内容の見直し・改善

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

I-6-2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の 対アフリカ政策に関する広報の推進

アフリカ第一課長 樋口義広

アフリカ第二課長 岡井朝子

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢を確保すること、及び日本国内でのアフリカへの関心を喚起すること ----- 【小目標】 1. ハイレベルの要人往来を通じた所管国との関係強化 2. アフリカ諸国内での日本への関心喚起、理解促進 3. 日本国内でのアフリカ諸国への関心喚起、理解促進 4. 対アフリカ外交政策の対外広報
施策の位置付け	特になし
施策の概要	(1) 各種招聘、交流事業等を通じた人物交流の促進 各種招聘や交流事業等を活用し、様々なレベル・分野での人物交流を実施。 (2) 我が国要人の機動的・戦略的なアフリカ訪問の促進 TICADIVフォローアップを含め、我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問を積極的に実施。 (3) アフリカ関係広報活動の積極的な推進 TICAD プロセスに関し、アフリカ関連やイベント、要人往来の機会を捉えたシンポジウム、パンフレット作成やメディア等を通じた広報活動を展開。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

1. TICADIVフォローアップ・プロセスに加え、我が国の新設公館開設等の機会を捉え、要人往来を活発化させることができた。
2. 要人訪日に合わせたシンポジウムの開催や、日アフリカ関係に関するパンフレット作成等を通じ、活発な広報活動を展開した。

課題

1. アフリカ諸国との対日友好・協力関係を増進するべく、アフリカ諸国からの要人訪日に加え、日本からの政治レベル等の派遣をより活発化させる。
2. 厳しい財政状況の下で、国民からアフリカ支援への支持を得るべく、要人訪日時やアフリカ関連イベントの機会等を通じ、日本国内でのアフリカへの関心を一層喚起していく。

施策の必要性

- (1) アフリカには国連加盟国の4分の1以上を占める53の国が存在しており、国際場裏においてアフリカ諸国の支持・協力を得ることは非常に重要である。しかしながら、地理的な距離もあり日・アフリカ間の交流は未だ限定的なレベルに留まっている。アフリカとの協力関係を維持・深化させていくためには、我が国の対アフリカ外交についてはもちろん、歴史や文化、社会についてもアフリカ側の対日理解を深め、我が国に対する好感と信頼を培っていく必要がある。
- (2) 我が国が適切な対アフリカ政策を推し進めていくためには、我が国国民による政策への支持が不可欠である。従って、日本国内においてアフリカの現状に関する正確な理解を促しつつ、アフリカへの関心をより高い水準に引き上げ、維持していくことが必要である。

施策の有効性

- (1) 地理的に遠く、民間レベルでの往来が相対的に少ないアフリカとの交流を進める上では、公的な各種招へい・交流事業の果たす役割は引き続き大きい。
- (2) 我が国から政治レベルの要人及び民間企業関係者等がアフリカを訪問する際には、先方において首脳・閣僚級の応対を受けることも多く、要人往訪による働きかけの効果は極めて大きい。また、TICADIVフォローアップの過程で、引き続き我が国要人や民間企業関係者がアフリカ諸国を訪問することによって、アフリカにおける我が国の存在感を維持することができる。
- (3) アフリカを巡る内外の状況は大きく変化しつつある一方、我が国国民がアフリカに関する正確な情報に触れる機会は乏しく、またアフリカに対する関心も相対的に低い状態にとどまっている。アフリカに対する理解・関心を高めるためには、一般国民向けのパンフレット作成や各種メディア等を通じてアフリカの現状と我が国の取組について正確な情報を積極的に広報し、様々な切り口から我が国国民の関心を広く喚起していくことが有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、各種招へいや交流事業を組み合わせることで重点的にアフリカからの人物交流を行ったことにより、充実した訪日プログラムが実現でき、日本国内でのアフリカ広報、アフリカ諸国内での日本に関する広報を効率的に実施することができた。

また、TICADIVフォローアップの一環として行った南部アフリカ官民連携実務者スタディ・ツアー（平成22（2010）年1～2月）では、訪問国の中央・地方政府の首脳との会談を複数回持つなど、我が国の積極的な姿勢をアフリカ側に示すとともに、先方の高い関心を得ることができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

我が国要人がアフリカ諸国を訪問する際には、内外の注目が高い会議や大統領就任式などの機会に合わせ、一度に複数国を訪れる等、効率的な渡航に努めている。また、例えば福山外務副大臣の第16回アフリカ連合（AU）閣僚執行理事会への出席（平成22（2010）年1月、アジスアベバ）時には、一日弱の滞在期間中に少数国ランチの開催に加え、アフリカ5か国の外相と二国間会談を行った。アフリカ諸国等からの各種会議・式典への招待については、外交上必要性の高いものに限定して出席すると共に、出張については、事前の調整をはかり、複数国の訪問や日程の縮減に取り組んだ。我が国における会議やシンポジウム等については、共催化など運営方法の工夫や外務省施設の積極的な利用を通じて、経費節減に努めた。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	37	33

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	34	35

単位：人（本省職員）

外部要因

国内でのアフリカに対する関心、アフリカでの日本に対する関心については、政府の広報努力の他に、一般メディアがどのようなイメージを発信するかによって大きく左右される。

目標の達成状況

評価の切り口 1：日・アフリカ間の人物交流の実施

皇太子殿下による初めてのサブサハラ・アフリカ御訪問（ガーナ、ケニア）（平成 22（2010）年 3 月）に加え、福山外務副大臣による AU 閣僚執行理事会への出席（平成 22（2010）年 1 月）、森元総理の南アフリカ訪問（平成 21（2009）年 5 月）、ウガンダで開催した第 5 回アフリカ・アジア・ビジネスフォーラム（AABFV）への橋本外務副大臣（当時）を団長とする官民関係者の訪問（平成 21（2009）年 6 月）などについては、現地メディアにも大きく取りあげられ、我が国のアフリカ重視の姿勢が高く評価された。こうした評価を背景に、国際場裏での我が国との協力を積極的に推進しており、アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢が強化された。詳細は、事務事業①「各種招聘、交流事業等を通じた人物交流の促進」、及び事務事業②「我が国要人の機動的・戦略的なアフリカ訪問の促進」を参照。

評価の切り口 2：日本国内でのアフリカへの関心度合い

ソマリア暫定政府のアリ「外相」の訪日（平成 22（2010）年 2 月）に合わせて、ソマリアに関するシンポジウムを開催するなど、要人往来の機会等を捉えた広報活動を積極的に行うことで、アフリカへの関心を喚起した。詳細は、事務事業③「アフリカ関係広報活動の積極的な推進」を参照。

第三者の所見

遠藤 貢 東京大学教授

TICAD IV の翌年度ということもあり、全般的には交流、広報面でのトーンダウンは否めない部分があった。ただし、前年度との比較において招聘・交流事業を通じたアフリカ諸国との関係の維持、さらには TICAD IV のフォローアップの一環としての平成 21（2009）年 6 月のウガンダでの第 5 回アフリカ・アジア・ビジネスフォーラム（AABFV）の開催など、継続的に適切な対応が図られたことは評価できるものであり、一定の成果の実現にはつながっている。

その中でも、時期としては年度末にかかったが、皇太子殿下のサブサハラ・アフリカへの御訪問が初めて実現し、ガーナ及びケニアを訪問されたほか、野口英世アフリカ賞記念シンポジウムが開催されたことは、相互交流と広報両面から特筆できる成果と評価できるものであったと考えられる。こうした御訪問が継続的に行われることは実際上困難ではあると思われるが、アフリカにおける日本のプレゼンスを象徴的な意味でも維持・強化していく上では重要な事業と考えることができ、一定の考慮はなされる

必要がある。これ以外にも閣僚クラスの訪問を継続していくことは、アフリカにおける実質的な日本のプレゼンスを維持していく観点からも重要な施策と考えられる。

平成 22 (2010) 年度は、例えば「アフリカの年」(1960 年) から半世紀、さらに南アフリカでの FIFA ワールドカップ開催などのイベントがある。厳しい財政状況にあることは変わらないが、その年度ごとにアフリカを取り巻く状況を的確に分析・判断しながら、限られた予算の執行に関して、メリハリをつける形で実施することが強く求められる。その意味では、国連機関との連携等を通じてより発信力のある企画が行われる傾向にあることは、一つのモジュールとして勘案されていくべきものであり、低コストでより効果の高い施策の継続的な実施の取組が今後も望まれる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

国民各層のアフリカに対する理解や関心を維持ないし更に増進するため、広報のタイミング、ツール等に更に意を用いた活動を実施していく。同様に日・アフリカ間の頻繁な要人往来に裏付けられた良好な関係の維持・増進に努めると共に、国際会議の場及び外国メディア等を利用した対外広報を積極的に推進していく。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください)

- ①各種招聘、交流事業等を通じた人物交流の促進 → 内容の見直し・改善
- ②我が国要人の機動的・戦略的なアフリカ訪問の促進 → 内容の見直し・改善
- ③アフリカ関係広報活動の積極的な推進 → 内容の見直し・改善

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

基本目標Ⅱ 分野別外交

施策Ⅱ—1 国際の平和と安定に対する取組 177

具体的施策

Ⅱ-1-1	中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信	187
Ⅱ-1-2	日本の安全保障に係る基本的な外交政策	190
Ⅱ-1-3	国際平和協力の拡充, 体制の整備	195
Ⅱ-1-4	国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組	200
Ⅱ-1-5	国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上, 望ましい国連 の実現	205
Ⅱ-1-6	国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の 推進	211

II - 1 国際の平和と安定に対する取組

評価担当課室名	業務内容
総合外交政策局 政策企画室	総合的な外交政策の企画・立案
安全保障政策課	日本の安全保障に関する外交政策の企画・立案及び総括
海上安全保障政策室	日本の安全保障に関する外交政策のうち海上の安全に関するものの企画・立案及び総括
国際平和協力室	国連平和維持活動（PKO）への参加等我が国の国際平和協力に関する政策及び実施，平和構築分野の人材育成
国際テロ対策協力室	テロ対策に関する国際協力に関する外交政策の企画・立案及び総括
国際組織犯罪室	国際的な組織犯罪に関する外交政策
国連企画調整課	政治分野を除く国際連合の活動，国際連合，専門機関等の行政財政に関する外交政策
国連政策課	政治分野における国際連合の活動に関する外交政策
人権人道課	人権，人道（難民問題を含む）に関する外交政策

Ⅱ—1 国際の平和と安定に対する取組

具体的施策

- Ⅱ—1—1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信
- Ⅱ—1—2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策
- Ⅱ—1—3 国際平和協力の拡充，体制の整備
- Ⅱ—1—4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組
- Ⅱ—1—5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上，望ましい国連の実現
- Ⅱ—1—6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

評価の結果

施策Ⅱ—1	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
Ⅱ—1—1	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
Ⅱ—1—2	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
Ⅱ—1—3	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
Ⅱ—1—4	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
Ⅱ—1—5	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
Ⅱ—1—6	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆

施策の必要性

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

我が国を取り巻く国際環境の変動に伴い、国際社会の中で日本の果たすべき役割が問われる中で、我が国が自らのビジョンと国益に立脚した主体的な外交を強力に展開することが重要となっている。このため、我が国外交の政策企画力の強化が求められており、有識者との意見交換や有識者の研究の成果も踏まえつつ、中長期的かつ総合的に外交政策を企画立案していくこと、さらに外交政策に対する国民の一層の理解と信頼を得られるよう、対外発信にも努めていくことが必要となっている。

2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

依然として不透明・不確実な要素が残るアジア太平洋地域の平和と安定を確保していくためには、同地域における米国の存在と関与を前提とした上で、二国間及び多国間の対話や民間レベル（トラック2）の枠組みを重層的に用いて同地域の安全保障環境に影響を及ぼす各国との信頼醸成を促進し、安全保障環境を向上させていくことが必要である。ARFは、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域の唯一の政府間対話の場であり、閣僚会合を始め各種の関連会合等が開催されている。

我が国は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高く、船舶航行の安全確保は日本の経済社会及び国民生活にとって極めて重要である。なかでも、日本関係船舶の主要航路の一つであるソマリア沖・アデン湾において、昨今は多発急増している海賊は、我が国のみならず、国際社会にとっても脅威であり、政府としての対応が必要となる課題と言える。

3. 「国際平和協力の拡充，体制の整備」について

(1) 冷戦終結後、世界各地で紛争が多発し、平和構築への取組の必要性は格段に増大している。国連PKO等の要員数も増大するとともに、その任務も多様化していることを踏まえ、我が国としては、国連PKO等への人的貢献等を強化することが必要不可欠である。また、国連PKO、国際機関等における文民

の役割が飛躍的に増大しているところ、平和構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が急務である。

(2) 世界の主要なエネルギーの供給地域である中東地域の平和と安定を確保することは、我が国を含む国際社会全体の平和と繁栄に直結する重要な問題である。アフガニスタンの復興が失敗しこれらの国がテロの温床となれば、中東地域のみならず我が国自身の安全も脅かされることとなる。各国が持てる力を持ち寄ってこれらの国の復興に取り組んでいる中で我が国としての責任を果たすためにも、アフガニスタン情勢等にかんがみ、自国の特性等を生かした取組を行う必要がある。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

(1) 情報通信の高度化、人の移動の拡大等に代表されるグローバル化の進展に伴い、国際テロ及び国際組織犯罪は複雑、多様化し、より一層国際的な脅威となっている。国際テロ対策協力に関しては一定の成果もみられるが、国際テロ組織及び関連団体の勢力は未だ軽視し得ない。また、国際テロ組織から独立しつつも、その思想・手法を真似る組織による過激主義運動が新たな脅威を形成している。さらに、テロ組織と、薬物、資金洗浄、人身取引等の国際組織犯罪とが相互に関連している場合もある。これらに効果的に対処するためには、一国にとどまることなく、国際的な連携や協力を強化することが不可欠である。

(2) テロは、いかなる理由をもってしても正当化できず、断固として非難されるべきものである。テロを撲滅・防止するために、①国内のテロ対策の強化、②国際的な協力の推進、③途上国等に対するテロ対処能力向上支援、の3点を中心に、粘り強い努力が必要である。

(3) 国際組織犯罪を防止するために、国連薬物犯罪事務所（UNODC）等の国際機関とも連携しつつ、貧困、政府やコミュニティの能力不足、法の支配と市場経済の崩壊等、犯罪を生み出す要因に注目し、社会経済的側面にも焦点を当てた支援策の実施（代替開発支援、刑事司法・法執行制度整備支援、被害者の社会への再統合等）が必要である。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

国連は、設立後 65 年を経ており、その組織には現在の世界情勢にそぐわない面も出てきている。国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を実現し、その中で我が国の国益も確保していくためには、テロや紛争、継続する貧困や感染症など現在の課題に効果的に対処できるよう安保理改革を含む国連改革を進めることが必要不可欠となっている。そのプロセスの中で、我が国の地位を向上させるために、改革の議論を我が国が主導し、実現への途をつけていくことが必要である。

また、近年のグローバル化を背景に、国連等国際機関及びこれら国際機関に勤務する職員の責務の重要性が高まっている。一方で、国連等国際機関に対する我が国の財政的貢献と比較して、これら国際機関における邦人職員は著しく少ない状況にあるため、国際機関等における邦人職員の任用及び勤務に関する事項を所掌する外務省が、責任を持って邦人の国際機関への参画の促進に取り組む必要がある。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

(1) 人権の保護・促進は、国際社会の正当な関心事項であり、国際社会が人権の保護・促進に取り組むことは当然の責務である。国際社会においては、平成 17(2005)年 9 月に、開発や安全保障と並び、人権を国連の主要な柱の一つとして再確認した国連総会首脳会合成果文書が採択されたことを受け、平成 18(2006)年 3 月にそれまでの人権委員会を強化した人権理事会が創設されるなど、「人権の主流化」の動きが加速化している。

(2) 国際社会において人権・民主主義を保護・促進する政策は、我が国の国際社会での役割、信頼性等を強化するとともに、我が国にとって望ましい国際環境の実現にも資するものである。

また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、さらに、障害者権利条約（仮

称)等の新しい人権条約の早期締結を目指して取組を行うことも、国民の人権の保護・促進のために必要である。個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えている。

(3) 我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは、難民問題解決に向けて国際社会に貢献すると同時に我が国の社会的安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。

また、世界各国による第三国定住に対する国際的動向をも踏まえ、我が国としても第三国定住による難民の受け入れに積極的に対応していく必要がある。

施策の有効性

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

本施策が関わる、上位の基本目標（国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること）及び施策目標（国際の平和と安定に対する取組：国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資すること）を達成するためには、我が国が直面する諸課題に対し、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案するいわゆる政策構想力を強化して対応する必要がある。外部有識者との連携の強化は、外務省の政策企画立案を強化する上で有効であり、また、外交政策の対外発信は、国民に対する説明責任を果たし、国民の理解と信頼の下で外交政策を強力に推進するために重要である。

2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域において、欧州安全保障協力機構のような制度化された安全保障機構が構築されることは、少なくとも現時点では現実的ではない。むしろ、米国の存在と関与を前提としつつ種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していく方が、地域の平和と安定の確保のために現実的かつ適切な方策である。

ソマリア沖・アデン湾における海賊問題に的確に対処するためには、喫緊の課題への対応として海上自衛隊の護衛艦による護衛活動及びP-3C哨戒機による警戒監視活動等の海賊対処行動が有効と言える。これに加え、周辺国の海上保安能力の向上、さらには不安定なソマリア情勢の安定化といった中長期的な観点からの取組を含めた多層的な取組が、ソマリア沖海賊問題の根本的な解決のために重要な施策と言える。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

(1) 国際平和協力法に基づく国連PKO等への要員派遣・物資協力の実施は、国際社会の平和構築への取組に資するとともに、我が国の国際社会におけるプレゼンスの向上につながる。

平和構築人材育成事業の日本人修了生は、東ティモールやスーダン等の平和構築の現場で活躍しており、平和構築の現場で活躍できる文民専門家を育成するという本件事業の目的は達成されている。

(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現するためには、アフガニスタン等において国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動に積極的に取り組む必要があり、現下のアフガニスタン情勢等にかんがみれば、補給支援特措法に基づく自衛隊の活動を、政府開発援助等他の施策とともに実施することは、一定の成果があった。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

(1) テロリストや犯罪者は、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限活用し、国境を超えてネットワークを張り巡らせて資金や武器を調達し、移動を試みている。したがって国連、G8、金融活動作業部会（FATF）等の国際枠組みに積極的に参画し、出入国管理や交通保安、資金洗浄対策等の分野で隙のない国際体制作りにも貢献することが極めて有効である。特に、テロ資金供

与防止条約等のテロ防止関連 13 条約や国際組織犯罪防止条約の締結・履行，関連国連安保理決議の着実な履行を促進し，国際的な法的枠組みを整備することは，各国の国内刑事・司法制度を強化し，テロリスト及び犯罪者に安住の地を与えない国際環境作りに資する。また，FATF 等による相互審査や技術協力等の取組は，国際組織犯罪の防止措置が不十分な国に対して積極的な対策を促し，世界的な体制の構築を促す効果を持つ。

(2) 途上国の中には，国際テロ及び国際組織犯罪対策に向けた政治的意思はあるが，その対処能力が必ずしも十分でない国が存在する。特に，我が国の権益が集中する東南アジア地域を対象として，我が国の安全に関連する分野で，設備・機材の整備等に関する資金面での援助や人材の育成等を実施し，途上国の対処能力向上を支援することは，我が国自身の安全にも裨益する。

(3) 麻薬や人身取引等の国際組織犯罪について，生産（送り出し），中継，需要（受入）国とが政府間協議等の場を通じて密接に連携して対処することは，国境をまたいだ犯罪の防止と被害の減少・緩和に役立つ。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上，望ましい国連の実現」について

国連を通じ我が国及び国際社会共通の利益を確保し，また，国連において我が国の地位を向上させるためには，我が国が主要国とも連携しつつ安保理改革その他の国連改革の具体案を示し，これを実現させるために主要国や関心国と議論を深め，実現可能な案の作成に努める。また，国連における公式，非公式な会合で我が国の立場を多くの加盟国に受け入れられる形で主張し，まとめていくことが最も有効である。そもそも，我が国は第 2 位の国連財政負担国の地位を保持し，改革に向けて十分にその意図を反映されるべき立場にある。

邦人職員の増強に関しては，国連等国際機関への就職に向けての広報及び情報提供や，国際機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国際機関への働きかけにより，近年国際機関勤務の邦人職員数が増加傾向にあり（平成 14 年：521 人 → 平成 22 年：736 人），今後も着実にこれらの施策を実施することで，さらに中長期的に成果が現れることが期待できる。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

(1) 我が国の経験に鑑み，政治的安定と経済的繁栄には民主主義制度の下での自由や人権の保障が不可欠である。他方で，各国の文化・歴史・発展段階等の事情を考慮する必要もある。

(2) そのため，我が国としては，国連の各種人権フォーラム（国連総会第三委員会，人権理事会等）における議論に積極的に参加していくほか，二国間の人権対話等を通じ，各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを進めるなど，「対話と協力」の立場に立脚しつつ，地道な積み重ねを進めていくことが重要である。

(3) 国連には，上記人権に関するフォーラムのほか，国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）のような国連事務局の人権担当部門，社会的弱者（児童，女性及び障害者等）の権利の保護・促進を目的とした各種基金が存在する。我が国としては，こうした国連事務局の人権担当部門や基金等を支援していくことも有効である。また，我が国としても，政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め，障害者権利条約（仮称）等の新しい人権条約の早期締結を目指して取組を行うこと，個人通報制度の受入れの是非について検討を行うことも，国民の人権の保護・促進のために重要である。

(4) 条約難民等に対して，各種支援事業（日本語教育，生活環境適応訓練，就職・職業訓練斡旋）を行うことは，我が国における定住支援のために有効であり，また既に我が国に定住している 1 万 1 千人余のインドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族等に対しても，難民相談事業等のアフターケアを継続することは，インドシナ難民等の自立の促進等を図る上で有効である。

また，国際貢献等の観点から第三国定住による難民の受入れを行うことは，我が国としても国際的な

難民問題に積極的に対応していく上で有効である。

施策の効率性

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、委託調査の実施や有識者・研究機関との会合の実施など、政策企画立案に資する施策、そして、大臣等による効果的なスピーチの実施や外交青書の作成など、外交政策の積極的な対外発信が進展した。このように投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

委託調査の委託先決定に際して企画競争や見積もり合わせを行った結果、支出見込額を下回る金額で実施できた。また、外交青書作成契約について一般競争入札を実施することにより、支出額を削減することができた。

2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下のように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) 安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における唯一の政府間対話と協力の場である ARF を活用しつつ、二国間の対話及び民間レベル（トラック 2）の枠組みを重層的に用いたことにより同地域の平和と安定の確保のための信頼醸成促進という観点から進展があった。

(2) ソマリア沖海賊の多発・急増により早期の対策が求められたという外的要因、並びに、本件を所掌する海上安全保障政策室が平成 21 年 4 月に新設されたばかりという種々の制約の中で、自衛隊の派遣に必要な諸般の調整、法案の提出や国会審議等への対応、我が国としての種々の貢献策の策定といった施策を、国際社会の他、我が国関係省庁、民間企業、有識者等とも連携しながら実施した。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

前年度予算から大幅な増額はない一方で、各種会議への参加出張人数等を極力減らすなど、人的投入資源を押さえつつ、前年以上に多くの会合等への出席し、また主催するなど、前年度以上の成果があった。また、海上安全保障政策室を新設するにあたっては、必要な人員や予算等を他局等から振り替える等、経費節約のための所要の取組を行った上で実施した。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

(1) 国際平和協力に関する活動の全般については、限られた予算及び人的投入資源を効率的に活用し、我が国の政策の分析や国際社会における取組に関する情報収集、有識者・NGO など政府内外のネットワーク構築など、主としてソフト面の取組を重視し、低コストで高い成果をあげ、施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(2) アフガニスタン及びその周辺で国際社会がテロとの闘いを進める中、海上阻止活動を行う各国の部隊に対する給油支援等を実施することは、本施策の目標を達成するために効率的な手段であり、自衛隊以外には行い得ないものである。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

限られた予算・人的投入資源の中で、事業に優先順位を付け、特に重要と考えられる事業を実施した。特に、G8 の国際テロ及び国際組織犯罪専門家会合は、国内で連携する省庁も多く、出入国管理や交通保安、資金対策等の幅広い分野で、先進国の取組の足並みを一齐に揃えることができるとともに、国際テロ及び国際組織犯罪に関する最新の課題を把握できる貴重な機会となっている。また、APEC の枠組みで開催した「テロ対策を通じての域内における海上貿易の促進」セミナーは、対象国から高い評価を得

ているほか、実施にあたって協力を得ている先進国、国際機関からも有意義な取組であるとの評価を得ている。加えて、「日 ASEAN テロ対策対話」を活用し、積極的に協議・協力し、着実に日 ASEAN 間のテロ対策協力の具体化を進めてきている。同対話では、日 ASEAN 統合基金を活用して具体的プロジェクトを動かせるなど、当該分野での地域協力を促進していく貴重な枠組みであると、ASEAN 各国より高く評価を得ている。これらの多国間協議とともに、個別の二国間協議と組み合わせることにより、国際テロ及び国際組織犯罪対策として高い効果を生んでおり、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、国連改革や邦人職員の増強において、それぞれ以下のような進展が見られ施策が進展した。

(1) 安保理改革

政府間交渉や様々な国際会議、二国間首脳・外相会談の機会を捉え、引き続き各国と議論を続け、改革に向けた機運を高めることに貢献した。

(2) 行財政改革

他の主要財政負担国との意見交換や連携を通じ、改革を推し進めた。

(3) 邦人職員の増強

「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供及び国連等国際機関に勤務する邦人職員数ともに増加した。

このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

事業実施にあたっては、競争入札を実施する等により、経費節約に努めた。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

平成 23(2011)年に予定されている人権理事会のレビューに向けた各種議論が活発化する中、我が国は人権理事会の「効果的・効率的」運営を確保するための議論を提起してきた。同様の観点から、例えば新たに創設予定の国連ジェンダー新機関に関し、その具体化に向けた協議の中で、我が国として「効果的・効率的」運営の重要性を繰り返し主張した。

さらに、人道支援の観点からは、特に難民認定申請者への支援について、近年の申請者数の急増傾向を踏まえ、保護費支給の審査に係る優先順位を設ける等、適切な支援の実施に努めた。

このように、限られた予算や人的投入資源が効果的・効率的に使用されるよう努め、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

日 EU 人権対話をテレビ会議方式により実施することにより、職員の出張に係る経費を節減した。

施策目標の達成状況

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

外部有識者・研究機関との連携については、その時々に応じた重要な課題に関する委託研究や研究会の実施などを通じて、外部有識者や研究機関等との積極的な連携強化と、その知見の活用が図られた。対外発信の面では、「分かり易く、読み易い」外交青書の作成・発刊のほか、大臣等による政策スピーチを積極的に活用した外交政策の対外発信を一貫性をもって効果的に実施することができた。

2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

我が国は、第16回ARF閣僚会合を始めほぼすべてのARF関連会合等に参加し、また各国との間で二国間の安全保障対話を行い、率直な意見交換を行った。こうした我が国の具体的な行動は、関係国相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるものであり、アジア太平洋地域の平和と安定の確保という目標の達成に向けて進展があったと言える。

平成21年3月に海上警備行動が発令されことを受け、同月末からソマリア沖・アデン湾を航行する船舶に対する海上自衛隊の護衛艦による護衛活動及び6月からP-3C哨戒機による警戒監視活動等が開始され、同海域を航行する日本関係船舶の安全が向上した。また同月には、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（海賊対処法）」が成立し、7月に施行され、船籍国等を問わずすべての船舶に対する護衛が可能となった他、海賊行為の定義・犯罪化を行う等の法整備がなされた。また、ソマリア周辺国に対する海上保安能力向上支援に関して、我が国の主導によって国際海事機関にマルチドナー基金が設立された他、本件に関する国際協力メカニズムであるソマリア沖コンタクトグループ会合の第4回会合の議長国として国際社会の議論を主導した等、ソマリア海賊問題解決に向けた多層的な取組を着実に実施している。これらの諸施策の結果、海洋国家として、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策に適確に対処する（法的枠組みの整備を含む）という小目標の達成に向けて相当な進展があったと言える。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

(1) 我が国は、国際平和協力法に基づき、これまで実施してきた国連兵力引き離し監視隊(UNDOF)(ゴラン高原)への司令部要員及び輸送部隊の派遣、国連ネパール政治ミッション(UNMIN)への軍事監視要員の派遣及び国連スーダン・ミッション(UNMIS)への司令部要員の派遣に加え、新たに国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)に司令部要員及び施設部隊を派遣した。また、我が国は、医療、輸送、保管、通信等の後方支援能力を有する自衛隊の部隊を提供する用意がある旨を国連待機制度に登録した。さらに、物資協力として、スリランカの被災民を支援している国際移住機関(IOM)の活動に協力するため、テント、スリーピングマット、ビニールシート等の物資を提供した。このように我が国は、平成20年度に引き続き平成21年度においても、国際平和協力法に基づく積極的な貢献を果たし、また、その基盤を整備・強化することができた。

(2) 外務省は、平成19年9月に立ち上げた「平和構築人材育成事業」をコースの新設等で拡充し(予算:約3億2千万円)、日本及びアジアの文民約110名を育成した。

(3) 海上自衛隊は、テロ対策海上阻止活動に係る任務に従事している諸外国の軍隊等の艦船に対し艦船用燃料等の洋上補給(補給支援活動)を行った。海上阻止活動の下で行われるテロリストや麻薬等の海上移動の阻止・抑止は、アフガニスタン国内のテロリストの移動並びに物資及び資金の調達を含む行動の自由を制限することに一定の効果を有するものであり、このような海上阻止活動を下支えする補給支援活動には一定の成果があった。一方、補給支援活動が一時期に比べて減少してきたことに伴い、同活動の意味合いが小さくなってきていた面もある。なお、補給支援活動はその根拠法たる補給支援特措法の失効に伴い、平成22年1月15日をもって終了した。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

以下に示すとおり、平成21年度、本件施策ではいくつかの具体的な成果があり、小目標の達成に向けて進展があった。

(1) 国連、G8、アジア欧州会合(ASEM)等の国際テロ及び国際組織犯罪専門家会合等への積極的な参画、多国間・二国間協議の実施や人身取引対策政府協議調査団の派遣等により、法執行の強化、テロ資金、麻薬、人身取引対策、航空保安等の分野で各国と情報交換や政策協調を行い、国際社会における実効的で隙のない協力体制の構築へ一層貢献した。

(2) 平成 21 (2009) 年より APEC テロ対策タスクフォース (CTTC) 議長を務めており (任期 2 年間)、平成 21 年度においては 2 回の会合をリードした。また、平成 22 (2010) 年は APEC 議長エコノミーであることと併せ、シンガポールと共同で「テロ対策を通じての域内における海上貿易の促進」セミナーを東京で開催した (3 月)。海上貿易保全におけるテロの脅威や脆弱性につき認識を共有するとともに、各エコノミーが対処すべき各種事項を特定した点等で成果を挙げた。

(3) (イ) 国際テロ対策の分野では、ODA を活用しつつ、資金面での援助 (テロ対策等治安無償等) を行うとともに、各種テロ対策関連セミナーへの研修員の受入、専門家の派遣等によって知見・経験を共有する等のテロ対処能力向上支援を実施した。国際組織犯罪の分野では、東南アジア諸国及びアフガニスタンを中心に、腐敗対策をはじめとする国際組織犯罪関連の条約締結を促進するためのセミナーの実施、麻薬及び人身取引対策事業等を支援した。

(ロ) また、国内対策について、特に、人身取引分野では、犯罪対策閣僚会議の下で、「人身取引対策行動計画 2009」を改定するにあたって、必要な国内施策についての提案を積極的に行い、国内対策の強化に貢献した。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

我が国は、昭和 20 (1945) 年に設立された国際連合を 21 世紀にふさわしいものに変えていくため、我が国の常任理事国入りを含む安保理改革をはじめとする国連改革の実現に向け尽力した。こうした取組により、平成 21 (2009) 年 2 月から、国連総会非公式本会議で政府間交渉が開始され、改革の実現に向け、引き続き議論が行われている。また、我が国は安保理改革の進捗状況を踏まえつつ出来る限り頻繁に安保理理事国として国連での活動に取り組むため、平成 21 年 1 月から 2 年間、加盟国中最多となる 10 回目の安保理非常任理事国の任期を務めており、北朝鮮、イランの核問題、アフガニスタンなど、国際の平和と安全の維持にかかわる議論に力を発揮している。

平和構築委員会では、平成 19 年 6 月から約 1 年半務めてきた同委員会の議長職を、平成 21 (2009) 年 1 月にチリに引き継いだ後も、組織委員会メンバーとしてこれまでの平和構築支援の経験と知見を最大限活用し、対象国 (ブルンジ、シエラレオネ、ギニアビサウ及び中央アフリカ共和国) における平和構築戦略の策定と実施にイニシアティブをとってきている。

邦人職員の増強に関し、成果重視事業としての当初の目標 (平成 21 年 1 月までの 5 年間で 10% 増 (→ 671 名)) は平成 17 年度中に達成しているが、施策の目標は中長期的なものであり、今後も継続する。今後は、平成 21 年 1 月から平成 26 年 1 月までの 5 年間で、国連等国際機関における邦人職員数を 15% 増加し 814 名とすることを新たな事業目標として設定した。なお、平成 21 年度の具体的な成果は以下のとおり。

(1) 「国際社会協力人材バンクシステム」 (外務省国際機関人事センター HP を中心に、オンライン上で国際機関就職に係る情報提供を行うシステム) における各種サービス利用者が増加傾向にある。

(2) 国連等国際機関における邦人職員数 (各年 1 月 1 日現在) が増加傾向にあり、平成 22 年には、736 人に達している。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

我が国は、人権理事会の創設 (平成 18 (2006) 年) 以来の理事国として、国連の各種人権フォーラムの議論への参加や二国間の対話等を積極的に行い、各国・地域の人権状況等の改善に向け取り組んだ。その結果、具体的には以下のような進展が見られた。

(1) 多国間場裡

北朝鮮の人権状況について、拉致問題を含め各種問題を提起 (例: 国連総会本会議及び人権理事会における北朝鮮人権状況決議案の提案及び同決議案の採択 (賛成票数及び賛成・反対票差ともに前年度を

上回る結果)、普遍的・定期的レビュー (UPR) 北朝鮮審査への参加等)。

また、カンボジアの人権状況改善に向けた取組を推進 (例: 人権理事会におけるカンボジア人権状況決議案の提案及び同決議案の採択 (全会一致))。

上記に加え、分野別の取組を推進 (例: 国連の人権担当部門や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金を支援。人権理事会におけるハンセン病差別撤廃決議案の提案及び同決議案の採択 (全会一致)。国連ジェンダー新機関の創設に向け、効果的・効率的運営の観点から議論に貢献)。

(2) 二国間関係

日中人権対話を実施。その他、ミャンマーやカンボジア等に対し、首脳・外相を含むハイレベルの二国間会談を通じて、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを実施。

(3) 主要人権条約の履行

人権諸条約 (女子差別撤廃条約及び人種差別撤廃条約) に係る政府報告審査への参加及び我が国政府報告 (国際人権A規約政府報告等) の提出。

人権諸条約の実施に係る政策の推進 (例: 強制失踪条約を批准、「児童の権利条約に関するシンポジウム」の開催、障害者権利条約 (仮称) の早期締結に向けた検討、個人通報制度の受入れの是非についての検討等)。

(4) 人道分野 (難民等への支援)

条約難民に対する定住促進支援に加え、急速に増加した難民認定申請者の生活保護等の支援を実施。また、国際貢献等の観点から平成 22 (2010) 年度より新たに開始予定の第三国定住による難民受入れに向けた準備を実施。

今後の方針

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信は、今後も引き続き継続し、強化に努めていく。

2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ARF 機能強化、予防外交への取組促進、及び ARF 機能改善のための貢献等を適切に実施する。また、各国との安全保障対話や民間レベル (トラック 2) の枠組みを通じ、安全保障分野における協力関係を進展させる。

ソマリア沖海賊対策を着実に進展させるため、我が国自衛隊による海賊対処活動の継続に必要な支援・諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。また、関連国際会合に積極的に出席し、我が国による貢献を周知するとともに、諸外国との連携体制を更に強化する。さらには、本問題の根本的な解決に向けて、諸外国と協力しながら、二国間及び国際機関を通じた支援や施策を効果的に実施し (国際機関への拠出も含む)、我が国として持てる力を活かし、適切に貢献する。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

(1) 平和の維持及び構築に向け、より積極的な役割を果たすべく、国連 PKO 等への更なる人的・物的貢献について検討していく。

(2) 我が国の平和構築への取組を一層強化するため、引き続き平和構築人材育成事業を推進していく。

(3) 補給支援特措法の失効に伴い、平成 22 年 1 月 15 日をもって補給支援活動は終了したが、引き続き、国際社会によるテロ対策の枠組みに積極的・主体的に貢献していく。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

自国の安全確保のみならず、国際社会の平和と安定に貢献するという見地からも、各国と協力して国

際テロ及び国際組織犯罪対策に積極的に取り組む。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上, 望ましい国連の実現」について

引き続き, 安保理改革を始めとする国連の諸改革の進展に向けた貢献を継続する。また, 適切な研究・諮問・啓発・広報活動等により, 我が国の施策に対する内外の理解促進に努める。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

(1) 平成 23(2011)年までに, 人権理事会の活動と機能をレビューする予定となっているところ, 人権理事会理事国として, 実効性のある人権理事会の形成に向けて積極的に議論に参加する。

また, 国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金の活動を引き続き支援していく。「ハンセン病差別撤廃決議」に基づくガイドライン作成作業に協力するとともに, ガイドライン作成後のフォローアップ作業に尽力する。

(2) 人権状況に深刻な問題がある国については, (国連フォーラム等において国際社会と協調しつつ批判すべき点は批判し, 改善を求めるとともに,) 二国間外交においても, 積極的に, 各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。

(3) 政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め, 障害者権利条約 (仮称) 等の人権条約の早期締結に向けた取組を行うほか, 個人通報制度の受入れの是非につき, 真剣に検討を行う。

(4) 難民等への支援を継続するとともに, アジア地域で初となる, 平成 22(2010)年度からの難民の第三国定住の受入れのパイロットケースを然るべく実施する。

Ⅱ－１－１ 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

政策企画室長 相 航一

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ、中長期的な外交政策を立案すること。 【小目標】 1. 外部有識者・研究機関との積極的な連携強化 2. 読者に分かり易く、読み易い外交青書の作成 3. 大臣等による外交政策に関するスピーチの効果的な実施
施策の位置付け	特になし
施策の概要	(1) 委託調査、会合の実施を通じた外部有識者・研究機関（財）日本国際問題研究所（国問研）、英国国際戦略問題研究所（IISS）等との連携強化 (2) 外交政策の効果的な対外発信

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

外部有識者・研究機関との連携については、その時々に応じた重要な課題に関する委託研究や研究会の実施などを通じて、外部有識者や研究機関等との積極的な連携強化と、その知見の活用が図られた。対外発信の面では、「分かり易く、読み易い」外交青書の作成・発刊のほか、大臣等による政策スピーチを積極的に活用した外交政策の対外発信を一貫性をもって効果的に実施することができた。

課題

中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案の強化のためには、有識者・研究機関と継続的に連携を強化し知見を活用することが重要である。対外発信事業についても引き続き積極的に実施していく必要がある。

施策の必要性

我が国を取り巻く国際環境の変動に伴い、国際社会の中で日本の果たすべき役割が問われる中で、我が国が自らのビジョンと国益に立脚した主体的な外交を強力に展開することが重要となっている。このため、我が国外交の政策企画力の強化が求められており、有識者との意見交換や有識者の研究の成果も踏まえつつ、中長期的かつ総合的に外交政策を企画立案していくこと、さらに外交政策に対する国民の一層の理解と信頼を得られるよう、対外発信にも努めていくことが必要となっている。

施策の有効性

本施策が関わる、上位の基本目標（国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること）及び施策目標（国際の平和と安定に対する取組：国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資すること）を達成するためには、我が国が直面する諸課題に対し、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案するいわゆる政策構想力を強化して対応する必要がある。外部有識者との連携の強化は、外務省の政策企画立案を強化する上で有効であり、また、外交政策の対外発信は、国民に対する説明責任を果たし、国民の理解と信頼の下で外交政策を強力に推進するために重要である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、委託調査の実施や有識者・研究機関との会合の実施など、政策企画立案に資する施策、そして、大臣等による効果的なスピーチの実施や外交青書の作成など、外交政策の積極的な対外発信が進展した。このように投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった

無駄削減（経費節約のための取組）

委託調査の委託先決定に際して企画競争や見積もり合わせを行った結果、支出見込額を下回る金額で実施できた。また、外交青書作成契約について一般競争入札を実施することにより、支出額を削減することができた。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	501	485

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	9	8

単位：人（本省職員）

外部要因

特になし。

目標の達成状況

評価の切り口 1：知見の蓄積を目的とした委託調査、会合の実施による外部有識者との連携強化

その時々的重要な国際的課題に関する委託調査や研究会の実施など、国内外の有識者・研究機関との有機的かつ積極的な連携強化が図られた。詳細は、事務事業①「委託調査、会合の実施を通じた外部有識者（国問研、IISS 等）との連携強化」を参照。

評価の切り口 2：対外発信事業の強化

政策スピーチへの取組を強化し、大臣等による発信力の高いスピーチの作成・実施を行うことができた。また、外交青書の作成などを通じ、外交政策の積極的な対外発信を実施することができた。詳細は、

事務事業②「中長期的・戦略的外交政策の対外発信」を参照。

第三者の所見

堀本 武功 尚美学園大学大学院教授(京都大学大学院特任教授)

外部有識者（有識者）はいくつかの対外発信機能を備えている。第一は、個々人の研究報告や新聞・テレビ等のマスコミへのコメント・解説だけでなく、外務省等公的機関、研究機関などが組織する研究会・シンポなどにおいて意見を述べ、論考を作成することを通して日本の外交政策を広く国民に周知させる機能である。いわば、第2線の国内発信機能と言っても良からう。

第二には、有識者の持つ海外発信機能である。有識者は海外の専門家・政府関係者・マスコミ等の友人・知人（海外有識者）の人脈を持っている。有識者は、海外有識者の訪日時の面談・協議に加え、海外調査研究をおこなう際、外国のシンクタンク・研究所でのヒアリングや会議やシンポ等への参加および海外有識者との情報意見交換などを通じて、第2線的な海外発信機能を果たしていることになる。

このように考えてみると、国内発信の強化は海外発信の充実にも資することになり、全体的に見れば、有識者との連携は国内外への情報発信に有効な手だてとなっているのである。海外メディアによる日本のカバーが減少傾向を見せている今日、今後とも国内外に対する対外発信を積極的に進めていく必要がある。

従って、「目標の達成に向けて進展があった」との評価結果については、外部有識者との連携の観点から十分に首肯できるところである。

評価結果の政策への反映

今後の方針

中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信は、今後も引き続き継続し、強化に努めていく。

事務事業の扱い

（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- ① 委託調査、会合の実施を通じた外部有識者（国問研、IISS等）との連携強化 → 縮小
- ② 中長期的・戦略的外交政策の対外発信 → 今のまま継続

平成23年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	△	—	—

II-1-2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策

安全保障政策課長 滝崎 成樹
海上安全保障政策室長 原田 美智雄
平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること及び海上の安全を確保すること ----- 【小目標】 1. ASEAN 地域フォーラム（ARF）各種会合を通じた、優先的に取り組むべき 5 つの分野（テロ対策及び国境を越える問題、災害救援、不拡散及び軍縮、海上安全保障、平和維持活動（PKO））等における協力推進 2. 英、加、豪、仏との二国間対話を通じた信頼醸成、協力推進 3. 海洋国家として、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策に適確に対処すること（法的枠組みの整備を含む）
施策の位置付け	第 174 回国会外交演説、第 174 回国会総理施政方針演説、鳩山総理によるアジア政策講演（平成 21 年 11 月）に言及あり。
施策の概要	アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、アジア太平洋地域の唯一の政治・安全保障の多国間の枠組みである ASEAN 地域フォーラム（ARF）を活用する。また、各国との間で安全保障に関する二国間の対話の実施や民間レベル（トラック 2）の枠組みへの参加など、相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるよう努める。 海洋国家・貿易国家である日本にとって、海上航行の安全確保は極めて重要な課題であり、日本国民の生命及び財産の保護、海上輸送の安全確保のために、ソマリア沖・アデン湾海賊問題に対する取組を行っている。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

我が国は、第 16 回 ARF 閣僚会合を始めほぼすべての ARF 関連会合等に参加し、また各国との間で二国間の安全保障対話を行い、率直な意見交換を行った。こうした我が国の具体的行動は、関係国相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるものであり、アジア太平洋地域の平和と安定の確保という目標の達成に向けて進展があったと言える。

平成 21 年 3 月に海上警備行動が発令されことを受け、同月末からソマリア沖・アデン湾を航行する船舶に対する海上自衛隊の護衛艦による護衛活動及び 6 月から P-3C 哨戒機による警戒監視活動等が開始され、同海域を航行する日本関係船舶の安全が向上した。また同月には、「海賊行為

の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（海賊対処法）」が成立し、7月に施行され、船籍国等を問わずすべての船舶に対する護衛が可能となった他、海賊行為の定義・犯罪化を行う等の法整備がなされた。また、ソマリア周辺国に対する海上保安能力向上支援に関して、我が国の主導によって国際海事機関にマルチドナー基金が設立された他、本件に関する国際協力メカニズムであるソマリア沖コンタクトグループ会合の第4回会合の議長国として国際社会の議論を主導した等、ソマリア海賊問題解決に向けた多層的な取組を着実に実施している。これらの諸施策の結果、海洋国家として、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策に適確に対処する（法的枠組みの整備を含む）という小目標の達成に向けて相当な進展があったと言える。

課題

ARFは「信頼醸成」の段階から「予防外交」の段階に前進していることから、今後は予防外交（具体的な行動）に本格的に取り組むための機能強化が必要である。また、各国との安全保障分野での協力関係について、更なる進展を図る必要がある。

ソマリア沖海賊対策については、我が国の他、国際社会全体がこれに取り組んでおり、実際に船舶が乗っ取られる可能性は低下しているものの、海賊による攻撃の発生件数は依然として大幅に増加している他、その発生海域も拡大している。今後も、引き続き大きな脅威となっているソマリア沖海賊問題に対しての取組を強化していくとともに、国際社会と協力の上、この問題の根本的な解決に向けて、更なる進展を図る必要がある。

施策の必要性

依然として不透明・不確実な要素が残るアジア太平洋地域の平和と安定を確保していくためには、同地域における米国の存在と関与を前提とした上で、二国間及び多国間の対話や民間レベル（トラック2）の枠組みを重層的に用いて同地域の安全保障環境に影響を及ぼす各国との信頼醸成を促進し、安全保障環境を向上させていくことが必要である。ARFは、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域の唯一の政府間対話の場であり、閣僚会合を始め各種の関連会合等が開催されている。

我が国は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高く、船舶航行の安全確保は日本の経済社会及び国民生活にとって極めて重要である。なかでも、日本関係船舶の主要航路の一つであるソマリア沖・アデン湾において、昨今は多発急増している海賊は、我が国のみならず、国際社会にとっても脅威であり、政府としての対応が必要となる課題と言える。

施策の有効性

各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域において、欧州安全保障協力機構のような制度化された安全保障機構が構築されることは、少なくとも現時点では現実的ではない。むしろ、米国の存在と関与を前提としつつ種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していく方が、地域の平和と安定の確保のために現実的かつ適切な方策である。

ソマリア沖・アデン湾における海賊問題に的確に対処するためには、喫緊の課題への対応として海上自衛隊の護衛艦による護衛活動及びP-3C哨戒機による警戒監視活動等の海賊対処行動が有効と言える。これに加え、周辺国の海上保安能力の向上、さらには不安定なソマリア情勢の安定化といった中長期的な観点からの取組を含めた多層的な取組が、ソマリア沖海賊問題の根本的な解決のために重要な施策と言える。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下のように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) 安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における唯一の政府間対話と協力の場である ARF を活用しつつ、二国間の対話及び民間レベル（トラック 2）の枠組みを重層的に用いたことにより同地域の平和と安定の確保のための信頼醸成促進という観点から進展があった。

(2) ソマリア沖海賊の多発・急増により早期の対策が求められたという外的要因、並びに、本件を所掌する海上安全保障政策室が平成 21 年 4 月に新設されたばかりという種々の制約の中で、自衛隊の派遣に必要な諸般の調整、法案の提出や国会審議等への対応、我が国としての種々の貢献策の策定といった施策を、国際社会の他、我が国関係省庁、民間企業、有識者等とも連携しながら実施した。

無駄削減（経費節約のための取組）

前年度予算から大幅な増額はない一方で、各種会議への参加出張人数等を極力減らすなど、人的投入資源を押さえつつ、前年以上に多くの会合等への出席し、また主催するなど、前年度以上の成果があった。また、海上安全保障政策室を新設するにあたっては、必要な人員や予算等を他局等から振り替える等、経費節約のための所要の取組を行った上で実施した。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	19	26

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	14	14

単位：人（本省職員）

外部要因

アジア太平洋地域の平和と安定を確保する上では、多国間及び二国間の枠組みに加え、民間レベル（トラック 2）の枠組みを通じた政策が中心となることから、我が国の政策のみならず参加国・相手国の政策にも注視する必要がある。

ソマリア沖海賊対策については、我が国のみならず、諸外国による取組状況、同海域を航行する商船業界による取組、また、海賊問題の根本的な原因である不安定なソマリア情勢の動向等の影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口 1：ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進

アジア太平洋地域における安全保障面での唯一の政府間対話と協力の場である ARF では、これまでの会合を通じ、参加国自身を当事者とする問題（朝鮮半島情勢、ミャンマー問題等）を含め率直な意見交換を行う慣習が生まれつつあるとともに、具体的な信頼醸成措置（年次安保概観の提出、各種会合の開催等）が実施されている。また、ARF として初となる災害救援をテーマとした実動演習が行われるなど「対話から行動へ」の具体的な動きが見られている。こうして ARF が着実に前進している中、我が国は第 16 回閣僚会合を始めほぼすべての関連会合等に参加した。さらに、日独、日豪、日英、日仏、日加

等の二国間の安全保障対話においては、アジア太平洋地域の安全保障に影響を及ぼし得る事項等について率直な意見交換を行った。こうした多国間及び二国間の取組を通じ地域安全保障が促進された。詳細は、事務事業①「ASEAN 地域フォーラム (ARF), 及び各国との安保対話, 民間レベル (トラック 2) の枠組みへの参加・実施を通じた地域安全保障の促進に関する事業」を参照。

評価の切り口 2 : ソマリア沖・アデン湾における民間船舶の安全な航行の確保

ソマリア沖海賊問題への対応については、平成 21 年 6 月に海賊対処法が成立し、「海賊行為」を我が国にとっての犯罪行為としてその処罰規定を設けるとともに、保護対象が我が国のみならずあらゆる国々の船舶に拡大された。また船舶の護衛活動については、当面の応急措置として発令された海上警備行動下において 41 回で、のべ 121 隻、平成 21 年 6 月に成立した海賊対処法に基づく海賊対処行動においては、80 回で、のべ 627 隻の護衛を実施した。P-3C 哨戒機による警戒監視活動等の任務飛行は 183 回実施された。これらの活動に先立って、ジブチとの間で交換公文を締結する等、海賊対処活動の円滑な実施のための環境整備に係る種々の調整を行った。

また、国際場裏においては、ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ及びその作業部会会合に出席・議論に積極的に参加した他、第 4 回コンタクトグループ会合では議長国を務める等、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めた。我が国を含む国際社会及び商船業界の努力の結果、平成 21 年 (暦年) におけるソマリア沖・アデン湾での海賊発生件数 217 件のうち乗っ取られた船舶は 47 隻にとどまり、平成 20 年 (暦年) の 111 件中 42 隻と比較して、実際に乗っ取られた船の割合は 4 割強も減少し、この海域を航行する民間船舶の安全な航行の確保に貢献することができた。詳細は事務事業②「海賊対策等の検討・実施を通じた海上安全保障の促進に関する事業」を参照。

第三者の所見

中村 登志哉 名古屋大学教授

表記施策について、ARF をアジア太平洋地域における安全保障に関する唯一の政府間対話の枠組みとして重視し、各種関連会合に積極的に出席し、2 国間対話を重ねることは、日本の立場を訴え理解を得るためにも、この地域における信頼醸成・協力関係を築く上でも必須のことである。その意味において、これらの外交努力を重ねる一方で、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策として、海上自衛隊の護衛艦を派遣して護衛活動を実施したことは適切であり、「目標の達成に向けて進展があった」とする自己評価は概ね的確である。

この地域の安全保障を構想していく上で、米国の存在と関与が不可欠で、極めて重要であることは言うまでもないが、その一方で、この地域の安全保障上の懸念である北朝鮮やミャンマーなどの当事者を含む対話枠組みである ARF の存在も、直接対話のチャンネルとして、また信頼醸成と地域協力の面において貴重である。その意味で、「信頼醸成」から「予防外交」へと発展し、災害救援などの分野で実を上げつつある ARF に対応する形で、自衛隊、国際協力機構を含む人員を演習に派遣したことは、日本の積極姿勢をアピールするだけでなく、ARF がこの地域で果たす役割を発展させていく上でも適切なことであった。

また、ソマリア沖海賊対策として護衛艦を派遣したことにより、同海域を航行する関係船舶の安全の改善に貢献したことは評価されるべきことである。ただ、平成 21 年度は海賊発生件数に比して実際に乗っ取られた船舶の比率が対前年度比で大きく低下したとはいうものの、実数においては 47 隻と依然として若干増加しており、関係国との協力体制を築き、効果的な対策を講じることが急務と思われる。とりわけ日本にとっては、中東地域から日本へ原油を運ぶ重要なルートでもある。その意味で

ReCAAP-ISC の事務局長に 2 代続けて日本人を送り出し、人的にも貢献していることの意義は大きいと言える。安全保障に関連する外交政策は今後、これまで想定されてきた軍事・地域紛争のみならず、テロや自然災害、海洋安全保障への対応が益々求められていく可能性が大きい。平和国家を標榜する日本としても活躍の余地は大きく、積極的な対応が期待される。

評価結果の政策への反映

今後の方針

アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ARF 機能強化、予防外交への取組促進、及び ARF 機能改善のための貢献等を適切に実施する。また、各国との安全保障対話や民間レベル（トラック 2）の枠組みを通じ、安全保障分野における協力関係を進展させる。

ソマリア沖海賊対策を着実に進展させるため、我が国自衛隊による海賊対処活動の継続に必要な支援・諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。また、関連国際会合に積極的に出席し、我が国による貢献を周知するとともに、諸外国との連携体制を更に強化する。さらには、本問題の根本的な解決に向けて、諸外国と協力しながら、二国間及び国際機関を通じた支援や施策を効果的に実施し（国際機関への拠出も含む）、我が国として持てる力を活かし、適切に貢献する。

事務事業の扱い （詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

①ASEAN 地域フォーラム（ARF）、及び各国との安保対話、民間レベル（トラック 2）

の枠組みへの参加・実施を通じた地域安全保障の促進に関する事業

→ 拡充強化

②海賊対策等の検討・実施を通じた海上安全保障の促進に関する事業

→ 拡充強化

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	—	○

II-1-3 国際平和協力の拡充，体制の整備

安全保障政策課長 兼

国際平和協力室長 滝崎成樹

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡大すること，及びそれを実現するための国内基盤を整備・強化すること 【小目標】 1. 国際平和協力法に基づく国連 PKO 等への貢献の強化 2. 平和構築人材育成事業の拡充 3. 自衛隊と連携した国際平和協力活動の促進
施策の位置付け	第 174 回国会における外交演説に言及あり。
施策の概要	(1) 国際社会の平和と安定に向け，軍・警察・文民の連携をはかりつつ，国連 PKO 等への参加をはじめとする国際平和協力を推進・拡充した。 また，国際平和協力の裾野を広げるため，平和構築人材育成事業の促進をはじめ国内基盤を整備・強化した。 (2) インド洋でテロリスト及び武器・麻薬等テロ関連物資の海上移動を阻止・抑止するための作戦を継続しているコアリション各国への支援を行うため，インド洋において自衛隊艦船によるコアリション艦船への給油活動等を実施した。本活動は，根拠法の失効に伴い，平成 22 年 1 月 15 日をもって終了した。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

(1) 我が国は，国際平和協力法に基づき，これまで実施してきた国連兵力引き離し監視隊(UNDOF) (ゴラン高原) への司令部要員及び輸送部隊の派遣，国連ネパール政治ミッション(UNMIN) への軍事監視要員の派遣及び国連スーダン・ミッション(UNMIS) への司令部要員の派遣に加え，新たに国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH) に司令部要員及び施設部隊を派遣した。また，我が国は，医療，輸送，保管，通信等の後方支援能力を有する自衛隊の部隊を提供する用意がある旨を国連待機制度に登録した。さらに，物資協力として，スリランカの被災民を支援している国際移住機関(IOM) の活動に協力するため，テント，スリーピングマット，ビニールシート等の物資を提供した。このように我が国は，平成 20 年度に引き続き平成 21 年度においても，国際平和協力法に基づく積極的な貢献を果たし，また，その基盤を整備・強化することができた。

(2) 外務省は，平成 19 年 9 月に立ち上げた「平和構築人材育成事業」をコースの新設等で拡充し(予算：約 3 億 2 千万円)，日本及びアジアの文民約 110 名を育成した。

(3) 海上自衛隊は、テロ対策海上阻止活動に係る任務に従事している諸外国の軍隊等の艦船に対し艦船用燃料等の洋上補給(補給支援活動)を行った。海上阻止活動の下で行われるテロリストや麻薬等の海上移動の阻止・抑止は、アフガニスタン国内のテロリストの移動並びに物資及び資金の調達を含む行動の自由を制限することに一定の効果を有するものであり、このような海上阻止活動を下支えする補給支援活動には一定の成果があった。一方、補給支援活動が一時期に比べて減少してきたことに伴い、同活動の意味合いが小さくなってきていた面もある。なお、補給支援活動はその根拠法たる補給支援特措法の失効に伴い、平成22年1月15日をもって終了した。

課題

(1) 引き続き国連PKOをはじめとする国際平和協力活動に対する人的・物的貢献を積極的に検討し、国際社会の平和と安定に貢献していく。また、平成22年度で4期目となる平和構築人材育成事業については、中長期的視点から国際平和協力のための人材育成の一層の拡充・整備を図る。

(2) アフガニスタン等における国際的な安全保障環境を改善するための国際社会の取組の状況、現地の情勢を踏まえ、将来の我が国の人的貢献の在り方等を検討することが必要である。

施策の必要性

(1) 冷戦終結後、世界各地で紛争が多発し、平和構築への取組の必要性は格段に増大している。国連PKO等の要員数も増大するとともに、その任務も多様化していることを踏まえ、我が国としては、国連PKO等への人的貢献等を強化することが必要不可欠である。また、国連PKO、国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大しているところ、平和構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が急務である。

(2) 世界の主要なエネルギーの供給地域である中東地域の平和と安定を確保することは、我が国を含む国際社会全体の平和と繁栄に直結する重要な問題である。アフガニスタンの復興が失敗しこれらの国がテロの温床となれば、中東地域のみならず我が国自身の安全も脅かされることとなる。各国が持てる力を持ち寄ってこれらの国の復興に取り組んでいる中で我が国としての責任を果たすためにも、アフガニスタン情勢等にかんがみ、自国の特性等を生かした取組を行う必要がある。

施策の有効性

(1) 国際平和協力法に基づく国連PKO等への要員派遣・物資協力の実施は、国際社会の平和構築への取組に資するとともに、我が国の国際社会におけるプレゼンスの向上につながる。

平和構築人材育成事業の日本人修了生は、東ティモールやスーダン等の平和構築の現場で活躍しており、平和構築の現場で活躍できる文民専門家を育成するという本件事業の目的は達成されている。

(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現するためには、アフガニスタン等において国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動に積極的に取り組む必要があり、現下のアフガニスタン情勢等にかんがみれば、補給支援特措法に基づく自衛隊の活動を、政府開発援助等他の施策とともに実施することは、一定の成果があった。

施策の効率性

(1) 国際平和協力に関する活動の全般については、限られた予算及び人的投入資源を効率的に活用し、我が国の政策の分析や国際社会における取組に関する情報収集、有識者・NGOなど政府内外のネットワーク構築など、主としてソフト面の取組を重視し、低コストで高い成果をあげ、施策が進展した。

このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(2) アフガニスタン及びその周辺で国際社会がテロとの闘いを進める中、海上阻止活動を行う各国の部隊に対する給油支援等を実施することは、本施策の目標を達成するために効率的な手段であり、自衛隊以外には行い得ないものである。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	196	183

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	24	23

単位：人（本省職員）

外部要因

(1) 国際平和協力法に基づく活動は、対象となる地域の情勢、国連安全保障理事会の決議のほか、活動に関わる国際機関、関係国政府、NGO など極めて多数の主体の影響を受ける。

(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現するため、アフガニスタンへの支援を実施するに際しては、現地における治安情勢、復興の進捗状況のほか、国際機関や他国の取組の動向によって我が国の支援の必要性や効果が影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口 1：国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進

平成 21 年度は、これまで実施してきた国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）（ゴラン高原）への司令部要員及び輸送部隊の派遣、国連ネパール政治ミッション（UNMIN）への軍事監視要員の派遣及び国連スーダン・ミッション（UNMIS）への司令部要員の派遣に加え、以下の取組を新たに実施した。

- (1) 国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）に対し、新たに司令部要員 2 名及び自衛隊の施設部隊約 350 名を派遣
- (2) スリランカの被災民を支援している国際移住機関（IOM）の活動に協力するため、テント、スリーピングマット、ビニールシート等の物資を提供
- (3) ①医療（防疫上の措置を含む。）、②輸送、③保管（備蓄を含む。）、④通信、⑤建設、⑥機械器具の据付け、検査又は修理の後方支援能力を有する自衛隊の部隊を提供する用意がある旨を国連待機制度に登録

詳細は、事務事業①「国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進」を参照。

評価の切り口 2：平和構築人材育成事業の日本人修了生の就職実績

平和構築の現場で活躍できる人材の育成という観点からは、本研修の終了後、平和構築関連の機関に就職できるかどうか为本事業の評価の重要な切り口の一つとなる。

これまでの同事業の日本人修了生 28 名（外務省からの参加者 2 名は除く）中 26 名（約 92%）が国連 PKO ミッション（UNMIS、国連アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）等）や平和構築に関連

する国際機関等（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連開発計画（UNDP）等）に就職しており、本事業が大きな成果を上げていることを示している。

詳細は、事務事業②「平和構築人材育成事業の拡充」を参照。

評価の切り口3：インド洋における人的貢献の成果とこれに対する各国の評価

以下の通り、我が国の人的貢献の成果が見られ、これらの貢献に対して各国から高い評価を得ている。

海上自衛隊は、インド洋においてテロ対策海上阻止活動に係る任務に従事している各国艦船への補給支援として、平成13年12月から平成19年10月までに、旧テロ対策特措法に基づき計11か国に対し、合計約48.7万キロリットルの給油を実施し、さらに、平成20年2月から平成22年1月までに、補給支援特措法に基づき、計8か国に対して合計約27,005キロリットル（艦船用燃料）の給油を実施した。こうした自衛隊の活動について、米国、アフガニスタン、パキスタン、国連等の要人から謝意が表明されている。（詳細は、事務事業③「国際平和協力活動（アフガニスタンでの復興・テロ対策）への自衛隊派遣に関する事業」を参照。）一方、補給支援活動が一時期に比べて減少してきたことに伴い、同活動の意味合いが小さくなってきていた面もある。

第三者の所見

中村 登志哉 名古屋大学教授

PKOをはじめとする国際平和への貢献活動については、いうまでもなく日本の国際プレゼンスを維持、向上させるために必要不可欠なものであり、限られた予算でどのように人員を派遣し、効果的な実績を積み上げるかは決定的に重要である。既に展開しているUNDOFなどに加えて、ハイチへの人員派遣、スリランカへの物資提供を実施したことは適切であった。また、平和構築人材育成事業の拡充は、国際平和協力の分野で活躍する人材を送り出す極めて重要な役割を担うが、日本人修了生の9割以上が平和構築関連の国際機関などに就職していることをみると、一定の成果が上がっている。この事業は大学などの高等教育機関との連携が不可欠であり、地道な努力も求められるが、世界各地の実情にも通じた平和構築の人材が育成されれば、国際平和協力への人的貢献になるはずである。日本は国際社会において「金を出すが、人は出さない」といわれて久しいが、このような人材育成事業の成果として国際平和協力の分野で活躍する人材が増えていけば、先のような見方を徐々に修正し、日本の国際プレゼンスを向上することにも着実につながっていくと考えられる。これらのことから、「目標の達成に向けて進展があった」とする評価は、概ね妥当であると評価できる。

インド洋における給油活動については、アフガニスタンにおけるテロ対策の国際連携の一環として、関係国艦船への給油を実施し、テロリストの物資・資金などの移動を阻止する活動に貢献したことの意義は小さくない。根拠法の失効により活動を終了したことは、状況の変化に応じて活動の在り方を随時見直すことの必要性は言うまでもないことであり、その意味において理解されるべきものである。ただ、一定の評価を得た活動であるからこそ、その終了に当たっては十分な説明と調整が必要である。また、国際平和協力に対する日本の姿勢はこの活動終了後も、引き続き積極的であることを日常の外交活動を通じてアピールすることが求められる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

(1) 平和の維持及び構築に向け、より積極的な役割を果たすべく、国連 PKO 等への更なる人的・物的貢献について検討していく。

(2) 我が国の平和構築への取組を一層強化するため、引き続き平和構築人材育成事業を推進していく。

(3) 補給支援特措法の失効に伴い、平成 22 年 1 月 15 日をもって補給支援活動は終了したが、引き続き、国際社会によるテロ対策の枠組みに積極的・主体的に貢献していく。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください)

- | | |
|---|-------------|
| ① 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進 | → 拡充強化 |
| ② 平和構築人材育成事業の拡充 | → 内容の見直し・改善 |
| ③ 国際平和協力活動（アフガニスタンでの復興・テロ対策）への自衛隊派遣に関する事業 | → 終了・中止・廃止 |

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	—	○

Ⅱ－１－４ 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組

国際テロ対策協力室長 永井克郎

国際組織犯罪室長 平松 武

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	国際テロ対策に貢献すること，国境を越える組織犯罪への対処のための国際的な連携・協力を強化すること。 【小目標】 1. 多国間・二国間協議を通じた各国との政策協調及び連携強化 2. アジア太平洋経済協力（APEC）議長エコノミーとしての議論のリード 3. テロ及び組織犯罪の国内対策及び途上国の対処能力強化
施策の位置付け	第 174 回国会施政方針演説及び外交演説に言及あり。
施策の概要	多様化・複雑化する国際テロ及び国際組織犯罪の防止のために，国際社会の一致した継続的取組が重要であることから，我が国は①国内対策の強化，②幅広い国際協力の推進，③途上国の対処能力向上支援，を基本方針に掲げている。具体的には，二国間に加え，国連，G 8 等の多国間枠組みも利用し，国際テロ及び国際組織犯罪に対処するための国際的な法的枠組みの強化や，途上国の国際テロ及び国際組織犯罪分野への対処能力向上支援等に取り組んでいる。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

以下に示すとおり，平成 21 年度，本件施策ではいくつかの具体的な成果があり，小目標の達成に向けて進展があった。

- （１）国連，G 8，アジア欧州会合（ASEM）等の国際テロ及び国際組織犯罪専門家会合等への積極的な参画，多国間・二国間協議の実施や人身取引対策政府協議調査団の派遣等により，法執行の強化，テロ資金，麻薬，人身取引対策，航空保安等の分野で各国と情報交換や政策協調を行い，国際社会における実効的で隙のない協力体制の構築へ一層貢献した。
- （２）平成 21（2009）年より APEC テロ対策タスクフォース（CTTC）議長を務めており（任期 2 年間），平成 21 年度においては 2 回の会合をリードした。また，平成 22（2010）年は APEC 議長エコノミーであることと併せ，シンガポールと共同で「テロ対策を通じての域内における海上貿易の促進」セミナーを東京で開催した（3 月）。海上貿易保全におけるテロの脅威や脆弱性につき認識を共有するとともに，各エコノミーが対処すべき各種事項を特定した点等で成果を挙げた。
- （３）（イ）国際テロ対策の分野では，ODA を活用しつつ，資金面での援助（テロ対策等治安無

償等)を行うとともに、各種テロ対策関連セミナーへの研修員の受入、専門家の派遣等によって知見・経験を共有する等のテロ対処能力向上支援を実施した。国際組織犯罪の分野では、東南アジア諸国及びアフガニスタンを中心に、腐敗対策をはじめとする国際組織犯罪関連の条約締結を促進するためのセミナーの実施、麻薬及び人身取引対策事業等を支援した。

(ロ) また、国内対策について、特に、人身取引分野では、犯罪対策閣僚会議の下で、「人身取引対策行動計画 2009」を改定するにあたって、必要な国内施策についての提案を積極的に行い、国内対策の強化に貢献した。

課題

テロ対策は複雑で息の長い取組が必要とされるため、継続性を維持しつつも、柔軟で多面的なアプローチによる取組を発展させることが課題である。

国際組織犯罪対策については、我が国が未締結である関連条約締結に向けて引き続き努力することが必要であり、国内における人身取引対策の強化や途上国における犯罪防止対策事業などで、より積極的なイニシアティブをとっていくことが課題である。

施策の必要性

- (1) 情報通信の高度化、人の移動の拡大等に代表されるグローバル化の進展に伴い、国際テロ及び国際組織犯罪は複雑、多様化し、より一層国際的な脅威となっている。国際テロ対策協力に関しては一定の成果もみられるが、国際テロ組織及び関連団体の勢力は未だ軽視し得ない。また、国際テロ組織から独立しつつも、その思想・手法を真似る組織による過激主義運動が新たな脅威を形成している。さらに、テロ組織と、薬物、資金洗浄、人身取引等の国際組織犯罪とが相互に関連している場合もある。これらに効果的に対処するためには、一国にとどまることなく、国際的な連携や協力を強化することが不可欠である。
- (2) テロは、いかなる理由をもってしても正当化できず、断固として非難されるべきものである。テロを撲滅・防止するために、①国内のテロ対策の強化、②国際的な協力の推進、③途上国等に対するテロ対処能力向上支援、の3点を中心に、粘り強い努力が必要である。
- (3) 国際組織犯罪を防止するために、国連薬物犯罪事務所 (UNODC) 等の国際機関とも連携しつつ、貧困、政府やコミュニティの能力不足、法の支配と市場経済の崩壊等、犯罪を生み出す要因に注目し、社会経済的側面にも焦点を当てた支援策の実施 (代替開発支援、刑事司法・法執行制度整備支援、被害者の社会への再統合等) が必要である。

施策の有効性

- (1) テロリストや犯罪者は、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限活用し、国境を超えてネットワークを張り巡らせて資金や武器を調達し、移動を試みている。したがって国連、G8、金融活動作業部会 (FATF) 等の国際枠組みに積極的に参画し、出入国管理や交通保安、資金洗浄対策等の分野で隙のない国際体制作りにも貢献することが極めて有効である。特に、テロ資金供与防止条約等のテロ防止関連 13 条約や国際組織犯罪防止条約の締結・履行、関連国連安保理決議の着実な履行を促進し、国際的な法的枠組みを整備することは、各国の国内刑事・司法制度を強化し、テロリスト及び犯罪者に安住の地を与えない国際環境作りにも資する。また、FATF 等による相互審査や技術協力等の取組は、国際組織犯罪の防止措置が不

十分な国に対して積極的な対策を促し、世界的な体制の構築を促す効果を持つ。

- (2) 途上国の中には、国際テロ及び国際組織犯罪対策に向けた政治的意思はあるが、その対処能力が必ずしも十分でない国が存在する。特に、我が国の権益が集中する東南アジア地域を対象として、我が国の安全に関連する分野で、設備・機材の整備等に関する資金面での援助や人材の育成等を実施し、途上国の対処能力向上を支援することは、我が国自身の安全にも裨益する。
- (3) 麻薬や人身取引等の国際組織犯罪について、生産（送り出し）、中継、需要（受入）国とが政府間協議等の場を通じて密接に連携して対処することは、国境をまたいだ犯罪の防止と被害の減少・緩和に役立つ。

施策の効率性

限られた予算・人的投入資源の中で、事業に優先順位を付け、特に重要と考えられる事業を実施した。特に、G8の国際テロ及び国際組織犯罪専門家会合は、国内で連携する省庁も多く、出入国管理や交通保安、資金対策等の幅広い分野で、先進国の取組の足並みを一斉に揃えることができるとともに、国際テロ及び国際組織犯罪に関する最新の課題を把握できる貴重な機会となっている。また、APECの枠組みで開催した「テロ対策を通じての域内における海上貿易の促進」セミナーは、対象国から高い評価を得ているほか、実施にあたって協力を得ている先進国、国際機関からも有意義な取組であるとの評価を得ている。加えて、「日ASEANテロ対策対話」を活用し、積極的に協議・協力し、着実に日ASEAN間のテロ対策協力の具体化を進めてきている。同対話では、日ASEAN統合基金を活用して具体的プロジェクトを動かせるなど、当該分野での地域協力を促進していく貴重な枠組みであると、ASEAN各国より高く評価を得ている。これらの多国間協議とともに、個別の二国間協議と組み合わせることにより、国際テロ及び国際組織犯罪対策として高い効果を生んでおり、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	10	9

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	16	16

単位：人（本省職員）

外部要因

国際的なテロ・組織犯罪対策の強化は、国際的な枠組みに参加する各国の立場や国連等の国際機関の対応等に影響される。特に関連安保理決議、G8の決定等で国際的な基準が成立した場合には、これに従った対応が求められる。

また、国際テロ及び国際組織犯罪対策の分野における途上国等のテロ対処能力向上支援は、例えば、専門家の途上国への派遣や、国内担保法の整備、取締りや被害者の保護等において関係省庁・機関等との連携協力が不可欠であり、外務省単独で施策を遂行できるわけではない。特に、途上国支援については、我が国ODAの予算、人材等に一定の制約があるのに加え、支援対象国の施策、受入体制、我が国に対する要請の優先度等にも、その効果・効率性が左右される。

目標の達成状況

評価の切り口 1：国際的なテロ対策協力の強化

二国間及び多国間のテロ対策協議を通じて協力が強化され、国際テロ対策の推進に貢献した。詳細は、事務事業①「国際的なテロ対策協力の強化」を参照。

評価の切り口 2：途上国等に対するテロ対処能力向上支援の強化

我が国の安全と繁栄にとって重要な東南アジア太平洋地域を重点として、ODA を活用しつつ、各種テロ対策関連セミナー開催、研修員受入、専門家派遣、機材供与等、対象国のテロ対処能力の向上を支援した。詳細は、事務事業②「途上国のテロ対処能力向上支援」を参照。

評価の切り口 3：国際組織犯罪対策における国際協力の進展

国連麻薬委員会や国連犯罪防止刑事司法委員会をはじめとする国際会議への参加、マネーロンダリングの防止・対策に資する情報交換枠組み設定への参画、人身取引に関する政府協議調査団の派遣や国際機関を通じた社会経済開発支援・被害者保護事業を実施し、国際組織犯罪対策における国際協力に取り組んだ。詳細は、事務事業③「国際組織犯罪対策における国際協力の進展」を参照。

第三者の所見

古川 勝久 社会技術研究開発センターフェロー

近年、国際テロ・組織犯罪は、世界中の様々な国々において安全保障上の最重要課題の一つとして位置付けられている。これらの国々との交易・交流に依存する日本としても、経済・治安の安定等の国益の観点から、また国際社会におけるリーダーシップ発揮の観点からも、これらの課題に積極的に取り組むべきであることに議論の余地はない。一般的に、世界各地の被援助国で日本の支援策は高く評価されてきた。被援助国の文化や社会に対して細心の配慮を払い、援助策を注意深くデザインしてきた結果であろう。

しかし、日本にとっては、近年、ODA 予算がますます減額されており、援助の持続性をいかに確保できるかが大きな課題となっている。日本がいかに良い支援策を実施しようとも、それをより広範囲かつ長期に実施する能力は限られている。

日本政府が単独でなしうる支援策には限界がある以上、外務省は他の先進諸国や、日本の関係省庁、民間セクター等とより緊密な協力・協調体制を築きながら、かつ国際協力をも推進する必要がある。外務省のセミナーや多国間・二国間協議等では、これらの関係機関がどれほど積極的に参加しているのか？単に「出席」したか否かだけでなく、どれほど議論に貢献したのか、実質的な評価が必要であろう。また、日米豪テロ協議は数何年間継続されてきたが、能力増強支援等において具体的に三ヶ国間でどのような政策協調が実現したのか？説明が望まれる。

加えて、数多くの取組が複数年度にわたって継続されてきた。単年度の成果だけでなく、当該施策を行った結果、何年かけてどのような成果が生まれたのか、時系列で成果をトレースすることも重要であろう（例：ベトナムにおける腐敗対策セミナーを実施した結果、それが後にベトナムにどのような変化をもたらしたのか？）。

国際機関を通じた国際協力（例：国連を通じたアフガニスタンでの麻薬対策支援）では、日本の貢献度合いを評価するために何らかの指標が必要と思われる。

国際協議の実施や国際会合への参加についても、「積極的な参画」、「会合をリードした」というだけ

でなく、アジェンダの設定や合意形成等において、日本の見解やポジションがどこまで反映されたのか、説明が待たれる。

今後、2015年のアセアン共同体設立を考えれば、アジア太平洋地域でのこのような取組をより積極的に推進する必要がある。加えて、グローバル化のトレンドを考慮するならば、イエメンやソマリアなど、アジア太平洋地域以外の懸念国に対するアウトリーチ活動も不可欠といえる。このためにはより多くの人員と予算が配分されることが不可欠であろう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

自国の安全確保のみならず、国際社会の平和と安定に貢献するという見地からも、各国と協力して国際テロ及び国際組織犯罪対策に積極的に取り組む。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください)

- | | |
|----------------------|----------|
| ①国際的なテロ対策協力の強化 | → 今のまま継続 |
| ②途上国のテロ対処能力向上支援 | → 今のまま継続 |
| ③国際組織犯罪対策における国際協力の進展 | → 今のまま継続 |

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	○

Ⅱ－１－５ 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、 望ましい国連の実現

国連企画調整課長 紀谷昌彦
国連政策課長 小林賢一
平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	国連において我が国の地位を向上させるとともに、国際機関においてより多くの邦人職員の意思決定プロセスへの参画を促進する。また、これらを通じ我が国の国益と国際社会共通の利益により資する望ましい国連の実現に貢献すること ----- 【小目標】 1. 国連改革に向けた取組を推進すること 2. 邦人職員の増強のための取組を推進すること
施策の位置付け	鳩山総理の第 64 回国連総会一般討論演説（平成 21 年 9 月 24 日、於：NY）及び第 174 回国会外交演説に言及あり。
施策の概要	安保理改革及びその他の国連改革の議論を推進させる。これらの改革に関する我が国の立場・考え方に対する理解を促進し、支持の拡大を図る。同時に、これらの改革推進のための国内体制の強化、広報を通じた理解の促進及び人材育成を図る。国連等国際機関において、著しく少ない水準にある邦人職員について、その数の増加と質的向上を目指し、必要な措置をとる。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

我が国は、昭和 20（1945）年に設立された国際連合を 21 世紀にふさわしいものに変えていくため、我が国の常任理事国入りを含む安保理改革をはじめとする国連改革の実現に向け尽力した。こうした取組により、平成 21（2009）年 2 月から、国連総会非公式本会議で政府間交渉が開始され、改革の実現に向け、引き続き議論が行われている。また、我が国は安保理改革の進捗状況を踏まえつつ出来る限り頻繁に安保理理事国として国連での活動に取り組むため、平成 21 年 1 月から 2 年間、加盟国中最多となる 10 回目の安保理非常任理事国の任期を務めており、北朝鮮、イランの核問題、アフガニスタンなど、国際の平和と安全の維持にかかわる議論に力を発揮している。

平和構築委員会では、平成 19 年 6 月から約 1 年半務めてきた同委員会の議長職を、平成 21（2009）年 1 月にチリに引き継いだ後も、組織委員会メンバーとしてこれまでの平和構築支援の経験と知見を最大限活用し、対象国（ブルンジ、シエラレオネ、ギニアビサウ及び中央アフリカ共和国）における平和構築戦略の策定と実施にイニシアティブをとってきている。

邦人職員の増強に関し、成果重視事業としての当初の目標(平成 21 年 1 月までの 5 年間で 10% 増(→671 名))は平成 17 年度中に達成しているが、施策の目標は中長期的なものであり、今後も継続する。今後は、平成 21 年 1 月から平成 26 年 1 月までの 5 年間で、国連等国际機関における邦人職員数を 15%増加し 814 名とすることを新たな事業目標として設定した。なお、平成 21 年度の具体的な成果は以下のとおり。

(1)「国際社会協力人材バンクシステム」(外務省国際機関人事センターHP を中心に、オンライン上で国際機関就職に係る情報提供を行うシステム)における各種サービス利用者が増加傾向にある。

(2) 国連等国际機関における邦人職員数(各年 1 月 1 日現在)が増加傾向にあり、平成 22 年には、736 人に達している。

課題

安保理をはじめとする国連の組織改革や国連事務局の行財政改革はすべて実現したわけではなく、改革に向けた取組を引き続き進めていくことが必要であり、我が国は改革の実現に向け議論を継続して主導していく。また、国連等国际機関に勤務する邦人職員について、より一層の増強を目指す。

施策の必要性

国連は、設立後 65 年を経ており、その組織には現在の世界情勢にそぐわない面も出てきている。国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を実現し、その中で我が国の国益も確保していくためには、テロや紛争、継続する貧困や感染症など現在の課題に効果的に対処できるよう安保理改革を含む国連改革を進めることが必要不可欠となっている。そのプロセスの中で、我が国の地位を向上させるために、改革の議論を我が国が主導し、実現への途をつけていくことが必要である。

また、近年のグローバル化を背景に、国連等国际機関及びこれら国際機関に勤務する職員の責務の重要性が高まっている。一方で、国連等国际機関に対する我が国の財政的貢献と比較して、これら国際機関における邦人職員は著しく少ない状況にあるため、国際機関等における邦人職員の任用及び勤務に関する事項を所掌する外務省が、責任を持って邦人の国際機関への参画の促進に取り組む必要がある。

施策の有効性

国連を通じ我が国及び国際社会共通の利益を確保し、また、国連において我が国の地位を向上させるためには、我が国が主要国とも連携しつつ安保理改革その他の国連改革の具体案を示し、これを実現させるために主要国や関心国と議論を深め、実現可能な案の作成に努める。また、国連における公式、非公式な会合で我が国の立場を多くの加盟国に受け入れられる形で主張し、まとめていくことが最も有効である。そもそも、我が国は第 2 位の国連財政負担国の地位を保持し、改革に向けて十分にその意図を反映されるべき立場にある。

邦人職員の増強に関しては、国連等国际機関への就職に向けての広報及び情報提供や、国際機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国際機関への働きかけにより、近年国際機関勤務の邦人職員数が増加傾向にあり(平成 14 年: 521 人 → 平成 22 年: 736 人)、今後も着実にこれらの施策を実施することで、さらに中長期的に成果が現れることが期待できる。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、国連改革や邦人職員の増強において、それぞれ以下のような進展が見られ施策が進展した。

(1) 安保理改革

政府間交渉や様々な国際会議、二国間首脳・外相会談の機会を捉え、引き続き各国と議論を続け、改革に向けた機運を高めることに貢献した。

(2) 行財政改革

他の主要財政負担国との意見交換や連携を通じ、改革を推し進めた。

(3) 邦人職員の増強

「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供及び国連等国際機関に勤務する邦人職員数ともに増加した。

このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

事業実施にあたっては、競争入札を実施する等により、経費節約に努めた。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	71	64

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	39	40

単位：人（本省職員）

外部要因

安保理改革その他の国連改革の推進については、我が国ばかりでなく、他の国連加盟国の意向に左右される面が大きい。

国連等国際機関における職員の採用については、これら国際機関での空席ポストの出現状況のほか、当該空席ポストに求められる資質・能力に合致する邦人候補者の存在の有無や、他国の候補者との競合といった点によっても、その効果が左右される面がある。

目標の達成状況

評価の切り口 1：安保理改革及びその他の国連改革の進展

平成 21 年 2 月には、国連総会非公式本会議で政府間交渉が開始され、我が国はこの交渉の進展に中心的な役割を果たしている。また、同年 1 月からは加盟国中最多の 10 回目の国連安保理非常任理事国の任期を務めている。こうした取組により、国際社会での影響力を高め、我が国の立場・考え方に対する理解を促進することに貢献できた。また、行財政分野においては、国連総会第 5 委員会での審議への積極的な参加を通じ、安全/保安体制の拡充や予算プロセス改革等をめぐる議論に貢献した。詳細は、事務事業①「安保理改革及びその他の国連改革の議論の推進、安保理改革及びその他の国連改革について

の我が国の立場・考え方に対する理解の促進・支持の拡大を図ること」を参照。

評価の切り口 2：国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動を通じた活動の進展

平成 21 年度は国連の活動及び我が国の国連政策に関して、広報キャンペーン「いっしょに国連」を始めとする様々な啓発、広報活動を行った。また、国連政策研究会、安保理学界ネットワーク、国連改革に関するパブリックフォーラムといった意見交換の場を通じて我が国の国連政策に関する研究者や NGO との連携も一層深めた。詳細は、事務事業②「安保理改革を含む国連改革推進のための国内体制の強化、広報を通じた国内的理解の促進、人材の育成」を参照。

評価の切り口 3：「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供の推進及び国際機関における邦人職員数

(1) 外務省国際機関人事センターHP へのアクセス件数（年平均。単位：件／月）

平成 17 年	40,364	件／月
平成 18 年	39,690	件／月
平成 19 年	41,395	件／月
平成 20 年	48,765	件／月
平成 21 年	51,654	件／月

(2) 空席情報メール配信サービス（国際機関における空席ポスト情報を毎月 2 回、電子メールで登録者に送信するサービス。毎回約 300～400 件の空席情報を提供。）における配信件数（月平均。単位：件）

平成 17 年（暦年）	143,380	件
平成 18 年（暦年）	157,876	件
平成 19 年（暦年）	178,773	件
平成 20 年（暦年）	198,118	件
平成 21 年（暦年）	205,087	件

(3) ロスター登録（国際機関への就職希望者の経歴等をあらかじめ登録し、個々人に合致すると思われる空席ポストが公募された際に、応募を勧めるシステム）における登録件数（単位：人）

平成 17 年（月平均）	791	人
平成 18 年（月平均）	893	人
平成 19 年（月平均）	997	人
平成 20 年（月平均）	1101	人
平成 21 年（月平均）	1157	人

(4) 国際機関における邦人職員数（国連システムにおける専門職以上。各年 1 月 1 日現在。単位：人）の増強

年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
計	610	642	671	676	698	708	736
うち幹部職員	59	60	58	61	58	65	67

詳細は、事務事業③「国際機関における邦人の参画の促進及び邦人職員の増強」を参照。

第三者の所見

星野 俊也 大阪大学大学院教授

今日の世界において、国連は日本の国益と国際社会共通の利益の増進にとり、「不可欠」ではあるが「不完全」な国際機関と言える。その不完全さの象徴的な現象が、日本の外交的、財政的、人的貢献などが必ずしも国連における日本の正当な地位や邦人職員の参画や増強に結び付かない現状に反映されている。ここには歴史的、構造的な要因がありその多くは外部的なものであり、変革は決して容易ではない。だが、このことは、今日の世界情勢を適正に反映し、国連の中での日本の地位の向上や正当な存在感の確保、そして、その地位や存在感に見合った邦人職員の増員が、イコール国連の機構及び機能の適正な改革につながることをも示している。この意味から、国連における日本の地位の向上と望ましい国連の実現という施策の大目標と国連改革及び邦人職員増強の推進という小目標はいずれも適切であり、むしろ日本の国益のみならず国連の将来にとっても「不可欠」と言える。

日本はかかる施策を地道に続けており、本評価対象年度において「目標の達成に向けて進展があった」とする評価は適切である。特に平成21年1月に国連安保理の非常任理事国任期（通算10回目）が始まり、同年2月から国連総会非公式本会議で安保理改革に関する政府間交渉が開始された機を捉え、総理や外務大臣による国連総会などマルチの場での働きかけを含め、安保理の内と外の両面で改革に向けた外交努力を活性化させていること、平和構築の分野では平和構築委員会議長経験国で安保理メンバーという立場を生かして主導的な役割を果たしていること、邦人職員増強に向けて具体的な数値目標をあげて成果の向上に努めていること、は特筆できる。これらの努力の継続と必要に応じた拡充強化を期待したい。

最後に、安保理改革を含む国連改革の早期実現や邦人職員の増強など日本の目指す施策を効果的に進めるには、特に広報を通じた国内的な理解の促進やマルチ外交の場で活躍できる人材の育成も切り離せない。この点、評価対象年度中における国内体制強化に向けた諸施策が目に見える成果を上げていることは好ましい。平成20年12月にスタートした「いっしょに国連」キャンペーンは当該ウェブサイトの情報も充実度を増し、かなりの程度、日本における国連情報のポータルサイトとしての認知度や利用率が上がっているように見受けられる。そのほか、大臣以下外務省関係者による演説・スピーチや広報パンフレット、日本国内に所在する国連機関や民間協力団体、NGO、企業、大学・研究機関などとの連携事業など、今後も継続してより確固たる国内基盤づくりの推進を期待したい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

引き続き、安保理改革を始めとする国連の諸改革の進展に向けた貢献を継続する。また、適切な研究・諮問・啓発・広報活動等により、我が国の施策に対する内外の理解促進に努める。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- ① 安保理改革及びその他の国連改革の議論の推進，安保理改革及びその他の国連改革についての我が国の立場・考え方に対する理解の促進・支持の拡大を図ること → 今のまま継続
- ② 安保理改革を含む国連改革推進のための国内体制の強化，広報を通じた国内的理解の促進，人材の育成 → 今のまま継続
- ③ 国際機関における邦人の参画の促進及び邦人職員の増強 → 拡充強化

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	○

Ⅱ－１－６ 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための 国際協力の推進

人権人道課長 志野光子

平成 22 年 4 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>国際社会における人権・民主主義を保護し、促進すること。</p> <p>【小目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. マルチの取組：北朝鮮人権状況の改善に向けた取組（国連総会及び人権理事会における決議の採択、普遍的・定期的レビュー（UPR）北朝鮮審査での貢献）、ハンセン病差別撤廃に向けた取組の推進等 2. バイの取組：人権対話その他の二国間対話の実施 3. 各種条約体による政府報告審査の履行、新しい人権条約の早期締結に向けた検討 4. 難民等への支援の継続及び第三国定住による難民の受入れに向けた準備・検討
<p>施策の位置付け</p>	<p>第 174 回国会施政方針演説（国際人権 A 規約の留保撤回や障害者権利条約の批准等に言及）及び第 174 回国会外交演説（北朝鮮について拉致等の諸懸案を包括的に解決する旨表明）に言及あり</p>
<p>施策の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①国連の各種人権フォーラム（国連総会第三委員会、人権理事会等）における議論への積極的参画や関係機関の支援、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護、促進に向けた取組 ②社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利の保護、促進を目的とした国際協力への積極的参加 ③主要人権条約の履行 ④難民の本邦定住促進のための事業の実施、及び関係省庁、国連難民高等弁務官（UNHCR）、NGO 等との連携

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

我が国は、人権理事会の創設（平成 18（2006）年）以来の理事国として、国連の各種人権フォーラムの議論への参加や二国間の対話等を積極的に行い、各国・地域の人権状況等の改善に向け取り組んだ。その結果、具体的には以下のような進展が見られた。

（１）多国間場裡

北朝鮮の人権状況について、拉致問題を含め各種問題を提起（例：国連総会本会議及び人権理事会における北朝鮮人権状況決議案の提案及び同決議案の採択（賛成票数及び賛成・反対票差ともに前年度を上回る結果）、普遍的・定期的レビュー（UPR）北朝鮮審査への参加等）。

また、カンボジアの人権状況改善に向けた取組を推進（例：人権理事会におけるカンボジア人権状況決議案の提案及び同決議案の採択（全会一致）。）

上記に加え、分野別の取組を推進（例：国連の人権担当部門や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金を支援。人権理事会におけるハンセン病差別撤廃決議案の提案及び同決議案の採択（全会一致）。国連ジェンダー新機関の創設に向け、効果的・効率的運営の観点から議論に貢献）。

（２）二国間関係

日中人権対話を実施。その他、ミャンマーやカンボジア等に対し、首脳・外相を含むハイレベルの二国間会談を通じて、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを実施。

（３）主要人権条約の履行

人権諸条約（女子差別撤廃条約及び人種差別撤廃条約）に係る政府報告審査への参加及び我が国政府報告（国際人権A規約政府報告等）の提出。

人権諸条約の実施に係る政策の推進（例：強制失踪条約を批准、「児童の権利条約に関するシンポジウム」の開催、障害者権利条約（仮称）の早期締結に向けた検討、個人通報制度の受入れの是非についての検討等）。

（４）人道分野（難民等への支援）

条約難民に対する定住促進支援に加え、急速に増加した難民認定申請者の生活保護等の支援を実施。また、国際貢献等の観点から平成22(2010)年度より新たに開始予定の第三国定住による難民受入れに向けた準備を実施。

課題

国際社会における人権・民主主義の更なる保護、促進に向けた取組を推進する。

施策の必要性

（１）人権の保護・促進は、国際社会の正当な関心事項であり、国際社会が人権の保護・促進に取り組むことは当然の責務である。国際社会においては、平成17(2005)年9月に、開発や安全保障と並び、人権を国連の主要な柱の一つとして再確認した国連総会首脳会合成果文書が採択されたことを受け、平成18(2006)年3月にそれまでの人権委員会を強化した人権理事会が創設されるなど、「人権の主流化」の動きが加速化している。

（２）国際社会において人権・民主主義を保護・促進する政策は、我が国の国際社会での役割、信頼性等を強化するとともに、我が国にとって望ましい国際環境の実現にも資するものである。

また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、さらに、障害者権利条約（仮称）等の新しい人権条約の早期締結を目指して取組を行うことも、国民の人権の保護・促進のために必要である。個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えている。

（３）我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは、難民問題解決に向けて国際社会に貢献すると同時に我が国の社会的安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。

また、世界各国による第三国定住に対する国際的動向をも踏まえ、我が国としても第三国定住による難民の受け入れに積極的に対応していく必要がある。

施策の有効性

- (1) 我が国の経験に鑑み、政治的安定と経済的繁栄には民主主義制度の下での自由や人権の保障が不可欠である。他方で、各国の文化・歴史・発展段階等の事情を考慮する必要もある。
- (2) そのため、我が国としては、国連の各種人権フォーラム（国連総会第三委員会、人権理事会等）における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを進めるなど、「対話と協力」の立場に立脚しつつ、地道な積み重ねを進めていくことが重要である。
- (3) 国連には、上記人権に関するフォーラムのほか、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）のような国連事務局の人権担当部門、社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利の保護・促進を目的とした各種基金が存在する。我が国としては、こうした国連事務局の人権担当部門や基金等を支援していくことも有効である。また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、障害者権利条約（仮称）等の新しい人権条約の早期締結を目指して取組を行うこと、個人通報制度の受入れの是非について検討を行うことも、国民の人権の保護・促進のために重要である。
- (4) 条約難民等に対して、各種支援事業（日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋）を行うことは、我が国における定住支援のために有効であり、また既に我が国に定住している1万1千人余のインドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族等に対しても、難民相談事業等のアフターケアを継続することは、インドシナ難民等の自立の促進等を図る上で有効である。
- また、国際貢献等の観点から第三国定住による難民の受入れを行うことは、我が国としても国際的な難民問題に積極的に対応していく上で有効である。

施策の効率性

平成23(2011)年に予定されている人権理事会のレビューに向けた各種議論が活発化する中、我が国は人権理事会の「効果的・効率的」運営を確保するための議論を提起してきた。同様の観点から、例えば新たに創設予定の国連ジェンダー新機関に関し、その具体化に向けた協議の中で、我が国として「効果的・効率的」運営の重要性を繰り返し主張した。

さらに、人道支援の観点からは、特に難民認定申請者への支援について、近年の申請者数の急増傾向を踏まえ、保護費支給の審査に係る優先順位を設ける等、適切な支援の実施に努めた。

このように、限られた予算や人的投入資源が効果的・効率的に使用されるよう努め、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

日EU人権対話をテレビ会議方式により実施することにより、職員の出張に係る経費を節減した。

投入資源

予算	平成21年度	平成22年度
	499	786

単位：百万円

人的投入資源	平成21年度	平成22年度
	18	19

単位：人（本省職員）

外部要因

国際社会における個々の国の特殊性や様々な歴史的・文化的・宗教的背景を考慮に入れる必要がある。(人権分野においては各国の意見や価値観の相違が顕著。)

目標の達成状況

評価の切り口 1：国際社会の人権の保護促進（地域別，テーマ別等の切り口から把握）

(1) 多国間場裡において，具体的に以下の進展があった。

- ・ 北朝鮮の人権状況について，拉致問題を含め各種問題を提起（例：国連総会本会議及び人権理事会における北朝鮮人権状況決議案の提案及び同決議案の採択（賛成票数及び賛成・反対票差ともに前年度を上回る結果），普遍的・定期的レビュー（UPR）北朝鮮審査への参加等）。
- ・ カンボジアの人権状況改善に向けた取組を推進（例：人権理事会にけるカンボジア人権状況決議案の提案及び同決議案の採択（全会一致））。
- ・ 上記に加え，分野別の取組を推進（例：国連の人権担当部門や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金を支援。人権理事会におけるハンセン病差別撤廃決議案の提案及び同決議案の採択（全会一致）。国連ジェンダー新機関の創設に向け，効果的・効率的運営の観点から議論に貢献）。

(2) 二国間でも，以下のとおり意見交換を実施した。

日中人権対話を実施。その他，ミャンマーやカンボジア等に対し，首脳・外相を含むハイレベルの二国間会談を通じて，各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを実施。

(3) 主要人権条約の履行に関し，以下の取組を行った。

人権諸条約（女子差別撤廃条約及び人種差別撤廃条約）に係る政府報告審査への参加及び我が国政府報告（国際人権A規約政府報告等）の提出。

人権諸条約の実施に係る政策の推進（例：強制失踪条約を批准，「児童の権利条約に関するシンポジウム」の開催，障害者権利条約（仮称）の早期締結に向けた検討，個人通報制度の受入れの是非についての検討等）。

詳細は，事務事業①「国連の各種人権フォーラム（国連総会第三委員会，人権理事会等）における議論への積極的参画や関係機関への支援，社会的弱者（児童，女性及び障害者等）の権利の保護，促進を目的とした国際協力への積極的参加」，事務事業②「人権対話等を通じた人権・民主主義の保護，促進に向けた取組」，事務事業③「主要人権条約の履行」を参照。

評価の切り口 2：人道分野での取組（難民等への支援）

(1) 難民に関し，条約難民に対する定住促進支援に加え，急速に増加した難民認定申請者の生活保護等の支援を実施した。

(2) また，国際貢献等の観点から，平成 22(2010)年度から，パイロットケースとして，タイの難民キャンプから約 30 人（家族単位）のミャンマー難民を受け入れることとなっているところ，受入れ難民の選考活動をはじめとする準備を行った。

詳細は，事務事業④「難民の本邦定住促進のための事業の実施及び関係省庁，UNHCR，NGO 等との連携」を参照。

第三者の所見

坂元 茂樹 神戸大学大学院法学研究科教授

本施策目標につき「目標の達成に向けて進展があった」という評価は妥当である。

(1) 「国連の各種人権フォーラムにおける議論への積極的参画や関係機関の支援、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護、促進に向けた取組」

日本は、「対話と協力」という基本的方針にのっとり、国連総会第三委員会や国連人権理事会という各種人権フォーラムの議論に積極的に参加するのみならず、日中人権対話の実施や人権分野で問題を抱える他のアジアの国とのハイレベルの二国間対話を進めており、国際社会における人権・民主主義の保護・促進に目に見える貢献をしている。国連での北朝鮮の人権状況決議案の提案において昨年度を上回る賛成票を獲得するなど、重要な成果をあげており、「目標の達成に向けて進展があった」との評価は妥当である。

(2) 社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利の保護、促進を目的とした国際協力への積極的参加」

日本は、人権理事会の場で、ハンセン病差別撤廃のための原則ガイドラインの作成に指導的役割を果たすとともに、国連ジェンダー新機関の創設の議論にも積極的に参加している。また、「児童の権利条約に関するシンポジウムの開催」など、社会的弱者の権利保護の分野での日本の貢献は、日本に対する国際社会の信頼性強化に資するものとして、高く評価できる。

(3) 「主要人権条約の履行」

国際人権A規約の政府報告書の提出や女子差別撤廃条約及び人種差別撤廃条約の政府報告審査の対応など、限られた人的資源の中で真摯に対応しており、高く評価できる。強制失踪条約の批准など、人権条約の締結にも成果を挙げている。また、障害者権利条約の早期締結を目指した取組みや個人通報制度の受入れの是非についての検討など、従来の課題にも積極的に取り組んでおり、こうした施策実現のためにも定員の拡大要求は妥当と考える。

(4) 「難民の本邦定住促進のための事業の実施、及び関係省庁、国連難民高等弁務官（UNHCR）、NGO等との連携

第三国定住による難民受入れのパイロットケースとなる約 30 人のミャンマー難民の受入れに向けた準備の実施に積極的に取り組むのみならず、難民の本邦定住促進のための事業実施や急速に拡大した難民認定申請者の生活保護等の支援の実施のように、難民に対する各種支援事業の強化を図っていることは評価に値する。こうした事業には、財政的裏づけが必要であり、この面からも予算要求は妥当と考える。

評価結果の政策への反映

今後の方針

(1) 平成 23(2011)年までに、人権理事会の活動と機能をレビューする予定となっているところ、人権理事会理事国として、実効性のある人権理事会の形成に向けて積極的に議論に参加する。

また、国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金の活動を引き続き支援していく。「ハンセン病差別撤廃決議」に基づくガイドライン作成作業に協力するとともに、ガイドライン作成後のフォローアップ作業に尽力する。

(2) 人権状況に深刻な問題がある国については、（国連フォーラム等において国際社会と協調しつつ

批判すべき点は批判し、改善を求めるとともに、) 二国間外交においても、積極的に、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。

- (3) 政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、障害者権利条約（仮称）等の人権条約の早期締結に向けた取組を行うほか、個人通報制度の受入れの是非につき、真剣に検討を行う。
- (4) 難民等への支援を継続するとともに、アジア地域で初となる、平成 22(2010)年度からの難民の第三国定住の受入れのパイロットケースを然るべく実施する。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください)

- ① 国連の各種人権フォーラム（国連総会第三委員会、人権理事会等）における議論への積極的参画や関係機関への支援、社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利の保護、促進を目的とした国際協力への積極的参加 → 拡充強化
- ② 人権対話等を通じた人権・民主主義の保護、促進に向けた取組 → 今のまま継続
- ③ 主要人権条約の履行 → 今のまま継続
- ④ 難民の本邦定住促進のための事業の実施及び関係省庁、UNHCR、NGO 等との連携 → 拡充強化

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	○	○

施策Ⅱ—2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

具体的施策

Ⅱ-2	軍備管理・軍縮・不拡散への取組・・・・・・・・・・・・・・・・	219
-----	---------------------------------	-----

II - 2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

評価担当課室名	業務内容
軍縮不拡散・科学部 軍備管理軍縮課	軍備管理・軍縮に関する外交政策
生物・化学兵器禁止条約室	生物兵器禁止条約, ・化学兵器禁止条約に関する外交政策
通常兵器室	通常兵器に関する外交政策
不拡散・科学原子力課	大量破壊兵器及び関連物資の不拡散, 原子力の平和的利用に関する外交政策

II - 2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

軍縮不拡散・科学部

軍備管理軍縮課長 鈴木 秀雄

生物・化学兵器禁止条約室長 今給黎 学

通常兵器室長 松浦 純也

不拡散・科学原子力課長 小泉 勉

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	大量破壊兵器、通常兵器やテロの脅威への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保すること ----- 【小目標】 1. 国連総会・NPT（核兵器不拡散条約）運用検討プロセス、各種二国間会議の場等を通じた、軍縮・不拡散分野で国際社会を主導する外交活動の展開 2. 軍備管理・軍縮・不拡散に係る国際的な枠組みの維持及び国内実施強化への貢献
施策の位置付け	特になし
施策の概要	北朝鮮やイラン等の核問題がある中で、我が国及び国際社会の平和と安全を確保していくためには、軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要である。その重要性にかんがみ、我が国は、核兵器については、核兵器不拡散条約（NPT） ⁱ 体制の強化（2010年NPT運用検討会議に向けた取組）、国連総会での核軍縮決議の提出・採択、包括的核実験禁止条約（CTBT） ⁱⁱ の早期発効に向けた働きかけ、国際原子力機関（IAEA） ⁱⁱⁱ の保障措置 ^{iv} の強化等、核軍縮・不拡散に向けた取組を積極的に行っており、また、生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約（BWC） ^v 及び化学兵器禁止条約（CWC） ^{vi} の普遍化等に貢献している。通常兵器については、武器の取引や使用等を規制する国際的な枠組みの普遍化・強化への貢献・実施のほか、対人地雷・クラスター弾等の不発弾・小型武器 ^{vii} 等に関する被害国への支援を国際的な枠組みと協調しつつ行っている。また、大量破壊兵器（WMD）等の不拡散については、関連国連安保理決議を着実に履行するとともに、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想（PSI） ^{viii} への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施している。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

2010年NPT運用検討会議第3回準備委員会での運用検討会議における議題等の手続事項の合

意、国連総会での我が国の核軍縮決議の圧倒的多数の支持による採択、核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ICNND）報告書の日豪首脳への提出、日豪両政府による「2010年NPT運用検討会議に向けた実践的核軍縮・不拡散措置の新しいパッケージ」のNPT運用検討会議への提出、NPT、CTBT、BWC、CWC、IAEA追加議定書^{ix}等の軍縮・不拡散関連の国際的枠組みの普遍化に向けた努力、安保理決議第1874号、第1887号等の関連国連安保理決議の採択、国際輸出管理レジームにおけるリスト規制の強化、我が国によるクラスター弾に関する条約^xの締結、小型武器及び武器貿易条約（ATT）構想^{xi}に係る国連総会決議の採択、対人地雷・不発弾・小型武器等に関する現場プロジェクトの着実な進展等、具体的な成果があり、目標の達成に向けて進展した。

課題

軍縮・不拡散体制が様々な挑戦を受けている今日の国際社会において、我が国は、軍縮・不拡散体制の維持・強化に向けた外交を引き続き積極的に展開していく必要がある。

施策の必要性

大量破壊兵器及びその運搬手段並びに通常兵器に係る軍備管理・軍縮・不拡散の取組は、我が国の安全保障を担保する重要な施策の一つである。

唯一の戦争被爆国として、国民の悲願である「核兵器のない世界」の実現のために現実的な措置を着実に積み重ねていくことは、我が国を含む国際社会の平和と安全の維持という形で、国民及び我が国の利益増進に大きく寄与するものである。特に、「核兵器のない世界」に向けた国際的な機運が高まりを見せる昨今においては、時機に後れず核軍縮・不拡散の取組を積極的に推進していくべきである。また、対人地雷・クラスター弾等の不発弾・小型武器等の通常兵器については、現実に多くの人を殺傷するばかりではなく、紛争後の復興開発の阻害要因ともなっており、安全保障のみならず、人道や開発等の観点から取組が必要である。

施策の有効性

軍備管理・軍縮・不拡散の取組を通して我が国、更には国際社会の平和と安全を維持するためには、目標や達成手段を共有して国際社会が協調的に施策に取り組むことが重要である。

例えば、一国が軍備管理や軍縮の取組に反して軍備拡張的な防衛政策をとり、あるいは、一国が不拡散の取組に反して拡散懸念国に大量破壊兵器等やその関連物資を提供したとすれば、かかる目的は全く達成されないことが容易に推察できることから分かるように、軍備管理・軍縮・不拡散の取組は二国間ないし多国間の協調的行動があって初めて有効となるものであり、施策に掲げる国際的な枠組みに沿った取組を行うことは、数少ない有効な手段と言える。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、「評価結果」に列挙したような軍縮・不拡散体制の維持・強化に資する進展が見られた。このように、投入資源量に見合った、あるいはそれを上回る成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	322	278

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	48	49

単位：人（本省職員）

外部要因

本件施策を推進する上で影響を与え得る我が国の施策以外の外部要因として、以下が挙げられる。

（１）核軍縮・不拡散の観点からは、NPT 体制において、NPT 上の核兵器国（米国、ロシア、英国、フランス及び中国）、NPT 上の非核兵器国、NPT 非締約国（インド、パキスタン及びイスラエル）といったカテゴリーに分類され、それぞれの立場が異なる結果、施策の推進の阻害要因となることがある。

（２）大量破壊兵器等の不拡散の観点からは、拡散懸念国の存在に加え、国内の輸出管理制度が十分に整備されていないのみならず実施能力も脆弱な国々（途上国に多く見られる傾向）の存在が、各国の輸出管理政策の実効性を欠き、施策の推進の阻害要因となることがある。

（３）通常兵器の管理の観点からは、例えば、小型武器回収における現場プロジェクトの実施は、相手国政府の政治的意思の欠如や地域の不安定な治安情勢等がプロジェクトの実効性を損ねることで施策の推進の阻害要因となることがある。

（４）また、地理的な面では、北東アジア、中東等における不安定な地域情勢が軍備管理・軍縮・不拡散に関する国際的枠組みの進展を阻害する要因となる。軍備管理・軍縮・不拡散政策は各国の安全保障政策と密接に関連しているため、各国とも自ずと慎重な立場をとることが多くなるため、成果をあげることに時間を要する。

目標の達成状況

評価の切り口：軍縮・不拡散体制の維持・強化に対する我が国の貢献

平成 21 年度は、軍縮・不拡散体制の維持・強化に関し、以下のとおり注目すべき進展があり、我が国もその実現に積極的に貢献した。詳細は、事務事業①～⑯参照。

（１）核軍縮・不拡散の観点から、我が国が毎年国連総会に提出している核軍縮決議案（平成 21 年度は、「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」）が圧倒的多数の支持で採択されたこと、我が国が支援を行ってきた ICNND の報告書が発表され、また同報告書を参考とし、日豪両政府による「2010 年 NPT 運用検討会議に向けた実践的核軍縮及び核不拡散措置の新しいパッケージ」を NPT 運用検討会議に提出したこと等、核軍縮・不拡散ないし核兵器の全面的廃絶に向けた国際社会の意思形成を着実に進展させることができた。

（２）大量破壊兵器等の不拡散の観点から、我が国は、北朝鮮やイラン等に係る一連の安保理決議を誠実に履行し、輸出管理レジーム等の場で、これらの決議に加え安保理決議第 1540 号を始めとする輸出管理関連決議が着実に履行されるよう様々な取組を行うとともに、第 6 回アジア不拡散協議（ASTOP）^{xii} や第 17 回アジア輸出管理セミナーを開催する等アジア地域における不拡散体制の強化に努めた。

（３）通常兵器については、16 か国に対人地雷禁止条約（オタワ条約）への加入を働きかけ、小型武器決議において隔年会合等の実施が決定された。また、クラスター弾に関する条約（オスロ条約）の採択に貢献するとともに同条約を締結したほか、他の条約未締結国に早期締結を呼びかけた。武器貿易条約

（ATT）構想について国連総会決議の採択に貢献したほか、対人地雷、不発弾、小型武器関連の現場プロジェクトへの支援を着実に進めた。

第三者の所見

石川 卓 防衛大学校准教授

オバマ米大統領のプラハ演説を受け「核兵器のない世界」への期待がいつその高まりを見せる中で、米口間で新戦略兵器削減条約が調印されるなど、一定の前進も見られるものの、軍縮・軍備管理・不拡散をめぐる状況は依然として厳しい。

そうした中で、我が国が、大量破壊兵器および弾道ミサイルに加え、日常的に深刻な被害をもたらしている種々の通常戦力をも対象として、その削減や撤廃、不拡散に多大なエネルギーを注いでいることは、その重要性に鑑み、高く評価されるべきである。特に2010年の核兵器不拡散条約運用検討会議に焦点を定めた「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」（ICNND）への支援は、「パブリック・ディプロマシー」としても有意義であったと考えられる。

我が国の財政状況はますます厳しさを増してはいるが、いずれの事案も、問題の本来的な性質上、実質的な成果・効果が見られるまでには相当な時間を要する可能性が高く、中長期的視野に立った忍耐強い取り組みが求められることが十分に認識されるべきであろう。他方で、米国が昨今「核セキュリティ」を強調しているように、我が国も、当面の力点をどこに置くのかをより明確化できることが望ましいものと思われる。対人地雷、クラスター弾、小型武器等に関する取り組みが強化されるようであるが、国際社会および国民の関心を広く惹起するような具体的なイニシアティブを期待したい。

また、ICNNDの活動支援については、同委員会が活動を終了する予定であるため、事業の「縮小」は当然であるとはいえ、同委員会による具体的な勧告等の実施を促すとともに、実施状況を継続的に評価していくことも肝要であろう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

軍備管理・軍縮・不拡散のための取組として、本施策の目標の達成に向け、関連の事務事業における重点等を見直しつつ、今後も継続して実施していく。

事務事業の扱い

（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

（核兵器）

- | | |
|---|---------|
| ① G 8 先進国首脳会議及び関連会合への積極的参加 | →今のまま継続 |
| ② ジュネーブ軍縮会議（CD） ^{xiii} への積極的参加 | →今のまま継続 |
| ③ 核兵器不拡散条約（NPT）運用検討プロセスへの積極的な参加 | →今のまま継続 |
| ④ 核不拡散・核軍縮に関する国際委員会の活動の支援 | →縮小 |
| ⑤ NPT、包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准国増加のための働きかけや、核実験モラトリアム継続のための働きかけ、また CTBT 検証制度整備の推進のための働きかけ | →今のまま継続 |
| ⑥ 核軍縮決議案の国連総会への提出・採択 | →今のまま継続 |
| ⑦ 旧ソ連諸国に対する非核化協力（ロシア極東退役原潜解体協力関連事業「希望の星」等）の実施 | →今のまま継続 |
| ⑧ 国際原子力機関（IAEA）の保障措置の強化と適切な実施 | →今のまま継続 |
| ⑨ 軍縮・不拡散に関する調査、研究及び教育普及 | →今のまま継続 |

⑩CTBT 国内運用体制整備・強化

→今のまま継続

(生物兵器・化学兵器)

⑪生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器禁止条約 (CWC) の普遍化・国内実施強化のための支援

→今のまま継続

⑫CWC に基づく査察への対応 (老朽化化学兵器, 中国遺棄化学兵器, 化学産業施設)

→今のまま継続

⑬バイオ及びケミカル・セイフティ・セキュリティに対する国際的取組への対応

→今のまま継続

(ミサイル)

⑭弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範 (HCOC) ^{xiv}への参加国を増やすための努力

→今のまま継続

(輸出管理)

⑮原子力供給国グループ (NSG) ^{xv}, ザンガー委員会 ^{xvi}, オーストラリア・グループ (AG) ^{xvii}, ミサイル技術管理レジーム (MTCR) ^{xviii}, ワッセナー・アレンジメント (WA) ^{xix}といった国際輸出管理レジームの強化及び適切な輸出管理の実施

→今のまま継続

⑯原子力供給国グループ (NSG) への事務局機能の提供

→今のまま継続

(その他の不拡散問題への対応)

⑰アジアにおける不拡散体制の強化に向けた取組

→今のまま継続

⑱拡散に対する安全保障構想 (PSI) に対する貢献

→今のまま継続

⑲個別の国・地域における懸念動向への適切な対応

→今のまま継続

(通常兵器)

⑳クラスター弾条約 (オスロ条約) の発効に向けた国際的取組への貢献

→内容の見直し・改善

㉑対人地雷禁止条約 (オタワ条約) ^{xx}の普遍化への取組

→内容の見直し・改善

㉒小型武器等の非合法取引の防止に対する国連の取組への貢献

→今のまま継続

㉓CCW (特定通常兵器使用禁止制限条約) ^{xxi}への取組

→今のまま継続

㉔通常兵器一般に関わる取組 (含む武器貿易条約 (ATT) 構想)

→今のまま継続

㉕軍備登録制度等への取組

→今のまま継続

㉖対人地雷, 不発弾, 小型武器等による被害者への支援や武器の回収・除去といった現場での支援への取組

→内容の見直し・改善

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

i : 核兵器不拡散条約 (NPT) : 米露英仏中の 5 か国を「核兵器国」と定め、それ以外の「非核兵器国」による核兵器取得等の禁止と保障措置の受入れ、核兵器国による核軍縮のための誠実交渉義務等を定めた条約。昭和 43 (1968) 年 7 月に署名開放、昭和 45 (1970) 年 3 月に発効。我が国は昭和 45 (1970) 年 2 月に署名、昭和 51 (1976) 年 6 月に批准。平成 22 年 3 月現在の締約国数は 190 か国。

ii : 包括的核実験禁止条約 (CTBT) : 地下実験を含むあらゆる核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止する条約。昭和 38 (1963) 年に作成された部分的核実験禁止条約 (PTBT) が地下核実験を対象としていなかったことから、地下核実験を含むすべての核実験を禁止する条約として策定された。平成 8 年 9 月に国連総会にて採択。条約の発効には、条約の附属書二に掲げられている 44 か国の発効要件国の批准が必要であり、現時点では未発効。条約発効時には CTBT 機関 (CTBTO) が設立されることになっており (条約第 2 条 1)、平成 8 年 11 月より CTBTO 準備委員会が毎年 2 回ウィーンで開催されている。平成 9 年 3 月、準備委員会第一会期再開会期において、同委員会暫定技術事務局が設立された。

iii : 国際原子力機関 (IAEA) : 原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が軍事的に利用されないことを確保するための保障措置の実施を目的として昭和 32 (1957) 年に設立された国際機関。①保障措置の実施、②原子力発電及び核燃料サイクル分野での企画、研究、及び開発、③医療、鉱工業、食品、農業等への放射線利用及び応用の促進、④原子力安全上の基準の作成及び普及、⑤原子力の平和的利用に関わる技術協力といった幅広い活動を行う。

iv : IAEA の保障措置 : IAEA が、各国と個別に締結した保障措置協定に基づき、核物質等が軍事目的に利用されていないことを確保することを目的として、「査察」等の手段により検認活動を行うもの。

v : 細菌兵器 (生物兵器) 及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約 (BWC) : 開発、生産、保有を含めた生物兵器の全面的禁止及び保有する生物兵器の廃棄を目的とする条約。昭和 47 (1972) 年 4 月に署名開放、昭和 50 (1975) 年 3 月に発効。我が国は昭和 47 (1972) 年 4 月に署名、昭和 57 (1982) 年に批准。平成 22 年 3 月現在の締約国数は 163 か国。BWC は加盟国による条約遵守を確認するための手段がないため、検証のための議定書を策定するための交渉が平成 7 年から続けられていたが、平成 13 年に事実上中断した。平成 18 年 11 月には、第 6 回運用検討会議が開催された。

vi : 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約 (CWC) : 開発、生産、保有、使用を含めた化学兵器の全面的禁止及び保有する化学兵器の廃棄を目的とし並びに検証制度を特長とする条約。平成 5 年 1 月に署名開放、平成 9 年 4 月発効。我が国は平成 5 年 1 月の署名開放時に署名し、平成 7 年 9 月に批准。平成 22 年 3 月現在の締約国数は 188 か国。CWC に基づき、化学兵器禁止機関 (OPCW) が平成 9 年 5 月にハーグに設立され、世界的な化学兵器の軍縮及び不拡散の実施の任に当たっている。

vii : 小型武器 : 一般に、狭義では、兵士一人で携帯、使用が可能な武器 (自動拳銃、小銃等) を指すが、広義では、数人で運搬・使用する「軽兵器」 (重機関銃、携帯式対戦車ミサイル等) 及び「弾薬・爆発物」を併せた 3 種類の総称としても用いられる。

viii : 拡散に対する安全保障構想 (PSI) : 大量破壊兵器等及びその関連物資の拡散を阻止するために、参加国が共同してとり得る措置を検討・実践しようとする構想。平成 15 年 5 月、ブッシュ米大統領が提

唱し、我が国を含む 11 か国（日、米、英、伊、蘭、豪、仏、独、西、ポーランド、ポルトガル）が参加。第 3 回パリ会合（平成 15 年 9 月）では、各国が国際法及び各国の関係国内法の範囲内で、拡散を阻止するための必要な措置を実施することを定めた政治文書である「阻止原則宣言」を採択。現在、90 か国以上が PSI の原則を支持し、実質的に PSI の活動に参加・協力している。我が国においても平成 16 年及び平成 19 年に PSI 海上阻止訓練を主催。

ix : IAEA 追加議定書: IAEA との包括的保障措置協定に追加して IAEA との間で各国が締結する議定書。追加議定書の締結により、IAEA に申告すべき原子力活動についてより幅広い情報の提供が求められ、また、「補完的アクセス」（いわゆる「抜き打ち査察」）により検認対象場所が拡大されるなど、IAEA の権限が強化される。平成 9 年 5 月に IAEA 理事会においてモデル追加議定書を採択。我が国は平成 10 年 12 月に署名、平成 11 年 12 月に批准。平成 22 年 3 月現在の締約国数は 96 か国。

x : クラスタ弾に関する条約（オスロ条約）: クラスタ弾の使用等を禁止し、原則 8 年以内での貯蔵弾の廃棄を義務付け、被害者支援及び国際協力により、クラスタ弾がもたらす人道上の懸念に対処することを目的とする条約。平成 20 年 5 月に開催されたダブリン会議（アイルランド）において採択され、平成 20 年 12 月 3 日にオスロで署名式が行われた。平成 22 年 8 月に発効予定。我が国は平成 21 年 7 月に締結している。

xi : 武器貿易条約（ATT）構想 : 通常兵器の責任ある移譲を確保するため、国際的な武器移譲における共通基準を設定する条約を作成しようという構想。平成 18 年の国連総会決議により国連の枠組みで議論されることとなった。平成 24 年の国連会議における条約作成を目指す。

xii : アジア不拡散協議（ASTOP）: 我が国のほか、ASEAN10 か国、中国、韓国、米国、オーストラリア、カナダ及びニュージーランドの局長級の不拡散政策担当者が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う協議。平成 15 年 11 月に第 1 回協議、平成 17 年 2 月に第 2 回、平成 18 年 2 月に第 3 回、平成 19 年 1 月に第 4 回（カナダ、ニュージーランドが初参加）、平成 20 年 4 月に第 5 回、平成 21 年 12 月に第 6 回がいずれも東京で開催された。

xiii : ジュネーブ軍縮会議（CD）: 国際社会で唯一の多国間軍縮交渉機関。国連や他の国際機関から基本的に独立している。昭和 34（1959）年に設立された「10 か国軍縮委員会」が、いくつかの変遷を経て、拡大・発展したもの。平成 22 年 3 月現在の加盟国数は 65 か国。

xiv : 弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）: 輸出管理だけではミサイル技術の拡散が進行するのを食い止めることはできないとの観点から、平成 14 年 11 月、オランダのハーグで採択された弾道ミサイル不拡散のためのグローバルな規範。弾道ミサイルの拡散防止、開発・実験・配備の自制、宇宙ロケット計画を弾道ミサイルの隠れ蓑にしないこと、信頼醸成措置などが主な内容。法的拘束力を持つ国際約束ではなく、政治的拘束力を持つ規範として位置づけられている。平成 22 年 3 月現在の参加国数は 130 か国。

xv : 原子力供給国グループ（NSG）: 核兵器開発に使用されうる資機材・技術の輸出管理を通じて核兵器の拡散を阻止することを目的とする輸出管理レジーム。原子力専用品・技術の規制指針であるロンド

ン・ガイドライン・パート1（昭和53（1978）年成立）と、原子力関連汎用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート2（平成4年成立）が存在する。我が国在ウィーン国際機関代表部が事務局機能を担っている。平成22年3月現在の参加国数は45か国。

xvi：ザンガー委員会（ZC）：NPT第3条第2項に規定する輸出管理の対象となる核物質、設備及び資材の具体的範囲を協議するために、スイスのザンガー教授の提唱により昭和45（1970）年に設立された合議体。平成22年3月現在の参加国数は37か国。

xvii：オーストラリア・グループ（AG）：生物・化学兵器の開発・製造に使用しうる関連汎用品及び技術の輸出管理を通じて、生物・化学兵器の拡散を防止することを目的とする輸出管理レジーム。昭和60（1985）年設立。平成22年3月現在40か国が参加。

xviii：ミサイル技術管理レジーム（MTCR）：大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及び有人航空機以外のその他の運搬手段（宇宙ロケット、観測ロケット、無人航空機）並びにその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出規制を目的とする輸出管理レジーム。平成22年3月現在の参加国数は34か国。

xix：ワッセナー・アレンジメント（WA）：ココムが発展解消し、その後継として平成8年に設立された、（1）通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の過度な蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与し、（2）グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリストグループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止することを目的とする輸出管理レジーム。平成22年3月現在の参加国数は40か国。

xx：対人地雷禁止条約（オタワ条約）：カナダ政府が平成8年10月にオタワで開催した国際会議に端を発するオタワ・プロセスを通じ作成された条約。対人地雷の使用、生産等を禁止し、貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去を義務付けている。平成11年3月に発効。

xxi：特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）：過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる特定の通常兵器の使用を禁止又は制限する条約。我が国は昭和57（1982）年に締結。昭和58（1983）年に発効。

施策Ⅱ—3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力・・・229

具体的施策

Ⅱ-3-1	原子力の平和的利用のための国際協力の推進・・・・・・・・・・	232
Ⅱ-3-2	科学技術に係る国際協力の推進・・・・・・・・・・	236

Ⅱ－３ 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力

評価担当課室名	業務内容
軍縮不拡散・科学部 国際原子力協力室	原子力の平和的利用（原子力の軍事的利用への転用防止に関するものを除く）
国際科学協力室	科学に関する外交政策

Ⅱ—3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力

具体的施策

Ⅱ—3—1 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

Ⅱ—3—2 科学技術に係る国際協力の推進

評価の結果

施策Ⅱ—3	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★☆☆
Ⅱ—3—1	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★☆☆
Ⅱ—3—2	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★☆☆

施策の必要性

1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

国際的な資源競争の激化と地球温暖化問題を背景として原子力発電の新規導入を企図する国が増加しており、3Sを確保した上で原子力の平和的利用を推進することは、国際社会全体の課題である。我が国は、原子力先進国としてこの課題に貢献する必要がある。また、資源小国である我が国において、原子力発電は我が国総発電量の約3割を占めており、エネルギーの安定供給を図る観点から、核物質・原子力関連品目・技術の円滑な移転を確保する必要がある。

2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

科学技術基本法に基づく第3期科学技術基本計画では「国際活動の戦略的推進」を掲げているほか、平成20年5月には総合科学技術会議が「科学技術外交の強化に向けて」と題した提言を行った。平成21年8月からは総合科学技術会議の下の「科学技術外交戦略タスクフォース」が開催され、多様な主体と連携し、成果を経済・社会面での国益実現につなげ、広く社会に還元するための科学技術外交の強化が提言された。さらに宇宙の分野に関しては、平成21年6月に宇宙基本計画が決定され、「宇宙外交の推進」が求められており、これらの法的・政策的要請に外務省としても応えていく必要がある。

施策の有効性

1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

沿岸国政府との協議等の施策は、我が国核燃料サイクル政策の重要な一部をなす放射性物質輸送を円滑に行う上で有効である。二国間原子力協定の作成は、3Sを確保した上で原子力の平和的利用を推進する上で有効である。また、我が国と諸外国との間の核物質、原子力関連品目・技術等の移転等を促進する上でも有効である。

2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

国際的な科学技術の発展のためには、各国が保有する科学技術力を二国間及び多国間の枠組みやプロジェクトを通じて集約し、国際的に科学技術協力の成果・リスク・コストを共有することが重要である。外務省として科学技術に関する国際的な枠組み作りや多国間プロジェクトの実施等を推進することは、我が国及び国際社会の科学技術力向上のために有効である。またこうした取組を通じて我が国の科学技術力が確保されるだけでなく、我が国の科学技術力に対する各国の期待には高いものがあることから、これを我が国の外交ツール・ソフトパワーとして活用することは、我が国の国益増進にも資する。

施策の効率性

1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、放射性物質輸送に関する関係国との意見調整、二国間原子力協定交渉の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

対面での交渉及び対話を通じて構築した相手国担当者との信頼関係に基づき、可能な範囲でテレビ会議を活用した協議や、他の国際会議への出張の機会を利用して協議を実施する等により、緊密な対話を継続し、出張旅費や協議会場設営等の経費を大幅に節約することができた。

2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

科学技術協力は、実際の協力案件を実施する主要機関である独立行政法人等の関係団体を所管する国内関係府省庁の果たす役割が大きい。このため、「科学技術外交ネットワーク」等の取組を通じ関係府省庁・独立行政法人と調整や意見交換を定期的に行い、各府省庁・団体で作業が重複しないように役割分担をするなど、外務省としては協議枠組みの提供や協定交渉など限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、外交面で取り組むべき側面に集中特化した。これにより、より綿密な対外調整や対処方針の策定等が可能となり、二国間協力における新たなプロジェクトの発掘等の点で施策に進展がみられた。更に、科学技術外交強化の文脈で外務省内の複数局課室にまたがる対応を要する事項についても、省内タスクフォースや個別の会合などを通じて意思疎通を緊密にはかることによって、関係課室が連携して有効な対応に努めた。このため、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

在外における複数の合同委員会を連続して開催するよう関係国と調整したり、複数の国で行われる国際会議に一回の出張で出席するなど、出張回数の削減及び旅費の節約に努めた。

施策目標の達成状況

1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

以下に詳述するように、平成 21 年度には、当該年度における本件施策の目標（小目標）の達成に向けて進展があった。

二国間協定の締結に向けた交渉の実施・そのための国内調整の実施、原子力技術の開発及び核セキュリティ強化に関する新たな国際的な取組の推進への貢献、G8 北海道洞爺湖サミットにおける我が国の提案による「原子力平和利用に関する 3 S イニシアティブ」（正式名称：3 S（核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ）に立脚した原子力基盤整備に関する国際イニシアティブ）のフォローアップ等を中心に進展があった。

2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

以下に示すとおり、本施策の小目標達成に向けた各種取組が着実に進展した。

(1) 二国間協力においては、科学技術協力協定に基づく合同委員会等の二国間対話を積極的に行ったほか、EU との間で平成 15 年より交渉してきた科学技術協力協定の署名に至った。

(2) イーター（国際熱核融合実験炉）機構設立協定、ブローダー・アプローチ（より広範な取組を通じた活動）協定等の関連諸協定の下で、準ホスト国として水戸で理事会を主催するなど、活動を開始した。

(3) 米、EU 等他と国際科学技術センター（ISTC）について協調し、支援を継続した。

(4) 宇宙関連の国際ルール作りの議論や国際宇宙基地（ISS）計画の進展に我が国の利益を反映すべ

く取組を続けた。

(5) 平成 20 年度に設置した科学技術外交ネットワーク (STDN) を通じ、本邦での関係府省・機関による連絡会や、在外の科学技術関係機関の現地連絡会を定期的で開催したほか、在外公館と本省との間で情報交換の活性化に努めるなど、本施策を推進する上での基盤・体制の一層の強化を図った。

今後の方針

1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

我が国原子力政策を推進し、また、原子力先進国として国際的課題に貢献するための施策を引き続き実施し、推進する。

2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

関係府省庁、省内関係課室とも連携しつつ、引き続き、我が国及び国際社会の科学技術力向上のため、また我が国の科学技術力を活用した外交全般の推進のため、科学技術外交及び宇宙外交の強化に取り組む。

Ⅱ－３－１ 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

国際原子力協力室長 新井勉

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	IAEA 等の国際機関及び関係国間との共同取組を通じ、原子力の平和的利用を確保し推進すること ----- 【小目標】 1. 我が国核燃料サイクル政策に対する支援強化 2. 二国間原子力協定の締結を通じた核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ（いわゆる 3 S）を確保した形での原子力協力の推進 3. 多国間フォーラム等を通じた国際的な 3 S 基盤整備の推進・強化 4. 地域協力を通じた原子力分野の技術協力・研究開発の推進・強化
施策の位置付け	第 174 回国会における外交演説に言及あり。
施策の概要	放射性物質海上輸送の円滑な実施のための外交的対応。核物質及び原子力関連品目の輸出入等を行うための二国間原子力協定の締結に向けた取組及び協定の実施。3 S を確保した形での原子力発電の国際的展開への協力。国際的な原子力安全及び核セキュリティ強化への貢献。新たな原子力技術の開発への貢献。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

以下に詳述するように、平成 21 年度には、当該年度における本件施策の目標（小目標）の達成に向けて進展があった。

二国間協定の締結に向けた交渉の実施・そのための国内調整の実施、原子力技術の開発及び核セキュリティ強化に関する新たな国際的な取組の推進への貢献、G 8 北海道洞爺湖サミットにおける我が国の提案による「原子力平和利用に関する 3 S イニシアティブ」（正式名称：3 S（核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ）に立脚した原子力基盤整備に関する国際イニシアティブ）のフォローアップ等を中心に進展があった。

課題

平成 21 年度に得られた成果を基に、二国間協定の作成を含む二国間での原子力協力を更に推進すると共に、3 S イニシアティブを含む、原子力安全及び核セキュリティの強化に向けた国際的な取組に引き続き積極的に参画する。

施策の必要性

国際的な資源競争の激化と地球温暖化問題を背景として原子力発電の新規導入を企図する国が増加しており、3Sを確保した上で原子力の平和的利用を推進することは、国際社会全体の課題である。我が国は、原子力先進国としてこの課題に貢献する必要がある。また、資源小国である我が国において、原子力発電は我が国総発電量の約3割を占めており、エネルギーの安定供給を図る観点から、核物質・原子力関連品目・技術の円滑な移転を確保する必要がある。

施策の有効性

沿岸国政府との協議等の施策は、我が国核燃料サイクル政策の重要な一部をなす放射性物質輸送を円滑に行う上で有効である。二国間原子力協定の作成は、3Sを確保した上で原子力の平和的利用を推進する上で有効である。また、我が国と諸外国との間の核物質、原子力関連品目・技術等の移転等を促進する上でも有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、放射性物質輸送に関する関係国との意見調整、二国間原子力協定交渉の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

対面での交渉及び対話を通じて構築した相手国担当者との信頼関係に基づき、可能な範囲でテレビ会議を活用した協議や、他の国際会議への出張の機会を利用して協議を実施する等により、緊密な対話を継続し、出張旅費や協議会場設営等の経費を大幅に節約することができた。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	19	9

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	9	9

単位：人（本省職員）

外部要因

平成 21 年度における放射性物質の輸送に係る当該沿岸国の国内政治情勢は安定しており円滑な輸送が実施されたが、基本的に放射性物質輸送は、当該沿岸国の国内政治情勢などの影響を受けやすい。また、核物質、原子力関連資機材、技術の移転については、国内外のニーズの影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口 1：放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施

国際原子力機関等の場や、輸送ルート沿岸国において輸送の必要性等につき一定程度の理解が得られており、平成 21 年における高レベル放射性廃棄物の海上輸送は、安全かつ円滑に実施することができ

た。詳細は、事務事業①「我が国核燃料サイクル政策に対する支援（資源外交、放射性物質海上輸送の円滑な実施のための外交的対応を含む。）」を参照。

評価の切り口 2：核物質・原子力関連品目の円滑な移転の実施

既存の二国間原子力協定等に基づく原子力関連品目等輸出入の円滑な実施等の成果があった。詳細は、事務事業②「我が国原子力産業の国際展開への協力（平和利用担保のための二国間原子力協定の交渉、締結及び実施並びに協定締結のための相手国に対する基盤整備事業の実施を含む。）」を参照。

評価の切り口 3：二国間協定の交渉・協議の進展

ロシア及びカザフスタンとの間で原子力協定を署名したほか、韓国、アラブ首長国連邦(UAE)、ベトナムをはじめとする各国の間では、原子力発電の拡大及び新規導入のあり方等について協議する等の成果があった。詳細は、事務事業②「我が国原子力産業の国際展開への協力（平和利用担保のための二国間原子力協定の交渉、締結及び実施並びに協定締結のための相手国に対する基盤整備事業の実施を含む。）」を参照。

評価の切り口 4：新たな原子力技術・制度の開発のための国際協力の進展

国際原子力エネルギー・パートナーシップ（GNEP）の下での各種会合が実施され、成果があった。詳細は、事務事業③「新たな原子力技術・制度の開発のための国際協力（国際原子力エネルギー・パートナーシップ（GNEP）等での対応を含む。）」を参照。

評価の切り口 5：国際原子力安全協力等を通じた核セキュリティの強化

国際的核セキュリティ対策強化に関し、核セキュリティ・サミットへ向けた準備を行うとともに、IAEAとの共催で「アジア諸国における核セキュリティ強化のための国際会議」を東京で開催する等一定の成果があった。詳細は、事務事業④「原子力安全・核セキュリティ強化に係る国際協力（関連条約に係る取組、G 8、IAEA 等での国際規範策定・整備、国際的なアウトリーチ活動に係る活動を含む。）」を参照。

評価の切り口 6：非発電分野における原子力の平和利用に関する国際協力の実施

原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）に基づく活動（トレーニング・コースのホスト等）を実施し、一定の成果があった。平成 21 年度は、我が国が政府代表者会合、RCA 総会の議長を務め、議論の円滑な進行に資するなどの成果があった。詳細は、事務事業⑤「技術協力・研究開発（IAEA の技術協力及び「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定」（RCA）に係る対応を含む。）」を参照。

第三者の所見

秋山 信将 一橋大学国際・公共政策大学院准教授

1. 放射性物質の海上輸送など沿岸国の関心が高い問題について日本の政策・安全性を正確に説明し、十分な理解を得る努力を継続的に実施していくことは今後も重要である。
2. 日露、日カザフスタンの原子力協力協定を締結し、日韓協定の交渉、日 UAE 協定に向けた国内調整の実施など、日本の原子力産業の国際展開に向けた政策基盤の整備を進めたことは評価される。またこうした協定を通じ、国際的な不拡散体制の強化に貢献することは重要である。
3. こうした協力協定の締結が今後他国との間で進められる場合には、引き続き同時に核不拡散、核セ

キュリティ、原子力安全（すなわち 3S）の向上に努めることが重要であると思料する。

4. 韓国との協力において核燃料サイクル技術をどのように扱うのかは、二国間関係の観点からのみならず、地域の原子力をめぐる国際秩序を安定的に維持するという観点からも重要である。
5. 先進的な原子力技術の開発における国際協力は、保障措置や検証技術などの分野でも実施していくべきであろう。
6. 核セキュリティについては、関連国際会議やアウトリーチ会合への参加に加え、途上国など脆弱性の存在する国におけるキャパシティ・ビルディングの支援が今後の課題となろう。
7. RCA については、今後もニーズの拡大が途上国を中心にみられる。これに対してどのような政策を限られた資源の中で効果的に実施していくか課題となろう。
8. 今後も原子力の国際展開を進めていく中では、各国との協調をいっそう強化し、3S を国際規範として定着させるべく政策を推進していくことを希望する。

評価結果の政策への反映

今後の方針

我が国原子力政策を推進し、また、原子力先進国として国際的課題に貢献するための施策を引き続き実施し、推進する。

事務事業の扱い

（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- ① 我が国核燃料サイクル政策に対する支援（資源外交、放射性物質海上輸送の円滑な実施のための外交的対応を含む。） → 今のまま継続
- ② 我が国原子力産業の国際展開への協力（平和利用担保のための二国間原子力協定の交渉、締結及び実施並びに協定締結のための相手国に対する基盤整備事業の実施を含む。） → 拡充強化
- ③ 新たな原子力技術・制度の開発のための国際協力（国際原子力エネルギー・パートナーシップ（GNEP）等での対応を含む。） → 今のまま継続
- ④ 原子力安全・核セキュリティ強化に係る国際協力（関連条約に係る取組、G 8、IAEA 等での国際規範策定・整備、国際的なアウトリーチ活動に係る活動を含む。） → 拡充強化
- ⑤ 技術協力・研究開発（IAEA の技術協力及び「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定」（RCA）に係る対応を含む。） → 今のまま継続

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	－	○

Ⅱ－３－２ 科学技術に係る国際協力の推進

国際科学協力室長 柳 淳

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	我が国及び国際社会の科学技術を発展させること 【小目標】 1. 二国間及び多国間協定を通じた各国・機関との関係強化 2. 国際科学技術センターに関する国際協調・支援の継続 3. 宇宙関連の国際ルール作りへの参加
施策の位置付け	第 174 国会施政方針演説、新成長戦略（基本方針）において言及あり。
施策の概要	我が国の科学技術力に対する国際社会の期待は大きく、外交を通じて科学技術協力・交流を促進することは、我が国と世界の科学技術の発展とともに、我が国外交上の利益の促進にも資する。このため外務省は、科学技術協力協定を通じた二国間協力や、宇宙、核融合、大量破壊兵器の不拡散、地球規模課題への対応などの分野での二国間・多国間協力を実施し、「科学技術外交」、「宇宙外交」の強化に取り組んでいる。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

以下に示すとおり、本施策の小目標達成に向けた各種取組が着実に進展した。

(1) 二国間協力においては、科学技術協力協定に基づく合同委員会等の二国間対話を積極的に行ったほか、EU との間で平成 15 年より交渉してきた科学技術協力協定の署名に至った。

(2) イーター（国際熱核融合実験炉）機構設立協定、ブローダー・アプローチ（より広範な取組を通じた活動）協定等の関連諸協定の下で、準ホスト国として水戸で理事会を主催するなど、活動を開始した。

(3) 米、EU 等他と国際科学技術センター（ISTC）について協調し、支援を継続した。

(4) 宇宙関連の国際ルール作りの議論や国際宇宙基地（ISS）計画の進展に我が国の利益を反映すべく取組を続けた。

(5) 平成 20 年度に設置した科学技術外交ネットワーク（STDN）を通じ、本邦での関係府省・機関による連絡会や、在外の科学技術関係機関の現地連絡会を定期的で開催したほか、在外公館と本省との間で情報交換の活性化に努めるなど、本施策を推進する上での基盤・体制の一層の強化を図った。

課題

平成 20 年 5 月、総合科学技術会議は「科学技術外交の強化に向けて」と題した提言を行い、政

府として「科学技術外交」に積極的に取り組むべきとした。平成 21 年 8 月からは総合科学技術会議の下での「科学技術外交戦略タスクフォース」が開催され、科学技術外交の一層の強化が提言された。また、平成 21 年 6 月に決定された宇宙基本計画においては「宇宙外交の推進」が謳われている。こうした動きを受け、国際的な科学技術協力をより積極的に進めていく必要がある。

施策の必要性

科学技術基本法に基づく第 3 期科学技術基本計画では「国際活動の戦略的推進」を掲げているほか、平成 20 年 5 月には総合科学技術会議が「科学技術外交の強化に向けて」と題した提言を行った。平成 21 年 8 月からは総合科学技術会議の下での「科学技術外交戦略タスクフォース」が開催され、多様な主体と連携し、成果を経済・社会面での国益実現につなげ、広く社会に還元するための科学技術外交の強化が提言された。さらに宇宙の分野に関しては、平成 21 年 6 月に宇宙基本計画が決定され、「宇宙外交の推進」が求められており、これらの法的・政策的要請に外務省としても応えていく必要がある。

施策の有効性

国際的な科学技術の発展のためには、各国が保有する科学技術力を二国間及び多国間の枠組みやプロジェクトを通じて集約し、国際的に科学技術協力の成果・リスク・コストを共有することが重要である。外務省として科学技術に関する国際的な枠組み作りや多国間プロジェクトの実施等を推進することは、我が国及び国際社会の科学技術力向上のために有効である。またこうした取組を通じて我が国の科学技術力が確保されるだけでなく、我が国の科学技術力に対する各国の期待には高いものがあることから、これを我が国の外交ツール・ソフトパワーとして活用することは、我が国の国益増進にも資する。

施策の効率性

科学技術協力は、実際の協力案件を実施する主要機関である独立行政法人等の関係団体を所管する国内関係府省庁の果たす役割が大きい。このため、「科学技術外交ネットワーク」等の取組を通じ関係府省庁・独立行政法人と調整や意見交換を定期的に行い、各府省庁・団体で作業が重複しないように役割分担をするなど、外務省としては協議枠組みの提供や協定交渉など限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、外交面で取り組むべき側面に集中特化した。これにより、より綿密な対外調整や対処方針の策定等が可能となり、二国間協力における新たなプロジェクトの発掘等の点で施策に進展がみられた。更に、科学技術外交強化の文脈で外務省内の複数局課室にまたがる対応を要する事項についても、省内タスクフォースや個別の会合などを通じて意思疎通を緊密にはかることによって、関係課室が連携して有効な対応に努めた。このため、とられた手段は適切かつ効率的であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

在外における複数の合同委員会を連続して開催するよう関係国と調整したり、複数の国で行われる国際会議に一回の出張で出席するなど、出張回数の削減及び旅費の節約に努めた。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	5	4

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	7	7

単位：人（本省職員）

外部要因

我が国の科学技術政策の策定及び実施は、他府省庁・独立行政法人が担っており、科学技術分野での国際協力の進展は、外務省だけの施策に拠らないところが大きい。

目標の達成状況

評価の切り口 1：二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大

平成 21 年度には、スウェーデン、韓国、ドイツ、ノルウェー等との間で二国間会合を実施して各種分野の協力について議論し、協力関係が強化された。詳細は、事務事業①「英、米、仏、豪等との科学技術に関する二国間政府間対話の推進」を参照。

評価の切り口 2：イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進

イーター機構設立協定並びにブローダー・アプローチ協定等が発効し、我が国はイーター計画の準ホスト国としてイーター理事会を水戸で、日欧ブローダー・アプローチ運営委員会を青森県六ヶ所村で開催する等の取組を実施した。詳細は、事務事業②「核融合分野における科学プロジェクト（イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動）の実施に向けた国際協力の推進」を参照。

評価の切り口 3：宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力の推進

宇宙に関する法的枠組み形成の議論及び ISS 計画の実施等において我が国の利益を確保するための外交上の取組を推進した。詳細は、事務事業③「バイ・マルチの宇宙に関する法的枠組み等を通じた科学技術協力」を参照。

評価の切り口 4：ISTC への支援を通じた協力の推進

我が国としては、ISTC 事務局の諸活動に対し継続的に支援を行い、大量破壊兵器関連研究者・技術者の平和目的計画への転換に貢献した。詳細は、事務事業④「国際科学技術センター（ISTC）への支援を通じた科学技術協力の推進」を参照。

第三者の所見

角南 篤 政策研究大学院大学准教授

「我が国及び国際社会の科学技術を発展させること」を施策の目標とし、二国間レベルと多国間レベルの双方で、我が国の科学技術に係る国際協力の推進に取り組んでいる。とりわけ、平成 21 年度は新しく誕生した民主党政権のもと、「科学技術外交」に積極的に取り組む姿勢が明確にされ、総合科学技術会議において「科学技術外交戦略タスクフォース」による提言もまとめられたところである。加えて、我が国の宇宙政策においても、「宇宙外交」の推進がうたわれており、ますます外務省における科学技術分野に係る施策の重要性が高まっているといえる。

そうした中で外務省は、文部科学省をはじめ内閣府、経済省など科学技術政策に携わる複数の行政機関を外交政策上連携させることが肝要になることから、「科学技術外交ネットワーク」などの取り組みは一定の評価に値する。その観点からみると、外務省は①二国間の科学技術協力の枠組みの維持・拡大、

②イーター計画など多国間の取り組みによる協力体制の推進、③宇宙や大量破壊兵器関連の平和利用への転換といった特別な科学技術政策分野の対応などを、限られた予算と人的資源のもとでとくに大きな問題もなく進めている。

一方、先に述べたように、科学技術外交の重要性が増す中で、外務省をはじめ科学技術外交を担う実施機関が現状レベルの予算と人的投入資源で期待される成果を上げるにはかなり厳しい現状も今後考慮しなければならない。政府は、個々の政策や事業の目的と手段の整合性や合理性をもとに、事業の選択と集中をさらに進めていくことが不可欠である。

平成 21 年度は、スウェーデン、韓国、ドイツ、ノルウェーなどと二国間協議を行い、ニュージーランドやEUとの間では科学技術協力協定の締結や署名に至ることができた。とりわけ、6年にわたるEUとの協定締結にむけた交渉がやっと実を結んだことは意義深いことである。今後、科学技術外交を戦略的に推進するためには、これらの国や地域以外により多くの国々と科技協力関係を構築していくことが求められる。

イーター計画とブローダー・アプローチによる事業については、我が国が準ホスト国として今後も積極的にプロジェクトを推進していくことが不可欠である。核融合の科学・技術的可能性の実証をベースとした国際協力プロジェクトとして、科学技術の専門性、不確実性を伴う特殊な事業であり、プロジェクト推進の成否は外交による面が多いことから、今後の積極的な取り組みが引き続き期待される。

バイ・マルチの宇宙に関する法的枠組みなどを通じた科学技術協力については、先述したように我が国の宇宙外交の推進において重要な施策となっている。とりわけ、オバマ政権が打ち出したISS計画の延長についても、我が国としてどのような対応をするのか、今、重要な局面を迎えている。宇宙政策を企画立案、実施する組織を新しく作るという宇宙基本法の実行が遅れているなかで、外務省が宇宙外交をサポートすることは重要であり、今後もその役割の重要性は続くことになる。

最後に、ISTCについては、本事業がこれまで果たしてきた役割の重要性を考えると、今後も原署名国である我が国の支援は必要である。大量破壊兵器の不拡散に努めることは、我が国の科学技術外交にとっても顔になる施策のひとつであるといえる。一方で、ISTC事業を取り巻く国際情勢も大きく変化しているなかで、運営内容についても柔軟的に現状を踏まえた整合性のあるものに変えていく努力は必要である。中央アジア諸国の状況にあった効果的な事業展開を打ち出しながら、すべての施策に共通して言えることであるが、政策目的と実施手段の整合性や合理性について運営内容を評価したうえで、「サンセット原則」にもとづく判断が今後は求められる。

科学技術に係る国際協力の推進を目的とした施策は、今後も我が国の重要な外交政策の柱のひとつになることが期待される。高まる科学技術外交の重要性に伴い、今後はこうした施策・事業の取り組みが強化拡大されることが望ましい。とりわけ、科学技術政策という複数の関係省庁、実施機関を主体とする政策については、外交政策として展開するためのコーディネート機能を在外公館も含めて強化していくことが求められる。今後も引き続き本施策が効果的に拡充されていくことに期待したい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

関係府省庁、省内関係課室とも連携しつつ、引き続き、我が国及び国際社会の科学技術力向上のため、また我が国の科学技術力を活用した外交全般の推進のため、科学技術外交及び宇宙外交の強化に取り組む。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- ① 英、米、仏、豪等との科学技術に関する二国間政府間対話の推進 → 今のまま継続
- ②核融合分野における科学プロジェクト（イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動）の実施に向けた国際協力の推進 → 今のまま継続
- ③バイ・マルチの宇宙に関する法的枠組み等を通じた科学技術協力 → 拡充強化
- ④国際科学技術センター（ISTC）への支援を通じた科学技術協力の推進 → 今のまま継続

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	—

施策Ⅱ—4 国際経済に関する取組 243

具体的施策

Ⅱ-4-1	多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進	253
Ⅱ-4-2	グローバル化の進展に対応する国際的な取組	258
Ⅱ-4-3	重層的な経済関係の強化	264
Ⅱ-4-4	経済安全保障の強化	270
Ⅱ-4-5	海外の日本企業支援と対日投資の促進	275
Ⅱ-4-6	アジア太平洋経済協力(APEC)を通じた経済関係の発展	281

II - 4 国際経済に関する取組

評価担当課室名	業務内容
経済局 国際貿易課	国際貿易及び経済に関する国際機関等に係る外交政策等に関する事務・関税、海運及び船舶の保護に関する事務・経済に関する国際機関等に提出する資料の作成
サービス貿易室	サービス貿易に係る多国間の条約及び協定並びに国際機関に関する事務・サービス貿易に関する国際機関との協力に関する事務
世界貿易機関紛争処理室	世界貿易機関を設立するマラケシュ条約及びその附属書の下での協議及び紛争解決の処理に関する事務
知的財産室	知的財産に関する多数国間条約・国際機関、海外における模倣品・海賊版対策、知的財産に関する調査・助言等に関する事務
経済連携課	経済上の連携に係る外交政策等に関する事務
政策課	主要国首脳会議（サミット）をはじめとした対外経済関係に関する外交政策
国際経済課	国際経済事情に係る調査に関する事務
欧州局アジア欧州協力(ASEM)室	アジア欧州会合に関する外交上の総合政策
経済安全保障課	エネルギー資源その他の資源の安定供給等、経済安全保障に関する外交政策
漁業室	国際漁業問題に係る外交上の総合政策の企画立案
アジア太平洋経済協力室	アジア太平洋経済協力に関する対外経済関係に係る外交政策等に関する事務

Ⅱ－４ 国際経済に関する取組

具体的施策

- Ⅱ－４－１ 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進
- Ⅱ－４－２ グローバル化の進展に対応する国際的な取組
- Ⅱ－４－３ 重層的な経済関係の強化
- Ⅱ－４－４ 経済安全保障の強化
- Ⅱ－４－５ 海外の日本企業支援と対日投資の促進
- Ⅱ－４－６ アジア太平洋経済協力 (APEC) を通じた経済関係の発展

評価の結果

施策Ⅱ－４	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
Ⅱ－４－１	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
Ⅱ－４－２	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
Ⅱ－４－３	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
Ⅱ－４－４	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
Ⅱ－４－５	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
Ⅱ－４－６	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆

施策の必要性

１. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

我が国は、これまで GATT/WTO の多角的自由貿易体制の恩恵を受け、経済的繁栄を実現してきた。引き続きこのような体制を維持・強化するべく、現在交渉中のドーハ・ラウンド交渉を最終妥結に導き、モノやサービスの更なる貿易自由化やルールの整備を実現することは、我が国の繁栄のみならず、世界経済全体の発展、また途上国の開発促進にも必要な施策である。さらに、WTO 紛争解決制度は、WTO 体制に信頼性、安定性をもたらす柱であり、我が国として同制度を支え、また、WTO 加盟国間の貿易紛争をルールに基づき適切に解決し、望ましいルールを定着させるべく、引き続き同制度に積極的に関与・参画していく必要がある。

また、あわせて、我が国は、EPA 締結により我が国の貿易の４割を占める東アジア諸国との経済連携強化に優先的に取り組んできた。この取組は、地域内の貿易・投資の自由化・円滑化、協力関係の深化等を通じて、東アジアの経済的統合に向けた動きにも資するものである。さらに、世界各地における地域統合や地域協力が急速に進んでいることを踏まえれば、我が国としても経済連携を積極的かつ戦略的に推進することが必要である。

２. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

(１) 金融・経済危機や地球規模課題の解決のためには、国際社会の一致した協力が求められる。G8 サミットは、主要先進国の首脳の集まりとして、重要な国際的な課題に率先して取り組んでおり、国際的な議論を主導している。また、G20 サミットは新興国を含む政策調整の場として、国際的な金融・経済問題等に対処する上で極めて重要な役割を担っている。

したがって、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成するためには、我が国がこれらサミットに積極的に参加し、国際的な議論を主導していくことが必要不可欠である。

(2) OECD は、国際経済秩序を形成する上で大きな影響力をもつ国際機関であり、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成するため、その活動に積極的に参画する必要がある。

中国、インド、ブラジル、ロシアといった非加盟国の経済的な重要性が増大する中、また、世界的な金融・経済危機の余波が続く中、OECD の有用性を一層高めるためにも、OECD の主要な機能である国際的なルール作り、及び、主要な新興経済等との非加盟国協力活動を強化することは重要である。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) ASEM

(イ) アジアと欧州は今日の国際社会でその役割と責務を増大させており、両地域間の幅広い関係を強化することは世界経済の安定的発展等を通じ、我が国の利益増進にも寄与する。

(ロ) 経済分野では、気候変動や感染症等のグローバルな課題やエネルギー安全保障を含む持続可能な開発についての協力のほか、両地域間の貿易・投資関係の一層の拡大に貢献する必要がある。

(ハ) アジアにおいて欧州と価値観を共有する日本が、アジアと欧州の間の調整について積極的な役割を果たすことで、アジア地域での開かれた地域主義の実現にも寄与する。

(2) EU

平成 13 年に首脳レベルで発出された「日・EU 協力のための行動計画」の 10 年間の期限が平成 22 年を以て終了するところ、今後 10 年の日・EU 関係の強化に向けた新しいビジョンを策定する必要がある。特に、経済分野においては、日・EU 間の経済連携の強化に向けた取組を推進する必要がある。また、我が国と EU は、民主主義、市場経済等の基本的価値を共有し、国際社会の課題に対して特別の責任を有しており、経済分野のみならずグローバルな課題を含む様々な分野において戦略的パートナーとして一層効果的な協力関係を構築していく必要がある。

4. 「経済安全保障の強化」について

我が国は、エネルギー・鉱物・食料等、国民生活の基礎を成す資源のほとんどを海外に依存しており、資源安全保障の維持・強化は我が国の基本的外交目標の一つである。また、我が国は世界有数の漁業国であると同時に、水産物輸入国でもある。こうした中、近年の資源価格の歴史的な高騰に見られるとおり、新興国の資源需要の増大、資源ナショナリズムの昂揚、気候変動等により、資源を巡るパラダイムは移行期にある。日本の強みを生かす形で資源産出国との関係強化を図るとともに、エネルギー効率の向上や再生可能エネルギーの普及をはじめ、世界全体の責任ある資源開発・利用に向けた国際連携を推進していくことが必要である。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

(1) 近年、アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、我が国は、多国間・二国間の外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを行う必要がある。また、海外における知的財産権侵害について、現地において日本企業を迅速かつ効果的に支援する必要がある。

(2) グローバル化が進展する中、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になっており、これに伴い、企業も様々な形で国境を越えた活動を一層活発化させてきている。政府として、日本企業の経済的利益を増進し、我が国経済の足腰と競争力を強化していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、個別企業の活動を支援していくことが求められている。

(3) 対日直接投資は、雇用の拡大や、新しい商品、サービス、ビジネスモデルを日本にもたらす等、日本経済の活力増進につながる有効な手段であるが、現在、諸外国と比較して著しく低い水準にとどまっている。このため、対日直接投資の拡大を正面からの目標とし、政府一体となって種々の推進策を鋭

意実施・実行していく必要がある。

(4) 平成 17 年度以降、所得収支黒字額が貿易収支黒字額を上回っており、国際収支における投資の重要性が高まっている。投資協定は、投資の保護、自由化及び促進のルールを定めるものであると同時に、二国間経済関係の強化を通じた政治・外交面での意義もあり、実際のニーズに応えることを主眼として、迅速かつ柔軟に交渉を進めていくことが適切である。

6. 「アジア太平洋経済協力 (APEC) を通じた経済関係の発展」について

(1) APEC はアジア太平洋地域の 21 のエコノミーが参加し、世界の人口の約 4 割、GDP 及び貿易量の約 5 割を占めている。我が国の貿易相手としても APEC 域内の諸エコノミーが約 7 割、APEC の域内貿易率が約 7 割と、相互依存関係は極めて強い。我が国の一層の発展及び安定のためには、APEC 地域の各エコノミーとの経済協力を深め、国際ルールの普及や価値観の共有を促進することが重要な課題である。

(2) このような背景の下、APEC の枠組みを活用し、経済分野だけではなくテロ・不拡散、感染症などの幅広い分野の協力に関し、年 1 回開催される APEC 閣僚会議・首脳会議での成果に向け、APEC での活動を主導していく必要がある。

施策の有効性

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

(1) 153 の加盟国に関わる更なる貿易自由化や貿易ルールの整備を実現するドーハ・ラウンド交渉の推進は、グローバルな国際経済の枠組みを強化し、我が国の経済的繁栄をさらに実現するためにも有効である。

(2) WTO 紛争解決制度は、WTO 体制に信頼性・安定性をもたらす柱であり、これに積極的に関与・参画していくことは、同制度を支え、また我が国の利益を確保する上で有効である。

(3) 我が国と各国の EPA 交渉は着実に進展しており、たとえば平成 21 年度に発効したスイス及びベトナムとの EPA により、それぞれ往復貿易額の約 99%、及び約 92%の関税が 10 年以内に無税となる。また、現在交渉中の湾岸協力理事会 (GCC)、インド、豪州及びペルーとの EPA/FTA 交渉においても幅広い分野における自由化を目指している。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

(1) G8 サミットは、先進首脳国かつ主要ドナー国の首脳の集まりであり、その議論は様々な課題に対する国際的な議論を主導している。また、G20 サミットは主要な先進国及び新興経済国が参加する国際経済協力の「第一のフォーラム」であり、金融・経済問題を議論する極めて重要な場となっている。

このように両サミットは、国際社会全体へ多大な影響力を有しており、国際経済秩序形成に大きな役割を果たしている。したがって、我が国が両サミットにおける議論に積極的に参加し、主導することは、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成する上で極めて有効な施策である。

(2) OECD におけるルール作り及び政策協調に積極的に参加し貢献することは、我が国にとって好ましい国際環境づくりを行うことができる点のみならず、各分野において我が国の政策立案の参考にもなる有益な知見を共有できる点において、有効である。

また、OECD 加盟国が一丸となり非加盟国に対し国際水準の規則・規範への理解及び責任ある行動を求めるとや、投資環境改善等の政策の実施を促すことは、地球規模の経済成長の促進にもつながる。その結果、世界標準に照らし対等な競争環境を整備することは、我が国企業の利益にも資することから、有効である。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) ASEM

アジア・欧州関係を強化していくためには、様々なレベル・分野で地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を行う必要がある。更に、個別具体的な課題に対しアジアと欧州が協力して、各種専門分野別の会合において議論を深めていくことが有効である。

(2) EU

高度に緊密化した欧州との経済関係強化のためには多角的にアプローチする必要がある。この観点から、日・EU 定期首脳協議、日・EU ハイレベル協議、日・EU 規制改革対話等の各種経済協議の実施、日・EU 間での経済関係の協定の締結及び実施、人的交流を通じた連携等、幅広い政策手段を通して関係強化に努めることが有効である。

4. 「経済安全保障の強化」について

(1) エネルギー・鉱物資源につき、新興国の需要増大、低投資による供給能力の伸びの鈍化、一部の産出国による資源の国家管理の強化等により中長期的な需給見通しが不透明になるとともに、価格が不安定性を示している状況に対しては、(イ) エネルギー・鉱物資源へのアクセス確保、(ロ) 安定的なエネルギー市場・貿易システムの形成、(ハ) エネルギー効率向上の世界への伝搬、エネルギー供給源の多様化に向けた取組が必要である。

(2) 食料安全保障に関しては、世界の食料生産・投資を増大し、途上国の食料問題を改善するための国際的対応の形成及び国際連合食糧農業機関 (FAO)、国際穀物理事会 (IGC) を通じた貢献が重要であるほか、我が国への食料安定供給に向けた国際農業投資の促進等も必要である。

(3) 漁業

海洋生物資源の保存と持続可能な利用を確保するためには、地域漁業管理機関などにおける科学的視点に立った適切な資源管理の推進に協力することが有効であり、また国際捕鯨委員会 (IWC) において我が国の立場に対する理解を深め、合意形成を図ることが必要である。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

(1) 海外における知的財産権保護強化のための施策

模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA、仮称) につき、各国に対し継続的に働きかけることにより、模倣品・海賊版対策に向けて各国との協力関係を図り、また、海外の模倣品・海賊版対策を促進するため、日中、日韓、日米、日 EU 間の二国間の対話を継続した。在外公館においては、知的財産担当官の対応力を強化し、海外における日本企業支援及び各国との連携促進を図った。

(2) 日本企業支援強化のための施策

日本企業支援をより効果的に行うため、「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」に基づき積極的に対応した。官民それぞれの適切な経費負担に関するガイドラインに基づき、日本企業支援のために在外公館施設の積極的利用に努めた。さらに、一部の在外公館に設置した「日本企業支援センター」を通じて企業の相談に応ずるなど、企業のニーズへの対応を行っている。

(3) 平成 21 年末の対日直接投資残高は、19.6 兆円 (一次推計値、GDP 比約 4.1%) まで伸びた。物品・サービス及び資本の自由な移動の促進等を目的とする経済連携協定、投資家の投資活動を保護・促進することを目的とした二国間投資協定、国際的な二重課税の回避等を目的とした租税条約や、企業及び個人の社会保険料負担の軽減等を目的とした社会保障協定等の締結等を通じ、対日直接投資の一層の推進に向けて我が国のビジネス環境の改善・整備を図った。

(4) ウズベキスタン (9月) 及びペルー (12月) との間で、二国間投資協定が発効したほか、スイス (9月) との間では、投資に関する規定を含む経済連携協定 (EPA) が発効した。また、カザフスタン、

カタル、コロンビア、サウジアラビア及び中国・韓国との間で、それぞれ二国間又は三国間投資協定について交渉中であり、さらに、インド、豪州及び湾岸協力理事会（GCC）との間でも、投資に関する規定を含む EPA/FTA について交渉中である。

6. 「アジア太平洋経済協力 (APEC) を通じた経済関係の発展」について

アジア太平洋における地域協力を強化していくためには、様々なレベル・分野での地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を制度的に担保し、更に、個別具体的な課題に対し、メンバーが協力して取り組むイニシアティブを発揮する場を提供する APEC は、地域協力の推進を実現していく上で有効である。

施策の効率性

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下のように施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) WTO

第7回 WTO 定例閣僚会議においては例年と比べ出張者を絞り込みつつも、武正外務副大臣と各国閣僚とのバイ会談等をアレンジした。また、各種交渉への精力的な取組を通じ、我が国は WTO の交渉プロセスにおけるプレゼンスを確保した。

(2) EPA

相手国との交渉を着実に進めた結果、新たな EPA が発効し、また、新たな国との交渉の検討も開始した。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

経費節約のため、WTO の交渉プロセス全般において、出張人数について絞り込みを行う等、極力効率的な手段をとるよう努めた。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

我が国にとって好ましい、自由で開かれた国際社会の形成は二国間の交渉だけでは実現することができず、G8、G20、OECD をはじめとした多国間の枠組みによる国際秩序形成が必要である。また、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用しつつ、多国間の枠組みの下で積極的に議論に参加した結果、成立した合意は、同時に多くの国に影響を与えており、これは、個別の二国間交渉を繰り返すより遙かに効率的であり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

G8・G20 サミットでは、金融・経済危機後、開催され、定例化されることとなったG20 サミット関連会合への新たな追加的支出を予算内で行う一方、無駄な支出が生じないように、可能な限り安価な航空券を手配する等、日常的に経費節約のための取組を行っている。また、OECD においてより重要な案件に取り組めるよう、日本としても案件の優先順位付けに積極的に取り組んでいる。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) ASEM

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、第9回外相会合、高級実務者会合、各種専門家会合等の協議の場において、全体会合への参加のみならず、ASEM 参加各国との二国間の会談等も活用しつつ、重層的な議論の展開とコンセンサスの形成に貢献し、アジア・欧州関係の強化という目的に効果的に貢献することができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(2) EU

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日・EU 定期首脳協議、日・EU ハイレベル協議、日・EU 規制改革対話、ビジネス界との協議等の場において、日・EU 間の懸念事項に係る交渉や対話・意見交換を行い、日・EU 双方の貿易・投資環境の更なる改善が見られた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

TV 会議の有効利用により、出張費の節約を推進した（EU）。

4. 「経済安全保障の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下の諸分野で施策がそれぞれ進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) エネルギー・食料については、G8 ラクイラ・サミット、IEA 閣僚理事会、IEF 閣僚級会合、FAO 世界食料安全保障サミットをはじめ関連国際フォーラムにおいて我が国の主張を反映し、国際的な枠組み形成及び市場・貿易システムの安定化を主導することができた。再生可能エネルギー分野では、IRENA 憲章への署名を実現し、その発足に向けた検討に積極的に関与した。また、国際農業投資の促進等、我が国への資源の安定供給確保のための施策の検討を進めることができた。

(2) 漁業については、「南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約」を締結し、同条約に加入した。第 61 回 IWC 年次会合において、次回会合での合意形成に向けた枠組みを強化することができたほか、調査捕鯨への妨害行為に関し、関係国でしかるべき措置がとられるよう働きかけ、発表するに至った。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA、仮称）の早期実現を目指し、条文案に基づく交渉が 4 回行われ、知的財産担当官会議が中南米地域及び南西アジア地域でそれぞれ初めて開催される等の施策の進展が見られた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

6. 「アジア太平洋経済協力（APEC）を通じた経済関係の発展」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、平成 21(2009)年 APEC 首脳会議等において、地域経済統合、成長戦略等の分野で成果を得るとともに、同年 12 月の APEC シンポジウム及び非公式高級実務者会合、平成 22(2010)年 2 月の第 1 回高級実務者会合を成功裏に開催した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的だった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

出張などに行く人数・回数を減らし、必要最小限にとどめた。

施策目標の達成状況

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

自由貿易体制の強化の観点からは、WTO ドーハ・ラウンド交渉について、平成 21 年 7 月のラクイラでの G8+5 首脳会合や同年 9 月のピッツバーグでの G20 首脳会合で、「2010 年の交渉妥結の追求」という政治的メッセージが発出されたことを受け、同年 9 月のインド主催非公式閣僚会合が開催され、その後高級事務レベル会合が月 1 回のペースで開催されるなど、議論の進展が図られた。また、自由貿易体制を維持する観点から、保護主義の抑止について、G20 ロンドン・サミット、G8 ラクイラ・サミット、G20 ピッツバーグ・サミットを始めとする首脳会合において、保護主義的な動きをけん制する強いメッセージが相次いで発出されるとともに、また保護主義の抑止に向け様々な取組が行われた。さらに、WTO

紛争解決手続に当事国及び第三国として参加することで、貿易紛争をルールに基づいて解決し、我が国に望ましい形での貿易ルールが定着するよう努めた。

経済連携協定（EPA）については、平成 21 年度には、ベトナム及びスイスとの協定が発効に至り、ペルーとの間で交渉が開始されるなど、前進した。また、東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みにつき、民間研究や検討作業が進められ、我が国もその検討に積極的に参加したほか、日中韓自由貿易協定（FTA）の産官学共同研究が立ち上げられるなど、進展が見られた。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

（1）G 8 サミットでは、我が国は平成 20 年度に我が国で開催した G 8 北海道洞爺湖サミットで合意した事項のフォローアップを着実にを行うと共に、平成 21 年度の G 8 ラクイラ・サミットにおける議論に積極的に参加し、その成果文書に我が国の考え方を反映させた。G 20 サミットでは、我が国は平成 21 年度に開催された G 20 ロンドン・サミット及び G 20 ピッツバーグ・サミットにおいて積極的に議論に参加し、その成果文書に我が国の考え方を反映させた。こうした両サミットにおける貢献を通して、経済分野を含む各領域における国際秩序形成に一層の前進が見られ、目標の達成に向けて相当な進展があったと考える。

（2）我が国は、OECD に関して、閣僚理事会や各委員会の活動に加え、非加盟国に対するアウトリーチ活動にも積極的に取り組み、これら諸国とも関係を更に強化した。また、新規加盟候補国についても、加盟審査プロセスに貢献した。これらにより、国際社会の経済秩序の形成は一層の前進を見ることができ、目標の達成に向け状況は大きく進展したと考える。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

（1）第 9 回外相会合（平成 21 年 5 月、於：ハノイ）、第 8 回 ASEM 首脳会合（平成 22 年 10 月、於：ブリュッセル）の準備プロセスとしての全体高級実務者会合、開発問題等各種分野にかかる専門家会合等に参加し、世界経済金融危機や気候変動等のグローバルな課題に係る議論に建設的に関与した。また、新型インフルエンザ対策について主導力を発揮した。

（2）我が国が ASEM セミナー「学びあうアジアと欧州—21 世紀におけるアジア・欧州協力（ASEM 8 へ向けて）—」（平成 22 年 3 月）を主催し、アジア・欧州間の経済開発を含む人的交流の重要性を確認した。

（3）日・EU 定期首脳協議、日 EU ハイレベル協議及び日・EU 規制改革対話等において、日・EU 経済関係の強化の方策、国際社会の共通課題についての協議が進展した。特に、第 18 回日 EU 定期首脳協議（平成 21 年 5 月）において、国際的な課題について日・EU が共同でリーダーシップを発揮していくこと、新たな日・EU 経済関係強化の方向性を打ち出すための検討を開始することで一致するなどの成果が得られた。

4. 「経済安全保障の強化」について

以下の成果を総合的に判断し、経済安全保障の強化につき進展があった。

（1）エネルギー・鉱物資源価格が乱高下する中、国際エネルギー機関（IEA）、国際エネルギー・フォーラム（IEF）、エネルギー憲章条約（ECT）、G 8、G 20 等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図った。再生可能エネルギーの国際的普及に貢献するため、新たに設立される国際再生可能エネルギー機関（IRENA）憲章を署名するとともにその設立準備に積極的に関与した。

「資源確保指針」に基づき、要人往来、経済協力等を戦略的に進め、我が国への資源安定供給の確保に努めた。

（2）食料価格高騰や世界経済危機により、世界の栄養不足人口が 10 億人を超えたとされる状況を受け、G 8 ラクイラ・サミットや国際連合食糧農業機関（FAO）が主催した世界食料安全保障サミット等の機

会を通じて途上国の農業開発に関する国際的枠組みの強化に貢献した。また、我が国から海外への農業投資の促進に関する関係省庁・機関会議を主催し、平成21年8月には「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」を取りまとめた。これと並行して、責任ある国際農業投資に関する原則作りを主導し、同年9月にはニューヨークで高級実務者会合を主催した。

(3) 漁業資源の保存管理措置の強化に向けた国際協力を主導し、大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) における大西洋クロマグロ総漁獲可能量の対前年比約4割削減、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) における初めての太平洋クロマグロの漁獲規制等が決定された。

捕鯨問題では、第61回国際捕鯨委員会 (IWC) 年次会合において、平成22年6月の第62回 IWC 年次会合における包括的合意に向けたサポート・グループ (SG) 設立に貢献し、SG 及び二国間の場で積極的に議論を行ってきた。また、調査捕鯨に対する妨害活動に関し、IWC のほか、首脳・外相会談等の機会において関係国に必要な措置をとるよう強く要請した。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

以下に示すとおり、本施策の目標に向け、着実な進展が見られた。

(1) 模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA, 仮称) の早期実現に向けて平成20年6月より条文案をベースとした交渉を開始し、平成21年中には3回の関係国会合を開催した。二国間対話において知的財産問題を取り上げ、知的財産権侵害問題の対策・協力の強化を行った。

日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を行った。

(2) ビジネス環境の改善、人脈形成や情報提供などの面で成果があったことに加え、平成18年度に設置した日本企業支援センターの見直しを行い、タイ及びインドの大使館において同センター業務を継続すると共に、モンゴルの大使館において新規に同センター業務を開始し、企業支援体制を一層充実させた。また、在外公館において日本企業との共催によるレセプションを開催するなど、在外公館施設を活用した日本企業支援にも積極的に取り組んだ。

(3) 平成21年末の対日直接投資残高が19.6兆円 (一次推計値, GDP 比約4.1%) まで伸びた。

(4) ウズベキスタン (9月) 及びペルー (12月) との間で、二国間投資協定が発効したほか、スイス (9月) との間では、投資に関する規定を含む経済連携協定 (EPA) が発効した。また、カザフスタン、カタール、コロンビア、サウジアラビア及び中国・韓国との間で、それぞれ二国間又は三国間投資協定について交渉中であり、さらに、インド、豪州及び湾岸協力理事会 (GCC) との間でも、投資に関する規定を含む EPA について交渉中である。

6. 「アジア太平洋経済協力 (APEC) を通じた経済関係の発展」について

(1) シンガポールで開催された APEC 首脳会議、閣僚会議等における積極的な関与を通じ、域内の経済協力の促進に寄与した。具体的には、平成22(2010)年の先進国・地域 (エコノミー) によるポゴール目標達成評価のための作業計画について合意されたほか、アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) 構想の実現のためのあり得べき道筋の検討が実務者に指示された。また、APEC 地域における長期的かつ包括的な成長戦略の策定が必要であるとの認識が共有され、成長戦略を策定するためのプログラムを具体化させることが合意された。

(2) 平成21(2009)年12月には、平成22(2010)年の APEC 議長として、日本 APEC シンポジウム及び非公式高級実務者会合を開催し、日本 APEC の主要テーマについて産官学の有識者による意見を聴取するとともに、高級実務者による議論を開始した。また、平成22(2010)年2月には第1回高級実務者会合を開催し、2010年日本 APEC の優先分野として、①地域経済統合の推進、②成長戦略の策定、③人間の安全保障の強化、④経済・技術協力の強化を掲げることに合意を得るとともに、これらの分野について我

が国が示した議論の叩き台を基に、11月の首脳会議における成果に向けた検討・議論が開始された。

今後の方針

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

ドーハ・ラウンド交渉については、今後、米国、EU、中国、ブラジル、インド等、主要国の動向にも留意しながら、4月のケアンズ・グループ閣僚会合、5月の経済協力開発機構（OECD）閣僚理事会、6月のアジア太平洋経済協力（APEC）貿易担当大臣会合等の閣僚レベルでの議論の機会を見据えつつ、早期妥結を目指して引き続き精力的に取り組んでいく。また、保護主義の抑止については、G20 ロンドン・サミット、G8 ラクイラ・サミット、G20 ピッツバーグ・サミット等における首脳間での合意を履行すべく、引き続き WTO における監視を支持し、我が国として積極的な貢献を行う。

EPA 交渉については、現在進行中の交渉を加速化し、早期の合意を目指す。また、東アジア自由貿易圏構想（ASEAN 及び日中韓）、東アジア包括的経済連携構想（ASEAN 及び日中韓印豪ニュージーランド）、並びにアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）構想といった東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みの研究や検討において、引き続き積極的な参加及び貢献を行っていく。

また、これまでの交渉により発効した EPA につき、その着実な実施に取り組む。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

国際社会の優先的課題に引き続き取り組むとともに、新たな課題についても国際経済秩序の形成、国際的政策協調のため積極的に参画する。具体的には、平成 21 年度に開催された G8・G20 サミットのフォローアップを確実にを行うと共に、平成 22 年度にカナダで開催される G8 ムスコカ・サミット及び G20 トロント・サミット、韓国で開催される G20 ソウル・サミットの成功に向け、引き続き国際的議論に貢献していく。また、OECD については、国際社会の優先的諸課題に引き続き取り組むとともに、新たな課題についても国際経済秩序の形成、国際的政策協調に貢献する。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

（1）ASEM

平成 22 年 10 月にブリュッセルで開催予定の第 8 回首脳会合の成功と我が国の貢献に係る取組に重点を置きつつ、高級実務者会合や各種専門家会合等の準備プロセスへの積極的な参加、アジア欧州財団（ASEF）との協力等を通じて、現在の国際社会で役割と責務を増大させているアジアと欧州の間の対話と協力を引き続き進展させる。

（2）EU

我が国のビジネス界から強い要望のある日・EU 経済連携協定に向けた取組を始めとして、引き続きビジネス界の提言の政策への反映に努め、日・EU 間の既存のメカニズムをより有効に活用して、規制改革、日・EU 間の貿易・投資の拡大を図る。

4. 「経済安全保障の強化」について

（1）新興国の需要増大、低投資による供給能力の伸びの鈍化、一部の産出国による資源の国家管理の強化等により中長期的な資源の需給見通しが不透明な中、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給を確保し、国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図るため、二国間や多国間の対話・協力、国際機関における活動等を通じて、我が国のエネルギー安全保障の強化に引き続き努める。

（2）我が国の食料安全保障を実現するため、FAO 等関連国際機関との連携の強化、食料供給国との友好関係の促進等に引き続き取り組む。また、海外における農業投資の行動原則の策定に取り組む。

（3）マグロ漁業、捕鯨等について国際的な漁業管理に引き続き取り組む。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

(1) 知的財産権保護強化のため、関係各国・関係機関と協力しつつ、その対策を強化していく。

(2) 平成 21 年 12 月に策定された「新成長戦略（基本方針）」に基づく、官民をあげてインフラ整備支援の観点も含めて、在外公館と本省との情報共有及び双方向の意思疎通、関係省庁や関係機関との連携を一層強化し、日本企業支援体制を更に充実させていく。

(3) 平成 18 年 6 月に策定された「対日直接投資加速プログラム」に基づき、2010 年末までに対日直接投資残高を GDP 比約 5%とする計画の達成に向けて、鋭意取り組んでいく。

(4) 交渉中の協定について早期締結を目指す。また、引き続き、より戦略的な優先順位をもって、投資協定の相手国・地域を検討していく。

6. 「アジア太平洋経済協力(APEC)を通じた経済関係の発展」について

平成 22(2010)年は先進エコノミーによるポゴール目標の達成年であり、本年の APEC 議長として、透明性と信頼性を確保して同目標の達成評価のプロセスを進めていく。その上で、こうした土台に立ち、アジア太平洋地域の更なる発展に向けた道筋を描くべく、議論をリードしていく。

具体的には、地域経済統合の推進、成長戦略の策定、人間の安全保障の強化及び経済・技術協力の強化に向けて、11月の APEC 首脳会議において目に見える具体的な成果が得られるよう、積極的にイニシアティブを発揮していく。

Ⅱ－４－１ 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

国際貿易課長 飯島俊郎

サービス貿易室長 古谷徳郎

世界貿易機関紛争処理室長 渡邊信裕

知的財産室長 米谷光司

経済連携課長 塚田玉樹

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	(1) WTO を中心とするルールに基づく多角的自由貿易体制の維持・強化等グローバルな国際経済の枠組みを強化すること (2) (1) を補完するための二国間及び地域的な経済連携の強化 【小目標】 1. WTO ドーハ・ラウンド交渉の推進 2. 経済連携協定 (EPA) 等を通じた二国間・地域間の経済連携の積極的な推進と地域大の EPA の研究や検討
施策の位置付け	第 174 回国会外交演説に言及あり。
施策の概要	日本経済の拠って立つ柱である多角的自由貿易体制を維持・強化するため、WTO ドーハ・ラウンド交渉の最終妥結に向けて取り組むほか、共通インフラとしての WTO 体制をさらに増強すべく、加盟国の貿易政策審査、WTO 紛争解決手続の活用等を行う。 経済連携強化に向けた取組として、各国との間での経済連携協定交渉をさらに推進するほか、地域大の EPA の研究や検討に積極的に参加及び貢献する。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

自由貿易体制の強化の観点からは、WTO ドーハ・ラウンド交渉について、平成 21 年 7 月のラクイラでの G 8 + 5 首脳会合や同年 9 月のピッツバーグでの G 20 首脳会合で、「2010 年の交渉妥結の追求」という政治的メッセージが発出されたことを受け、同年 9 月のインド主催非公式閣僚会合が開催され、その後高級事務レベル会合が月 1 回のペースで開催されるなど、議論の進展が図られた。また、自由貿易体制を維持する観点から、保護主義の抑止について、G 20 ロンドン・サミット、G 8 ラクイラ・サミット、G 20 ピッツバーグ・サミットを始めとする首脳会合において、保護主義的な動きをけん制する強いメッセージが相次いで発出されるとともに、また保護主義の抑止に向け様々な取組が行われた。さらに、WTO 紛争解決手続に当事国及び第三国として参加することで、貿易紛争をルールに基づいて解決し、我が国に望ましい形での貿易ルールが定着するよう

努めた。

経済連携協定（EPA）については、平成 21 年度には、ベトナム及びスイスとの協定が発効に至り、ペルーとの間で交渉が開始されるなど、前進した。また、東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みにつき、民間研究や検討作業が進められ、我が国もその検討に積極的に参加したほか、日中韓自由貿易協定（FTA）の産官学共同研究が立ち上げられるなど、進展が見られた。

課題

WTO ドーハ・ラウンド交渉に関しては、モノ・サービスの貿易の自由化やルールの整備を目指して交渉を行っているが、関税削減率をはじめとして重要決定事項が残されており、早期かつ我が国の立場を反映させた形での妥結を導くべく一層交渉に力を入れる必要がある。

EPA については、各国との長期化する交渉を着実に進めていくとともに、新たな交渉の立ち上げに向けた取組を強化する必要がある。また、これまでの交渉の結果、多数の EPA が発効に至る中、これら発効済みの EPA の着実な実施に取り組む必要がある。

施策の必要性

我が国は、これまで GATT/WTO の多角的自由貿易体制の恩恵を受け、経済的繁栄を実現してきた。引き続きこのような体制を維持・強化するべく、現在交渉中のドーハ・ラウンド交渉を最終妥結に導き、モノやサービスの更なる貿易自由化やルールの整備を実現することは、我が国の繁栄のみならず、世界経済全体の発展、また途上国の開発促進にも必要な施策である。さらに、WTO 紛争解決制度は、WTO 体制に信頼性、安定性をもたらす柱であり、我が国として同制度を支え、また、WTO 加盟国間の貿易紛争をルールに基づき適切に解決し、望ましいルールを定着させるべく、引き続き同制度に積極的に関与・参画していく必要がある。

また、あわせて、我が国は、EPA 締結により我が国の貿易の 4 割を占める東アジア諸国との経済連携強化に優先的に取り組んできた。この取組は、地域内の貿易・投資の自由化・円滑化、協力関係の深化等を通じて、東アジアの経済的統合に向けた動きにも資するものである。さらに、世界各地における地域統合や地域協力が急速に進んでいることを踏まえれば、我が国としても経済連携を積極的かつ戦略的に推進することが必要である。

施策の有効性

(1) 153 の加盟国に関わる更なる貿易自由化や貿易ルールの整備を実現するドーハ・ラウンド交渉の推進は、グローバルな国際経済の枠組みを強化し、我が国の経済的繁栄をさらに実現するためにも有効である。

(2) WTO 紛争解決制度は、WTO 体制に信頼性・安定性をもたらす柱であり、これに積極的に関与・参画していくことは、同制度を支え、また我が国の利益を確保する上で有効である。

(3) 我が国と各国の EPA 交渉は着実に進展しており、たとえば平成 21 年度に発効したスイス及びベトナムとの EPA により、それぞれ往復貿易額の約 99%、及び約 92%の関税が 10 年以内に無税となる。また、現在交渉中の湾岸協力理事会（GCC）、インド、豪州及びペルーとの EPA/FTA 交渉においても幅広い分野における自由化を目指している。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下のように施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) WTO

第7回 WTO 定例閣僚会議においては例年と比べ出張者を絞り込みつつも、武正外務副大臣と各国閣僚とのバイ会談等をアレンジした。また、各種交渉への精力的な取組を通じ、我が国は WTO の交渉プロセスにおけるプレゼンスを確保した。

(2) EPA

相手国との交渉を着実に進めた結果、新たな EPA が発効し、また、新たな国との交渉も開始した。

無駄削減（経費節約のための取組）

経費節約のため、WTO の交渉プロセス全般において、出張人数について絞り込みを行う等、極力効率的な手段をとるよう努めた。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	197	208

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	74	77

単位：人（本省職員）

外部要因

(1) WTO 交渉は、153 の加盟国で交渉を行う多数国間交渉であり、中でも米国、EU、中国、ブラジル、インドなど主要国の動向が交渉の進展を大きく左右する。また交渉の長期化によって、政権交代等の内政上の要因や国際経済の動向等の影響を受けて、各国の立場の変更や硬化が起りやすくなっている。

(2) EPA 交渉については、交渉相手国の国内事情や国際情勢の変化により、我が国の取組如何にかかわらず、交渉のペース・進捗等が影響を受けることもある。

目標の達成状況

評価の切り口 1：ドーハ・ラウンドの最終妥結に向けた我が国の貢献

主要国の一員として、閣僚レベル及び事務レベルにおける各種会合において積極的に交渉に関与した。詳細は、事務事業①「ドーハ・ラウンドの妥結に向けた取組」を参照。

評価の切り口 2：経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展、地域大の EPA の研究に関する取組

昨年度（平成21年3月現在）9か国とEPA協定を発効済みであったのが、平成22年3月現在では11か国・地域と発効済みとなった。また、平成21年度にはペルーとの間で新たに交渉が開始された他、GCC との間では1回の中間会合を、インドとの間では1回の会合を、豪州との間では2回の会合をそれぞれ開催し、韓国との間では交渉再開に向けた実務協議を2回実施した。モンゴルとの間では官民共同研究

の立ち上げに向けた政府間実務レベル協議を開催した。東アジア自由貿易圏構想（ASEAN構成国及び日中韓）、東アジア包括的経済連携構想（ASEAN構成国及び日中韓印豪ニュージーランド）、並びにアジア太平洋自由貿易圏構想（FTAAP）の東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みにつき、それぞれ民間研究又は検討作業が進められ、閣僚や首脳への報告が行われた。また、日中韓FTAについては平成22年1月に産官学共同研究の準備会合を開催した。詳細は、事務事業②「経済連携協定／自由貿易協定等を通じた二国間・地域間の経済連携の積極的な推進」を参照。

第三者の所見

小林 友彦 小樽商科大学准教授

本分野における外務省の多面的な取り組みは効果的だと評価できるものの、資源のさらなる投入が必要である。詳細は以下の通り。

（1）多角的自由貿易体制の維持・強化に関しては、多面的な取り組みが有効であった。第1に、ドーハ・ラウンド交渉において新たな主要国グループである「G7」の一角を占め建設的に議論に参画したことは、多角的交渉の力学が近年急速に変化する中で日本の存在感を確保しつつ合意形成に能動的に貢献した。第2に、交渉が膠着する合間にも各分野の専門家レベル会合に積極的に参加したことは、交渉の土台作りにも動的に貢献した。第3に、ダンピング防止措置等の他国の貿易制限措置に対して積極的にWTO紛争処理手続を通じて是正を求めたことは、現行WTO協定の規律の明確化に動的に貢献した。

（2）経済連携の推進に関しても、多面的な取り組みが有効であった。第1に、ベトナムとの間のEPAを迅速に発効させたことは、ASEAN主要国とのEPA網をほぼ完成させたと同時に、協力やビジネス環境整備を含む多面的な二国間連携の発展に動的に貢献した。第2に、スイスとのEPAを迅速に発効させたことは、欧州先進国とのEPAの可能性を広げることに貢献した。第3に、各種の広域経済連携構想に積極的に参画したことは、WTO協定と整合的でバランスのとれた経済連携のあり方を多面的に検討する作業に貢献した。

（3）他方で、ドーハ・ラウンド交渉を早期に妥結に導き迅速にEPA網を整備することこそが我が国の国益に最も資するのだとすれば、多面的な取り組みを維持・推進するために人的資源の拡充を始め体制を強化することが期待される。

評価結果の政策への反映

今後の方針

ドーハ・ラウンド交渉については、今後、米国、EU、中国、ブラジル、インド等、主要国の動向にも留意しながら、4月のケアンズ・グループ閣僚会合、5月の経済協力開発機構（OECD）閣僚理事会、6月のアジア太平洋経済協力（APEC）貿易担当大臣会合等の閣僚レベルでの議論の機会を見据えつつ、早期妥結を目指して引き続き精力的に取り組んでいく。また、保護主義の抑止については、G20ロンドン・サミット、G8ラクイラ・サミット、G20ピッツバーグ・サミット等における首脳間での合意を履行すべく、引き続きWTOにおける監視を支持し、我が国として積極的な貢献を行う。

EPA交渉については、現在進行中の交渉を加速化し、早期の合意を目指す。また、東アジア自由貿易圏構想（ASEAN及び日中韓）、東アジア包括的経済連携構想（ASEAN及び日中韓印豪ニュージーランド）、並びにアジア太平洋自由貿易圏構想（FTAAP）といった東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みの研究や検討において、引き続き積極的な参加及び貢献を行っていく。

また、これまでの交渉により発効した EPA につき、その着実な実施に取り組む。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- ① ドーハ・ラウンドの妥結に向けた取組 → 拡充強化
- ② 経済連携協定／自由貿易協定等を通じた二国間・地域間の経済連携の積極的な推進 → 拡充強化

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	○	○

Ⅱ－４－２ グローバル化の進展に対応する国際的な取組

経済局政策課長 市川とみ子

経済局国際経済課長 曾根健孝

経済局経済協力開発機構室長 清水享

平成 22 年 5 月

施策の概要

施策の目標	国際経済秩序形成に積極的に参画すること ----- 【小目標】 1. G8・G20 サミットにおける我が国の積極的貢献 2. 経済協力開発機構（OECD）における国際的なルールメイキングおよび政策協調への積極的参画（含む OECD による一層積極的な非加盟国協力活動の支援・促進）
施策の位置付け	第 173 回，174 回国会における施政方針演説に言及あり。 第 173 回，174 回国会における外交演説に言及あり。 三党連立政権合意書「9. 自立した外交で，世界に貢献」に言及あり。
施策の概要	G8 サミットは，国際社会の直面する種々の重要課題を G8 首脳間で議論し，有効な政策協調を行っていくために重要な役割を果たしている。G20 サミットは，新興国を含む政策調整の場として重要な役割を果たしている。我が国として，両サミットの議論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し，貢献する。OECD では，加盟国の経済成長，途上国経済の発展，世界経済の拡大といった活動目的の達成に寄与するために議論に参加及び議論をリードする。 これら G8・G20 サミット，OECD 等の国際的な取組を通して，地球規模課題の解決に向けた取組を強化し，また，我が国の対外経済活動を行う上で好ましい国際環境を作る。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

（1）G8 サミットでは，我が国は平成 20 年度に我が国で開催した G8 北海道洞爺湖サミットで合意した事項のフォローアップを着実に行うと共に，平成 21 年度の G8 ラクイラ・サミットにおける議論に積極的に参加し，その成果文書に我が国の考え方を反映させた。G20 サミットでは，我が国は平成 21 年度に開催された G20 ロンドン・サミット及び G20 ピッツバーグ・サミットにおいて積極的に議論に参加し，その成果文書に我が国の考え方を反映させた。こうした両サミットにおける貢献を通して，経済分野を含む各領域における国際秩序形成に一層の前進が見られ，

目標の達成に向けて相当な進展があったと考える。

(2) 我が国は、OECD に関して、閣僚理事会や各委員会の活動に加え、非加盟国に対するアウトリーチ活動にも積極的に取り組み、これら諸国とも関係を更に強化した。また、新規加盟候補国についても、加盟審査プロセスに貢献した。これらにより、国際社会の経済秩序の形成は一層の前進を見ることができ、目標の達成に向け状況は大きく進展したと考える。

課題

(1) G8・G20 サミットについては、平成 21 年度のフォローアップを確実に行うと共に、平成 22 年度の G8 ムスコカ・サミット、G20 トロント・サミット、G20 ソウル・サミットの成功に向け、引き続き国際的議論を主導していく。

(2) OECD においては新規加盟候補国の審査への取組や、非加盟国との関係強化を目的とした様々な活動に引き続き取り組む。また、世界的な金融・経済危機に対する国際的な取組に更に貢献する。

施策の必要性

(1) 金融・経済危機や地球規模課題の解決のためには、国際社会の一致した協力が求められる。G8 サミットは、主要先進国の首脳の集まりとして、重要な国際的な課題に率先して取り組んでおり、国際的な議論を主導している。また、G20 サミットは新興国を含む政策調整の場として、国際的な金融・経済問題等に対処する上で極めて重要な役割を担っている。

したがって、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成するためには、我が国がこれらサミットに積極的に参加し、国際的な議論を主導していくことが必要不可欠である。

(2) OECD は、国際経済秩序を形成する上で大きな影響力をもつ国際機関であり、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成するため、その活動に積極的に参画する必要がある。

中国、インド、ブラジル、ロシアといった非加盟国の経済的な重要性が増大する中、また、世界的な金融・経済危機の余波が続く中、OECD の有用性を一層高めるためにも、OECD の主要な機能である国際的なルール作り、及び、主要な新興経済等との非加盟国協力活動を強化することは重要である。

施策の有効性

(1) G8 サミットは、先進首脳国かつ主要ドナー国の首脳の集まりであり、その議論は様々な課題に対する国際的な議論を主導している。また、G20 サミットは主要な先進国及び新興経済国が参加する国際経済協力の「第一のフォーラム」であり、金融・経済問題を議論する極めて重要な場となっている。

このように両サミットは、国際社会全体へ多大な影響力を有しており、国際経済秩序形成に大きな役割を果たしている。したがって、我が国が両サミットにおける議論に積極的に参加し、主導することは、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成する上で極めて有効な施策である。

(2) OECD におけるルール作り及び政策協調に積極的に参加し貢献することは、我が国にとって望ましい国際環境づくりを行うことができる点のみならず、各分野において我が国の政策立案の参考にもなる有益な知見を共有できる点において、有効である。

また、OECD 加盟国が一丸となり非加盟国に対し国際水準の規則・規範への理解及び責任ある行動を求めるとや、投資環境改善等の政策の実施を促すことは、地球規模の経済成長の促進にもつながる。その結果、世界標準に照らし対等な競争環境を整備することは、我が国企業の利益にも資することから、有効である。

施策の効率性

我が国にとって好ましい、自由で開かれた国際社会の形成は二国間の交渉だけでは実現することができず、G8、G20、OECDをはじめとした多国間の枠組みによる国際秩序形成が必要である。また、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用しつつ、多国間の枠組みの下で積極的に議論に参加した結果、成立した合意は、同時に多くの国に影響を与えており、これは、個別の二国間交渉を繰り返すより遙かに効率的であり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

G8・G20 サミットでは、金融・経済危機後、開催され、定例化されることとなったG20 サミット関連会合への新たな追加的支出を予算内で行う一方、無駄な支出が生じないように、可能な限り安価な航空券を手配する等、日常的に経費節約のための取組を行っている。また、OECDにおいてより重要な案件に取り組めるよう、日本としても案件の優先順位付けに積極的に取り組んでいる。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	36.3	40.7

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	43	42

単位：人（本省職員）

外部要因

(1) G8・G20 サミットで取り扱われる事項及びその内容は、世界経済情勢をはじめとする国際社会の動静に加えて、我が国以外の参加国、参加国以外の国々、民間セクター及び市民社会の立場等が外部要因となっている。

(2) OECD の活動においては、加盟国のコンセンサスを基本として方向性を決定する仕組みとなっており、他の加盟国の立場に大きく影響を受ける。また、国際社会のグローバル化を踏まえ、OECD で取り扱われる事項は多岐にわたっており、途上国を中心とする非加盟国や、産業界、NGO 等社会セクターとの協調を図る必要があり、それらの立場から一定の影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口 1：G8・G20 サミットにおける我が国の貢献

G8 ラクイラ・サミットにおいて我が国は大きく貢献し、その成果文書に我が国の考え方を反映させた。特に、食料問題に関し、我が国は、2010年－2012年の3年間でインフラを含む農業関連分野において少なくとも30億ドルの支援を行う用意があることを表明し、議論を主導した。その結果、国際社会として、持続的な農業開発のために3年間で200億ドルの資金を動員するとの目標を示すことができた。また、北朝鮮問題については、我が国から、弾道ミサイル発射及び核実験は容認できず、北朝鮮の核保有は絶対に認めないと国際社会の姿勢を明確にすべきことを強調し、各国の賛同を得て首脳宣言に反映させた。

G20 ロンドン・サミット及びG20 ピッツバーグ・サミットにおいても我が国は積極的に貢献し、その成果文書に我が国の考え方を反映させた。G20 ピッツバーグ・サミットでは、特に世界経済について我が国から、景気刺激策、国際的な政策協調を継続する重要性を主張した。こうした議論を踏まえ、首脳声明において、景気回復が確実になるまでの間は経済活動を支援するための刺激策の実施継続を確保することにつながった。また、我が国は国際通貨基金（IMF）等の国際金融機関の強化の議論を主導し、IMF 改革については、我が国の主張を踏まえ、IMF のクォーター・シェア（出資割当比率）の移転等の合意に達した。

詳細は、事務事業①「G8・G20 サミットにおける我が国の積極的貢献」を参照。

評価の切り口2：OECDにおける我が国の貢献

(1) 平成21年度 OECD 閣僚理事会においては、同理事会の最後に、危機の克服とその後の持続的成長実現に向けた加盟国の強い決意を表明するため、「結論文書」及び「グリーン成長に関する宣言」を採択する等、国際的なルール作りにも貢献するとともに、政策提言に向けた新たな基礎を築いた。

(2) 平成21年9月の OECD 対日経済審査では、同審査を通じて、金融・経済危機以降我が国が行った迅速な政策対応や、日本の医療政策、低炭素化社会に向けた取組等が、OECD 並びに加盟各国に認識されることとなった。

(3) 非加盟国との協力関係促進に関しては、(イ) MENA-OECD イニシアティブ（中東・北アフリカの18か国を対象とし、投資及びガバナンスの2つのプログラムより構成）は、平成20年1月から更に3年間 MENA II として延長されることとなった。我が国は MENA 開始時より共同議長を務める等人的・財政的貢献を行っている。(ロ) また、NEPAD-OECD アフリカ投資プログラム（我が国が平成17年の OECD 閣僚理事会において提案。サブ・サハラ地域を対象とし、投資環境を改善し、民間投資促進による貧困削減、雇用創出及び開発促進等を目的としている）に対しても、我が国はプログラム開始当初より人的・財政的貢献を行ってきた。

詳細は、事務事業②「OECD における国際的なルールメイキング及び政策協調への積極的参画（含む OECD による一層積極的な非加盟国協力活動の支援・促進）」を参照。

第三者の所見

渡邊 頼純 慶應義塾大学総合政策学部教授

(1) G8・G20 サミットにおける我が国の積極的貢献

2009年の経済外交の最重要課題であった金融危機からの回復について、G8やG20といった多国間の枠組みが緩やかではあるが一応の「政策協調の枠組み」を提供できたことは評価できよう。2009年4月のG20ロンドン・サミットでは麻生総理（当時）と与謝野財務・金融担当大臣（当時）、7月のG8ラクイラ・サミットには麻生総理（当時）が、そして9月のG20ピッツバーグ・サミットには鳩山総理（当時）、藤井財務大臣（当時）がそれぞれ出席、主要国のリーダーたちと肩を並べて上記サミットに参加し、また重要な論点について日本からの政策的インプットを注入できたことは高く評価されよう。とりわけピッツバーグ・サミットにおいて鳩山総理（当時）から、まだ経済危機は完全には終わってはおらず、「出口戦略」を作成する時期ではないとして、景気刺激策と国際的なマクロ経済協調の重要性が強調されたことは、世界経済の「二番底懸念」が必ずしも払しょくされたとはいえない今日から振り返ってみると極めて妥当な主張であったと高く評価されよう。

「金融・財政措置」以外でもG8・G20の諸サミットは「金融市場における流動性の確保」、「金融監督及び規制の強化」、「保護主義への対抗」などのイシューについて一定の成果を上げてきている。

他方、保護主義の問題については、G20 ロンドン・サミットで「新たな保護主義的な措置を取らない」とのコミットメントを再確認し、この約束を2010年末まで延長することで合意したものの、G20 サミット参加国の大半が何らかの貿易制限的な措置、あるいは特定産業に対する支援策を追加的に導入していることが顕著になってきており、「保護主義との闘い」が如何に困難なものであるかを如実に示している。この分野では我が国は最も「クリーン」な主要貿易国であることから、WTO ドーハ・ラウンドの早期妥結へ向けた新たなイニシアティブをとることを含め、WTO 体制の維持強化に積極的役割を果たすべきである。

保護主義の問題がG20サミットの合意事項の実現可能性の困難さを端的に示しているが、フォーラムとしてのG20は国際経済面における協力の「第一のフォーラム」とピッツバーグ・サミットにおいて認められたにもかかわらず、その実効性にはまだ疑問が残っている。そこで先進工業国、民主主義国、完全な市場経済国そして主要ドナー国の集合体であるG7の政策協調は特に重要になる。G20が完全にG7/G8に取って替わることが国際政治経済の秩序の安定化につながる確証が得られない中、G8とりわけロシア以外のG7諸国の政策協調の収斂性を高めて行くことが求められており、そこで日本の一層の貢献が求められている。

(2) OECDにおける国際的なルール・メイキング及び政策協調への積極的参加

OECDは加盟国のマクロ経済政策の協調、途上国経済の発展、世界経済の安定的成長といった課題に加え、近年では環境や持続的成長、アフリカの発展など地球規模の問題に絶えず最先端の政策提言を行ってきた。その意味で国際経済面でのグローバルなシンクタンクとして機能してきており、今日では加盟国以外の途上国を積極的に議論に参加させ、先進国と途上国で問題意識を共有しながら問題解決を共同で探るいわゆる「アウトリーチ」活動に熱心に取り組んでいる。特に途上国における投資環境の改善や知的財産権の履行能力改善に対する取り組みでは日本も積極的な貢献をしてきており、非加盟国との関係強化と非加盟国に「当事者意識」(オーナーシップ)をより強く自覚してもらう上で大きな役割を果たしている。中でも中東・北アフリカの18カ国を対象とした投資・ガバナンスのプログラムであるMENA-OECDイニシアティブは平成20年1月から3年間の予定でMENAIIとして延長されているほか、NEPAD-OECDアフリカ投資プログラムでは我が国は積極的に人的・財政的貢献を続けてきている。今後も引き続き重点項目としてこの地域に対する支援をOECDの知見を活用しながら続けて行くべきであろう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

国際社会の優先的課題に引き続き取り組むとともに、新たな課題についても国際経済秩序の形成、国際的政策協調のため積極的に参画する。具体的には、平成21年度に開催されたG8・G20サミットのフォローアップを確実にを行うと共に、平成22年度にカナダで開催されるG8 ムスコカ・サミット及びG20 トロント・サミット、韓国で開催されるG20 ソウル・サミットの成功に向け、引き続き国際的議論に貢献していく。また、OECDについては、国際社会の優先的諸課題に引き続き取り組むとともに、新たな課題についても国際経済秩序の形成、国際的政策協調に貢献する。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください)

- ① G8・G20サミットにおける我が国の積極的貢献 →今のまま継続
- ② OECDにおける国際的なルールメイキング及び政策協調への

積極的参画（含む OECD による一層積極的な非加盟国協力活動の支援・促進）

→今のまま継続

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	○

Ⅱ－４－３ 重層的な経済関係の強化

国際経済課長 曾根健孝

アジア欧州協力室長 大久保雄大

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	(1) ASEM を通じて具体的な対話と協力を促進することにより、地域（間）連帯を強化すること (2) 日・EU 経済関係及び国際的課題に対する日・EU 協力を推進すること。 【小目標】 (ASEM) 閣僚会合、事務レベル会合や専門家会合等の ASEM 関連会合への積極的な参加と貢献を通じて、アジア・欧州間の対話と協力の推進に貢献する。 (EU) 日・EU 間の様々な協議の枠組み（日 EU 定期首脳協議、日 EU ハイレベル協議、日 EU 規制改革対話）での議論を活用し、日 EU 経済連携協定締結の可能性を含め、日・EU 経済関係の強化・国際的課題に対する日 EU 協力の推進を進めること。
施策の位置付け	第 174 回国会における外交演説に言及あり。
施策の概要	(ASEM) 外相会合を始めとする閣僚会合、高級実務者会合や各種分野に係る専門家会合等に積極的に参加し、グローバルな課題に係る議論に建設的に関与することを通じて、アジアと欧州の間の対話と協力の進展に寄与。 (EU) 日本企業の利益増進・保護のため、日・EU 間の定期首脳協議、規制改革対話等様々な協議を実施。また、双方向投資促進、税関、基準認証等の分野で協力を行うと共に、欧州各国との二国間経済関係強化を推進。国際貿易、気候変動、エネルギー等の共通の国際的課題についても、日 EU 協力を推進。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

- (1) 第 9 回外相会合（平成 21 年 5 月、於：ハノイ）、第 8 回 ASEM 首脳会合（平成 22 年 10 月、於：ブリュッセル）の準備プロセスとしての全体高級実務者会合、開発問題等各種分野にかかる専門家会合等に参加し、世界経済金融危機や気候変動等のグローバルな課題に係る議論に建設的に関与した。また、新型インフルエンザ対策について主導力を発揮した。
- (2) 我が国が ASEM セミナー「学びあうアジアと欧州－21 世紀におけるアジア・欧州協力（ASEM 8 へ向けて）－」（平成 22 年 3 月）を主催し、アジア・欧州間の経済開発を含む人的交流

の重要性を確認した。

- (3) 日・EU 定期首脳協議、日 EU ハイレベル協議及び日・EU 規制改革対話等において、日・EU 経済関係の強化の方策、国際社会の共通課題についての協議が進展した。特に、第 18 回日 EU 定期首脳協議（平成 21 年 5 月）において、国際的な課題について日・EU が共同でリーダーシップを発揮していくこと、新たな日・EU 経済関係強化の方向性を打ち出すための検討を開始することで一致するなどの成果が得られた。

課題

- (1) ASEM 第 8 回首脳会合（平成 22 年 10 月、於：ブリュッセル）の成功に向けて、高級事務レベル協議や各種専門家会合等の関連会合等の準備プロセスに建設的に関与する。また、ASEM メンバー国の拡大に関し、コンセンサスの形成に貢献する。
- (2) リスボン条約下で新体制となった EU は、巨大な単一市場としての存在感を増し、国際的なアジェンダ設定・グローバルな規制・基準設定の主体ともなりつつあるところ、日 EU 間での経済連携協定も視野に入れ、EU 各機関への働きかけ、EU 情勢の変化への対応に更にきめ細かく取り組む。また、世界的な経済危機の再発防止のため、日欧が協調・率先して新しい国際的な経済秩序の構築に努める。

施策の必要性

(1) ASEM

- (イ) アジアと欧州は今日の国際社会でその役割と責務を増大させており、両地域間の幅広い関係を強化することは世界経済の安定的発展等を通じ、我が国の利益増進にも寄与する。
- (ロ) 経済分野では、気候変動や感染症等のグローバルな課題やエネルギー安全保障を含む持続可能な開発についての協力のほか、両地域間の貿易・投資関係の一層の拡大に貢献する必要がある。
- (ハ) アジアにおいて欧州と価値観を共有する日本が、アジアと欧州の間の調整について積極的な役割を果たすことで、アジア地域での開かれた地域主義の実現にも寄与する。

(2) EU

平成 13 年に首脳レベルで発出された「日・EU 協力のための行動計画」の 10 年間の期限が平成 22 年を以て終了するところ、今後 10 年の日・EU 関係の強化に向けた新しいビジョンを策定する必要がある。特に、経済分野においては、日・EU 間の経済連携の強化に向けた取組を推進する必要がある。また、我が国と EU は、民主主義、市場経済等の基本的価値を共有し、国際社会の課題に対して特別の責任を有しており、経済分野のみならずグローバルな課題を含む様々な分野において戦略的パートナーとして一層効果的な協力関係を構築していく必要がある。

施策の有効性

(1) ASEM

アジア・欧州関係を強化していくためには、様々なレベル・分野で地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を行う必要がある。更に、個別具体的な課題に対しアジアと欧州が協力して、各種専門分野別の会合において議論を深めていくことが有効である。

(2) EU

高度に緊密化した欧州との経済関係強化のためには多角的にアプローチする必要がある。この観点から、日・EU 定期首脳協議、日・EU ハイレベル協議、日・EU 規制改革対話等の各種経済協議の実施、日・

EU 間での経済関係の協定の締結及び実施，人的交流を通じた連携等，幅広い政策手段を通して関係強化に努めることが有効である。

施策の効率性

(1) ASEM

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し，第9回外相会合，高級実務者会合，各種専門家会合等の協議の場において，全体会合への参加のみならず，ASEM 参加各国との二国間の会談等も活用しつつ，重層的な議論の展開とコンセンサスの形成に貢献し，アジア・欧州関係の強化という目的に効果的に貢献することができた。このように，投入資源量に見合った成果が得られたことから，とられた手段は適切かつ効率的であった。

(2) EU

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し，日・EU 定期首脳協議，日・EU ハイレベル協議，日・EU 規制改革対話，ビジネス界との協議等の場において，日・EU 間の懸念事項に係る交渉や対話・意見交換を行い，日・EU 双方の貿易・投資環境の更なる改善が見られた。このように，投入資源量に見合った成果が得られたことから，とられた手段は適切かつ効率的であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

TV 会議の有効利用により，出張費の節約を推進した（EU）。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	66	39

(内訳)

ASEM	24	15
EU	42	24

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	21	26

(内訳)

ASEM	6	6
EU	15	20

単位：人（本省職員）

外部要因

(1) ASEM

- (イ) アジアと欧州が国際社会で果たすべき役割と責務の増大，世界経済金融危機，気候変動等の共通のグローバルな課題の増大。
- (ロ) 中国を始めとするアジアの経済成長を契機とする欧州の対アジアへの関心の増大とメンバー国の拡大による国際社会における ASEM の存在感の増大。

(2) EU

リスボン条約下で新体制となった EU は、一層統合が深化し、統一の政策を打ち出す傾向が強まっていくと予想される。また、EU は、環境分野を始め様々な分野の規制・基準の設定、国際社会のアジェンダ設定の主体としての地位を高めていくことが予想される。また、新興国が台頭する中、我が国に対する関心が相対的に低下することへの懸念がある。

目標の達成状況

評価の切り口 1 : ASEMにおける対話と協力の強化

平成 21 年 5 月、ハノイで開催された外相会合に参加し、世界経済金融危機、気候変動等のグローバルな課題、その他両地域共通の課題に関し、活発かつ有意義な意見交換を行うとともに、コンセンサスの形成に貢献した。また、平成 22 年 10 月にブリュッセルで開催予定の第 8 回首脳会合の準備プロセスとしての全体高級実務者会合に出席し、首脳会合の成功に向けて、ASEM 諸国との連携・協力の強化を図った。その一環として、平成 22 年 3 月東京にて ASEM セミナー「学びあうアジアと欧州—21 世紀におけるアジア・欧州協力 (ASEM 8 へ向けて)—」を主催し、ASEM やアジア欧州財団 (ASEF) の活動の意義についての認識と理解を深めるとともに、ASEM 8 に対する我が国の貢献について検討する格好の機会とした。詳細は、事務事業①「ASEM 各種会合、個別分野での活動等を通じた、アジア・欧州間の対話と協力の推進」を参照。

評価の切り口 2 : EU との対話を通じた関係強化

日・EU 規制改革対話等の各種日・EU 間協議及び欧州各国との二国間の枠組みを通じて、ビジネス環境の整備、貿易・投資環境の強化に貢献した。日・EU ビジネス・ラウンドテーブル (BRT) を通じた民間側の要望を十分に吸い上げ、対 EU 経済政策等に反映させた。また、日・EU の共通課題 (気候変動、エネルギー、WTO 等) に協力して取り組んでいくことを確認した。詳細は、事務事業②「日・EU 間及び二国間の各種経済協議、官民連携等を通じ貿易投資、ビジネス環境の整備を推進」、事務事業③「日・EU 間の共通の国際的関心事項への取組を強化」を参照。

第三者の所見

渡邊 頼純 慶應義塾大学総合政策学部教授

(1) ASEM

ASEM は地域統合が進む二つの地域、つまり EU (欧州連合) と東アジアという二大メガ・リージョンを結びつける「地域間協力の枠組み」として特別な重要性を持っている。NAFTA (北米自由貿易協定) や CAFTA (中米自由貿易協定)、さらには MERCOSUR (南米共同市場) を加えた米州という三つ目のメガ・リージョンもあるが、これらの三地域内では貿易や投資の「地域化」(regionalization) が進行中である。各地域が内向き志向に陥らず、相互に市場を十分に開放しながら、他の地域と「開かれた競争」をしていくことが世界経済全体にとってプラスである。そのためにはこれらメガ・リージョン間に ASEM や APEC のような地域間協力の枠組みがあることは戦略的に極めて重要である。かかる観点から ASEM を通じて東アジア諸国が一丸となって EU にオープンであることを求め、また、EU によって東アジア諸国もまた開放性や透明性を高めて行くこと、つまり平たく言えば両地域間の「風通し」を良くすることが相互の信頼醸成につながるのである。

本来戦略的に重要であるはずの ASEM であるが、APEC と比較した時、特にビジネス界などの民間セクターの関与が相対的に弱いような印象を受ける。ASEM のビジネス・フォーラムは APEC の ABAC に比べると知名度も具体的活動も見劣りがする。今後は ASEM への民間セクターの取り込みを積極的に行う必要

があらう。

(2) 日・EU関係

「摩擦から協調へ」と日・EU関係は1970年代後半から1990年代初頭までの貿易摩擦時代を抜け出したことは良かったが、その後は摩擦もないが目立った発展もないといういわば「凧の状態」にあるような印象を受けている。1991年の「共同宣言」、2001年の「アクション・プラン」はそれぞれ画期的な役割を果たし、日・EU間の競争と協力の二つのベクトルに多大の影響を与えてきたが、今やその役割を終えようとしている。これからの10年にどのような枠組みを提案しようとしているのか、そのグランド・デザインが今一つ明らかではない。

他方、韓国やASEANはEUとそれぞれFTA（自由貿易協定）を交渉し、韓国は既にEUとの間で合意をまとめ、仮調印まで済ませている。おそらく2010年中には韓国・EUのFTAは発効するかもしれない。EUのビジネス界は日本との間では関税撤廃を外した「経済統合協定」（EIA）なるものを提案し、これについて2008年ほぼ1年をかけて日EU双方で議論が行われた。民間の共同タスクフォースは関税撤廃を「長期的課題」と定義し、より現実的な協力の分野として「環境親和的な社会の構築」とか「イノベーション型社会の構築」といった分野を挙げて、これらの分野における協力から手をつけることを提案している。日本側に関心の高い物品の関税撤廃は「長期的課題」と仕分けられているのに対し、EU側に関心が高い政府調達、基準認証などの非関税障壁、サービスなどはEIAのカバレッジに入っている。日本側の一部には「できるところから始めるしかない」という見方もあるようだが、そうであれば交渉に入る前に関税撤廃も含めて「一括受諾」の対象とするというアプローチで交渉することについてEU側と予め合意しておく必要がある。そうでなければ、EU側の欲しいところだけがパッケージに入り、日本側の最重要項目はいつまでも「長期的課題」として店晒しされる危険性がある。

EUは交渉上手である。27の加盟国の中で共通の交渉ポジションを固めてから域外国と交渉する。ブリュッセルだけを相手にするのではなく、加盟国の首都ベースで日本との包括的なEPAについてEUにとってのメリットをしっかりと理解してもらい、それを133条委員会の場合などを通じてブリュッセルにインプットするようなアプローチも必要かもしれない。日・EU首脳会議に出席する我が国の首脳や閣僚にもそのような多層的な対EUアプローチを体得して頂く必要もあるかもしれない。

評価結果の政策への反映

今後の方針

(1) ASEM

平成22年10月にブリュッセルで開催予定の第8回首脳会合の成功と我が国の貢献に係る取組に重点を置きつつ、高級実務者会合や各種専門家会合等の準備プロセスへの積極的な参加、アジア欧州財団（ASEF）との協力等を通じて、現在の国際社会で役割と責務を増大させているアジアと欧州の間の対話と協力を引き続き進展させる。

(2) EU

我が国のビジネス界から強い要望のある日・EU経済連携協定に向けた取組を始めとして、引き続きビジネス界の提言の政策への反映に努め、日・EU間の既存のメカニズムをより有効に活用して、規制改革、日・EU間の貿易・投資の拡大を図る。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- ①ASEM 各種会合，個別分野での活動等を通じた，アジア・欧州間の対話と協力の推進 →拡充強化
- ②日・EU間及び二国間の各種経済協議，官民連携等を通じ貿易投資，ビジネス環境の整備を推進 →拡充強化
- ③日・EU間の共通の国際的関心事項への取組を強化 →今のまま継続

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	△	—	○

Ⅱ－４－４ 経済安全保障の強化

経済安全保障課長 赤松秀一

漁業室長 青木豊

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	エネルギー、鉱物資源、食料、漁業問題等への効果的な対応を通じ、これらの資源の持続可能な形で安定供給を確保すること。 【小目標】 1. エネルギー・資源の安定供給を確保するとともに、国際機関との連携、国際協力の促進、エネルギー効率改善を通じた需要の抑制を図ること。 2. 世界の食料安全保障の強化に向けた国際的枠組みの構築を主導するとともに、国際農業投資の促進等を通じて我が国の食料確保を図ること。 3. マグロ類、鯨類等について国際的な漁業の資源管理を通じて、我が国の漁業の安定と利益を確保すること。
施策の位置付け	第 174 回国会施政方針演説、第 174 回国会外交演説に言及あり。
施策の概要	経済安全保障分野に関連する取組の強化を図るため、他国との良好かつ安定的な関係を維持する。また、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から、エネルギー・鉱物資源、食料、漁業分野での国際協力を推進する。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

以下の成果を総合的に判断し、経済安全保障の強化につき進展があった。

(1) エネルギー・鉱物資源価格が乱高下する中、国際エネルギー機関 (IEA)、国際エネルギー・フォーラム (IEF)、エネルギー憲章条約 (ECT)、G8、G20 等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図った。再生可能エネルギーの国際的普及に貢献するため、新たに設立される国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) 憲章を署名するとともにその設立準備に積極的に関与した。「資源確保指針」に基づき、要人往来、経済協力等を戦略的に進め、我が国への資源安定供給の確保に努めた。

(2) 食料価格高騰や世界経済危機により、世界の栄養不足人口が10億人を超えたとされる状況を受け、G8ラクイラ・サミットや国際連合食糧農業機関 (FAO) が主催した世界食料安全保障サミット等の機会を通じて途上国の農業開発に関する国際的枠組みの強化に貢献した。また、我が国から海外への農業投資の促進に関する関係省庁・機関会議を主催し、平成21年8月には「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」を取りまとめた。これと並行して、責任ある国際農業投資に関する原則作りを主導し、同年9月にはニューヨークで高級実務者会合を主催した。

(3) 漁業資源の保存管理措置の強化に向けた国際協力を主導し、大西洋まぐろ類保存国際委員

会（ICCAT）における大西洋クロマグロ総漁獲可能量の対前年比約4割削減、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）における初めての太平洋クロマグロの漁獲規制等が決定された。

捕鯨問題では、第61回国際捕鯨委員会（IWC）年次会合において、平成22年6月の第62回IWC年次会合における包括的合意に向けたサポート・グループ（SG）設立に貢献し、SG及び二国間の場で積極的に議論を行ってきた。また、調査捕鯨に対する妨害活動に関し、IWCのほか、首脳・外相会談等の機会において関係国に必要な措置をとるよう強く要請した。

課題

（1）エネルギー・鉱物資源・食料を巡る情勢の変化を受け、我が国への資源安定供給及び国際市場・貿易システムの安定化に向けた取組を強化する。

（2）漁業交渉を主導的に進めていくとともに、国際協力を推進する。

施策の必要性

我が国は、エネルギー・鉱物・食料等、国民生活の基礎を成す資源のほとんどを海外に依存しており、資源安全保障の維持・強化は我が国の基本的な外交目標の一つである。また、我が国は世界有数の漁業国であると同時に、水産物輸入国でもある。こうした中、近年の資源価格の歴史的な高騰に見られるとおり、新興国の資源需要の増大、資源ナショナリズムの昂揚、気候変動等により、資源を巡るパラダイムは移行期にある。日本の強みを生かす形で資源産出国との関係強化を図るとともに、エネルギー効率の向上や再生可能エネルギーの普及をはじめ、世界全体の責任ある資源開発・利用に向けた国際連携を推進していくことが必要である。

施策の有効性

（1）エネルギー・鉱物資源につき、新興国の需要増大、低投資による供給能力の伸びの鈍化、一部の産出国による資源の国家管理の強化等により中長期的な需給見通しが不透明になるとともに、価格が不安定性を示している状況に対しては、（イ）エネルギー・鉱物資源へのアクセス確保、（ロ）安定的なエネルギー市場・貿易システムの形成、（ハ）エネルギー効率向上の世界への伝搬、エネルギー供給源の多様化に向けた取組が必要である。

（2）食料安全保障に関しては、世界の食料生産・投資を増大し、途上国の食料問題を改善するための国際的対応の形成及び国際連合食糧農業機関（FAO）、国際穀物理事会（IGC）を通じた貢献が重要であるほか、我が国への食料安定供給に向けた国際農業投資の促進等も必要である。

（3）漁業

海洋生物資源の保存と持続可能な利用を確保するためには、地域漁業管理機関などにおける科学的視点に立った適切な資源管理の推進に協力することが有効であり、また国際捕鯨委員会（IWC）において我が国の立場に対する理解を深め、合意形成を図ることが必要である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下の諸分野で施策がそれぞれ進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

（1）エネルギー・食料については、G8ラクイラ・サミット、IEA閣僚理事会、IEF閣僚級会合、FAO世界食料安全保障サミットをはじめ関連国際フォーラムにおいて我が国の主張を反映し、国際的な枠組み形成及び市場・貿易システムの安定化を主導することができた。再生可能エネルギー分野では、

IRENA 憲章への署名を実現し、その発足に向けた検討に積極的に関与した。また、国際農業投資の促進等、我が国への資源の安定供給確保のための施策の検討を進めることができた。

(2) 漁業については、「南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約」を締結し、同条約に加入した。第 61 回 IWC 年次会合において、次回会合での合意形成に向けた枠組みを強化することができたほか、調査捕鯨への妨害行為に関し、関係国でしかるべき措置がとられるよう働きかけ、発表するに至った。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	23	16

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	21	23

単位：人（本省職員）

外部要因

(1) エネルギー・鉱物資源の安定供給の確保は、中国、インド等の新興経済国を含む世界経済の成長に伴う需要動向、産出国及び消費国の国内政策、及び、産出国の政治・治安情勢の影響を受ける。また、国際的なエネルギー安全保障の強化のために必要な措置を国内的に実施するとの観点からは、我が国のエネルギー事情及び国内関係省庁の国内施策等との関連を十分に踏まえる必要がある。

(2) 食料の安定供給の確保については、干ばつ等の自然災害、人口増加や途上国の所得水準の向上による食料需要の動向、農産物のバイオ燃料の原料としての利用等の影響を受ける。また、食料の安定供給を図るための国際協力や国際的なルール作りに参画する上で、我が国の農業事情及び関連する国内関係省庁の国内施策等との関連を十分に踏まえる必要がある。

(3) 鯨類資源を含め、海洋生物資源の保存と持続可能な利用に係る国際協力については、各国政府の政策如何によって国際協力の度合い及びその方向性は左右される。また、国際世論や各国の国内世論も大きな影響力を持つ。

目標の達成状況

評価の切り口 1：我が国への資源の安定供給を実現するための国際環境の創出

資源価格の歴史的な高騰の中、G 8、国際エネルギー機関（IEA）、国際エネルギー・フォーラム（IEF）、エネルギー憲章条約（ECT）等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図った。エネルギー効率向上の伝搬のため、国際省エネルギー協力パートナーシップ（IPEEC）の設立を主導したほか、クリーンエネルギー推進の観点から、新たに設立される国際再生可能エネルギー機関

（IRENA）の憲章に署名し、IRENA の設立に向け積極的に貢献した。詳細は、事務事業①「国際的な枠組み等を通じたエネルギー産出国・消費国間の協力・協調の強化、資源産出国・消費国間の対話の関係の強化及び産出国との良好な関係の維持・強化」を参照。

評価の切り口 2 : 我が国及び世界の食料安全保障の強化

世界各国で深刻化した食料危機に対し、北海道洞爺湖サミット以降、国際会議等の機会を利用して、国際社会の取組を主導した。FAO改革を推進したほか、我が国及び世界への食料供給の一層の安定のため、農業投資促進に向けた取組を主導した。食料問題に関する日本のリーダーシップは国際場裡で高く評価されており、国連より右に言及する声明が発出された。詳細は、事務事業②「国際連合食糧農業機関（FAO）、国際穀物理事会（IGC）等を通じた食料・農業開発問題に関する意見交換、情報収集及び提供、国際条約・基準の策定・運用、食料生産国との関係の維持・強化による我が国への食料安定供給の強化」を参照。

評価の切り口 3 : 海洋生物資源の適切な保存及び持続可能な利用並びに我が国権益の確保

「南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約」の締結について国会承認を得、平成22年1月、同条約に加入した。大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）において、資源状態の悪化が懸念される大西洋クロマグロの保存管理措置が強化され、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）において初めて太平洋クロマグロの漁獲規制等が決定された。第61回IWC年次会合において、次回会合での合意形成に向けた枠組みを強化し、積極的に議論に参加した。また、調査捕鯨への妨害行為に関し関係国に必要な措置を要請した。詳細は、事務事業③「海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進」を参照。

第三者の所見

中谷和弘 東京大学大学院法学政治学研究科教授

石油・天然ガス等のエネルギー源、鉄・銅・各種レアメタル等の鉱物資源及び小麦・大豆・とうもろこし等の食料資源の大半を輸入に頼っている我が国にとって、エネルギー・鉱物資源・食料の安定確保は死活的に重要な外交課題であるが、同時にエネルギー・鉱物資源・食料問題は国際社会全体の安定と持続可能な発展にとって不可欠なグローバルな課題でもある。それゆえ、国民生活の安定と国際貢献という2つの要請に資する政策を積極的にすすめることが求められるが、施策はこれら2つの要請を満足させるものであると評価できる。とりわけ、エネルギー分野では、資源確保指針の着実な実施を推進するとともに、国際再生可能エネルギー機関の設立に積極的に関与し同機関憲章に署名したこと、食料分野では、責任ある国際農業投資について国際社会をリードするとともに、食料安全保障のための海外投資促進に関する指針をまとめたことが、特筆に価しよう。

エネルギー・資源安全保障および食料安全保障のための諸策は、今後とも一層強化することが求められ、また、海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際協力も引き続き推進することが求められる。懸念されるのは平成22年度予算が前年度に比べて約30%も減少したことであり、今後は予算の大幅な拡充が不可欠である。

評価結果の政策への反映

今後の方針

(1) 新興国の需要増大、低投資による供給能力の伸びの鈍化、一部の産出国による資源の国家管理の強化等により中長期的な資源の需給見通しが不透明な中、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給を確保し、国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図るため、二国間や多国間の対話・協力、

国際機関における活動等を通じて、我が国のエネルギー安全保障の強化に引き続き努める。

(2) 我が国の食料安全保障を実現するため、FAO 等関連国際機関との連携の強化、食料供給国との友好関係の促進等に引き続き取り組む。また、海外における農業投資の行動原則の策定に取り組む。

(3) マグロ漁業、捕鯨等について国際的な漁業管理に引き続き取り組む。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください)

- ① 国際的な枠組み等を通じたエネルギー産出国・消費国間の協力・
協調の強化、資源産出国・消費国間の対話の関係の強化及び産出国との
良好な関係の維持・強化 → 拡充強化
- ② 国際連合食糧農業機関 (FAO)、国際穀物理事会 (IGC) 等を通じた食料・
農業開発問題に関する意見交換、情報収集及び提供、国際条約・基準
の策定・運用、食料生産国との関係の維持・強化による我が国
への食料安定供給の強化 → 拡充強化
- ③ 海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保
のための国際的協力の推進 → 今のまま継続

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	○	○

Ⅱ－４－５ 海外の日本企業支援と対日投資の促進

経済局政策課長 市川 とみ子

国際経済課長 曾根 健孝

知的財産室長 米谷 光司

平成 22 年 4 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>日本企業の利益の増進に対する側面的支援を強化すること，及び対日投資・対外投資の促進等を通じて日本経済の構造調整を活性化させること</p> <p>【小目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 海外における知的財産権保護強化に向けた取組の促進 2. 日本企業支援の取組の促進 3. 対日直接投資の促進 4. 対外投資の戦略的な支援
<p>施策の位置付け</p>	<p>(1) 知的財産権</p> <p>(イ) 「新成長戦略（基本方針）」に言及あり。</p> <p>(ロ) 知的財産戦略本部が策定した「知的財産推進計画 2009」に言及あり。</p> <p>(2) 日本企業支援</p> <p>「新成長戦略（基本方針）」に，日本企業の海外展開支援に言及あり。</p> <p>(3) 対日直接投資の促進</p> <p>平成 18 年 3 月 9 日，対日投資会議（議長：総理）において，平成 22 年までに対日直接投資残高を GDP 比約 5%とする目標を策定。</p> <p>(4) 対外投資の戦略的な支援</p> <p>「民主党の政権政策 Manifesto2009」に，貿易・投資の自由化を促進する旨言及あり。</p>
<p>施策の概要</p>	<p>日本経済の足腰と競争力強化のために，海外で活動する日本企業への支援と対日直接投資の促進を通じ，その牽引力である民間の活力を最大限に引き出すために，以下の取組を行った。</p> <p>(1) 海外における知的財産権保護強化に向けた取組</p> <p>模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA，仮称）の早期実現に向けた取組の加速，知的財産に関する二国間対話，在外公館における知的財産担当官の任命・対応力強化等，海外における知的財産権保護強化に向け取り組んだ。</p> <p>(2) 日本企業支援</p> <p>ビジネス環境の改善，現地情報の入手や人脈形成への協力等種々の支援を展開している。また，在外公館において日本企業との共催によるレセプションを開催するなど，在外公館施設を活用した支援にも積極的に取り組んだ。</p> <p>(3) 対日直接投資の促進</p> <p>①地域への投資促進，②スピード感をもった包括的な投資環境整備，③広報活動を通じた一層の理解促進，を柱とした「対日直接投資加速プログ</p>

ラム」(平成18年6月20日策定、平成20年12月改定)に基づく、在外公館のネットワークの活用、種々の外交の場をとらえた我が国の取組の紹介、経済連携協定、二国間投資協定、租税条約、社会保障協定の締結等を通じた対日直接投資の更なる促進。

(4) 対外投資の戦略的な支援

投資協定について、実際のニーズに応えるべく交渉を進めた。交渉にあたっては、「対外投資戦略会議」(平成20年12月に第1回を、平成21年9月に第2回をそれぞれ開催)における民間団体等との意見交換の内容等を参考に、相手国・地域をより戦略的な優先順位で検討。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

以下に示すとおり、本施策の目標に向け、着実な進展が見られた。

(1) 模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA、仮称)の早期実現に向けて平成20年6月より条文案をベースとした交渉を開始し、平成21年中には3回の関係国会合を開催した。二国間対話において知的財産問題を取り上げ、知的財産侵害問題の対策・協力の強化を行った。

日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を行った。

(2) ビジネス環境の改善、人脈形成や情報提供などの面で成果があったことに加え、平成18年度に設置した日本企業支援センターの見直しを行い、タイ及びインドの大使館において同センター業務を継続すると共に、モンゴルの大使館において新規に同センター業務を開始し、企業支援体制を一層充実させた。また、在外公館において日本企業との共催によるレセプションを開催するなど、在外公館施設を活用した日本企業支援にも積極的に取り組んだ。

(3) 平成21年末の対日直接投資残高が19.6兆円(一次推計値、GDP比約4.1%)まで伸びた。

(4) ウズベキスタン(9月)及びペルー(12月)との間で、二国間投資協定が発効したほか、スイス(9月)との間では、投資に関する規定を含む経済連携協定(EPA)が発効した。また、カザフスタン、カタール、コロンビア、サウジアラビア及び中国・韓国との間で、それぞれ二国間又は三国間投資協定について交渉中であり、さらに、インド、豪州及び湾岸協力理事会(GCC)との間でも、投資に関する規定を含むEPAについて交渉中である。

課題

(1) 模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA、仮称)の早期実現に向けた交渉を進展させる。知的財産担当官会議の開催、関係機関との連携等を通じた知的財産担当官の対応力をさらに強化する。

(2) 在外公館と本省との情報共有及び双方向の意思疎通を一層強化するため、ベスト・プラクティス等の事例を蓄積し、関連情報を整備する。

(3) 平成22年までに対日直接投資残高をGDP比約5%とする目標の達成に向け取組を強化する。

(4) 交渉中の協定について早期締結を目指す。また、引き続き、より戦略的な優先順位をもって、投資協定の相手国・地域を検討していく。

施策の必要性

(1) 近年、アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、我が国は、多国間・二国間の外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを行う必要がある。また、海外における知的財産権侵害について、現地において日本企業を迅速かつ効果的に支援する必要がある。

(2) グローバル化が進展する中、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になっており、これに伴い、企業も様々な形で国境を越えた活動を一層活発化させてきている。政府として、日本企業の経済的利益を増進し、我が国経済の足腰と競争力を強化していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、個別企業の活動を支援していくことが求められている。

(3) 対日直接投資は、雇用の拡大や、新しい商品、サービス、ビジネスモデルを日本にもたらす等、日本経済の活力増進につながる有効な手段であるが、現在、諸外国と比較して著しく低い水準にとどまっている。このため、対日直接投資の拡大を正面からの目標とし、政府一体となって種々の推進策を鋭意実施・実行していく必要がある。

(4) 平成 17 年度以降、所得収支黒字額が貿易収支黒字額を上回っており、国際収支における投資の重要性が高まっている。投資協定は、投資の保護、自由化及び促進のルールを定めるものであると同時に、二国間経済関係の強化を通じた政治・外交面での意義もあり、実際のニーズに応えることを主眼として、迅速かつ柔軟に交渉を進めていくことが適切である。

施策の有効性

(1) 海外における知的財産権保護強化のための施策

模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA, 仮称) につき、各国に対し継続的に働きかけることにより、模倣品・海賊版対策に向けて各国との協力関係を図り、また、海外の模倣品・海賊版対策を促進するため、日中、日韓、日米、日 EU 間の二国間の対話を継続した。在外公館においては、知的財産担当官の対応力を強化し、海外における日本企業支援及び各国との連携促進を図った。

(2) 日本企業支援強化のための施策

日本企業支援をより効果的に行うため、「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」に基づき積極的に対応した。また、官民それぞれの適切な経費負担に関するガイドラインに基づき、日本企業支援のために在外公館施設の積極的利用に努めた。さらに、一部の在外公館に設置した「日本企業支援センター」を通じて企業の相談に応ずるなど、企業のニーズへの対応を行っている。

(3) 平成 21 年末の対日直接投資残高は、19.6 兆円 (一次推計値, GDP 比約 4.1%) まで伸びた。物品・サービス及び資本の自由な移動の促進等を目的とする経済連携協定、投資家の投資活動を保護・促進することを目的とした二国間投資協定、国際的な二重課税の回避等を目的とした租税条約や、企業及び個人の社会保険料負担の軽減等を目的とした社会保障協定等の締結等を通じ、対日直接投資の一層の推進に向けて我が国のビジネス環境の改善・整備を図った。

(4) ウズベキスタン (9 月) 及びペルー (12 月) との間で、二国間投資協定が発効したほか、スイス (9 月) との間では、投資に関する規定を含む経済連携協定 (EPA) が発効した。また、カザフスタン、カタール、コロンビア、サウジアラビア及び中国・韓国との間で、それぞれ二国間又は三国間投資協定

について交渉中であり、さらに、インド、豪州及び湾岸協力理事会（GCC）との間でも、投資に関する規定を含む EPA について交渉中である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA、仮称）の早期実現を目指し、条文案に基づく交渉が4回行われ、知的財産担当官会議が中南米地域及び南西アジア地域でそれぞれ初めて開催される等の施策の進展が見られた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	22	20

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	16	16

単位：人（本省職員）

外部要因

我が国の経済動向など外部的要因に左右される面を有している。

目標の達成状況

評価の切り口 1：海外における知的財産権保護強化に向けた取組

「知的財産推進計画 2009」に沿って、外交ルートを通じて、模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA、仮称）の早期実現に向けた取組の加速、在外公館における知的財産担当官任命等を通じた対応の強化、日中、日韓、日米、日 EU 間での対話を継続した。その他、G 8 サミット、APEC、OECD 等における複数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的働きかけを行う一方、WTO・TRIPS 理事会や世界知的所有権機関（WIPO）等における議論に参画した。その結果、世界各国・各地域より模倣品・海賊版による被害状況の報告が集まる他、模倣品・海賊版対策のための他国との協力が深まり、また、模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組みにつき、各国において一定の理解が浸透しつつあること等の効果があった。

詳細は、事務事業①「海外における知的財産権保護強化に向けた取組」を参照。

評価の切り口 2：日本企業支援強化に向けた取組

各国にある日本大使館・総領事館からの報告で明らかのように、ビジネス環境の整備、現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供などの面で成果をあげた。また、国内においても、経済団体等との意見交換などの各種機会において、当省の取組をアピールするとともにニーズ把握にも努めた結果、個別企業のニーズへの対応強化や官民共催での在外公館施設の活用促進等の面で、外務省の取組を評価するとの企業側の声に言及した実績報告が多くあるなど、本件取組は海外で活躍する日本企業の活動に貢献した。詳細は、事務事業②「在外公館による日本企業の海外展開に対する積極的なバックアップ」を参照。

評価の切り口 3：対日直接投資の促進

(1) 在外公館のネットワークの活用：引き続き、在外公館を通じ、現地の政府要人や経済界に対する積極的な広報を実施するとともに、日本貿易振興機構（ジェトロ）等と連携し、対日直接投資に関するセミナーやシンポジウムを開催した。これらの活動を通じ、海外において「インベスト・ジャパン」イニシアティブの認知度を向上させるなど、対日直接投資に関する理解を促進した。

(2) 種々の外交の場をとらえた我が国の取組の紹介：引き続き、国際会議等での議論の場をとらえて我が国の取組を鋭意アピールし、諸外国政府の我が国投資環境整備に関する取組に対する理解を促進した。

(3) 各種条約の締結・発効：経済連携協定、投資協定、租税条約、社会保障協定等の締結等を通じ、ビジネス環境整備を促進した。ウズベキスタン及びペルーとの間で二国間投資協定が発効し、スイスとの間では経済連携協定が発効した。

詳細は、事務事業③「2010 年末までに対日投資残高を対 GDP 比 5%程度に増加させることを目指す取組」、事務事業④「対外投資の戦略的な支援」を参照。

評価の切り口 4：対外投資の戦略的な支援

日本経団連及び日本貿易会からの提言、並びに対外投資戦略会議（平成 20 年 12 月に第 1 回を、平成 21 年 9 月に第 2 回をそれぞれ開催）及びその連絡会議（平成 21 年 2 月～平成 22 年 2 月に計 6 回開催）において民間側から提示された意見等も参考に、アンゴラとの交渉を決定した他、クウェート、アルジェリア、ナイジェリア、パプアニューギニアとの交渉を検討中である。

詳細は、事務事業④「対外投資の戦略的な支援」を参照。

第三者の所見

福永 有夏 早稲田大学社会科学部准教授

知的財産権保護強化に向けて関係国との協力が深められているほか、対内・対外直接投資を促すと期待される二国間投資協定（BIT）や経済連携協定（EPA）も新たに締結されており、「目標の達成に向けて進展があった」とする自己評価は妥当なものと言える。

知的財産権保護強化については、模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）実現のための交渉が引き続き行われている。ACTA 交渉は、しばしば透明性の欠如が批判されているが、最近では交渉状況についての情報の一部が一般にも公表されるようになった。知的財産権保護強化はさまざまな企業に異なる利害をもたらすと考えられるため、交渉の透明性を高め幅広い企業との連携を図っていくことが不可欠であろう。このほか、日本企業の知的財産権侵害被害の大きい地域において執行強化を図るためには、関係国における人材育成や技術支援などの協力も進めていくことが望まれる。

対外直接投資については、BIT や EPA の締結により基礎的な投資環境は整いつつある。今後は、新たな BIT や EPA の締結とともに、日本企業に対する広範かつ継続的な支援を拡充し既存の BIT や EPA の活用を促すことが求められよう。対日直接投資は、不況の影響もあって小幅な伸びにとどまっている。目標達成のためには、投資受入環境を整備するとともに、外国の政府や経済界に対する広報活動を強化する必要があるだろう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

- (1) 知的財産権保護強化のため、関係各国・関係機関と協力しつつ、その対策を強化していく。
- (2) 平成 21 年 12 月に策定された「新成長戦略（基本方針）」に基づく、官民をあげてインフラ整備支援の観点も含めて、在外公館と本省との情報共有及び双方向の意思疎通、関係省庁や関係機関との連携を一層強化し、日本企業支援体制を更に充実させていく。
- (3) 平成 18 年 6 月に策定された「対日直接投資加速プログラム」に基づき、2010 年末までに対日直接投資残高を GDP 比約 5%とする計画の達成に向けて、鋭意取り組んでいく。
- (4) 交渉中の協定について早期締結を目指す。また、引き続き、より戦略的な優先順位をもって、投資協定の相手国・地域を検討していく。

事務事業の扱い （詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- ①海外における知的財産権保護強化に向けた取組 → 拡充強化
- ②在外公館による日本企業の海外展開に対する積極的なバックアップ → 拡充強化
- ③2010 年末までに対日直接投資残高を対 GDP 比 5%程度に増加させることを目指す取組 → 今のまま継続
- ④対外投資の戦略的な支援 → 今のまま継続

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	—	—

Ⅱ－４－６ アジア太平洋経済協力（APEC）を通じた経済関係の発展

アジア太平洋経済協力室長 佐々山 拓也

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	アジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議の本邦開催(2010年)に向けた諸準備を円滑に進め、地域間の連帯と協力を促進すること ----- 【小目標】 1. 地域経済統合の推進 2. 成長戦略の策定 3. 人間の安全保障の強化 4. 経済・技術協力活動の強化
施策の位置付け	第 174 回国会における外交演説に言及あり
施策の概要	APEC 首脳会議、閣僚会議等における積極的な関与を通じ、地域経済統合、成長戦略の策定、人間の安全保障、経済・技術協力等の分野における具体的な協力の促進に寄与。また、平成 22(2010)年は我が国が APEC の議長を務めるところ、平成 21(2009)年 12 月には東京で日本 APEC シンポジウム及び非公式高級実務者会合、平成 22(2010)年 2 月には広島で第 1 回高級実務者会合を開催し、11 月の横浜での首脳会議に向けた検討・議論を開始した。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

(1) シンガポールで開催された APEC 首脳会議、閣僚会議等における積極的な関与を通じ、域内の経済協力の促進に寄与した。具体的には、平成 22(2010)年の先進国・地域(エコノミー)によるボゴール目標達成評価のための作業計画について合意されたほか、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)構想の実現のためのあり得べき道筋の検討が実務者に指示された。また、APEC 地域における長期的かつ包括的な成長戦略の策定が必要であるとの認識が共有され、成長戦略を策定するためのプログラムを具体化させることが合意された。

(2) 平成 21(2009)年 12 月には、平成 22(2010)年の APEC 議長として、日本 APEC シンポジウム及び非公式高級実務者会合を開催し、日本 APEC の主要テーマについて産官学の有識者による意見を聴取するとともに、高級実務者による議論を開始した。また、平成 22(2010)年 2 月には第 1 回高級実務者会合を開催し、2010 年日本 APEC の優先分野として、①地域経済統合の推進、②成長戦略の策定、③人間の安全保障の強化、④経済・技術協力の強化を掲げることに合意を得るとともに、これらの分野について我が国が示した議論の叩き台を基に、11 月の首脳会議における成果に向けた検討・議論が開始された。

課題

我が国が APEC の議長を務める平成 22(2010)年は、先進エコノミーによる「自由で開かれた貿易と投資を達成する」というボゴール目標の達成年であり、アジア太平洋地域の今後の経済発展の方向性を示すべき節目の年。我が国は、議長として、まずボゴール目標の達成評価について透明性と信頼性を確保してこのプロセスを進め、こうした土台に立ち、アジア太平洋地域の更なる発展に向けた道筋を描くべく、本年の議論をリードしていくことが必要である。

施策の必要性

(1) APEC はアジア太平洋地域の 21 のエコノミーが参加し、世界の人口の約 4 割、GDP 及び貿易量の約 5 割を占めている。我が国の貿易相手としても APEC 域内の諸エコノミーが約 7 割、APEC の域内貿易率が約 7 割と、相互依存関係は極めて強い。我が国の一層の発展及び安定のためには、APEC 地域の各エコノミーとの経済協力を深め、国際ルールの普及や価値観の共有を促進することが重要な課題である。

(2) このような背景の下、APEC の枠組みを活用し、経済分野だけではなくテロ・不拡散、感染症などの幅広い分野の協力に関し、年 1 回開催される APEC 閣僚会議・首脳会議での成果に向け、APEC での活動を主導していく必要がある。

施策の有効性

アジア太平洋における地域協力を強化していくためには、様々なレベル・分野での地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を制度的に担保し、更に、個別具体的な課題に対し、メンバーが協力して取り組むイニシアティブを発揮する場を提供する APEC は、地域協力の推進を実現していく上で有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、平成 21(2009)年 APEC 首脳会議等において、地域経済統合、成長戦略等の分野で成果を得るとともに、同年 12 月の APEC シンポジウム及び非公式高級実務者会合、平成 22(2010)年 2 月の第 1 回高級実務者会合を成功裏に開催した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的だった。

無駄削減（経費節約のための取組）

出張などに行く人数・回数を減らし、必要最小限にとどめた。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	203	205

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	14	15

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) WTOにおける貿易自由化交渉の進展や域内での自由貿易協定(FTA)の急増等グローバルな動きを踏まえた取組の必要性。
- (2) 世界経済危機後の変化した状況に対応した新たな成長戦略を策定する必要性。
- (3) テロ対策や感染症対策等域内の新たな関心事項に応える取組の必要性。

目標の達成状況

評価の切り口1：APECにおける諸活動への貢献及び日本 APEC の開催に向けた準備の進展

(1) 地域経済統合の推進

我が国も積極的に関与した平成21年のAPEC首脳・閣僚会議の成果として、平成22(2010)年の先進エコノミーによる、ポゴール目標達成評価のための作業計画について合意されるとともに、FTAAP構想の実現のためのあり得べき道筋の検討が実務者に指示された。また、ビジネスの実施に関する5つの中心的分野におけるコストを改善する目標や、地域のサプライチェーンにおける連結上の問題点への対応について合意された。

本年の第1回高級実務者会合では、地域経済統合に関する主要分野について我が国が議論の叩き台ペーパーを提示し、本年の首脳会議の成果に向けて、検討・議論を開始した。

(2) 成長戦略の策定

我が国も積極的に関与した平成21年のAPEC首脳・閣僚会議の成果として、経済危機からの回復と中長期的な成長の確保に向けて、あまねく広がる成長、持続可能な成長、イノベーションや革新的な成長も視野に入れた包括的かつ長期的な成長戦略の策定について合意された。これを踏まえ、本年の第1回高級実務者会合では、我が国より、成長戦略の策定に向けた議論の叩き台ペーパーを提示し、本年の首脳会議の成果に向けて、検討・議論を開始した。

(3) 人間の安全保障の強化

平成21年のAPEC首脳・閣僚会議において、食料安全保障、テロ対策、感染症対策、防災等の人間の安全保障の強化の必要性について認識が共有された。これを踏まえ、本年の第1回高級実務者会合において、2010年日本APECの優先分野の一つとして人間の安全保障の強化を位置付けるとともに、我が国において、1月に第4回APEC防災CEOフォーラム(於：神戸)、3月にテロ対策を通じての域内における海上貿易の促進に関するセミナー(於：東京)を開催した。

(4) 経済・技術協力の強化

APECにおける限られた資金を重要な政策分野に集中的に投資することにより、経済・技術協力活動をより効果的に実施するため、経済・技術協力活動の中期的優先分野、年度毎の事業審査基準を定めるとともに、APEC事務局長の役割の強化や作業部会の整理・合理化の基本方針等について定めた改革案を我が国より提示した。同改革案は、各エコノミーとの調整を経て、本年の第1回高級実務者会合において承認された。

詳細は、事務事業①「APECを通じたアジア太平洋地域における経済協力の促進」を参照。

第三者の所見

渡邊 頼純 慶應義塾大学総合政策学部教授

ASEMが東アジアとEUとの間の「地域間協力」の枠組みであるように、APECは東アジアと太平洋側の米州との間の地域間協力の枠組みである。APECは、地域統合が進行しているこれら二つのメガ地域のあ

いだの信頼醸成と貿易・投資のフローのさらなる拡大に大きな役割を負っている。2009年のAPECはシンガポールが議長であったが、2010年は日本が、そして2011年はアメリカがAPECの首脳会議を始めとする様々な大臣会合を主催する。この3年間は貿易と投資に関する自由化マインドが強いこれら3国が主催するため、APECという「制度」ないしは緩やかな「組織」にとっては大きな飛躍のチャンスである。その意味で2009年において日本はシンガポールからホストとしてのバトンを受け継ぐための準備を周到に行ったと評価している。特に、2010年2月にAPEC議長として第1回高級実務者会合を開催し、2010年日本APECの優先分野として、①地域経済統合の推進、②成長戦略の策定、③人間の安全保障の強化、④経済・技術協力の強化の4点を挙げることで合意を得ることができたことは同年11月に開催される首脳会議に向けた重要な一里塚となったものと評価できよう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

平成22(2010)年は先進エコノミーによるポゴール目標の達成年であり、本年のAPEC議長として、透明性と信頼性を確保して同目標の達成評価のプロセスを進めていく。その上で、こうした土台に立ち、アジア太平洋地域の更なる発展に向けた道筋を描くべく、議論をリードしていく。

具体的には、地域経済統合の推進、成長戦略の策定、人間の安全保障の強化及び経済・技術協力の強化に向けて、11月のAPEC首脳会議において目に見える具体的な成果が得られるよう、積極的にイニシアティブを発揮していく。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください)

①APECを通じたアジア太平洋地域における経済協力の促進 → 拡充強化

平成23年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	—

施策Ⅱ—5 国際法の形成・発展に向けた取組 287

具体的施策

- Ⅱ-5-1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用 291
- Ⅱ-5-2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施 296
- Ⅱ-5-3 経済及び社会分野における国際約束の締結・実施 300

II - 5 国際法の形成・発展に向けた取組

評価担当課室名	業務内容
国際法局 国際法課	国際法戦略の企画・立案 国際法の漸進的発達及び法典化に関する業務 確立された国際法規の解釈、実施に関する業務
条約課	国際約束の締結、解釈、実施に関する業務。経済条約課及び社会条約官の所掌に属するものを除く
経済条約課	経済又は経済協力の分野に係る事項に関する国際約束の締結、解釈、実施に関する業務
社会条約官室	社会の分野に係る事項に関する国際約束の締結、解釈、実施に関する業務

II—5 国際法の形成・発展に向けた取組

具体的施策

- II—5—1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用
- II—5—2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施
- II—5—3 経済及び社会分野における国際約束の締結・実施

評価の結果

施策 II—5	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
II—5—1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
II—5—2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
II—5—3	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★☆☆

施策の必要性

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

今日の国際社会においては、国際関係における多種多様な問題の平和的解決や国際関係の深化のために国際法が果たす役割はますます大きくなっている。そのような中、新しい国際的ルール形成の場に積極的に参画し、我が国の立場を主張・反映していくこと、特に、外交課題を処理するに当たり、蓄積した知見をもとに国際法を的確に解釈・活用し、国内外における国際法の発展に主体的に関与していくことは、国際社会の主要な一員である我が国として、国民の利益を最大限確保する上で必要不可欠である。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

(1) 日朝・日中・日露関係において戦後未解決のまま残されている問題を始めとする諸問題を解決し、我が国の周辺諸国とより安定した関係を築くこと、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じていくことは、我が国外交安全保障の基盤的枠組みを構築するに当たって、喫緊かつ重要な課題である。

(2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去については、これに関連する条約の締結・実施により、我が国における対策を強化するとともに、国際的な法的枠組みの構築に寄与することが可能となる。

3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について

(1) WTO ドーハ・ラウンド交渉及び FTA/EPA の推進は、我が国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業及びその産品・サービスの参入機会を増大させる。また、WTO の紛争解決手続の帰結は我が国の産業や企業の活動に多大な影響を及ぼし得るため、我が国の主張・立証を法的に説得力のある効果的な形で行う必要がある。

(2) 二国間の投資協定、租税条約、社会保障協定等の経済条約は、日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進の観点等から重要である。これらを含む経済分野での条約締結の推進は、諸外国とのルールに基づく経済面での結びつきを強化し、一層の予測可能性・安定性を有する経済活動の基盤を提供するとの意義を有する。

(3) 社会分野については、国民生活に直結する国際的なルール作りに積極的に関与することを通じて、我が国の国民の利益や関心をルールの内容に十分に反映させることが必要である。特に多数国間条約作成交渉においては、各国がそれぞれ近隣国等と連携して交渉に臨むことが少なくない中、我が国としても、問題意識を共有することのできるパートナーとの間で協力の拡大を図ることは、我が国の発言力を強化するためにも有意義である。

施策の有効性

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

国際法規の形成は、国際関係における秩序を構築する上での根幹を成す作業であり、我が国が国際法規形成のための各種フォーラムに積極的に参画し、意見を主張・反映していくことは、新たな国際法秩序を我が国に資するものとしていく上で必要かつ効果的である。また、日々の外交案件を処理するに当たっては、蓄積された国際法の知見を活用することが重要であり、そのためには学界や各国関係者を交えた研究会及び意見交換等を行っていくことが不可欠である。さらに、国内における国際法の普及を進めていくことは、我が国の国際法に係る外交に対する国民の理解を促進するとともに、国際法分野の更なる発展に大きく寄与する。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

我が国外交安全保障の基盤的枠組みを作るためには、戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日露平和条約交渉に適切に対処し、我が国周辺諸国とより安定した関係を築くこと、また、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じ、日米安保条約に基づく協力関係を確固たるものにすることが有効である。また、犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの不安定要因を除去するためには、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施に取り組み、我が国における対策の強化や国際的な法的枠組みの構築に寄与することが有効である。

3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について

(1) WTO ドーハ・ラウンド交渉において法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を適切な形で反映させることに資する。また、EPA は物品・サービスの貿易のみならず、投資、税関手続、競争、相互承認、政府調達、知的財産、人の移動など広範な内容を含み得るものであり、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、望ましい形での交渉の結実にとって不可欠である。

(2) 経済分野の多数国間条約及び社会分野の条約は、作成されれば直ちに国際標準を形成し当該国際標準に沿って国内措置を見直す必要が生ずる場合も多いため、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を交渉段階から積極的かつ適切な形で反映させることに資する。

施策の効率性

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、国際的な議論の場への積極的な参画及び我が国の抱える国際法上の課題をテーマとする各種研究会の開催を通して、上記評価結果のとおり、2つの重要な国際機関選挙における我が国候補の当選、3つの法律策定及び条約締結作業における進展等の成果を上げた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

これらの施策を実施する上で、出張時には出張者（職員及び有識者等）の等級に応じ、出張経路、航空会社等を考慮し、より安価なディスカウント航空券を購入して経費の節約に努めるなど、効率的に予算を活用した。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日露首脳会談等への対応、「日・露刑事共助条約」、「日・EU 刑事共助協定」及び「日・タイ受刑者移送条約」の署名・国会への提出、「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」、「日・香港刑事共助協定」及び「クラスター弾に関する条約」の締結、「国際組

織犯罪防止条約」,「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約 2005 年議定書」の締結に向けた作業の継続等, 施策の目標の達成に向けて相当な進展があった。このように, 投入資源量に見合った成果が得られたことから, とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減(経費節約のための取組)>

出張等に係る旅費について, 日程の調整や経路の調整, また, 格安航空券の購入により, 経費削減に努めた。

3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し(例えば, EPA/FTA の分野, その他の経済分野及び社会分野での国際約束の交渉段階, 特に条作文作成段階において, 多くの場合に条約締結担当者を相手国政府との交渉に直接当たらせた。), 経済分野・社会分野における国際約束の締結・実施面で施策が進展した。このように, 投入資源量に見合った成果が得られたことから, とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減(経費節約のための取組)>

会議への同行者数を最小限に留め, 旅費の効果的・効率的活用に努めた。

施策目標の達成状況

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

以下に示すとおり, 本施策の目標達成に向けた各種取組を通じ, 相当な進展を得ることができた。

(1) 山田中正委員の辞任を受け平成 21 年 5 月に行われた国連国際法委員会(ILC) 委員補欠選挙において, 村瀬信也候補(上智大学教授)が当選した。

(2) 平成 21 年 6 月, 国連海洋法条約との整合性を確保した海賊対処法が成立した。

(3) 平成 21 年 7 月, 北極評議会(AC)にオブザーバー申請を行った。

(4) 平成 21 年 9 月, 国連海洋法条約に基づく我が国の大陸棚延長申請について, 大陸棚限界委員会日本小委員会において審査が開始された。

(5) 平成 21 年 10 月, ジーザス国際海洋法裁判所(ITLOS) 所長が訪日した。

(6) 齋賀富美子判事の逝去等を受けて, 平成 21 年 11 月に行われた国際刑事裁判所(ICC) 裁判官補欠選挙において, 尾崎久仁子候補が第 1 回目投票で当選し, 我が国として国際刑事法・人道法の発展に積極的に貢献していく上で重要なポストを維持・確保できた。

(7) 平成 21 年 12 月, ソン国際刑事裁判所(ICC) 所長が訪日した。

(8) 平成 22 年 2 月, 我が国の排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用促進を目的とした低潮線保全法案が衆議院に提出された。

(9) 平成 21 年 6 月, 国会において国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約(国連国家免除条約)の締結が承認された。本条約は 30 か国の批准等により発効する(平成 22(2010)年 3 月現在 8 か国が批准)。

(10) 各種研究会や各国との意見交換を通じて得られた国際法に関する知見の蓄積を活用し, 各種外交課題に対し国際法に基づく外交政策を展開することができた。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

以下①及び②に示すとおり, 周辺諸国及び同盟国との安定した関係の構築を通じた我が国外交安全保障の基盤的枠組み作りに向け着実な成果があり, また, 以下③に示すとおり, 犯罪への対処や大量破壊兵器等の拡散などの不安定要因の除去に向けた国際的な協力の分野で大きな成果があった。その結果, 平成 21 年度において, 本施策の小目標達成に向けて相当な進展が見られた。

①平成 21 年 11 月のアジア太平洋経済協力（APEC）の際の日露首脳会談において、アジア太平洋地域で日露がパートナーとして行動すべきことで両首脳が一致し、特に、領土問題について両首脳間で議論を深めることができた。

②米国との間で、在沖縄海兵隊のグアム移転の実施のための法的枠組みについて定めた「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」を締結した。

③「日・香港刑事共助協定」及び「クラスター弾に関する条約」を締結し、また、「日・露刑事共助条約」、「日・EU 刑事共助協定」及び「日・タイ受刑者移送条約」を署名し国会に提出した。

3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について

平成 21 年度においては、経済分野・社会分野における国際約束の締結・実施面で、目標の達成に向けて進展があった。

（1）平成 21 年度においては、各国との EPA（経済連携協定）締結に向けた動きに進展があり、2本の協定が発効した。また、我が国とペルー、インドその他の国・地域との間の交渉も一定の進展を見せた。

（2）EPA を含む経済分野の条約及び国民の生活に影響を与える社会分野の条約全体としても、平成 21 年通常国会及び平成 21 年臨時国会での承認（計 15 件）や、平成 22 年通常国会への提出（計 9 件）を円滑に進めることができた。

今後の方針

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

国際社会における国際法の重要性は年々増大しており、施策の目標の達成に向け、引き続き対応する必要がある。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

二国間・多数国間協議や条約交渉の活発化等を通じて、我が国外交安全保障の基盤的枠組み作り、国際的な犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向けた取組を強化する。

3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について

本件施策の目標の更なる進展に向け、国際約束の作成交渉の段階から十分な体制で引き続き対応していく必要がある。

II - 5 - 1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

国際法課長 岡野正敬

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	<p>(1) 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させ、新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること</p> <p>(2) 研究会及び各種意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用すること等</p> <p>(3) 国際約束に関する情報を集約し活用すること</p> <p>----- 【小目標】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 平成 21 年 11 月の国際刑事裁判所 (ICC) 裁判官補欠選挙における尾崎久仁子候補の当選2. 我が国の海洋権益の確保のための各種取組 (海賊対処法の成立、低潮線保全法案の策定等) の進展3. 国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約 (国連国家免除条約) の締結
施策の位置付け	海洋に関して、「海洋基本法」(平成 19 年法律第 33 号) 及び「海洋基本計画」(平成 20 年 3 月 18 日閣議決定) に言及あり
施策の概要	<p>(1) 国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張すること等を通じて、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献すること。</p> <p>(2) 研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積し、それを外交実務に活用すること。</p> <p>(3) 大学での臨時講義等の実施や国際約束に関する情報の継続的取りまとめ及び対外公表。</p>

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

以下に示すとおり、本施策の目標達成に向けた各種取組を通じ、相当な進展を得ることができた。

- (1) 山田中正委員の辞任を受け平成 21 年 5 月に行われた国連国際法委員会 (ILC) 委員補欠選挙において、村瀬信也候補 (上智大学教授) が当選した。
- (2) 平成 21 年 6 月、国連海洋法条約との整合性を確保した海賊対処法が成立した。
- (3) 平成 21 年 7 月、北極評議会 (AC) にオブザーバー申請を行った。
- (4) 平成 21 年 9 月、国連海洋法条約に基づく我が国の大陸棚延長申請について、大陸棚限界委員会日本小委員会において審査が開始された。
- (5) 平成 21 年 10 月、ジーザス国際海洋法裁判所 (ITLOS) 所長が訪日した。

- (6) 齋賀富美子判事の逝去等を受けて、平成 21 年 11 月に行われた国際刑事裁判所（ICC）裁判官補欠選挙において、尾崎久仁子候補が第 1 回目投票で当選し、我が国として国際刑事法・人道法の発展に積極的に貢献していく上で重要なポストを維持・確保できた。
- (7) 平成 21 年 12 月、ソン国際刑事裁判所（ICC）所長が訪日した。
- (8) 平成 22 年 2 月、我が国の排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用促進を目的とした低潮線保全法案が衆議院に提出された。
- (9) 平成 21 年 6 月、国会において国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約（国連国家免除条約）の締結が承認された。本条約は 30 か国の批准等により発効する（平成 22（2010）年 3 月現在 8 か国が批准）。
- (10) 各種研究会や各国との意見交換を通じて得られた国際法に関する知見の蓄積を活用し、各種外交課題に対し国際法に基づく外交政策を展開することができた。

課題

平成 22 年度においても、引き続き積極的な取組が求められるが、特に近年新たな国際ルールの形成が活発化している海洋法分野及び国際私法分野における取組を一層強化する必要がある。

施策の必要性

今日の国際社会においては、国際関係における多種多様な問題の平和的解決や国際関係の深化のために国際法が果たす役割はますます大きくなっている。そのような中、新しい国際的ルール形成の場に積極的に参画し、我が国の立場を主張・反映していくこと、特に、外交課題を処理するに当たり、蓄積した知見をもとに国際法を的確に解釈・活用し、国内外における国際法の発展に主体的に関与していくことは、国際社会の主要な一員である我が国として、国民の利益を最大限確保する上で必要不可欠である。

施策の有効性

国際法規の形成は、国際関係における秩序を構築する上での根幹を成す作業であり、我が国が国際法規形成のための各種フォーラムに積極的に参画し、意見を主張・反映していくことは、新たな国際法秩序を我が国に資するものとしていく上で必要かつ効果的である。また、日々の外交案件を処理するに当たっては、蓄積された国際法の知見を活用することが重要であり、そのためには学界や各国関係者を交えた研究会及び意見交換等を行っていくことが不可欠である。さらに、国内における国際法の普及を進めていくことは、我が国の国際法に係る外交に対する国民の理解を促進するとともに、国際法分野の更なる発展に大きく寄与する。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、国際的な議論の場への積極的な参画及び我が国の抱える国際法上の課題をテーマとする各種研究会の開催を通して、上記評価結果のとおり、2 つの重要な国際機関選挙における我が国候補の当選、3 つの法律策定及び条約締結作業における進展等の成果を上げた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

これらの施策を実施する上で、出張時には出張者（職員及び有識者等）の等級に応じ、出張経路、航空会社等を考慮し、より安価なディスカウント航空券を購入して経費の節約に努めるなど、効率的に予算を活用した。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	14	21

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	23	33

単位：人（本省職員）

外部要因

国際法規の解釈・発展は、各国の実行や国際情勢の変化等によって大きく影響を受けるものであり、これらの外部要因のために、短期的にその「達成度」を計ることは困難である。

目標の達成状況

評価の切り口 1：国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献

ICC 裁判官補欠選挙における尾崎久仁子候補の当選、国連国家免除条約締結の国会承認、国際法関連の国際会議への出席・議論への積極的参加等により、国際法秩序の構築に貢献した。

詳細は、事務事業①「国際法に関連する各種会合における我が国の立場の主張。そのような会合における国際法規の形成及び発展の促進」を参照。

評価の切り口 2：国際法についての知見の蓄積・検討と外交実務への活用状況

国際法局長協議のほか、国内の研究者等との間で研究会（計 15 回以上）を開催し、我が国にとって重要度の高い問題に関する国際公法及び国際私法上の論点を検討し、知見を蓄積するとともに、得られた知見に基づく法的助言を行うことを通じて低潮線保全法案、貨物船検査法案の策定や海賊対処法の成立といった我が国の重要な施策の実施に貢献した。

詳細は、事務事業②「国際法局長と主要各国のカウンターパートとの協議の実施。国際法の諸分野についての研究会等を通じた知見の蓄積・法的検討と外交実務への活用」を参照。

評価の切り口 3：国際法の普及活動の推進

公開講座や大学における講義を実施し、国際法に関する知識の普及に努めたほか、我が国の締結した国際約束をインターネット上のデータベースとして公開するための作業を進め、国際法の研究促進を支援した。

詳細は、事務事業③「要請に基づいた公開講座や大学における臨時の講義の実施。研究者、学生等との意見交換及び交流の実施。我が国の国際約束に関する情報の継続的取りまとめ、及び対外的な公表」を参照。

第三者の所見

小寺 彰 東京大学大学院総合文化研究科教授

国際社会における「法の支配」の確立は、国家間関係の安定化、紛争の平和的解決、国内の「良い統治」を促進するものであり、日本の国益の確保や、日本国民や日本企業の国際的活動の保障のためにも重要である。こうした観点から、2007年の加盟以来の日本の国際刑事裁判所（ICC）への積極的貢献は、国際刑事法・人道法分野において日本が主導的役割を果たすものとして高く評価できる。2009年11月には、齋賀富美子裁判官の逝去を受けた裁判官補欠選挙において、尾崎久仁子候補が第一位で当選を果たしたが、これは日本に対する各国からの強い期待を示すものである。2010年5月から6月にかけて開催が予定される、初のICC規程検討会議等今後も財政面、人材面を含むあらゆる面での日本の貢献は重要であり、ICCの機能の向上への貢献を期待したい。また、2009年5月の国際法委員会（ILC）委員補欠選挙における日本人候補の当選、6月の海賊対処法の成立等も、国際社会における「法の支配」の促進に向けた多面的取組の成果として評価できる。

「法の支配」の促進は、海洋国家である我が国の海洋権益の確保のためにも重要である。各国が自国管轄水域に対する管理・利用を強化する傾向にある中、我が国としてもその方針をまとめ、早急に実施する必要があるとの観点から、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用促進を目的とした低潮線保全法案を国会に提出したことは高く評価でき、早期の成立を期待している。また、我が国の大陸棚限界委員会による大陸棚延長申請の審査は、我が国の海洋資源確保の上で重要な意味を持つことから、審査を円滑に進捗させるべく今後も努力が不可欠である。北極評議会へのオブザーバー申請とアドホック・オブザーバーとしての参加は、新たな国際法規形成への我が国の関与の第一歩として注目される。今後の貢献を期待したい。

日本国民や日本企業の国際的活動の保障という目的のためには、国際公法分野のみならず、国際私法分野においても国際法規の形成・統一に貢献を行っていくことが必要である。私法統一国際協会（UNIDROIT）における日本出身委員長の活躍、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）やハーグ国際私法会議（HCCH）といった国際フォーラムへの積極的参加はそうした貢献の一環として評価できる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

国際社会における国際法の重要性は年々増大しており、施策の目標の達成に向け、引き続き対応する必要がある。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- | | |
|---|----------|
| ①国際法に関連する各種会合における我が国の立場の主張。そのような会合における国際法規の形成及び発展の促進 | → 今のまま継続 |
| ②国際法局長と主要各国のカウンターパートとの協議の実施。国際法の諸分野についての研究会等を通じた知見の蓄積・法的検討と外交実務への活用 | → 今のまま継続 |
| ③要請に基づいた公開講座や大学における臨時的講義の実施。研究者、学生等との意見交換及び交流の実施。我が国の国際約束に関する情報の継続的取りまとめ、及び対外的な公表 | → 今のまま継続 |

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

Ⅱ－５－２ 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

国際法局条約課長 道井緑一郎

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	(1) 我が国外交安全保障の基盤的枠組みを作ること (2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因を除去すること ----- 【小目標】 (1) ・ 日露間の領土問題の解決に向けた調整に対する貢献 ・ 日米安保条約に基づく日米間の協力関係の強化 (2) 刑事及び軍縮不拡散関連の国際約束の署名・締結
施策の位置付け	第 173 回国会所信表明演説, 第 174 回国会施政方針演説・外交演説において言及あり。
施策の概要	(1) 日朝間の諸問題, 日露平和条約交渉への適切な対処, 日米安保体制の信頼性向上に向けた取組 (法的な検討及び助言を含む。) (2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施への取組 (法的な検討及び助言を含む。)

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

以下①及び②に示すとおり, 周辺諸国及び同盟国との安定した関係の構築を通じた我が国外交安全保障の基盤的枠組み作りに向け着実な成果があり, また, 以下③に示すとおり, 犯罪への対処や大量破壊兵器等の拡散などの不安定要因の除去に向けた国際的な協力の分野で大きな成果があった。その結果, 平成 21 年度において, 本施策の小目標達成に向けて相当な進展が見られた。

- ① 平成 21 年 11 月のアジア太平洋経済協力 (APEC) の際の日露首脳会談において, アジア太平洋地域で日露がパートナーとして行動すべきことで両首脳が一致し, 特に, 領土問題について両首脳間で議論を深めることができた。
- ② 米国との間で, 在沖縄海兵隊のグアム移転の実施のための法的枠組みについて定めた「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」を締結した。
- ③ 「日・香港刑事共助協定」及び「クラスター弾に関する条約」を締結し, また, 「日・露刑事共助条約」, 「日・EU 刑事共助協定」及び「日・タイ受刑者移送条約」を署名し国会に提出した。

課題

引き続き日朝間の諸問題及び日露平和条約交渉への積極的な取組や日米安保体制の信頼性向上に向けた主体的な関与が求められる。また、国際的な犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約については、「国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」、「海洋航行不法行為防止条約 2005 年議定書」等につき締結に向けた準備を進めていくことが課題となる。

施策の必要性

- (1) 日朝・日中・日露関係において戦後未解決のまま残されている問題を始めとする諸問題を解決し、我が国の周辺諸国とより安定した関係を築くこと、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じていくことは、我が国外交安全保障の基盤的枠組みを構築するに当たって、喫緊かつ重要な課題である。
- (2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去については、これに関連する条約の締結・実施により、我が国における対策を強化するとともに、国際的な法的枠組みの構築に寄与することが可能となる。

施策の有効性

我が国外交安全保障の基盤的枠組みを作るためには、戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日露平和条約交渉に適切に対処し、我が国周辺諸国とより安定した関係を築くこと、また、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じ、日米安保条約に基づく協力関係を確固たるものにするのが有効である。また、犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの不安定要因を除去するためには、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施に取り組み、我が国における対策の強化や国際的な法的枠組みの構築に寄与することが有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日露首脳会談等への対応、「日・露刑事共助条約」、「日・EU 刑事共助協定」及び「日・タイ受刑者移送条約」の署名・国会への提出、「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」、「日・香港刑事共助協定」及び「クラスター弾に関する条約」の締結、「国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約 2005 年議定書」の締結に向けた作業の継続等、施策の目標の達成に向けて相当な進展があった。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

出張等に係る旅費について、日程の調整や経路の調整、また格安航空券の購入により、経費削減に努めた。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	11	10

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	30	31

単位：人（本省職員）

外部要因

本施策は、条約その他の国際約束の締結並びに条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施を所掌する外務省が一元的に行うものであるが、その際、関係する他府省庁と調整・連携を行うことが必要である。また、国際約束の作成交渉については、その時点における相手国政府の政策や国際情勢全般によりその進捗いかんが大きく左右され、その結果、年によって締結まで至る国際約束の本数も変動することとなる。

目標の達成状況

評価の切り口 1：我が国外交安全保障の基盤的枠組み作りの進展

日朝間、日中間の諸問題や日露平和条約交渉に適切に対処したこと、日米安保体制の信頼性向上に向けて積極的に取り組んだことは、我が国の外交安全保障の基盤的枠組みの構築に寄与するものである。

日露関係においては、APEC の際の日露首脳会談において、アジア太平洋地域で日露がパートナーとして行動すべきことで両首脳が一致し、特に、領土問題について両首脳間で議論を深めた。日米安保体制関連では、在沖縄海兵隊のグアム移転の実施のための法的枠組みについて定めた「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」を締結した。詳細は、事務事業①「日朝間の諸問題、日露平和条約交渉への適切な対処、日米安保体制の信頼性向上に向けた取組（法的な検討及び助言を含む。）」を参照。

評価の切り口 2：テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去の進展状況

国際的な犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施を進めることは、国際社会の不安定要因の除去に大きく寄与するものである。

「日・香港刑事共助協定」及び「クラスター弾に関する条約」の締結、「日・露刑事共助条約」、「日・EU 刑事共助協定」及び「日・タイ受刑者移送条約」の署名・国会提出、「国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約 2005 年議定書」の締結に向けた作業の継続等を通じ、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向け着実な成果があった。詳細は、事務事業②「テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施への取組（法的な検討及び助言を含む。）」を参照。

第三者の所見

小寺 彰 東京大学大学院総合文化研究科教授

(1) 北朝鮮のミサイル発射実験・核実験の実施、さらには韓国哨戒艦沈没事件など、我が国を取り巻く安全保障環境は緊迫の度を強めている。安全保障が国家の根幹である以上、政府はこれらに適切に対処する必要がある、そのためには地域の関係国との緊密な連携が以前にも増して重要である。特に、日米安保体制に基づく日米間の協力関係の維持・強化は、日本の安全保障にとって必要不可欠である。この観点から、「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」を締結したことは、在日米軍再編の着実な実施に寄与するものであり、地元沖縄の負担を軽減しつつ米軍の抑止力を維持するという課題に対処する上で大きな意義を有しており、高く評価できる。領土問題を抱える日露間や大陸棚問題を抱える日中間

についても、協力関係の発展が地域の安定に資することは間違いのないため一層の努力を期待したい。

(2) また、国際社会が国境を越える組織的犯罪や大量破壊兵器等の拡散といったグローバルな問題に効果的に対処するため、日本がこれらの問題に関する国際的なルール・メイキングに主体的かつ積極的に取り組み、国際社会における法の支配と紛争の平和的解決に貢献していくことがますます求められてきている。このような状況の中で、香港との間の刑事共助協定の締結、ロシア及び EU との間の刑事共助条約・協定の署名など刑事分野におけるルール・メイキングに進展がみられたこと、我が国が「クラスター弾に関する条約」を率先して締結したことは、こうした問題に対する我が国の主体的な意思を国際社会に示すものであり、高く評価できる。今後も、犯罪・テロ防止等を目的とした関連の多数国間条約の締結の主導を通じて国際協力を推進し、また刑事分野における条約の締結等を通じて、国際社会の共通の利益を侵害する犯罪を適時、適切に取り締まるための国際的な法的枠組みの形成に向け、日本が具体的な貢献を積み重ねていくことを期待する。

評価結果の政策への反映

今後の方針

二国間・多数国間協議や条約交渉の活発化等を通じて、我が国外交安全保障の基盤的枠組み作り、国際的な犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向けた取組を強化する。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください)

- ① 日朝間の諸問題、日露平和条約への適切な対処、日米安保体制の信頼性向上に向けた取組 (法的な検討及び助言を含む。) → 今のまま継続
- ② テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施への取組 (法的な検討及び助言を含む。) → 今のまま継続

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	○	○

Ⅱ－５－３ 経済及び社会分野における国際約束の締結・実施

経済条約課長 四方敬之

社会条約官 松田誠

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	(1) 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進すること (2) 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること並びに国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへ参画すること ----- 【小目標】 1. 経済分野の国際約束締結交渉への積極的な関与 2. 社会分野の国際約束締結交渉への積極的な関与 3. 既存の国際約束の適切な実施のための法的助言を行う
施策の位置付け	第 174 回国会施政方針演説に言及あり (WTO 交渉及び経済連携協定, 気候変動に関する 2013 年以降の枠組み関連)
施策の概要	(1) 多角的自由貿易体制の強化 (WTO ドーハ・ラウンド交渉での合意を目指す) と自由貿易協定・経済連携協定の推進 (FTA/EPA の交渉・締結・実施) の双方により, 自由な貿易及び投資の利益を確保し及び増進する。 (2) その他の経済条約 (投資協定, 租税条約, 社会保障協定等) 及び社会分野 (環境, 人権, 海洋・漁業, 文化等) の条約について, 日本国民・日系企業等の利益や関心を十分に反映させつつ, 国際約束の作成交渉に当たり, 国際約束の締結・実施を図る。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

平成 21 年度においては, 経済分野・社会分野における国際約束の締結・実施面で, 目標の達成に向けて進展があった。

(1) 平成 21 年度においては, 各国との EPA (経済連携協定) 締結に向けた動きに進展があり, 2 本の協定が発効した。また, 我が国とペルー, インドその他の国・地域との間の交渉も一定の進展を見せた。

(2) EPA を含む経済分野の条約及び国民の生活に影響を与える社会分野の条約全体としても, 平成 21 年通常国会及び平成 21 年臨時国会での承認 (計 15 件) や, 平成 22 年通常国会への提出 (計 9 件) を円滑に進めることができた。

課題

(1) FTA/EPAは膨大な分量であり、締結のための作業量も甚大なものであるため、取組方法について更なる工夫が必要である。WTO ドーハ・ラウンド交渉についても、交渉結果を条約化する最終局面に向け、法的な検討を強化し、外務省関連部局や他省庁との連携に留意する必要がある。

(2) FTA/EPA以外の経済条約について、これまでの各国との交渉において蓄積された知見を生かし新たな交渉に臨めるよう、また、より戦略的かつ迅速な締結に至ることができるよう、課内及び省内の体制について更なる工夫が必要である。社会分野の条約についても、交渉の現場を含めた様々な機会における一層の情報収集や意見交換等により、他の交渉参加国の立場への理解を深め、我が国にとっても有益な国際環境の形成に向けて働きかけを強めることが求められる。

施策の必要性

(1) WTO ドーハ・ラウンド交渉及び FTA/EPA の推進は、我が国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業及びその製品・サービスの参入機会を増大させる。また、WTO の紛争解決手続の帰結は我が国の産業や企業の活動に多大な影響を及ぼし得るため、我が国の主張・立証を法的に説得力のある効果的な形で行う必要がある。

(2) 二国間の投資協定、租税条約、社会保障協定等の経済条約は、日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進の観点等から重要である。これらを含む経済分野での条約締結の推進は、諸外国とのルールに基づく経済面での結びつきを強化し、一層の予測可能性・安定性を有する経済活動の基盤を提供するとの意義を有する。

(3) 社会分野については、国民生活に直結する国際的なルール作りに積極的に関与することを通じて、我が国の国民の利益や関心をルールの内容に十分に反映させることが必要である。特に多数国間条約作成交渉においては、各国がそれぞれ近隣国等と連携して交渉に臨むことが少なくない中、我が国としても、問題意識を共有することのできるパートナーとの間で協力の拡大を図ることは、我が国の発言力を強化するためにも有意義である。

施策の有効性

(1) WTO ドーハ・ラウンド交渉において法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を適切な形で反映させることに資する。また、EPA は物品・サービスの貿易のみならず、投資、税関手続、競争、相互承認、政府調達、知的財産、人の移動など広範な内容を含み得るものであり、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、望ましい形での交渉の結実にとって不可欠である。

(2) 経済分野の多数国間条約及び社会分野の条約は、作成されれば直ちに国際標準を形成し当該国際標準に沿って国内措置を見直す必要が生ずる場合も多いため、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を交渉段階から積極的かつ適切な形で反映させることに資する。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し（例えば、EPA/FTA の分野、その他の経済分野及び社会分野での国際約束の交渉段階、特に条文作成段階において、多くの場合に条約締結担当者を相手国政府との交渉に直接当たらせた。）、経済分野・社会分野における国際約束の締結・実施面で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

会議への同行者数を最小限に留め、旅費の効果的・効率的活用に努めた。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	24	24

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	39	40

単位：人（本省職員）

外部要因

（１）多数国間交渉における不確実性

多数国間における交渉は、多数の主権国家がそれぞれの異なる利益を背景に互いの主張を展開し合う場であるため、一般的に、一国限りの立場で交渉を動かすことには限界があり、交渉結果の行方を予断することが困難であるとの特性がある。最悪の場合には、我が国の立場に反する条約が成立してしまい、結果として我が国がその条約を締結することが困難になる可能性も排除されない。

（２）紛争解決手続における不確実性

司法化が進む WTO 紛争解決手続における結論は、最終的には第三者たるパネリスト又は上級委員会委員により下されるものであるため、我が国が当事者となる紛争においても、最終的に我が国に有利な裁定が下されるかは予断を許さない。

（３）二国間交渉における不確実性

二国間における国際約束作成の交渉は、通常、互いの利益が合致して開始されるものである。他方、異なる二つの主権国家である以上、互いの主張が完全に一致することはほとんどあり得ず、必然的に双方が互いに妥協しながら一つの国際約束を作成することが必要になる。互いに妥協できない問題も当然存在しており、そのような問題により交渉そのものが暗礁に乗り上げる可能性は絶えず存在している。また、特に FTA/EPA 等について、近時スピードと質の双方を求められることが少なくないが、上記のとおり交渉次第である以上、これらの両立が必ずしも可能でない場合もあり得る。

目標の達成状況

評価の切り口 1：多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進

（１）平成 19 年 1 月から再開された WTO ドーハ・ラウンド交渉は、平成 22 年中の妥結を目指し、高級実務者レベルを中心として活発な交渉が行われてきているものの、WTO 協定の改正等ドーハ・ラウンドの具体的な成果はいまだ得られてはおらず、我が国も交渉の早期妥結に向けて積極的に働きかけて貢献してきている。

詳細は、事務事業①「WTO ドーハ・ラウンド交渉の成功に向けた最大限の努力。また、WTO の紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うのに際する法的な検討及び助言。」を参照。

（２）平成 21 年通常国会では、スイス及びベトナムとの EPA が承認を得て、発効に至った。湾岸協力理事会（GCC）、インド、豪州、ペルーとの交渉も継続する一方、韓国との間では中断していた交渉の再開についての検討が進められた。このように、FTA/EPA に係る取組が一定の進展を見せた。

詳細は、事務事業②「自由貿易協定・経済連携協定・投資協定等の交渉・締結及びその適切な実施（法

的な検討及び助言を含む。)への取組」を参照。

評価の切り口 2：日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画

国民に影響を与える経済分野の国際約束及び我が国の国民や企業が海外において行う経済活動の法的基盤を提供するための国際約束につき、平成 21 年度には 10 件の条約（EPA を含む。）が国会で承認された。また、平成 22 年通常国会には 8 件の条約を提出した。このような取組により、国民に影響を与える経済分野での国際的ルール作り及び日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進が強化された。

詳細は、事務事業②「自由貿易協定・経済連携協定・投資協定等の交渉・締結及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組」を参照。

また、社会分野での国際約束につき、平成 21 年度には 5 件の条約が国会で承認された。また、平成 21 年通常国会には 1 件の条約を提出している。このような取組により、社会分野での国際的ルール作りに貢献した。さらに、我が国は、国際機関の場において多数国間交渉の形で行われる国際的ルール作りに積極的に参画してきており、その中で成立した条約で締結の意義のあるものについては、順次締結に向けた作業を進めてきている。

詳細は、事務事業③「環境、人権その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作り及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組」を参照。

第三者の所見

岩澤 雄司 東京大学大学院総合文化研究科教授

本施策目標につき「目標の達成に向けて進展があった」という評価は、下記に述べる理由で妥当である。また、本施策目標における 3 つの事務事業の総合的評価も、下記に述べる理由で妥当である。

(1) 「WTO ドーハ・ラウンド交渉の成功に向けた最大限の努力。WTO 紛争解決手続において日本の主張・立証を行うのに際する法的な検討及び助言」

WTO ドーハ・ラウンド交渉の成功は日本にとってきわめて重要な政策目標である。本交渉はきわめて困難な交渉であり、妥結に時間がかかっている。交渉は様々な法的問題を惹起するので、それに対して適切に対応する必要がある。WTO 紛争解決手続において日本が関係する案件も少なくない。そして日本は今後も一定数の紛争に関係することが見込まれる。それに関し法的な助言を与えることは本課の重要な責務である。「今のまま継続」という本事業の総合的評価は妥当である。

(2) 「自由貿易協定・経済連携協定・投資協定等の交渉・締結及びその適切な実施」

これらの国際約束の交渉・締結は、本課の主要な業務となっている。平成 21 年度は、10 本の FTA・EPA、投資協定等につき国会の承認が得られ、平成 22 年通常国会には 8 本の条約を提出した。平成 22 年度も多くの条約について交渉を行う必要がある。本課の人的財政的資源はこの事業に多く投入されている。作業量が膨大なもので、体制をさらに工夫しながら対応する必要がある。「拡充強化」という本事業の総合的評価は妥当である。

(3) 「環境、人権その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作り及びその適切な実施」

これらの国際約束の交渉・締結もまた、本課の主要な業務である。平成 21 年度には 5 本の条約につき国会の承認が得られ、平成 22 年通常国会には 1 本の条約を提出した。環境分野では、気候変動問題や生物多様性関連の新たな枠組み作りを始めとする重要な課題を抱えるほか、人権、文化等の多岐にわ

たる分野において国際約束の締結・実施を行うことが求められており、更なる人的・財政的資源の投入が必要であることから、「拡充強化」という本事業の総合的評価は妥当である。

評価結果の政策への反映

今後の方針

上記施策の目標の更なる進展に向け、国際約束の作成交渉の段階から十分な体制で引き続き対応していく必要がある。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください)

- ① WTO ドーハ・ラウンド交渉の成功に向けた最大限の努力。また、WTO の紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うのに際する法的な検討及び助言 → 今のまま継続
- ② 自由貿易協定・経済連携協定・投資協定等の交渉・締結及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組 → 拡充強化
- ③ 環境、人権その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作り及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組 → 拡充強化

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	○

**Ⅱ－６ 的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の
政策決定ラインへの提供**

評価担当課室名	業務内容
国際情報統括官組織 第一国際情報官室	情報の収集に関する総括。科学的情報収集。大量破壊兵器の開発・配備問題に関する情報の収集，分析，調査
第二国際情報官室	情報の分析に関する総括。国際テロ，大量破壊兵器の拡散問題，安全保障を始めとするグローバルな課題及びアフガニスタン・南西アジアに関する地域情勢の情報収集，分析，調査
第三国際情報官室	東アジア，東南アジア，大洋州地域に関する情報の収集，分析，調査
第四国際情報官室	欧州，中央アジア・コーカサス，米州，中東（アフガニスタンを除く），アフリカ地域に関する情報の収集・分析・調査

Ⅱ－６ 的確な情報収集及び分析， 並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供

第一国際情報官 河野 章

第二国際情報官 山内弘志

第三国際情報官 岡田健一

第四国際情報官 宇山秀樹

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	情報収集及び情報分析能力の強化，並びに政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供を行うことにより，外交政策の立案・実施に寄与すること。 【小目標】 1. 情報収集体制の強化 2. 情報コミュニティ省庁及び諸外国との連携・協力や外部専門家の知見の活用による情報分析の質の向上 3. 政策立案に資する情報の政策決定ラインへの提供
施策の位置付け	特になし。
施策の概要	①在外公館の情報収集体制の整備及び支援の提供等在外公館の情報収集活動強化のための措置の実施 ②本省を含む外務省全体の情報収集・分析能力強化のための諸措置の実施 ③職員のための研修等の実施 ④政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

(1) 省内政策部門との意見交換等を通じた省内の関心の高い情報の把握，重点的に実施する情報収集のテーマの在外公館への伝達・指示，在外公館職員による任国内外への出張，新たな情報源の開拓等により，的確な情報収集に向けて想定された成果があった。

(2) 外部有識者等の知見の一層の活用，職員のための研修，諸外国との協力，情報コミュニティ省庁との情報共有の強化等により，情勢分析ペーパーの質の向上を図ることができた。

(3) 政策部門に対する，時宜を得た報告の実施により，外交・安全保障を中心とする政策の立案・実施への寄与を増大させることができた。

課題

情報収集活動の専門性の更なる向上，衛星画像や公開情報の収集・分析活動の強化，及び収集された情報を有効に活用し分析に役立てるための基盤を強化する。

施策の必要性

(1) 複雑かつ流動的な国際情勢の中で、我が国及び国民の安全と繁栄を確保するための戦略的な外交を展開するためには、外交・安全保障政策の決定者が正確かつ時宜を得た国際情勢に関する情報を把握することが不可欠である。

(2) そのためには、情報の収集、分析、政策決定ラインへの提供という一連の業務を実施する体制を整備・強化し、効率的に運用することにより、外交・安全保障政策の立案・実施に資する情報及び情報分析を政策決定者に伝達することが必要である。

施策の有効性

(1) 的確な情報収集のためには、在外公館に対し収集すべき情報に関する本省側の関心事項・問題意識を的確に伝えとともに、在外公館職員の任国内外への出張等により情報収集活動を活発化させ、さらに、新たな情報源及び情報収集手法の開拓、衛星画像の活用、各情報源に対する評価の実施などにより、情報収集能力を強化することが必要である。また、外部有識者等の知見の一層の活用、情報コミュニティ省庁間の情報共有の強化、諸外国との協力強化等により、情報分析能力を強化することが有効である。更に、職員に対し高度情報保全や分析分野での合同研修・人事交流等の実施を通じて専門性の向上を図ることが有効である。

(2) また、情報及び分析結果を政策決定ラインに適時に提供するためには、外務大臣等の政府幹部への報告の実施が有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、流動的かつ多岐に渡る国際情勢に関する情報の収集と分析を行い、官邸や大臣をはじめとする省内幹部に対する適時適切な情報提供を行い施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

職員のための研修を一部見直した他、出張等においては格安航空運賃を積極的に利用し経費の削減を行った（22年度予算にも反映済み）。また、これまで随意契約で行ってきた業務を競争性のある契約に移行した。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	568	535

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	78	80

単位：人（本省職員）

外部要因

(1) 我が国と対象国・地域の外交関係、対象国・地域の政治・治安事情等の外部的要因により、本省及び在外公館における対外情報の収集が制限される。また、衛星画像情報については撮像周期や天候に

左右される等の外部要因が存在する。

(2) 精度の高い情報分析の前提として、正確な情報が適時に存在していることが必要であるが、材料となる情報が存在しない、或いは入手されていない場合には、情報分析の範囲は限られる。また、材料となる情報の信頼性が明らかでない場合には分析結果の確度は低くなる。

目標の達成状況

評価の切り口 1：情報収集及び情報分析能力の強化

情報収集能力については、今後注目すべき情報収集の重点事項を提示することにより、外務大臣をはじめ、省内政策部門及び在外公館と情報関心を共有し、本省及び在外公館における情報収集体制の強化を行った。また、特定重要テーマに関する会議等を開催し本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示し、在外公館の情報収集活動の指針を明確にした。さらに、在外公館においては、在外公館職員の任国内外への出張を指示し、情報収集活動を強化した。

情報分析能力については、分析に関する国内外の専門家との意見交換（含む訪日招聘）機会の増大、情報コミュニティ省庁間における情報共有の促進等の措置を講じた。また、専門分析員採用による外部の知見の活用等の措置を講じた。

詳細は、事務事業①「在外公館の情報収集体制の整備及び支援の提供等在外公館の情報収集活動強化のための措置の実施」、事務事業②「本省を含む外務省全体の情報収集・分析能力強化のための諸措置の実施」及び事務事業③「職員のための研修等の実施」を参照。

評価の切り口 2：外交政策の立案・実施への寄与の拡大

総理官邸を含む政策決定ラインへの定期的な報告を実施し、また収集すべき情報に関する政策部局との意見交換を推進する等、省内政策部局との連携を強化した。また、省内の各種治安・危機管理関連の会議に出席し、関連情報を提供した。さらに、分析ペーパーに添付した評価シートを通じ政策部局等の意見を聴取することにより、政策部局のニーズを把握し、適時性のある的確な分析課題を設定した。

詳細は、事務事業④「政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供（分析資料の作成と提供、各種説明等の実施）」を参照。

第三者の所見

道下徳成 政策研究大学院大学准教授

在外公館の情報収集活動については、重点事項の明示、情報共有、必要に応じた随時訓令・出張調査など、必要な措置がとられた。ただ、出張・調査のための費用の不足や使用面での不便も指摘されており、一層の改善が必要である。

外務省全体の情報収集・分析能力については、新たな情報源の獲得、政策部局の関心事項の把握、本省と在外公館の意思疎通、専門家との意見交換などの成果があった。また、専門分析員等の活用も進んでおり、常勤職員との役割分担や協力による分析力の向上が期待される。ただし、専門分析員等には勤務体系面での制約があるなど、制度面では改善が望まれる。また、情報担当者の人事サイクルを3~4年程度に延長すること、情報コミュニティ省庁間での人事交流・交換を強化することは課題である。

分析要員による国内外で研修が実施されたのは好ましいことである。なお、近年、問題の専門化が進んでいることを踏まえ、地域を特定しない重要課題についての専門家の育成を強化する必要がある。

政策決定ラインへの定期的な報告や適時の情報提供がなされたことは評価できる。ただし、報告の頻度が増加することによって、内容が公開情報の焼き直しになったり、公開情報では得られない情報の収

集・分析がおろそかになったりしてはならない。このため、公開情報と独自情報の区別の明確化や、公開情報の整理・提供のプロセスの効率化などが進められるべきである。

評価結果の政策への反映

今後の方針

的確な情報収集及び分析能力の一層の強化、及び政策決定ラインへの情報及び分析の適時を得た提供のため、今後とも一層の体制の充実に努める。

事務事業の扱い

（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- | | |
|---|----------|
| ①在外公館の情報収集体制の整備及び支援の提供等在外公館の情報収集活動強化のための措置の実施 | → 拡充強化 |
| ②本省を含む外務省全体の情報収集・分析能力強化のための諸措置の実施 | → 拡充強化 |
| ③職員のための研修等の実施 | → 拡充強化 |
| ④政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供（分析資料の作成と提供、各種説明等の実施） | → 今のまま継続 |

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

基本目標Ⅲ 広報，文化交流及び報道対策

施策Ⅲ—1 海外広報，文化交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 313

具体的施策

Ⅲ-1-1	海外広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・	317
Ⅲ-1-2	国際文化交流の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・	322
Ⅲ-1-3	文化の分野における国際協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・	327

Ⅲ－１ 海外広報，文化交流

評価担当課室名	業務内容
広報文化交流部 総合計画課	広報・文化の分野における国際交流による対日理解の増進に係る総合的計画の策定・実施。日本事情・外交政策についての海外広報
文化交流課	文化交流に関する外交政策。国際交流基金との連携による海外での日本語普及事業
人物交流室	人物交流事業の促進（国費留学生，JET プログラム，スポーツ交流など），地域の国際交流支援（姉妹都市交流等）など
国際文化協力室	ユネスコ（国連教育科学文化機関），国連大学に関する外交政策

Ⅲ— 1 海外広報，文化交流

具体的施策

Ⅲ— 1— 1 海外広報

Ⅲ— 1— 2 国際文化交流の促進

Ⅲ— 1— 3 文化の分野における国際協力

評価の結果

施策Ⅲ— 1	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
Ⅲ— 1— 1	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
Ⅲ— 1— 2	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
Ⅲ— 1— 3	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆

施策の必要性

1. 「海外広報」について

近年、国際社会においては、インターネットやマス・メディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、我が国の政策（特に外交政策）及び一般事情に関し、正確で時宜を得た発信を行い、諸外国国民の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進を図ることは、我が国の外交政策の効果的な展開及び安全保障に資するものであり、我が国の国際社会における地位・発言力の向上につながる重要な活動である。

2. 「国際文化交流の促進」について

インターネットやマス・メディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、世界各国で国民の外交政策に及ぼす影響力が高まっている。このような中、国際社会において対日理解を促進し、親日感を醸成していくためには、日本文化の紹介や日本語の普及等の国際文化交流を展開し、日本国民と他国民の間の相互理解を深めていくことが必要となっている。

また、諸外国の国民が、特に「今」の日本の姿を理解するためには、従来より取り上げている伝統文化に加え、近年世界的に広く受け入れられている我が国のポップカルチャーを活用した施策を行う必要がある。

3. 「文化の分野における国際協力」について

インターネットやマスメディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、世界各国で外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、国際社会において対日理解を促進し、親日感を醸成するためには、開発途上国の文化の保全及び発展を支援する文化協力を通じて、我が国の良いイメージを形成する必要がある。

また、人類共通の貴重な財産たる世界遺産や無形文化遺産は、一度失われれば回復することは難しい。危機にさらされている各国の文化遺産を次世代へ引き継ぐために、我が国の高い技術力や豊富なノウハウをもって協力を行うことは、必要性のみならず緊急性も高い。

施策の有効性

1. 「海外広報」について

海外における対日理解を増進し、対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を促進するためには、対日意識調査等のデータを踏まえ、対象国・地域の広報環境、ターゲット、目的等に応じて適切な手段・

媒体を選択しつつ、「政策広報」、「一般広報」等を効果的に実施することが有効である。

2. 「国際文化交流の促進」について

各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図るためには、文化事業や知的交流事業を通じて、海外において日本文化を紹介し、我が国の魅力に直接触れる機会を増やすことが有効である。また、人物交流を通じて各国に親日層・知日層を形成するとともに、日本語や日本研究の普及を通じて我が国をより深く理解する機会を提供することも極めて有効である。

3. 「文化の分野における国際協力」について

二国間協力（文化無償資金協力）及び多国間協力（ユネスコ、国連大学を通じた協力）を通じ、文化の分野で国際貢献を行うことは、人類共通の貴重な遺産の保護や新たな文化の発展につながり、協力の対象となった国の国民心情にも直接訴えかけ、かつ効果が長期に亘り持続することから有効性が高い。さらに、我が国として、国際的な文化・教育などにおける環境の向上に向け主要な責任を果たすことともなり、世界各国において親日感を醸成する観点からも極めて有効である。

人的資源開発日本信託基金事業は、我が国、ユネスコ及び裨益国政府の協力により裨益国の人材育成・能力開発事業を実施するところ、裨益国の発展に貢献するのみならず、我が国と裨益国との関係強化にも役立っている。

施策の効率性

1. 「海外広報」について

海外広報予算は前年度に比較して15%以上削減される等、投入資源が大幅に減少したこともあり、在外公館の広報事業経費については、各国・地域における政策上の要請に応じて機動的に支出するとともに、講師派遣事業では複数箇所の巡回や一定の滞在期間の確保を図る等、支出の一層の効率化に努めている。実際、在外公館の働きかけによってジャパン・ビデオ・トピックスを放映する外国のテレビ局数は10以上増加する等、投入資源量の減少にも拘わらず諸外国における対日理解の促進及び親日感の醸成に関し一定の成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

行政刷新会議による事業仕分けの評決を待つまでもなく、海外広報予算は最近5年間で約50%削減されていることもあり、これまでも情報発信誌の言語数の削減（14言語から7言語）、広報媒体の種類削減、調達における企画競争方式の導入等、より少ない予算の下でも可能な限り高い広報効果を確保できるよう効率的な事業の実施に努めている。

2. 「国際文化交流の促進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、海外における日本文化の紹介、日本語普及、日本研究・知的交流、人物交流を進めた。特に各国における世論形成に影響力のある有識者や将来のリーダーとなる青少年を対象として事業を実施していることから、これら事業を通じた親日層・知日層の形成が進んだことがBBCワールドサービスの調査結果や各種外国報道でも見られ、施策が進展したといえる。広報文化事業の定量的評価は困難なもの、客観的な調査結果等も勘案すると、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であったと言える。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

在外公館から提出される事業計画等について、原則としてゼロベースで見直し、案件毎の必要性、期待される効果・効率性についての査定をより厳格に実施した。

3. 「文化の分野における国際協力」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、多数の文化無償資金協力案件や、世界各地のユネス

この地域事務所や専門家のネットワークを活用したユネスコ等を通じた国際協力（有形・無形・人的の3信託事業等）を順調に実施し施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、取られた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

他の用務との日程を調整した上で会議を開催した。

施策目標の達成状況

1. 「海外広報」について

（1）事業実施件数、事業参加人数、HPのページビュー数等、対象者の反応等の実績を踏まえると、外務省の実施する海外広報活動は相当程度諸外国の対象者に届いていると考えられる。

（2）英国 BBC ワールド・サービスが行った世論調査では、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は53%（前年比-3%）で、評価対象の17か国・地域中ドイツに続いて2位となるなど、海外における世論調査では一般的に我が国に対する好意・高い評価が見られる。また、外務省が平成21年度に委託して実施した米国やロシアにおける対日世論調査においても、海外の幅広い層で日本に対する良好な評価が定着していることが示された。

2. 「国際文化交流の促進」について

文化事業、人物交流事業、知的交流事業において、各国国民の対日関心を引く事業が実施できた。特に、大型文化事業（周年事業）の実施のように、二国間関係を大きく発展させる事業を行うことができた。また、ポップカルチャーについては、第3回「国際漫画賞」、「アニメ文化大使」事業及び「ポップカルチャー発信使」事業等、海外において関心の高い我が国の魅力を活かして我が国への理解・関心を高めるための具体的な事業を実施できた。

3. 「文化の分野における国際協力」について

以下の通り、実施された事業の裨益者の満足度も高く、また、文化協力事業のより効果的な実施を確保するための様々な取組を行い、本件施策の目標達成に向け進展が見られた。

（1）文化遺産保護に関する日本信託基金事業は、有形文化遺産について約34件、無形文化遺産について約98件を実施した。実施国において高い評価を受けているのみならず、日本独自の文化遺産保護の技術や手法は、国際的にも評価されている。

（2）また、平成22年3月、条約運用制度に関する考察を行うための専門家会合を、ユネスコ無形文化遺産保護日本信託基金の枠組みで開催した。

（3）開発途上国の人材育成等を目的とする人的資源開発日本信託基金を通じて、新たに承認した25件を含め42件の事業を実施中であり、実施国・地域の人作りに貢献している。

（4）有形・無形文化遺産、人的資源開発の日本信託基金に関するユネスコとのレビュー会合を平成22年3月に実施し、実施案件の効果を確認するとともに、今後の改善点を確認した。

（5）国連大学については、平成21年1月に同大学の新たな研究所として「サステナビリティと平和研究所」（UNU-ISP）が東京において設立された機会や12月に同じく東京にて開催された理事会の機会等を捉えて、国連大学と共催で、産業界や学術界の有識者を招いて国連大学の活動を紹介する場を設け、同大学のレジリエンス向上や産業界との連携強化支援に努めた。また、3回の政府とのハイレベル協議を含む会議等の機会を通じて、国連大学の国際貢献の戦略や日本との協力関係に基づく新規事業等について緊密な意見交換を行った。そうした成果の一つとして、平成21年12月に大学院プログラム導入に必要な国連大学憲章の修正決議が国連総会において採択された。

（6）文化無償資金協力については、平成21年度は一般文化無償資金協力23件、草の根文化無償資金

協力 36 件を実施した。いずれも案件実施に係わる交換公文署名式や供与式典等が現地のプレスに幅広く報じられたほか、被供与国政府の様々な関係者から謝意が述べられるなど、高い評価が得られている。

今後の方針

1. 「海外広報」について

ポップカルチャー等現代日本文化が引きつけた対日関心層の裾野が広がる一方、先進国を中心に有識者層の対日関心が相対的に低下する、いわゆる「二極化現象」に効果的に対処するため、政策発信を強化する必要がある。また、若年層を中心とする世界的な我が国のアニメやマンガをはじめとするポップカルチャー人気の機会を捉え、息の長い対日関心を醸成するべく各種媒体の特色を活かした広報活動を強化する必要がある。厳しい財政状況に鑑み、少ない予算でより高い効果を得られるよう一層効果的・効率的な広報活動を実施するとともに、事業の成果を可能な限り定量的に把握するよう努める。

2. 「国際文化交流の促進」について

各国国民の対日理解の促進、親日感の醸成を図る必要性が高まる中、重点項目を精査しつつ、文化交流事業を維持・強化していく。

3. 「文化の分野における国際協力」について

ユネスコ、国連大学を通じた協力に関しては、当該国際機関を通じ我が国の知見を十分に生かす形で文化・教育等の分野における国際協力を引き続き実施する。無形文化遺産の分野での貢献は「ユネスコ無形文化遺産保護地域センター」（ユネスコ・カテゴリー2センター（ユネスコと提携した事業を実施することを目的として、ユネスコ加盟国が設立する機関））の活性化へつなげていく。

文化無償資金協力については、被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することを念頭に置きつつ、日本の顔が見える対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国と文化面での協力関係強化に資する案件を、ODA 全体予算の減少等を踏まえ、より精査して実施する。加えて草の根レベルでの小規模なニーズに迅速に対応できる草の根文化無償資金協力を積極的に実施するとともに、これまでの既実施案件に関するフォローアップも実施していく。

Ⅲ－１－１ 海外広報

広報文化交流部総合計画課長 林禎二

平成 22 年 5 月

施策の概要

施策の目標	海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進すること。 ----- 【小目標】 1. 在外公館における広報事業実施件数、HP のページビュー数等の増加 2. 対日世論調査における対日認識の向上
施策の位置付け	第 173 回国会における総理所信表明演説、第 174 回国会における総理施政方針演説に言及あり。 第 174 回国会における外交演説に言及あり。
施策の概要	海外広報事業として、我が国の政策についての理解促進を目的とする「政策広報」及び我が国の一般事情についての理解促進を目的とする「一般広報」等を実施。具体的には、在外公館を通じた広報事業（講演会やシンポジウム・セミナーの実施、現地メディアを通じた発信等）、オピニオンリーダー等の訪日招待事業、映像や印刷物等の広報用資料の編集・制作、日本事情発信ウェブサイト「Web Japan」、外務省ホームページ英語版や在外公館ホームページ等のインターネットを通じた発信を実施してきている。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

（１）事業実施件数、事業参加人数、HP のページビュー数等、対象者の反応等の実績を踏まえると、外務省の実施する海外広報活動は相当程度諸外国の対象者に届いていると考えられる。

（２）英国 BBC ワールド・サービスが行った世論調査では、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は 53%（前年比－3%）で、評価対象の 17 各国・地域中ドイツに続いて 2 位となるなど、海外における世論調査では一般的に我が国に対する好意・高い評価が見られる。また、外務省が平成 21 年度に委託して実施した米国やロシアにおける対日世論調査においても、海外の幅広い層で日本に対する高い評価が定着していることが示された。

課題

（１）外務大臣諮問機関の海外交流審議会答申（平成 20 年 2 月）においても指摘されているように、ポップカルチャー等現代日本文化が引きつけた対日関心層の裾野が広がる一方、先進国を中心に有識者層の対日関心が相対的に低下する、いわゆる「二極化現象」が生じており、これに効

果的に対処するべく政策発信を引き続き強化していく必要がある。

(2) 他方、行政刷新会議による事業仕分けにおいて広報事業予算の縮減が評決されるとともに、広報全体の戦略見直しの必要性が指摘されたことから、施策の一層の効率化に引き続き取り組むとともに、事業の成果を可能な限り定量的に把握するよう努めていく必要がある。

施策の必要性

近年、国際社会においては、インターネットやマス・メディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、我が国の政策（特に外交政策）及び一般事情に関し、正確で時宜を得た発信を行い、諸外国国民の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進を図ることは、我が国の外交政策の効果的な展開及び安全保障に資するものであり、我が国の国際社会における地位・発言力の向上につながる重要な活動である。

施策の有効性

海外における対日理解を増進し、対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を促進するためには、対日意識調査等のデータを踏まえ、対象国・地域の広報環境、ターゲット、目的等に応じて適切な手段・媒体を選択しつつ、「政策広報」、「一般広報」等を効果的に実施することが有効である。

施策の効率性

海外広報予算は前年度に比較して15%以上削減される等、投入資源が大幅に減少したこともあり、在外公館の広報事業経費については、各国・地域における政策上の要請に応じて機動的に支出するとともに、講師派遣事業では複数箇所の巡回や一定の滞在期間の確保を図る等、支出の一層の効率化に努めている。実際、在外公館の働きかけによってジャパン・ビデオ・トピックスを放映する外国のテレビ局数は10以上増加する等、投入資源量の減少にも拘わらず諸外国における対日理解の促進及び親日感の醸成に関し一定の成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

行政刷新会議による事業仕分けの評決を待つまでもなく、海外広報予算は最近5年間で約50%削減されていることもあり、これまでも情報発信誌の言語数の削減（14言語から7言語）、広報媒体の種類削減、調達における企画競争方式の導入等、より少ない予算の下でも可能な限り高い広報効果を確保できるよう効率的な事業の実施に努めている。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	1001	793

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	19	20

単位：人（本省職員）

外部要因

海外広報は、究極的には外国国民・政府の行動を変化させるために実施しているものであるが、当方の発するメッセージが外国国民に如何に受け止められ、行動に反映されるかは、個々人の精神活動として行われるものであり、直接的に制御することはできない。また、国際情勢の変化、相手国との間の政治的課題や経済摩擦等の発生や解決により、対日親近感は大きく変化し得るものである。更に、世界の広報環境の多様性（言語の違いから、通信手段の発達度合、外国政府による統制に至るまで）が著しい。

目標の達成状況

評価の切り口 1：広報事業が対象者にどれだけ届いているか（事業実施件数、事業参加人数、HP 訪問者数等、対象者の反応）

- (1) 在外公館においては、平成 21 年度に、講演会約 1000 件や、教育広報約 1200 件を含む広報事業を実施した。我が国から海外に有識者を派遣して講演会を実施する「講師派遣事業」による講演者の 6 割以上について、派遣国のメディアで報道がなされている。
- (2) 本邦に招待したオピニオンリーダーは帰国後訪日経験に基づく発言を行っており、我が国にとって好ましい国際世論の形成や我が国の各種政策への支持拡大に寄与している。また、招待した TV チームの取材による日本特集番組は、のべ 28 回、282 分放送され（注：放映された 5 チームの番組放映回数、時間。2 チームは今後放映予定）、キューバの例では視聴率 44% を記録する等、諸外国の一般国民の対日理解促進に大きく寄与している。
- (3) 印刷物資料は一般広報用から政策広報用のものまで、目的別に使い分けている。また、視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは世界約 100 か国、300 を超えるテレビ局に提供され、数多くの海外一般市民に視聴されるとともに、在外公館による上映会、教育広報活動、あるいは学校、日本紹介事業等への貸し出しを通じ幅広く活用されている。
- (4) インターネットホームページに対するアクセス（ページビュー）は、在外公館ホームページで対前年比（1 月～12 月の年間、以下同）約 22% 増加している。Web Japan は、予算が約 60% 減額され中国語版等を廃止したにも拘わらず、対前年比約 0.7% 減少にとどまり、その減少幅は小さかった。

詳細は、事務事業①「政策広報（我が国の政策に対する理解と信頼の向上を目指した戦略的広報及び、国益擁護のための情報発信）」、事務事業②「一般広報（我が国に対する基本的な理解の促進、親日感の醸成、日本の魅力の発信を通じたビジット・ジャパン・キャンペーンの推進を含む。）」及び事務事業③「教育広報」を参照。

評価の切り口 2：外国における対日論調、対日意識の向上（報道ぶり、世論調査の結果等）

- (1) 平成 21（2009）年 11 月から平成 22（2010）年 2 月にかけて英国 BBC ワールド・サービスが世界 33 か国で行った世論調査では、31 か国において、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした回答が、悪い影響を及ぼすとした回答を上回っている。また、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は全体で 53%（前年比－3%）であり、評価対象となった 17 か国・地域中第 2 位であり、我が国に対する良好な評価が見られる。
- (2) 外務省が委託して実施した対日世論調査では、米国においては有識者の 90%、一般回答者の 79% がそれぞれ日本を信頼出来ると回答し、前回調査（平成 21（2009）年）と比較すると、それぞれ 1% ずつの減少であった。また、ロシアにおいては 41% が日本を信頼できると回答し、前回調査（平成 16（2004）年）と比較して 9% の増加であったほか、豪州においては約 60% が日本との関係は

良好であると回答するなど、各国において、我が国に対して好意的な見解が示され、良好な対日イメージの定着、対日意識の向上が見られた。

詳細は、事務事業④「広報環境調査（対日世論調査等）」を参照。

第三者の所見

村田晃嗣 同志社大学法学部教授

「ソフトパワー」や「パブリック・ディプロマシー」という概念は、すでに学術的に認定され、一般にも広く知られつつある。国際関係の質的变化の一端を如実に示すものであろう。軍事力に過度に傾斜せず、豊かで多様な経済社会と文化を発展させてきた戦後の日本にとっては、より一層適合的な環境的变化である。当然、日本外交は官民ともにこの機会を十分に活用しなければならない。他方、日本経済の相対的な地位の低下や国際システムの変化などから、国際社会での日本の存在感が弱まり、対外発信力や諸外国との人的ネットワークの希薄化などが指摘されている。

その意味で、広報文化交流部が所管する一連の事業は、きわめて重要であり、その重要性は高まることはあっても低下することはない。インターネットによる情報の発信に、今や多くの人々が依存している。外務省もより迅速で効果的なインターネット情報の発信に務めなければならない。各種の人物交流や諸外国での世論調査などについても、同様である。

そもそも、この分野での日本の予算規模は主要国に比べると貧弱だが、現在の財政事情はきわめて厳しい状況にある。この点を勘案して、費用対効果の明確化や訴求テーマの絞込みなどで可能な節約を図りつつ、創意工夫と関係者の一層の尽力によって、かかる重要な施策については継続的に力強く推進することは、日本外交全体にとって意義深いものと確信する。

評価結果の政策への反映

今後の方針

ポップカルチャー等現代日本文化が引きつけた対日関心層の裾野が広がる一方、先進国を中心に有識者層の対日関心が相対的に低下する、いわゆる「二極化現象」に効果的に対処するため、政策発信を強化する必要がある。また、若年層を中心とする世界的な我が国のアニメやマンガをはじめとするポップカルチャー人気の機会を捉え、息の長い対日関心を醸成するべく各種媒体の特色を活かした広報活動を強化する必要がある。厳しい財政状況に鑑み、少ない予算でより高い効果を得られるよう一層効果的・効率的な広報活動を実施するとともに、事業の成果を可能な限り定量的に把握するよう努める。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- | | |
|--|----------|
| ①政策広報（我が国の政策に対する理解と信頼の向上を目指す戦略的広報及び、国益擁護のための情報発信） | → 拡充強化 |
| ②一般広報（我が国に対する基本的な理解の促進、親日感の醸成、日本の魅力の発信を通じたビジット・ジャパン・キャンペーンの推進を含む。） | → 今のまま継続 |
| ③教育広報 | → 今のまま継続 |
| ④広報環境調査（対日世論調査等） | → 今のまま継続 |

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	—	○

Ⅲ－１－２ 国際文化交流の促進

文化交流課長 赤堀 毅

人物交流室長 丸山 市郎

平成 22 年 5 月

施策の概要

施策の目標	文化交流事業を展開・促進・支援することにより、伝統文化からポップカルチャーに至る日本文化そのもの及びその背景にある価値観(和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識)等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図ること。 ----- 【小目標】 1. 伝統文化に加え、ポップカルチャーを活用した文化事業の実施 2. 親日層・知日層を形成するための人物交流事業の積極的な推進 3. 我が国の知識・技術を生かした知的交流事業の積極的な推進
施策の位置付け	海外交流審議会答申(平成 20 年 2 月)に言及あり。 第 173 回国会総理施政方針演説に言及あり。 第 174 回国会総理施政方針演説に言及あり。
施策の概要	各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図るため、(1)文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信、(2)人物交流事業の実施、(3)日本語の普及、海外日本研究の促進、(4)大型文化事業(周年事業)を行う。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

文化事業、人物交流事業、知的交流事業において、各国国民の対日関心を引く事業が実施できた。特に、大型文化事業(周年事業)の実施のように、二国間関係を大きく発展させる事業を行うことができた。また、ポップカルチャーについては、第 3 回「国際漫画賞」、「アニメ文化大使」事業及び「ポップカルチャー発信使」事業等、海外において関心の高い我が国の魅力を活かして我が国への理解・関心を高めるための具体的な事業を実施できた。

課題

海外における日本語の学習者は、平成 18(2006)年の調査で全世界において約 300 万人に達しており、日本語学習に対する需要が急速に増大している中で、どのように需要を満たしていくかが課題となっている。また、ポップカルチャーを活用した施策については、我が国に対する理解の促進や、親日感の醸成にいかに関係していくかについての更なる工夫が必要である。さらに、世界的規模の経済危機や環境問題の解決に向け、我が国の知識や技術が十二分に活かされるよう、各国との知的交流を一層充実させる必要がある。

施策の必要性

インターネットやマス・メディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、世界各国で国民の外交政策に及ぼす影響力が高まっている。このような中、国際社会において対日理解を促進し、親日感を醸成していくためには、日本文化の紹介や日本語の普及等の国際文化交流を展開し、日本国民と他国民の間の相互理解を深めていくことが必要となっている。

また、諸外国の国民が、特に「今」の日本の姿を理解するためには、従来より取り上げている伝統文化に加え、近年世界的に広く受け入れられている我が国のポップカルチャーを活用した施策を行う必要がある。

施策の有効性

各国国民の対日理解を促進し、親日感を醸成を図るためには、文化事業や知的交流事業を通じて、海外において日本文化を紹介し、我が国の魅力に直接触れる機会を増やすことが有効である。また、人物交流を通じて各国に親日層・知日層を形成するとともに、日本語や日本研究の普及を通じて我が国をより深く理解する機会を提供することも極めて有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、海外における日本文化の紹介、日本語普及、日本研究・知的交流、人物交流を進めた。特に各国における世論形成に影響力のある有識者や将来のリーダーとなる青少年を対象として事業を実施していることから、これら事業を通じた親日層・知日層の形成が進んだことが BBC ワールドサービスの調査結果や各種外国報道でも見られ、施策が進展したといえる。広報文化事業の定量的評価は困難なもの、客観的な調査結果等も勘案すると、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であったと言える。

無駄削減（経費節約のための取組）

在外公館から提出される事業計画等について、原則としてゼロベースで見直し、案件毎の必要性、期待される効果・効率性についての査定をより厳格に実施した。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	13,746	13,764

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	25.3	25.6

単位：人（本省職員）

外部要因

対日理解の促進、対日好感度の向上、諸国民との相互理解の促進等の要素は、国際情勢の変化や相手国政府の対日政策の展開等の外的要因によって大きな影響を受けるものである。

目標の達成状況

評価の切り口1：文化事業が対象者にどれだけ届いているか（事業実施件数、事業参加人数、想定した対象者の参加の程度・反応、報道振り、事業に関する評価（自己評価も含む））

（1）各種事業は、裨益者等から高い評価を受けている他、各種メディアにおいても取り上げられている。なお、（独）国際交流基金の行う個別の事業に対する裨益者等の反応については、外務省が示した政策の下で（独）国際交流基金が効果的に事業を実施したかを測るための指標であるため、独立行政法人評価の下で評価する。

（2）対象国の国民や世論に直接働き掛ける「パブリック・ディプロマシー」の重要性がますます指摘される中、日本の発信力を一層強化する具体的施策として、海外における日本語普及の拡充、ポップカルチャーを始めとする現代日本文化の活用、有識者層を対象とした取組の拡充に努めている。平成19年に開始した国際漫画賞の第3回を実施するとともに、平成20年3月に「ドラえもん」を「アニメ文化大使」に選任したアニメ文化大使事業を継続している他、平成21年2月には新たに「ポップカルチャー発信使」を委嘱した。国際交流基金を通じた日本語普及事業に加えて、平成21年1月に「日本文化発信プログラム」の下で草の根レベルでの日本語教育や日本文化紹介に従事するボランティアを中・東欧4か国に派遣するなど、様々な文化事業を展開した。詳細は、事務事業①「文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信（在外公館文化事業・国際交流基金事業等）」を参照。

評価の切り口2：事業の効果を示す中長期的なエピソード及び統計

（1）内閣府が平成21年10月に実施した個別面接聴取法による外交に関する世論調査によると、日本の果たすべき役割を尋ねる質問において、「世界各地の文化遺産の保存協力などの国際文化交流面での貢献」を挙げた者が全体の25.4%に達した（前年調査では21.5%）。

また、平成19年12月に発表された海外の日本語学習者数（平成18年度（独）国際交流基金調べ。調査は通常3年ごとに実施している）は、前回調査（平成15年度）よりも約12%多い約298万人にのぼり、着実に増加している。詳細は、事務事業③「日本語の普及、海外日本研究の促進」を参照。

（2）人物交流事業の効果を向上させるためのフォローアップ強化

（イ）「留学生30万人計画」においては、帰国留学生のフォローアップ強化の必要性が特記されているが、外務省としては、各国の元日本留学生の組織化の促進（帰国する国費留学生の帰国後の連絡先を聴取、各在外公館に通報）や帰国留学生会の活動支援（帰国した国費留学生を対象としたメルマガ発行）等を積極的に推進した。この結果、JICA研修生の同窓会組織等を含めた帰国留学生会数は、世界104か国、312組織（前年比+10組織）に上った。

（ロ）平成21年度JETプログラムに参加して日本各地で語学指導等に従事する外国青年は約4500名にのぼり、昭和62年度の事業開始以来の累計招致者数は5万2000人に達した。外務省としては、本プログラムの主目的の一つであるJET経験者のフォローアップをより強化すべく、世界15か国に51支部（前年比+1組織）あるJET同窓会組織（JETAA）の活動支援を積極的に推し進めるとともに、JET経験者のための就職支援会合の開催、JET経験者間のネットワーク強化等に取り組んだ。また、JET経験者を、諸外国での我が国広報・文化交流に積極的に活用していく「教育キャラバン」を数か国で試験的に実施したところ、各国教育機関関係者及び生徒から好評を得たため、現在、同取組を世界各国で実施するための手法を検討しているところである。

（ハ）さらに、「21世紀パートナーシップ促進招へい」については、本事業が始まった平成17年度から4年間の招待者に対して定期的にフォローアップを実施しており（本年度以降の招待者についても随時実施予定）、その結果、我が国の重要な外交政策実現に向けての各種協力において高い効果が確認され

ているとともに、現在より一層指導的立場についているかについても把握に努めており、21年度招待者についても、引き続きフォローアップを行っているところである。

詳細は、事務事業②「人物交流事業の実施」を参照。

評価の切り口3：より効果的な事業の実施に向けた努力

(1) 外交政策に基づいて戦略的に文化事業を実施することによって、文化事業の対日理解促進及び親日感醸成の効果をより高いものとするべく、平成21年度は以下の措置を実施した。

(イ) (独) 国際交流基金事業については、相手国のニーズに応じた事業の実施を通じた親日感の醸成や、現地公館における人脈形成等、相手国との外交上の必要性の高い事業を実施することを確保した。

(ロ) また、外交関係上の節目等の特別な機会を迎える国や地域との間で、民間の担い手との連携を図りつつ日本の対外イメージを重点的に向上させるために、要人往来等各種行事や文化交流事業を集中的に展開するため、「周年事業」を実施した。周年事業は、外務省全体の外交方針を踏まえつつ、全省的な協議を経て決定し、外交政策のツールとして効果的に用いるべく工夫を行っている。平成21年度は、「日メコン交流年」や「日ドナウ交流年」として、それぞれの国との間で集中的に交流事業が行われた。

(2) 地域別ニーズにきめ細かく応えるための取組

外務本省及び(独) 国際交流基金本部では必ずしも把握できない各国のニーズに対してきめ細かい配慮を行うことによって、文化事業の対日理解促進及び親日感醸成の効果をより高いものとするべく、在外公館の意見を踏まえ、優先度が高いと思われる候補事業につき、(独) 国際交流基金に対し、その採用について検討を要請した。

詳細は、事務事業④「大型文化事業(周年事業)の実施(日メコン交流年、2010年トルコにおける日本年)」を参照。

第三者の所見

村田 晃嗣 同志社大学法学部教授

日本は戦前は軍事大国、戦後は経済大国であったが、国際関係における文化の役割について、その重要性をより真剣に受け止め、文化大国をめざすべきであろう。

その意味で、伝統的文化とポップカルチャーを組み合わせた文化事業の展開は、きわめて有益である。アニメなどのコンテンツ事業では、民間との効果的な協力も一層模索しなければならない。イベントの形式については、費用対効果の観点から吟味するべきところもあろう。人的交流の促進は、日本にとって死活的な重要性を有している。日本の経済力と技術力が世界から労せずして人々を惹きつける時代は、すでに終わっている。重層的かつ多角的な人的交流を推進するために、予算と人員と知恵を一層投入すべきであろう。また、海外の優れた学生との交流は、日本の教育の質的向上にも資するはずである。日本語教育についても、地道な継続が不可欠である。限られた予算と人的資源の中ではあるが、エリート層、政策形成レベルでの交流と民間「草の根」レベルでの交流が相乗効果をもたらすような、一層の工夫と努力が求められよう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

各国国民の対日理解の促進、親日感の醸成を図る必要性が高まる中、重点項目を精査しつつ、文化交

流事業を維持・強化していく。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- ① 文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信
（在外公館文化事業・国際交流基金事業等） → 内容の見直し・改善
- ② 人物交流事業の実施 → 内容の見直し・改善
- ③ 日本語の普及，海外日本研究の促進 → 拡充強化
- ④ 大型文化事業（周年事業）の実施
（日メコン交流年，2010年トルコにおける日本年） → 内容の見直し・改善

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	△	—	○

Ⅲ－１－３ 文化の分野における国際協力

文化交流課長 赤堀毅
国際文化協力室長 安東義雄
平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図ること。 ----- 【小目標】 1. ユネスコ文化遺産保存日本信託基金、ユネスコ無形文化遺産保護日本信託基金事業を通じて人類共通の宝である文化遺産の保護を推進する。 2. 文化遺産保護関連条約システムの運用及び改善に貢献する。 3. ユネスコに設置した三つの日本信託基金に関し、レビュー会合を通じて指針の改善を図る。 4. 国連大学と以下の点で連携を強化する。 ・ サステナビリティ等の世界的諸問題に対する国連大学の国際貢献。 ・ ビジビリティ向上のためのアウトリーチイベントの実施。 ・ 政界、産業界、学术界との連携強化のための支援。 ・ 大学院プログラムの導入。 5. 文化無償資金協力を通じて対象国の文化・高等教育の促進に寄与する。
施策の位置付け	特になし。
施策の概要	文化の分野での国際貢献を行うことによって、人類共通の貴重な遺産を保護し、また、新たな文化の発展に貢献するとともに、親日感を醸成するため、(1) ユネスコや国連大学を通じた協力、(2) 文化無償資金協力を実施する。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

以下の通り、実施された事業の裨益者の満足度も高く、また、文化協力事業のより効果的な実施を確保するための様々な取組を行い、本件施策の目標達成に向け進展が見られた。

(1) 文化遺産保護に関する日本信託基金事業は、有形文化遺産について約 34 件、無形文化遺産について約 98 件を実施した。実施国において高い評価を受けているのみならず、日本独自の文化遺産保護の技術や手法は、国際的にも評価されている。

(2) また、平成 22 年 3 月、条約運用制度に関する考察を行うための専門家会合を、ユネスコ無形文化遺産保護日本信託基金の枠組みで開催した。

- (3) 開発途上国の人材育成等を目的とする人的資源開発日本信託基金を通じて、新たに承認した 25 件を含め 42 件の事業を実施中であり、実施国・地域の人作りに貢献している。
- (4) 有形・無形文化遺産、人的資源開発の日本信託基金に関するユネスコとのレビュー会合を平成 22 年 3 月に実施し、実施案件の効果を確認するとともに、今後の改善点を確認した。
- (5) 国連大学については、平成 21 年 1 月に同大学の新たな研究所として「サステナビリティと平和研究所」(UNU-ISP)が東京において設立された機会や 12 月に同じく東京にて開催された理事会の機会等を捉えて、国連大学と共催で、産業界や学術界の有識者を招いて国連大学の活動を紹介する場を設け、同大学のビジビリティ向上や産業界との連携強化支援に努めた。また、3 回の政府とのハイレベル協議を含む会議等の機会を通じて、国連大学の国際貢献の戦略や日本との協力関係に基づく新規事業等について緊密な意見交換を行った。そうした成果の一つとして、平成 21 年 12 月に大学院プログラム導入に必要な国連大学憲章の修正決議が国連総会において採択された。
- (6) 文化無償資金協力については、平成 21 年度は一般文化無償資金協力 23 件、草の根文化無償資金協力 36 件を実施した。いずれも案件実施に係わる交換公文署名式や供与式典等が現地のプレスに幅広く報じられたほか、被供与国政府の様々な関係者から謝意が述べられるなど、高い評価が得られている。

課題

新たなニーズに応じて、文化協力事業を強化すると同時に、事業の「選択と集中」、他団体や他スキームとの連携の強化、「日本の顔」が見える支援の強化、既存の案件に係るフォローアップの実施等によって、より効果的な事業の実施に努めていく。具体的には、各「事務事業」の事業の総合的評価の「今後の方針について」等において記載されているとおり。

施策の必要性

インターネットやマスメディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、世界各国で外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、国際社会において対日理解を促進し、親日感を醸成するためには、開発途上国の文化の保全及び発展を支援する文化協力を通じて、我が国の良いイメージを形成する必要がある。

また、人類共通の貴重な財産たる世界遺産や無形文化遺産は、一度失われれば回復することは難しい。危機にさらされている各国の文化遺産を次世代へ引き継ぐために、我が国の高い技術力や豊富なノウハウをもって協力を行うことは、必要性のみならず緊急性も高い。

施策の有効性

二国間協力（文化無償資金協力）及び多国間協力（ユネスコ、国連大学を通じた協力）を通じ、文化の分野で国際貢献を行うことは、人類共通の貴重な遺産の保護や新たな文化の発展につながり、協力の対象となった国の国民心情にも直接訴えかけ、かつ効果が長期に亘り持続することから有効性が高い。さらに、我が国として、国際的な文化・教育などにおける環境の向上に向け主要な責任を果たすことともなり、世界各国において親日感を醸成する観点からも極めて有効である。

人的資源開発日本信託基金事業は、我が国、ユネスコ及び裨益国政府の協力により裨益国の人材育成・能力開発事業を実施するところ、裨益国の発展に貢献するのみならず、我が国と裨益国との関係強化にも役立っている。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、多数の文化無償資金協力案件や、世界各地のユネスコの地域事務所や専門家のネットワークを活用したユネスコ等を通じた国際協力（有形・無形・人的の3信託事業等）を順調に実施し施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、取られた手段は適切かつ効率的であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

他の用務との日程を調整した上で会議を開催した。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	2,144	1,326

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	14.7	14.4

単位：人（本省職員）

外部要因

文化協力施策の目標の一つは、開発途上国の対日好感度の向上であるが、これらの要素は、国際情勢の変化や相手国政府の対日政策の展開等の外的要因によって大きな影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口 1：文化、知的交流の分野における国際貢献の度合（ユネスコ等における交渉・事業等への貢献の度合、事業実施件数、裨益者の反応、報道振り、事業に対する評価（自己評価を含む））

ユネスコ等を通じた協力については、関連のユネスコ国際会議（総会、執行委員会、世界遺産委員会等）に積極的に参加し、交渉に関与・貢献した。

さらに日本信託基金事業を通じて有形・無形の文化遺産の保存・修復・振興を推進し、教育分野でも人材育成事業を積極的に支援した。これらの貢献は、日本信託基金事業については各裨益国における報道振り、世界遺産はじめ各種ユネスコの会議については国内の報道振りにも表れている。詳細は、事務事業①「ユネスコ、国連大学を通じた協力」を参照。

評価の切り口 2：文化無償資金協力における、事業実施件数、裨益者の反応、報道ぶり、事業に関する評価

平成 21 年度、一般文化無償資金協力は平成 20 年度より 3 件多い、計 23 件実施した。また草の根文化無償資金協力については 36 件を実施した。案件実施に関する交換公文署名式や贈与契約署名式、供与式典等は現地プレスに幅広く報じられており、実施機関関係者からも活動の著しい改善など高い評価が得られている他、政府レベルの会談等においても実施に対する謝意が述べられた。詳細は、事務事業②「文化無償資金協力」を参照。

第三者の所見

村田 晃嗣 同志社大学法学部教授

今日の日本外交にとって、とりわけ重要な課題として文化外交と地球規模の諸問題への取り組みが指摘できよう。ユネスコを通じた文化財の保護や教育支援は前者の、そして国連大学の研究・教育支援は後者の好例である。いずれも即効的な成果の期待できるものではないが、継続が重要であり、長期的な成果が期待できる分野である。

両事業ともに国際的な協力の枠組みの中で進められており、事業の継続は日本の国際的信頼の観点からも必要であろう。また、限られた予算と人的資源の中で、効果的に事業が遂行できているのも、過去の蓄積によるところが大きい。

文化無償協力の規模縮小は、厳しい予算状況からしてやむをえないが、今後さらに優先順位を明確にした事業展開が求められよう。また、いずれの事業についても、国内外での認知度を高めるための広報上の一層の工夫と努力が必要であろう。とりわけ、国連大学は日本に所在する国際機関であり、これを戦略的に大いに有効活用すべきである。

評価結果の政策への反映

今後の方針

ユネスコ、国連大学を通じた協力に関しては、当該国際機関を通じ我が国の知見を十分に生かす形で文化・教育等の分野における国際協力を引き続き実施する。無形文化遺産の分野での貢献は「ユネスコ無形文化遺産保護地域センター」（ユネスコ・カテゴリー2センター（ユネスコと提携した事業を実施することを目的として、ユネスコ加盟国が設立する機関））の活性化へつなげていく。

文化無償資金協力については、被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することを念頭に置きつつ、日本の顔が見える対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国と文化面での協力関係強化に資する案件を、ODA 全体予算の減少等を踏まえ、より精査して実施する。加えて草の根レベルでの小規模なニーズに迅速に対応できる草の根文化無償資金協力を積極的に実施するとともに、これまでの既実施案件に関するフォローアップも実施していく。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- ① ユネスコ、国連大学を通じた協力 → 今のまま継続
- ② 文化無償資金協力 → 縮小

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	事務事業① ○ 事務事業② △	—	○

施策Ⅲ—2	報道対策，国内広報，IT 広報	333
-------	-----------------	-----

具体的施策

Ⅲ-2-1	適切な報道機関対策・国内広報の実施	338
Ⅲ-2-2	効果的な IT 広報の実施	344
Ⅲ-2-3	効果的な外国報道機関対策の実施	348

Ⅲ－２ 報道対策，国内広報，IT 広報

評価担当課室名	業務内容
報道課	国内の報道関係者への情報発信
国内広報課	日本の外交政策などについての国内における広報
IT 広報室	外務省ホームページ等インターネットを通じた日本の外交政策等に関する情報の発信
国際報道官室	日本の外交政策と日本の実状などについての外国の報道関係者への情報発信

Ⅲ—２ 報道対策，国内広報，IT 広報

具体的施策

Ⅲ—２—１ 適切な報道機関対策・国内広報の実施

Ⅲ—２—２ 効果的な IT 広報の実施

Ⅲ—２—３ 効果的な外国報道機関対策の実施

評価の結果

施策Ⅲ—２	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
Ⅲ—２—１	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
Ⅲ—２—２	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
Ⅲ—２—３	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★☆☆

施策の必要性

1. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

我が国の外交政策について国民の理解と信頼を得るために、政策の具体的内容や外務省の役割等について、タイミング良く、包括的かつ分かりやすい説明をプロアクティブに行うことは引き続き必要かつ重要であり、直接広報、間接広報の手段を適切に選択して積極的な情報発信に努め、幅広い国民層に訴求する必要がある。加えて、国民の意見や世論動向を的確に把握し、外交政策の企画立案や実施の際の参考として適切に活用していく必要がある。

2. 「効果的な IT 広報の実施」について

インターネットの普及等により様々な情報が氾濫する中で、外交政策についての正確で迅速な情報発信が不可欠となっている。

発信する情報を如何に利用者に理解してもらうかとの観点から、分かり易い動画による情報発信は情報の訴求効果を高める上で重要なツールである。

CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）導入により、経費節減のためのみならず、IT を活用した情報発信の迅速かつ効率的な実施等のため、掲載業務を外部委託に頼らずに職員が自前で行う体制を整える必要があった。

3. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

外交上の諸課題に取り組んでいく上では、我が国に関する正しい理解とバランスのとれた外国報道を促し、我が国にとって有利な形で国際世論を喚起していくことが不可欠である。そのためには、取材要請への協力や外国記者の招へい等を通じ、外国メディアに対し迅速、かつ正確に我が国の外交政策に関する情報を発信し、関心が払われ続けるよう働きかけることが必要である。また、そうした働きかけを行う上での基本情報として、外国メディアや海外での報道振りについて情報収集・分析する必要がある。

施策の有効性

1. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

(1) IT による直接発信が発達しつつある今日においても、多くの国民がメディアを通じて我が国の外交政策に関する情報に接していることに変わりはない。したがって、外交日程にあわせて記者会見や記者ブリーフ等の取材機会を設け、メディアを通じた的確な情報発信を行うことは依然として必要かつ有効である。さらに、メディアに対する発信力を持つ有識者に適切な情報提供を行うことは事実関係を正

確に反映した報道を促す効果がある。

(2) メディアはその時々で国民の注目がより集まる事案について報道する傾向がある。このため、外務省は多岐にわたる外交政策の中でメディアが取り上げない課題についてもバランス良く国民に説明する責任と義務がある。また、メディアでは伝えられる情報量が限られているため、外交課題の背景や日本を取り巻く国際情勢について包括的で分かりやすい説明を行い、国民のよりよい理解が得られるよう努める義務がある。したがって、メディアを通じた情報発信と並んで、外務省が独自に様々なフォーラム、講演、パンフレット、雑誌、インターネット等を通じて包括的で分かりやすい情報発信を行うことが重要である。これは外交政策や外務省に対する国民のより深い理解と信頼を得ることにつながっている。

(3) また、外務省からの一方的な情報提供にとどまることなく、メール、電話等の多様な媒体を通じた国民からの意見聴取や、世論調査を実施することにより、我が国の外交政策に対する国民の考えや世論の動向を把握することは、外交政策を適切に企画立案、実施する上で重要であり、国内広報、報道機関対策の質を向上させる上でも不可欠である。

(4) こうした取組を一体として行うことは、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する上で極めて有効である。

2. 「効果的な IT 広報の実施」について

インターネットを利用することで、国内外の多数の利用者に迅速に情報を発信し、外交政策への理解を促進することが可能となる。外務省ホームページ（日本語、英語、携帯版）、YouTube 外務省チャンネル、在外公館ホームページ、日本事情紹介用ホームページ（Web Japan）等複数のホームページを発信する情報や対象とする利用者層によって使い分けることで、情報伝達をより効果的に行うことが可能となる。

動画はその特長として親しみ易く多くの情報量を含んでいることから、幅広い国民層に我が国の外交政策への理解を促進する上で大変有効な手段と考える。

CMS 導入により職員が自前でホームページの掲載作業を実施できるようになり、経費節減のみならず、迅速かつ効率的な業務の遂行が可能となった点で有効であった。

3. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

施策目標を達成する上では、我が国としては対外発信したい政策について最も広報効果を高められる内容、時期、形態によって広報を行うとともに、政府要人へのインタビューをはじめとする外国報道機関からの個別具体的な取材要請にきめ細かく対応することが最も有効である。同時に、外国報道機関の駐日支局が縮小する傾向にある中で、特に日本に主要メディアの支局を有さない国の報道機関については、本国の記者に対して日本取材の機会を設けることが、外国メディアにおける日本のプレゼンスを高める上で最も有効である。さらに、こうした発信を行う前提として外国メディアによる対日報道状況を迅速に把握し、外務省のニーズに沿った形で分析することが最も有効である。以上から、各施策は、施策目標を達成する上で、代替手段の存在しない有効なものである。

施策の効率性

1. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、相互補完関係にある報道対策や国内広報施策及び広聴活動も適切に踏まえて施策を実施した結果、外交政策についての発信機会がより頻繁かつオープンになり国民の理解と信頼の増進に寄与することができた。直接広報のうち講演会等では、事業終了後に実施したアンケート調査でも高い評価が得られ、パンフレットを始めとする広報媒体に対し引き続き大き

な関心が寄せられる一方、外務省 HP 上のコンテンツに関する積極的なコメントがインターネット上で展開される等、広告媒体を利用した施策も進展した。

このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効果的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

通信社からのニュース配信を見直した他、行政刷新会議の事業仕分けの評決結果を受け国内広報に係る経費を3割削減するとともに民間会社の発行する広報誌の買い上げを廃止することとした。

2. 「効果的な IT 広報の実施」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用して、情報の掲載方法を工夫してユーザビリティを向上させるとともに、コンテンツの充実を行い、動画発信等インターネット技術を活用し、わかりやすく迅速な情報発信に努めた結果、外務省ホームページについては1日平均 48 万件以上（ページビュー：日本語、英語、携帯版合計）のアクセス数を確保し、YouTube 外務省チャンネルへのアクセスは、開設後約 12 万件を獲得した。

また CMS 導入により、IT 広報室での職員による掲載件数は、月平均約 350 件（外務省ホームページ（日、英）、平成 22 年 1 月～3 月）となり情報発信を迅速かつ効率的に行うことができた。このように、とられた手段は適切であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

サーバ利用料が無料である YouTube を利用した動画配信を行うことにより、動画サーバの調達・保守経費を節約している。

また、CMS 導入により、コンテンツの掲載・更新業務の外部委託費の大幅削減が可能となった（予算ベースによる平成 21 年度～24 年度の 4 年間の試算値を比較すると、導入した場合は導入しなかった場合に比べ約 2.4 億円の削減効果が見込まれる）。

3. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、たとえば、主要外交行事などメディアの対日関心が高まる機会をとらえて、本省及び現場において、記者ブリーフィングやインタビュー等を行うことで、我が国の政策や立場に関する記述を含む関連報道の掲載につなげることができた。また、対日報道を情報収集・分析・配布することにより、実施した施策の有効性を確認するとともに、その後の方法を検討する材料として提供し、施策の分析や発展を促すのに効果的な取組を行うなど、施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効果的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

事業仕分けの提案を受け、平成 22 年度予算において記者招へいの渡航費基準や待遇内容を見直し、経費を削減した。外国メディアへのブリーフィング等を実施する際にできるだけ既存インフラを使用し、また、招へいに当たり航空賃等の必要経費を抑え、さらに、世界各国の様々なメディアによる対日報道をモニタリングする上でインターネット等の情報技術の変化に応じたサービスを活用することにより、経費を節減した。

施策目標の達成状況

1. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

平成 21 年 9 月の政権交代後は、特に、政務レベルによる記者会見時間の増加が顕著であった。とりわけ、インターネット・メディア、フリーランス記者等にも大臣等の記者会見を開放した（いわゆる「記者会見のオープン化」）ことで、会見が活性化し、大臣会見においては毎回約 1 時間に近い質疑が行わ

れるようになった。また、インターネット・メディアによる会見の「生中継」が行われるようになり、これまで外交に関心の薄かった層を惹きつけ、その理解を深めることができるようになった。

また、平成 21 年度においても、引き続き大臣をはじめとする政務三役による TV インタビュー、新聞インタビューを通じた直接発信や地方新聞に対する情報発信の強化を行った。

さらに、オピニオン・リーダーや発信力のある有識者への情報提供、各種講演会等における直接説明、広報資料の作成配布、インターネットを通じた情報発信等を通じて、国民に対して、我が国の外交政策を包括的にわかりやすく説明した。

外務省ホームページのアクセス数や直接対話の場におけるアンケートの結果等から明らかなどおり、我が国の外交政策に対する国民の理解の増進に寄与できた。また、広聴活動を通じ国民からの多種多様な意見を聴取することができた。

2. 「効果的な IT 広報の実施」について

平成 21 年度には、以下に示す成果がみられ、本施策の目標（特に小目標）達成に向けて相当な進展があったと言える。外務省ホームページのアクセス数については、サミット等大型国際会議が行われた前（平成 20）年度のアクセス数を超えることは無かったが、業務の効率化を進める中、概ね従来のレベルを維持した。

小目標 1. については、従来の外務省サーバを利用した動画配信に加え、7 月には世界で広く利用されている「YouTube」に外務省チャンネルを開設し、記者会見動画を中心とするコンテンツの配信を開始した。YouTube チャンネルにより会見の様子をより広い利用者層に発信することが可能となり、潜在的利用者のニーズに応えるとともに我が国外交政策への関心・理解を高めることに役立った。

小目標 2. については、CMS を導入した結果、ホームページの掲載・更新作業を職員が自前で行うことが可能となり、外部委託費の大幅な削減と掲載業務の効率化を実現した。

3. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

平成 21 年度は、新政権の発足、日米安保 50 周年、気候変動問題等について、外国メディアの対日関心が高まり、国際社会の諸問題に積極的に取り組む日本の姿勢を示すことが求められる年であった。当室では、対日報道のモニタリング・分析、メディアに対する情報発信、及び外国メディア記者の日本への招へいを積極的に実施した。

なかでも、新政権発足後は、新政権の政策に関する発信を強化し、総理や外務大臣とのインタビュー、定例会見などにも一層注力した。対日報道量が増加したため、それらを迅速に分析して省内関係者等に配布することを徹底した。また、偏見・事実誤認に基づく記事が見られた場合には反論や申し入れを行った。招へい事業については、外交行事や外交政策に併せた戦略的な招へい計画を検討し、経費の節減のための取組を行った。

【主な実績】

日本関連報道の配布

- ・ 主要英字紙の日本関連報道配布（毎日）、個別記事の配布（44回）
- ・ 論調取りまとめ配布（週報51回、主要外交行事等に関するもの55回）

総理・大臣に対するインタビュー

- ・ 47 件（麻生総理：9 件、中曽根外務大臣：3 件、鳩山総理：13 件、岡田外務大臣：22 件）

外務副報道官による外国メディア向け定例記者会見

- ・ 英語会見37回、日本語会見29回

外国記者招へい事業

- ・ 92名の報道関係者を招へいし、50名が224本の記事を執筆した。

今後の方針

1. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

(1) 外交政策に関する情報発信

我が国の外交政策について国民の理解と信頼を得るために、政策の具体的内容や外務省の役割等について、タイミング良く、包括的かつ分かりやすい説明を行うことは引き続き重要であることから、直接広報、間接広報の手段を適切に選択して積極的な情報発信に努め、幅広い国民層に訴求する。

(2) 新たなメディアの活用

近年のメディアをとりまく環境の変化に的確に対応し、効果的な発信を行うべく、ITメディアをはじめとする新しいメディアを一層活用していく。

(3) 外交・国際課題に関する議論の喚起

事業仕分けにおいて、民間誌の買上げ廃止が決定されたため、外交フォーラム誌の買上げ予算は皆減したが、有識者を中心に「外交フォーラム」存続を求める声が多数あがったこと等を踏まえ、外交に関する議論を喚起することは国の事業として行うべきとの判断から、新たに外交専門誌を発行することとなった。平成 22 年度に創刊される外交専門誌を中心に、外交に関する議論をさらに喚起し、国民の関心と理解を高めていく。また、外交や国際課題に関する大学生国際問題討論会は、年々応募者及び傍聴者が増加している。広報予算が縮減される中でも、日本の将来を担う若者による外交や国際課題に関する議論の場の提供を積極的に促進していく。

(4) インターネットによる発信の強化

事業仕分けなどで広報効果を定量的に示すことが求められていること、国民の情報入手先の変化等を踏まえ、平成 22 年度予算では、雑誌の誌面広報の廃止とパンフレット制作費の削減を行った。今後は、よりわかりやすい情報をインターネットで発信することを強化していく。

(5) 国民への直接説明の継続

大臣をはじめ外務省職員が直接国民に対して行う説明や質疑応答は最も分かりやすく、参加者の評価も高い。こうした分かりやすい説明を引き続き実施していく。

2. 「効果的な IT 広報の実施」について

更に使いやすくわかりやすいホームページを作成し、ウェブサイトを通じた正確かつ迅速な情報発信を行うとともに、動画の活用等情報の訴求効果という点にも留意しつつ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解促進に努める。また、在外公館ホームページの維持・運営体制を構築する為には在外公館の業務を支援するための人員と予算の拡充が必要である。

平成 19 年度に、本省が運営する Web サイトを集約した「統合 Web 環境」を構築したが、同環境は平成 25 年度に運用開始から 5 年を経過するため、将来を見据えた「新統合 Web 環境」の構築の準備を進めていく。「新統合 Web 環境」の構築にあたっては最新技術の利用ならびに、サイバー攻撃等に対応するためのセキュリティ対策の一層の強化を検討していく。

3. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

今や、外国メディアによる報道（新聞記事・テレビ・インターネットニュース等）は、国際世論のみならず国内世論にも大きな影響を与えている。在京特派員数の漸減、メディアの多様化の中で、外国メディア対日報道の減少や限定的な取材による偏向報道が懸念される所、今後も、必要な情報を伝達し、国際社会の諸問題に積極的に取り組む日本の姿勢を示すメディア対策の実施が重要である。

平成 22 年度は、省員の対外情報発信の意識を高め、本省・在外公館間の連携を強化し、論調分析体制を強化するなどして、より効率的な外国プレス対策業務を実施していく。

Ⅲ－２－１ 適切な報道機関対策・国内広報の実施

報道課長 三上 正裕
国内広報課長 佐久間 研二
平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進すること。 【小目標】 1. 開かれた記者会見等を通じた多様な国民層への発信の実現 2. 地方を重視しつつ、国民との直接対話を通じた顔の見える情報発信の取組 3. 国民への直接説明やインターネットを通じた包括的で分かりやすい情報発信の実現
施策の位置付け	第 174 回国会外交演説に言及あり。
施策の概要	外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることに鑑み、政策の具体的内容や外務省の役割等について、タイミング良く、かつ分かりやすい説明を行う。 また、外交のあり方についての世論の動向を様々な方途を通じて的確に把握し、外交政策の企画、立案、実施の参考とする。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

平成 21 年 9 月の政権交代後は、特に、政務レベルによる記者会見時間の増加が顕著であった。とりわけ、インターネット・メディア、フリーランス記者等にも大臣等の記者会見を開放した（いわゆる「記者会見のオープン化」）ことで、会見が活性化し、大臣会見においては毎回約 1 時間に近い質疑が行われるようになった。また、インターネット・メディアによる会見の「生中継」が行われるようになり、これまで外交に関心の薄かった層を惹きつけ、その理解を深めることができるようになった。

また、平成 21 年度においても、引き続き大臣をはじめとする政務三役による TV インタビュー、新聞インタビューを通じた直接発信や地方新聞に対する情報発信の強化を行った。

さらに、オピニオン・リーダーや発信力のある有識者への情報提供、各種講演会等における直接説明、広報資料の作成配布、インターネットを通じた情報発信等を通じて、国民に対して、我が国の外交政策を包括的にわかりやすく説明した。

外務省ホームページのアクセス数や直接対話の場におけるアンケートの結果等から明らかとなり、我が国の外交政策に対する国民の理解の増進に寄与できた。また、広聴活動を通じ国民からの多種多様な意見を聴取することができた。

課題

国民の理解と信頼に基づく外交を実現するためには、我が国の外交政策に関し、包括的でわかりやすい説明をタイムリーに行うことが極めて重要である。また、国際社会の相互依存関係が深まる中、国際問題が国民生活に直接影響を及ぼすケースが増加しており、外交政策に関する情報発信の強化に更に努めていく必要がある。

平成 21 年 9 月 29 日からの「記者会見のオープン化」を契機として、外務省は、従来の報道機関以外の様々なメディアに対して直接アクセスの機会を増大させるとともに、外務省ホームページを通じて国民に対する直接の情報発信に努めているが、今後もより積極的な情報発信に取り組む必要がある。また、メディアをとりまく環境の変化に的確に対応し、効果的な発信を行うべく、IT メディアをはじめとする新しいメディアを一層活用していくことが今後の課題である。

同時に、メディアが伝える情報だけでは、多岐にわたる外交政策や国際課題について、十分な情報提供と国民に対する説明責任を果たしているとは言えない。このため、外務省が講演会などを通じて直接国民に説明したり、インターネットなどを通じて包括的でわかりやすい説明を行う必要がある。加えて、有識者が闊達に外交を論じ、世論を喚起する新しい外交専門誌を創刊し、発展させていく必要がある。

施策の必要性

我が国の外交政策について国民の理解と信頼を得るために、政策の具体的内容や外務省の役割等について、タイミング良く、包括的かつわかりやすい説明をプロアクティブに行うことは引き続き必要かつ重要であり、直接広報、間接広報の手段を適切に選択して積極的な情報発信に努め、幅広い国民層に訴求する必要がある。加えて、国民の意見や世論動向を的確に把握し、外交政策の企画立案や実施の際の参考として適切に活用していく必要がある。

施策の有効性

(1) ITによる直接発信が発達しつつある今日においても、多くの国民がメディアを通じて我が国の外交政策に関する情報に接していることに変わりはない。したがって、外交日程にあわせて記者会見や記者ブリーフ等の取材機会を設け、メディアを通じた的確な情報発信を行うことは依然として必要かつ有効である。さらに、メディアに対する発信力を持つ有識者に適切な情報提供を行うことは事実関係を正確に反映した報道を促す効果がある。

(2) メディアはその時々で国民の注目がより集まる事案について報道する傾向がある。このため、外務省は多岐にわたる外交政策の中でメディアが取り上げない課題についてもバランス良く国民に説明する責任と義務がある。また、メディアでは伝えられる情報量が限られているため、外交課題の背景や日本を取り巻く国際情勢について包括的でわかりやすい説明を行い、国民のよりよい理解が得られるよう努める義務がある。したがって、メディアを通じた情報発信と並んで、外務省が独自に様々なフォーラム、講演、パンフレット、雑誌、インターネット等を通じて包括的でわかりやすい情報発信を行うことが重要である。これは外交政策や外務省に対する国民のより深い理解と信頼を得ることにつながっている。

(3) また、外務省からの一方的な情報提供にとどまることなく、メール、電話等の多様な媒体を通じた国民からの意見聴取や、世論調査を実施することにより、我が国の外交政策に対する国民の考えや世論の動向を把握することは、外交政策を適切に企画立案、実施する上で重要であり、国内広報、報道機

関対策の質を向上させる上でも不可欠である。

(4) こうした取組を一体として行うことは、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する上で極めて有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、相互補完関係にある報道対策や国内広報施策及び広聴活動も適切に踏まえて施策を実施した結果、外交政策についての発信機会がより頻繁かつオープンになり国民の理解と信頼の増進に寄与することができた。直接広報のうち講演会等では、事業終了後に実施したアンケート調査でも高い評価が得られ、パンフレットを始めとする広報媒体に対し引き続き大きな関心が寄せられる一方、外務省 HP 上のコンテンツに関する積極的なコメントがインターネット上で展開される等、広告媒体を利用した施策も進展した。

このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効果的であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

通信社からのニュース配信を見直した他、行政刷新会議の事業仕分けの評決結果を受け国内広報に係る経費を3割縮減するとともに民間会社の発行する広報誌の買い上げを廃止することとした。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	774	678

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	45	47

単位：人（本省職員）

外部要因

報道機関による我が国の外交政策の取り上げられ方は、その時々国際情勢、内政案件等に左右され、我が国外交政策に対する国民の関心や理解にも強く影響する。

目標の達成状況

評価の切り口 1：記者会見等を通じた情報発信

平成21年9月の政権交代後は、特に、政務レベルによる記者会見が充実し、その結果、会見時間の増加が顕著（例：大臣会見時間 従来10～15分 → 現在約1時間）となった。

同年9月29日より、いわゆる「記者会見のオープン化」を実施し、会見の参加登録をした者は年度末までの約半年間で92名に及ぶ。なお、平成21年度の大臣記者会見は88回、副大臣会見は52回、外務報道官会見は54回実施された。さらに報道関係者に対し、政務レベル及び事務レベルによるブリーフを計95回、外務報道官によるオープンルームを13回実施したほか、文書による情報発信として、「外務大臣談話」、「外務報道官談話」を各々36回、70回、「外務省報道発表」を1288回発出した。

また、インターネットメディアによる会見の「生中継」が行われるようになった。

大臣をはじめとする政務三役による TV インタビュー、新聞インタビューを通じた直接発信の回数も増加しており、TVインタビューについては政権交代後の半年間で既に 27 回実施した。

発信力のある有識者や地方メディアに対しては、郵送、メール、面談等を通じ定期的に情報を提供し、我が国外交政策に対する国民の理解増進に貢献した。詳細は、事務事業①「外務大臣等の外務省幹部による記者会見等の実施、談話・外務省報道発表等の発信」を参照。

評価の切り口 2：国民に対する直接説明

外交や国際課題について、国民に対して分かりやすく説明するため、平成 22 年 3 月に「岡田外務大臣と語る」を札幌市で実施した他、計 218 回に及ぶ各種講演会事業等を通じ、約 6 万人に対する直接広報を実施した。「外務大臣と語る」実施後のアンケートでは、81%の参加者が外交政策に対する理解が深まったと回答し、今後も継続実施すべきとの回答は 76%に上った。その他の事業についてのアンケートでも、理解が深まった、他地域でも開催して欲しい等の回答を多く得た。特に高校講座については実施希望が多いが、公平性・効率性を勘案し、件数を絞って実施した。詳細は、事務事業③「講演会・シンポジウム等の開催」を参照。

評価の切り口 3：パンフレット、ホームページ・コンテンツの制作

パンフレットは、図書館や講演会などでの配布、一般からの申込みに応じた送付の他、外務省ホームページにも掲載しているところ、毎月 4～5 万件のアクセスがあり、インターネットでも十分活用されている。外務省ホームページの「キッズ外務省」は、データの更新や新たなコンテンツの定期的な掲載をしており、月平均約 33 万件のアクセスがある。子どもだけでなく様々な方面からの反響があり十分な成果を上げている。また、「わかる！国際情勢」も月平均約 5 万件のアクセスがあり、ネット上でも高い評価を受けている。詳細は、事務事業②「定期刊行物への各種協力、パンフレットやホームページ・コンテンツの制作」を参照。

評価の切り口 4：国民からの意見の聴取

外務省ホームページに寄せられたメールの意見、及び電話、FAX、書簡で寄せられた意見は平成 21 年度に約 13,600 件に上った。寄せられた意見を取りまとめた報告書を省内関係部局に迅速かつ適切に配布すると共に、関係会議で週間報告を行うことで、外交等に関する国民の意見や関心を的確に把握、共有している。また平成 21 年度は「広報文化交流」、「海外安全」の 2 テーマに関する世論調査を実施して、世論動向や国民の認識の度合いを把握した。その調査結果は政策立案等の参考として活用されている。詳細は、事務事業④「外務省に寄せられる意見等に対応する広聴活動の実施及び世論調査等を通じた幅広い世論動向の把握」を参照。

第三者の所見

阿川 尚之 慶應義塾大学常任理事

一国の外交は、国益を守り増進し、よって国民の安全と繁栄に資するための、一手段である。民主主義国家において外交が機能するためには、具体的な外交政策を国民が理解し信頼することが欠かせないとの、正鵠を得た認識に立つ本政策評価は、「外交政策に関する多様な情報提供」により、そうした理解と信頼を得んとする国内広報の具体的施策について、その効果と効率性を検証したものと理解する。筆者はこの目標はおおむね達せられたと認識するが、外交政策の広報に関して、より基本的本質的な課題も残っていると感ずる。

本評価で列挙されている具体的な施策は、その多くがこれまで外務省が多年にわたり行ってきたものである。そもそも広報は、ただちに結果が出ない。したがってその効果を計測するのが難しい。しかし継続は力であり、こうした個々の施策を予算の許す範囲で効率的に続けることこそが重要だと考える。

本評価は、既存のメディアや有識者を通じて国民に間接的に情報を提供するものと、ITメディア、ホームページ、講演会などを通じて国民に直接語りかけるもの、それぞれを重視しているが、それは現実的なアプローチであり、正しい。ただ2者間の境界は急速にあいまいになりつつある。それぞれの特徴を理解し、生かし、両者のクロスオーバーも試みつつ、機動的かつ創造的に情報発信を続けてほしい。

ところで外交政策の広報に関する古くて新しい基本的課題は、本評価が多少触れる、国際情勢、内政案件などの外部要因の存在である。特定的外交成果についていかに優れた広報をしても、内外で突発的な事態が生起すれば、かき消されてしまう。特に昨年は、政治主導の名の下に、普天間基地移設問題などをめぐり政権首脳自体の外交政策が大きくふれた。そうした時、何を広報するか、どのような広報を行うかは、大変難しいだろう。政権の外交政策に対する国民の信頼が一時的に大きく損なわれた時、広報ができることは限られている。

しかし見方を変えれば、そのような時こそ、ホームページなどを通じ、政権首脳や外務省担当者の日々の外交活動に関する宣言、声明、合意内容、発言、各種世論調査の結果などを、論評を加えず事実として淡々と国民に提供し続けることが大事だ。長い目で見れば、広報テクニックの小手先の工夫や目玉の設定よりも、そうした事実の地道な集積が、国民による我が国外交政策の冷静な評価と検証を可能とし、国民の信頼を増すものと考えられる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

1. 外交政策に関する情報発信

我が国の外交政策について国民の理解と信頼を得るために、政策の具体的内容や外務省の役割等について、タイミング良く、包括的かつ分かりやすい説明を行うことは引き続き重要であることから、直接広報、間接広報の手段を適切に選択して積極的な情報発信に努め、幅広い国民層に訴求する。

2. 新たなメディアの活用

近年のメディアをとりまく環境の変化に的確に対応し、効果的な発信を行うべく、ITメディアをはじめとする新しいメディアを一層活用していく。

3. 外交・国際課題に関する議論の喚起

事業仕分けにおいて、民間誌の買上げ廃止が決定されたため、外交フォーラム誌の買上げ予算は皆減したが、有識者を中心に「外交フォーラム」存続を求める声が多数あがったこと等を踏まえ、外交に関する議論を喚起することは国の事業として行うべきとの判断から、新たに外交専門誌を発行することとなった。平成22年度に創刊される外交専門誌を中心に、外交に関する議論をさらに喚起し、国民の関心と理解を高めていく。また、外交や国際課題に関する大学生国際問題討論会は、年々応募者及び傍聴者が増加している。広報予算が縮減される中でも、日本の将来を担う若者による外交や国際課題に関する議論の場の提供を積極的に促進していく。

4. インターネットによる発信の強化

事業仕分けなどで広報効果を定量的に示すことが求められていること、国民の情報入手先の変化等を踏まえ、平成22年度予算では、雑誌の誌面広報の廃止とパンフレット制作費の削減を行った。今後は、

よりわかりやすい情報をインターネットで発信することを強化していく。

5. 国民への直接説明の継続

大臣をはじめ外務省職員が直接国民に対して行う説明や質疑応答は最も分かりやすく、参加者の評価も高い。こうした分かりやすい説明を引き続き実施していく。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください)

- ①外務大臣等の外務省幹部による記者会見等の実施、談話・外務省報道発表等の発出 → 拡充強化
- ②定期刊行物への各種協力、パンフレットやホームページ・コンテンツの制作 → 内容の見直し・改善
- ③講演会・シンポジウム等の開催 → 内容の見直し・改善
- ④外務省に寄せられる意見等に対応する広聴活動の実施及び世論調査等を通じた幅広い世論動向の把握 → 今のまま継続

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	△	—	—

Ⅲ－２－２ 効果的な IT 広報の実施

IT 広報室長 大野秀記

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進すること。 【小目標】 1. インターネットを利用した情報発信の多様化（訴求効果の向上） 2. 掲載システムの改良による、ホームページ掲載業務の効率化
施策の位置付け	第 174 回国会における外交演説に言及あり
施策の概要	国の内外の幅広い利用者層を対象とし、外務省ホームページ、在外公館ホームページ、Web Japan ホームページ等を通じて、我が国の外交政策等に関するわかりやすい情報を発信する。特に平成 21 年度は、動画等インターネット技術を活用した情報発信を充実させるとともに、CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）と呼ばれるコンテンツの管理システム導入により、掲載経費の削減と業務の効率化を図った。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

平成 21 年度には、以下に示す成果がみられ、本施策の目標（特に小目標）達成に向けて相当な進展があったと言える。外務省ホームページのアクセス数については、サミット等大型国際会議が行われた前（平成 20）年度のアクセス数を超えることは無かったが、業務の効率化を進める中、概ね従来のレベルを維持した。

小目標 1. については、従来の外務省サーバを利用した動画配信に加え、7 月には世界で広く利用されている「YouTube」に外務省チャンネルを開設し、記者会見動画を中心とするコンテンツの配信を開始した。YouTube チャンネルにより会見の様子をより広い利用者層に発信することが可能となり、潜在的利用者のニーズに応えるとともに我が国外交政策への関心・理解を高めることに役立った。

小目標 2. については、CMS を導入した結果、ホームページの掲載・更新作業を職員が自前で行うことが可能となり、外部委託費の大幅な削減と掲載業務の効率化を実現した。

課題

外務省ホームページのユーザビリティ（使いやすさ）向上、バリアフリー化のさらなる推進と掲載コンテンツの充実により利用者の満足度を高める。また、掲載システムの改良により、掲載作業の効率性を高める。

小目標1. については、大臣会見の動画配信に加え、外務省の政策や活動等に関する広報動画を拡充し、より多様なコンテンツを充実する必要がある。

小目標2. については、テンプレートと呼ばれる CMS 入力フォーマットの拡充等により、コンテンツ作成で更なる効率化を図るとともに、コンピュータウイルスや大量アクセス攻撃等による障害を未然に防ぐための一層のセキュリティ確保が必要である。

施策の必要性

インターネットの普及等により様々な情報が氾濫する中で、外交政策についての正確で迅速な情報発信が不可欠となっている。

発信する情報を如何に利用者に理解してもらうかとの観点から、分かり易い動画による情報発信は情報の訴求効果を高める上で重要なツールである。

CMS 導入により、経費節減のためのみならず、IT を活用した情報発信の迅速かつ効率的な実施等のため、掲載業務を外委託に頼らずに職員が自前で行う体制を整える必要があった。

施策の有効性

インターネットを利用することで、国内外の多数の利用者に迅速に情報を発信し、外交政策への理解を促進することが可能となる。外務省ホームページ（日本語、英語、携帯版）、YouTube 外務省チャンネル、在外公館ホームページ、日本事情紹介用ホームページ（Web Japan）等複数のホームページを発信する情報や対象とする利用者層によって使い分けることで、情報伝達をより効果的に行うことが可能となる。

動画はその特長として親しみ易く多くの情報量を含んでいることから、幅広い国民層に我が国の外交政策への理解を促進する上で大変有効な手段と考える。

CMS 導入により職員が自前でホームページの掲載作業を実施できるようになり、経費節減のみならず、迅速かつ効率的な業務の遂行が可能となった点で有効であった。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用して、情報の掲載方法を工夫してユーザビリティを向上させるとともに、コンテンツの充実を行い、動画発信等インターネット技術を活用し、わかりやすく迅速な情報発信に努めた結果、外務省ホームページについては1日平均 48 万件以上（ページビュー：日本語、英語、携帯版合計）のアクセス数を確保し、YouTube 外務省チャンネルへのアクセスは、開設後約 12 万件を獲得した。

また CMS 導入により、IT 広報室での職員による掲載件数は、月平均約 350 件（外務省ホームページ（日、英）、平成 22 年 1 月～3 月）となり情報発信を迅速かつ効率的に行うことができた。このように、とられた手段は適切であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

サーバ利用料が無料である YouTube を利用した動画配信を行うことにより、動画サーバの調達・保守経費を節約している。

また、CMS 導入により、コンテンツの掲載・更新業務の外委託費の大幅削減が可能となった（予算ベースによる平成 21 年度～24 年度の 4 年間の試算値を比較すると、導入した場合は導入しなかった場合に比べ約 2.4 億円の削減効果が見込まれる）。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	365	346

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	3	4

単位：人（本省職員）

外部要因

国民の関心を引きやすい外交問題や海外での事件、災害等が発生するとその案件に関するページへのアクセスが急増する傾向がある。また、動画や画像もしくは内容の濃いコンテンツ等閲覧時間の長くなる傾向にあるリッチ・コンテンツを充実させることは、利用者の閲覧ページ数を測定するページ・ビュー数の増加には直接結びつかない傾向がある。また、日進月歩の技術進歩への対応やセキュリティ確保には、最小限の対応を行うのみでも、必然的に相当の費用が発生する。さらに、様々な技術を活用する情報発信は、投入コスト増大につながる面がある。

目標の達成状況

評価の切り口 1：ホームページへのアクセス数レベルの維持

G 8サミット等大型国際会議の本邦開催があった平成 20 年度に比べ、平成 21 年度のアクセス数は、外務省ホームページ（日本語）は 7.7%減、外務省ホームページ（英語）は 7.9%減、在外公館ホームページは 11%増、Web Japan ホームページは 0.04%増で全体のアクセス数は 1.3%減であったが、コンテンツの拡充を行うとともに、より使いやすいホームページを目指した結果、概ね従来のレベルを維持した。詳細は、事務事業①「外務省ホームページ（日本語、英語）の運営」及び事務事業②「在外公館ホームページ、Web Japan ホームページ等の運営」を参照。

評価の切り口 2：掲載件数の増加

平成 21 年度の外務省ホームページの新規掲載及び更新件数は、約 8,900 件であり、平成 20 年度に比較すると約 600 件増加した。ホームページ上に掲載しているファイル数も平成 21 年度 1 年間で約 8,000 ファイル増加している。また、YouTube 外務省チャンネルには、約 140 件の動画を掲載した。以上のとおり、我が国の外交政策に関する国内外の理解促進のため必要な情報発信を量的にも質的にも拡充することができた。詳細は、事務事業①「外務省ホームページ（日本語、英語）の運営」を参照。

評価の切り口 3：コンテンツ管理システム（CMS）導入

数万件のファイルを対象とする CMS の導入とその運用体制の整備が達成された。今後は職員のスキルアップによる、作業効率の更なる底上げを図っていく。詳細は、事務事業①「外務省ホームページ（日本語、英語）の運営」を参照。

第三者の所見

榛沢 明浩 株式会社日本ブランド戦略研究所代表取締役

複数のホームページを用意し発信する情報の内容や対象者に応じて使い分けることは国内外の多数の利用者に対して外交政策の理解を深める上で重要な施策と考えられるが、以前から運用されていた外務省ホームページ（日本語、英語、携帯版）、在外公館ホームページ、Web Japanに加え、平成 21 年度には更に多くの視聴者が利用する YouTube に外務省チャンネルが開設されて利用者に親しみやすい動画配信サービスの形で情報発信経路の多様化が進められたことは、望ましい情報発信のあり方を実現する上で大きな意義を持つと考えられる。

また、ホームページの大規模化に伴い運營業務の効率化に対する必要性がますます高まる中で、CMS を導入することによって経費を節減しつつ平成 20 年度より掲載件数の増加に結びつける実績を残したことは、サーバー利用料が無料である YouTube の利用と併せ、情報発信の量的および質的充実と効率化を同時に達成したものとして高く評価できる。今後は掲載コンテンツのより一層の充実や CMS の運用効率の向上はもちろんのこと、これからも続いていくであろう IT 技術の進歩に対応した継続的な取り組みが期待される。また、外務省ホームページでは英語版が日本語版に対してアクセスが少なく、Web Japan へのアクセスも前年に対してわずかな伸びにとどまったことを踏まえ、海外からのアクセスをより多く誘引することが引き続き課題となると考えられる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

更に使いやすくわかりやすいホームページを作成し、ウェブサイトを通じた正確かつ迅速な情報発信を行うとともに、動画の活用等情報の訴求効果という点にも留意しつつ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解促進に努める。また、在外公館ホームページの維持・運営体制を構築する為には在外公館の業務を支援するための人員と予算の拡充が必要である。

平成 19 年度に、当省が運営する Web サイトを集約した「統合 Web 環境」を構築したが、同環境は平成 25 年度に運用開始から 5 年を経過するため、将来を見据えた「新統合 Web 環境」の構築の準備を進めていく。「新統合 Web 環境」の構築にあたっては最新技術の利用ならびに、サイバー攻撃等に対応するためのセキュリティ対策の一層の強化を検討していく。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- ①外務省ホームページ（日本語、英語）の運営 → 拡充強化
- ②在外公館ホームページ、Web Japan ホームページ等の運営 → 拡充強化

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

Ⅲ－２－３ 効果的な外国報道機関対策の実施

大臣官房 国際報道官 赤松 武

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進すること。 ----- 【小目標】 我が国に関する外国メディア報道の量的及び質的向上
施策の位置付け	特になし。
施策の概要	我が国の政策・立場について、以下を通じて、迅速かつ正確に对外発信する。 (1) 対日報道に関する情報収集・分析 (2) 外国メディアに対する情報発信・取材協力 (3) 報道関係者招へい

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

平成 21 年度は、新政権の発足、日米安保 50 周年、気候変動問題等について、外国メディアの対日関心が高まり、国際社会の諸問題に積極的に取り組む日本の姿勢を示すことが求められる年であった。当室では、対日報道のモニタリング・分析、メディアに対する情報発信、及び外国メディア記者の日本への招へいを積極的に実施した。

なかでも、新政権発足後は、新政権の政策に関する発信を強化し、総理や外務大臣とのインタビュー、定例会見などにも一層注力した。対日報道量が増加したため、それらを迅速に分析して省内関係者等に配布することを徹底した。また、偏見・事実誤認に基づく記事が見られた場合には反論や申し入れを行った。招へい事業については、外交行事や外交政策に併せた戦略的な招へい計画を検討し、経費の節減のための取組を行った。

【主な実績】

日本関連報道の配布

- ・ 主要英字紙の日本関連報道配布（毎日）、個別記事の配布（44回）
- ・ 論調取りまとめ配布（週報51回、主要外交行事等に関するもの55回）

総理・大臣に対するインタビュー

- ・ 47 件（麻生総理：9 件、中曽根外務大臣：3 件、鳩山総理：13 件、岡田外務大臣：22 件）

外務副報道官による外国メディア向け定例記者会見

- ・ 英語会見37回、日本語会見29回

外国記者招へい事業

・92名の報道関係者を招へいし、50名が224本の記事を執筆した。

課題

外国メディアの駐日支局が縮小する中で、影響力を有するメディア及び記者の対日関心や対日理解を促進できるよう、メディアのニーズに即してタイムリーに情報を提供することが重要である。また、プリントメディアからネットメディアへの移行等マスメディア産業の変化に即した報道モニタリング及び情報発信の体制を検討する。今後も継続して、効果的かつ効率的な外国メディア対策を実施することが不可欠である。

施策の必要性

外交上の諸課題に取り組んでいく上では、我が国に関する正しい理解とバランスのとれた外国報道を促し、我が国にとって有利な形で国際世論を喚起していくことが不可欠である。そのためには、取材要請への協力や外国記者の招へい等を通じ、外国メディアに対し迅速、かつ正確に我が国の外交政策に関する情報を発信し、関心が払われ続けるよう働きかけることが必要である。また、そうした働きかけを行う上での基本情報として、外国メディアや海外での報道振りについて情報収集・分析する必要がある。

施策の有効性

施策目標を達成する上では、我が国としては対外発信したい政策について最も広報効果を高められる内容、時期、形態によって広報を行うとともに、政府要人へのインタビューをはじめとする外国報道機関からの個別具体的な取材要請にきめ細かく対応することが最も有効である。同時に、外国報道機関の駐日支局が縮小する傾向にある中で、特に日本に主要メディアの支局を有さない国の報道機関については、本国の記者に対して日本取材の機会を設けることが、外国メディアにおける日本のプレゼンスを高める上で最も有効である。さらに、こうした発信を行う前提として外国メディアによる対日報道状況を迅速に把握し、外務省のニーズに沿った形で分析することが最も有効である。以上から、各施策は、施策目標を達成する上で、代替手段の存在しない有効なものである。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、たとえば、主要外交行事などメディアの対日関心が高まる機会をとらえて、本省及び現場において、記者ブリーフィングやインタビュー等を行うことで、我が国の政策や立場に関する記述を含む関連報道の掲載につなげることができた。また、対日報道を情報収集・分析・配布することにより、実施した施策の有効性を確認するとともに、その後の方法を検討する材料として提供し、施策の分析や発展を促すのに効果的な取組を行うなど、施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

事業仕分けの提案を受け、平成22年度予算において記者招へいの渡航費基準や待遇内容を見直し、経費を削減した。外国メディアへのブリーフィング等を実施する際にできるだけ既存インフラを使用し、また、招へいに当たり航空賃等の必要経費を抑え、さらに、世界各国の様々なメディアによる対日報道をモニタリングする上でインターネット等の情報技術の変化に応じたサービスを活用することにより、経費を節減した。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	566	477

単位: 百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	11	11

単位: 人 (本省職員)

外部要因

アジア地域をカバーする外国メディアの駐在지가、東京から中国に移り、また経済不況により東京支局が閉鎖されるなど、在京外国メディア数・特派員数の減少が見られ、対日報道の量と、記事の正確性を確保することが難しくなっている。

マスメディア産業の変化（新聞・雑誌の売上減、放送局の収入源、Web 配信の浸透など）により、外国メディア対策の訴求対象や、情報提供の体制・タイミング等を見直す必要がある。

目標の達成状況

評価の切り口 1 : 対日報道に関する情報収集・論調分析

新政権の発足により対日報道の増加が見られたが、滞りなく情報収集・論調分析業務を行い、必要な情報を迅速に関係者に伝達し、分析結果を回覧した。

詳細は、事務事業①「対日報道に関する情報収集・分析」を参照。

評価の切り口 2 : 外国メディアに対する情報発信・取材協力

外国メディアによる外務大臣に対するインタビューをはじめ、記者会見や英文プレスリリースを通じて、主要外交課題に関する政策や立場に関する情報を発信した。これにより日本関連報道が掲載された。また、事実誤認に基づく外国メディアの報道に対し、反論投稿や申し入れを行い、正しい対日理解を図った。

詳細は、事務事業②「外国メディアに対する情報発信・取材協力」を参照。

評価の切り口 3 : 外国記者招へいの戦略的实施

外国記者に日本を訪問して取材する機会を提供し、正確な対日理解に基づく記事の執筆・掲載を促進した。また、記者招へいを戦略的に実施するために計画を立案し実施した。

詳細は、事務事業③「報道関係者招へい」を参照。

第三者の所見

金子 将史 株式会社 PHP 総合研究所 国際戦略研究センター長兼主任研究員

昨年歴史的な政権交代は、日本に対する国外の関心を高め、海外メディアの日本報道は増大した。そのことは、対日理解を促す好機ではあったが、好意的な報道ばかりが増加したわけではない。特に普天間基地問題等日米関係をめぐっては、厳しい論評も目立った。とはいえ、それは政権の方針についての懸念や不満によるものであり、事務レベルの報道対応の結果とはいええない。対日報道が増大する中、外国メディア対応そのものは大過なく行われたものとする。

従来型メディアへの対応は概ね堅実に行われているが、課題にも挙げられているように、老舗新聞社が倒産する一方で、ブログを含めたネット・メディアの影響力やリーチが拡大、SNS や Twitter 等のインタラクティブ・メディアが存在感を示すなど、近年のメディア環境の変化は著しい。日本の立場を他国世論に広く訴え、深い理解を得る上で、今後どのメディアに重点をおくべきか、どのような方法での訴求が効果的か、国際報道官室にとどまらず外務省として包括的に検討するよう求めたい。論調分析対象の見直しも必要であろう。

組織としてのマス・メディアの流動性が高まる中では、発信力あるジャーナリスト個人に重点をおくことが賢明である。実力ある記者はプリント・メディアが衰退しても、新しいメディアで活躍するだろうからである。したがって、ジャーナリスト招聘プログラムは今後益々強化しなければならない。在京の外国メディアが質量ともに減退する中、日本に対する関心や知識を維持・涵養する上からも、招聘の拡大強化は必須である。まず、招聘者数や滞在日程の縮小は避けなければならない。更に、財政事情の厳しい中、招聘者への待遇に厳しい視線が向けられがちだが、対日認識のかなりの部分は、ジャーナリストの日本観を通じて形成される。他国とのバランスを欠くほど貧弱な待遇にならないよう配慮と工夫を求めたい。著名ブロガーをジャーナリスト枠で招聘することも検討に値しよう。

自己評価では言及されていないが、大臣、副大臣、外務報道官の定例会見のオープン化は、政権交代による変化として特筆される。海外メディアによるアクセスが容易になれば、外務省高官の発言が報道される機会は高まりうる。現に大臣会見を引用した報道例もみられたようだが、今後会見オープン化の対外的な効果を見極めていく必要がある。

評価結果の政策への反映

今後の方針

今や、外国メディアによる報道（新聞記事・テレビ・インターネットニュース等）は、国際世論のみならず国内世論にも大きな影響を与えている。在京特派員数の漸減、メディアの多様化の中で、外国メディア対日報道の減少や限定的な取材による偏向報道が懸念されるところ、今後も、必要な情報を伝達し、国際社会の諸問題に積極的に取り組む日本の姿勢を示すメディア対策の実施が重要である。

平成 22 年度は、省員の対外情報発信の意識を高め、本省・在外公館間の連携を強化し、論調分析体制を強化するなどして、より効率的な外国プレス対策業務を実施していく。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- ① 対日報道に関する情報収集・分析 → 内容の見直し・改善
- ② 外国メディアに対する情報発信・取材協力 → 拡充強化
- ③ 報道関係者招へい → 内容の見直し・改善

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	△	－	○

基本目標Ⅳ 領事政策

施策（具体的施策）

Ⅳ-1	領事サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・	355
Ⅳ-2	海外邦人の安全確保に向けた取組・・・・・・・・	361
Ⅳ-3	外国人問題への対応強化・・・・・・・・・・・・	368

IV 領事政策

評価担当課室名	業務内容
領事局 政策課	安全な海外渡航, 海外生活における福利増進に関する総合的な政策及び移住者の定着安定に関する政策
旅券課	旅券 (パスポート) に関する事務
領事サービス室	海外邦人に対する領事サービスの改善・強化及び日本人の身分関係事項に関する事務
海外邦人安全課	海外における日本人の安全対策や保護
邦人テロ対策室	海外でのテロ事件に関する日本人の安全対策や保護
外国人課	外国人に対する入国査証制度, 在日外国人に関する外交政策の立案

IV-1 領事サービスの充実

領事局政策課長 八重樫 永規

領事局旅券課長 川村 修行

領事局領事サービス室長 川原 英一

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	<p>(1) 領事サービス・邦人支援策を向上・強化すること</p> <p>(2) 領事業務実施体制を整備すること</p> <p>(3) 国民の円滑な海外渡航の確保のために、日本旅券に対する国際的信頼性を確保すること</p> <p>【小目標】</p> <p>1. 在留届電子届出システム（ORRNET）による届出推奨および緊急時一斉同報システムの強化。</p> <p>2. 在外教育施設に対する財政支援の強化。</p> <p>3. 領事担当官に対する研修の強化。</p> <p>4. 旅券の国際標準化への対応の継続。</p>
施策の位置付け	第 174 回国会における岡田外務大臣の外交演説に言及あり。
施策の概要	<p>(1) 邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組 海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT 化の推進、領事シニアボランティアによる領事窓口サービスの向上、在外選挙人名簿登録の促進等のための取組を進めた。</p> <p>(2) 領事担当官の能力向上 国民に対し質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じた。</p> <p>(3) 国際標準に準拠した日本旅券の発給・管理 日本旅券の信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関（ICAO）の国際標準に準拠し、高度な偽変造防止対策を講じた IC 旅券の確実な発給・管理に努めた。</p>

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

領事業務の IT 化の推進、領事シニアボランティアによる領事窓口サービスの向上、領事業務実施体制の着実な整備、在外選挙人名簿登録の促進、IC 旅券の適切な発給・管理等により、邦人の権利を確保するとともに、邦人の海外生活・海外渡航における利便性が高まったことは、全般的な領事サービスの向上という目標に向けて着実な進展があったことを示している。

また、平成 21 年 10、11 月に在外 142 公館の在留邦人等を対象に実施した、「領事サービス向上・

改善のためのアンケート調査」の結果では、在外公館の領事窓口の対応では 83%、入館時の受付対応では 75%、電話の対応では 75%が「丁寧な対応」と回答しており、本官や現地職員が利用者の立場に立って対応していると評価できる。更に、平成 21 年度の衆議院議員選挙の対応について調査した結果、「丁寧な対応」との回答は 60%であり、「普通であった」を加えると 94%に上っており、在外選挙の広報案内や在外公館投票に際しての在外公館の領事窓口での対応振りは概ね良い評価であった。

課題

技術革新に対応した更なる IT 化促進や次世代旅券の開発、申請・届出等手続の一層の簡素化、在外選挙人名簿登録の更なる促進、今後の邦人のニーズの増加・多様化への対応、領事担当官の更なる能力の向上、他省庁・自治体等出身職員へのきめ細かな研修の実施、人的資源の適正な配置、業務の合理化等に的確に対応する必要がある。

施策の必要性

近年の海外渡航者数及び在留邦人数の増加を背景として、海外での邦人の活動・生活に深く関わる領事業務へのニーズは高まっている。更に、邦人の海外渡航先や海外における活動・生活様式の多様化等に伴い、領事業務に対するニーズも多様化している。外務省においては、海外における邦人の利益の保護・増進に努める必要があることから、領事業務の IT 化、領事窓口のサービス向上、領事担当官の能力向上、在外選挙人登録の推進、偽変造防止等のための高度な技術を取り入れた旅券の発給等様々な手段を通じて邦人の活動・生活基盤の安定化のための支援を強化する必要がある。

施策の有効性

- (1) IT 化等による手続の簡素化、領事シニアボランティアによる窓口業務の支援強化、在外選挙人名簿登録促進の取組は、海外に渡航する邦人や在留邦人に対するサービスの向上・利便性の向上・権利行使の機会の確保につながり有効である。
- (2) 領事担当官に対する研修を強化することは、個々の担当官の能力の向上につながり有効である。
- (3) ICAO の国際標準に準拠した生体情報を旅券に取り入れるとともに、我が国独自の高度な技術を駆使した IC 旅券の適正な発給・管理は、邦人の海外渡航の円滑化につながり有効である。

施策の効率性

限られた予算や投入資源を効率的に活用し、IT 化の推進等を行った結果、邦人にとって情報発信機能強化の観点から領事業務の利便性向上が着実に図られた。また、領事担当官に対する研修の実施により多数の領事担当官の能力向上が図られた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	14,607	13,853

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	67	70

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) ICAO が定める渡航文書の国際標準や諸外国の出入国管理政策により、我が国旅券政策が影響を受けることがある。
- (2) 在外選挙人名簿登録者数が伸び悩んでいることには登録申請手続の煩雑さが一つの大きな要因に挙げられる（平成 18 年の公職選挙法の一部改正により、登録申請手続の利便性向上が図られたが、引き続き手続の簡素化に向けた検討が必要）。

目標の達成状況

評価の切り口 1：在留届の電子届出件数の伸び及び在留邦人向けメールマガジンシステムの導入公館数の伸び

(1) 在留届電子届出件数

平成 17 年度：19867 件，平成 18 年度：24596 件，平成 19 年度：38677 件，

平成 20 年度：53682 件，平成 21 年度：60782 件

(2) メールマガジンシステム導入公館数

平成 17 年度：65 公館，平成 18 年度：88 公館，平成 19 年度：89 公館，

平成 20 年度：98 公館，平成 21 年度：98 公館（緊急時一斉同報機能 (INSIDE) 利用公館：200 公館）

詳細は、事務事業①「領事事務の IT・システム強化」を参照。

評価の切り口 2：領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査結果（平成 21 年 10 月～11 月実施）

・調査実施公館数 142 公館

・調査対象者総数 9,674 人

【公館がどこにあるかすぐにわかりましたか】

・すぐに分かった 4839 人 (53%)

・わかりやすかった 1868 人 (21%)

・表示があり問題なかった 1150 人 (13%)

・表示等がなくわかりづらかった 861 人 (9%)

・とても分かりにくかった 365 人 (4%)

【入館時の受付の対応は如何でしたか】

・非常に丁寧な対応であった 4553 人 (51%)

・どちらかといえば丁寧な対応であった 2109 人 (24%)

・普通であった 1927 人 (22%)

・どちらかといえば丁寧な対応ではなかった 208 人 (2%)

・全く丁寧な対応ではなかった 70 人 (1%)

【領事窓口の対応は如何でしたか】

・非常に丁寧な対応であった 5367 人 (60%)

・どちらかといえば丁寧な対応であった 2113 人 (23%)

・普通であった 1240 人 (14%)

- ・どちらかといえば丁寧な対応ではなかった 189 人 (2%)
- ・全く丁寧な対応ではなかった 79 人 (1%)

【電話の対応は如何でしたか】

- ・非常に丁寧な対応であった 3635 人 (49%)
- ・どちらかといえば丁寧な対応であった 1985 人 (26%)
- ・普通であった 1560 人 (21%)
- ・どちらかといえば丁寧な対応ではなかった 228 人 (3%)
- ・全く丁寧な対応ではなかった 83 人 (1%)

【在外選挙の対応振りは如何でしたか】

- ・とてもよく対応していた 1972 人 (36%)
- ・どちらかといえばよく対応していた 1306 人 (24%)
- ・普通であった 1906 人 (34%)
- ・どちらかといえばよく対応していなかった 182 人 (3%)
- ・対応は不十分であった 152 人 (3%)

【ホームページの掲載内容は如何ですか】

- ・非常に充実している 975 人 (14%)
- ・充実している方である 3068 人 (44%)
- ・普通 2589 人 (37%)
- ・充実していない 264 人 (4%)
- ・不十分である 77 人 (1%)

【メールマガジンの配信内容は如何ですか】

- ・非常に充実している 1067 人 (21%)
- ・充実している方である 2054 人 (41%)
- ・普通 1675 人 (34%)
- ・充実していない 168 人 (3%)
- ・不十分である 52 人 (1%)

【領事出張サービスは利用しやすいですか】

- ・とても利用しやすい 1119 人 (38%)
- ・どちらかといえば利用しやすい 674 人 (23%)
- ・普通 729 人 (25%)
- ・どちらかといえば利用しにくい 250 人 (9%)
- ・利用しにくい 133 人 (5%)

評価の切り口 3 : 領事シニアボランティアによるサービス向上

平成 15 年度に在外 10 公館に第 1 期シニアボランティアを派遣し、その後平成 19 年度には第 2 期として 10 名の派遣を継続した。平成 20 年度には更に 5 名の追加派遣を行い、平成 21 年度現在 15 名のシニアボランティアが活躍している。領事シニアボランティアを派遣することで在外公館における領事サービスが向上した。

詳細は、事務事業②「領事シニアボランティアによるサービス向上」を参照。

評価の切り口 4：在外選挙人名簿登録申請件数及び同登録者数の伸び

(1) 在外選挙人名簿年間登録申請件数

平成 17 年度：20,839 人，平成 18 年度：21,635 人，平成 19 年度：23,621 人，
平成 20 年度：18,228 人，平成 21 年度：20,262 人

(2) 在外選挙人名簿登録者数

平成 17 年度：91,815 人，平成 18 年度：99,173 人，平成 19 年度：108,887 人，
平成 20 年度：115,946 人，平成 21 年度：116,458 人 (外務省調べ)

詳細は、事務事業③「在外選挙人名簿登録推進」を参照。

評価の切り口 5：日本人学校・補習授業校への援助

次の数の日本人学校及び補習授業校に対し、校舎借料、現地採用講師謝金等に係る援助を行っており、邦人支援策の向上に寄与した。

(1) 日本人学校

平成 17 年度：85 校，平成 18 年度：85 校，平成 19 年度：85 校，
平成 20 年度：87 校，平成 21 年度：88 校

(2) 補習授業校

平成 17 年度：185 校，平成 18 年度：187 校，平成 19 年度：195 校，
平成 20 年度：201 校，平成 21 年度：204 校 (当初 205 校，1 校が閉校)

詳細は、事務事業④「海外子女教育体制の強化」を参照。

評価の切り口 6：領事研修受講者のアンケート結果及び外部講師よりの評価

(1) 領事研修受講者のアンケート結果

領事初任者研修 (年 2 回)、領事中堅研修 (隔年)、在外公館警備対策官研修 (年 1 回) を実施し、受講者のほぼ全員より知識・専門性の向上が図られ有益であったと評価された。特に領事中堅研修においては、講義形式に改善を加え、事前に検討テーマを与えたほか、受講者参加型・発言型の講義としたこと等により、受講者自身が積極的に検討・発言を行うことができ、効果的であったとの声が多かった。

(2) 外部講師よりの評価

外部講師 (大学教授等) から、領事担当官に対しメンタルヘルス、遺体鑑識等必要な分野の研修を行うことは必要かつ重要であるとの評価があった。

詳細は、事務事業⑤「領事担当官に対する研修の強化」を参照。

評価の切り口 7：IC 旅券の発給状況

平成 21 年度においては約 401 万 5 千冊の IC 旅券 (一般旅券) を発給し、国民の海外渡航の円滑化に寄与した。

詳細は、事務事業⑥「国際標準に準拠した IC 旅券の発給・管理」を参照。

評価の切り口 8：領事業務の業務・システムの最適化事業の進展

査証・旅券統合作成機については、予定通り平成 21 年度中に 221 公館への展開を終了し領事業務体制が整備された。

また、「領事業務の業務・システム最適化計画」については、当初計画策定後の領事業務を取り巻く

環境の変化に対応するための見直し作業を実施している。

今後は改定後の計画を推進することにより、更なる領事業務の改善が期待される。

詳細は、事務事業⑦「領事業務の業務・システムの最適化事業」を参照。

第三者の所見

森川 伸吾 弁護士

「目標の達成に向けて進展があった。」との自己評価は妥当であると思われる。その理由は次の通りである。

- (1) 領事業務の IT・システム強化については、①在留届総数に占める電子届出件数の増減は不明であるものの、電子届出件数の絶対数の継続的な伸びが認められ、②メールマガジン配信システム導入公館数は増加していないものの、その内容については、アンケート結果において相当程度に高く評価されており、また、③平成 20 年度より展開を開始した「緊急時一斉同報機能 (INSIDE)」の利用公館数が平成 21 年度において既に約 200 公館にのぼっている。
- (2) 領事サービスについては、アンケート結果において極めて高く評価されている。
- (3) 在外選挙人名簿登録推進については、登録者数が伸び悩んでいるが、制度的な要因が大きいものと理解される。
- (4) その他、海外子女教育体制の強化、領事担当官に対する研修の強化等の分野で施策の着実な実施又は進展があったと認められる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

領事サービスの改善・強化は、終わりのない目標と位置付けており、平成 22 年度以降も重点政策として目標達成に向け推進していく。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください)

- | | |
|------------------------|------------|
| ①領事事務の IT・システム強化 | →今のまま継続 |
| ②領事シニアボランティアによるサービス向上 | →今のまま継続 |
| ③在外選挙人名簿登録推進 | →拡充強化 |
| ④海外子女教育体制の強化 | →拡充強化 |
| ⑤領事担当官に対する研修の強化 | →今のまま継続 |
| ⑥国際標準に準拠した IC 旅券の発給・管理 | →今のまま継続 |
| ⑦領事業務の業務・システムの最適化事業 | →内容の見直し・改善 |

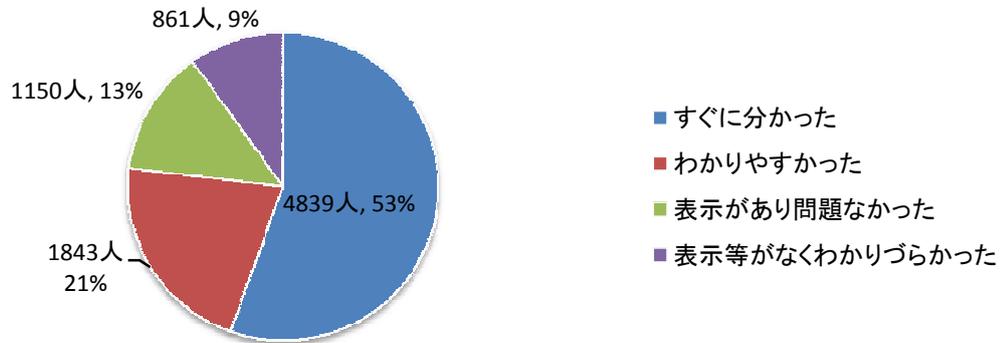
平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	○

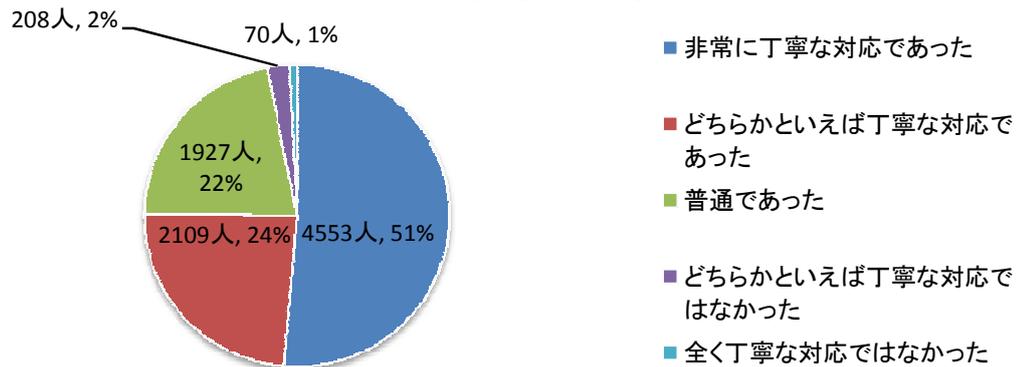
領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査結果 (平成21年10月～11月実施)

調査実施公館数142公館
調査対象者数9674名

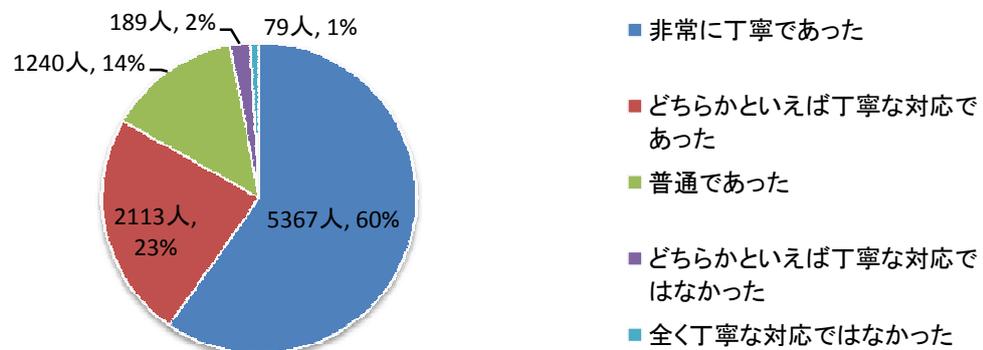
公館がどこにあるかすぐにわかりましたか



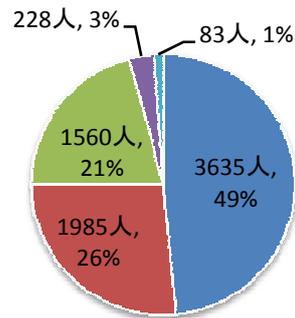
入館時の受付の対応



領事窓口の対応

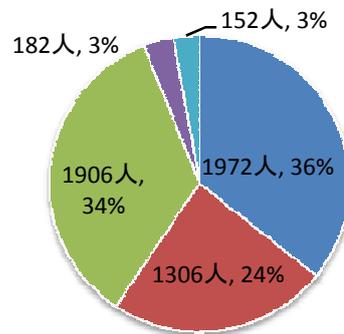


電話対応



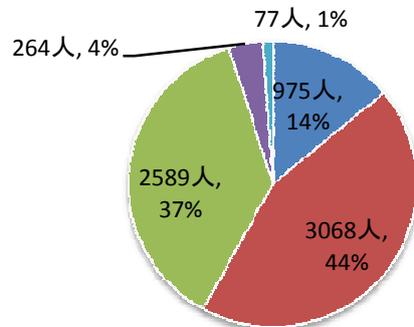
- 非常に丁寧な対応であった
- どちらかといえば丁寧な対応であった
- 普通であった
- どちらかといえば丁寧な対応ではなかった
- 全く丁寧な対応ではなかった

在外選挙についての対応ぶり



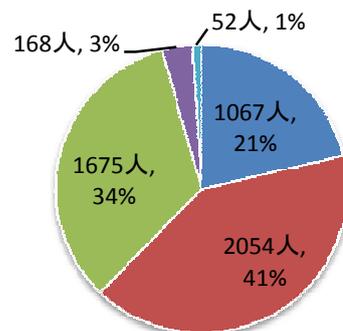
- とてもよく対応していた
- どちらかといえばよく対応していた
- 普通であった
- どちらかといえばよく対応していたよく対応してなかった
- 対応は不十分であった

ホームページの内容



- 非常に充実している
- 充実している方である
- 普通
- 充実していない
- 不十分である

メールマガジンの配信内容



- 非常に充実している
- 充実している方である
- 普通
- 充実していない
- 不十分である

IV-2 海外邦人の安全確保に向けた取組

海外邦人安全課長 天野 哲郎
邦人テロ対策室長 鈴木 光太郎
平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	<p>(1) 海外邦人の安全対策を強化すること (広報・啓発) (2) 海外邦人の援護体制を強化すること (基盤・体制)</p> <p>【小目標】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 安全情報の収集体制の強化2. 兼轄国等の安全情報の収集体制の強化3. 海外安全に関する情報発信機能の強化・改善及び安全対策情報の適切かつ的確な提供・普及4. キャンペーンや講演等を通じた国民・企業への危機管理意識の強化5. 在外公館援護体制の強化 (緊急時対応, 精神病や感染症等に関する専門性の導入, 領事担当官の能力向上)6. 国内外の関係団体等との官民協力の構築及び連携の強化7. 大規模緊急事態に備えた在外公館の体制整備及び必要なシステムの構築・拡充
施策の位置付け	第 174 回国会における外交演説に言及あり。
施策の概要	<p>(1) 海外邦人の安全対策の強化 海外に渡航・在留する邦人の安全対策を強化し得るよう, 海外邦人自身の安全対策意識の醸成・増進のための啓発に努めるとともに, そのための的確な情報収集・発信力の強化を図る。</p> <p>(2) 海外邦人の援護体制の強化 邦人保護業務に当たる在外公館の危機管理・緊急事態対応体制を強化するとともに, 業務の円滑かつ確実な実施のため, 緊急対応や精神医療, 遺体鑑定等に関する専門性の導入及び, 内外の機関・団体との協力関係・ネットワーク化を進め, 効率的かつ効果的な邦人援護体制・基盤の強化を図る。</p>

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

平成 21 年度においては, 海外邦人の安全対策及び援護体制の各分野における取組を継続的に進めた結果, 次のとおり, 全体としては相当な進展があった。

1. 現地当局等との協力関係を構築し, 兼轄国を含む安全情報収集体制の強化を図った。
2. 海外対応携帯電話の普及に併せ, 携帯電話を通じ情報発信に取り組む等海外安全に関する情

報発信機能の強化を図った。

3. キャンペーンやセミナー、講演等を通じ、企業関係者や NGO を含む国民を対象として安全対策及び危機管理に関する意識の向上、危機への対応策の啓発に努めた。
4. 一般援護関係では、閉館時における緊急電話対応体制の強化及び強化重点公館におけるアウトソーシング化を推進した。また、精神疾病発症及び高齢者問題等新たな課題への取組においては、在外公館の対応体制の改善や領事担当官の能力向上を図ると同時に、医療関係者等の専門的知見の活用及び、各国政府及び関係省庁・機関並びに現地邦人社会との連携・協力体制の強化に向けた取組ができた。
5. 緊急事態への対応に関しては、地震・洪水・ハリケーン等の大規模自然災害やテロ・誘拐等への取組に加え、新型インフルエンザ (A/H1N1) の発生に対しては、抗インフルエンザ・ウィルス薬等必要な資機材の在外公館への追加送付を行い、また政府一体となった取組の中で関係省庁との連携・協議を通じて対応策の検討を進めた。

課題

海外渡航邦人数及び在留邦人数が増加し、また、危険が多様化・複雑化する中で、海外における国民の安全と安心を確保するためには、これまでの取組の強化に加え、可能な業務のアウトソーシング化を含めた業務・予算の効率化を図る必要がある。また、感染力が強く、いつ出現するか予測困難な新たな新型インフルエンザについては、今後も最新の科学的知見、諸外国の状況、国会等での議論、関係省庁や医療専門家等による検討を踏まえ対策を進めていくとともに、万一の発生に備え、安全に現地に残留するために必要な予防・防護用品等の備蓄及び退避を含めた邦人援護のために万全の準備と計画が必要である。さらに、在外公館での緊急対応体制強化のために閉館時の緊急電話対応業務のアウトソーシング導入公館を拡大し、また高年齢層の海外長期滞在を始めとする在外邦人の安全対策及び安否確認体制を強化することは喫緊の課題である。

施策の必要性

国民の安全と安心の確保は政府の最優先課題に掲げられており、海外における国民の生命・身体の保護その他の安全に関する努力は外務省の最重要任務の一つである。そのためには、邦人援護に必要な予算・人員の増強を図りつつ既存の予算・人員の効率化のための見直しを行い、予算・人員の投入量に比して最大限の効果が得られるよう努めることが必要である。

施策の有効性

海外における国民の安全をより確実なものとするためには、第一に、国民一人一人が、多様化する海外での危険を可能な限り正確に認識し、「自分の身は自分で守る」との意識をもって、安全対策措置を講じることが最も重要である。そのためには、正確な情報収集・分析及び魅力的な情報発信を行う体制を整備・強化し、国民の安全に関連する最新の情報を的確かつきめ細やかに提供することが不可欠かつ有効である。第二に、海外における不測の事件・事故等に対し迅速かつ確実な支援を行うため、外務本省及び在外公館における支援のための基盤の整備・強化が有効である。特に、大規模緊急事態への的確な対応を図るため、在外公館の人的、物的体制の整備は不可欠である。また、精神障害あるいは新型インフルエンザ等の感染症については、その対応に極めて高い専門性が必要であり、こうした知見及び資格を有する専門家との連携・協力は極めて効果が高いと考える。

施策の効率性

外務本省及び在外公館の人的・物的資源を効果的かつ効率的に活用し、多様化する海外の危険に応じて正確かつ的確な情報及び支援を提供するためアウトソーシング化を含め体制整理・強化、専門性を必要とする業務あるいは確実性を要する業務に関して内外の専門家や関係機関・団体との連携・協力の強化が図られた点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

- ・オリジナルキャラクターを含めた企画募集の実施によりキャンペーン経費の節減を図った。
- ・閉館時緊急電話対応について公館毎の契約から国・地域単位での契約に移行し、一公館あたりの契約単価を引き下げることにより経費節減を図った。
- ・招へい事業及び緊急備蓄品については一般競争入札を実施し、無駄な予算の支出抑制に努めた。
- ・緊急備蓄品（保存飲料水）の現地調達を推進し、予算の節減を図った。
- ・独自の「GPS を利用した邦人保護システム」関連機器を廃止し、既存の民生品を「GPS を利用した邦人保護業務支援機器」として導入して、経費節減を図った。

投入資源

	予算	平成 21 年度	平成 22 年度
		839	769
(注) 内訳	海外邦人安全課	681	619
	邦人テロ対策室	158	150

単位：百万円

	人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
		37	38
(注) 内訳	海外邦人安全課	22	22
	邦人テロ対策室	15	16

単位：人（本省職員）

外部要因

(1) 平成 21 年における日本人海外渡航者数は景気の後退、新型インフルエンザの流行などの影響により年間約 1,544 万人と前年比で 3.4% 減となったものの、依然高い渡航率（国民の約 8 人に 1 人）を維持している。在留邦人は平成 17 年以降 100 万人を超え、平成 19 年以降は定年を迎えた団塊の世代の多くが海外旅行あるいはロングステイ等の長期滞在をしており、今後も海外渡航・在留邦人数は高い水準で推移していくものと考えられる。

(2) 一方、このように海外には多くの渡航者・在留邦人がいる中、海外での危険と危機は、犯罪の凶悪化、外国人を狙った誘拐の多発、テロの脅威の増加に加え、大規模自然災害、新種の感染症等の新たな脅威の出現等多様化、深刻化している。実際に豚由来の新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生し世界的感染が広まったが、近年の鳥インフルエンザ感染者数の増大及び感染地域の拡大は、鳥由来新型インフルエンザ出現の可能性も高まっていることを暗示しており、早急な対策が求められている。また、大地震、津波そしてハリケーン等の気象災害など自然災害の発生は予見しがたく、また、大規模化する傾向にある。

目標の達成状況

評価の切り口 1：情報発信基盤の強化に向けた取組

安全対策関係団体・個人等と安全情報収集のための委嘱契約を締結し、現地治安情報の収集と邦人援護が発生した場合の側面支援・協力を求めた。情報発信の基盤である海外安全ホームページについては、国民の関心・ニーズを踏まえた情報をより見やすく提供し得るよう内容を整備・改善し、アクセス数の増加を図るとともに、携帯版の海外安全ホームページでは機能を拡充した。また、年末年始及び卒業前の海外旅行シーズンに合わせて行った海外安全キャンペーンにおいては、海外安全ホームページへの関心と渡航情報収集の重要性を呼びかけた。更に、海外における多様な危険を、内容、対象に配慮しつつ、渡航情報及び危険をより身近に感じることができる資料（海外事件簿等）をきめ細やかに改訂の上、海外安全ホームページ、メールマガジン及び各種パンフレット等を通じて提供し、その他海外安全対策に関する広報・啓発を広く実施した。詳細は、事務事業①「海外邦人の安全対策・危機管理体制の強化」を参照。

評価の切り口 2：海外邦人の危機管理意識の強化

テロ・誘拐等の危機への対応・管理啓発のため、継続的に国内外各都市において、企業の危機管理担当者や一般邦人向けに安全対策・危機管理に関するセミナー、講演会を実施し、危機管理に関する意識、危機への対応策等の啓発に努めた。また NGO 関係者が誘拐される事案が複数発生していることを踏まえ、危険地域で活動する NGO 等を対象としたセミナーの開催等の取組を引き続き実施した。また、本邦及び在外において、新型インフルエンザ等新たな脅威等に備えての危機管理について啓発に努めた。詳細は、事務事業①「海外邦人の安全対策・危機管理体制の強化」を参照。

評価の切り口 3：緊急連絡への 24 時間対応体制の強化

（1）閉館時緊急電話対応体制の強化

夜間・休日等在外公館閉館時などでも時間的制約に関係なく、邦人からの緊急連絡に対応し得るよう、引き続き在外公館閉館時の緊急電話受付業務のアウトソーシング化を推進し、平成 21 年度には導入公館を平成 20 年度の 78 公館から 15 公館追加して、93 公館に拡充し、邦人援護件数及び邦人渡航者の多い中南米、欧州、中東及びアフリカ公館において更に拡充すべく努めた。

（2）専門的知見の活用

海外における在留邦人、邦人渡航者が増加する中で、精神障害あるいは新型インフルエンザ等の感染症など新たな対応が求められており、こうした事態にも適切に対応するため、拠点国における精神科医師の活用（顧問医契約）、新型インフルエンザ対策に関する関係府省庁との連携・協力を行った。

詳細は、事務事業②「在外公館援護体制の更なる強化」を参照。

評価の切り口 4：遠隔地等における即応体制の強化

兼轄国及び遠隔地において、在外公館所在地から領事担当官が現地に赴くまでの間にも、援護を必要とする邦人への支援を迅速に行い得るよう、必要な措置を講じた。詳細は、事務事業②「在外公館援護体制の更なる強化」を参照。

評価の切り口 5：官民及び外国機関等との協力・連携事業の実施

海外邦人の安全対策をより機動的かつ的確に行うために、現地政府関係機関及び現地邦人社会とのセ

ーフティネットを強化した。その一環として、外務本省あるいは在外公館において、旅行業界や NGO を含む官民協力及び現地当局との協力関係の枠組みを構築・強化しつつ、情報共有・協議を行った。

また、外務本省における地方との連携強化の一環として、海外における邦人保護について、地方公共団体に対し情報提供等を行った。詳細は、事務事業③「海外邦人の安全対策・支援に向けた多様な取組」を参照。

評価の切り口 6：大規模緊急事態対応能力の強化

テロ・誘拐、大規模化する自然災害、急激な政情不安等の大規模緊急事態への対応につき、各種の研究を通じて緊急事態対応要員の養成を行った。また、全米・カナダ邦人安否確認システムについて、在留邦人の参加を得て、全米・カナダにおける運用訓練を実施した。さらに、新型インフルエンザ (A/H1N1) 発生への対応として、平成 20 年度に医療事情の悪い地域に配備していた在外邦人用の抗インフルエンザ・ウィルス薬の追加送付等を行い、緊急展開用備品の整備を行った。さらに、テロ・誘拐関係のニュースを速報する体制の構築や誘拐事件に対応する体制の強化等も行った。詳細は、事務事業④「緊急事態対応の強化」を参照。

第三者の所見

宮治 せつ子 社団法人海外邦人安全協会事務局長

平成 21 年度は、4 月にメキシコに端を発した豚由来新型インフルエンザの世界的大流行（パンデミック）、韓国射撃場での爆発火災（日本人 10 人死亡）の痛ましい事故、バリ島での誘拐・殺害事件、中国、イエメン・サヌア州での誘拐や予測し得ない自然災害（イタリア中部、ニュージーランド、西スマトラ島、ハイチ、チリの大地震、マチュピチュの豪雨）等が多く発生し平成 20 年度にもまして海外邦人の安全確保や危機管理等の施策強化の重要性を認識した一年であった。海外邦人安全課、邦人テロ対策室が目標とした 1. 海外邦人の安全に対策を強化すること（広報・啓発） 2. 海外邦人の援護体制を強化すること（基盤・体制）の具体的な諸施策の実施、その自己評価については、限られた人員、予算のなかにおいては、妥当なものであったと考える。海外邦人の安全確保に向けた取り組みのうち、以下の 3 点の事務事業について述べておきたい。

1. 在外公館援護体制の更なる強化

事業の総合的評価に拡充強化とあるように、更なる向上を期待する。従来とは違う予測し得ない事案、より専門性を求められる事案等あらゆるケースの対応を想定した体制の強化を更に進めていくことを期待する。かつ事務効率化のためのアウトソーシングがより可能であれば、進めていき、在外公館の援護体制の強化に努めてもらいたい。精神的障害を発症した案件対応について専門家の支援が得られる体制構築は、国民や対応する領事担当官にとって、心強いものと思われる。更なる強化充実を望む。

閉館時緊急電話対応サービスの拡充についても確実な結果が表れている。まさに緊急時の対応があるということは、本当に心強いものであり今後もより一層の強化を期待する。

2. 海外邦人の安全対策・支援に向けた多様な取り組み

海外邦人の安全確保に向け、内外の関係団体との連携・協力はますます重要と考える。報告されているように様々な機会をとらえ多様な取り組み、官と民のもちえる情報の共有等、連携・協力していくことを今後も強化していただきたい。

3. 緊急事態対応の強化

システム、対応要員・機材整備、邦人保護対処マニュアル、緊急事態対応要員の育成・派遣、職員の出張、最新の国際ニュースの確保と6項目にわたる緊急事故対応の施策の具体的成果を見ると、海外邦人にとっては非常に心強く感じるものであると思う。緊急事態を想定しての対応方について、漏れはないように思える。しかし想定以外の事態が発生するのがこの頃であるからして、引き続き対応検討、強化を願いたい。「全米・カナダ邦人安否確認システム」の一般国民向けテスト運用の具体的成果をもとに対象地域の拡大等、更なる検討を期待する。

縷々、意見を述べましたが、海外邦人を取り巻く環境はより一層困難になることが予測される。安心安全は与えられるものでなく、自らが得るものであるという国民意識の醸成を根気よく続けていただくことを期待する。その入口としては“海外安全ホームページ”が有用であると考えている。国民へ“海外安全ホームページ”の認知を粘り強く続けていただくとともに、日々の改善チェックをお願いするところでありませう。

最後に以下、2点、“海外安全ホームページ”について感想を述べたい。

- (1) 海外に出かけた邦人が被害にあふ事例、“海外事件簿”等の改善を引き続きお願いしたい。(NEWとあるが2008年2月28日の作成であった。)
- (2) 「海外安全・パスポート管理促進キャンペーン」であるが、キャンペーン期間を経過しての掲載は、違和感を感じた。また、開催期間であるが、海外渡航者が多い夏休み(7~9月)の間、テレビ等では海外出国者、帰国者の様子が報道されている。その時期と連動する期間でのキャンペーンはいかがであろうか。旅券の日との連動やコスト等もあり厳しいと思うが、より海外安全の認知を深めるためにはキャンペーン開催時期の検討はいかがであろうか。即ち、一年を通してキャンペーンでありその内の重点キャンペーン期間として・・・国民に訴求していくことは、の思いであります。なお地下鉄駅等での黄色いポスター、平成21年度キャンペーンポスター「トラ吉」の掲示が目についたことを伝えたい。

海外邦人の安全対策の強化・危機管理体制の強化のために日夜、奮闘努力いただいている皆様に感謝するとともに、更なる援護を要望する次第であります。

評価結果の政策への反映

今後の方針

在留邦人の増加傾向が継続していることに加えて、(1)平成19年度以降、団塊の世代の多くが定年を迎え、同世代の海外渡航者が増えたことに伴い在外邦人の高齢化が進んでいる。また(2)テロ・誘拐の脅威が増加し、世界各地における自然災害の発生等危険・危機が大規模化、多様化しており、さらに、(3)新型インフルエンザ等の感染症対策や精神疾病への対応等援護業務が複雑化している。このような情況下、海外邦人の保護に関する政府の施策に対する期待と必要性は益々高くなっている(外交に関する世論調査：平成21年10月)。そのため、国民の危機回避意識を醸成・増進するとともに、既存の資源を効率的に活用するためアウトソーシング化、官民のネットワーク化を進めつつ、専門家との連携及び在外公館の邦人援護の体制・システムの強化並びにそのために必要な予算の確保に努めていく。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- ①海外邦人の安全対策・危機管理体制の強化 → 今のまま継続
- ②在外公館援護体制の更なる強化 → 内容の見直し・改善
- ③海外邦人の安全対策・支援に向けた多様な取組 → 内容の見直し・改善
- ④緊急事態対応の強化 → 今のまま継続

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	○

IV-3 外国人問題への対応強化

領事局外国人課長 藤原浩昭

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	(1) 外国人問題への対応の強化により、人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化への要請に応えること (2) 在日外国人が抱える問題の緩和・解決に積極的に取り組むこと -----【小目標】----- 1. 入国管理上問題のない外国人への査証発給要件緩和 2. 我が国の利益を害する行為を行うおそれがある外国人への査証審査の厳格化 3. 査証審査体制の強化 4. 「定住外国人支援に関する対策の推進について」(平成 21 年 4 月、定住外国人施策推進会議)を踏まえた、外国人問題への積極的な取組
施策の位置付け	「新成長戦略(基本方針)～輝きのある日本へ～」(平成 21 年 12 月 30 日)に言及あり。
施策の概要	査証は、外国人の入国・滞在が差し支えない旨の在外公館長の判断である。人的交流促進のため、問題の少ない外国人に対して査証面での便宜を図る一方、我が国社会の安全のため、査証審査を適切に行っている。また、査証審査を効率的に行うため、外務本省と在外公館を結ぶ査証 WAN システムを拡充している。 我が国に長期間滞在する外国人は増加を続けており、外国人は様々な問題(雇用、教育、日本語、住宅等)を抱えているところ、在日外国人問題の啓発活動(国際ワークショップの開催)、定住外国人支援策の紹介(政府間協議の開催)により、問題に積極的に取り組んでいる。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

(1) 平成 21 年においては、世界的な景気後退により外国人入国者数が減少し、これに伴って査証発給数も微減となった。一方、中国人観光客については、旺盛な需要を背景に依然査証発給要請が高く、前年を上回る査証発給を行い、人的交流の促進と出入国管理等の厳格化という異なる要請にこたえることができた。なお、査証審査を厳格に行うことにより、外国人犯罪の総検挙人員は引き続き減少した。

(2) 多くの外国人が居住し、地域における国際化に取り組んでいる神奈川県において、国際ワークショップを開催した。ブラジル政府との領事当局間協議等を通じ、在日外国人問題に関する関係省庁、地方自治体との連携強化、世論啓発等に寄与した。

課題

政府の規制改革や観光立国への取組を背景に、訪日外国人の増加が見込まれるところ、人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化への要請の双方にこたえるために、在外公館の査証審査体制を整備・強化していく必要がある。

施策の必要性

(1) 諸外国との幅広い分野での人的交流を促進しつつ、我が国社会の安全・安心を確保する必要がある。

(2) 我が国の労働人口の減少に伴う経済成長の低下、高齢化に伴う経済社会の活力減退が予測される中で、今後、外国人をいかに受入れ、我が国に在留する外国人をいかに社会統合していくのか、関係省庁、地方自治体と連携をし、国民の理解を得つつ、有効な措置を講じていく必要がある。

施策の有効性

(1) 問題の少ない外国人に対して査証取得の面で便宜を図ることにより、査証発給数は増加した(中国人観光客)。また、査証審査を適切に行うことにより、外国人の不法残留者数や来日外国人犯罪の総検挙人員は減少した。

(2) 国際ワークショップの開催や各国との領事当局間協議を通じて、在日外国人問題について取り組んでいくことが有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、査証審査に関しては、人的交流促進と出入国管理等厳格化等の両面からの要請に対応することができた。また、在日外国人問題についても、社会における急速な問題意識の高まりに対して、国際ワークショップ、領事当局間協議などを通じて適切に対応した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	1,135	1,023

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	27	26

単位：人（本省職員）

外部要因

(1) 政府の「新成長戦略（基本方針）」において、訪日外国人増加のため「査証の取得容易化」を図ることとされており、査証審査を適切に行いつつ、「査証の取得容易化」を図る必要がある。

(2) 在日外国人は、長引く景気後退の影響を顕著に受けており、早急な対策が求められている。

目標の達成状況

評価の切り口1：来日外国人の不法残留者等の減少

不法残留者数，来日外国人犯罪の総検挙人員数は毎年減少しており，適切な査証審査の成果がうかがえる（不法残留者数：113,072人（平成21年1月1日）→91,778人（平成22年1月1日），来日外国人検挙人員数：1万3,885人（平成20年）→1万3,257人（平成21年））。

詳細は，事務事業①「適正な査証審査の実施」，事務事業②「査証WANシステムの拡充」を参照。

評価の切り口2：在日ブラジル人支援への取組

我が国経済情勢の悪化の影響を受け雇用，教育，日本語，住宅等さまざまな面で問題を抱える在日ブラジル人への支援及び在日ブラジル人の犯罪問題等について，ブラジルとの領事当局間協議において両国政府の対応をレビューし，両国政府で今後の課題を共有し，連携を確認した。詳細は，事務事業③「在日外国人問題の啓発活動等」を参照。

第三者の所見

池上 重弘 静岡文化芸術大学文化政策学部教授

外国人問題への対応強化に関する施策の目標として，昨年度に引き続き「（1）外国人問題への対応の強化により，人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化への要請に応えること」と「（2）在日外国人が抱える問題の緩和・解決に積極的に取り組むこと」が挙げられている。このうち（2）については，昨年度の「問題に積極的に取り組む」という表現から一歩踏み込んで，「問題の緩和・解決に積極的に取り組む」という表現が使われている。在日外国人は景気後退により深刻な影響を受けたが，そうした状況を踏まえた目標設定として評価できる。

「新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～」（2009年12月）には，訪日外国人の増加に向けて，訪日観光査証の取得容易化等を進めることにより，「訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人に，将来的には3,000万人まで伸ばす」という記載がある。査証発給の迅速化・簡素化を図る一方，人身取引をはじめとする人権侵害につながる査証審査申請に対しては，査証WANシステムの効果的運用によって，これまで以上に厳格な対応を図る必要があろう。

海外交流審議会が外務省に答申した「変化する世界における領事改革と外国人問題への新たな取組み」（2004年10月）では，「第二部 外国人問題」において，（イ）在日外国人の雇用，居住，社会保障等に係る状況の改善，（ロ）義務教育年限の外国人の子どもの教育機会の確保，（ハ）外国人労働者とその家族への語学教育等の支援，の3点が提言されていた。さらに，外国人問題を省庁横断的に扱う政府の体制の整備が提言されており，景気後退以前の時点においてすでに外国人をめぐる総合的・体系的な政策の必要性が指摘されていた。その後しばらく実現に向けての具体的動きはなかったが，急激な景気後退に伴う雇用環境激変を契機に，2009年1月，内閣府に定住外国人施策推進室が設置され，同月，教育対策，雇用対策，住宅対策等を盛り込んだ「定住外国人支援に関する当面の対策について」が発表された。さらに，定住外国人施策推進会議による「定住外国人支援に関する対策の推進について」（2009年4月）と続く一連の施策展開により，海外交流審議会の提言が時代の先を見越したものであったことが証明されたと言えよう。

2010年2月には，外務省，神奈川県及び国際移住機関の共催による「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」が開催された。静岡県（2008年），愛知県（2009年）との共催に続く地方開催3年目の今回は，多くの外国人住民を抱える神奈川県での開催となった。海外からのゲストを招く形はこれまでと変わらないが，従来までのシンポジウムとは異なり，外国人を受け入れる地

域社会での意識啓発について提言し、入国前の外国人に対する情報提供の具体的なコンテンツを作成した。国際的視点から外国人受入れをめぐる諸外国の動向を踏まえるだけでなく、提言と情報提供コンテンツという成果物ができた点を高く評価したい。またワークショップの検討過程において、NPO関係者をはじめ、在日外国人に近いところにいる人たちの声が反映された。この点は中央省庁による事業としては画期的と言えよう。情報提供コンテンツはインターネットに掲載され、訪日予定の外国人に在外公館で実際に配布されるとのことなので、ぜひ当事者からの声をモニタリングし、改善・改良を図るよう求めたい。

景気後退の荒波のなか、堅い意思のもとに日本にとどまる決意をした外国人がいる一方、帰国という選択を具体的スケジュールに載せることすらままならぬ状況で日本での生活を余儀なくされている外国人もいる。在日外国人の出身国との連携強化がこれまで以上に求められている今、外国人政策において外務省が果たす役割はますますその重要性を増している。

評価結果の政策への反映

今後の方針

査証取得面で便宜を図ることにより、諸外国との人的交流促進を図るとともに、査証審査を適切に行うことにより、我が国社会の安全に貢献する。

訪日外国人の増加が見込まれるところ、査証審査を効率的に行うため、外務本省と在外公館を結ぶ査証WANシステムを拡充する。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください)

- | | |
|----------------|-------------|
| ①適正な査証審査の実施 | → 今のまま継続 |
| ②査証WANシステムの拡充 | → 内容の見直し・改善 |
| ③在日外国人問題の啓発活動等 | → 今のまま継続 |

平成23年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	—	○

基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化

施策（具体的施策）

V-1	外交実施体制の整備・強化・・・・・・・・・・・・・・・・	375
V-2	外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革・・・・・・・・	379

V 外交実施体制の整備・強化

評価担当課室名	業務内容
大臣官房 総務課(情報防護対策室を含む)	外務省の業務の総合調整（本省の各部局や在外公館がその機能を十分活かして活動しうるよう省全体の事務を総合的に調整。各部局の行政事務を総合的に調整することを主要な任務とするほか、外務省の定員・予算・機構を拡充し、また、より効率的なものに整備していくことなどを各部局と連絡をとりつつ実施）
人事課	外務省職員の採用，人事管理
警備対策室	在外公館の警備 本省・在外公館における秘密保全
情報通信課	公文書類の接受及び発送，外交文書の発受，その他の外交上の通信 （外務省の情報システムの整備及び管理）
在外公館課	在外公館の運営，在外公館職員の勤務環境の改善・整備， 在外公館施設の整備

V-1 外交実施体制の整備・強化

総務課長 金杉憲治
人事課長 下川眞樹太
警備対策室長 松井貞夫
情報防護対策室長 若林啓史
平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化すること 【小目標】 1. 定員及び機構の更なる充実 2. 在外公館の警備体制の強化 3. 情報防護体制の強化
施策の位置付け	第 174 回国会における外交演説に「外交実施体制の強化」について言及あり。
施策の概要	(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実施体制を整備・強化する。 (2) 在外公館は、外交活動の拠点であり、適切な警備対策を実施することで、在外公館及び館員の生命・身体の安全を確保し、また、在外公館に対する不法な攻撃を未然に抑止する等、警備体制の強化を通じて、外交実施体制の整備・強化を図る。 (3) 外交活動を支える上で、死活的に重要である情報の防護については、制度面、意識面、物理面など多面にわたる体制強化を図る。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

以下のとおり、本施策の小目標に向けた種々の取組を実施し、外交実施体制の整備・強化が進展した。

- (1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備については、在外公館の増強、定員の純増等を実現した。
- (2) 在外公館の警備体制の一層の強化については、各種人的及び物的な警備強化措置、各種研修や警備訓練等を行った。
- (3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化については、平成 19 年度に設置された情報防護対策室を中心に、本省及び在外公館における情報防護対策の企画・立案、関連内規の整備、研修の拡充、電子情報漏洩対策等の取組を実施した。

課題

(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備

激動する国際社会の中で、外務省の業務はますます拡大しており、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な外交実施体制を引き続き整備・強化する必要がある。

(2) 在外公館の警備体制の一層の強化

在外公館に対する脅威は、年々威力を増すテロリストの攻撃をはじめ、その形態も極めて多様化しており、適切な対策に基づく措置を施すことで警備体制を一層強化する必要がある。

(3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化

政府機関からの情報流出の危険は、情報技術の進歩とともにますます高まっており、政府全体の取組のみならず、外務省としても情報防護体制の多面にわたる取組を一層整備・強化する必要がある。

施策の必要性

激動する国際社会の中で、我が国の平和と繁栄を追求するための外交を実施するためには、外務省が組織として最大限の能力を発揮する必要がある。そのためには、外交実施体制を整備・強化するという本施策を推進することは必要不可欠である。

施策の有効性

(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備

外務省は、定員・機構の増強に努めているが、外務省の業務がますます増大している中で、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等のために不可欠な定員を確保し、在外公館の体制を整備・強化することは、外交実施体制を整備・強化する上で有効な取組である。

(2) 在外公館の警備体制の一層の強化

在外公館に対する各種の人的及び物的な警備強化措置を講じるとともに、警備対策官及び警備専門員に対する研修、館員に対する警備関係講義の実施、各在外公館所在国の脅威を勘案した警備訓練を実施する等、在外公館の警備体制をハード、ソフト両面から強化することは、在外公館及び館員等の安全を確保し、外交実施体制を一層強化する上で有効である。

(3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化

意識面、制度面、物理面等多面にわたる取組を着実に進めるため、大臣官房総務課の下に平成 19 年度に設置した情報防護対策室を中心に、本省及び在外公館における情報防護対策の総合的な企画・立案、関連内規の整備、研修の一層の強化、電子情報漏洩対策等の取組を積極的に実施することは、情報防護体制の多面的な強化のため有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的資源を効率的に活用し、以下の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備

2 総領事館の廃止や定員の合理化を進めつつ、体制の整備・強化のために在外公館・人員を拡充することができた。

(2) 在外公館の警備体制の一層の強化

人的及び物的な警備強化措置、専門研修、警備関係講義、警備訓練の実施により、在外公館の警備体制の整備・強化が進展した。

(3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化

情報防護対策室を中心に、情報防護対策の総合的な企画・立案、関連内規の整備、研修の拡充、電子情報漏洩対策等の取組を積極的に実施した。

投入資源

(注) 本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での予算は計上されていない。

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	112	110

単位：人（本省職員）

(注) 人的投入資源は、本省の官房総務課（情報防護対策班を含む。）、警備対策室の定員を計上。

外部要因

政府の人的資源の制約、我が国在外公館が所在する国の治安状況、国際的なテロ組織による攻撃の発生、及び在留邦人が巻き込まれる事件・災害等の発生回数・規模等、相手国の対日政策の変化に伴う我が国に対する情報工作活動の状況など外部要因の影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口 1：外務省の人員、機構の更なる整備

平成 21 年度には、定員 100 人純増、5 大使館の新設及び 2 総領事館の廃止を行い、外務省全体の定員・機構面での更なる整備を推進した。詳細は、事務事業①「国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備」を参照。

評価の切り口 2：在外公館の警備体制の強化

在外公館に対する各種の警備強化措置、専門研修、警備関係講義、警備訓練などを実施し、在外公館の警備体制を強化した。詳細は、事務事業②「在外公館の警備体制の一層の強化」を参照。

評価の切り口 3：外交を支える情報防護体制の強化

情報防護対策室を中心に、情報防護対策の総合的な企画・立案、関連内規の整備、研修の一層の強化、電子機器からの情報漏洩対策等の取組を積極的に実施し、外交を支える情報防護体制を強化した。詳細は、事務事業③「外交を支える情報防護体制の多面的な強化」を参照。

第三者の所見

村田 晃嗣 同志社大学教授

一方では、国際的な相互依存状況が一層加速し、他方では、経済力の相対的な地位の低下などから、日本の国際的なプレゼンスの後退が懸念されている。こうした中で、外務当局が日本の国益と在外邦人の安全を守るために、一定数の在外公館を確保することは、不可欠である。ただし、日本が現在置かれているきわめて厳しい財政状況に鑑み、優先順位を明確にした上で、一層の効率化により費用対効果を

高める努力もまた必要である。目下の方向は、概ねこうした諸課題に誠実に向き合い適格的であるといえる。

また、海外での治安の悪化や国際テロなどの可能性に鑑み、在外公館の施設を、より練度高い人員と態勢で警護する必要がある。情報の保全態勢についても、同様である。こうした分野に資源を投資することは、日本の財産と日本人の生命・安全の確保に直結することであり、また、日本の国際的な信頼度にも関わる問題である。これら施策の一層の拡充が強く望まれるところである。

評価結果の政策への反映

今後の方針

(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備

外務省（本省・在外公館）の定員・機構の整備・強化は国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠であり、今後とも一層推進する必要がある。

(2) 在外公館の警備体制の一層の強化

我が国の在外公館の安全を確保するためには、テロ対策を主体とし、多様化する脅威に耐え得る在外公館警備体制を更に整備・強化する必要がある。

(3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化

政府機関からの情報流出を防ぐため、情報防護体制の多面にわたる取組を不断に強化する必要がある。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ①国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備 | → 今のまま継続 |
| ②在外公館の警備体制の一層の強化 | → 拡充強化 |
| ③外交を支える情報防護体制の多面的な強化 | → 拡充強化 |

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	－（注）	○	○

（注）特定の項の下で予算は計上しないが、関連する事務事業に必要な予算要求は引き続き行う。

V-2 外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革

情報通信課長 中前隆博

在外公館課長 鈴木量博

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	外交通信基盤の整備・拡充を図るとともに、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進すること。 【小目標】 1. 基幹通信網及び国際 IP 電話の整備拡充 ・本省及び各拠点の情報ネットワーク最適化 2. 「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」 ・「外務省人事・給与等業務・システム（外務省人給システム）」の再構築 ・平成 22 年度当初におけるシステム維持経費の削減 3. 「在外経理システムの整備」 ・IT を活用した業務改革の推進
施策の位置付け	電子政府構築計画（平成 16 年 6 月 14 日改訂 各府省情報課統括責任者（CIO）連絡会議決定）、外務省電子政府構築計画（平成 15 年 7 月 17 日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に言及あり。
施策の概要	各内部管理業務システム、在外経理システム及び情報ネットワークの最適化を実施することにより、維持・運営経費の削減を図るとともに、業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

- 「外務省情報ネットワークの整備」においては、平成 21 年度までに整備対象 230 公館中の 228 公館に基幹通信網及び国際 IP 電話を整備した。また、外務本省においては 2 筐体パソコン及びプリンタを配備し、最適化の整備を完了した。これらにより本年度の整備対象のほぼすべての作業が完了したため、小目標 1. を達成した。
- 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、「外務省人給システム」の再構築を完了し、平成 22 年度当初におけるシステム維持経費の削減が可能となり本年度の目標（小目標 2. ）を達成した。
- 在外経理システムの整備にあたっては、「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づくサーバの本省集約化等を実現するため、開発事業者を決定し、次期在外経理システムの設計・開発作業を開始し、また、「物品管理システム」「現地職員管理システム」の機能の拡充を図った。これにより本年度の目標（小目標 3. ）を概ね達成した。

課題

1. 「外務省情報ネットワークの整備」においては、平成 22 年度は在外公館情報ネットワークをよりスリム化し更なる効率化を実現するための検討を行う。
2. 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、平成 22 年度以降に、府省共通の「人事・給与関係業務情報システム（人給共通システム）」を導入・移行することにより、業務処理時間の削減を実現する。
3. 「在外経理システムの整備」においては、平成 23 年度末までに次期在外経理システムの設計・開発を終了し、24 年度より運用を開始する。

施策の必要性

1. 「外務省情報ネットワーク」については、外交政策の立案・推進機能の一層の強化を図るため、現行の外務省情報ネットワークを根本的に見直し、十分な情報セキュリティと、外交活動に必要な円滑な情報交換を同時に実現する情報ネットワークの在り方を明確化し通信体制を強化する必要がある。
2. 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、ホストコンピュータ上で運用している各種業務・システムの効率化及びシステム維持経費の削減に取り組む必要がある。
3. 「在外経理システムの整備」は、在外公館における会計担当者の増大する業務を簡素化・効率化するため、また、会計処理及びそれに関する幅広い範囲の業務を迅速かつ正確に処理できるよう IT を活用した業務改革を進めることが必要である。

施策の有効性

本件施策の実施を通じ、外交を推進する上で基盤ともなる情報・通信、会計システムの更なる向上が図られるとともに、以下のとおり、経費節約等にも有効である。

1. 「外務省情報ネットワークの最適化」では、全体的な情報セキュリティレベルの向上とともに計画完了時に年間 1 億 7000 万円の経費削減、及び 1 万 7000 時間の業務時間短縮が見込まれる。
2. 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」では、システムの維持経費を年間 3 億円削減し、業務処理時間を年間 1500 時間削減することにつながる。
3. 「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づく業務・システムの最適化完了後（平成 24 年度以降）には、在外公館の会計担当者の業務量は、月間で約 38 時間の時間削減（15.2%の削減率、いずれも試算値）が見込まれる。また、経費については平成 24 年度以降、年間延べ約 5300 万円の経費の低減に相当する効果が見込まれる。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を活用し、情報ネットワークの整備、内部管理業務用ホストコンピュータのシステム再構築、在外経理システムの整備といった IT を用いた業務改革が進展した。このように投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

1. 「外務情報ネットワークの最適化」では、基幹通信網、国際 IP 電話、ネットワーク基盤及び基本業務システムの構築・運用について入札を実施し、競争原理の導入による効率化を行った。
2. 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」について、入札を実施し、競争原理の導入

による低コスト化，効率化を図った。

3. 「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づく次期在外経理システムの設計・開発作業を開始した。平成 23 年度末までに右作業が完了し，平成 24 年度より運用を開始すること，及び「物品管理システム」「現地職員管理システム」の機能を拡充したことにより在外経理業務の簡素化・効率化が見込まれる。

投入資源

(注) 本件施策は，外務省全体の予算に関わっており，特定の項の下での予算は計上されていない。

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	31	31

単位：人（本省職員）

(内訳)

外務省情報ネットワークの整備	14	14
内部管理ホストコンピュータシステムの再構築	10	10
在外経理システムの整備	7	7

外部要因

特になし。

目標の達成状況

1. 外務省情報ネットワークの整備

評価の切り口：基幹通信網整備による施策目標の推進状況

228 の在外公館に基幹通信網，国際 IP 電話の整備を完了した。また，外務本省においては，2 筐体パソコン及びプリンタの再整備を完了し，ネットワーク基盤及び基本業務システム（新システム）についても機器単体の構築が完了した。詳細は，事務事業①「外務省情報ネットワーク最適化事業」を参照。

2. 内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築

評価の切り口：業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組

「外務省人給システム」の再構築作業を平成 21 年度までに完了し，平成 22 年度当初におけるシステム維持経費の削減が可能となった。詳細は，事務事業②「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」を参照。

3. 在外経理システムの整備

評価の切り口：業務・システム最適化計画の目標推進状況

「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づく次期在外経理システムの設計・開発作業を開始し，同計画達成に向けて事業を継続中である。次期在外経理システムの運用を開始する平成 24 年度には，在外公館における会計担当者の業務の簡素化・効率化が見込まれている。詳細は，事務事業③「在外経理システムの整備（最適化計画を含む）」を参照。

第三者の所見

島田 裕次 東洋大学総合情報学部教授

「外務情報ネットワークの整備」、「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」及び「在外経理システムの整備」については、いずれも計画通り作業が進捗しており、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化が推進されていると判断できる。

「外務情報ネットワークの整備」は、基幹通信網及び国際 IP 電話の整備拡充を行うものであり、平成 21 年度までに整備対象の 230 公館中 228 公館の整備等、ほぼすべての作業が完了している。これによって、全体的な情報セキュリティレベルの向上が図れるとともに、計画完了時には年間 1 億 7000 万円の経費削減、1 万 7000 時間の業務時間短縮が見込まれる。機密性の確保が極めて重要な通信インフラであることから、本計画を継続し、着実に実施していくことが重要だと判断できる。

「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」は、システムの再構築によって経費削減を図るものであり、「外務省人給システム」の再構築が完了し、今後年間 3 億円のシステム維持経費削減、及び業務処理時間の年間 1500 時間削減が見込まれる。本計画を継続し着実に実施していくことが重要だと判断できる。

「在外経理システムの整備」は、サーバの本省集約化等を実現し、在外公館の会計担当者の業務量の削減（月間約 38 時間）及び年間 5300 万円の経費削減を見込むものである。本年度は、開発事業者の選定、システムの設計・開発作業を開始しており、基本設計が完了している。平成 24 年からの運用開始を目指して、計画通り作業を実施している。本計画の実施によって、当初計画していた業務時間の短縮及び経費削減の効果に加えて、手書き処理からシステム化による業務品質の向上も期待できるので、本計画を継続し、着実に実施していくことが重要だと判断できる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

1. 「外務省情報ネットワーク最適化事業」については、平成 22 年度は在外公館情報ネットワークをよりスリム化し、更なる効率化を実現するための検討を行う。
2. 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」については、平成 22 年度以降に、「人給共通システム」を導入・移行することにより、業務処理時間の削減を実現する。
3. 在外経理システムの整備については、「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に則り、次期在外経理システムの設計・開発を進めることによって、サーバ本省集約等の IT を活用した業務改革を推進し、在外公館の会計担当者のさらなる業務負担軽減を図る。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- | | |
|---------------------------|----------|
| ①外務省情報ネットワーク最適化事業 | → 今のまま継続 |
| ②内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築 | → 今のまま継続 |
| ③在外経理システムの整備（最適化計画を含む） | → 今のまま継続 |

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	－（注）	－	－

（注）特定の項の下で予算は計上しないが、関連する事務事業に必要な予算要求は引き続き行う。

基本目標VI 經濟協力

施策VI—1 經濟協力

具体的施策

VI-1	經濟協力	385
------	----------------	-----

VI-1 経済協力

評価担当課室名	業務内容
国際協力局 政策課	国際協力局の所掌事務に関する総合調整 独立行政法人国際協力機構の組織・運営一般
評価・広報室	ODA の評価に関する業務, ODA 広報
民間援助連携室	日本の国際協力 NGO との協力・連携
開発協力総括課	経済協力に関する総合的な計画の作成。無償資金協力・技術協力・有償資金協力の予算執行・制度全体の総括。官民連携
開発協力企画室	ODA に関する企画及び立案。ODA 全体の方針に関する関係行政機関の行う企画の調整。他ドナーとの連携。ODA に関する調査・統計作成。ODA 白書
事業管理室	無償資金協力・技術協力・有償資金協力の事業管理。技術協力・有償資金協力に関して関係行政機関の行う企画及び立案の調整
緊急・人道支援課	国際緊急援助隊の派遣及び緊急援助物資の供与, 人道支援に関する外交政策
国別開発協力第一課	東アジア, 東南アジア, 大洋州についての国別及び地域別の経済協力に関する計画の作成(例: 国別援助計画の策定), 国別及び地域別の無償資金協力・技術協力・有償資金協力に関する計画の立案及び実施。東アジア, 東南アジア, 大洋州地域についての経済協力に関する国際機関等(例: アジア開発銀行 (ADB) など)に関する業務。現地ベースの政策協議の実施を始めとする現地機能の強化。
国別開発協力第二課	南西アジア, 中南米, 中央アジア・コーカサス, アフガニスタンについての国別及び地域別の経済協力に関する計画の作成(例: 国別援助計画の策定), 国別及び地域別の無償資金協力・技術協力・有償資金協力に関する計画の立案および実施。これらの地域についての経済協力に関する国際機関(例: 米州開発銀行 (IDB) など)等に関する業務。現地ベースの政策協議の実施を始めとする現地機能の強化。
国別開発協力第三課	欧州, 中東, アフリカについての国別及び地域別の経済協力に関する計画の作成(例: 国別援助計画の策定), 国別及び地域別の無償資金協力・技術協力・有償資金協力に関する計画の立案および実施。これらの地域についての経済協力に関する国際機関(例: アフリカ開発銀行 (AfDB), 欧州復興開発銀行 (EBRD) など)等に関する業務。現地ベースの政策協議の実施を始めとする現地機能の強化。

VI-1 経済協力

国際協力局政策課長 植野篤志
評価・広報室長 畠薫
民間援助連携室長 川口三男
開発協力総括課長 牛尾滋
開発協力企画室長 伊藤恭子
事業管理室長 佐藤勝
緊急・人道支援課長 河原節子
国別開発協力第一課長 清水茂夫
国別開発協力第二課長 小野日子
国別協力開発第三課長 石塚英樹
平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	二国間協力の政府開発援助を通じた支援により国際社会の平和と安定に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保すること。 ----- 【小目標】 1. 途上国の発展に資すること
施策の位置付け	第 174 回国会における外交演説に言及あり
施策の概要	戦略的な ODA の実施のための援助政策の企画・立案

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

以下に示すとおり、一般会計 ODA 予算の減額が続く中で、「選択と集中」を進め、目標の達成に向けて進展があった。

(1) アフガニスタン・パキスタン

アフガニスタンについて、平成 21 年 11 月に今後のアフガニスタン情勢に応じて、平成 21 年から概ね 5 年間で最大約 50 億ドル程度までの支援を発表し、平成 22 年 3 月現在で約 584 億円の援助が実施されている。パキスタンについては、平成 21 年 4 月に 2 年間で最大 10 億ドルの支援を発表し、平成 22 年 3 月時点で約 407 億円の援助が実施されている（アフガニスタン・パキスタンともに、技術協力の実績は集計中のため含んでいない）。

(2) 気候変動対策支援

鳩山イニシアティブとして、平成 21 年 12 月に排出削減等の気候変動対策に取り組む途上国、及び気候変動の悪影響に脆弱な途上国へ官民合わせて約 1 兆 7,500 億円（概ね 150 億ドル）規模の支援（うち公的資金は 1 兆 3,000 億円（概ね 110 億ドル））を発表した。インドネシアへの「第

二次気候変動対策プログラム・ローン（景気刺激支援を含む）」（約 374 億円）や、環境プログラム無償（太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画、森林保全計画等）をはじめとした支援が実施されている。

（３）ハイチにおける大地震への対応

平成 22 年 1 月に発生したハイチ大地震に対して、国際緊急援助隊による医療活動を行うなど人的貢献を行い、ハイチ及び国際社会から高く評価されるとともに、3 月 31 日に開催されたハイチ支援国会合において総額約 1 億ドルの緊急・復興支援を表明した。

（４）多様な関係者との連携

NGO・外務省定期協議会（全体会議、ODA 政策協議会及び連携推進委員会の計年 7 回）を開催するとともに、経済協力等に関する官民対話等の民間企業との対話などを実施し、関係者との情報共有・連携強化に努めた。

（５）国際協力局の機構改革の実施

外務省が ODA の政策立案機能をより強化し、平成 21 年 7 月より、スキーム課（有償資金協力課及び無償資金・技術協力課）を廃止し、3 スキームを一体的に運用する国別課体制を強化するため国別開発協力第三課を新設するとともに、政策的課題や制度等を横串的に総括するために、開発協力総括課を置く体制を整えた。

課題

現在の開発援助について国民の共感が十分に得られていないとの認識の下、ODA の在り方について平成 22 年夏までをめどに基本的な見直しを行う。こうした取組により、国民の理解と支持の下、ODA をより戦略的かつ効果的に実施するとともに、ODA の質と量を強化する。また、対アフリカ ODA 倍増等の既存の国際公約の着実な実施に向け、努力を倍加させる。

施策の必要性

グローバル化が進む国際社会においては、飢餓や病気に苦しみ、人間としての尊厳を保てないような苦しい生活を営んでいる人々が数多く存在しているという、厳しい現実がある。開発途上国における開発課題は山積しており、我が国の平和と繁栄に直結している国際社会の平和と繁栄のためにも、これらの課題に対処することは我が国の責務である。ODA を積極的かつ効果的に活用し、途上国の安定と発展や、地球規模課題の解決に取り組むことは日本自身の国益に叶うものであり、ODA は重要な外交手段である。

施策の有効性

日本の平和と繁栄は、世界の平和と繁栄、それを実現するための国際協調の中でこそ実現可能なものである。一方で、現実の国際社会は貧困やエイズ、気候変動等様々な課題に直面しており、これに対し、日本が積極的に行動することで、世界の期待に応えることが求められている。

ODA はそのための重要な手段であり、我が国の比較優位を活かすものとして、有効である。

施策の効率性

ODA 予算の減額が続く中、ODA コスト総合改善プログラム（平成 20 年 4 月策定）に沿って、平成 20～24 年度で平成 19 年度の標準的事業と比較して 15%程度のコスト削減を目指している。

また、「官民連携のための円借款の迅速化」を平成 21 年 7 月に公表し、STEP（本邦技術活用条件）案件及び官民連携案件を中心に、案件の形成から完工に至るまでの各段階において要する時間の短縮を図っている。

さらに、学校建設案件において、コミュニティ開発無償を利用することにより、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間の平均で 30%以上のコスト縮減を目指している。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	406,888	304,981

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	172	176

単位：人（本省職員）

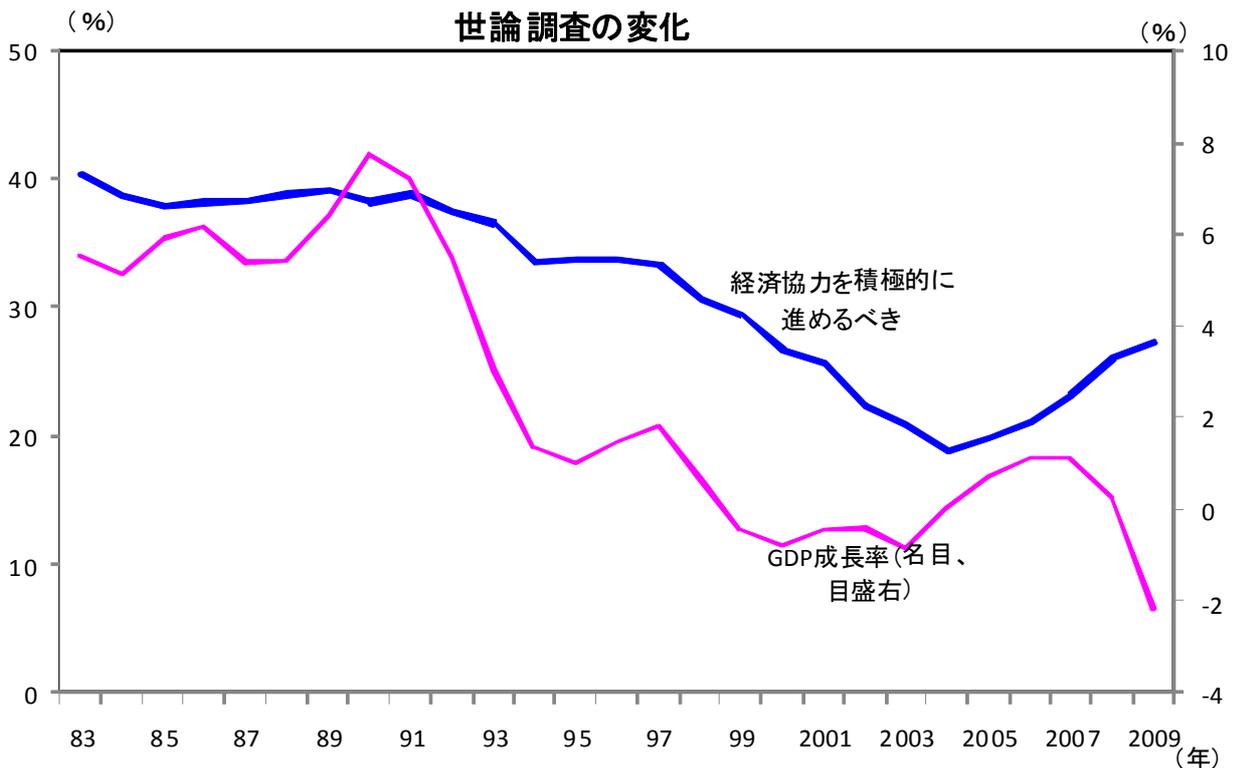
外部要因

- （1）紛争やテロ、自然災害、世界経済の急速な減速等不測の事態の発生
- （2）被援助国政府や国際機関からの要請の拡大

目標の達成状況

評価の切り口 1：世論調査における変化

毎年実施している「外交に関する世論調査」における経済協力に関する意識をみると、経済協力を「積極的に進めるべき」とした割合は 2004 年を底として緩やかな上昇に転じている。同割合は 1980 年代から 2000 年代初頭にかけては、GDP 成長率との相関関係が高かったが（景気が良ければ、経済協力を積極的に進めても良いと解釈できる）、近年、その関係が薄れてきている。



(備考) 内閣府「外交に関する世論調査」, 「国民経済計算」より作成。ともに後方3か年移動平均。

評価の切り口2 : ODA事業が国民に対する説明責任をどれだけ果たしているか

① ODA 広報の実施—ホームページの充実, テレビ広報番組等の活用

ODA ホームページに対するアクセスは対前年度比約 11%増となっている。また, テレビ東京の「知花くらの地球サポーター」の平成 21 年度平均視聴率は 5.7%, また, 番組 HP へのアクセス数は前年度比約 12%増となっており, 一般国民に対する ODA 広報は着実に進んでいる。

② ODA 評価の実施

外務省は, 被援助国の実情に沿った, 質の高い ODA を実施するため, 各国の国別援助計画や援助の重点課題について, 第三者評価を実施している。平成 21 年度は, 5つの国別評価に加えて過去の ODA 案件のレビュー, 国際機関経由の援助の評価を実施した。評価の結果は政策立案過程にフィードバックするとともに, 結果を公表し国民への説明責任を果たしている。

詳細は, 事務事業①「ODA の理解促進」及び事務事業③「経済協力評価」を参照。

評価の切り口3 : : NGO の活動環境整備

国際協力における政府の重要なパートナーである NGO がその能力をさらに向上していけるよう活動環境を整備し, NGO の能力向上を側面支援するために, NGO と連携の上, ① NGO 相談員, ② NGO 専門調査員, ③ NGO によるテーマ別能力向上プログラム, ④ 国際競争力強化プログラム, ⑤ 海外 NGO との共同セミナー, ⑥ アカウンタビリティ強化指導委託, ⑦ 長期スタディ・プログラムの諸事業を実施した。

詳細は, 事務事業②「NGO の活動環境整備」を参照。

第三者の所見

小寺 彰 東京大学教授

資源が乏しく軍事力に頼らない外交を国是とする日本に関しては, 国際社会の平和と安定は不可欠で

あり、そのためにわが国は率先して政府開発援助（ODA）事業を行い、国際社会の平和と安定を図ることは当然のことである。しかし、残念ながら国民の間の ODA 事業に対する理解は十分ではなく、その結果、ODA 予算の減額が続き、今や世界 5 位以下に落ちてしまった。こういうなかで外務省としては、一方では ODA 事業への国民の理解を高めるとともに、他方では、少ない予算のなかで効率的に ODA 事業を実施することが必要だと思われる。本施策はこの両者を目指すことを明示しており、現下の状況においてきわめて適切な方針だと言える。

前者の ODA 広報については、テレビ番組や出前講座の提供等を行い、その充実化を図り、実際にも効果が上がっていることがうかがわれる。ただし、日常的に国民各層の間で ODA の重要性が議論されるような仕掛けとしては不十分ではないだろうか。ODA 事業が単なる途上国支援ではなく、わが国の安全と繁栄に直接にリンクしていることを国民各層に理解させるような新たな取組みを期待したい。

後者の ODA 事業の効率化については、実施組織面では関係部署の機構改革や NGO 支援等を通じて、また対象事業面では、アフガニスタン・パキスタン支援、環境・気候変動関連支援、対アフリカ ODA 倍増等への「選択と集中」を通じて着実に進展していることがうかがわれる。挙げられた 3 事業が一般的に重要なことは理解できるが、これらへの集中の理由が一見して明らかではなく、また評価シートからも示されていない。ODA が「国際社会の平和と安定」を目的とする以上、環境・気候変動関連支援やアフリカ ODA 倍増についても、「国際社会の平和と安定」の観点からなお一層の選択と集中が求められよう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

ODA の当初予算は過去 13 年間でほぼ半減となっており、ODA 事業量も趨勢的に減少している中、ODA の質と量の強化を目指すとともに、アフガニスタン・パキスタン支援、環境・気候変動関連支援、対アフリカ ODA 倍増等、主要外交政策への「選択と集中」を進める。

今夏を目途に進めている ODA の見直しを踏まえ、国民の共感を得ながら ODA をより戦略的かつ効果的に実施していく。

事務事業の扱い （詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- ① ODA の理解促進 → 内容の見直し・改善
- ② NGO の活動環境整備 → 内容の見直し・改善
- ③ 経済協力評価 → 内容の見直し・改善

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	○	○

施策VI—2 地球規模の諸問題への取組 393

具体的施策

VI-2-1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献 397

VI-2-2 環境問題を含む地球規模問題への取組 403

VI-2 地球規模の諸問題への取組

評価担当課室名	業務内容
国際協力局 地球規模課題総括課	地球規模問題に対する総合的な外交政策 経済及び経済協力に関する国際機関，経済協力に関する分野別の計画などに関する業務 人間の安全保障に関する外交政策
開発協力総括課	経済協力に関する総合的な計画の作成。無償資金協力・技術協力・有償資金協力の予算執行・制度全体の総括。官民連携
専門機関室	国連の専門機関などに関する外交政策
緊急・人道支援課	国際緊急援助隊の派遣及び緊急援助物資の供与，人道支援に関する外交政策
地球環境課	地球環境（気候変動を除く。）に関する外交政策
気候変動課	気候変動問題に関する外交政策

VI—2 地球規模の諸問題への取組

具体的施策

VI—2—1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献

VI—2—2 環境問題を含む地球規模問題への取組

評価の結果

施策VI—2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
VI—2—1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
VI—2—2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆

施策の必要性

1. 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

グローバル化に伴い、国際社会は、感染症、貧困、紛争等、国家による庇護だけでは対応が難しい脅威に直面している。これらの問題に効果的・効率的に対処するためには、人間一人ひとりに焦点を当て、国家、国際機関、NGO、市民社会等が協力し、人々・コミュニティが直面する諸問題に包括的に対処することを求める人間の安全保障の考え方が有効である。こうした考え方に基づき、我が国は人間の安全保障を外交の柱の一つとしており、ODA 大綱においても人間の安全保障の視点に立った支援を基本方針としている。

人間の安全保障に対する各国の考え方・立場はいまだ様々であることから、人間の安全保障の概念の有用性につき議論を深めるとともに、様々な支援スキームを通じた人間の安全保障の実践に努めることにより、より多くの国々の理解を促進することが必要である。また、人間の安全保障は、人間一人ひとりの保護のみならず、人々自身の能力強化により実現されるため、長期にわたる地道な取組が必要である。したがって、我が国として引き続き人間の安全保障の推進に向け指導力を発揮し、国際社会の理解促進、様々な支援スキームを通じた人間の安全保障の実践に努めることが必要かつ適当である。

2. 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

地球環境問題は、地球規模での実効的な取組によってのみ解決が可能となるものであるため、多数国が参加可能な枠組みを設けて取り組む必要がある。また、環境問題が開発、社会等分野横断的な問題であるため、取組の内容や程度をめぐり特に先進国・途上国間で意見が異なることが少なくない。問題の解決のためには、このような立場の相違を調整し、可能な限り克服していくための外交交渉の積み重ねが不可欠である。

気候変動問題については、現行の国際枠組みである京都議定書の第1約束期間（2012年まで）後の国際枠組み構築のため、国際交渉を進展させ、すべての主要国が参加する公平かつ実効的な次期枠組みを成立させる必要がある。

自然災害による被害の実質的削減は持続可能な開発の達成にとって不可欠であるところ、災害による被害を10年間で実質的に削減しつつ、持続可能な開発を目指す「兵庫行動枠組」を世界的に実施することが必要である。

施策の有効性

1. 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

人間の安全保障の概念普及と実践を進める上では、国連を始めとする多数国間の国際会議や二国間会

合・国際機関との会合等の場において人間の安全保障の有用性につき議論を深めるとともに、人間の安全保障の実現にとり効果的な支援スキームを通じた支援を引き続き実施することが有効である。これまでも本施策を継続することで成果が上がってきている。人間の安全保障の視点に立った支援は、裨益者のみならず、被援助国、国際機関、関係 NGO 等からも高い評価を得てきている。

2. 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

地球環境問題の解決に向けた国際協力のためには、多数国間環境条約などの国際的枠組みの策定や実施、また地球環境問題を扱う国際機関を通じたガイドラインの設定等、国際的なルール作りに主体的・積極的に貢献し、我が国の考えを反映させていくことが有効である。

防災については、我が国が豊富に有する技術・知見を世界的な取組においても生かすことが目的達成のために有効である。

施策の効率性

1. 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

限られた予算・人的投入資源の中で、各種会合の機会を捉えて人間の安全保障に係る議論を継続的に実施するとともに、多様な支援スキームを適切に使い分けつつ人間の安全保障の実現に取り組んだ。こうした取組の結果、人間の安全保障に関心を有する国との協力関係の強化、国連事務総長報告の作成・発表、国連総会において初めてとなる人間の安全保障に関する公式討論の開催、支援の効果的な実施、感染症対策の強化がなされた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

人間の安全保障に関する調査経費については、真に必要な経費のみに厳選して予算要求を行うことにより経費を削減した。また、人間の安全保障シンポジウムを他団体と共催することにより、謝金・会場関連経費等を節約した。

2. 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、優先度が高い分野を定めて施策を進めた結果、地球環境問題に関する国際ルールの策定・実施、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）開催に向けた準備作業、気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）を始めとした気候変動に関する国際交渉の進展、防災に関する「兵庫行動枠組」の推進等の点で施策が進展した。これらは、効率性にも対応した取組でもある。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

年度毎に行われる各種会合等の優先度を勘案の上、メリハリのある予算付けを行った。また、各種会合等を開催するにあたり、会議運営等に支障がないよう留意しながら、一般競争入札や見積もり合わせを行うなど、適切に会議運営業者等を選定の上、経費の節約に努めた。さらに、効率的な出張体制や課内体制の構築等により、無駄を省いた業務運営を達成した。

施策目標の達成状況

1. 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

(1) 人間の安全保障フレンズ会合の第 6 回会合（平成 21（2009）年 6 月）を踏まえて働きかけを行った結果、平成 22（2010）年 4 月に人間の安全保障に関する国連事務総長報告が発表されたほか、同年 5 月には国連総会において初めて人間の安全保障に関する公式討論が開催された。我が国の主導により実

現したこのプロセスにより、国連の場における人間の安全保障の概念普及は大きく進展した。

また、首脳・閣僚級の多国間会合（G8 ラクイラ・サミット、第17回アジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議等）及び二国間会合（EU、メキシコ等）の協力文書において「人間の安全保障」への言及を確保し、国際機関等のハイレベルも人間の安全保障の重要性につき発言するなど、国際社会全般における同概念の普及にも進展が見られた。

さらに、政府関係機関、外交団、国際機関、研究機関、NGO、報道関係者、多数の一般市民が参加するシンポジウムの開催により、研究機関との連携強化を含め人間の安全保障に係る議論の活性化・普及において相当な進展があった。

（2）人間の安全保障基金、草の根・人間の安全保障無償資金協力、国際機関を通じた難民・国内避難民等に対する支援を継続的に実施した。人間の安全保障基金については、審査プロセスの簡素化や優良案件の発掘に向けたセミナーの開催等、人道支援については、各国際機関ハイレベルとの会談等を通じた働きかけの結果、適時に効果的・効率的な支援を行うことが可能となり、人間の安全保障の実現に向け相当な進展があった。

世界基金の支援事業により、抗レトロウィルス療法（HIV感染者・エイズ患者への治療）受診者数、WHO推奨の直接服薬確認療法（DOTS）を受ける結核患者数、マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配付数が対前年度比で引き続き伸びるなど開発途上国等における三大感染症対策は大きく進展した。その結果、平成21年末までに490万人の命が救われた（平成14年からの累計。）。一部の途上国では、三大感染症の感染者数が低下する成果も得られた。

2. 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

（1）多数国間環境条約の地球規模での適切な実施の促進、国際熱帯木材機関（ITTO）、国連環境計画（UNEP）をはじめとする環境関連国際機関による取組への貢献を通じ、国際的なルールの策定・実施に向けた取組を一層促進した。

（2）生物多様性条約COP10の成功に向けて、「ポスト2010年目標」に係る我が国の提案を提出し、また、各種準備会合に積極的に参加し、議論の進展を主導した。

（3）気候変動問題につき、平成21年9月の国連気候変動首脳会合における温室効果ガスの1990年比25%削減目標の表明、同会合での途上国支援に関する鳩山イニシアティブの表明やその後のCOP15での鳩山イニシアティブの具体化の表明等を通じて、国際交渉に勢いを与えた。

（4）「兵庫行動枠組」の世界的な実施の促進のため、「枠組」推進のための中心的機関である国連国際防災戦略事務局の活動を支援した。

今後の方針

1. 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

国連総会における人間の安全保障に関する公式討論やミレニアム開発目標（MDGs）を主要テーマとする国連首脳会合、人間の安全保障フレンズ会合、G8、APEC等の多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念の一層の普及に努める。その際、これまで同概念の普及に当たり十分連携できていなかったアジア、欧州、アフリカ、中東、中南米等の地域機構との協力も模索する。

また、人間の安全保障基金や世界基金、草の根・人間の安全保障無償資金協力を始めとする我が国の二国間支援、国際機関を通じた人道支援等の相互補完性も念頭に置きつつ、より効果的・効率的な支援を実施することで人間の安全保障の実現に努める。

さらに、学界やNGO、メディア等との関係強化も進め、より総合的な形で人間の安全保障の推進に

努める。

2. 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

地球環境問題への世界的関心を高揚させ、我が国の主導で問題解決に向けた取組を促進するため、引き続き既存の枠組みを通じた取組及び新たな課題に関する議論の促進に努める。

VI-2-1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献

国際協力局地球規模課題総括課長 松浦 博司

開発協力総括課長 牛尾 滋

専門機関室長 長岡 寛介

緊急・人道支援課長 河原 節子

平成 22 年 5 月

施策の概要

施策の目標	人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に具体的に貢献すること ----- 【小目標】 1. 国連等の多国間会合や二国間会合等を通じた人間の安全保障の概念普及 2. 人間の安全保障の実践 ・人間の安全保障基金を通じたプロジェクトの実施 ・草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施 ・国際機関を通じた人道支援 ・世界エイズ・結核・マラリア対策基金（以下「世界基金」）を通じた支援
施策の位置付け	第 174 回国会における外交演説に言及あり。 第 64 回国連総会一般討論演説に言及あり。
施策の概要	(1) 政府・国際機関との各種会議、国内外でのセミナー等の積極的な開催、各種フォーラムや二国間文書への人間の安全保障の概念の反映に向けた各国・機関への働きかけ等を通じ、人間の安全保障の概念普及を進めた。 (2) 我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、二国間協力の枠組みである草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全保障の更なる実践に努めた。また、感染症対策については、世界基金を通じた効率的・効果的支援に向け積極的に関与した。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

(1) 人間の安全保障フレンズ会合の第 6 回会合（平成 21（2009）年 6 月）を踏まえて働きかけを行った結果、平成 22（2010）年 4 月に人間の安全保障に関する国連事務総長報告が発表されたほか、同年 5 月には国連総会において初めて人間の安全保障に関する公式討論が開催された。我が国の主導により実現したこのプロセスにより、国連の場における人間の安全保障の概念普及は大きく進展した。

また、首脳・閣僚級の多国間会合（G8 ラクイラ・サミット、第 17 回アジア太平洋経済

協力（APEC）首脳会議等）及び二国間会合（EU、メキシコ等）の協力文書において「人間の安全保障」への言及を確保し、国際機関等のハイレベルも人間の安全保障の重要性につき発言するなど、国際社会全般における同概念の普及にも進展が見られた。

さらに、政府関係機関、外交団、国際機関、研究機関、NGO、報道関係者、多数の一般市民が参加するシンポジウムの開催により、研究機関との連携強化を含め人間の安全保障に係る議論の活性化・普及において相当な進展があった。

- (2) 人間の安全保障基金、草の根・人間の安全保障無償資金協力、国際機関を通じた難民・国内避難民等に対する支援を継続的に実施した。人間の安全保障基金については、審査プロセスの簡素化や優良案件の発掘に向けたセミナーの開催等、人道支援については、各国際機関ハイレベルとの会談等を通じた働きかけの結果、適時に効果的・効率的な支援を行うことが可能となり、人間の安全保障の実現に向け相当な進展があった。

世界基金の支援事業により、抗レトロウィルス療法（HIV感染者・エイズ患者への治療）受診者数、WHO推奨の直接服薬確認療法（DOTS）を受ける結核患者数、マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配付数が対前年度比で引き続き伸びるなど開発途上国等における三大感染症対策は大きく進展した。その結果、平成21年末までに490万人の命が救われた（平成14年からの累計。）。一部の途上国では、三大感染症の感染者数が低下する成果も得られた。

課題

- (1) 多国間・二国間の会議等を通じて、人間の安全保障の概念の普及に積極的ではない一部の国々の理解の促進を図る。また、東南アジア諸国連合（ASEAN）やアフリカ連合（AU）といった地域機構との協力を一層強化することで、より効果的な概念普及に努める。
- (2) 人間の安全保障の概念の一層の普及に向け、人間の安全保障基金を通じて支援したプロジェクトの成果をより積極的に広報していく。
- (3) 厳しい財政事情により国際機関に対する拠出金が大幅な減額を余儀なくされる中、我が国が特に人道支援を重視していないとの誤った印象を与えることのないよう、適切かつ効果的な人道支援の実施を確保し、多くの人々に支援が行き渡るよう配慮しつつ、国際機関を通じた人道支援による人間の安全保障の実践を拡充していく。
- (4) 三大感染症対策は、引き続き開発途上国における人間の安全保障実現に直結する主要課題であり、世界基金を通じた支援を継続する必要がある。開発途上国の資金需要は増大しており、世界基金のドナーの拡大/拠出増、支援事業の更なる効率化に努める。また、我が国の世界基金に対する「当面5.6億ドル拠出」の公約をできるだけ早く達成する。

施策の必要性

グローバル化に伴い、国際社会は、感染症、貧困、紛争等、国家による庇護だけでは対応が難しい脅威に直面している。これらの問題に効果的・効率的に対処するためには、人間一人ひとりに焦点を当て、国家、国際機関、NGO、市民社会等が協力し、人々・コミュニティが直面する諸問題に包括的に対処することを求める人間の安全保障の考え方が有効である。こうした考え方にに基づき、我が国は人間の安全保障を外交の柱の一つとしており、ODA大綱においても人間の安全保障の視点に立った支援を基本方針としている。

人間の安全保障に対する各国の考え方・立場はいまだ様々であることから、人間の安全保障の概念の

有用性につき議論を深めるとともに、様々な支援スキームを通じた人間の安全保障の実践に努めることにより、より多くの国々の理解を促進することが必要である。また、人間の安全保障は、人間一人ひとりの保護のみならず、人々自身の能力強化により実現されるため、長期にわたる地道な取組が必要である。したがって、我が国として引き続き人間の安全保障の推進に向け指導力を発揮し、国際社会の理解促進、様々な支援スキームを通じた人間の安全保障の実践に努めることが必要かつ適当である。

施策の有効性

人間の安全保障の概念普及と実践を進める上では、国連を始めとする多数国間の国際会議や二国間会合・国際機関との会合等の場において人間の安全保障の有用性につき議論を深めるとともに、人間の安全保障の実現にとり効果的な支援スキームを通じた支援を引き続き実施することが有効である。これまでも本施策を継続することで成果が上がってきている。人間の安全保障の視点に立った支援は、裨益者のみならず、被援助国、国際機関、関係 NGO 等からも高い評価を得てきている。

施策の効率性

限られた予算・人的投入資源の中で、各種会合の機会を捉えて人間の安全保障に係る議論を継続的に実施するとともに、多様な支援スキームを適切に使い分けつつ人間の安全保障の実現に取り組んだ。こうした取組の結果、人間の安全保障に関心を有する国との協力関係の強化、国連事務総長報告の作成・発表、国連総会において初めてとなる人間の安全保障に関する公式討論の開催、支援の効果的な実施、感染症対策の強化がなされた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

人間の安全保障に関する調査経費については、真に必要な経費のみに厳選して予算要求を行うことにより経費を削減した。また、人間の安全保障シンポジウムを他団体と共催することにより、謝金・会場関連経費等を節約した。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	73	52

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	15.2	19.2

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 国内紛争の国際化、感染症の拡大、難民問題、突然の経済危機、貧困問題の拡大、自然災害等、人々を脅かす脅威は多様化・深刻化している。
- (2) 世界経済・金融危機の影響がまだ残っており、各国共に支援に割り当てる予算を十分確保することができない。
- (3) このような状況下で、多様化・深刻化する脅威に対応するには多岐にわたる分野での包括的な取

組が必要であり、国際機関及び市民社会等との連携が不可欠となっている。

目標の達成状況

評価の切り口 1：主要な国際的フォーラムの関連文書における人間の安全保障への言及の確保

平成 22 (2010) 年 4 月の人間の安全保障に関する国連事務総長報告の発表、同 5 月の国連総会における初の人間の安全保障に関する公式討論の開催に努めたほか、首脳・閣僚級の多国間会合（G8 やアジア太平洋経済協力 (APEC) 等）及び二国間会合（EU、メキシコ、トルクメニスタン、ラオス）における協力文書への「人間の安全保障」への言及の確保等を通じて同概念の普及に努めた。詳細は、事務事業①「人間の安全保障の推進（概念の普及、プロジェクトの支援）」を参照。

評価の切り口 2：人間の安全保障基金によるプロジェクトの承認・実施

平成 21 年度においては、8 件のプロジェクトに対し、約 23 百万ドルを支援した。承認したプロジェクトには、幅広い分野への包括的な対処が必要な平和構築関連のプロジェクトが 3 件、支援が届きづらい少数民族を裨益対象としたプロジェクトが 3 件含まれるなど、人間の安全保障の概念を実現する支援スキームである同基金ならではのプロジェクトが多くを占めた。

また、引き続き審査プロセスに要する時間の短縮や優良案件の発掘に向けたセミナーの開催等を行い、効果的・効率的な案件形成に努めた。詳細は、事務事業①「人間の安全保障の推進（概念の普及、プロジェクトの支援）」を参照。

評価の切り口 3：「草の根・人間の安全保障無償資金協力」に基づくプロジェクトの実施

平成 21 年度の「草の根・人間の安全保障無償資金協力」実施件数は 1228 件、総額約 119 億円であった。対ウガンダ「ワキソ県における小学校施設整備計画」等、人間の安全保障の目指す個人及び地域社会の自立に資する支援を行っている。詳細は、事務事業②「『草の根・人間の安全保障無償資金協力』を通じた NGO 等市民社会のプロジェクトの支援」を参照。

評価の切り口 4：世界基金による三大感染症対策支援の強化

平成 21 年の第 9 ラウンド（第 9 次公募事業）において、約 26 億ドルを上限とする資金供与が承認され、途上国による三大感染症対策は拡充している。世界基金の支援事業により、抗レトロウイルス療法（HIV 感染者・エイズ患者への治療）受診者数、WHO 推奨の直接服薬確認療法（DOTS）を受ける結核患者数、マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配付数が対前年比で引き続き大きく伸びた。その結果、平成 21 年末までに 490 万人の命が救われた（基金設立（平成 14 年）からの累計）。また、一部の途上国では、三大感染症の感染者数が低下する成果も得られた。また、世界基金は、実施事業をプロジェクトベースから、より総合的な対策を行うため途上国の疾病別対策計画を踏まえたプログラムベースへ移行する制度改革を行った。世界基金を通じた支援においては、インパクトの大きい案件が選定されている。治療薬等の調達については、共同調達によりコスト削減に努めている。詳細は、事務事業③「世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）を通じた三大感染症対策支援」を参照。

評価の切り口 5：国連等関係機関と連携した人道支援の実施

人道支援を担う各種国際機関と緊密に連携し、国際社会の共通課題である難民、国内避難民等への人道支援に積極的に取り組んだ。詳細は、事務事業④「人道支援を行う国連・国際機関、関係国政府との連携による、現地のニーズに基づいた人道支援の実施」を参照。

第三者の所見

勝間 靖 早稲田大学大学院教授

国際的なフォーラムにおいて、「人間の安全保障」をめぐる議論が大きく進展したことは評価される。まず、国連においては、2005年世界サミットのフォローアップとして、2010年4月に人間の安全保障についての国連事務総長報告書が発表され、それを受けて5月の国連総会でこの概念に関する最初の公式討論が行われた。「保護する責任」との違いが明確化されたことは、定義をめぐる論争を超えるうえでも重要なステップとなった。そして、日本が提案した決議案が採択されたことによって、2年後の国連総会へ向けて、国連事務総長が加盟国の考えを報告書としてまとめるという道筋がつけられた。これが可能となった背景としては、人間の安全保障フレンズ会合などにおける日本の外交努力が効果的であったことは明白であり、高く評価される。

また、G8やAPECなど、その他の多国間会合においても「人間の安全保障」に関する議論を主導したことも評価される。さらに、ASEANやAUといった地域機構との連携においても、新たな可能性を拡大しつつあることは、2010年7月に早稲田大学で開催された人間の安全保障シンポジウムにあたって、ピスワンASEAN事務局長、ムーサ・アラブ連盟事務総長、ピカード米州人権機構議長などからメッセージが寄せられたことからもうかがえる。今後、こうした地域機構との協力が重要な課題であるという点は、その通りであると考えられる。また、マロック・ブラウン世界経済フォーラム副会長が論じるように、ビジネスやNGOなどの市民社会におけるアクターとの連携がこれまで以上に重要となるであろう。日本についても、国連グローバル・コンパクトなどのビジネスや、NGOとの積極的な連携が望まれる。とくに、概念の普及にあたっては、アドボカシーに経験が豊富なNGOとのパートナーシップが有効である。

国連に設置された人間の安全保障基金については、相変わらず日本のプレゼンスが大きいものの、タイとスロベニアに加えて、ギリシャも拠出したと聞いており、これまで以上に広い支持が得られてきていることを示している。国連機関が人間の安全保障を概念から実行へと移すために重要なメカニズムとなっていることは確かであるが、その理解はいまだに十分ではないと思われる。すでにいくつかの評価は行われてはいるが、今後も人間の安全保障の「概念」だけでなく「実施」の有効を示すために、具体的なプログラムやプロジェクトの評価や研究が求められている。このことは、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」についても同様である。より多くの人びとに直感的に理解してもらえるように、人間の安全保障モデルを具体例で視覚的に説明できるような研究や調査が必要である。そのためには、JICA研究所をそうした拠点として位置づけ、大学などの研究者とも連携しながら、「人間の安全保障」研究を推進していくことが有効であろう。

人間の安全保障モデルを具体的かつ視覚的に説明できる題材について、人道支援や、世界基金による三大感染症対策への支援は、豊富な事例を提供できると考えられる。こうした特定のセクターにおける人間の安全保障モデルを確立していくことによって、より多くの人びとにとって人間の安全保障の有効性を理解してもらえるであろう。

上記の人間の安全保障シンポジウムに約900名もの参加者が集まったということは、人びとの関心が高まっていることを示している。国内における日本外交への理解を深めていくためには、こうしたシンポジウムの開催などを通して、人びとと直接に議論する機会が必要であるが、その際には大学などとの連携が有効である。また、そこでの議論をより広く伝えていくためには、メディアと連携することも不可欠である。こうした大学やメディアとの連携による日本外交の理解の促進は、他の施策においても参考となると考えられる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

国連総会における人間の安全保障に関する公式討論やミレニアム開発目標（MDGs）を主要テーマとする国連首脳会合、人間の安全保障フレンズ会合、G8、APEC等の多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念の一層の普及に努める。その際、これまで同概念の普及に当たり十分連携できていなかったアジア、欧州、アフリカ、中東、中南米等の地域機構との協力も模索する。

また、人間の安全保障基金や世界基金、草の根・人間の安全保障無償資金協力を始めとする我が国の二国間支援、国際機関を通じた人道支援等の相互補完性も念頭に置きつつ、より効果的・効率的な支援を実施することで人間の安全保障の実現に努める。

さらに、学界やNGO、メディア等との関係強化も進め、より総合的な形で人間の安全保障の推進に努める。

事務事業の扱い

（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- ① 人間の安全保障の推進（概念の普及、プロジェクトの支援） → 拡充強化
- ② 「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じたNGO等
市民社会のプロジェクトの支援 → 今のまま継続
- ③ 世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）を通じた
三大感染症対策支援 → 拡充強化
- ④ 人道支援を行う国連・国際機関、関係国政府との連携による、
現地のニーズに基づいた人道支援の実施 → 拡充強化

平成23年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	—

VI-2-2 環境問題を含む地球規模問題への取組

地球環境課長 水野政義

気候変動課長 加納雄大

緊急・人道支援課長 河原節子

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	(1) 国際機関を通じた支援や条約の策定, 締結, 実施及び国際会議の開催を通じて地球環境問題への国際的取組に貢献すること (2) 防災政策の普及を通じ持続可能な開発を支援すること 【小目標】 1. 多数国間環境条約の適切な実施の促進, 環境関連国際機関による取組への貢献を通じ, 国際的なルール of 策定・実施に向けた取組を推進する。 2. 平成 22 年 10 月に我が国で開催される生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) の成功に向け, 関係諸機関と連携しつつ適切な準備を行う。 3. 気候変動問題につき, 我が国としての提案を発信し, 公平かつ実効的な国際枠組みの構築に向け, 国際交渉を主導する。 4. 「兵庫行動枠組」の実施を促進する。
施策の位置付け	第 173 回国会所信表明演説に言及あり 第 174 回国会外交演説に言及あり 第 174 回国会施政方針演説に言及あり
施策の概要	地球環境問題に効果的に対処し, 持続可能な開発を世界的に実現するために, 我が国としてリーダーシップを発揮しつつ, 多数国間環境条約や国際機関を通じた取組を推進する。また, こうした枠組みがない分野に新たな議論の場を設けて具体的取組を推進する。 2013 年以降の気候変動対策に係る公平かつ実効的な国際枠組みの構築に向け, パイの協議やマルチの枠組み等を利用して, 国際交渉に積極的に取り組む。 持続可能な開発の不可分の一部をなす防災について, 我が国が蓄積してきた知見・技術を活用し, 国際機関を通じた取組等を通じて世界的に普及をはかることにより, 持続可能な開発の実現に努める。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

- (1) 多数国間環境条約の地球規模での適切な実施の促進, 国際熱帯木材機関 (ITTO), 国連環境計画 (UNEP) をはじめとする環境関連国際機関による取組への貢献を通じ, 国際的なルールの策定・実施に向けた取組を一層促進した。

- (2) 生物多様性条約 COP10 の成功に向けて、「ポスト 2010 年目標」に係る我が国の提案を提出し、また、各種準備会合に積極的に参加し、議論の進展を主導した。
- (3) 気候変動問題につき、平成 21 年 9 月の国連気候変動首脳会合における温室効果ガスの 1990 年比 25%削減目標の表明、同会合での途上国支援に関する鳩山イニシアティブの表明やその後の COP15 での鳩山イニシアティブの具体化の表明等を通じて、国際交渉に勢いを与えた。
- (4) 「兵庫行動枠組」の世界的な実施の促進のため、「枠組」推進のための中心的機関である国連国際防災戦略事務局の活動を支援した。

課題

地球環境問題への実効的な対処の喫緊性・必要性につき、国内外の世論の理解を取り付け、多数国が参加した形での地球環境問題の取組促進に積極的に貢献する。

施策の必要性

地球環境問題は、地球規模での実効的な取組によってのみ解決が可能となるものであるため、多数国が参加可能な枠組みを設けて取り組む必要がある。また、環境問題が開発、社会等分野横断的な問題であるため、取組の内容や程度をめぐり特に先進国・途上国間で意見が異なることが少なくない。問題の解決のためには、このような立場の相違を調整し、可能な限り克服していくための外交交渉の積み重ねが不可欠である。

気候変動問題については、現行の国際枠組みである京都議定書の第 1 約束期間（2012 年まで）後の国際枠組み構築のため、国際交渉を進展させ、すべての主要国が参加する公平かつ実効的な次期枠組みを成立させる必要がある。

自然災害による被害の実質的削減は持続可能な開発の達成にとって不可欠であるところ、災害による被害を 10 年間で実質的に削減しつつ、持続可能な開発を目指す「兵庫行動枠組」を世界的に実施することが必要である。

施策の有効性

地球環境問題の解決に向けた国際協力のためには、多数国間環境条約などの国際的枠組みの策定や実施、また地球環境問題を扱う国際機関を通じたガイドラインの設定等、国際的なルール作りに主体的・積極的に貢献し、我が国の考えを反映させていくことが有効である。

防災については、我が国が豊富に有する技術・知見を世界的な取組においても生かすことが目的達成のために有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、優先度が高い分野を定めて施策を進めた結果、地球環境問題に関する国際ルールの策定・実施、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）開催に向けた準備作業、気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）を始めとした気候変動に関する国際交渉の進展、防災に関する「兵庫行動枠組」の推進等の点で施策が進展した。これらは、効率性にも対応した取組でもある。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

無駄削減（経費節約のための取組）

年度毎に行われる各種会合等の優先度を勘案の上、メリハリのある予算付けを行った。また、各種会合等を開催するにあたり、会議運営等に支障がないよう留意しながら、一般競争入札や見積もり合わせを行うなど、適切に会議運営業者等を選定の上、経費の節約に努めた。さらに、効率的な出張体制や課内体制の構築等により、無駄を省いた業務運営を達成した。

投入資源

予算	平成 21 年度	平成 22 年度
	76	71

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	24	26

単位：人（本省職員）

外部要因

- （１）地球環境問題への対応には国際的に協働しての取組が不可欠であるが、能力、取組の優先順位の考え方は国により様々である。
- （２）特に、気候変動問題は地球規模の対応が必須であり、途上国も含めた世界全体で排出削減を進めていく必要がある。
- （３）防災の観点は、災害の復興段階のみならず、開発政策の中に組み込まれるべきであるが、途上国において十分な優先順位が与えられていないことが多い。

目標の達成状況

評価の切り口 1：既存の国際機関、多国間環境条約の締結及び実施による、地球環境問題の解決に向けた取組の進捗度（国際的なルールの策定、関係者の能力構築を含む）と、我が国による実質的貢献度
平成 4 年の地球環境サミット（リオ・サミット）以降整備されてきた多数国間環境条約の締結・実施をさらに促進するとともに、国際機関を通じた支援を行うことにより、下記のように、地球環境問題に関する国際的な取組の進捗に実質的に貢献した。詳細は、事務事業①「国際機関を通じた取組や多数国間環境条約の締結、実施を通じた地球環境問題への取組」及び事務事業③「気候変動の次期枠組みづくりにおける取組」を参照。

（１）生物多様性保全のための取組

生物多様性条約第 10 回締約国会議（平成 22 年 10 月、於：愛知県名古屋市）において決定される予定の「ポスト 2010 年目標」につき、独自の提案を作成し条約事務局に提出した。また、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）については、具体的なテキスト案が示される等、交渉が大きく進展した。

（２）UNEP/IETC による具体的活動への支援

国連環境計画・国際環境技術センター（UNEP/IETC）が実施する「廃プラスチックからのディーゼル燃料生成による資源保全及び温室効果ガス削減プロジェクト」に対する財政的支援を行い、技術概要集の作成やワークショップの開催等を通じ、途上国に対する技術移転に貢献した。

（３）オゾン層保護のための支援

オゾン層保護に関し、モントリオール議定書多数国間基金のもとで、オゾン層破壊物質削減に資する技術の開発途上国における導入を支援した。また、代替フロン（HCFC）の削減スケジュールの実施に向けて、対途上国支援活動のガイドライン策定等に関する検討に貢献した。

(4) 酸性雨対策への貢献

酸性雨対策に関し、東アジア酸性雨モニタリング・ネットワーク（EANET）の活動基盤強化のための文書の策定作業に積極的に参加し、東アジア地域の大气環境管理のための枠組み作りに貢献した。

(5) 化学物質の国際的規制に対する貢献

国境を越える化学物質の規制・管理に関し、ストックホルム条約での附属書への新規物質の追加に関する検討プロセスにおいて、我が国の技術的知見を提供して審議に貢献した。UNEP のもとでの水銀に関する条約策定交渉開始に向けた議論に貢献した。また、化学物質及び廃棄物関連条約間の協力及び連携の強化を目的としたバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約の拡大合同締約国会議において、条約の実施体制の強化と予算の効率的使用を推進するべく議論に貢献した。

(6) 南極地域の国際協力・環境保全に対する貢献

南極条約採択 50 周年を契機に、同条約及び環境保護に関する南極条約議定書の遵守状況や科学的調査における国際協力の現状について、我が国で初めて南極地域査察団を編成し、6 か国基地の査察を行い、その概要を協議国会議で報告した。

(7) 気候変動の次期枠組みづくりにおける取組

G8 ラクイラ・サミットにおいては、世界全体の温室効果ガス排出量を 2050 年までに少なくとも 50%削減するとの目標を再確認するとともに、この一部として、先進国全体として、2050 年までに 80%又はそれ以上削減するとの目標を支持した。

同サミットの際に開催された「エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム」において、中国やインド等も含めた参加国の間で、世界全体で「相当の量」（substantially）の排出削減に協力して取り組むことが合意された。

気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）において、30 近くの国・機関の首脳レベルの協議・交渉の結果「コペンハーゲン合意」が作成され、ほぼすべての国の賛同を受け、全体会合において同合意に「留意」することが決定された。

評価の切り口 2：持続可能な開発に係わる新しい課題に対する国際的な議論と取組の進捗度（国際的な関心の高揚、具体的な取組の進捗、関係者による対話の推進等）と、我が国の考え方の反映度合い

持続可能な開発に関する新たな課題に対する国際的な議論を喚起し、我が国の考え方の発信と定着のための努力を行い、地球環境問題の解決に向けた取組を進捗させた。具体的事例は下記のとおり。詳細は、事務事業①「国際機関を通じた取組や多数国間環境条約の締結、実施を通じた地球環境問題への取組」及び事務事業②「持続可能な開発に係わる新たな課題に対する取組」を参照。

(1) 森林保全・違法伐採対策・持続可能な森林経営のため、国際熱帯木材機関（ITTO）の取組を主導した。

(2) 我が国は温室効果ガス削減の中期目標（2020 年までに 1990 年比で言えば 25%削減）の表明や、途上国支援に関する鳩山イニシアティブの表明を通じて国際交渉に勢いを与えた。また、我が国は多くの国際会議に参加し、公平かつ実効性のある国際枠組みの構築に向け積極的な提案を行い、国際交渉を主導した。

(3) 防災分野においては、下記に挙げるように、我が国の有する知見を発信しつつ、「兵庫行動枠組」実施のための取組の世界的な推進に実質的に貢献した。詳細は、事務事業④「防災分野における国際協力の推進、我が国の考え方の発信」を参照。

(イ) 平成17年1月に国連防災世界会議（於：神戸）で採択された「兵庫行動枠組2005－2015」の世界的実施を中心となって推進する国連国際防災戦略（UNISDR）に対して支援を実施した。

(ロ) 平成21年6月にジュネーブにおいて、各国政府、国際機関、NGO、有識者等の参加のもと防災グローバル・プラットフォーム会合が開催され、我が国は阪神・淡路大震災の教訓を発表するとともに、災害大国としての知見を発信した。

第三者の所見

植田 和弘 京都大学大学院経済学研究科教授

対象期間中の「環境問題を含む地球規模問題への取組」に関して「目標の達成に向けて相当な進展があった」という評価はおおむね妥当であると考えます。この分野において日本は経験・実績を基礎にした知見や技術等国際的に貢献可能な資産を有しており、それらを基盤に国際機関を通じた国際的なルールづくりへの貢献や生物多様性条約 COP10 成功を目指した取り組みは成果を収めつつあり、貴重なものである。また、国連国際防災戦略事務局の活動を支援するとともに、具体的な災害復興支援においても顕著な実績を残したことは評価されてよい。ただそのことが防災政策の普及を通じた持続可能な開発を支援することになるためには、開発そのものに防災の考え方が組み入れられる必要がある。このことは地球環境保全にも共通する要請であり、領域横断的ないし統合的取り組みの必要性を示唆している。気候変動問題に関しては、25%削減目標とその後の鳩山イニシアティブの表明を通じて国際交渉に動きをつくりだすことに寄与したといえるけれども、まだみるべき成果を得られたと評価できる段階にはない。そもそも、地球規模問題は問題の性格上一国のみでの取組によって解決しうるものではなく、問題解決に向けた国際的な協力体制が構築されなければならない。それゆえ施策の評価は、ある国の取組も問題解決にどれだけ貢献したかという点に加えて、国際的な協力体制をどれだけ進展させたかという点にも目配りして、行われなければならない。また、地球規模問題は長期にわたる取組を要する問題が多く、ある期間にわたる施策の評価は、施策実施後一定の期間を経てからでなければ行えないものも少なくない。施策の評価にあたってそうした中長期的視点を組み入れることも考慮すべきであろう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

地球環境問題への世界的関心を高揚させ、我が国の主導で問題解決に向けた取組を促進するため、引き続き既存の枠組を通じた取組及び新たな課題に関する議論の促進に努める。

事務事業の扱い

（詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください）

- | | |
|---|--------|
| ① 国際機関を通じた取組や多数国間環境条約の締結、実施を通じた地球環境問題への取組 | → 拡充強化 |
| ② 持続可能な開発に係わる新たな課題に対する取組 | → 拡充強化 |
| ③ 気候変動の次期枠組みづくりにおける取組 | → 拡充強化 |
| ④ 防災分野における国際協力の推進、我が国の考え方の発信 | → 拡充強化 |

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

基本目標Ⅶ 分担金・拠出金

施策（具体的施策）

VII-1	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	411
VII-2	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	415
VII-3	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	419

Ⅶ 分担金・拠出金

評価担当課室名	業務内容
国際法局 国際法課	国際法戦略の企画・立案 国際法の漸進的発達及び法典化に関する業務 確立された国際法規の解釈、実施に関する業務
経済局 国際経済課経済協力開発機構室	経済協力開発機構に係る外交政策等に関する事務
広報文化交流部 国際文化協力室	ユネスコ（国連教育科学文化機関）、国連大学に関する外交政策

Ⅶ－１ 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献

国際法課長 岡野 正敬

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	我が国の国際貢献を積極的に推進し、国際社会の平和と安定を確保するために、政治、軍備管理、エネルギー関連等様々な分野の国際貢献に関し分担金・拠出金を通じて貢献すること。 ----- 【小目標】 1. 集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪といった最も重大な罪を犯した個人を処罰する包囲網の一翼を担うこと。 2. 他のアジア諸国等の加盟を促進し、国際刑事裁判所（ICC）をより普遍的なものとする事。 3. 侵略犯罪の定義等の策定に参加することにより、国際人道法に関する規範作りに貢献すること。 4. 日本人裁判官を始めとする日本人職員を輩出すること。 5. 最大の分担金拠出国として裁判所の効率的・効果的運営を推進すること。
施策の位置付け	第 62 回国連総会における高村外務大臣(当時)一般討論演説に言及あり
施策の概要	(平成 21 年度については、国際刑事裁判所（ICC）分担金を取り上げて評価することとした。) 我が国が支払う分担金により、ICC の目的である国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪の処罰を通じた国際の平和と安全の維持への貢献を実現した。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

我が国は国際刑事裁判所（ICC）に対する最大の財政貢献国（予算の 22%を負担。平成 22 年度は 18.6%。）であり、我が国が支払う分担金により、ウガンダ、コンゴ民主共和国、スーダン・ダルフール地域、中央アフリカ共和国及びケニアにおける集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪の ICC による捜査・訴追が可能となっている。我が国からの多大な財政的貢献に対する ICC 及び加盟国からの評価は高く、ICC における我が国の立場を強化するのにも役立っている。

課題

ICC の手続の実効性・効率性については更なる改善を要する部分があり、平成 21 年 11 月の第 8 回締約国会議でも我が国からその点を指摘した。今後の締約国会議で議論が行われる予定になっており、我が国として積極的に議論をリードしていく。

施策の必要性

分担金の支払いは、国際刑事裁判所規程に規定された加盟国の義務である。ICC を通じて、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪の処罰を通じた国際の平和と安全の維持に貢献していくためには、分担金の支払いが必要である。

施策の有効性

我が国が支払う分担金により、ウガンダ、コンゴ民主共和国、スーダン・ダルフル地域、中央アフリカ共和国及びケニアにおける集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪の捜査・訴追が可能となっている。我が国は、ICC の最大の財政貢献国（予算の 22%を負担。）であり、我が国が必要な支払いを行わなければ、ICC の活動は大幅に縮小せざるを得ないほど大きな影響力を有している。

施策の効率性

分担金は、ICC 書記局が策定した予算案を予算財務問題の専門家で構成される予算財務委員会（CBF）で審査の上、必要な修正箇所が勧告され、それに従って、全締約国で構成される締約国会議で決定された予算額を、負担能力等に応じて定められた分担率に従い支払うものであり、合理的な審査・決定を踏まえた資金の供与である。

無駄削減（経費節約のための取組）

ICC 書記局と緊密な連絡をとりつつ、裁判所行政の更なる効率化を進めるよう働きかけた結果、書記局予算案の増大を抑制することに成功したほか、我が国が委員を輩出する予算財務委員会(CBF)による予算の不要部分に関する削減勧告により更なる予算規模の削減に成功した。さらに、我が国から、裁判所の手続及び組織運営の実効性・効率性を高めるための具体的な提案を行っており、今後、締約国会議等の場で議論が進められる予定になっている。

投入資源

国際刑事裁判所 (ICC) 分担金	平成 21 年度	平成 22 年度
	2,935	3,069

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	2	2

単位：人（本省職員）

外部要因

目標の達成に影響を与える主な要因としては、（１）ICC に係属する事態・事件の数、（２）裁判所行政の効率化、（３）加盟国の増加が挙げられる。特に毎年の予算規模に大きな影響を与えるのは、上記（１）及び（２）の要因である。

目標の達成状況

評価の切り口： ICC への協力を通じた国際社会における法の支配の確立

ICC は国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪を訴追・処罰する裁判所であり、これらの犯罪の処罰は国際社会における法の支配の確立に貢献している。また、国際犯罪の処罰は、国際の平和と安全

の維持の観点からも重要な意義を有している。このような重要な役割を ICC が十分に果たせるよう、我が国としても応分の負担を行い、ICC の活動の進展に寄与した。詳細は、事務事業①「国際刑事裁判所（ICC）分担金」を参照。

第三者の所見

小寺 彰 東京大学大学院総合文化研究科教授

国際刑事裁判所（ICC）は国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪を行った個人を、国際法に基づいて訴追・処罰するための唯一の常設国際刑事裁判機関であり、日本が外交政策の柱の一つとして位置付けてきている、国際社会における「法の支配」の促進の一翼を担う重要な機関である。ICC の活動は、対象とする重大犯罪の不処罰を許さないことで犯罪の発生を防止し、国際の平和と安全の維持に貢献しており、外交政策に照らしても、日本として ICC への協力を積極的に行っていくことは極めて重要である。

2002 年に設立された ICC には、現在、ウガンダ、コンゴ民主共和国、スーダン・ダルフル地方、中央アフリカ共和国及びケニアの 5 つの事態が付託されており、そのそれぞれにおいて個々の犯罪行為の捜査・訴追・処罰が行われている。このような ICC の活動を継続・発展させていくためには多額の費用を要する。この点、日本は、2007 年に ICC に加盟して以来、最大の分担金拠出国として ICC の活動を支えている。ICC の活動は、対象となった国・地域における犯罪の再発防止のみならず、犯罪被害者の法に対する信頼の回復及び社会秩序の回復に重要な役割を果たしており、ICC への協力は国際社会の平和と安全の維持に直結する必要性の高いものであるが、同時に ICC の普遍性やその活動の効率性について課題もあり、最大拠出国としての日本の責任は重いといわざるを得ない。前者の課題については、ICC 規程のアジアの締約国が少ない中で 2009 年、2010 年の 2 回にわたり、アジア・アフリカ法律諮問委員会と共催して ICC に関するセミナーを開催したことは、ICC の普遍化に資する有益な施策と評価できる。また後者の課題については、日本から予算財務委員会に委員を送り込むなどして、ICC の予算・財務面での課題の改善に尽くし、ICC の効率性の向上に貢献している。

ICC に対しては、2009 年 11 月の裁判官補欠選挙における尾崎久仁子候補の当選などからも分かるように、各国から日本に寄せられている期待も大きい。2010 年 5 月から 6 月に開催される予定の ICC 規程検討会議など、ICC の更なる発展に向けた取組の中で、日本が引き続き主導的役割を果たしていくことが重要である。

以上のことから、「目標の達成に向けて進展があった」とする自己評価は妥当なものであると考える。

評価結果の政策への反映

今後の方針

ICC は、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪（集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪（未定義））を行った個人を、国際法に基づいて訴追・処罰するための、唯一の常設の国際刑事裁判機関であり、国際社会が協力して、こうした犯罪の不処罰を許さないことで、犯罪の発生を防止し、国際の平和と安全の維持に貢献している。具体的には、ウガンダ、コンゴ民主共和国、スーダン・ダルフル地域、中央アフリカ共和国及びケニアで発生した戦争犯罪等の訴追・処罰を行っており、これらの国・地域における犯罪の再発防止に貢献しているとともに、犯罪発生地における法の支配の確立、すなわち、犯罪被害者の法に対する信頼の回復及び社会秩序の回復に重要な役割を果たしている。

我が国は、国際社会における法の支配の確立が国際社会における長期的な平和と安全の維持の観点から極めて重要であると考えており、今後も引き続き ICC の活動を支援していくため、所要の分担金に対する予算要求を行っていく。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください)

- ① 国際刑事裁判所 (ICC) 分担金 → 今のまま継続

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	—

(参考) 本施策には、上記評価シートで取り上げた ICC 分担金のほか、国際連合分担金、国際連合平和維持活動分担金、国際連合薬物犯罪事務所拠出金なども含まれている。本施策の下で投入資源の総額は次の通りである。

投入資源

	平成 21 年度	平成 22 年度
VII-1 の分担金・拠出金の予算総額	82,827	82,199

単位：百万円

VII-2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献

国際経済課経済協力開発機構室長 清水 享

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	我が国の経済・社会分野での国益を保護するために国際機関に対して分担金・拠出金を供与すること。 ----- 【小目標】 1. 経済協力開発機構（OECD）において①国際的なルール作り，②政策協調，及び③経済政策・分析等の情報・ノウハウの交換に積極的に貢献する。
施策の位置付け	三党連立政権合意書の「9. 自立した外交で，世界に貢献」に言及あり。
施策の概要	（本年度については，経済協力開発機構（OECD）分担金を取り上げて評価することとした。） OECD は，経済・社会等多岐にわたる分野において，加盟国間の政策調整，情報・ノウハウの交換，非加盟国・地域への協力を行う国際機関であり，特に，経済政策・分析，規制制度・構造改革，貿易・投資，環境・持続可能な開発，ガバナンス（統治），非加盟国協力などの分野において活発な活動を行っている。OECD は，これらの活動経費一般を，我が国を含む加盟国が拠出する分担金により賄っている。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

分担金の拠出により，OECD 加盟国としての義務を果たすとともに，OECD が設立条約に掲げる加盟国の経済成長，途上国経済の発展，世界貿易の拡大といった目的への取組の他，教育，科学技術，環境，持続可能な開発，外国公務員に対する贈賄防止，コーポレート・ガバナンス，企業の社会的責任等の分野について，国際的なルール作り，政策協調，情報・ノウハウの交換等に積極的に取り組むことが可能になった。

課題

新規加盟候補国の審査への取組や，非加盟国との関係強化を目的とした様々な活動，また，世界的な金融・経済危機からの回復に向けた国際的な取組に引き続き取り組むことが必要である。また，OECD の財政も厳しいことから，より効率性の高い戦略的な作業計画が必要である。

施策の必要性

OECD は国際経済秩序を形成する上で大きな影響力をもつ国際機関であり、OECD における議論・協議の場は、国際社会におけるルール作り、先進的な「国際標準」の醸成・普及、及び、最近では、主要な新興経済等との協力等において我が国の立場を反映させる絶好の機会を提供している。また、我が国としても利益に資する有益な知見も得てきていることから、OECD への拠出は有益かつ重要である。

施策の有効性

我が国は OECD に加盟国として分担金を拠出し、各委員会での議論や各種ガイドラインの決定作業、G20 への貢献、様々な分野でのピア・レビュー等を通じ、先進的な国際的ルール作り及び政策協調に積極的に参画した。また、OECD からは様々な経済・社会分析に関する定期刊行物の他、日本に対する提言として、『対日経済審査』、『日本の政策課題達成のために：OECD の貢献』や「『新成長戦略（基本方針）』に関する OECD 事務局のコメント」等が示された。このように、OECD への拠出により、我が国の考えを国際的ルールに反映させることにつなげるだけでなく、OECD の分析・政策提言機能を活用することができた。

施策の効率性

分担金は、経済データ等を用いて合理的・効果的に調整・決定されており、我が国からの拠出も無駄なく効率的に行われている。また、OECD も効率的な事務局運営を心がけるとともに、より質の高い成果物のアウトプットを行うよう努めている。

無駄削減（経費節約のための取組）

平成20年にOECD分担金の算定方法を見直す改革が合意に至り、長期的に見て日本の分担金は減少する見通しとなった。また、我が国としても、限られた予算をより効果的・効率的に活用できるよう、OECD における活動内容の優先順位付けに積極的に取り組んでいる。

投入資源

経済協力開発機構分 担金	平成 21 年度	平成 22 年度
	4,556	3,692

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	9	8

単位：人（本省職員）

外部要因

OECD の活動においては、加盟国のコンセンサスを基本として方向性を決定する仕組みとなっており、他の加盟国の立場に大きく影響を受ける。また、国際社会のグローバル化を踏まえ、OECD で取り扱われる事項は多岐にわたっており、途上国を中心とする非加盟国や、産業界、NGO 等社会セクターとの協調を図る必要があり、それらの立場から一定の影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口 1 : OECD の活動に対する我が国の財政的貢献

我が国の分担金は OECD の活動予算に充てられており、これにより、我が国は先進的な国際的ルール作り、政策協調、情報・ノウハウの交換等に積極的に参画することができた。

詳細は、事務事業①「経済協力開発機構分担金」を参照。

第三者の所見

渡邊 頼純 慶應義塾大学総合政策学部教授

OECD は国際経済における最も信頼できるシンクタンクであり、そのメンバーシップが先進国に限定されることから、民主主義、市場経済、法の支配、人権など共通の価値観を背景にビジネスライクに問題のサブスタンスに踏み込める利点がある。リーマン・ショック以降の世界経済の混乱に総合的に対処していくにはまさにこのような「経済の政治化」を回避できる経済のテクノクラートの機能が必要とされている。もちろんアウトリーチ活動のように途上国に「当事者意識」を自覚してもらい、同時に問題の共有化を図り、共にグローバル・イシューに取り組むことで南北関係を越えた信頼醸成が必要なことは言うまでもない。しかし、やはり政策の核心部分は OECD でこれまでに培われてきた政策協調のノウハウとその集積を活用すべきである。

ウルグアイ・ラウンドにおける「新分野」（サービス、知的所有権、貿易関連投資措置）のルール形成も OECD における議論がそのたたき台となったことは周知の事実である。更に歴史を遡れば、「政府調達協定」も東京ラウンドの際に議論され、いったんは GATT III 条 8 項によって内国民待遇の対象外とされていた政府調達を GATT の枠内に押し戻したのも OECD における議論であった。

これからの国際経済秩序構築を考えた際、やはり歴史と伝統に裏打ちされた OECD のシンクタンク機能は重視されるべきであり、この国際組織は日本の国際経済における地位と立場を考えた際にも極めて重要であることは明白である。日本としては、OECD の効率的な運営に向けた改善を提起しつつ、OECD の財政面での「保証人」として責任ある態度をとり続けるべきであろう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

今後も OECD 加盟国としての義務である分担金の拠出を通して、OECD が効率的で有効性の高い案件に取り組めるよう貢献するとともに、OECD への貢献を通して、国際社会における我が国のプレゼンスの向上を目指す。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください)

① 経済協力開発機構分担金 → 今のまま継続

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	—

(参考) 本施策には、上記評価シートで取り上げた経済協力開発機構分担金の他、国際連合食糧農業機関分担金、アジア太平洋経済協力拠出金なども含まれている。本施策の下で投入資源の総額は次の通りである。

投入資源

	平成 21 年度	平成 22 年度
Ⅶ－ 2 の分担金・拠出金の総額	14,189	13,759

単位：百万円

VII-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

国際文化協力室長 安東義雄

平成 22 年 4 月

施策の概要

施策の目標	我が国がグローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の解決に向けたリーダーシップを発揮するために、国際機関等に対して分担金・拠出金を供与すること ----- 【小目標】 1. 我が国の分担金拠出により、国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)の諸活動が活発となるよう支援を行うとともに、日本の存在感やリーダーシップを発揮する。 2. 国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)を通じて、我が国の国際貢献を進展させる。
施策の位置付け	特になし。
施策の概要	(本年度については、国際連合教育科学文化機関 (UNESCO:ユネスコ) 分担金、世界遺産基金分担金、無形文化遺産基金分担金をとりあげて評価することとした。) ユネスコへの分担金は、ユネスコ憲章第9条、世界遺産条約第16条1及び無形文化遺産の保護に関する条約第26条1に基づく、加盟国または締約国の義務であり、我が国はユネスコに対して分担金支払い義務を果たした。この拠出により、教育、科学、文化、コミュニケーションというユネスコの活動分野における各種活動の円滑かつ効率的な実施と、国家間の協力の促進、各国政府の社会セクターへの取組を促し、もって世界の平和と安全に寄与することが可能となった。また、「世界遺産条約」及び「無形文化遺産保護条約」に基づく世界遺産や無形文化遺産の保護等に向けた取組や国際協力の実施が可能となった。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

ユネスコ分担金は、国連の分担率を準用して定められた分担率（平成 21 年の日本の分担率は 16.626%）に従ってユネスコの通常予算を支弁するものであり、我が国の拠出を通じて、ユネスコの組織運営並びにユネスコが取り組む、教育、自然科学、人文・社会科学、文化、情報・コミュニケーションの分野における国家間の協力を促進し、世界の平和と安全に寄与するという目的及びそれぞれの分野における知識・観念の創設、規範設定機能、クリアリング・ハウス機能、各分野における加盟国の能力開発、国際協力における触媒的機能という5つの機能の実施に貢献することが可能となった。

例えば、加盟国中の 58 か国から構成され我が国も委員国を務める執行委員会及びユネスコ総会（2年に1度開催）において、我が国はそのいずれにも積極的に関与し、我が国の意向を反映させたり、意見の合わない国々間の調整を行い、また、松浦事務局長（当時）の後任の選挙においても、我が国の動向が選挙戦を左右するとして注目を浴びるなど、大きな存在感とリーダーシップを発揮することが可能となった。

さらに、教育、科学、文化、情報・コミュニケーション分野において通常予算によって実施される国際協力のもとより、世界遺産基金および無形遺産基金分担金への拠出を通じて、人類全体の遺産である世界遺産および無形文化遺産を保護し、保存するための国際的な協力および援助の体制を確立するための国際貢献及び国際協力が可能となった。平成 21 年には、世界遺産条約締約国会議、同委員会、無形文化遺産保護条約締約国会議、同委員会それぞれの会合に出席し、我が国における有形・無形の文化財保護の豊富な知見を生かして議論に貢献した。特に無形文化遺産については、平成 19 年に我が国に於いて開催した第 2 回政府間委員会で日本が議長としてとりまとめた条約の運用指針が、平成 20 年 6 月に行われた無形文化遺産保護条約第 2 回締約国会合で採択され、我が国は条約による保護の枠組み始動に大きく貢献した。さらに、平成 21 年 9-10 月に開催された第 4 回政府間委員会においては、条約に基づく「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への初回記載が行われ、日本からは「雅楽」、「小千谷縮・越後上布」、「京都祇園祭の山鉦行事」など 13 件が記載され、「人類の口承及び無形文化遺産に関する傑作の宣言」（2001-2005）から統合された 3 件とあわせ、現在までに 16 件が記載されるなど、条約による無形文化遺産保護体制を構築するための第一歩を踏み出した。

課題

ユネスコにおいて扱われる分野は多岐に亘っており、また、喫緊の地球規模の課題にも取り組んでいることから、その活動の範囲は広がる方向にある。限られた予算においてさらなる効果的・効率的な運営を図るため、他の国連機関等との協力・連携も含め、松浦前事務局長の下で行われてきた行財政面での改革を一層推進させることが課題となっている。

施策の必要性

分担金の支払いは、ユネスコ憲章第 9 条に規定される加盟国の義務である。また、世界遺産基金および無形文化遺産基金については、それぞれ、「世界遺産条約」第 16 条 1 及び「無形文化遺産保護条約」第 26 条 1 に基づき締約国会議で決定された各締約国の分担金である。ユネスコは第二次大戦後に日本が最初に加盟した国連機関であり、教育、文化、科学、コミュニケーションの各分野における諸活動を通じて国際的な知的交流や国際協力を推進し、心に平和の砦を築くというユネスコ憲章の目的に寄与していくためにも、ユネスコへの貢献は不可欠である。

施策の有効性

我が国は第 2 位の財政貢献国であり、ユネスコ分担金に関しては、通常予算に対して我が国が支払う分担金により、ユネスコの組織運営や、教育、科学、文化、情報・コミュニケーションの各分野における諸活動の実施に貢献している。さらに、決められた分担金を確実に支払いユネスコの予算を支えていることは、ユネスコにおける日本のリーダーシップ及びプレゼンスの確保にも役立っている。

また、世界遺産基金および無形文化遺産基金分担金の支払いにより、「世界遺産条約」および「無形文化遺産保護条約」に基づく締約国会議等の開催や有意義な国際協力及び援助の実施を促進しているほ

か、これらの国際協力体制の運営に関する我が国の発言力の確保に役立っている。

施策の効率性

通常予算の分担金は国連分担金に準じ、国連との加盟国の相違等による若干の調整をした分担率に基づき決められており、合理的な資金の供与である。我が国はユネスコの行財政分野の議論にも積極的に参画しているが、ユネスコ事務局も、運営に係る予算は可能な限り無駄を省き、事業に係る予算については優先事項を設ける等、効率的な運営に取り組んでいる。

また、世界遺産基金及び無形文化遺産基金については、それぞれ条約に基づき締約国会議で決定された各締約国の分担金拠出であり、締約国の財政規模等に応じた合理的な資金の供与となっている。

投入資源

ユネスコ分担金	平成 21 年度	平成 22 年度
	4,673	4,748
世界遺産基金	54	51
無形遺産基金	54	51

単位：百万円

人的投入資源	平成 21 年度	平成 22 年度
	8	8

単位：人（本省職員）

外部要因

ユネスコにおいては、主として加盟国 193 か国の中から選挙で選ばれた 58 か国で構成される執行委員会において政策の議論が行われ、2年に1回行われる総会において意思決定が行われることとなっているが、その過程において必ずしも我が国の立場とは相容れない途上国の意向が反映されることもある。

目標の達成状況

評価の切り口 1： 国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)の活動に対する我が国の財政的支援

分担金はユネスコの通常予算を支弁するものであり、この拠出により、ユネスコの組織運営を図ると共に、その任務である教育、自然科学、社会科学、文化、情報・コミュニケーション分野における5つの機能—知識・観念の創設、規範設定機能、クリアリング・ハウス機能、各分野における加盟国の能力開発、国際協力における触媒的機能—を進展させ、各分野における活動の実施に貢献することができた。詳細は、事務事業①「国際連合教育科学文化機関（UNESCO:ユネスコ）分担金及び世界遺産基金分担金、無形文化遺産基金分担金」を参照。

評価の切り口 2： 国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)を通じた我が国の国際貢献

世界遺産基金および無形遺産基金分担金への拠出を通じて、人類全体の遺産である世界遺産および無形文化遺産を保護し、保存するための国際的な協力および援助の体制を確立するための国際貢献及び国際協力が進展した。具体的には、世界遺産委員会や無形文化遺産保護条約政府間委員会の開催及びこれら委員会の場での世界遺産一覧表や無形文化遺産代表一覧表への記載を通じ、各文化遺産のビジビリティが高まり、保護促進に貢献できた。詳細は、事務事業①「国際連合教育科学文化機関（UN

ESCO:ユネスコ) 分担金及び世界遺産基金分担金, 無形文化遺産基金分担金」を参照。

第三者の所見

川村 陶子 成蹊大学准教授

相互依存が進み, 異なる文化的背景をもった人びとが大量に越境移動・接触する今日の世界において, 「心の中に平和のとりでを」というユネスコの理念は, ますます重要なものとなっている。日本はユネスコに対し, これまで一貫して金銭面・人材面ともに積極的に貢献してきた。アメリカの復帰後も第二位の分担金額を支払い続けていることは, 松浦前事務局長の活躍とも相まって, 教育・文化・科学・情報コミュニケーションの国際協力における日本の存在感を国内外に印象づける大きな原動力となっている。世界遺産および無形文化遺産の保護は, ユネスコの諸活動の中でもとりわけ幅広く知られた事業である。無形文化遺産保護は日本のイニシアティブでつくられた事業であり, 登録件数も多い。分担金によって同事業を支えていくことは, 国際貢献の基本中の基本である。松浦事務局長の離任後, ユネスコにおいて日本が政策面でこれまでと同様の存在感を出すことは難しくなっていくと予想されるが, だからこそ見えない部分での財政的サポートが一層大切になってくるであろう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

ユネスコ憲章及び条約に規定された義務であることから今後も引き続き分担金拠出を通じて, ユネスコの活動に貢献していくが, その際には, 予算の適切な執行を求めるとともに, さらに効率的・効果的な運営がなされるよう, 執行委員国, 締約国会議等における議論に積極的に参加する。

事務事業の扱い (詳細は, 「事務事業評価版」をご覧ください)

- ① 国際連合教育科学文化機関 (UNESCO:ユネスコ) 分担金及び
世界遺産基金分担金, 無形文化遺産基金分担金 → 今のまま継続

平成 23 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

(参考) 本施策には, 上記評価シートで取り上げた国際連合教育科学文化機関 (UNESCO:ユネスコ) 分担金, 世界遺産基金分担金, 無形文化遺産基金分担金の他, 国際連合開発計画拠出金, 国際連合難民高等弁務官拠出金なども含まれている。本施策の下で投入資源の総額は次の通りである。

投入資源

VII-3の分担金・拠出金の予算総額	平成 21 年度	平成 22 年度
	46,583	40,762

単位: 百万円

政府開発援助に係る未着手・未了案件

(1) 未着手案件

北カランプラ超臨界火力発電所建設計画（I）【インド】	425
ガンジス川流域都市衛生環境改善計画（バラナシ）【インド】	427
ウッタール・プラデシュ州仏跡観光開発計画【インド】	429

政府開発援助に係る未着手案件

評価担当課室名	業務内容
国際協力局 国別開発協力第二課	南西アジア、中南米、中央アジア・コーカサス、アフガニスタンについての国別及び地域別の経済協力に関する計画の作成（例：国別援助計画の策定）、国別及び地域別の無償資金協力・技術協力・有償資金協力に関する計画の立案および実施。これらの地域についての経済協力に関する国際機関（例：米州開発銀行（IDB）など）等に関する業務。現地ベースの政策協議の実施を始めとする現地機能の強化。

北カランプラ超臨界火力発電所建設計画(Ⅰ)【インド】

施策所管局課 国別開発協力第二課

評価年月日 平成 22 年 3 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	インド
(2) 案件名	北カランプラ超臨界火力発電所建設計画(Ⅰ)
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>インド東部ジャルカンド州に設備出力 1,980MW(660MW×3基)の超臨界石炭火力発電所を建設し, 電力供給能力の向上を図り, もってインド東部・北部・西部地域の電力不足の緩和, 経済の活性化に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電設備建設 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日:平成 17 年3月 29 日 イ 供与限度額:159.16 億円 ウ 金利:0.75% エ 償還(据置)期間:15(5)年 オ 調達条件:一般アンタイト</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>事業計画時(2003 年度)におけるインド全国の電力需給は, ○年間必要電力量 559,264GWh に対して供給 519,398GWh(7.1%不足) ○ピーク時必要出力 84,574MW に対して供給 75,066MW(11.2%不足) と, 深刻な電力不足が生じていた。また, 本事業の主な裨益地域である北部・西部はインド全国の必要電力量の6割以上を占めている。</p>

	<p>一方, 2008 年度におけるインド全国の電力需給は, ○年間必要電力量 777,039GWh に対して供給 691,038GWh (11.1%不足) ○ピーク時必要出力 109,809MW に対して供給 96,785MW(11.9% 不足) と, 依然として需給ギャップが生じており, 本件の社会的ニーズに 関する大きな変化はないものと考えられる。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状 交換公文締結及び借款契約の後, 先方政府内にて挙げた事業 予定地の地下に埋蔵されている石炭の利用計画にかかる調整 等に時間を要している。石炭埋蔵に関し先方政府内で取り扱いに つき早期調整を行うよう引き続き JICA を通じ促す方針。</p>
<p>(2) 今後の対応 方針</p>	<p>貸付実行期限までに解決が見られない場合には, 事業のキャン セルを視野に入れ先方政府と調整を行う。</p>
<p>3. 政策評価を行 う過程において使 用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件一覧(http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース(http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表(平成 16 年度) (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/2004/index.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

ガンジス川流域都市衛生環境改善計画(バラナシ)【インド】

施策所管局課 国別開発協力第二課

評価年月日 平成 22 年 3 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	インド
(2) 案件名	ガンジス川流域都市衛生環境改善計画(バラナシ)
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>インド北部のウッタル・プラデシュ州バラナシ市において, 下水道施設の建設, 補修等を行うことにより下水処理能力を向上させ, 汚濁したガンジス川の水質改善を図るもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事 ・ 衛生向上対策 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日:平成 17 年3月 29 日 イ 供与限度額:111.84 億円 ウ 金利:0.75% エ 償還(据置)期間:40(10)年 オ 調達条件:一般アンタイト</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>事業計画時(2003 年度)には, 沐浴適格水質基準 BOD3mg/l 未満に対して最大 15mg/l と同事業対象地域の水質は著しく悪化していた。</p> <p>現在のバラナシ市付近においては, 当初計画時に比し, やや改善は見られるものの, なお BOD6.25mg/l (夏季平均) と沐浴適格水質基準 BOD3mg/l を超えており, 本件の社会的ニーズに関する大きな変化はないものと考えられる。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p>

	<p>本事業と関連する先方政府事業の進捗を踏まえた本事業計画の見直しに時間を要したため、事業開始に必要な先方政府の承認が遅延していた。現在、事業計画の見直しは完了し、先方政府内で承認に向けた調整を実施中。</p> <p>今後事業を進めるため、先方政府によるコンサルタントの雇用準備に際し、JICA が外部人材も活用して支援を行う予定。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>当初計画から社会的ニーズにも特段の変化が見られず、また、事業の進捗を妨げていた要因は解決されつつあることから、貸付を継続する。</p>
<p>3. 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表(平成 16 年度) (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/2004/index.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

ウッタール・プラデシュ州仏跡観光開発計画【インド】

施策所管局課 国別開発協力第二課

評価年月日 平成 22 年 3 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	インド
(2) 案件名	ウッタール・プラデシュ州仏跡観光開発計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>インド北部ウッタール・プラデシュ州の仏跡観光ルートにおいて, 道路等の観光基盤インフラの整備, 遺跡保護及び観光振興プログラム等を実施し, 観光産業の発展を通じた地域経済の活性化を図るもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光基盤整備 ・ 観光振興・地域開発プログラム ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日:平成 17 年3月 29 日 イ 供与限度額:94.95 億円 ウ 金利:1.3% エ 償還(据置)期間:30(10)年 オ 調達条件:一般アンタイト</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>本事業対象地区であるウッタール・プラデシュ州は, 八大仏跡のうち4つを抱えるものの, 道路事情の悪さなどの基礎インフラ整備が立ち後れ, 観光資源の有効活用を阻害している状況である。</p> <p>現在も「ウッタール・プラデシュ州観光政策」において, 仏跡サーキットを最優先で開発していくとされており, 更に, 同州開発計画においても道路ネットワークなどの経済インフラ整備の優先的な実施が計画されている。このことから, 本</p>

	<p>件の社会的ニーズに関する大きな変化はないものと考えられる。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>コンサルタント入札不調及び先方政府にて事業内容の大幅な変更を検討したことにより事業が遅延したが、現在、コンサルタント選定のための入札を再度実施すべく、入札準備を先方政府が行っており、先方政府に対し JICA を通じて早期の入札実施を促している。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>当初計画から社会的ニーズにも特段の変化が見られず、また、事業の進捗を妨げていた要因は解決されつつあることから、貸付を継続する。</p>
<p>3. 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anzen/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表(平成 16 年度) (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/2004/index.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

(2) 未了案件

地方上下水道整備計画【ペルー】	433
高等教育基金借款事業(2)【マレーシア】	435
ボジュイク・メケジェ道路改良事業【トルコ】	437
地方給水事業【チュニジア】	439
環境モデル都市事業(貴陽)【中国】	441
湖南省都市洪水対策事業【中国】	443
湖北省都市洪水対策事業【中国】	445
江西省都市洪水対策事業【中国】	447
ベトナムテレビ放送センター建設事業【ベトナム】	449
全国下水処理事業【マレーシア】	451

政府開発援助に係る未了案件

評価担当課室名	業務内容
国際協力局 国別開発協力第一課	東アジア、東南アジア、大洋州についての国別及び地域別の経済協力に関する計画の作成(例:国別援助計画の策定)、国別及び地域別の無償資金協力・技術協力・有償資金協力に関する計画の立案及び実施。東アジア、東南アジア、大洋州地域についての経済協力に関する国際機関等(例:アジア開発銀行(ADB)など)に関する業務。現地ベースの政策協議の実施を始めとする現地機能の強化。
国別開発協力第二課	南西アジア、中南米、中央アジア・コーカサス、アフガニスタンについての国別及び地域別の経済協力に関する計画の作成(例:国別援助計画の策定)、国別及び地域別の無償資金協力・技術協力・有償資金協力に関する計画の立案および実施。これらの地域についての経済協力に関する国際機関(例:米州開発銀行(IDB)など)等に関する業務。現地ベースの政策協議の実施を始めとする現地機能の強化。
国別開発協力第三課	欧州、中東、アフリカについての国別及び地域別の経済協力に関する計画の作成(例:国別援助計画の策定)、国別及び地域別の無償資金協力・技術協力・有償資金協力に関する計画の立案および実施。これらの地域についての経済協力に関する国際機関(例:アフリカ開発銀行(AfDB)、欧州復興開発銀行(EBRD)など)等に関する業務。現地ベースの政策協議の実施を始めとする現地機能の強化。

地方上下水道整備計画【ペルー】

施策所管局課 国別開発協力第二課

評価年月日 平成 21 年 4 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	ペルー
(2) 案件名	地方上下水道整備計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>既存の上下水道設備を修復・拡張することによって, 当該地区の環境及び衛生状況の改善を図るもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日:平成 11 年4月6日 イ 供与限度額:139.01 億円 ウ 金利:1.70%/0.75% エ 償還(据置)期間:25(7)年/40(10)年 オ 調達条件:一般アンタイト/部分アンタイト/二国間タイト</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>上水道整備に関し, 事業計画当初, ピウラ市では, 井戸 25 本を水源として飲料水を供給していたが, 塩分濃度が高く(WTO 基準値 250ppm に対し, データ取得可能な 17 の井戸における平均値 396.5ppm), 一方, チンボテ市では, エルニーニョ現象による被害, 施設の老朽化等により, 漏水率は 48%であった。</p> <p>また, 下水道整備に関しては, 両市ともに国家上下水道局の定める規制値に達していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家上下水道局の定める規制値(単位:mg/l) BOD:80.0, SS 50.0 ・ ピウラ市(単位:mg/l)

	<p>BOD:設備不備により計測不可, SS:150.0</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チンボテ市(単位:mg/l) <p>BOD:86.0, SS:155.0</p> <p>同国政府は貧困対策の中でも最重要視される「万人の水」プログラムに基づき, 上下水道整備を進めており, 本事業はピウラ市およびチンボテ市における重要な事業となっているところ, 社会的ニーズは引き続き大きい。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>地方自治体の首長交代に伴う事業実施方法の再検討が行われたこと, また入札不調により再入札を実施した結果, 工事開始までに追加的な期間を要したことにより遅延が発生したが, 現在事業は順調に進捗している。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>先方政府はこれまでと同様に本事業に高い優先度を置いている他, 事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており, 事業完成後は当初の見込み通りの効果が予測されることから, 事業継続に問題はない。</p>
<p>3. 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件一覧(http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース(http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

高等教育基金借款事業(2)【マレーシア】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 21 年 4 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	マレーシア
(2) 案件名	高等教育基金借款事業(2)
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>マレーシアの留学希望者に, 日本の理工系学部に進学するための奨学金を供与することにより, 学部生 400 名, 大学院生 140 名を対象に, 日本の大学の理工系学部及び大学院への留学を実施し, 同国における技術者の育成を図るもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 留学研修事業 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日:平成 11 年4月 27 日 イ 供与限度額:52.85 億円 ウ 金利:0.75% エ 償還(据置)期間:40(10)年 オ 調達条件:一般アンタイト</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>マレーシア第9次計画(2006-2010)においては, 高等教育機関入学者のさらなる拡大(在籍割合を 2010 年までに 40%に拡大), 大学院入学者数のさらなる拡大(学士の大学院進学割合を 2010 年までに 25%拡大)が掲げられており, 本事業は引き続き優先度が高いと考えられる。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>当初より貸付実行期限を 10 年(2009 年末)としたものである。</p>

<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>貸付完了を目指し、先方政府との調整に努める（その結果、2009年6月に貸付完了済）。</p>
<p>3. 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anzen/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

ボジュイク・メケジェ道路改良事業【トルコ】

施策所管局課 国別開発協力第三課

評価年月日 平成 21 年 8 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	トルコ
(2) 案件名	ボジュイク・メケジェ道路改良事業
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>ボジュイク・メケジェ区間(75km)を, 既存2車線から4車線に拡幅するとともに, 交通渋滞の激しいボジュイク市街地にバイパス(11km)を建設することにより, 増加する道路輸送需要への対応を図り, もって, 物流の円滑化による同国の産業の振興を支援することを目的とするものである。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日:平成 11 年8月 13 日 イ 供与限度額:293.67 億円 ウ 金利:2.20%/0.75% エ 償還(据置)期間:25(7)年/40(10)年 オ 調達条件:一般アンタイト/二国間タイト</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>本事業における道路はトルコを南北に結ぶ主要国道に位置し, 国道投資計画における最優先事業のひとつとなっている。また, 事業計画当初, 交通量は一日平均約 7 千台であったものが, 2015 年には 2 万台になると予測されている。トルコの南北をつなぎ, 同国西部(マルマラ地域)の工業製品及び南部(地中海地域)の農産品等の物流に利用される重要な道路であり, 社会的ニーズは引き続き高い。</p>

	<p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>調達手続きの遅延及び、2001年の経済危機の影響によるトルコ政府内における予算不足に伴い、事業進捗に影響があったものの、その後財政状況は好転した。なお、その後主要工事はほぼ終了し(2010年1月に首相臨席下で開通式を実施した)、残工事を含め、現在事業は順調に進捗している。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られない他、事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、現在貸付の最終段階にある。</p>
<p>3. 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件一覧(http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース(http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

地方給水事業【チュニジア】

施策所管局課 国別開発協力第三課

評価年月日 平成 22 年 2 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	チュニジア
(2) 案件名	地方給水事業
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>給水率の低い地方部において小規模な給水インフラ整備を行うものであり, 地方給水率の向上と併せて, 地域住民の社会・生活環境の向上を目的とするもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日:平成 12 年2月4日 イ 供与限度額:33.52 億円 ウ 金利:1.70%/0.75% エ 償還(据置)期間:25(7)年/40(10)年 オ 調達条件:一般アンタイト/二国間タイト</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>当初 1998 年の時点で地方における給水率は, 59%であったが, 本案件を含むチュニジア全土の地方部給水事業の実施により, 2007 年には 92.1%を達成している。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>当初計画は予定どおり完了した。他方, 給水率の低い地域に給水施設を追加的に建設し, 裨益人口を拡大することにより, 当該事業のより高い効果が見込まれたところ, 当初供与限度額の範囲内で追加的建設を実施。そのため, 事業完了までの期間が 10 年を超えることとなったが, 本件追加分について</p>

	ても予定どおりの完了を予定している。
(2) 今後の対応方針	追加建設分も順調に工事が進捗しており、予定どおり計画が終了する予定。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anzen/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件一覧(http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース(http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

環境モデル都市事業(貴陽)【中国】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 22 年 3 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	中国
(2) 案件名	環境モデル都市事業(貴陽)
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>本事業は, ガス供給事業及び各種工場における大気汚染対策等を行うことにより, 貴陽市における大気汚染等の改善を図るものである。借款資金は, ガスタンク, 集塵機等ガス供給整備, 工場汚染源対策等に必要な資機材の調達に充当される。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資機材調達 <p>ア 閣議決定日:平成 12 年3月 24 日 イ 供与限度額:62.66 億円 ウ 金利:0.75% エ 償還(据置)期間:40(10)年 オ 調達条件:二国間タイド</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>事業計画当時の環境指標は 二酸化硫黄 (SO₂) 濃度 0.42 総浮遊粒子物質 (TSP) 濃度 0.35 窒素酸化物 (Nox)濃度 0.047</p> <p>であり, SO₂, TSP は国家基準値(それぞれ 0.06, 0.20)を満たせないほど悪化していたが, 本事業の実施により SO₂ 排出削減量 3.43 万トン/年 煤塵(粉塵) 排出削減量 2.84 万トン/年 水銀 生産方法の変更により水銀の排出がなくなる</p>

	<p>などの効果が見込まれている。</p> <p>中国における第11次5カ年計画（2006年-2010年）においても、「二酸化硫黄排出量10%削減の達成を確保して、酸性雨の拡大を食い止める」とともに、「大気汚染の総合的な防止・処理を重点に、都市と地域の大気環境の質的改善に努める」としており、本事業に関する社会的ニーズは依然として高い。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>自然災害による工事の一時中断及びプラントで使用する材料価格高騰による資金調達調整に時間を要し、事業に遅延が生じたが、現在事業は順調に進捗している。2011年1月の貸付実行期限内に完了すべく、実施機関との連絡を密にし、適切な案件監理を実施している。</p>
<p>（2）今後の対応方針</p>	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られず、事業完成後は当初の見込み通りの効果が見込まれる他、事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しているため、貸付を継続する。</p>
<p>3. 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

湖南省都市洪水対策事業【中国】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 22 年 3 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	中国
(2) 案件名	湖南省都市洪水対策事業
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>本事業は直接的な洪水予防策として, 湖南省洞庭湖周辺地域の大都市及び中小都市の堤防・水門・ポンプ場の建設及び改修を行うことにより各都市の治水能力向上を図るものである。借款資金は, ポンプ場機材調達, 建設費, 堤防改修工事費等に充当される。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事 ・ 資機材調達 <p>ア 閣議決定日:平成 12 年3月 24 日 イ 供与限度額:240.00 億円 ウ 金利:0.75% エ 償還(据置)期間:40(10)年 オ 調達条件:二国間タイド</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>長江流域は 31 年, 54 年及び 98 年に 50 年~100 年確率の大洪水に見舞われている。98 年の大洪水(湖南省, 江西省及び湖北省の各支川流域)では, 被災者約 2 億 2,300 万人, 被害総額約 3 兆円となった。</p> <p>中国における第 11 次 5 カ年計画(2006 年-2010 年)によると, 同国の洪水対策は依然として十分ではなく, 2001 年から 2005 年における洪水被害額は平均 GDP の 0.71%となっており, 大規模洪水が起こった際の被害は極めて大きく, 引き続</p>

	<p>き洪水対策は同国の重要課題とされている。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状 自然災害による工事の一時中断及び資機材価格高騰による資金調達調整に時間を要したため事業に遅延が生じた。現在事業は順調に進捗しており、2011年1月の貸付実行期限内に完了すべく、実施機関との連絡を密にし、適切な案件監理を実施している。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られず、事業完成後は当初の見込み通りの効果が見込まれる他、事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しているため、貸付を継続する。</p>
<p>3. 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

湖北省都市洪水対策事業【中国】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 22 年 3 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	中国
(2) 案件名	湖北省都市洪水対策事業
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>本事業は直接的な洪水予防策として, 湖北省江漢平野の大都市及び中小都市の堤防・水門・ポンプ場の建設及び改修を行うことにより各都市の治水能力向上を図るものである。借款資金は, ポンプ場機材調達, 建設費, 堤防改修工事費等に充当される。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事 ・ 資機材調達 <p>ア 閣議決定日:平成 12 年3月 24 日 イ 供与限度額:130.00 億円 ウ 金利:0.75% エ 償還(据置)期間:40(10)年 オ 調達条件:二国間タイド</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>長江流域は 31 年, 54 年及び 98 年に 50 年~100 年確率の大洪水に見舞われている。98 年の大洪水(湖南省, 江西省及び湖北省の各支川流域)では, 被災者約 2 億 2,300 万人, 被害総額約 3 兆円となった。</p> <p>中国における第 11 次 5 カ年計画(2006 年-2010 年)によると, 同国の洪水対策は依然として十分ではなく, 2001 年から 2005 年における洪水被害額は平均 GDP の 0.71%となっており, 大規模洪水が起こった際の被害は極めて大きく, 引き続</p>

	<p>き洪水対策は同国の重要課題とされている。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状 自然災害による工事の一時中断及び一部設計変更等に時間を要したため事業に遅延が生じた。現在事業は順調に進捗しており、2011年4月の貸付実行期限内に完了すべく、実施機関との連絡を密にし、適切な案件監理を実施している。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られず、事業完成後は当初の見込み通りの効果が見込まれる他、事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しているため、貸付を継続する。</p>
<p>3. 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

江西省都市洪水対策事業【中国】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 22 年 3 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	中国
(2) 案件名	江西省都市洪水対策事業
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>本事業は直接的な洪水予防策として, 江西ポーヤン湖周辺地域の各都市の堤防・水門・ポンプ場の建設及び改修を行うことにより各都市の治水能力向上を図るものである。借款資金は, ポンプ場機材調達, 建設費, 堤防改修工事費等に充当される。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建設工事・ 資機材調達 <p>ア 閣議決定日:平成 12 年3月 24 日 イ 供与限度額:110.00 億円 ウ 金利:0.75% エ 償還(据置)期間:40(10)年 オ 調達条件:二国間タイド</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>長江流域は 31 年, 54 年及び 98 年に 50 年~100 年確率の大洪水に見舞われている。98 年の大洪水(湖南省, 江西省及び湖北省の各支川流域)では, 被災者約 2 億 2,300 万人, 被害総額約 3 兆円となった。</p> <p>中国における第 11 次 5 カ年計画(2006 年-2010 年)によると, 同国の洪水対策は依然として十分ではなく, 2001 年から 2005 年における洪水被害額は平均 GDP の 0.71%となっており, 大規模洪水が起こった際の被害は極めて大きく, 引き続</p>

	<p>き洪水対策は同国の重要課題とされている。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状 自然災害による工事の一時中断及び国内の承認取得等に時間を要したため事業に遅延が生じた。現在事業は順調に進捗しており、2011年3月の貸付実行期限内に完了すべく、実施機関との連絡を密にし、適切な案件監理を実施している。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られず、事業完成後は当初の見込み通りの効果が見込まれる他、事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しているため、貸付を継続する。</p>
<p>3. 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

ベトナムテレビ放送センター建設事業【ベトナム】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 22 年 3 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	ベトナム
(2) 案件名	ベトナムテレビ放送センター建設事業
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>放送時間の拡大と番組制作能力の向上を図るための放送センター建設により, 国民のニーズに合った情報提供を行い, 教育・知識水準の向上を目指すもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日:平成 12 年3月 28 日 イ 供与限度額:195.48 億円 ウ 金利:1.80%/0.75% エ 償還(据置)期間:30(10)/40(10)年 オ 調達条件:一般アンタイド/二国間タイド</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>遠隔地, 山岳地域に住む少数民族等を含め国民に対して, 必要な情報を適時に提供出来るテレビ放送の整備は, 人材育成等に資し, 啓蒙活動をより一層強化するための最も効果的・効率的な媒体として認識されている。他方, 自主制作率は 30% に留まり, 設備・技術不足がテレビ放送による啓蒙活動等のボトルネックとなっている。</p> <p>当初計画時と現在も状況は変わらず, 経済の急成長により都市部と地方・山岳地帯との間では依然として経済的な格差が拡大しており, 格差是正のためにはテレビ放送による最新の技術, 科学知識の普及, 保健医療関係の啓蒙や教育の機会</p>

	<p>均等の促進が引き続き重要である。テレビ放送分野における放送時間の拡大及び30%に過ぎない番組の自主制作率を高めるために必要な番組制作設備・技術も不足しており、引き続き当該事業の必要性は認められる。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>施工契約の中断、施工業者の再選定により事業が遅延したが、現在新規施工業者の選定が終わり、契約手続きが進行中であり、ベトナム政府内承認手続を経て、近く工事が再開される見込みである。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、社会的ニーズが依然として高く、案件の効果が見込まれることから、貸付を継続する。</p>
<p>3. 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anzen/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

全国下水処理事業【マレーシア】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 22 年 3 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	マレーシア
(2) 案件名	全国下水処理事業
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>下水処理場及び汚泥処理場等関連設備を建設し, マレーシアの全国的な公衆衛生環境の改善を図ると共に自然環境の保全を図るもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日:平成 12 年3月 31 日 イ 供与限度額:484.89 億円 ウ 金利:0.75% エ 償還(据置)期間:40(10)年 オ 調達条件:一般アンタイト</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>マレーシアは, 1999 年に政府予算で大規模下水処理施設, 汚泥処理場を建設することを決定し, 本事業は先方政府の政策を受け, 全国 13 箇所の下水・汚水処理場の建設を支援するもの。</p> <p>事業効果として, 下水道施設普及率(下水道及び浄化槽への人口普及率)の上昇, 及び河川の水質改善が期待される。</p> <p>1998 年 下水道施設普及率 38.8% (下水道 21.3%, 浄化槽 17.5%)</p> <p>事業完了後の下水道普及率 51.4% (下水道 27%, 浄化槽 24.4%)</p>

	<p>本事業の完成後、後続事業として先方政府により更なる下水処理場の建設が計画されており、当該事業の必要性は引き続き高い。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>調達手続き及び一部設計見直しに伴い遅延したものの、遅延要因は解消済みであり、現在事業は順調に進捗している。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>事業完成後は当初の見込み通りの効果が見込まれる他、事業の進捗を妨げていた要因は既に解決し、現在貸付の最終段階にある。</p>
<p>3. 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件一覧(http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース(http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

[事前評価]

- (1) 無償資金協力案件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 455
- (2) 有償資金協力案件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 457

(注) 本評価は、外務省ホームページ→政府開発援助（ODA）ホームページ→評価→評価結果→政策評価法に基づく事前・事後評価報告書（事前評価 2009 年度）に掲載されている。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka05.html

事前評価

評価担当課室名	業務内容
国際協力局 国別開発協力第一課	東アジア、東南アジア、大洋州についての国別及び地域別の経済協力に関する計画の作成（例：国別援助計画の策定）、国別及び地域別の無償資金協力・技術協力・有償資金協力に関する計画の立案及び実施。東アジア、東南アジア、大洋州地域についての経済協力に関する国際機関等（例：アジア開発銀行（ADB）など）に関する業務。現地ベースの政策協議の実施を始めとする現地機能の強化。
国別開発協力第二課	南西アジア、中南米、中央アジア・コーカサス、アフガニスタンについての国別及び地域別の経済協力に関する計画の作成（例：国別援助計画の策定）、国別及び地域別の無償資金協力・技術協力・有償資金協力に関する計画の立案および実施。これらの地域についての経済協力に関する国際機関（例：米州開発銀行（IDB）など）等に関する業務。現地ベースの政策協議の実施を始めとする現地機能の強化。
国別開発協力第三課	欧州、中東、アフリカについての国別及び地域別の経済協力に関する計画の作成（例：国別援助計画の策定）、国別及び地域別の無償資金協力・技術協力・有償資金協力に関する計画の立案および実施。これらの地域についての経済協力に関する国際機関（例：アフリカ開発銀行（AfDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）など）等に関する業務。現地ベースの政策協議の実施を始めとする現地機能の強化。

（注）平成 21 年 7 月 27 日（国際協力局の機構改革が実施された日）以前に行われた事前評価の担当課室及び業務内容は、以下のとおりとなっている。

評価担当課室名	業務内容
国際協力局 無償資金・技術協力課	無償資金協力及び技術協力に関する業務
有償資金協力課	円借款に関する業務

2009 年度政策評価法に基づく事前評価案件一覧表

1. 無償資金協力

無償資金協力（政策評価法及び関連政令に基づき、E/N 供与限度額 10 億円以上の一般プロジェクト無償等について、事前評価を行っています。）

国名	案件	交換公文署名日
モンゴル国	ウランバートル市高架橋建設計画	平成 21 年 5 月 27 日
タンザニア連合共和国	ムワンザ州及びマラ州給水計画	平成 21 年 5 月 27 日
ボリビア多民族国	コチャバンバ市南東部上水道施設改善計画	平成 21 年 5 月 29 日
セネガル共和国	タンバクンダ州及びケドゥグ州保健施設整備計画	平成 21 年 5 月 29 日
アンティグア・バーブーダ	バーブーダ島零細漁業施設整備計画	平成 21 年 6 月 4 日
ソロモン諸島	ギゾ病院再建計画	平成 21 年 6 月 17 日
ソロモン諸島	ホニアラ市及びアウキ市給水設備改善計画	平成 21 年 6 月 17 日
フィリピン共和国	カミギン島防災復旧計画	平成 21 年 6 月 18 日
ブータン王国	第三次橋梁架け替え計画	平成 21 年 6 月 19 日
ネパール連邦民主共和国	シンズリ道路建設計画（第三工区）	平成 21 年 6 月 23 日
パプアニューギニア独立国	ブーゲンビル海岸幹線道路橋梁整備計画	平成 21 年 6 月 25 日
ガボン共和国	リーブルビル零細漁業支援センター建設計画	平成 21 年 6 月 26 日
ブルキナファソ	中央プラトー及び南部中央地方飲料水給水計画	平成 21 年 6 月 27 日
中央アフリカ共和国	小学校建設計画	平成 21 年 7 月 1 日
ケニア共和国	カプサベット上水道拡張計画	平成 21 年 7 月 6 日
ガーナ共和国	国道 8 号線改修計画	平成 21 年 7 月 7 日
マリ共和国	第三次マリ-セネガル南回廊道路橋梁建設計画	平成 21 年 7 月 8 日
エチオピア連邦民主共和国	オロミア州給水計画	平成 21 年 7 月 16 日
カンボジア王国	国道一号線改修計画（第 3 期）	平成 21 年 7 月 30 日
ヨルダン・ハシェミット王国	空港治安対策強化計画	平成 21 年 8 月 10 日
モンゴル国	第四次初等教育施設整備計画	平成 21 年 8 月 18 日
ザンビア共和国	ンドラ市及びキトウェ市道路網整備計画	平成 21 年 8 月 28 日

国名	案件	交換公文署名日
ボリビア多民族国	ポトシ市リオ・サンファン系上水道施設整備計画	平成 21 年 10 月 22 日
モザンビーク共和国	中学校建設計画	平成 21 年 10 月 27 日
フィリピン共和国	気象レーダーシステム整備計画	平成 21 年 10 月 30 日
ペルー共和国	国立障害者リハビリテーション・センター建設計画	平成 21 年 11 月 10 日
コンゴ民主共和国	キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画	平成 21 年 11 月 30 日
タンザニア連合共和国	マサシーマンガツカ間道路整備計画 (3/3)	平成 21 年 12 月 3 日
インドネシア共和国	ニアス島橋梁復旧計画	平成 21 年 12 月 10 日
グレナダ国	ゴープ伝統的水産基盤改善計画	平成 21 年 12 月 22 日
グアテマラ共和国	クリーン・エネルギーによる北部村落生産活動促進計画	平成 22 年 1 月 27 日
コンゴ民主共和国	ンガリエマ浄水場改修計画	平成 22 年 2 月 16 日
ヨルダン・ハシェミット王国	上水道エネルギー効率改善計画	平成 22 年 2 月 28 日
パレスチナ自治区	ヨルダン渓谷コミュニティのための公共サービス活動支援計画	平成 22 年 3 月 2 日
フィリピン共和国	オーロラ記念病院改善計画	平成 22 年 3 月 15 日
セネガル共和国	タンバクンダ州給水施設整備計画	平成 22 年 3 月 19 日
ルワンダ共和国	第二次地方給水計画	平成 22 年 3 月 26 日
スリランカ民主社会主義共和国	ジャフナ教育病院中央機能改善計画	平成 22 年 3 月 26 日

2. 有償資金協力

有償資金協力（政策評価法及び関連政令に基づき、E/N 供与限度額 150 億円以上の円借款プロジェクトについて、事前評価を行っています。）

国名	案件	交換公文署名日
フィリピン共和国	物流インフラ開発計画	平成 21 年 6 月 18 日
ベトナム社会主義共和国	タイビン火力発電所及び送電線建設計画（第一期）	平成 21 年 10 月 26 日
ベトナム社会主義共和国	貧困地域小規模インフラ整備計画（第三期）	平成 21 年 10 月 26 日
ベトナム社会主義共和国	中小企業支援計画（第三期）	平成 21 年 10 月 26 日
ベトナム社会主義共和国	第八次貧困削減支援貸付（景気刺激支援含む）	平成 21 年 11 月 7 日
インドネシア共和国	第二次気候変動対策プログラム・ローン（景気刺激支援含む）	平成 21 年 12 月 10 日
グルジア	東西ハイウェイ整備計画	平成 21 年 12 月 16 日
イラク共和国	中西部上水道セクターローン	平成 22 年 2 月 21 日
イラク共和国	アル・アッカーズ火力発電所建設計画	平成 22 年 2 月 21 日
イラク共和国	デラロック水力発電所建設計画	平成 22 年 2 月 21 日
ルーマニア	ブカレスト国際空港アクセス鉄道建設計画	平成 22 年 3 月 10 日
エジプト・アラブ共和国	ガルフ・エル・ゼイト風力発電計画	平成 22 年 3 月 15 日
インドネシア共和国	ルムットバライ地熱発電計画	平成 22 年 3 月 18 日
インドネシア共和国	ジャワ・スマトラ連系送電線計画（第一期）	平成 22 年 3 月 18 日
モロッコ王国	地方都市上水道整備計画	平成 22 年 3 月 19 日
インド	デリー高速輸送システム建設計画（フェーズ 2）（第五期）	平成 22 年 3 月 29 日
インド	コルカタ東西地下鉄建設計画（第二期）	平成 22 年 3 月 29 日
インド	チェンナイ地下鉄建設計画（第二期）	平成 22 年 3 月 29 日
インド	貨物専用鉄道建設計画（フェーズ 1）（第二期）	平成 22 年 3 月 29 日
ケニア共和国	オルカリア I 4・5号機地熱発電計画	平成 22 年 3 月 30 日
パキスタン・イスラム共和国	全国基幹送電網拡充計画	平成 22 年 3 月 31 日

外務省

Ministry of Foreign Affairs

外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>